

目 次

I 総括的概要	1
II 事項別状況	30
1. 法人の概要	30
2. 定款および規約等	32
(1) 定 款	32
(2) 規約（規則・規程）	33
3. 組 織	33
(1) 会 員	34
(2) 特別会員	34
(3) 第25期役員	35
(4) 第25期議員	37
(5) 第25期委員会	38
(6) 第25期特別顧問	39
(7) 第25期顧問・参与	39
4. 選挙および選任等	40
(1) 議 員	40
(2) 常 議 員	40
(3) 役 員 等	40
(4) 顧問・参与	40
5. 事 務 局	41
6. 庶 務	43
(1) 文 書	43
(2) 叙勲・国家褒章・表彰	43
(3) 慶弔・その他	45
7. 会 議	46
(1) 会員総会	46
(2) 議員総会	60
(3) 常議員会	63
(4) 監 事 会	66
(5) 委 員 会	67
(6) 特別委員会	72
(7) 小委員会等	73
(8) 政策委員会	79
(9) 日本商工会議所会頭・副会頭会議	80
(10) その他の会議	81

8. 事業	87
(1) 各種事業活動	87
1 国際会議等	87
2 レセプション・懇談会等	105
3 貿易振興事業	107
4 在外日本(人)商工会議所との連携	109
5 中小企業国際化対策事業	110
6 情報化推進事業	112
7 情報通信技術活用研修事業	119
8 中小企業景況調査事業	120
9 C C I - L O B O 調査事業	120
10 P L 保険制度	120
11 解雇をめぐる紛争の未然防止及び早期解決に向けた取組の促進事業	121
12 電源立地推進広報事業	121
13 職域児童育成事業	122
14 J A N メーカコードの登録受付業務	124
15 倒産防止特別相談事業	125
16 消費税円滑化対策事業	128
17 企業等 O B 人材活用推進事業	129
18 創業人材育成事業	131
19 Chambers カード事業・慶弔サービス事業	136
20 休業補償プラン	136
21 広報事業	137
22 1 級販売士資格更新講習会	144
23 D C プランナー資格更新通信教育講座	144
24 青年部関係事業	145
25 女性会関係事業	150
26 「キダム」商工会議所会員優待サービス事業	153
(2) 意見活動	154
(3) 刊行物等	299
(4) 技術・技能の普及	300
(5) 経営改善普及事業	310
(6) 研修会等	312
(7) 後援・協賛事業	321
9. 対処すべき課題	326
Ⅲ 関係団体等	327
1. (財)全国商工会議所共済会	327
2. 日本珠算連盟	328
3. 国際珠算協会日本国内委員会	329

4. (社)日本販売士協会	330
5. 全国観光土産品連盟	331
6. 全国観光土産品公正取引協議会	332
7. (財)日本産業協会	333
8. (財)日本産業デザイン振興会	334
9. (社)日本商事仲裁協会	335
10. (財)日本ファッション協会	337
11. (株)キャリアック (商工会議所福利研修センター)	338
12. (財)日本容器包装リサイクル協会	339
13. 商工会議所年金教育センター	340

I 総括的概要

平成 15 年度のわが国経済は、米国や中国に対する輸出の拡大と、国内のデジタル家電の好調に支えられ、平成 15 年 4 月に 7,600 円台まで落ち込んだ日経平均株価も、年度末には 1 万 1 千円台後半まで回復を遂げるなど、年度後半より緩やかな回復基調を示し始めた。しかし、L O B O（早期景気観測）調査において依然 D I 値はマイナス水準に止まり、非製造業部門、特に中小企業や地域経済における足元の景況感はまだまだ回復の実感が乏しく、厳しい状況にあった。

このため当所では、15 年末の予算編成や税制改正等のタイミングに合わせて、デフレ克服を最優先とした経済運営の実施、信頼性の高い社会保障制度改革の断行、事業承継をはじめとする中小企業関係税制及び中小企業対策予算の大幅な拡充等を強力に求めた。こうした働きかけの結果、政府において緊縮型の予算編成が継続される中で、平成 16 年度については中小企業対策関連予算として総額 1,738 億円（前年比 0.5%増）の予算が確保されることとなった。

他方、自由貿易を推進する W T O 新ラウンドを補完する形で、世界各国・各地域間で経済連携協定（E P A）、自由貿易協定（F T A）締結の動きが活発な中、わが国ではメキシコ・韓国・マレーシア・フィリピン・タイ等との間で E P A・F T A に向けた政府間交渉が行われた。当所では、二国間・多国間経済委員会の活発化などを通じ E P A・F T A の推進を応援しつつ、商工会議所が行う特惠原産地証明制度のあり方の研究に取り組んだ。

また、経済産業省の理解を得て、商工会議所同士の合併手続き規定の創設や特定商工業者制度の見直し等に係る商工会議所法の改正が、昭和 28 年以来約 50 年ぶりに行われることとなった。

こうした情勢下、当所においては、山口会頭の強力なリーダーシップのもと、各地商工会議所と緊密な連携をはかりつつ、以下の 6 項目を中心に、『健康な日本』の創造に向けて積極的に取り組んだ。

平成 15 年度事業活動項目
1. 全国商工会議所の総力を結集した迅速・的確な政策提言活動の展開
2. 中小企業の再生、セーフティネットの整備・拡充、成長・発展支援
3. 地域産業空洞化問題の克服と総合的な街づくりの推進
4. 経済のグローバル化に対応した国際交流の積極的な展開
5. I T 時代に対応した商工会議所事業の展開
6. 全国商工会議所の組織・財政基盤強化と交流、合併・連携の支援

とりわけ、特徴的な成果<トピックス>としては、次のような事項があげられる。

平成 15 年度事業活動の特徴的な成果<トピックス>

I. 政策提言活動

長期低迷するわが国の景気回復を図り、『健康な日本』の創造を実現するため、全国商工会議所の総力を結集して、デフレ克服を最優先とした経済運営の実施、税体系や財政構造全体を合わせた一体的で受け入れ可能な信頼性の高い社会保障制度改革の断行、事業承継を始めとする中小企業関係税制、中小企業対策予算の大幅な拡充等の中小企業対策の拡充強化を要望した結果、政府は平成 16 年度予算において、平成 15 年度比で一般会計総額 0.4%増、一般歳出 0.1%増の緊縮型の予算案を編成した中で、中小企業対策関連予算については、総額 1,738 億円（前年度比 0.5%増）の予算が確保された。

II. 税制改正

デフレ克服のための緊急措置として、①住宅税制の拡充、②証券税制の拡充、③土地税制の拡充、④投資促進・研究開発税制の拡充整備、⑤ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡大を 9 月に要望した結果、住宅ローン減税の適用年限の延長・法人の土地譲渡益重課課税制度に関わる年限延長・長期譲渡所得課税の特例措置の恒久化、投資促進・研究開発税制の適用期限延長等の変更が行われた。また、事業承継税制については、相続税の課税価格の上限引き上げ、非上場株式等の譲渡に関わる税の軽減等が図られた。

III. 創業・経営革新支援と金融対策の強化

新規創業希望者を支援するため、昨年度に引き続いて創業塾を全国各地で開催し（5,174 名参加）、創業・経営革新を支援するため各地商工会議所の先進的な事例や創業・経営革新支援のポイントを紹介するとともに、ホームページを通じて「創業事例集」を公開した。また、中小企業の技術開発支援、産学連携事業の普及推進に向け、S B I R 推進フォーラムを開催するなど、積極的に取り組んだ。さらに、優れた経営ノウハウや技術開発能力等を有する企業等 O B 人材と、新事業展開等を図ろうとする中小企業とのマッチングを支援する「企業等 O B 人材活用推進事業」を全国展開し、全国で 1,306 名の O B 人材が登録され、291 件のマッチングが成立した。

一方、中小企業の資金調達の安定化・円滑化を図るため、9 月に「中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望」を始めとする要望を行った。その結果、金融検査マニュアル別冊の「中小企業の成長性」を尊重した改訂、中小企業再生支援協議会の機能強化などの成果が見られた。

IV. 地域産業空洞化問題への対応と観光振興策の提言

15 年 3 月に取りまとめた「地域で取り組むべき産業空洞化対策に関する提言」に基づき、各地商工会議所の会員・役職員を対象としたセミナーの実施、J E T R O など関係 9 機関との「地域産業空洞化克服のための関係機関協議会（ものづくり支援協議会）」の設置とワンストップ・ステーション化推進、地域産業空洞化に関する定量分析調査、ホームページ「ものづくり情報ナビゲーター」による情報提供等を行った。

一方、内需・消費振興、地域活性化、雇用の創出等に極めて大きな経済波及効果が期待できる 21 世紀の基幹産業の一つとして「観光」を取り上げ、15 年 7 月に「観光振興策の抜本的拡充に関する要望」を取りまとめるとともに、引き続き国内先進地域の視察や政府・観光関係団体・企業等からのヒアリング、各地商工会議所へのアンケート調査等を踏まえて、16 年 3 月に「地域における『ニュー・ツーリズム』展開に関する提言」を取りまとめ、観光立国にふさわしい観光政策の実現を政府・関係機関に働きかけるとともに、商工会議所が主体となって観光振興を街づくり運動として推進していくことを提案した。

V. 国際活動の展開

多国間・二国間会議の開催や各種ミッションの派遣・受入を通じて、相互理解と民間経済交流の促進を図った。また、世界各国・地域で自由貿易協定（F T A）の締結が進展している状況下、

当所では日比経済委員会などの二国間経済委員会および国際経済委員会において、それぞれの自由貿易・経済連携のあり方について検討を行い、適宜政府に対する意見・要望活動を行った。

一方、中国の力強い経済成長を背景として、わが国との相互補完関係が一層深化しつつある中で、中小企業の対中国ビジネスの拡大を見据えて、全国商工会議所中国ビジネス研究会を16年1月に設置し、メンバーを募集。3月に発足記念講演会を開催し、メンバー向けのメールマガジンの発行を開始した。

VI. IT時代に対応した商工会議所事業の展開

15年3月12日に特定認証業務の認定を取得し開始した「ビジネス認証サービス」について、10月29日より国土交通省等の中央省庁の電子入札案件への参加が可能となった。また16年2月2日からは、既存の証明方式よりも安価な、一般行政手続用及び行政書士用電子証明書の発行サービスが可能となり、会員企業にとってより利用しやすい環境整備が実現された。

また、14年度に発表した「商工会議所ネット検定構想」に基づく研究・開発の結果、15年10月よりネット試験第一弾として「電子メール活用能力検定試験」が稼動となり、引き続き11月に「日商ビジネス英語検定試験」、16年4月に「EC実践能力検定試験」が開始となり、受験手続の簡便化・随時施行等により受験者、教育機関の利便が図られるとともに、各地商工会議所の事務負担が大幅に軽減されることとなった。

VII. 商工会議所法の改正への取り組み

「運営小委員会」、「商工会議所法問題勉強会」において、広域行政に対応した商工会議所同士の合併手続き規定の創設や特定商工業者制度の見直し等に係わる検討を行い、経済産業省へ働きかけた結果、商工会議所法の改正が行われることとなり、法は16年4月公布、施行令及び施行規則は5月公布、16年7月1日施行となった。(特定商工業者に係わる部分は17年4月1日施行)



第98回総会で挨拶する小泉首相

各種事業項目についての総括的概要は以下のとおりである。

1. 全国商工会議所の総力を結集した迅速・的確な政策提言活動の展開

(1) デフレ克服に向けた諸施策実施の要望

平成 15 年度のわが国経済は、デフレ状態が長期化し、経済活動はもとより国民生活も厳しさを増し、将来に向けての明るい展望が一向に開ける見通しが立たず非常に厳しい状況でスタートした。平成 15 年 3 月に 8,000 円台を割り込んだ日経平均株価は、4 月には 7,600 円台と約 20 年前の水準にまで落ち込み、わが国経済はまさに危機的な状況に直面した。経済非常事態ともいえる状況に対処するためには、不良債権問題を処理するとともに、金融・証券市場対策を中心としたデフレ克服のための思い切った経済対策を打ち出すことが必要であるとして、平成 15 年 3 月には、与党金融政策プロジェクトチームが金融緩和、為替政策、市場対策、金融システム安定化など金融対策等を盛り込んだ「緊急金融対応策」をまとめ、その実行を政府に迫った。当所においても、現下の経済の危機的状況に対処し、デフレからの脱却を急ぐため、景気回復に向けた財政、税制、金融政策の整合的な実施と、民間活力発揮のための規制緩和の実施など、政府・日銀等が一体となって協力して対応していくことが不可欠であることを一貫して主張した。

特に、このまま株価の低迷を放置すれば、金融システムの安定を損なうとともに、企業の設備投資・個人消費に悪影響を及ぼし、わが国経済に取り返しのつかない打撃を与えることにもなりかねないことから、4 月に（社）日本経済団体連合会、（社）経済同友会と共同で「緊急株価対策として講ずべき税制措置について」をとりまとめた。証券税制については、平成 15 年度税制改正において一定の整理・合理化が図られたが、市場状況を鑑み、株価対策として①上場株式等（2003 年度取得分）に係る相続税評価を 1/2 に軽減、②上場株式等（2003 年度取得分）に係る所得税・住民税の譲渡益・配当を非課税に、③上場株式等（2003 年度取得分）に係る譲渡損失について給与・事業所得を含む他所得との通算を可能とすることの必要性を訴えた。

また、2002 年 3 月期から導入された長期保有有価証券の時価会計や、2006 年 3 月期から導入予定の固定資産の減損会計（2004 年 3 月期から早期適用可能）について、わが国経済がデフレスパイラルに直面している中であっては、デフレを不必要に加速するのみならず、金融システムの一層の不安定化を助長し、企業経営に計り知れない悪影響を及ぼす影響があることから、東京商工会議所と共同で 5 月に「長期保有有価証券等の会計基準に関する要望」をとりまとめ、長期保有有価証券の時価会計の早期撤回、強制評価減の凍結、固定資産の減損会計についての幅広い検討を主張するとともに、9 月にも再度、固定資産の減損会計導入について慎重な検討を要望した。

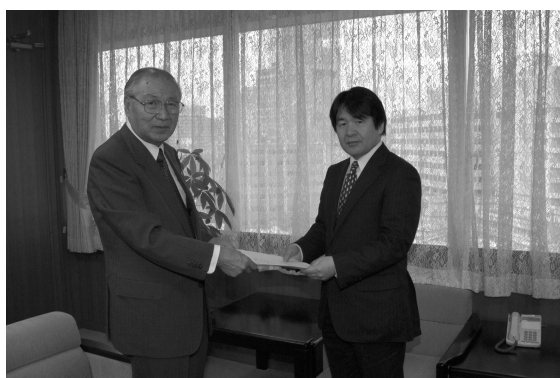
その後、低迷した株価は徐々に持ち直し、7 月には 10 カ月ぶりに 1 万円台を回復し、また大企業を中心に収益も持ち直すなど、一部景気に明るい兆しが見え始めてきた。しかしながら、GDP デフレーターは 5 年以上の長期にわたってマイナスを続け、また、失業率も 5% 台に高止まるなど雇用情勢も厳しく、依然としてわが国経済は深刻な状況であり、特に地域経済の担い手である中小企業は引き続き非常に厳しい経営環境にあった。それまで政府は、一貫して財政再建を優先した経済運営を行ってきたが、そのことは、かえってデフレを加速させ、税収の減少を招いてきた。消費者や企業家心理が好転し、景気に明るさが見えてきた段階にこそ、政府が思い切った対策を講じ、そ

れを呼び水として民需喚起を図るべきである。このため、当所では、平成 15 年度に初めて開催した夏季政策懇談会において「緊急アピール」を採択し、平成 15 年度から 3 年間でデフレ脱却からの「集中調整期間」として位置づけたうえで、公共投資と政策減税による毎年 10 兆円、3 年間で合計 30 兆円の追加財政出動を実施すべきとして、民間による需要創出努力に加え、政府による思い切ったデフレ克服策の必要性を訴えた。

また、7 月には、公明党幹部との懇談会を行うとともに、10 月には、経済 3 団体および中小企業関係 4 団体と中川経済産業大臣との懇談会において、それぞれデフレ克服のための経済運営の実施を訴えた。

さらに、11 月 19 日に発足した第 2 次小泉内閣に対して、「新内閣に望む」において、予算編成や税制改正におけるデフレ克服を最優先とした経済運営の実施、税体系や財政構造全体を合わせた一体的で受け入れ可能な信頼性の高い社会保障制度改革の断行、事業承継をはじめとする中小企業関係税制、中小企業対策予算の大幅な拡充等の中小企業対策の拡充強化を要望した。

こうした働きかけに対し、政府においては、厳しい財政状況のもと、平成 16 年度予算も緊縮型の予算編成を継続し、平成 15 年度比で一般会計総額 0.4%増、一般歳出 0.1%増の予算案を編成したが、そうした中であって、中小企業対策関連予算については、総額 1,738 億円（前年度比 0.5%増）の予算を確保することができた。



政策提言活動を行う山口会頭



各種懇談会を通じた積極的な意見交換

(2) 中小企業等における税負担軽減の実現

税制については、9 月にとりまとめた「平成 16 年度税制改正に関する要望」において、デフレ克服のための緊急措置およびわが国中小企業の活力強化に資する税制措置の実現を訴えた。

デフレ克服のための緊急措置については、①住宅税制の拡充、②証券税制の拡充、③土地税制の拡充、④投資促進・研究開発税制の拡充整備、⑤ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡充を要望した。

住宅税制については、景気への波及効果が大きいことから、平成 15 年末で期限の切れる住宅ローン減税の延長等を要望したが、住宅ローン残高の 1%を 10 年間、所得から控除できる従来の制度の適用期限が 1 年間延長された。なお、同制度は平成 17 年以降、住宅借入金等の年末残高の限度額、適用年、控除率を縮小しながら平成 20 年まで継続されることになった。また、土地税制の拡充については、法人の土地譲渡益重課課税制度適用停止措置の期限の 5 年延長、一般の土地譲渡益に対する重課課税適用除外措置（優良住宅地等のための譲渡等に係る適用除外）の適用期限の 5 年間延長が実現した。さらに所有期間 5 年超の土地の長期譲渡所得課税の特例について、譲渡した場合の税

率軽減の特例措置（所得税：20%、住民税：6%）の税率を引き下げたうえで（特別控除後の譲渡益：20%（所得税：15%、住民税：5%）、恒久化されることとなり、さらに長期所有（10年以上）の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えにかかる課税の特例の適用期限も、3年間延長された。

投資促進・研究開発税制の拡充整備については、中小企業投資促進税制の対象について一部見直しを行ったうえで、適用期限が2年間延長され、また、試験研究費税額控除制度における試験研究費の対象範囲について、人件費における「専ら試験研究に従事している」要件を緩和し、中小企業に多く見られる他の業務と兼務しながら研究開発を行っている場合においても税額控除制度の対象となりえることが明確化された。

中小企業の活力の回復・強化に資する税制改正については、事業承継税制や欠損金の繰越期間などの中小企業関係税制について、その実現を強く要望した。

事業承継税制については、特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例について、対象となる特定同族会社株式等の価額の上限が10億円（現行3億円）に引き上げられたほか、非上場株式等を譲渡した場合における譲渡所得にかかる税率の所得税15%、住民税5%（現行：所得税20%、住民税6%）への軽減、相続財産にかかる非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当等の課税の特例の創設が図られた。

欠損金の繰越期間について、青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間が5年から7年に延長された。

その他、当所が重点項目として要望していた事項については、商業地等の固定資産税の負担軽減について、地方公共団体の定める条例により、一律に減額できる制度が導入された。証券税制については、公募株式投資信託の受益証券を譲渡した場合における譲渡所得等の金額にも、上場株式を譲渡した場合の所得に適用される優遇税率（所得税7%、住民税3%）が適用されることとなり、また公募型株式投信を特定口座の対象に加えることにより譲渡損益通算が可能な範囲が広がることとあわせて、金融課税の一体化が一步前進した。年金課税の見直しと企業年金に係る税制について、公的年金等控除のうち、定額控除部分65歳以上の者に加算されていた措置（50万円）と老年者控除（50万円）が廃止された。また、確定拠出年金の拠出限度額について、企業型確定拠出年金加入者で他の企業年金に加入していない場合は月額4.6万円（現行：3.6万円）、他の企業年金に加入している場合は2.3万円（現行：1.8万円）へ、個人型確定拠出年金加入者で企業年金に加入していない場合は1.8万円（現行：1.5万円）へ、それぞれ引き上げが図られることになった。

(3) リサイクル問題への取り組み

リサイクル問題については、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」に関する情報提供など周知活動を行うとともに、各地商工会議所の協力のもと、(財)日本容器包装リサイクル協会の特定事業者との再商品化契約に係る業務の一部を受託し、事業者の円滑・適切なりサイクル推進の支援に努めた。

また、各地商工会議所における同受託業務の円滑な遂行のため、10月に各地商工会議所容器包装リサイクル担当者を対象とした研修会を開催した。同研修会では、法律の概要、算定係数・委託単価の考え方、フリーライダー対策、精算の仕組み等、容器包装リサイクル法の概要と仕組みについて理解を深めていただくとともに、2001年度における温室効果ガスの総排出量が京都議定書に定め

る基準年（1990年）比で5.2%増（目標は2008年～2012年に6%減）と目標達成が困難な情勢を踏まえ、環境省を中心に新たな温室効果ガスの排出抑制のために導入が検討されている温暖化対策税（環境税）についても問題点の共有化を図った。

(4) 中小企業対策に関する政策提言活動を展開

機動性、柔軟性を活かし、地域経済発展や雇用創出の担い手として、またわが国経済のダイナミズムの源泉として活躍することが期待されている中小企業を支援するため、6月に「平成16年度中小企業関係施策に関する要望」を、また9月には、「平成16年度中小企業・小規模事業対策の拡充・強化に関する要望」をとりまとめ、実現に努めた。

また、「経済産業大臣に対する要望」（10月）を通じて、デフレからの早期脱却、包括的な事業承継税制の確立等、中小企業対策予算の抜本的拡充等を要望した。

その結果、中小企業再生支援協議会、RCC、産業再生機構の再生支援により経営再建に取り組む中小企業への貸付限度額の増額など、セーフティネットの拡充が図られた。

(5) 行財政改革、地方分権推進に向けた取り組み

少子高齢化、グローバル化、IT化の進展など社会経済構造が大きく変化する中、「国から地方へ」、「官から民へ」という大きな流れを踏まえ、従来の国中心、官主導の社会経済の仕組みを大胆に変革し、社会保障制度改革を含む「効率的で小さな政府」を目指した行財政改革の必要性を鑑み、平成15年10月、行財政改革小委員会において、提言「行財政改革に関する考え方について」をとりまとめた。

また、少子高齢化の進展による年金・医療などの社会保障給付費の増大を賄うために、保険料や消費税の引き上げの必要性などが検討されているが、政府は、まずデフレ克服に向けたあらゆる手段を講じるとともに、行財政・社会保障・税制改革の一体的かつ抜本的な改革にも着手し、活力ある日本を創造すべきとの観点から、平成16年1月、政策委員会において、提言「デフレ克服と行財政・社会保障・税制の改革の方向」をとりまとめた。

同提言では、「国のかたちの改革」として、市町村合併を推進し、条件が整った都道府県から合併・道州制へ順次移行する。「三位一体の改革」として、①国庫補助負担金は国と地方の役割分担を明確化し、地方が担うべきものは所要の税源移譲とともに最終的に廃止する。②地方交付税交付金は地方への税源移譲とともに廃止する。但し、財政力の弱い自治体に対する地方間の財政調整の枠組みは必要。③消費税と所得税の一定割合を地方税に切り換え、国と地方の税収比率が逆転する程度に税源移譲する。「歳出削減」として、①行政組織・業務の合理化等により一般歳出や公務員定数等を大幅に削減する、②行政サービスにおける民間委託のアウトソーシングを推進する一などを要望した。

また、市町村合併に関する政府の推進活動（市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム2003）を積極的に支援した。

(6) 社会保障問題・少子化問題への取り組み

平成16年度年金制度改正について、同制度を将来的に持続可能で国民及び企業の信頼性の高い制度とする観点から、あるべき給付と負担のあり方や公的年金を補完する企業年金の普及及び環境

整備などについて、社会保障問題小委員会では、平成 15 年 10 月、「公的年金制度改革に関する提言」、同年 11 月には「中小企業のための企業年金に関する要望」をとりまとめた。

公的年金制度改革については、制度持続性の観点から、①厚生年金保険料率は現行水準(13.58%)以下に止めるべきであり、保険料の段階的な引上げ(最終保険料率 18.30%)には反対する。一方、②既受給者も含めた給付削減(総額で 15%程度)を行い、高所得者を中心に「公的年金等控除」などの高齢者の税制上の優遇措置は縮減すべき。③基礎年金の国庫負担割合を早急に 1/3 から 1/2 に引上げ、将来的に全額国庫負担とし、厚生年金報酬比例部分と完全分離する。④年金積立金については、若年層負担の軽減のため計画的に取り崩す一などを要望した。

特に、年金保険料の引上げについては強く反対し、平成 15 年 12 月、当所、日本経済団体連合会、経済同友会、関西経済連合会で「抜本改革なき厚生年金保険料率の引上げに反対する」を共同決議し、「保険料引上げ反対集会」を開催した。また、短時間労働者の厚生年金への適用拡大についても強く反対し、平成 16 年 1 月、当所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会で「短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大に反対する」を共同決議し、関係各方面に要望した。結果、政府の年金制度改革法案において、短時間労働者への適用拡大は先送りされ、5年後の再検討課題となった。

企業年金制度改革については、公的年金を補完するものとして、中小企業に活用しやすい制度とすべきとの観点から、特別法人税の撤廃、確定拠出金の拠出限度額の引上げなどを要望した。また、厚生年金基金への政策支援について強く要望したところ、免除保険料の凍結解除や解散の特例措置などが政府の年金制度改革法案に盛り込まれた。

また、医療や介護についても社会保障問題小委員会を中心に議論を重ねており、平成 17 年度に制度見直しが予定されている介護保険制度については、平成 16 年度に提言を発表する予定。

(7) 教育問題への取り組み

当所では、日本の経済の再生には「人づくり」が必要であることから、教育問題の重要性を強く認識し、政府に適宜意見している。平成 15 年 3 月の中央教育審議会答申には、教育改革の理念・目的として、①創造性・道徳心・郷土や国を愛する心の涵養、日本の伝統・文化の尊重を重視すべきであること、具体的な改革の方向として、②個性と創造性のある人材育成一などこれまでの当所提言の大部分が反映された。

平成 16 年 2 月、河村建夫文部科学大臣と当所幹部との懇談会を開催し、①教育改革や教育基本法の見直しはできる限り早期に行って欲しい。②ものづくり教育の重要性を踏まえて教育予算を有効に活用して欲しい。③技術だけでなく金融・会計等も含めた産学連携や英才教育の必要性などを意見した。

また、教育問題小委員会では、実際に教育改革に取り組む学校を訪問し、現場の生の声や具体的な活動事例を通じて、教育のあり方や地域・企業の協力のあり方などについて研究した。併せて、インターネットを通じた、各地商工会議所における教育支援活動(インターンシップ事業、教職員の企業研修受け入れ、民間人校長派遣、教員採用試験面接委員派遣)に関する情報提供も行った。

(8) 労働関係法規の見直しへの対応

産業構造の変化、就労ニーズの多様化が進む中、雇用・労働市場における規制や制度のあり方も、

それらに対応しうるよう見直す必要があるとして、労働関係法規の見直しが行われた。当所では、中小企業の立場に立った労働法制の規制緩和や適切な雇用対策が講じられるよう、審議会等の場を通じて意見を反映させるとともに、法改正等への中小企業の円滑な対応を支援するため、改正法に関する周知・啓発を行った。

労働基準法については、多様な働き方の実現、働き方に応じた適正な労働条件の確保、紛争解決に資するルールを整備等を基本的な視点とした労働基準の見直しが行われ、解雇ルールの明確化や有期労働契約期間の上限延長などを主な内容とする改正労働基準法が16年1月1日より施行された。

労働者派遣法および職業安定法については、要望に沿って、派遣期間の延長や製造業への派遣解禁、職業紹介事業の許可・届出制の見直しが行われ、改正法が平成16年3月1日より施行された。特に、職業紹介事業に関しては、深刻な雇用情勢下における失業者の再就職促進はもとより、産業・企業間の人材移動の円滑化を図り、雇用のミスマッチを解消するためには、商工会議所をはじめとする民間活力を十分に活用する必要があるとして、かねてから職業紹介事業にかかる規制緩和を要望してきたが、今回の改正職業安定法においては、商工会議所が会員向けに行う無料職業紹介事業については許可制から届出制に緩和され、届出に必要な提出書類についても簡略化されることとなった。

労働政策審議会雇用対策基本問題部会では、高齢者雇用対策について、少子高齢化の急速な進展等を踏まえ、少なくとも年金支給開始年齢までは働き続けることができるようにするため、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による65歳までの雇用機会の確保措置を講じることについて、検討が行われた。当所では、高齢者雇用について、基本的には労使の自主的な取り組みによるべきであり、厳しい雇用情勢下において、定年延長や継続雇用制度の導入を義務づければ、すでに深刻な状態にある若年労働者の雇用に悪影響を与え、パート労働者の増加に拍車をかけるなど、雇用にゆがみを生じさせることが懸念されるとして、審議会の場等を通じて強く反対の意を表明した。とりわけ、中小企業においては、厳しい経済情勢下で収益低下や人件費コスト増大への懸念が高まっており、高齢者向けの職域拡大には制約があるため、中小企業における高齢者雇用の難しさを踏まえて一定の特例的な扱いが必要であると主張した。その結果、要請が考慮された形で、施行時期や経過措置も含めて、一定の弾力的な仕組みとする措置が盛り込まれることとなり、高齢者雇用安定法の改正法案が16年2月に閣議決定され、国会に上程された。当所では、改正法の運用にあたっては、経済情勢等を十分に斟酌しながら、中小企業経営に無用の混乱を生じさせることのないよう十分に配慮し、柔軟な運用がなされるよう、今後も施行状況を注視していく。

労働政策審議会雇用均等分科会では、仕事と家庭の両立支援策について、育児・介護休業法が定める各種制度の見直しについて検討が行われた。当所では、少子高齢化への対応等で仕事と子育てを両立できる企業内制度の充実が求められることには一定の理解はするものの、法律による一律の義務づけは企業に過重な負担を課すものであり、その必要性・合理性、労務管理の煩雑化等、様々な観点から慎重に対処する必要があると主張した。その結果、短時間勤務制度の導入については義務化が見送られることとなり、最終的には、国の保育政策の拡充を前提として、育児休業・介護休業の対象労働者の拡大や育児休業期間の延長などを見直しが行われることとなった。それらの改正を盛り込んだ育児・介護休業法の改正法案は、16年2月に閣議決定され、国会に上程された。

(9) 地域における雇用のミスマッチの解消

平成16年3月1日に施行された改正職業安定法により、商工会議所が会員向けに行う無料職業紹

介事業については許可制から届出制に緩和された。これを受けて、平成 16 年 3 月に「商工会議所が行う無料職業紹介事業に関する説明会」を開催し、届出手続きや事業運営に当たり留意すべき事項などに関する情報を提供するとともに、実施希望商工会議所による意見交換を通じて、職業紹介事業の事業化にあたっての問題点の洗い出しを行った。今後、各地商工会議所における職業紹介事業の事業化を推進するため、事業化にあたっての課題や問題点の改善策を検討していく。

(10) 地球温暖化をめぐる諸問題への対応

わが国の温暖化対策については、平成 14 年 3 月に策定した「地球温暖化対策推進大綱」に基づき、節目節目で大綱の実施状況の評価・見直しを行ったうえで柔軟に対策・施策の見直しを行う、いわゆるステップ・バイ・ステップのアプローチをとることとされている。しかし、環境省では 2002 年から 2004 年の第 1 ステップの評価見直しの結果、温暖化対策のために税の導入が必要とされた場合に備え、中央環境審議会地球温暖化対策税制専門委員会において予め温暖化対策税制の検討を行い、15 年 8 月に環境税の具体的な制度の案を公表した。これに対し、当所は、「温暖化対策税制の具体的な制度の案～国民による検討・議論のための提案」に対する意見を 11 月に環境省に提出し、環境税の導入はわが国のエネルギーコストの増大を招き、経済に致命的な打撃を与え、京都議定書の締結に先立ち政府が決定した地球温暖化対策推進大綱にうたう「環境と経済の両立」を不可能にするものであり、わが国だけが国際競争力の低下を招くような環境税の安易な導入は断じて受け入れられないと反対の意を表明した。

今後、2005 年からの第 2 ステップ期間に向けて、環境税の導入の是非をめぐる議論が本格化することが予想されるため、あらゆる機会を捉えて環境税導入反対を表明し、関係各所に働きかけることが必要である。

(11) 経済法規に関する問題への取り組み

経済法規小委員会を中心に、各種経済関連の法改正についての検討を行い、法務省に意見書を提出した。また、独占禁止法改正の動きに対して、独占禁止法改正問題懇談会を東京商工会議所と共同で設置し、公正取引委員会等に対し意見書を提出した。

商法について、法務省は、株式の移転がほとんどない株式譲渡制限会社の場合には株券を発行する必要性が少なく、株式公開会社についても株券発行に伴う経費等の負担が大きいことなどから、法制審議会会社法（株券の不発行等関係）部会の審議を経て、平成 15 年 3 月に株券の不発行を認める「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」を公表した。併せて、同部会ではインターネットの普及に伴い、会社の行う各種公告をインターネット上に電子公告として行うことを認める方向で検討し、同中間試案に盛り込んだ。同案に対し、当所は経済法規小委員会において株券不発行、電子公告を認めるとともに、その実施要件の緩和を求める『株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案』に対する意見をとりまとめ、法務省に提出した。

その結果、159 回国会において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」が成立し、株券の不発行を認めることや、公告をインターネットで行うこと等が認められるなど、要望事項の多くが実現した。

さらに、会社法制については、株式・合名・合資会社については商法、有限会社は有限会社法、

監査については商法特例法において規定し、複雑で分かりにくいものとなっており、近年、短期間に数度の商法改正が行われたことによりさらに複雑なものとなっているため、会社法制全体の抜本的な見直しについて、法制審議会会社法（現代化関係）部会において審議が行われた。10月には有限会社と株式会社の規律の一体化等、会社法制の抜本的改正を打ち出した「会社法制の現代化に関する要綱試案」が法務省から公表され、当所は、主に中小企業に関する論点について同案の方向性に概ね賛成するとともに、会社に係る規制の一層の緩和を求める『会社法制の現代化に関する要綱試案』に対する意見』をとりまとめ、法務省に提出した。会社法制の抜本的な見直しについては、引き続き法制審議会、法務省で検討が行われている。

一方、独占禁止法について、公正取引委員会は、昭和52年の大改正以来の大幅改正を行うため独占禁止法研究会を立ち上げ、その審議を経て10月に「独占禁止法研究会報告書」と題する改正案を公表した。これに対し当所は、独禁法の大規模改正については時間をかけ検討する必要があることや、優越的地位の濫用等について、むしろ現行の独禁法の運用を強化すべきであること、改正案の打ち出した課徴金の大幅引き上げが憲法上の二重処罰の禁止に触れる疑いが濃いことなどから、独占禁止法改正問題懇談会を立ち上げ、改正案に反対の意向を示した『独占禁止法研究会報告書』に対する見解』をとりまとめ、公正取引委員会等に提出した。さらに、同懇談会では、3月に同見解の内容をさらに具体的にした『独占禁止法研究会報告書』に対する意見』をとりまとめ、公正取引委員会等に提出し、再度改正案に反対の意向を表明した。独占禁止法改正案については、当所をはじめとする経済界の強い反対等により、公正取引委員会は第159回国会への改正法案の提出を見送ったが、平成16年秋の第160回国会への法案提出を目指しており、再度改正案の検討が行われている。

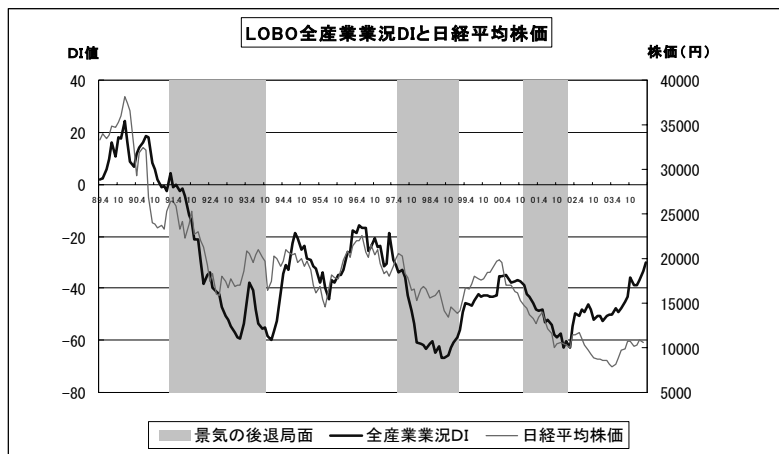
また、不正競争防止法について、経済産業省は、国際商取引における公正な競争を確保する観点から、産業構造審議会貿易経済協力分科会国際商取引関連企業小委員会において、外国公務員贈賄の効果的な防止のための施策のあり方について審議を行い、12月に「外国公務員贈賄防止に関する報告書（案）」を公表した。これに対し、当所は外国公務員への贈賄を禁じることに賛成する『外国公務員贈賄防止に関する報告書（案）』に対する意見』を1月に経済産業省へ提出した。同案の内容は第159回国会において、「不正競争防止法の一部を改正する法律」として成立し、これに伴い経済産業省は平成16年5月に「外国公務員贈賄防止指針」を公表した。

(12) LOBO調査による景気動向の迅速な把握とその活用

元年4月にスタートしたLOBO調査（早期景気観測システム）については、10年度より導入した商工会議所イントラネットによる調査・回収が各地商工会議所に定着し、より迅速な調査が可能となった。15年度には調査対象の一層の拡充を図る（16年3月現在、402商工会議所管内の2,570業種組合等）とともに、景気動向のよりの確かつ迅速な把握に努めた。また、この調査結果を裏付けとして、景気対策等各種政策提言活動を展開した。

平成15年度業況DI(前年同月比)の推移

	15年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	15年 1月	2月	3月
全産業	▲50.1	▲47.8	▲49.1	▲47.6	▲45.0	▲43.4	▲35.8	▲38.7	▲39.0	▲36.8	▲33.3	▲30.2
建設業	▲64.7	▲63.0	▲61.7	▲59.0	▲57.2	▲54.6	▲53.6	▲54.4	▲55.6	▲55.3	▲55.5	▲54.8
製造業	▲43.6	▲40.7	▲44.3	▲37.3	▲31.8	▲31.7	▲24.6	▲23.0	▲18.9	▲21.5	▲18.1	▲14.9
卸売業	▲47.9	▲46.8	▲44.6	▲47.0	▲52.1	▲41.1	▲36.5	▲40.7	▲53.7	▲36.1	▲30.4	▲31.3
小売業	▲48.6	▲46.4	▲46.4	▲50.0	▲48.2	▲48.3	▲34.1	▲47.8	▲45.6	▲41.6	▲36.0	▲31.7
サービス業	▲50.0	▲47.4	▲51.4	▲48.9	▲44.4	▲43.6	▲38.0	▲33.3	▲35.9	▲35.6	▲32.9	▲27.9



2. 中小企業の再生、セーフティネットの整備・拡充、成長・発展支援

(1) 創業・経営革新支援事業の推進

中小企業庁の補助事業として、創業予定者等に対し、創業に係るビジネスプランを完成させ、創業に必要な実践能力を習得することを目的とした創業人材育成事業「創業塾」（30時間程度）を全国でのべ144回（受講者5,174名）実施し、さらに、本事業の一環として、創業塾受講者による創業事例をとりまとめた「創業事例集」を創業塾受講者に配布するとともに、創業塾ホームページを開設し、同事例集を公開した。

また、各地商工会議所の創業・経営革新支援活動の一助として、創業・経営革新支援担当経営指導員等を対象に、創業・経営革新支援担当経営指導員研修会を開催し、各地商工会議所の先進的な取り組み事例、創業・経営革新支援のポイント等を提供した。

(2) 中小・小規模事業対策への積極的支援

中小企業の技術開発への円滑な対応を支援し、中小企業による新事業の創出に寄与するため、平成10年に創設された中小企業技術革新制度（SBI R）の普及、情報の提供等を図ることを目的として、12月に名古屋101名、東京185名、1月に広島100名の参加者を得て「SBI R推進セミナー」を開催した。

経営改善普及事業については、ブロック別中小企業相談所長会議、特定商工会議所中小企業相談所直面問題会議、政令指定都市及び県庁所在地相談所長会議など各種会議や資料提供を通じて、小規模企業支援のための新規施策等について周知に努めた。

(3) 中小企業金融対策の推進

中小企業の資金調達安定化・円滑化を図るため、9月の「中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望」をはじめとする要望を取りまとめ、その実現に努めた。

その結果、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の見直しが行われ、「企業の技術力、販売力、経営者の資質等や、これらを踏まえた成長性」を尊重したものに改訂された。また、中小企業再生支援協議会が策定支援した再生計画が産業再生機構と同様な再生可能性の高い案件として取り扱うこととなった。さらに、同協議会が策定支援した再生計画に基づく債権放棄の際の、損金算入や免除益の取り扱いが明確化された。

中小企業再生支援協議会の機能強化についても、3,585社からの相談を受け、137社の案件完了と11,721名の雇用確保がなされ、着実な成果を挙げた。再生スキームにおける資金調達の多様化についても、DDS（デット・デット・スワップ）が商工中金により第一号案件が実行される等、前進がみられた。

経営指導を金融面から補完する小企業等経営改善資金融資（マル経）制度については、貸付限度額の特例（別枠450万円）措置の取扱い期間の延長などについて、各種会議や資料提供等を通じて周知徹底・利用促進を図るとともに、中小企業金融・マル経総合研修会やブロック別中小企業相談所長会議等を通じて円滑な運用・推進に努めた。15年度の商工会議所におけるマル経制度の推薦実績は、件数で40,523件、金額で1,502億6,440万円となり、全国の融資実績（商工会を含む）は2,511億5,600万円で、当初貸付規模5,500億円に対する消化率は46.9%となっている。

また、足利銀行の一時国有化に際し、不良債権処理の加速化や信用収縮など、地域経済に極めて深刻な影響が懸念されるため、山口会頭が現地視察を行うとともに「足利銀行の一時国有化に伴う緊急要望」をとりまとめた。

(4) 倒産防止特別相談事業の推進

6月から11月にかけて全国3カ所（柏、西宮、宮崎）において商工調停士研究会並びに担当者講習会を開催するとともに、11月には東京で全国商工調停士会を開催し、本事業に功労のあった商工調停士4名（商工会議所関係）及び1カ所（商工会議所関係）の相談室が中小企業庁長官から表彰された。

倒産防止（経営安定）特別相談室を設置している232商工会議所の15年度の相談受付件数の合計は2,274件であり、そのうち1,636件が商工調停士等のアドバイスによって倒産を回避することができた。業種別では、製造業（516件）、建設業（513件）、小売業（492件）の順に多く、規模別では小企業が依然半数以上を占めており、次いで小規模企業、中小企業の順となっている。経営不振に陥った原因としては受注・販売不振、関連企業の倒産が多かった。

(5) 消費税の制度改正への取り組み

平成16年4月からの消費税の制度改正に伴い、新たに消費税の課税対象となる事業者および新たに本則課税が義務づけられる事業者等に対し、中小企業庁の委託により講習会および相談事業を実施するとともに、テキスト・パンフレット、Webサイトの作成等の情報提供を行い、制度改正の円滑化に努めた。

消費税の仕組み、記帳方法、税額算定と申告、税の転嫁方法等を内容とする事業者向け講習会は全国で7,733回開催され、29万5,000人が受講した。事業者向けテキスト「これでスッキリ改正消費税」は164万部作成、総額表示を消費者に告知するためのステッカー、ミニポスターを挟み込んだパンフレットは130万部作成し、事業者・消費者の理解を深めるためのPR活動を行った。



(6) 企業等OB人材マッチング事業の推進

優れた経営ノウハウや技術開発能力等を有する企業等OB人材と、新事業展開等を図ろうとする中小企業とのマッチングを支援する「企業等OB人材活用推進事業」を、中小企業庁の委託により実施した。

当所内に「企業等OB人材マッチング全国協議会」を設置し、OB人材活用ニーズ調査等各種調査、OB人材の中小企業等への支援活動に対する国民の理解、社会的評価の向上、潜在的な活動人材の意識喚起のために「推進フォーラム」を10月に開催する等普及啓発活動等を実施し、OB人材と中小企業等ニーズの効果的マッチングを支援するための全国的な活動を展開した。

各都道府県レベルにおいては、幹事商工会議所を母体とした「企業等OB人材マッチング地域協議会」を21カ所設置し、ホームページの作成・管理、OB人材の発掘、データベースへの登録、マッチング、既存組織の把握と連携支援等を行った。15年度は全国で1,306名のOB人材が登録され、291件のマッチングが成立した。

(7) 新企業年金制度の普及啓発への取り組み

新しい企業年金制度の更なる普及啓発のため、13年9月に設立した「商工会議所年金教育センター」（植松敏 理事長）を通じ、中小企業等が安心して企業年金や退職金制度等を導入できるような社会環境づくりに努めた。

同センターは、年金・退職金セミナーの講師・相談員の養成研修、各地商工会議所等への講師紹介、新年金制度の啓発用パンフレット・小冊子等の頒布、専用ホームページによる年金制度・投資情報等の提供、DCプランナー支援活動、新年金制度普及のための政策提言などの活動を積極的に推進した。

また、15年11月25日には、当所、東京商工会議所、金融財政事情研究会との共催、中小企業庁及び厚生労働省他の後援により、「中小企業の活力を生む“年金再生”」をメインテーマとして「商工会議所年金フォーラム2003」を開催した。本フォーラムには、中小企業経営者やDCプランナー等853名が参加し、制度の仕組みをはじめ具体的な導入事例などについての事例報告、パネルディスカッション及びDCプランナー等による相談会、金融機関等によるワークショップが行われた。

3. 地域産業空洞化問題の克服と総合的な街づくりの推進

(1) 地域産業空洞化問題への対応・ものづくり振興

「地域産業空洞化問題特別委員会」が15年3月に取りまとめた「地域で取り組むべき産業空洞化対策に関する提言」に基づき、地域産業空洞化克服のための商工会議所アクション・プログラムの着実な実行に努めた。

その一環として、中小製造業に対する支援策等に関する「商工会議所ものづくり担当職員研修会」や、各地商工会議所の会員・役職員等を対象としたセミナーを新たに開催した。また、国・公的機関の支援施策等を当所及び各地商工会議所を通じて、一元的かつ迅速に地域や会員中小企業に提供し、相談・助言・コンサルティング機能を強化するため、JETROなど関係9機関とともに「地域産業空洞化克服のための関係機関協議会（ものづくり支援協議会）」を設置し、情報のワンストップ・ステーション化を推進した。さらに、調査研究事業として、生産技術の空洞化にスポットを当てた「わが国の地域産業空洞化に関する定量分析」を行った。このほか、政府等の支援策をはじめ、各地商工会議所のものづくり支援の取り組み事例、イベント情報等を収集し、ホームページ「ものづくり情報ナビゲーター」で提供した。特に、政府が推進している構造改革特区制度等について、同ホームページを通じて情報提供に努めるとともに、各地商工会議所に対して積極的な検討・提案を勧奨した。

(2) 電源立地地域の振興等

電源立地地域の地域振興を図ることを通じて電源立地等を円滑に推進するため、政府の委託を受けて、関係商工会議所の情報交換の場として「電源立地地域商工会議所連絡調整協議会」を開催したほか、ホームページ「電源立地をすすめる街の顔」のコーナーにおいて、地域情報等を広く一般に提供した。

また、東京電力㈱の原子力発電の停止により、夏場に関東圏の電力不足が懸念された際には、「東京電力の原発運転の早期再開に向けて（緊急アピール）」をとりまとめ、国・東京電力㈱に原子力発電の安全確保に万全を期するよう強く求める一方、エネルギーの安定供給の確保や地域振興の観点に立って、電力の生産地と消費地の相互理解の促進と、会員企業等の節電・省エネルギー対策の推進を呼びかけた。

(3) 街づくり推進のための要望活動等を展開

街づくり3法（「中心市街地活性化法」「大店立地法」「都市計画法」）の整合性を確保し、地域資源を活用した街づくりを推進するため、「平成16年度中小企業関係施策に関する要望」等において、大型空き店舗対策の拡充、TMO支援策の拡充、コミュニティビジネスの支援強化、各種補助事業の運用改善、地域事情に沿った大店立地法の運用確保と街づくり条例の制定支援など、街づくりの一層の推進を強く求めた。この結果、大型空き店舗対策事業や中心市街地活性化タウンマネージャー派遣事業等が拡充されたほか、地方自治体の裁量を拡充し複数年度の支援が可能となる「まちづくり交付金」が創設された。また、新たに設置した地域活性化小委員会において、国土交通省がと

りまとめた「政策課題対応型都市計画運用指針『A. 中心市街地の機能回復』」について検討し、街づくり3法や都道府県の役割の明記、関係部局の連携強化、大規模集客施設等の設置者の地域社会・街づくりへの貢献などを要望したほか、大店立地法指針の見直し問題についても検討を進めた。

さらに、「平成15年度街づくりの推進に関する総合調査」の実施をはじめ、大店立地法に基づく届出・運用状況や農地法・農振法施行規則改正の動向、商工会議所等の対応状況に関する情報を収集・提供し、各地における街づくりを支援した。

(4) 中心市街地活性化に向けた各地の取り組みを支援

政府は、14年度に引き続き、15年度も中心市街地活性化対策として1兆円規模（関係8府省庁合計）の予算措置を行った。また、16年3月末時点で中心市街地活性化基本計画を国に提出した市町村は594地域、市町村から認定を受けたタウンマネジメント機関（TMO）は324カ所（うち商工会議所がTMOとなったのは231カ所）となった。さらに、15年度に国の助成を受けて実施する商業タウンマネジメント計画（TMO計画）策定事業には11商工会議所を含む23地域が取り組んだ。これらを踏まえ、ホームページ「街づくり情報ナビゲーター」において、各TMOの活動の詳細を情報提供した。

(5) 「まちづくり条例」制定への各地の取り組みを支援

住民、自然環境、景観などに配慮した計画的な土地利用を目指した「まちづくり条例」制定の動きが活発化する中で、関係11団体で構成する「まちづくり条例研究センター」の運営に積極的に参画した。同研究センターは、各地の街づくり条例の制定状況等について調査・研究を行い、その結果をホームページに掲載したほか、商工会議所・地方自治体職員を対象に15年8月に「まちづくり条例入門セミナー」、16年1月に「まちづくり条例実践セミナー」を開催した。

(6) ホームページ等を活用した情報提供とセミナー等の開催

ホームページ「街づくり情報ナビゲーター」において、各地の取り組み事例や政府の動きなどについて積極的な情報収集を行い内容の充実に努めた。特に、政府の地域再生本部の動きについて、同ホームページを通じて情報提供に努めるとともに、各地商工会議所に対して積極的な検討・提案を勧奨した。また、メールマガジン「街づくりニュース」を毎月発行するなど情報提供にも努めた。一方、12年度から商工会議所や地方自治体職員等を対象に開催している「地域振興セミナー」については、15年度は、伊勢崎市で「コミュニティビジネス」をテーマに、仙台市・山形市で「食」をテーマに合計2回開催した。このほか、商工会議所街づくり担当職員研修会を開催した。

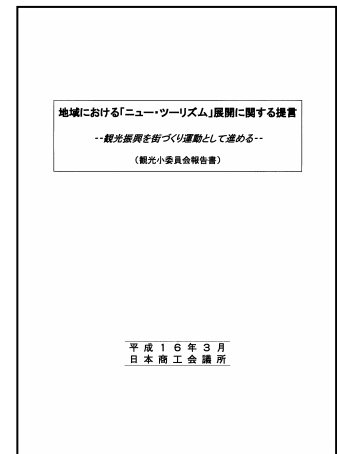
(7) 観光振興策について要望・提言活動を展開

世界的な大交流時代の到来を迎える中で、観光は、内需・消費振興、地域活性化、雇用の創出等に極めて大きな経済波及効果が期待できる21世紀の基幹産業の一つとして、各地においてその振興への取組みが活発化している。こうした状況を踏まえ、地域として取り組むべき観光振興策のあり方を検討することを目的として、観光委員会の下に新たに「観光小委員会」を設置し、7月に「観光振興策の抜本的拡充に関する要望」を取りまとめ、政府・関係機関等に対して早急な対応を求めた。

その後、同小委員会は、国内先進地域の視察や政府・観光関係団体・企業等からのヒアリング、各地商工会議所を対象としたアンケート調査等の実施を通じて実態把握に努め、16年3月に、「地域における『ニュー・ツーリズム』展開に関する提言」を取りまとめ、観光立国にふ

さわしい観光政策の実現を政府・関係機関等に働きかけるとともに、商工会議所が主体となって観光振興を街づくり運動として推進していくことを提案した。この提言を受けて、当所は、16年10月に、全国の商工会議所関係者の参加を得て「商工会議所観光振興大会 2004（仮称）」を宇都宮市を中心とした栃木県下で開催する。

また、ビジット・ジャパン・キャンペーン（VJC）をはじめ政府等の各種支援策をはじめ、産業観光など新しい切り口による各地商工会議所の取り組み事例、観光イベント情報等を収集し、ホームページ「観光振興ナビゲーター」で提供した。



地域における「ニュー・ツーリズム」展開に関する提言

4. 経済のグローバル化に対応した国際活動の積極的な展開

(1) 在外日本人商工会議所等との連携強化による現地進出日本企業の事業環境の改善

東アジア地域では、数多くの日本企業が活動しているが、インドネシア、韓国、中国、フィリピン、マレーシア、シンガポール、タイ、香港の8カ国・地域の在外日本人商工会議所等の中に「中小企業委員会」を設置し、当該国の日系中小企業等への経営相談を行うとともに、日本企業の事業環境改善のために、現地政府への意見・要望活動を展開した。

(2) 自由貿易協定（FTA）・経済連携協定（EPA）締結の推進

日・シンガポールEPA締結（14年）を皮切りに、16年3月には、メキシコとの間でEPA締結の基本合意がなされ、現在、韓国、マレーシア、フィリピン、タイとの間でも、EPA締結に向けた政府間交渉が始まっている。当所では、こうした政府の姿勢を強く支持するとともに、さらにスピード感をもって戦略的に推進していくべきとの立場から、政府の積極的な取り組みを要望した。

日比経済委員会や日マ経済協議会では、産業界の意見を集約した上で、産官学共同研究会等の事前交渉に参画し、貿易・投資の自由化・円滑化、人の移動の改善等を求める提言を行った。また、日智経済委員会などの二国間経済委員会および国際経済委員会においても、FTA・EPAについて研究・検討を行うとともに、提言や情報提供活動を展開した。

(3) 全国商工会議所中国ビジネス研究会の発足

中国の力強い経済成長を背景に、我が国と中国の相互補完関係がより一層深化しつつある中で、会員企業、とりわけ中小企業の対中国ビジネスの拡大を見据えて、全国商工会議所中国ビジネス研究会を設置し、16年1月からメンバーの募集を開始した。3月末現在で、200社・団体を超えるメンバー登録があった。情報提供サービスの一つとして、メンバー向けメールマガジンを発行するとともに、発足記念講演会を開催し、中国経済に関するタイムリーな情報提供に努めた。今後は、相談窓口の紹介や取引情報の提供、セミナーや商談会の開催、ミッションの派遣等のサービスを展開していく。

(4) APECビジネス諮問委員会（ABAC）東京会議開催

APECの公式民間諮問委員会のABAC（APECビジネス諮問委員会）は、SARS（重症急性呼吸器症候群）がアジア地域で猛威を振るう中、厳重な予防策を講じて15年度第2回会議を15年5月13日から16日まで東京で開催し、APEC首脳への中間報告書を取りまとめた。会議期間中、各国・地域のABAC委員は、小泉首相、川口外相、竹中金融・経済財政政策担当相、高市経済産業副大臣ら日本政府関係者と懇談した。また、当所・東京商工会議所など経済5団体主催により歓迎夕食会を開催した。

(5) 「国際経済小委員会」を通じた通商政策に関わる調査・研究

わが国は、WTOにおける多角的貿易自由化交渉に参画する一方、東アジア諸国を中心に、自由貿易協定（FTA）・経済連携協定（EPA）締結に向けた動きを活性化させている。こうした国際通商分野の新たな展開を踏まえ、FTAのほか、貿易・投資の自由化、円滑化に向けた方策等を検討するため、国際経済委員会の下に「国際経済小委員会」を新設した。

同小委員会では、3回の会合を開催。FTAの推進とともに中小企業や農業分野への一定の配慮など商工会議所の基本スタンスとなる中間報告書「FTA、EPA等に関する基本的な考え方」をとりまとめた。本中間報告の主旨は、政策委員会提言「デフレ克服と行財政・社会保障・税制の改革の方向～活力ある日本の創造に向けて～」に盛り込まれた。

(6) FTA特恵原産地証明発給への取り組み

各地商工会議所は、シンガポール向けの輸出について、「日本シンガポール新時代経済連携協定」に基づいて、14年11月から、FTA特恵原産地証明の発給を行っている。それに加えて、日本・メキシコFTA交渉においても、FTA特恵原産地証明の日本側の発給機関として商工会議所が認められるよう、関係先に要望活動を展開した。また、「FTA特恵原産地証明に関する研究会」を設置し、付加価値基準等に基づく原産地判定の仕組み作りなど、新たなFTA特恵原産地証明制度のあり方について調査研究を行った。

なお、同研究会では、証明業務の電子化についても検討課題としている。

5. I T時代に対応した商工会議所事業の展開

(1) ビジネス認証サービス（電子証明書発行事業）の拡充

15年3月12日に特定認証業務の認定を取得し開始したビジネス認証サービスにつき、10月29日にブリッジ認証局との相互接続を完了し、国土交通省等の中央省庁の電子入札案件へのビジネス認証サービスタイプ1電子証明書を使用するの参加が可能となった。

サービス開始当初から発行していた電子入札コアシステム対応電子証明書（タイプ1-A）の普及促進に努めるとともに、16年1月19日に変更認定を受け、16年2月2日から一般行政手続用電子証明書（タイプ1-E）および行政書士用電子証明書（タイプ1-G）の発行サービスを開始した。既存のタイプ1-Aが電子証明書と秘密鍵をICカードに格納する方式であるのに対して、新たに発行を開始したタイプ1-Eとタイプ1-Gは電子証明書と秘密鍵が格納されているファイルをダウンロードする方式となっており、ICカード方式と比較して安価に提供できるようになっている。

16年2月2日より、電子証明書に商工会議所会員価格を導入し、会員企業にとってより利用しやすい環境の整備を行った。

取次所となることを希望する商工会議所の職員を対象に「商工会議所電子認証事業担当者研修会」をキャリアックで開催するとともに、既に取次業務を開始している商工会議所の職員向けの研修会も開催した。

(2) I T研修事業の推進

中小企業のI T革命への対応を支援することを目的として、12年度に引き続き「情報通信技術活用研修事業」を実施した。

この情報通信技術活用研修事業は、15年度の電子政府の構築にあわせ、中小企業において電子商取引（E C）等が可能となる体制が整えられることを目的に、15年度までにのべ100万人の経営者等を対象に、全国の商工会議所等において「中小企業のE C（電子商取引）入門研修会」を実施するもので、15年度は、商工会議所では全国274カ所の研修施設において6,015回実施し、延べ40,742名が受講した。

(3) I T研究会の開催

I T研究会を開催し、ビジネス認証サービスのタイプ1-Eおよびタイプ1-Gの追加や、会員価格の導入、普及の方策等について検討し、16年2月から新タイプの電子証明書の発行サービスや会員割引を開始した。



(4) オンラインマーク制度の運用

近年の企業・消費者間（B to C）の電子商取引、いわゆるインターネットショッピングの急速な普及に伴うトラブルの増加に対応するため、当所と各地商工会議所は平成12年5月より消費者保護および健全なEC市場の発展と事業者の育成に資することを目的にオンラインマーク制度を運用している（15年度末時点でマーク発行件数は368件）。

(5) TOAS（商工会議所トータルOAシステム）の活用支援とシステムの見直し

Windows版の後継バージョンとして平成14年7月にリリースしたWeb版は、リリース後もユーザー商工会議所からの意見等を反映し、プログラムの改善に努めた。

また、各地商工会議所におけるTOASの円滑な運用および高度な活用を支援していくため、ユーザー商工会議所からの日常業務上における電子メールによる質問・回答のほか、TOAS/Web版ホームページ、メーリングリストでの情報提供、TOASパートナー等との連携により、TOASの操作や運用に関する質問やトラブル等にきめ細かく対応した。

このほか、Web版インストール・データ活用研修会の開催、各都道府県商工会議所連合会主催のWeb版体験セミナー、操作研修会に対する講師派遣により、積極的にTOASの導入や活用のためのスキルアップを支援した。

6. 全国商工会議所の組織・財政基盤強化と交流、合併・連携の支援

(1) ネット試験の施行開始

当所では、試験の施行から採点、合否判定までをインターネットを介して実施するIT時代に対応した新たな試験方法について、14年度に発表した「商工会議所ネット検定構想」にもとづいて研究・開発を進めてきたが、15年度に入り、IDC（インターネットデータセンター）、試験システムを構築するとともに、これと併行してコンテンツ（新規検定試験）を開発し、10月より「電子メール活用能力検定試験」を第一弾として、本格的にインターネットを活用した試験（ネット試験）を稼動させた。

これにより、受験手続の簡便化が図られ、随時施行が可能となり、合否が即時に判明するなど受験者、教育機関等の利便に供するとともに、紙媒体の試験問題の運搬・管理がなくなることから、試験施行に関する各地商工会議所の事務負担が大幅に軽減される。当所では、このネット試験の特徴と施行方法、試験会場要件およびネット試験により施行する新規検定試験等について、マスコミはじめ各地商工会議所、教育機関、企業等を対象とする説明会を東京、大阪等全国主要都市で開催した（計14回開催、850名参加）。

また、各地商工会議所はじめ全国の教育機関、企業等でネット試験会場の設置（ブロードバンドとセキュリティ通信環境が必要）が進められるよう、機器導入、環境設定等について、試験会場モデルの提示や個別相談により支援している。

ネット試験による施行は、「電子メール活用能力検定試験」に続いて、11月に「日商ビジネス英語検定試験」を、16年4月からは「EC実践能力検定試験」を開始しており、今後創設する検定試験は、原則としてネット試験での施行を前提に研究・開発することとしている。



(2) 時代のニーズに対応した新規検定試験の開発

①電子メール活用能力検定試験

昨今のITの普及、特に電子メールの普及は著しいものがあり、もはや電話やファクシミリとならび、企業活動においては不可欠なコミュニケーションツールとなっている（14年7月に実施した調査では、中小企業も含め100%の企業で電子メールを利用）。一方で、企業現場においては、メールの送受信に関するマナー、ルールへの欠如や誤操作によるトラブル、あるいはウイルス感染、さらには文書内容が不明瞭、不適切であることによるトラブルも少なくないのが現状である（同調査で、54%の企業でウイルス感染、40%の企業で操作ミス、23%の企業で送受信に関するトラブルがあったと回答）。

電子メールを有効に活用し、円滑なコミュニケーションを図るには、その仕組み、特性、利用方法、セキュリティ等についての基本的な知識や、守るべきルール、マナーを習得する必要がある、加えて、送り手の意思を正確に伝える簡潔で明瞭なメール文書を作成する日本語力も要求される（同調査では、必要とされる知識・能力として、常識・マナー87%、ウイルス対策73%、ビジネス文書作成能力60%が挙げられている）。

こうした調査結果を踏まえ、当所では電子メールの利用に際し、必要とされる知識や能力の習得・育成を図り、その適切かつ有効な利用を推進することを目的に、「電子メール活用能力検定試験」を7月に創設し、10月から「ネット試験」で施行を開始した。

②日商ビジネス英語検定試験

ビジネスのグローバル化が進み、一部の国際業務担当者や専門業者のみならず、誰もが海外と関わりを持つ時代になっている。

また、ITの進展が著しく、大企業のみならず、中堅・中小企業においても、英文による電子メール等によって海外企業や外資系企業等との取引が一般化してきており、社員の英語力を判定するための手段の1つとして、英語の検定試験に対する企業のニーズは高まってきている。

こうしたことから、当所では、IT時代に対応した、国際ビジネスコミュニケーション手段として英語を活用できる人材を育成するために、「日商ビジネス英語検定試験」を9月に創設した。

この英語検定の特徴としては、14年度でとりやめた2つの英語検定試験（商業英語、英語ビジネス文書作成技能）の長所といえるライティング（英語の文書で相手にいかに用件を伝えることができるか）を重視した試験であり、企業現場で日常的に使用する英語のビジネス文書（計画書や企画書、報告書、契約書、提案書、履歴書、電子メールによる文書など）の作成及び海外取引に関する

知識も問う内容となっている。1～3級のうち、3級の施行を「ネット試験」として11月に開始し、2級以上は16年度以降に施行を開始する。

③ E C実践能力検定試験

政府のe-Japan戦略などにより、社会のあらゆる分野で情報ネットワークの利用が基盤となる本格的なネット社会が到来している。ネット社会においては、企業と外部（顧客、取引先等）はインターネットを通じて、時間や距離に関係なく繋がり、全ての情報が電子データでやりとりされるなど、これまでの企業活動が一変されるとともに、ネットワークの活用は競争力強化、事業発展の鍵となることから、企業はその大小にかかわらずこうした状況に対応する必要に迫られている。

そこで、企業内のIT化を推進するとともに、企業とネット社会を結びつける人材が必要とされ、具体的には、ネット社会における企業活動で必要不可欠となる、電子商取引、電子コミュニケーション、業務ネット運用・管理、電子認証、情報セキュリティ、ネット関連法律等に関する知識、スキルをもつ人材が求められている。特に、人的資源に限りがある中小企業においては、こうした人材の確保・育成が急務となっている。

一方、ハード、ソフトの操作・活用に比べ、これら企業実務に則した実践的なIT関連の知識やスキルを修得する場や機会は未だ十分にあるとはいえず、全国的かつ体系的な人材育成・能力開発の制度が求められている状況にある。

こうしたことから、当所では、企業においてネット社会への対応を推進する、幅広い知識と実践的なスキルをもつ人材の育成に資することを目的に、「EC実践能力検定試験」を1月に創設し、16年4月から、まずは3級をネット試験により施行開始した。

また、検定試験と併せて、「EC実践研修」として、実際に電子証明書を取得・利用したり、電子商取引やネットワーク運用等を体験するスクーリングによる研修を全国の商工会議所、教育機関等で実施するとともに、個人で体験学習を継続できるようにEラーニングを提供することとした（本研修の受講を「EC実践能力検定試験」の1、2級の受験要件としている）。さらに、全国の会場において質の高い研修が実施されるよう、当所で指導にあたる講師を養成・認定することとし、そのための研修会を16年4月から開始している。

④ 計算能力検定試験

子供や大学生、若い社会人などの学力低下が懸念されていることから、次代を担う子供たちの基礎能力の育成のみならず、社会人として必要な職業能力のひとつとしての計算能力を向上させるため、小学生から社会人までを対象に、そろばんや電卓等を使用しないで暗算や筆算で計算する能力を判定する「計算能力検定試験」を創設した。これは、12年8月にとりまとめた「珠算教育のあり方に関する特別委員会提言」を踏まえたものである。

レベルは、1級（高校1年修了程度以上）～10級（小学校1年修了程度）のほか、3つの準級（準1級・準2級・準3級）を含めて13段階に分け、15年度は、このうち小学校の高学年レベルの5級～8級の試験を11月と2月の年2回施行した。

(3) IT社会に求められる人材を研究

当所では、14年9月より、学識経験者、大学関係者、企業関係者等を委員とする「IT活用能力

開発部会」を設置し、IT社会において企業が求める人材・能力、企業や教育機関等における人材育成・IT教育のあり方、およびIT活用能力の開発・育成の方策等につき、様々な観点から議論を重ねるとともに、これを踏まえ新たな検定試験や今後の検定事業の方向性について検討してきた。

本部会における各委員から寄せられた意見、および検討結果は報告書にとりまとめるとともに（16年3月）、この報告書に盛られた提言をもとに、ネット試験として「電子メール活用能力検定」「E C実践能力検定」などの新規検定事業を推進しており、今後も企業の人材育成、特に中小企業における人材育成・能力開発に資する事業を研究・開発していく。

(4) 基礎能力の育成に向けた支援

14年12月に設立された日本数学協会（会長：上野健爾・京都大学教授）は、珠算を学習することの意義や効用等に関する調査・研究も事業の1つとしていることから、事務局として各種事業の運営面で支援した。会員は、全国の数学者や数学教育関係者、数学愛好者、珠算や和算等の文化的伝統の指導者や愛好者、医学・心理学の研究者などで、16年3月末日現在では、設立時の倍以上の807名となった。

一方、日本語の乱れや能力の低下などが社会的な問題となっており、企業や教育機関等の現場からは、社員、学生の日本語能力育成の必要性が指摘されていることから、日本語の学習、指導のための教材「実践 日本語文書ゼミナール」を作成し、企業研修や日本語文書処理技能検定試験の学習等に供した。

(5) 各種検定試験の厳正公正な施行と個人情報保護法への対応

各地商工会議所の協力を得ながら、「商工会議所検定試験に係る管理規則」（13年9月制定）に基づいて各種検定試験を厳正公正に施行した。これにより、大きなトラブルはなく、商工会議所の検定試験は、企業や教育機関等から高い信頼と評価を得ている。

15年度においては、14年度と同様に、管理規則に基づいた各種検定試験の厳正施行を当所の事業活動計画に盛り込み、各地商工会議所の検定担当職員や試験委員、採点委員、教育機関の指導者等を対象とした研修会や説明会を開催（14年度からの参加者数の累計は、約1,500名）し、管理規則制定の趣旨や運用面での留意事項等を説明した。このほか、定例の検定担当職員研修会や業務・検定担当者会議などの諸会議を通じて、各地商工会議所の理解と協力を求めるとともに、試験の直前には、イントラネットやEメール等で注意喚起するなど、あらゆる機会を活用して管理規則に基づいた厳正施行の周知徹底に努めた。

また、企業や教育機関等からの高い信頼と評価を維持、向上させていくために、全ての検定試験について、受験者の本人確認をより厳格に行うために、試験当日は、受験者が本人であることが分かる「身分証明書」を持参してもらうこととし、16年度から適用することにした。

一方、個人情報保護法が17年度から完全施行されることに伴い、大量の個人情報（受験者、合格者情報など）を取り扱う商工会議所の検定事業においても、これに円滑に対応する必要があることから、

業務・検定担当者会議はじめ各種会議やイントラネット等を通じて、本法律の概要および検定事業への影響・対応について説明するとともに、受験申込書に個人情報の利用目的を明記するなど、各地会議所における具体的な対応について周知した。

(6) 時代のニーズに合った各種検定試験の制度改善

簿記では、最近の関係法令の改正等で1級試験の出題範囲が広がったことなどにより、受験者の負担が大きくなってきていることから、各地商工会議所を対象に実施したアンケート調査の結果等を踏まえ、「出題区分表」の見直しに向けて検討するとともに、大都市部の商工会議所や受験者数の特に多い商工会議所を対象にヒアリング調査を実施し、今後の検討の参考にした。また、午後に施行している2級と4級の開始時刻を30分遅らせるとともに、1級～4級の試験で使用できる筆記用具は、受験するために最低限必要なものに限定し、16年度から適用することにした。

販売士では、制度創設から30年余が経過したことに加え、企業や教育機関等からの強い要望を踏まえ、1級～3級の科目体系の見直しを行い、この新しい体系表に基づいて3級ハンドブックの改訂に取り組んだ。16年度は2級、17年度は1級のハンドブックを改訂する予定。また、企業や教育機関等からの強い要望を踏まえ、7月の3級の試験日を従来の水曜日から土曜日に変更し、16年度の試験から適用することにした。

DCプランナーでは、13年9月に施行した第1回2級試験の合格者のうち、「2級DCプランナー」としての資格を登録している者(約2,400名)の有効期間が16年3月末日で満了となることから、これら登録者を対象とした資格更新通信教育講座を初めて開講した。

ビジネスコンピューティングでは、受験者や指導者からの要望に応じて、学習の指針として2・3級の知識問題の学習ガイドを作成した。このため、これまでリーフレットで事前に公表していた3級の知識問題の公開を取りやめ、16年度からは同ガイドの記載内容を中心に出题することにした。併せて、2級と3級の実技科目学習ガイドをそれぞれ改訂した。

日本語文書処理技能やビジネスコンピューティングでは、ビジネスキーボード認定のスコアによる入力科目の免除制度を導入するとともに、ITや情報機器の変遷に合わせて使用可能な電子媒体や施行時間などを変更し、16年度から適用することにした。

(7) 合格者へのフォローアップ

DCプランナー認定試験に合格し、1級と2級の資格を登録した者に対し、月間2回のメールマガジンや紙媒体の会報(年2回発行)により、年金制度全般に関連する最新の情報を提供した。また、販売士検定試験の資格登録者に対しては、16年5月から年4回のペースでメールマガジンの配信を開始し、最新の流通事情に関連する情報を提供した。

(8) 各種検定試験のPR

15年度においても、検定試験が集中する直前の4月と9月を検定試験の「PR月間」と位置付け、各地商工会議所の協力を得ながら、会報や検定ホームページ(<http://www.kentei.ne.jp>)、PRポスター(25万枚)、「商工会議所検定試験ガイド」(20万部)等の各種広報媒体を活用し、企業や教育機関等に対して全国一斉の集中したPR活動を展開するとともに、全国紙や資格・検定関連情報誌・紙への定期的な広告掲載やPR記事の提供を行った。こうしたPRの一環として、日本経済新聞の全国版に16年5月1日、3日の2回にわたって全5段サイズの広告を掲載した。

検定ホームページは、年間の総ページビュー数が約2,300万ページビュー(延べ725万名の利用)にのぼっており、年々増加している。また、電話で検定試験に関する情報を確認できる「検定情報

ダイヤル（TEL：03-5777-8600）」は、年間約6万件の利用があった。さらに、携帯電話で各種検定試験の施行情報が確認できる携帯サイトの年間ページビュー数は、約64,000ページビュー（延べ48,000名の利用）を数えた。

(9) 全国商工会議所青年部連合会・全国商工会議所女性会連合会活動支援

全国商工会議所青年部連合会（商青連）では、全国9ブロック（北海道、東北、関東、北陸信越、東海、近畿、中国、四国、九州）で青年部ブロック大会を開催するとともに、「第23回全国大会」を11月に米子市で開催し、約3,000名が参加した。さらに、16年2月には、福井市で約1,150名の参加を得て「第21回全国会長研修会」を開催し、各地商工会議所青年部の意識高揚、連携強化等を図った。

本年度より商青連加盟青年部会員に新しいビジネスモデルの構築、現業の見直しの機会を提供することを目的とした「ビジネスプランコンテスト」を実施した。同コンテスト実施に先立ち、よりよいビジネスプランを生み出すため8月にキャリアックで「若手後継者向け創業塾（ビジネスプラン作成研修会）」を実施した。コンテストは、12月の一次審査、1月の二次審査を経て16年2月に福井市で行われた第21回全国会長研修会にて美唄商工会議所青年部・永桶氏と宮津商工会議所青年部・大村氏の共同プランがグランプリにあたる中小企業庁長官賞を受賞、表彰された。また、各地青年部活動への支援の強化を目的に第3回YEG大賞を実施し、竹原商工会議所青年部の「楽市楽座プロジェクト」がYEG大賞グランプリを受賞した。

また、商工会議所青年部会員間のビジネスチャンスを生み出すため、ご縁満開ビジネスサイト（<https://at.yeg.jp/business/Main.do>）を開設した。さらに、WEB上での会員間交流である同サイトの機能を補完するため全国ビジネス交流会を9月・1月の2回実施した。

さらに、青年部会員間の連絡、意思決定を円滑に行うため青年部向けグループウェアであるエンジェルタッチ（以下、AT）の本格的な運用を開始し、10月にはテスト版WEB会員総会を実施した。商青連では、円滑で迅速な意思決定を行うため、ATを活用したWEB版会員総会の導入を目指している。

なお、16年3月末現在の青年部設置数は449カ所、うち商青連加入は401カ所（加入率89.3%）となっている。



全国商工会議所女性会連合会（全商女性連）は、10月に青森市において、「第35回全国商工会議所女性会連合会総会（青森大会）」を開催し、全国から2,763名が参加した。同総会においては、省エネルギー問題に対する自主的・積極的な取り組みについての申し合わせとして「省エネルギー問題への取り組みについて」を決議した。

また、対外的な周知と会員同士の結束力・連帯感を高めるため、広く女性会関係者から公募し新たに策定した商工会議所女性会キャッチフレーズおよびロゴマークが発表された。

さらに、『第2回女性起業家大賞』の結果報告があり、最優秀賞(当所会頭賞)を受賞された(株)ウォーブンハーツ代表取締役 小宮山眞佐子氏(横浜商工会議所女性会会員)を含む9名が表彰された。

なお、16年3月末現在の女性会設置数は424カ所、うち、全商女性連加入数は400カ所(加入率94%)となっている。

(10) 商工会議所法の改正など運営小委員会等で検討

運営小委員会では、運営委員会の下部組織として、商工会議所および当所の運営面・事業面の諸課題、および法制上の諸問題等について多面的な検討を行っている。15年度は、商工会議所同士の合併手続規定の創設や特定商工業者制度の見直し等にかかる商工会議所法の改正、また当所の会費徴収基準の見直し等について検討を行った。

現行の商工会議所法は、昭和28年に制定されたが、この間、商工会議所を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、商工会議所が地域総合経済団体としてその役割を果たしていくため、環境の変化に対応した商工会議所法の改正が求められていた。具体的には、地方分権と地方行政再編の動きの中で、各地において、市町村合併特例法の適用期限である17年3月末を睨み、市町村合併が進められている。商工会議所においてもこうした広域行政に対応すべく、商工会議所同士の合併に向けて関係商工会議所間で合併検討会・合併協議会等を設置するなど様々な取り組みが行われている。しかし、これまで、商工会議所法に合併手続規定が設けられていなかったため、商工会議所同士が合併するには解散や個々の資産の個別承継等の手続きを要し、資産譲渡に伴う税負担が生じる等、民法上・税法上のデメリットが深刻な問題となっていた。そこで、運営小委員会ならびに同小委員会のもとに経済産業省との事務レベルの勉強会として設置している「商工会議所法問題勉強会」を中心に検討を行い、経済産業省に働きかけたところ、商工会議所同士の円滑な合併を促進するため、商工会議所法を改正して新たに合併手続き規定等を設け、合併に伴う負担の軽減が図られることとなった。あわせて、地域経済社会の実態ニーズに応じた合併を円滑に進めるため、商工会議所同士の市内の一部地域での合併や飛び地となる合併等が行えるよう地区に関する規定の見直しが行われた。また、商工会議所を取り巻く環境変化に対応し、特定商工業者制度を現状に適合した制度とすべく、その該当基準や法定台帳登録事項の見直しなどが行われるとともに、今後の商工会議所の円滑な活動・運営に資するため、罰則水準等その他必要な所要の法改正が行われた。なお、改正商工会議所法の公布は16年4月28日、商工会議所法施行令および商工会議所法施行規則の公布は16年5月26日で、いずれも16年7月1日から施行される(特定商工業者に係る部分は17年4月1日施行)。

当所会費徴収基準の見直しについては、運営小委員会委員からの提案で、同小委員会にて当所会費のあり方について協議していくこととなり、15年8月以降3回の会合で検討したが、15年11月の会合で「時間がかかっても全般的な見直しを図るべきである」との結論に達し、同小委員会の下に新たに委員メンバーによる「ワーキンググループ」を設置して検討することとなった。同ワーキンググループでは、16年12月まで集中討議をする予定となっている。

また、毎年9月に開催している当所定例会議では、「事業報告書」を通常会員総会に提出し、その承認を受けるため、事前に開催される議員総会・常議員会等においても同様に「事業報告書」を配

布していたが、運営小委員会にて検討したところ、会員総会の事前予備審査的な性格を有する議員総会・常議員会等においては、フルテキストの事業報告書は今後、配布せず、事業報告の『あらまし』のみを配布のうえ審議し、その議決を経たのち、会員総会で「正式版（フルテキスト）の事業報告書」を配布し承認を受けることとなった。

(11) 商工会と共同で中小企業支援体制のあり方等に関する研究会を設置

地域の経済団体を取り巻く環境は、経済社会の変化とともに中小企業サイドの支援ニーズの多様化・専門化あるいは事業活動の広域化、市町村合併の進展など急速かつ大きく変化してきている。こうした中、商工会議所と商工会が共同で今後の地域中小企業に対する支援のあり方や地域における総合経済団体のあり方等を検討するための「今後の中小企業の支援体制のあり方等に関する研究会」を16年2月に設置し、3月8日に第1回目の会合を開催した。同研究会は、座長には鎌田彰仁・茨城大学人文学部教授、副座長には松島茂・法政大学経営学部経営戦略学科教授が就任し、委員には、商工会議所側からは横浜・高梨会頭、広島・池内会頭、水戸・西野会頭、浜松・中山会頭、郡山・大高会頭と篠原・当所常務理事が、商工会側からは富山県・石澤会長、岡山県・西本会長、岩手県・小野寺会長、東京都・桂会長、長崎県・池原会長と井田・全国商工会連合会専務理事がそれぞれ就任した。

(12) 中小都市等商工会議所会頭と当所正副会頭との懇談会の開催

地区内人口10万人未満あるいは地区内人口10万人以上であっても常議員会のメンバーではない「中小都市等」の商工会議所を対象として、これらに該当する商工会議所の意見を、当所の政策要望や運営などに一層反映させる目的で、6月19日に『中小都市等商工会議所会頭と当所正副会頭との懇談会』を「地域経済の再生策を考える」をテーマとして開催した。会合には当所側から山口会頭はじめ5人の副会頭（横浜・高梨会頭、広島・池内会頭、新潟・上原会頭、札幌・西尾会頭、福岡・田尻会頭）が出席した。他方、中小都市等商工会議所については、各ブロックを代表して千歳・神野会頭、会津若松・宮森会頭、砺波・稲垣会頭、真岡・塚田会頭、津島・山本会頭、亀岡・前田会頭、泉大津・澤田会頭、平田・三好会頭、丸亀・守会頭、北松・前田会頭、都城・東会頭の計11名が出席し、それぞれ地域経済の現状や商工会議所の取り組みなどについて発言がなされた。この中で、「近隣都市との競争力低下、製造業の海外流出等、経営状況は厳しい状況にあるため、広域連携や他の産業分野との連携を軸に交流活動を深めていきたい」、「中心市街地の空洞化問題が深刻化しており、大型店の出店の規制強化や立地法の改正を求めて欲しい」、など、商工会議所が直面している様々な諸問題について、意見が述べられた。

(13) 各地商工会議所運営および事業活動円滑化の支援

商工会議所法の運用に関する相談をはじめ、会員サービス事業、特色ある事業への先進的な取り組みに関する事例の照会など、商工会議所運営上の様々な問題についての相談に対し、的確な対応を行うべく努めた。また、運営委員会や専務理事・事務局長会議（於：浜松市）等を通じて、商工会議所の収益事業・会員増強に関する好事例や観光振興についての事例紹介を行い、その運営を支援した。また、商工会議所の運営強化に資するため各地商工会議所の会員数等の状況および財政状況を調査するとともに、各地商工会議所のNPO設置・連携状況などの事例を調査し、各

地商工会議所に提供した。

(14) 全国商工会議所の休業補償プラン、チェンバーズカード、慶弔サービス制度の一層の普及推進

平成9年12月に商工会議所の会員事業所向けサービス事業として創設した全国商工会議所の休業補償プランは、商工会議所ならではのスケールメリットを活かした割安な所得補償保険という特徴を活かし、中小企業における従業員の福利厚生支援策の一つとして、広く全国の会員事業所に定着してきている。15年度も引き続き、商工会議所における導入促進ならびに会員事業所における一層の普及奨励を図り、各地商工会議所での加入促進活動を支援した。16年3月末現在、347商工会議所で実施され、加入件数（人数）は26,112人となっている。

チェンバーズカード事業については、全国5,300店舗に及ぶ優待店で割引サービスが受けられる一般カードの個人向けサービスに加えて、経理事務の省力化や手許現金の圧縮による資金運用の効率化、予算・経費管理の合理化が図れる事業所カードの法人向けサービスとあわせて広く会員に普及させることを目的としており、15年3月末現在、151商工会議所で実施され、カード発行枚数は約6万7千枚となっている。また、7年から実施の慶弔サービス制度の16年3月末現在の加入者は、141事業所（210人）となっている。

(15) 各方面より利用がすすむキャリアック

キャリアック（商工会議所福利研修センター）は、商工会議所、会員企業をはじめ各方面から幅広い利用があった。15年度は約3万2千人に利用され、内訳は、研修利用が40%、花博等工事関係者利用が40%、福利厚生利用が20%となっており、会員事業所の研修・福利厚生を支援する共同施設として、利用者から好評を得ている。

当所においても、各種セミナー、シンポジウム、イベント、研修会等の開催にあたり積極的に利用するとともに、「石垣」、「会議所ニュース」での記事掲載のほか、インターネットを利用したPRや関連団体、企業を中心としたPR活動を積極的に展開し、利用促進に努めた。

(16) 「選ばれ続ける経済団体へー商工会議所のブランド戦略ー」の取りまとめ

広報特別委員会では平成14年6月から、「商工会議所のブランド戦略」についての検討を始め、平成16年3月に報告書「選ばれ続ける経済団体へー商工会議所のブランド戦略ー」を取りまとめた。

商工会議所という名称はすでに一つのブランドとして全国に普及・定着しているが、一方で地域社会をめぐる環境が大きく変化しており、地域経済の活性化によりリーダーシップを発揮できる団体へと変わっていくことが求められている。

そこで委員会では、各地商工会議所がさまざまな環境変化の中にあって、会員企業をはじめとするステークホルダーに対して、その保有する価値を戦略的・効果的に提供し続けることによって、今後とも地域における最有力の経済団体として選ばれ続ける組織になるための方策を検討するための手法を同報告書として取りまとめた。この中で、会員・商工業者をはじめとする地域経済全体の発展に一層貢献できるようその価値を再確認し、日々の活動を通じてステークホルダーの心に刻み込むため、情報発信や組織運営、事業活動などの行動を見直し、経営改革をしていくことが重要としている。

また併せて、各地商工会議所におけるブランド戦略の策定を支援するため、報告書の頒布を行うとともに、各地商工会議所からの要請に応じて説明を行った。

(17) PR活動を積極的に展開

月刊誌「石垣」、「会議所ニュース」（旬刊）、ホームページ、会頭記者会見、各種資料発表などを通じて商工会議所活動の積極的なPRに努めた。

役員・議員をはじめとする全国の商工会議所関係者の連帯の輪を広げることを目的とした「石垣」は、14年度に引き続き、企業・地域が直面するテーマをタイムリーに捉えた特集記事の掲載に努めた。また、15年1月号からは新装刊と銘打ち「より楽しく、より役立つ雑誌」をモットーに、読者の視点に立った、ビジネス情報や地域情報の充実を図った。特に、TMOの活動を中心とした各地の街づくり事例などの情報提供を行ったほか、インタビューや読み物の企画を増やすことで、より親しみのある誌面づくりに努めた。さらに、4月号から商青連役員の主張や単会紹介など青年部だよりのコーナーの充実を図った。

一方、「会議所ニュース」についても、変形組みを多用した変化のある紙面づくりに努めるとともに、当所の主要事業や各地商工会議所の活動等を中心としたきめ細かな情報を提供するなど、情報発信機能の一層の強化に努めた。また、14年度に引き続き、ホームページ上に「会議所ニュース」掲載記事の要約などの各種情報をニュースラインとして掲載し、商工会議所関係者のみならず広く一般をも対象にしたニュース情報の速報に努めた。さらに、各地商工会議所の役員・常議員のうち希望者に会頭コメント、会頭記者会見、重要会議等の内容を電子メールで直接送信するサービス「ニュースファイル」の編集、送信を行った（16年3月末送信件数1,160）。

そのほか、編集実務の初級者を対象にした「会報づくり研修会」を開催し、会報づくり等による商工会議所の広報活動のあり方等について情報提供に努めたほか、各地商工会議所会報の発行を支援する「所報サービス」（記事提供システム）の一層の充実を図った。

Ⅱ 事項別状況

1. 法人の概要

(1) 所在地

〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目2番2号

TEL. 03-3283-7823

FAX. 03-3211-4859

URL. <http://www.jcci.or.jp>

E-mail. info@jcci.or.jp

(2) 沿革

①変遷

わが国商工会議所制度は、明治11年に当時の関税不平等条約改正等の問題について、商工業者の意見を代弁する機関として、東京商法会議所が設立されたことに始まる。その後全国の主要都市に相次いで設立され、明治25年には15の商工会議所がその連合体として「商業会議所連合会」を結成した。

日本商工会議所は、大正11年6月に「商業会議所連合会」を母体として誕生し、名称・組織の変更など様々な変遷を経て、昭和29年に現行「商工会議所法」に基づく特別認可法人として改編、現在は平成13年12月に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画により民間法人化され、今日に至っている。

②根拠法

ア. 設立根拠法

商工会議所法（昭和28年法律第143号）

イ. 業務関連法

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）

③主管省庁名

経済産業省 経済産業政策局経済産業政策課

④設立年月日

大正11年6月29日

⑤目的

日本商工会議所は、全国の商工会議所を会員とする総合経済団体であり、全国の商工会議所を総合調整し、その意見を代表し、国内および国外の経済団体と提携すること等によって商工会議所の健全な発達を図り、もってわが国商工業の振興を図ることを目的としている。

⑥主な事業内容（定款第6条）

- 1 全国の商工会議所の意見を総合してこれを公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること
- 2 行政庁等の諮問に応じて、答申すること
- 3 国民経済及び国際経済に関する調査研究を行うこと
- 4 国民経済及び国際経済に関する情報又は資料の収集又は刊行を行うこと
- 5 国内商事取引に関して商工会議所の行う事業に関し、連絡又はあっ旋を行うこと

- 6 国内及び国外において、博覧会、見本市等を開催し、又はこれら等の開催のあっ旋を行うこと
- 7 国際商事取引の紛争に関するあっ旋、調停又は仲裁を行うこと
- 8 商工会議所の行う商工業に関する技術及び技能の普及又は検定に関する指導を行うこと
- 9 商工会議所の行う商工相談事業に関する指導を行うこと
- 10 国内における経済団体との提携又は連絡を行うこと
- 11 国外における商工会議所その他の経済団体等との提携又は連絡を行うこと
- 12 商工業に関して、観光事業の総合的な改善発達を図ること
- 13 国際親善に関する事業を行うこと
- 14 商工会議所が設置する施設等に係わる債務の保証及びそれに付帯する事業を行なうこと。
- 15 前各号に掲げるもののほか、本商工会議所の目的を達成するために必要な事項を行なうこと。

⑦国庫補助金等（各年度とも実績額）

（単位：万円）

区 分		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
国庫補助金等	国庫補助金	15,593	42,663	44,809
	その他(委託費)	30,406	2,223	145,682
	計	45,999	44,886	190,491
	一般会計	45,484	44,575	190,168
	特別会計	515	311	323
	会計名	電源開発	電源開発	電源開発
政府出資金額		—————	—————	—————
財政投融资		—————	—————	—————
借入金等 (借入先)		0	0	0

2. 定款および規約等

(1) 定 款

○第7章 「議員に準ずる者」の追加について

平成16年3月18日開催の第99回通常会員総会において、以下のような変更が承認された。(平成16年4月23日付けで経済産業大臣の認可取得)

①変更理由

- (1) 日本商工会議所は最高意思決定機関として、会員をもって組織する「会員総会」を置いているが、絶えず変動する国内経済及び国際経済に迅速に対応して日本商工会議所の事業の運営を実情に適合せしめるために、会員総会に次ぐ意思決定機関として、「議員総会」が置かれている。「議員総会」は会員である各地商工会議所の互選により選任された会員の代表者たる議員と議員以外の役員(理事及び監事を除く。)をもって組織されており、日本商工会議所の実質的な意思決定機関として重要な役割を担っている。
- (2) 商工会議所法が昭和28年に施行されて以来、日本商工会議所の会員数は372商工会議所から524商工会議所へと大きく増加し、当時と比較しても今日の日本商工会議所の事業活動は極めて広範・多岐に亘っている。この間、地域の意見を代表する議員の定数は、昭和46年の沖縄復帰に伴って100人から102人に増員されたが、その後の実質的な定数の増員はなされず、現在に至っている。
- (3) こうした中、会員の選挙によって選任される議員102人は県庁所在地や政令指定都市など一定規模以上の都市の商工会議所に偏し易く、全国の商工会議所の多様な意見を日本商工会議所の事業活動に十分反映させていくためには、議員以外の商工会議所であっても、日本商工会議所の機能発揮上、「議員総会」の構成メンバーとして参画せしめる必要性が高まって来ている。
- (4) そこで、今般、定款を変更し、議員が特定地区に偏して集まる場合などに選任される各地商工会議所の3号議員に準じた制度として、日本商工会議所に「議員に準ずる者」を新設し、広く全国の地域、都市の規模、そして特定の産業が集積する地域等をも網羅することにより、全国の商工会議所の多様な意見等を代表する意思決定の場としての「議員総会」の一層の強化を図っていくこととしたい。
- (5) 具体的には、商工会議所法施行令第6条で、各地商工会議所における3号議員の数の比率(15%以下)が規定されており、日本商工会議所の「議員に準ずる者」については、おおむね同程度の比率となる18人以内を置くこととする。

②変更箇所(※アンダーラインの部分)

(会員総会の決議事項)

第7章 副会頭に準ずる者、議員に準ずる者、顧問及び参与

(副会頭に準ずる者)

第50条 (略)

(議員に準ずる者)

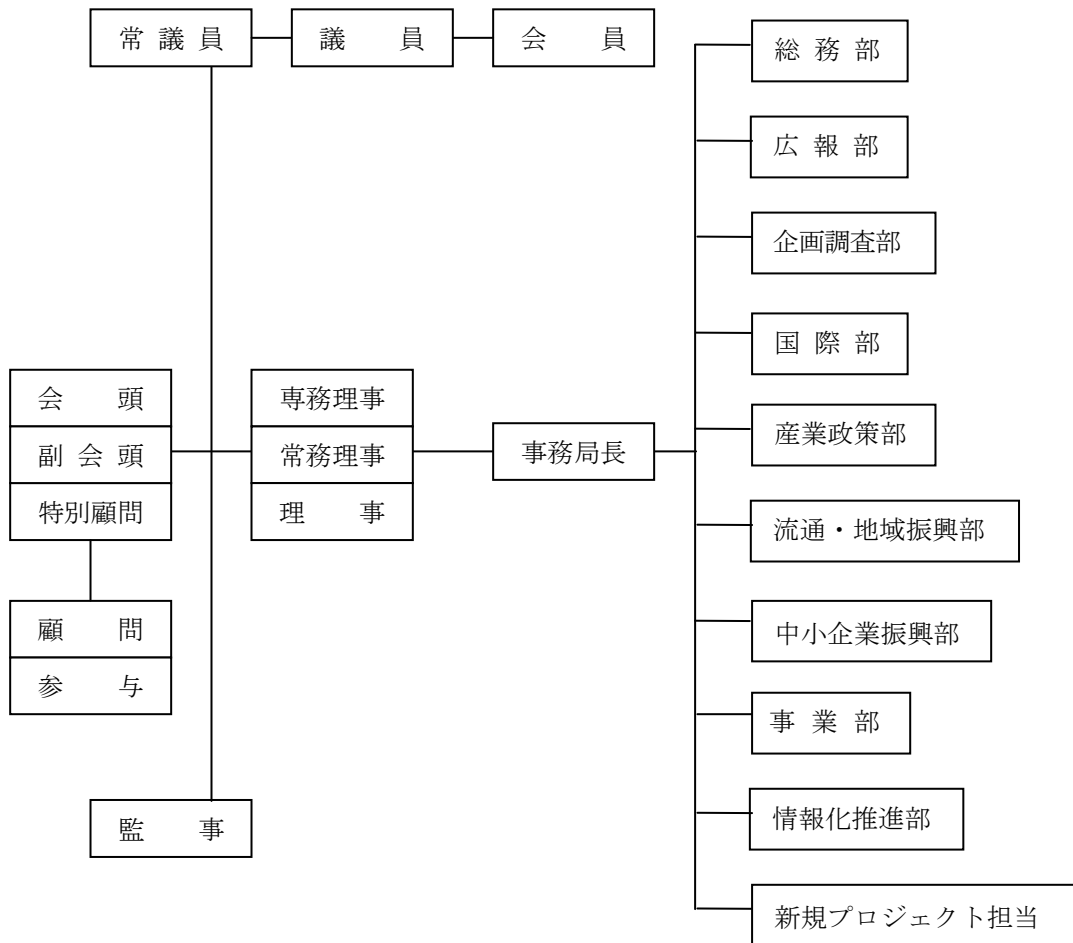
第51条 本商工会議所に議員に準ずる者18人以内を置くことができる。

- 2 議員に準ずる者は、本商工会議所の事業の円滑な遂行に参画する。
- 3 議員に準ずる者は、議員総会の同意を得て、会頭が会員のうちから選任し、又は解任する。
- 4 第34条第3項（議員総会）並びに第36条（議員の任期）の規程は、議員に準ずる者について準用する。
- （顧問）
- 第52条（略）
- 以下、1条ずつ繰り下げ、最後に第70条とする。
- 附 則
- （実施の時期）
- 1 第7章見出し（副会頭に準ずる者、議員に準ずる者、顧問及び参与）、第51条（議員に準ずる者）の新設規定、並びに、第51条（顧問）を第52条とし以下の条文を1条ずつ繰り下げ最後に第70条とする改正規定は、平成16年11月1日から実施する。

(2) 規 約（規則・規程）

本年度においては、規約の変更は行われなかった。

3. 組 織



(1) 会 員 (平成 16 年 3 月 31 日現在)

平成 15 年度末における日本商工会議所の会員数は、527 商工会議所で、地域別会員数は下表のとおり。

都道府県別	会員数	都道府県別	会員数	都道府県別	会員数
北海道地区	42	東 京	8	岡 山	13
東北地区	46	神 奈 川	14	広 島	13
青 森	7	山 梨	2	山 口	14
岩 手	10	静 岡	16	四 国 地 区	29
宮 城	6	東 海 地 区	50	徳 島	6
秋 田	6	岐 阜	15	香 川	6
山 形	7	愛 知	22	愛 媛	11
福 島	10	三 重	13	高 知	6
北陸・信越地区	51	近 畿 地 区	71	九 州 地 区	79
新 潟	16	福 井	7	福 岡	19
富 山	8	滋 賀	7	佐 賀	8
石 川	7	京 都	8	長 崎	9
長 野	20	大 阪	20	熊 本	9
関 東 地 区	106	兵 庫	18	大 分	11
茨 城	9	奈 良	4	宮 崎	9
栃 木	9	和 歌 山	7	鹿 児 島	11
群 馬	10	中 国 地 区	53	沖 縄	4
埼 玉	18	鳥 取	4		
千 葉	20	島 根	8		
				合 計	527

(2) 特別会員 (平成 16 年 3 月 31 日現在)

平成 15 年度末における特別会員は次のとおり。

商工会議所 (国外) (18)	商工会議所連合会(15)	その他団体・法人(5)
盤谷日本人商工会議所	北海道	協同組合連合会日本専門店会連盟
ソウル・ジャパン・クラブ	富山県	K D D I 株式会社
フィリピン日本人商工会議所	長野県	全国米穀販売事業協同組合
在仏日本商工会議所	茨城県	全国青色申告会総連合
デュッセルドルフ日本商工会議所	栃木県	商工組合中央金庫
ニューヨーク日本商工会議所	群馬県	
南加日系商工会議所	埼玉県	
ブラジル日本商工会議所	千葉県	
シドニー日本商工会議所	神奈川県	
リオ・デ・ジャネイロ日本商工会議所	静岡県	
マレーシア日本人商工会議所	三重県	
シンガポール日本商工会議所	福井県	
ホノルル日本人商工会議所	滋賀県	
パラ一日系商工会議所	山口県	
在亜日本商工会議所	愛媛県	
メキシコ日本商工会議所		
南アフリカ日本人商工会議所		
在中国日本商工会議所		

(3) 第25期<平成13年11月1日~平成16年10月31日>役員(平成16年3月31日現在)

役員の様職、定数、氏名、経歴は次のとおりである。(敬称略)

役職	定数	氏名	経歴
会頭 (非常勤)	1人	山口 信夫	(東京商工会議所会頭) 旭化成(株)代表取締役会長
名誉会頭 (非常勤)		石川 六郎	(東京商工会議所) 鹿島建設(株)名誉会長
		稲葉 興作	(東京商工会議所) 石川島播磨重工業(株)相談役
副会頭 (非常勤)	5人	野村 明雄	(大阪商工会議所会頭) 大阪ガス(株)代表取締役会長
		箕浦 宗吉	(名古屋商工会議所会頭) 名古屋鉄道(株)取締役会長
		高梨 昌芳	(横浜商工会議所会頭) 高梨乳業(株)代表取締役会長
		村田 純一	(京都商工会議所会頭) 村田機械(株)代表取締役社長
副会頭に 準ずる者 (非常勤)	6人	池内 浩一	(広島商工会議所会頭) (株)中電工代表取締役会長
		村松 巖	(仙台商工会議所会頭) (株)七十七銀行相談役
		上原 明	(新潟商工会議所会頭) 新潟日産自動車(株)代表取締役社長
		田尻 英幹	(福岡商工会議所会頭) (株)西部瓦斯代表取締役会長
		綾田 修作	(高松商工会議所会頭) (株)百十四銀行代表取締役頭取
専務理事 (常勤)	1人	植松 敏	平成5年7月 公正取引委員会委員 平成11年9月 東京商工会議所専務理事 平成11年9月 日本商工会議所専務理事
常務理事 (常勤)	1人	篠原 徹	平成8年6月 中小企業庁小規模企業部長 平成9年7月 資源エネルギー庁石炭・新エネルギー部長 平成10年7月 日本商工会議所常務理事
常議員 (非常勤)	51人	高野 洋藏	(函館商工会議所会頭) (株)道水代表取締役会長
		鎌田 力	(小樽商工会議所会頭) 小樽信用金庫理事長
		高丸 修	(旭川商工会議所会頭) 旭川トヨタ自動車(株)代表取締役会長
		林 光男	(青森商工会議所会頭) 青森三菱電機機器販売(株)取締役社長
		斎藤 育夫	(盛岡商工会議所会頭) (株)岩手銀行取締役頭取
		村松 巖	(仙台商工会議所会頭) (株)七十七銀行相談役
		山澤 進	(山形商工会議所会頭) (株)ヤマザワ代表取締役社長
		坪井 孚夫	(福島商工会議所会頭) 福島貸切辰巳屋自動車(株)代表取締役相談役
		上原 明	(新潟商工会議所会頭) 新潟日産自動車(株)代表取締役社長
		八嶋 健三	(富山商工会議所会頭) (株)北陸銀行取締役会長
		宮 太郎	(金沢商工会議所会頭) (株)大和取締役相談役
		仁科 恵敏	(長野商工会議所会頭) (株)マルイチ産商取締役社長
		田中 誠二	(松本商工会議所会頭) (株)長野銀行取締役頭取
		西野 虎之介	(水戸商工会議所会頭) (株)常陽銀行取締役会長
		築 郁夫	(宇都宮商工会議所会頭) (株)福田屋百貨店取締役会長
		金子 才十郎	(前橋商工会議所会頭) カネコ種苗(株)代表取締役社長
		吉野 重彦	(浦和商工会議所会頭) (株)あさひ銀行特別参与
		千葉 滋胤	(千葉商工会議所会頭) (株)ケーブルネットワーク千葉代表取締役会長

佐藤 朋 佑	(川崎商工会議所会頭)	東芝不動産総合リース(株)顧問・(株)東芝顧問
荻野 浩	(甲府商工会議所会頭)	(株)オギノ会長
神谷 聰一郎	(静岡商工会議所会頭)	(株)静岡銀行代表取締役会長
中山 正 邦	(浜松商工会議所会頭)	浜松倉庫(株)代表取締役社長
清水 義 之	(岐阜商工会議所会頭)	(株)十六銀行取締役会長
佐藤 元 彦	(豊橋商工会議所会頭)	ヤマサちくわ(株)代表取締役社長
豊島 半 七	(一宮商工会議所会頭)	豊島(株)代表取締役会長
小菅 弘 正	(四日市商工会議所会頭)	日本トランスシティ(株)取締役会長
江守 幹 男	(福井商工会議所会頭)	日華化学(株)代表取締役会長
高橋 宗治郎	(大津商工会議所会頭)	(株)滋賀銀行取締役会長
岸 脇 淳 介	(和泉商工会議所会頭)	(株)国華園代表取締役
米田 徳 夫	(姫路商工会議所会頭)	(株)ヤマトヤシキ代表取締役社長
阪本 道 隆	(奈良商工会議所会頭)	(株)南都銀行取締役会長
島 正 博	(和歌山商工会議所会頭)	(株)島精機製作所代表取締役社長
八村 輝 夫	(鳥取商工会議所会頭)	(株)鳥取銀行代表取締役会長
丸 磐 根	(松江商工会議所会頭)	(株)山陰合同銀行代表取締役会長
岡崎 彬	(岡山商工会議所会頭)	岡山瓦斯(株)取締役社長
池内 浩 一	(広島商工会議所会頭)	(株)中電工代表取締役会長
林 孝 介	(下関商工会議所会頭)	サンデン交通(株)取締役社長
津川 清	(徳島商工会議所会頭)	水穂蒲鉾(株)代表取締役
綾田 修 作	(高松商工会議所会頭)	(株)百十四銀行代表取締役頭取
水木 儀 三	(松山商工会議所会頭)	(株)伊予銀行取締役会長
入交 太二郎	(高知商工会議所会頭)	入交産業(株)代表取締役会長
田尻 英 幹	(福岡商工会議所会頭)	(株)西部瓦斯代表取締役会長
木原文 吾	(北九州商工会議所会頭)	(株)高田工業所代表取締役会長
指山 弘 養	(佐賀商工会議所会頭)	(株)佐賀銀行代表取締役頭取
野崎 元 治	(長崎商工会議所会頭)	(株)十八銀行代表取締役会長
中尾 保 徳	(熊本商工会議所会頭)	(株)鶴屋百貨店代表取締役社長
安藤 昭 三	(大分商工会議所会頭)	(株)大分銀行会長
岩切 達 郎	(宮崎商工会議所会頭)	宮崎交通(株)取締役社長
大西 洋 逸	(鹿児島商工会議所会頭)	鹿児島海陸運送(株)代表取締役社長
仲井 真 弘多	(那覇商工会議所会頭)	沖縄電力代表取締役会長

昭和 61 年 6 月 工業技術院総務部技術審議官

平成 13 年 11 月 那覇商工会議所会頭

監 事 (非常勤)	3 人	辻 兵 吉	(秋田商工会議所会頭)	辻不動産(株)取締役社長
		小 沢 一 彦	(横須賀商工会議所会頭)	日本水産観光(株)代表取締役
		古 谷 博 英	(宇部商工会議所会頭)	新光産業(株)代表取締役会長
理 事 (常勤)	4 人以内	中 島 芳 昭	平成 6 年 5 月	日本商工会議所広報部長
			平成 9 年 5 月	日本商工会議所理事・産業部長
			平成 12 年 4 月	日本商工会議所理事・事務局長

坪 田 秀 治 平成 11 年 4 月 日本商工会議所参事
 平成 12 年 4 月 日本商工会議所産業政策部長
 平成 14 年 6 月 日本商工会議所理事・産業政策部長

(4) 第 25 期<平成 13 年 11 月 1 日～平成 16 年 10 月 31 日>議員 (平成 16 年 3 月 31 日現在)

議員商工会議所名、定数は次のとおりである。

選 挙 区 名 ()内は議員数	商 工 会 議 所 名
北 海 道 (8)	函館、小樽、札幌、旭川、室蘭、釧路、北見、稚内
東 北 (9)	青森、八戸、盛岡、花巻、仙台、秋田、山形、福島、郡山
北陸信越 (9)	新潟、上越、長岡、富山、高岡、金沢、上田、長野、松本
関 東 (23)	水戸、古河、宇都宮、真岡、高崎、前橋、桐生、川越、浦和、深谷、与野、千葉、 船橋、佐倉、君津、八王子、立川、川崎、相模原、甲府、静岡、浜松、沼津
東 海 (9)	岐阜、大垣、可児、岡崎、豊橋、一宮、四日市、津、伊勢
近 畿 (14)	福井、大津、福知山、城陽、東大阪、岸和田、箕面、和泉、姫路、尼崎、伊丹、 洲本、奈良、和歌山
中 国 (10)	鳥取、松江、岡山、倉敷、広島、呉、福山、下関、宇部、徳山
四 国 (5)	徳島、高松、松山、今治、高知
九 州 (13)	福岡、久留米、北九州、筑後、佐賀、長崎、佐世保、熊本、別府、大分、宮崎、 鹿児島、鹿屋
沖 縄 (2)	那覇、沖縄
定 数	1 0 2

(5) 第25期<平成13年11月1日~平成16年10月31日>委員会(平成16年3月31日現在)

委員会名	委員長(商工会議所)	副委員長
<委員会>		
政策	室伏 稔 (日本)	大阪、福島、鳥取
産業経済	箕浦 宗吉 (名古屋)	[委員長代理] 西野 虎之介 (水戸) 釧路、上田、桐生、川崎、豊田、岡山、長崎
国際経済	大橋 信夫 (東京)	[委員長代理] 安藤 昭三 (大分) 滝川、八戸、黒部、横須賀、境港、新居浜、那覇
観光	※ 空席 (札幌)	[委員長代理] 丸 磐根 (松江) 小樽、長野、日光地区、伊勢、倉敷、高知、宮崎
中小企業	小池 俊二 (大阪)	[委員長代理] 井上 裕之 (東京) 燕、宇都宮、本庄、青梅、東大阪、松山、久留米
地域活性化	村田 純一 (京都)	[委員長代理] 北村 柳之助 (敦賀) 旭川、柏崎、小松、熊谷、松阪、津山、今治
税制	池田 守男 (東京)	[委員長代理] 八村 輝夫 (鳥取) 駒ヶ根、石岡、静岡、岸和田、呉、飯塚、筑後
労働	伊藤 雅人 (東京)	[委員長代理] 中山 正邦 (浜松) いわき、古河、高崎、柏、大垣、福井、伊予三島
情報化	井植 敏 (大阪)	[委員長代理] 樫崎 彰男 (八王子) 米沢、加茂、那珂湊、北大阪、丸亀、北九州、鹿屋
環境・エネルギー	渡辺 一秀 (広島)	[委員長代理] 永利 新一 (大牟田) 北見、弘前、高岡、小田原、富士、守口門真、岩国
国民生活	田尻 英幹 (福岡)	[委員長代理] 佐藤 元彦 (豊橋) 佐久、大宮、船橋、立川、泉大津、東広島、延岡
教育	※ 空席 (神戸)	[委員長代理] 黒川 光博 (東京) 苫小牧、青森、勝田、桑名、亀岡、八尾、尾道
運営	高梨 昌芳 (横浜)	[委員長代理] 米田 徳夫 (姫路) 室蘭、郡山、長岡、海老名、堺、府中、諫早
<特別委員会>		
行財政改革	村松 巖 (仙台)	[委員長代理] 山本 忠安 (日立) 稚内、新庄、松戸、岡崎、津、徳山、徳島
事業承継対策	神谷 一雄 (日本)	大阪、京都
広報	綾田 修作 (高松)	[委員長代理] 板橋 敏雄 (足利) 帯広、盛岡、松本、川口、美濃加茂、四日市、福山
信用基金管理	上原 明 (新潟)	[委員長代理] 植松 敏 (日本) 酒田、上越、七尾、蒲郡、尼崎、出雲、大川
表彰	植松 敏 (日本)	
地域産業空洞化問題	児玉 幸治 (東京)	

注) 地域産業空洞化問題特別委員会の任期は、平成15年3月20日開催の常議員会・議員総会で、当初平成15年3月31日までのところ、他の委員会の任期と同じ平成16年10月31日まで延長された。

(6) 第25期<平成13年11月1日~平成16年10月31日>特別顧問 (平成16年3月31日現在)

室 伏 稔	(伊藤忠商事(株)会長)	田 中 順一郎	(三井不動産(株)会長)
佐々木 幹 夫	(三菱商事(株)社長)	川 本 信 彦	(本田技研工業(株)相談役)
浅 地 正 一	(日本ビルサービス(株)社長)	安 西 邦 夫	(東京ガス(株)会長)
井 上 裕 之	(愛知産業(株)社長)	池 田 守 男	(株資生堂社長)
杉 山 和 男	(電源開発(株)顧問)	溝 口 道 郎	(鹿島建設(株)常任顧問)
神 谷 一 雄	(松久(株)社長)		

(7) 第25期<平成13年11月1日~平成16年10月31日>顧問・参与 (平成16年3月31日現在)

①顧 問

奥 田 碩	((社)日本経済団体連合会会長)	北 城 恪 太 郎	((社)経済同友会代表幹事)
福 井 俊 彦	(日本銀行総裁)	宮 原 賢 次	((社)日本貿易会会長)
渡 辺 修	(日本貿易振興会理事長)		

②参 与

高 橋 淑 郎	喜 多 鉄 郎	井 川 博	守 屋 一 彦	西 川 禎 一
波田野 雅 弘	佐々木 修	谷 村 昭 一	下 島 松 雄	

4. 選挙および選任等

(1) 議員

選任は行われなかった。

(2) 常議員

選任は行われなかった。

(3) 役員等

①会頭・副会頭

伊藤弘敦副会頭（四国商工会議所連合会会長・高松商工会議所会頭）の退任に伴う副会頭の選任について、平成15年6月19日開催の第521回常議員会において諮り、綾田修作氏（高松商工会議所新会頭）が副会頭に選任された。また、磯村巖名古屋商工会議所副会頭の退任に伴う会頭の選任について、平成16年3月18日開催の第529回常議員会において諮り、箕浦宗吉氏（名古屋商工会議所新会頭）が会頭に選任された。

②監事

選任は行われなかった。

③特別顧問

選任は行われなかった。

④専務理事・常務理事・理事

平成16年3月18日開催の常議員会・議員総会において、近藤英明企画調査部長が理事に選任された（平成16年4月1日就任）

(4) 顧問・参与

速水優日本銀行総裁の退任に伴う顧問の委嘱について、平成15年4月17日開催の第520回常議員会において諮り、福井俊彦日本銀行総裁に委嘱した。また、小林陽太郎経済同友会代表幹事の退任に伴う顧問の委嘱について、平成15年6月19日開催の第521回常議員会において諮り、北城格太郎経済同友会代表幹事に委嘱した。

5. 事務局

事務局機構および主な横成員（平成16年3月31日現在）

①国内事務所

部（室）	役職	氏名	部（室）	役職	氏名
総務部	理事・事務局長	中島芳昭	産業政策部	理事・部長	坪田秀治
	部長	宅崎俊明		副部長	山田光良
	課長	五十嵐克也		課長	荒井恒一
	広報部	課長	栗原博	流通・地域振興部	部長
課長		奈良秀二	課長		枋原克彦
部長		宇津井輝史	中小企業振興部	部長	土橋和則
課長		湊元良明		課長	佐藤健志
企画調査部	課長	中山洋	事業部	主任調査役	伊藤真一
	主任調査役	峪守央		部長	青山伸悦
	部長	近藤英明		副部長	菊地敏義
	副部長	新田明德	情報化推進部	課長	岩崎浩平
主任調査役	塩見広太郎	部長		高野時秀	
国際部	参与	下島松雄	新規プロジェクト担当	課長	西谷和雄
	部長	山田清		部長	青山伸悦
	副部長	戸田藤男	主任調査役	宮下陽一	
	課長	岡山英弘			
	課長	中村仁			
	課長	赤木剛			
	課長	鈴木良男			
	課長	星川孝宜			
	主任調査役	鈴木重則			
	主任調査役	澤井成美			
	主任調査役	八木克彦			
	調査役	青木高夫			

②駐在員事務所

・ソウル事務所

所長 會 本 尚

Seoul Office of The Japan Chamber of Commerce and Industry

C/o SJC (Seoul Japan Club)

8th fl, Press Center Bldg, 25 1-ku, Taepung-ro, Chung-ku, Seoul, THE REPUBLIC OF KOREA

TEL. 82-2-3210-2411

FAX. 82-2-3210-2413

E-mail. jccisel@soback.kornet.net

③事務局員数 (平成 16 年 3 月 31 日現在)

平成 1 4 年度	平成 1 5 年度	増 減
1 0 1	1 0 2	+ 1

【注】定数なし

6. 庶 務

(1) 文 書

平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの発信および受信数は次のとおり。

月 別	発 信 数		計	月 別	受 信 数		計
	国 内	国 外			国 内	国 外	
4 月	11,382	229	11,611	4 月	6,023	244	6,267
5 月	10,827	172	10,999	5 月	5,098	180	5,278
6 月	14,450	172	14,622	6 月	5,249	176	5,425
7 月	22,244	220	22,464	7 月	5,692	220	5,912
8 月	14,860	152	15,012	8 月	5,178	152	5,330
9 月	11,434	125	11,559	9 月	5,043	128	5,171
10 月	16,295	391	16,686	10 月	5,621	453	6,074
11 月	10,058	179	10,237	11 月	4,660	207	4,867
12 月	14,258	228	14,486	12 月	5,409	287	5,696
1 月	8,144	308	8,452	1 月	7,013	335	7,348
2 月	13,699	255	13,954	2 月	4,503	286	4,789
3 月	19,280	297	19,577	3 月	6,427	326	6,753
計	166,931	2,728	169,699	計	65,916	2,994	68,910

(2) 叙勲・国家褒章・表彰

①叙 勲（順不同・敬称略、日商推薦のみ、役職名は発令時のもの）

ア. 春の叙勲（4月29日発令）

○勲一等旭日大綬章

日本商工会議所（元）会頭 稲葉 興作

○勲四等旭日小綬章

豊田商工会議所（元）会頭 小島 鎌次郎

○勲四等瑞宝章

静岡商工会議所（元）副会頭 村上 英二 豊中商工会議所会頭 三河 寛治

○勲五等双光旭日章

函館商工会議所副会頭 沼崎 彌太郎 十和田商工会議所副会頭 平野 郁太郎

五泉商工会議所副会頭 坪川 孝 諏訪商工会議所（元）副会頭 林 健司

瑞浪商工会議所（元）会頭 鈴木 源造

イ. 秋の叙勲（11月3日発令）

○旭日小綬章

山形商工会議所（元）会頭 鈴木 傳四郎 渋川商工会議所（元）会頭 田村 優

船橋商工会議所（元）会頭 竹内 巽 高知商工会議所会頭 入交 太二郎

○旭日双光章

松本商工会議所（元）会頭 宮坂 眞一 沼田商工会議所（元）会頭 石澤 頼之助
 桑名商工会議所副会頭 小林 昭三 佐世保商工会議所（元）会頭 松尾 弘司
 広島商工会議所女性会会長 高橋 保子

②国家褒章（順不同・敬称略、日商推薦のみ、役職名は発令時のもの）

ア. 春の褒章（4月29日発令）

○藍綬褒章

伊達商工会議所会頭 川南 忠三

イ. 秋の褒章（11月3日発令）

○藍綬褒章

横須賀商工会議所会頭 小澤 一彦 秦野商工会議所副会頭 内藤 優

御坊商工会議所会頭 田端 淳二 岡山商工会議所副会頭 高谷 茂男

③表 彰

ア. 第98回日本商工会議所表彰（平成15年9月18日表彰）

表 彰 の 種 類		人 数
規則第1条（商工会議所に特に功労のあった者）		4 商工会議所・ 4 名
規則第2条第2項 （永年勤続役員・議員）	40年	14 商工会議所・ 15 名
	30年	70 商工会議所・ 109 名
	20年	124 商工会議所・ 329 名
規則第2条第1項 （退任役員・議員）		161 商工会議所・1 連合会・ 289 名
規則第3条 （永年勤続職員）	40年	3 商工会議所・ 3 名
	30年	109 商工会議所・ 159 名
	20年	107 商工会議所・ 156 名
	10年	151 商工会議所・ 248 名

○商工会議所表彰（マル経資金関係）15 商工会議所

留萌、青森、弘前、いわき、新井、秩父、館山、東金、伊東、掛川、鳥羽、府中、
 岩国、川之江、中村

イ. 第99回日本商工会議所表彰（平成16年3月18日表彰）

表 彰 の 種 類		人 数
規則第1条（商工会議所に特に功労のあった者）		2 商工会議所・ 2 名
規則第2条第2項 （永年勤続役員・議員）	50年	1 商工会議所・ 1 名
	40年	6 商工会議所・ 9 名
	30年	53 商工会議所・ 98 名
	20年	76 商工会議所・ 203 名
規則第2条第1項 （退任役員・議員）		106 商工会議所・ 167 名
規則第3条 （永年勤続職員）	40年	4 商工会議所・ 4 名
	30年	51 商工会議所・ 73 名
	20年	37 商工会議所・ 49 名
	10年	54 商工会議所・ 77 名

○商工会議所表彰（組織強化関係・事業活動）

・会員増強：16 商工会議所

福島、郡山、会津若松、柏崎、十日町、魚津、岡谷、小田原、高山、江南、勝山、赤穂、益田、光、阿南、熊本

・高組織率：17 商工会議所

江刺、諏訪、塩尻、松代、八街、町田、甲府、袋井、羽島、小牧、東海、鈴鹿、姫路、府中、小野田、新居浜、伊予三島

・財政基盤強化：16 商工会議所

森、富良野、登別、むつ、大曲、柏崎、市原、武蔵野、町田、相模原、小浜、福知山、洲本、宇部、高松、鹿屋

(3) 慶弔・その他

慶弔電報等

	慶 祝	弔 慰
電報・メッセージ等	81 件	38 件
出 席	13 件	3 件

7. 会 議

(1) 会員総会

①第 98 回通常会員総会

○日 時 平成 15 年 9 月 18 日 (木) 9 時 30 分～12 時

○場 所 帝国ホテル「富士の間」

○来 賓

<政府>

内閣総理大臣 小 泉 純 一 郎 殿

経済産業副大臣 西 川 太 一 郎 殿

<政党>

自由民主党政務調査会長 麻 生 太 郎 殿

公明党代表 神 崎 武 法 殿

保守新党代表 熊 谷 弘 殿

自由党 鈴 木 淑 夫 殿

社会民主党幹事長 福 島 瑞 穂 殿

民主党副代表 岩 國 哲 人 殿

○出席者 400 商工会議所・701 名

委任状による出席 106 商工会議所

○議 長 山口会頭

○議事録署名人 函館商工会議所・高野会頭、海南商工会議所・田淵会頭

○表 彰

日本商工会議所第 98 回表彰 (表彰の項参照)

○議 事

植松専務理事により開会、山口会頭から挨拶があった後、山口会頭が議長に選任された。

議長から、議事録署名人に函館商工会議所・高野会頭、海南商工会議所・田淵会頭を指名した。

・(議案第 1 号) 平成 14 年度事業報告 (案) について

・(議案第 2 号) 平成 14 年度収支決算 (案) について

議案第 1 号については植松専務理事から、引き続き議案第 2 号については篠原常務理事から一括して説明があり、秋田商工会議所・辻会頭の監査報告の後、両案とも異議なく承認された。なお、議案第 2 号の「収支決算 (案)」については、収入総計 (一般会計と広報特別会計の合計) は 33 億 8,790 万円となり、予算対比で 1 億 6,117 万円の減 (▲4.5%)、前年度決算対比で 1 億 8,208 万円の減 (▲5.1%)、また、支出総計 (同じく、一般会計・広報特別の会計) は 32 億 4,978 万円となり、予算対比で 2 億 9,929 万円の減 (▲8.4%)、前年度決算対比では 1 億 5,270 万円の減 (▲2.2%) となったこと等の説明があった。

②第 99 回通常会員総会

- 日 時 平成 16 年 3 月 18 日 (木) 15 時～17 時
- 場 所 帝国ホテル「富士の間」
- 出席者 374 商工会議所・633 名
委任状による出席 142 商工会議所
- 議 長 山口会頭
- 議事録署名人 浜松商工会議所・中山会頭、出雲商工会議所・江田会頭
- 表 彰
日本商工会議所第 99 回表彰 (表彰の項参照)

○議 事

山口議長から、本日の来賓として予定していた小泉内閣総理大臣、中川経済産業大臣は、公務によりご臨席いただけない旨説明、植松専務理事から、小泉総理大臣より寄せられたメッセージを披露した。また、中川経済産業大臣から寄せられた挨拶文については席上配布された。

次いで、議長から、議事録署名人に浜松商工会議所・中山会頭および出雲商工会議所・江田会頭を指名した。

- ・(議案第 1 号) 平成 16 年度事業活動計画 (案) について
- ・(議案第 2 号) 平成 16 年度会費徴収方法 (案) ならびに収支予算 (案) について

議案第 1 号については植松専務理事から、引き続き議案第 2 号については篠原常務理事から一括して説明があり、両案とも異議なく承認された。

なお、議案第 1 号では、(i)「日本経済の再生と活力増進に向けた政策提言活動とその実現」、(ii)「セーフティネットの整備・拡充と元気な中小企業の育成、創業・第二創業への挑戦支援」、(iii)「地域再生のための街づくり、ものづくり、観光振興の推進」、(iv)「諸外国との新たな経済連携の推進と中小企業の国際ビジネス支援」、(v)「新しい時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化、事業の展開」の 5 項目を、商工会議所の取り組む重点課題としている。また、議案第 2 号の「収支予算 (案)」については、平成 16 年度収支予算の全体の予算規模は約 5 5 億 4 9 7 万円と、前年度予算対比 1 億 5, 5 2 0 万円増 (2. 9%)、前年度決算見込み対比 7 億 5, 1 9 8 万円増 (15. 8%) となったこと等の説明がなされた。なお、この増加の主たる要因として、新規委託事業の「J A P A N ブランド育成支援事業費」4 億 6, 5 0 0 万円および補助金事業の創業人材育成事業費における 1 億 3, 9 6 5 万円増があげられた。

- ・(議案第 3 号) 日本商工会議所定款の一部変更 (案) について

議案第 3 号については篠原常務理事から、「日本商工会議所定款の一部変更 (議員に準ずる者の設置) (案)」について、従来以上に広く全国の地域や都市の規模、さらに特定の産業が集積する地域など、日本商工会議所の機能発揮上必要と思われる商工会議所に議員総会の構成メンバーとして参画していただき、日本商工会議所の事業活動や意見形成に反映させていくために、議員職に相当する役割を担う「議員に準ずる者」を日本商工会議所定款に位置付けたい旨説明があり、異議なく承認された。本件については、速やかに経済産業大臣に認可申請を行うこととし、その施行は、本年 11 月 1 日からの第 26 期の任期開始日からとすることとした。

- 記念講演 「バカの壁」
北里大学大学院教授 養老 孟司 氏

平成16年度事業活動計画

日本商工会議所

わが国経済は、米国や中国等の好況を反映した外需の拡大に支えられ、昨年後半から景気回復の兆しが見えはじめている。しかしながら、一部の大企業やデジタル家電分野を除けば、本格的な回復軌道に乗ったとは言い難い。LOBO(早期景気観測)調査においても、D値は若干の改善が見られるものの引き続きマイナス30ポイントを下回る低水準であり、長期化するデフレで疲弊した中小企業と地域経済では依然として厳しい状況が続いている。

一方、わが国は、社会保障制度改革、税制改革、行財政改革、教育改革、地方分権の推進、少子高齢化社会への対応、街づくりの推進、地球環境問題への取り組みなど経済活動から社会生活に及ぶ様々な分野において構造改革を迫られている。将来に向けた持続的な経済成長を実現するためには、そうした抜本的改革はいずれも避けて通れない課題であるが、財政改革を急ぐあまり、過去と同じ過ちを繰り返すならば、日本経済はデフレから脱却するタイミングを逸してしまうこととなりかねない。

景気に明るい兆しの見えはじめた今こそ、デフレ克服の好機ととらえ、より一層の規制改革を進め、必要ならば財政、税制、金融等のあらゆる政策手段を適切に投入することにより、内需主導による自律的な景気回復への道筋をつけることが緊要である。

以上のような認識に立ち、平成16年度においては、日本商工会議所会頭と全国商工会議所会頭等役員との緊密な意見交換のもと、政策提言機能をより一層強化するとともに、会員たる商工業者の意見・要望や多様化する会員ニーズに応えるべく「健康な日本」の創造の実現に向けて邁進する。このため日本商工会議所は以下の5点を重点課題として、下記の諸事業を強力に推進する。

1. 日本経済の再生と活力増進に向けた政策提言活動とその実現

地域経済社会の代弁者として、全国商工会議所会員のパワーを結集し、デフレ克服、景気対策を最優先課題として迅速・的確な政策提言活動を展開するとともに、中小企業や地域の声を国や地方自治体の政策に反映するべく、全国の商工会議所の総力を結集して、要望実現に向けて邁進する。

2. セーフティネットの整備・拡充と元気な中小企業の育成、創業・第二創業への挑戦支援

日本経済のダイナミズムの源泉である中小企業の活性化を促進するため、商工会議所の中小企業対策事業を強化し、金融セーフティネットの整備と元気な中小企業の育成、創業・第二創業への挑戦支援等をきめ細かく、かつ強力に支援する。

3. 地域再生のための街づくり、ものづくり、観光振興の推進

地域の中小製造業の空洞化を克服するため、「地域・中小企業の総合的なコーディネーター」として、地域資源を活かした地域ブランド力の育成・強化、技術開発はじめものづくりの振興に向けた取り組みを支援する。あわせて中心市街地の活性化や観光振興など総合的な街づくりの推進に全国商工会議所の総力を挙げて取り組む。

4．諸外国との新たな経済連携の推進と中小企業の国際ビジネス支援

国際経済環境の変化を踏まえ、東アジア諸国など諸外国との新たな経済連携の構築に向けて、F T A、E P Aの締結を促進し、貿易・投資の自由化・円滑化等を図るとともに、中小企業の国際ビジネスへの支援を強化する。

5．新しい時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化、事業の展開

地方分権の進展に対応し、効率的で活力ある地域経済社会を実現するため、同一経済圏の商工会議所および他の経済団体との広域連携・合併の促進に取り組むなど、地域総合経済団体にふさわしい商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化を図る。また、電子政府・電子自治体等の進展や会員中小企業を取り巻く環境変化に対応し、会員のニーズに応える新規事業を展開するとともに、各種収益事業の強化策を検討する。

記

．全国商工会議所の総力を結集した迅速・的確な政策提言とその実現

- 1．「健康な日本」の創造に向けて、日本商工会議所会頭と全国商工会議所会頭等役員との緊密な意見交換を行う。
 - (1) 会頭・副会頭会議、常議員会、議員総会での活発な討議
 - (2) 各ブロックにおける各地商工会議所会頭等と日本商工会議所会頭との懇談会の開催
 - (3) 日本商工会議所夏季政策懇談会の開催
 - (4) 中小都市等商工会議所会頭と日本商工会議所会頭・副会頭との懇談会の開催
 - (5) 「日商ニュースファイル」(電子メールの直接送信による全国商工会議所会頭・副会頭・常議員等への情報提供サービス)の積極的な活用
- 2．日本経済の再生を図り「健康な日本」を実現するため、委員会・小委員会等において、デフレ克服、景気対策を最優先課題としてタイムリーな意見集約を図り、提言・要望活動を行う。また、今後のわが国の中長期的な国家運営、社会・経済運営、企業経営に関する総合的な重要政策課題やタイムリーな政策課題について迅速に調査・研究を行い、提言・要望活動を行う。
- 3．地方分権、規制改革、特殊法人改革等の行財政改革に関する問題について、政府の動向把握に努め、提言・要望活動を行う。特に、市町村合併については、平成17年3月の合併特例法期限に向けて全国で合併に向けた動きが更に活発化することから、地域経済社会の発展を担う商工会議所としては、市町村合併の推進に積極的な役割を果たすべく、商工会議所間等の合併の推進も含めて検討するとともに、「21世紀の市町村合併を考える国民協議会」の活動に積極的に参画し、民間の側から市町村の合併を後押しする。

また、提言「行財政改革に関する考え方」に基づき、「行財政改革小委員会」を中心として、

国から地方、官から民という大きな流れを踏まえ、三位一体改革や行政組織・業務の減量効率化(アウトソーシング化)等について更なる研究を行うとともに、提言・要望活動を行う。

4．年金・医療・介護等の社会保障に係る諸問題について調査・研究を行う。特に、「社会保障問題小委員会」において、現在、国において審議されている社会保障制度改革の方向について検討を行い、提言・要望活動を行う。

(1)年金制度については、「公的年金制度改革に関する提言」「企業年金制度改革に関する提言」に基づき、政府等への実現の働きかけを行う。

(2)医療制度については、高齢者医療制度の創設等平成14年度改革の積み残し事項について引き続き調査・研究を行い、提言・要望活動を行う。

(3)介護制度については、平成17年度改革に向けた議論が本格化することから、小委員会において政府の動向把握に努め、調査・研究を行うとともに、提言・要望活動を行う。

5．デフレからの早期脱却と国際競争力の強化のため、経済活力を重視した税制の実現に向けて調査・研究を行うとともに、国から地方への税源委譲、社会保障制度改革に対応した税制のあり方、今後のわが国の税体系等について引き続き検討し、提言・要望活動を行う。

6．雇用の流動化や高止まりする失業率に対応し、地域における雇用のミスマッチの解消、人材移動の円滑化、職業能力開発を通じた人材育成等を図るため、職業紹介の事業化の推進など、商工会議所における雇用対策事業の具体化を検討する。また、若年者の人材育成・雇用促進など労働・雇用分野における新たな課題に対応するとともに、少子高齢化、経済グローバル化の最中にあるわが国産業・経済の活性化や国民生活に欠かせない重要な産業分野における労働力不足解消に資する外国人労働者受け入れの実現に向けて、提言「少子高齢化、経済グローバル化時代における外国人労働者の受け入れのあり方について」の内容の具現化に努める。

7．中小企業の立場に立った労働関係法制の規制緩和や適切な雇用対策が講じられるよう、審議会等の場を通じて意見を反映させるとともに、労働法制の改正等への中小企業の円滑な対応を支援するため、引き続き、法制度等の周知・啓発を図る。

8．平成17年度を目途として法制審議会において検討されている株式・有限会社制度の一体化を含む抜本的な商法の改正をはじめとする経済関係法制の改正等について、法制審議会、司法制度改革推進本部の動向を注視しつつ検討し、企業活動の実態に即した方向で改正が図られるよう提言・要望活動を行う。また、課徴金の大幅な引き上げなどを主眼とする独占禁止法改正問題について中小企業の立場から意見を具申する。

9．企業会計基準について、引き続き固定資産の減損会計の導入延期等について働きかけを行うとともに、現在見直しが検討されているリース会計基準や今後検討が開始される予定の中小会社の会計基準など新たな課題について調査・研究を行う。また、中小企業会計基準につ

いて、内容の周知・普及に努めるとともに、企業会計基準の見直しに対応した調査・研究を行う。

- 10．地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策などの環境問題およびエネルギー問題に関する動向等について、広く周知を図るとともに、これらについて実効ある対策が講じられるよう積極的に提言・要望活動を行う。また、現在、環境省で検討されている温暖化対策税制の導入阻止を図るための活動を強力に展開する。
- 11．政策委員会提言「教育のあり方について」に基づき、「教育問題小委員会」を中心として、商工会議所や企業をはじめとする地域における教育支援の拡充と具体的方策等について調査・研究、情報収集・提供等を行うとともに、提言・要望活動を行う。
- 12．「国民生活委員会」において、少子高齢化問題、エイズ等の健康問題、体育・スポーツ振興、ボランティア活動など国民の生活・福祉・健康に係わる諸問題について調査・研究するとともに、情報収集・提供等を行う。
- 13．L O B O(早期景気観測)調査の調査対象地域や数の拡大など調査内容の充実を図りつつ、景気動向の迅速かつ的確な把握に努め、提言・要望活動に活用する。
- 14．全国商工会議所の総力を結集して、政策委員会提言「デフレ克服と行財政・社会保障・税制の改革の方向～活力ある日本の創造に向けて～」をはじめ各種提言・要望の実現に努めるとともに、要望等の実現状況や成果を地域社会に広く周知する。
また、事業活動の内容や成果について幅広くPRするとともに、商工会議所の役割と存在意義を強くアピールするため、マスコミに対するパブリシティ活動のほか、日本商工会議所や各地商工会議所の事業活動を日商ホームページ上の「ニュースライン」に掲載するなどインターネットによる情報発信を有効かつ積極的に推進する。

．中小企業の再生、セーフティネットの整備・拡充、成長・発展支援

- 1．中小企業の活力増進を図るため、事業承継税制の拡充をはじめ中小企業関係税制のより一層の是正・拡充を目指した要望活動を展開する。
- 2．中小企業の再生と自助努力を支援するため、金融対策、技術革新、人材確保、創業・経営革新などの政府諸施策の普及・推進を図るとともに、次の活動を積極的に展開する。
(1)「中小企業再生支援協議会」の活動に関する各地商工会議所からの要望・ニーズを踏まえ、政府・国会・行政など関係方面に対して制度面での一層の環境整備を要望していくとともに、地域の実情に応じたきめ細かな中小企業再生の取り組みを支援するための情報提供を行う。

- (2) 中小企業・小規模企業の資金調達の円滑化を促進するため、セーフティネット保証・貸付等の普及・推進に努めるとともに、動産担保、電子債権市場などの新しい多様な金融手法について調査・研究および情報提供を行う。
- (3) 小企業等経営改善資金融資制度（マル経）の普及・推進および事故防止を図るため、研修会を開催するとともに、調査・分析および情報提供を行う。
- (4) 技術開発力を有する中小企業の技術開発や商品化等を支援するため、技術開発のための国の補助金・委託費等の中小企業への支出機会の増大を図る。このため、S B I R（中小企業技術革新制度）推進協議会の活動を通じて、各地商工会議所における「S B I R 推進セミナー」の開催経費を助成する等の支援を行うとともに、協議会ホームページ等を通じて、補助金・委託金の募集など関連情報の積極的な提供を行う。
- (5) 商工会議所が地域の中小企業と大学などの研究機関をコーディネートするための積極的な役割を果たせるように、大学知財管理・技術移転協議会（旧T L O協議会）へ参画しT L Oの動向等に関する情報収集等を行うとともに、各地商工会議所の産学官連携事業の展開に必要な情報・ノウハウ等の提供を行う。
- (6) 中小企業経営や技術開発等への取り組みを人材面から支援する「企業等O B人材活用推進事業」について、全国各地への拡充を図る地域協議会事業の推進体制強化、モデル事業への取り組み支援の一層の強化により、地域中小企業はもとより企業等O B人材への事業の周知・浸透を図る。
- (7) 各地商工会議所における小規模事業者への相談支援事業の高度化を図るため、以下の経営相談関連システム及びデータベースの活用促進を図るとともに、担当者を対象としたデータベース活用研修会（仮称）を開催する。

「倒産防止特別相談室関連データベースシステム / W e b 版」(平成15年度開発)

「P O M (経営相談時点情報管理)システム」(小規模企業等に対する全国的な相談支援情報ネットワーク)

「不公正な取引事例に関するモニタリングシステム」(インターネット上に開設している独占禁止法や下請け代金支払遅延防止法等に関連する不公正取引に関し各地商工会議所に寄せられる苦情・相談事例等の情報収集・提供システム)

- (8) 創業、経営革新を支援するため、次の事業を実施する。

中小企業経営者等の経営革新や新事業展開を支援するため「第二創業コース」を全国延べ103か所で新たに実施する。

創業予定者を対象に「創業塾（短期集中研修）」を全国延べ148か所で実施する。

中小企業の新分野進出や二世経営者等の新たな事業展開等の事例を集めた「第二創業事例集」を作成する。

各地商工会議所における創業・第二創業支援担当者を対象に「創業・第二創業支援担当者研修会」を開催する。

- 3. 不良債権処理の促進が中小企業に与える影響について調査・研究を行うとともに、金融システムの安定化を図る観点から「金融検査マニュアル〔中小企業融資編〕」の見直し等金融問題に関する提言・要望活動を行う。また、中小企業の資金調達の円滑化や個人保証問題に関

する調査・研究活動を行う。

4. 「中小企業金融実態調査」等を通じて、地域における金融動向等を把握するとともに、平成17年4月に予定されているペイオフの全面解禁が実施された場合の影響を見極め、中小企業への円滑な資金供給の確保を図る。
5. 平成16年4月から適用される消費税の制度改正により、新たに消費税の課税対象となる事業者および本則課税が義務づけられる事業者の適切な対応を支援するため、各地商工会議所の協力のもと講習会・相談事業を全国的に展開する。また、対象事業者が改正内容を正確に理解できるようにするため、平成15年度に開設したホームページ「WEB消費税ガイド」の内容充実等を図る。
6. 「知的財産立国」を支えるわが国の中堅・中小企業の立場から、知的財産(特許、実用新案、商標等)権の制度の見直しや知的財産の有効な活用の方策等について研究を行う。
7. ADR(裁判外紛争処理制度)に関する周知・普及に努めるため、ADRに関する情報提供等を行う。
8. 循環型社会の形成促進を図るため、中小企業が実施する容器包装の再商品化事業について(財)日本容器包装リサイクル協会からの受託業務を引き続き円滑に実施し、特定事業者と同協会との契約締結促進を図る。また、平成17年度にも予定される容器包装リサイクル法の見直しに備え、円滑かつ効果的な容器包装の再商品化方策等について研究を行う。
9. PL保険制度への加入促進を図るため、引き続き、その周知・普及に努める。
10. 時代環境の変化の中で、中小企業相談所事業が直面している課題と今後の目指すべき方向等について調査・分析を行い、中小企業政策小委員会等での議論を通じて今後のあるべき姿をデザインする。

・地域産業空洞化問題の克服と総合的な街づくりの推進

1. 街づくりの推進のため、「地域活性化小委員会」における検討等を踏まえ、次の事業を推進する。
 - (1) TMOに対する支援等を通じた中心市街地・商店街の活性化を推進し、都市および地域再生を促進する。
 - (2) 「大店立地法」に基づく指針の見直し問題を含む街づくり3法のあり方について検討し、適切な対応を図る。
 - (3) 街づくり推進の基本的な条件である計画的な土地利用の実現に向けた検討を行うとと

もに、「まちづくり条例センター」の運営の円滑化を図る。

2. ものづくり振興の推進のため、「地域活性化小委員会」における検討等を踏まえ、次の事業を推進する。

(1) 地域資源を活かし、内外市場で通用するブランド力の育成・強化を図るため、商工会議所が地域の企業等をコーディネートしつつ、マーケットリサーチ、専門家の招聘、デザイン開発、海外展示会への参加、販路開拓活動等の取り組みを行うプロジェクトを総合的に支援する「JAPANブランド育成支援事業」を推進する。

(2) 「地域産業空洞化克服のための関係機関協議会」(JETROなど10機関で構成)などの活動等を通じ、総合的なコーディネーターとしての各地商工会議所が取り組むものづくり振興を支援する。

3. 観光振興の推進のため、「観光小委員会」における検討等を踏まえ、次の事業を推進する。

(1) 街づくり運動として各地商工会議所が単独・連携して実施する観光振興事業を支援するため、平成15年度にとりまとめた「地域における『ニュー・ツーリズム』展開に関する提言」(仮称)の趣旨の実現に努める。このため、「商工会議所観光振興大会」(仮称)を開催するほか、商工会議所役職員を対象にした観光振興をテーマにした研修会・セミナー等人材育成に関する事業を実施する。

(2) 産業観光をはじめ、街道観光、都市型観光など「ニュー・ツーリズム」の振興を図るとともに、インバウンド(外国人観光客の誘致)の推進のための調査研究等を実施する。

4. 電源立地地域の振興のため、「電源立地地域商工会議所連絡調整協議会」の開催や日商ホームページによる情報提供を図るとともに、電源立地地域と電力消費地域間の「産消交流」を促進する。

5. 地域づくりに関する情報の収集・提供の推進

(1) 意見要望活動等に資するため、街づくり・ものづくり振興に関する実態調査を実施する。

(2) 各地における地域活性化に向けた動きを全国的な運動として促進するため、日商ホームページ(「街づくり情報ナビゲーター」、「ものづくり情報ナビゲーター」、「観光振興ナビゲーター」)、メールマガジン(「街づくりニュース」)等を活用して成功事例を含む各種情報を収集・提供する。

(3) 地域づくりを担う人材を育成するため、各地商工会議所役職員向けの研修会等を開催するとともに、地方自治体職員等との交流も図る「地域振興セミナー」を開催する。

・経済のグローバル化に対応した国際活動の積極的な展開

1. 二国間・多国間経済委員会等において、内容面の充実と効率的な運営に努めるとともに、

同経済委員会タスクフォース、国際経済小委員会等において、東アジア諸国等との自由貿易協定（F T A）・経済連携協定（E P A）の締結の促進など、引き続き、わが国の通商政策に関する調査・研究を行い、各国との貿易・投資の自由化・円滑化等の推進を図る。

- 2．メキシコをはじめ韓国、タイ、フィリピン、マレーシアとの政府間E P A交渉が進められる中、F T A 特惠による原産地証明発給体制の整備を図るため、「F T A 特惠原産地証明に関する研究会」において引き続き調査・研究を行う。
- 3．会員企業の対中国ビジネスの多様化に対応し、「中国ビジネス研究会」における各種情報・データの整備を図るとともに、実務者、専門家等による情報提供や中国関係団体との連携など、ビジネスサポート体制を拡充・強化する。また、現地でのビジネス環境やインフラの整備状況等を詳細に把握するため、視察ミッションを派遣する。
- 4．A B A C 日本委員の活動を支援し、貿易や海外投資を促進するための各種障壁の除去について具体的な提言を行い、日本企業のアジア・太平洋地域での貿易・投資の促進を図る。
- 5．訪中欧・ロシア経済ミッションはじめ各種経済ミッションの派遣、諸外国からの経済ミッション等の受け入れを通じ、経済交流の促進と関係の強化に努める。
- 6．在外日本人商工会議所、特に東アジア地域の日本人商工会議所との連携を引き続き強化し、日本企業の進出国における事業環境改善および相互交流の促進を図る。

．IT 時代に対応した商工会議所事業の展開

- 1．平成15年度に運用を開始した受験申込から試験実施、採点・合否判定までをインターネットを介して実施する「ネット試験」のシステムによる各種検定試験の実施を推進するとともに、これを活用した新たな検定試験について研究・検討する。
また、「ネット試験」の普及および受験者の利便向上を図るため、各地商工会議所はじめ全国の教育機関等における試験会場の設置を支援する。
- 2．ネットワーク社会における企業活動に必要不可欠となる電子商取引、電子認証、情報セキュリティ、ネット関連法規等に関する幅広い知識と実践的なスキルをもつ人材の育成を目的に創設した「E C 実践能力検定試験」の普及に努め、特に中小企業におけるネットワーク社会への対応、取り組みを支援する。
この他、時代のニーズに対応し、今後必要とされる高度な専門分野の知識、スキルをもつ人材の育成に資するため、新たな検定試験、資格制度について研究・検討する。
- 3．電子メールの利用に際し必要とされる知識や能力の育成・修得を目的に創設した「電子メ

ール活用能力検定試験」の普及を図り、企業等における適切かつ効果的な電子メールの活用、円滑なコミュニケーションの促進を図る。

4 . I T 時代に対応した国際ビジネスのコミュニケーション手段としての英語を活用できる人材の育成を目的に創設した「日商ビジネス英語検定試験」について、上級レベルの試験も実施し、その普及・拡大を図る。

5 . 基礎的な職業能力として必要とされる計算能力や計数感覚の向上を図ることを目的に創設した「計算能力検定試験」について、主に社会人を対象とした上級レベルの試験も実施し、その普及・拡大を図る。

6 . 高い失業率に加え、フリーターや早期離職者の急増等により、若年者の雇用が深刻な社会問題となるなか、企業実務で要求される職業能力の育成、評価に資する検定試験およびその学習ツールの提供により、産業界を担う若年者のキャリア形成を支援する。

7 . 珠算学習の意義や効用等に関する調査・研究などの事業を実施し、数学文化の向上を図ることを目的とした「日本数学協会」の運営について引き続き支援する。

8 . 平成 1 5 年度から本格化しつつある電子政府・電子自治体の構築に合わせ、事業者のさらなるニーズに対応するため、「ビジネス認証サービス」において、これまで発行してきた電子入札用の電子証明書に加え、新たに発行を開始した一般行政手続用電子証明書（タイプ 1-E）、行政書士用電子証明書（タイプ 1-G）の普及・推進を図る。特に一般行政手続用電子証明書（タイプ 1-E）は、実訪調査によって確認できた事業所名と事業所所在地を電子証明書に書き込むため、より信頼性の高い商工会議所ならではの電子証明書となるため、デファクトスタンダードを目指して普及活動に取り組む。加えてより事業者のニーズに対応すべく新たなサービス範囲の拡大を図る。

また、各地において電子認証事業の普及・啓発を図るためパソコン教室の実施箇所の拡大を図るとともに認証セミナーにおける講師の派遣を行う。

9 . T O A S / W e b 版の導入を促進するため、システムの改良およびサポート体制の強化を図る。また、全国各地において T O A S 担当者を対象とする教育研修を充実するとともに、ユーザーズマニュアルの改訂・普及を図る。

10 . 健全な電子商取引市場に寄与するオンラインマーク制度のより一層の普及を図るため、同制度の周知・広報活動を行う。また、アジア諸国（韓国、シンガポール、台湾）との連携を図り、通信販売事業者の国際取引環境の整備の可能性を探る。

11 . 事業者の情報化への対応を支援するため、各地商工会議所が開催する I T 関係のセミナー・テーマや講師を斡旋するとともに、I T 研修会等に対する支援を行う。

12. 流通分野のIT化を促進するため、各地商工会議所と協力してJANメーカーコードの円滑な受付と一層の普及を図る。

・全国商工会議所の組織・財政基盤強化と交流、合併・連携の支援

1. 今後加速化が予想される市町村合併等の動きを踏まえ、各地における商工会議所の合併等が円滑に進められるよう調査・研究、提言活動などを通じた支援を行う。
 - (1) 商工会議所法の改正実現後に、全国各ブロック等で説明会を開催し、同改正内容の周知等を図る。
 - (2) 運営小委員会ならびに商工会議所法問題勉強会（経済産業省との間で設置している勉強会）において、改正後の法の適用・運用や実務面での課題などにつき適宜調査・研究を行い、必要に応じて運用の改善などを実現すべく関係方面に働きかける。
 - (3) 商工会議所の合併の諸手続き等に関する情報提供や事例紹介に努め、商工会議所の合併への取り組みを積極的に支援する。
 - (4) 地域における商工会議所と他の経済団体のあり方、役割、連携などにつき検討を行う。
2. 「運営小委員会」において、各地商工会議所の運営面・事業面・法制面の諸課題等を検討しその解決の方策をさぐる。あわせて同小委員会において、日本商工会議所運営のあり方、日商会費基準の見直し等を検討し、日商運営の効率化に努める。また、全国商工会議所専務理事・事務局長会議において、各地商工会議所が抱える組織・財政基盤強化等に関する情報・意見交換を行い、各地商工会議所の今後の運営の参考に資する。
3. 各地商工会議所の財政基盤の強化に資するため、会員サービス事業について、既存事業の普及促進・改善に努めるとともに、新規事業の開発を検討する。
4. イン트라ネット内の各地商工会議所事業・運営等の先進事例コーナーの充実、各地商工会議所からの各種相談への的確かつ速やかな対応を通じて、各地商工会議所の運営・事業活動を支援する。
5. 改選によって新たに就任する各地商工会議所の役員・議員を対象として、商工会議所の使命、議員の役割等の認識を深め経済問題等について研鑽するとともに、参加者相互の交流を図ることを目的として役員・議員研修会を開催する。
6. 商工会議所活動をPRし、商工会議所の存在意義を広く周知するため、次の活動を展開する。
 - (1) 広報特別委員会において、商工会議所のブランド力の強化に向けた広報活動のあり方について検討するとともに、各地商工会議所の広報活動に資する情報の提供を行う。

(2)「石垣」について年に1回程度、実際の編集者、制作者(業者)等を集めて、外部専門家を講師として招き、改善点等の話を聞き、内容の一層の充実を図る。また、各地商工会議所に対し購読者の拡大を図るとともに、全国約3,000カ所の図書館への委託販売を行う。

(3)「会議所ニュース」の紙面を刷新し、内容の一層の充実を図るとともに、購読者の拡大を図る。

(4)商工会議所活動のPRや商工会議所に対する認識を深めるための会報づくりに資するため、「所報サービス」の編集・配信を行うほか、各地商工会議所職員を対象とした「会報づくり研修会」を開催し、商工会議所の広報活動の支援強化を図る。

7.年々利用件数が増加している検定ホームページ(<http://www.kentei.ne.jp>)や検定情報ダイヤルのコンテンツを充実させながら、情報提供やPRに努め、各種検定試験の受験者数の拡大を図る。併せて、商工会議所検定が集中する直前の4月と9月に実施している「PR月間」事業については、各地商工会議所の協力を得ながら、各種広報媒体を活用して教育機関や企業等に対するPRを強化する。

8.各種検定試験の厳正公正な施行の周知徹底に引き続き努めるとともに、受験者および指導者、教育機関等からの要望を踏まえて制度改善を図り、商工会議所検定の一層の普及と社会的評価のさらなる向上に努める。

9.「介護・福祉サービスに関するワーキンググループ」において、介護・福祉分野における商工会議所事業や元気な高齢者が自立的な生活を営むための支援事業等に関する各地商工会議所の取り組み事例について情報交換等を行う。

10.全国商工会議所青年部連合会(商青連)が実施する次の事業活動を積極的に支援し、各地商工会議所事業の活性化、効率化の一助とする。

(1)青年部会員対象のBtoB「ご縁満開サイト」を、商工会議所青年部加入メリットとして活用する。

(2)青年部運営のためのソフトウェア「エンゼルタッチ」導入による青年部事業のコスト削減を図る。

(3)商青連のメールマガジンを通じ経営者向け情報を発信する。

(4)商青連OBである各地商工会議所の役員・議員・会員の地域横断的な交流を、青年部活動強化の一環として支援していく。

11.各地商工会議所女性会等の活動を積極的に支援するとともに、全国商工会議所女性会連合会の事業および組織のより一層の拡充・強化を図る。

12. 日本商工会議所と各地商工会議所の職員交流研修を行うとともに、「商工会議所福利研修センター（キャリアック）」の積極的な活用を通じて研修の充実に努め、人材の育成を図る。

特に、各地商工会議所の政策対応力の強化のため、政策・調査担当で経験の浅い職員を対象として「商工会議所政策・調査担当職員研修会」を開催し、商工会議所が当面する国や地方の政策関連諸課題、各種調査に係る情報収集とその分析方法、意見・要望書やビジョンの取りまとめ方について全体講義やグループ演習を行う。

13. 日商事務局内の情報システム（ハード・ソフト）を費用対効果、効率化を十分鑑みながら各地商工会議所のモデルとなるべく高度化を図り、あわせて日商職員のスキルアップを図る。

また、会員総会等諸会議の案内、出欠・委任状等の提出について、電子認証制度（ビジネス認証サ - ビス）の普及状況を踏まえて、イントラネット、電子メ - ル等の利用など電子化をさらに促進する。

以 上

(2) 議員総会

①第 183 回議員総会

- 日 時 平成 15 年 9 月 17 日 (水) 12 時～12 時 30 分
- 場 所 国際会議場 (東京商工会議所ビル 7 階)
- 出席者数 107 名 (委任状提出による代理出席を含む)
- 議 長 山口会頭
- 議事録署名人 富山商工会議所・八嶋会頭、熊本商工会議所・中尾会頭

○議 事

(1) 第 98 回通常会員総会への提案事項について

第 98 回通常会員総会への提案事項である「平成 14 年度事業報告 (案)」について植松専務理事から、「平成 14 年度収支決算 (案)」については篠原常務理事から、それぞれ説明があり、承認され、翌日の会員総会に付議することになった。

(2) 平成 16 年度税制改正に関する要望 (案) について

植松専務理事から、各地商工会議所の意見・要望を踏まえ、9 月 16 日の税制委員会です承された「平成 16 年度税制改正に関する要望 (案)」について、説明があり、承認された。

(3) 平成 16 年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望(案)について

小池中小企業委員長 (大阪・副会頭) から、「平成 16 年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望 (案)」について、配布資料①の「主要事項」を中心に説明があり、承認された。

(4) 少子高齢化、経済グローバル化時代における外国人労働者の受け入れのあり方 (案) について

中山労働委員長代理 (浜松・会頭) から、「少子高齢化、経済グローバル化時代における外国人労働者の受け入れのあり方 (案)」について説明があり、承認された。なお本提言は、わが国における外国人労働者受け入れのあり方として、①産業・経済の活性化のための高度人材外国人労働者の受け入れと、②労働力不足への対応としての外国人単純労働者の受け入れについて講ずるべき施策について示している。

(5) 日商ビジネス英語検定試験の創設 (案) について

篠原常務理事から、9 月 16 日の運営委員会です承された「日商ビジネス英語検定試験の創設 (案)」について、本試験の概要等の説明があり、承認された。

(6) 固定資産の減損会計に関する要望について (追認)

植松専務理事から、9 月 3 日に東京商工会議所との連名で、財務会計基準機構の企業会計基準委員会をはじめ、与党幹部等に提出した「固定資産の減損会計に関する要望」について説明があり、追認された。なお本要望では、減損会計の導入に関して、「関係機関等において慎重かつ多面的な検討を行うべきである」としている。

(7) 日墨経済連携協定の早期締結を求める共同要望について (追認)

篠原常務理事から、8 月 5 日に日本経済団体連合会、経済同友会、日本貿易会と連名で提出した「日墨経済連携協定の早期締結を求める共同要望」について、説明があり、追認された。

(8) 全国商工会議所青年部連合会ならびに全国商工会議所女性会連合会活動報告について

「全国商工会議所青年部連合会ならびに全国商工会議所女性会連合会の活動」について、商青連の鈴木会長および全商女性連の小泉会長からそれぞれ報告があり、了承された。

②第 184 回議員総会

- 日 時 平成 15 年 12 月 18 日(木) 13 時～13 時 50 分
- 場 所 国際会議場（東京商工会議所ビル 7 階）
- 出席者数 99 名（委任状提出による代理出席を含む）
- 議 長 山口会頭
- 議事録署名人 山形商工会議所・山澤会頭、川崎商工会議所・佐藤会頭
- 議 事

(1) 「独占禁止法研究会報告書」に対する見解について

植松専務理事から、東京商工会議所と共同でとりまとめ 12 月 1 日に公正取引委員会に提出した「「独占禁止法研究会報告書」に対する見解」について、その内容である課徴金関連の問題等、5 つの問題点を指摘した本提言内容につき説明がありました承された。

(2) 平成 16 年度税制改正大綱について

植松専務理事から、12 月 17 日に決定された与党の「平成 16 年度税制改正大綱」について、事業承継税制や中小・ベンチャー企業関連税制等、本大綱のポイントにつき説明がありました承された。

(3) 改正消費税法に基づく「総額表示方式」の実施に当たっての独占禁止法及び関係法令に関する Q & A について

篠原常務理事から、12 月 3 日に公正取引委員会が公表した「改正消費税法に基づく「総額表示方式」の実施に当たっての独占禁止法及び関係法令に関する Q & A」について、当該資料に基づき説明がありました承された。

(4) 地域金融再生支援策の強化について

栃木県商工会議所連合会の築会長（宇都宮・会頭）から、「地域金融再生支援策の強化」について、同連合会から当所に対して提出された「足利銀行の一時国有化に伴う緊急要望」の実現方への協力要請および足利商工会議所の板橋会頭からの補足説明がありました承された。

③第 185 回議員総会

- 日 時 平成 16 年 3 月 18 日（木） 11 時 30 分～12 時 30 分
- 場 所 孔雀西の間（帝国ホテル 2 階）
- 出席者数 102 名（委任状提出による代理出席を含む）
- 議 長 山口会頭
- 議事録署名人 福島商工会議所・坪井会頭、鹿児島商工会議所・大西会頭
- 議 事

(1) 第 99 回通常会員総会への提案事項について

第 99 回通常会員総会への提案事項である①「平成 16 年度事業活動計画（案）」について植松専務理事から、②「平成 16 年度会費徴収方法（案）ならびに収支予算（案）」および③「日本商工会議所定款の一部変更（案）」については篠原常務理事から、それぞれ説明があった。出席者からは、国等からの委託事業を商工会議所が引き受けられるように日商が働きかけることを希望するという意見や、日商の支出のあり方について改善を求めるといった意見が出された。

質疑応答等の後、議長からそれぞれの案を諮ったところいずれも承認され、原案通り会員総会に付議することとなった。

(2) 地域における「ニュー・ツーリズム」展開に関する提言（観光小委員会報告書案）について

観光小委員会の須田委員長から、「地域における「ニュー・ツーリズム」展開に関する提言（観光小委員会報告書案）」について説明があり、承認された。本提言は、①「街づくりの観点」に立って観光振興を推進する、②「ニュー・ツーリズム」の振興に取り組む、③「観光立国」にふさわしい観光政策の実現を求める、④商工会議所は主体的に観光振興に取り組む、⑤観光振興を街づくり運動として進め、商工会議所は観光振興のイニシアチブをとる等、といった5つの項目から成っている。

(3) 第25期理事の選任について

山口会頭から、日本商工会議所理事に、同所企画調査部長の近藤英明氏を選任したい旨の発言があり了承された。なお、近藤氏の理事への就任は平成16年4月1日付けとなる。

(4) 「選ばれ続ける経済団体へ～商工会議所のブランド戦略～」について

篠原常務理事から、「選ばれ続ける経済団体へ～商工会議所のブランド戦略～」について、広報特別委員会において商工会議所の存在価値を地域社会に改めて強く印象づけ、商工会議所のブランド価値を高めていくための方策について取りまとめた同報告書につき説明があり、了承された。

(5) 独占禁止法改正の動向について

植松専務理事から、昨年10月に公正取引委員会より出された『独占禁止法研究会報告書』に対して、今年3月3日に独占禁止法改正問題懇談会にて意見書を取りまとめ、国会議員や関係官庁等に提出したことならびに、現在その意見書の実現を図るべく、国会議員に対して個別に陳情を行っていることなど独占禁止法改正に関わる最近の動向等について説明があり、了承された。

(3) 常議員会

回数・日時	場所・出席者数 (議事録署名人)	議 事
第 520 回 4. 17 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 56 人(委任状提出による代理出席を含む) (浜松・中山会頭 大分・安藤会頭)	(1) 顧問の委嘱について (2) 緊急株価対策として講ずべき税制措置について (追認) (3) 日墨 F T A に係る原産地証明の発給機関に関する意見 (案) について (4) 産業再生法の改正と中小企業再生支援協議会の設置状況について (5) 企業等 O B 人材マッチング全国協議会事業の実施について ※昼食懇談会 演題:「中国経済の現状と課題」 ゲストスピーカー:一橋大学大学院商学研究科 教授 関 満博 氏
第 521 回 6. 19 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 58 人(委任状提出による代理出席を含む) (豊橋・佐藤会頭 奈良・阪本会頭)	(1) 顧問の委嘱について (2) 少子化問題とその対策について (3) 平成 16 年度中小企業関係施策に関する要望 (案) について (4) 「平成 14 年度保証事業等事業報告書 (案)」及び「平成 14 年度信用基金特別会計収支計算書 (案)」について (5) 長期保有有価証券等の会計基準に関する要望について (追認) (6) 若年者を中心とする雇用促進・人材育成に関する共同提言について (追認) (7) 日タイ経済連携協定の早期交渉開始に関する要望について (追認) (8) 日韓関係に一層の緊密化に向けた両国経済界の共同声明について (追認) (9) 節電・省エネルギー問題への対応について [緊急アピール—東京電力の源発運転の早期再開に向けて— (案) について] ※昼食懇談会 演題:「企業・産業再生の方向性について」 ゲストスピーカー: (株)産業再生機構 産業再生委員長 高木 新二郎 氏
第 522 回 7. 17 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 59 人(委任状提出による代理出席を含む) (静岡・神谷会頭 下関・林会頭)	(1) 委員会委員長の就任について (2) 夏季政策懇談会の概要および緊急アピールについて (3) 観光振興策の抜本的拡充に関する要望 (案) について (4) 「電子メール活用能力検定試験」および「計算能力検定試験」の創設 (案) について (5) 第 98 回日本商工会議所表彰 (案) について (6) 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003 について (7) 「愛・地球博」について ※昼食懇談会 演題:「会計制度を巡る論点」

		<p>ゲストスピーカー：神奈川県経済学部教授</p> <p style="text-align: right;">田中 弘 氏</p>
<p>第 523 回</p> <p>9.17</p> <p>11 時 30 分 ～12 時 30 分</p>	<p>国際会議場</p> <p>出席者数 59 人(委任 状提出による代理出 席を含む)</p> <p>(富山・八嶋会頭 熊本・中尾会頭)</p>	<p>(1) 第 98 回通常会員総会への提案事項について</p> <p>①平成 14 年度事業報告 (案)</p> <p>②平成 14 年度収支決算 (案)</p> <p>(2) 平成 16 年度税制改正に関する要望 (案) について</p> <p>(3) 平成 16 年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望 (案) について</p> <p>(4) 少子高齢化、経済グローバル化時代における外国人労働者の受け入れのあり方 (案) について</p> <p>(5) 日商ビジネス英語検定試験の創設 (案) について</p> <p>(6) 固定資産の減損会計に関する要望について (追認)</p> <p>(7) 日墨経済連携協定の早期締結を求める共同要望について (追認)</p> <p>(8) 全国商工会議所青年部連合会ならびに全国商工会議所女性会連合会活動報告について</p>
<p>第 524 回</p> <p>10.16</p> <p>12 時～ 13 時 50 分</p>	<p>国際会議場</p> <p>出席者数 56 人(委任 状提出による代理出 席を含む)</p> <p>(福井・江守会頭 長崎・野崎会頭)</p>	<p>(1) 行財政改革に関する考え方 (案) について</p> <p>(2) 公的年金改革に関する提言 (案) について</p> <p>(3) 中川経済産業大臣と経済 3 団体・中小企業 4 団体との懇談会について</p> <p>(4) 平成 16 年 6 月の常議員会について</p> <p>(5) 金融庁の実施する中小企業金融懇話会等への協力依頼について</p> <p>※昼食懇談会</p> <p>演題：「21 世紀日本の産業と設計思想－アーキテクチャの戦略論－」</p> <p>ゲストスピーカー：東京大学大学院経済学研究科 教授</p> <p style="text-align: right;">藤本 隆宏 氏</p>
<p>第 525 回</p> <p>11.20</p> <p>12 時～ 13 時 50 分</p>	<p>国際会議場</p> <p>出席者数 52 人(委任 状提出による代理出 席を含む)</p> <p>(小樽・鎌田会頭 四日市・小菅会頭)</p>	<p>(1) 「新内閣に望む (案)」について</p> <p>(2) 「抜本改革なき厚生年金保険料率引き上げに反対する」(追認) について</p> <p>(3) 「消費税における総額表示方式導入に伴う転嫁・表示に関する独占禁止法等の取扱いの明確化」に関する要望 (追認) について</p> <p>(4) 中小企業のための企業年金に関する要望 (追認) について</p> <p>(5) 「会社法制の現代化に関する要綱試案」に対する意見 (案) について</p> <p>(6) 「日タイ、日フィリピン、日マレーシア経済連携協定の早期交渉開始を求める (案)」について</p> <p>(7) 平成 16 年度各種検定試験の施行日 (案) 等について</p> <p>※昼食懇談会</p> <p>演題：「F T A を巡る動向と課題について」</p> <p>ゲストスピーカー：東京大学大学院農学生命科学研究科 教授</p> <p style="text-align: right;">本間 正義 氏</p>

<p>第 526 回 12. 18 12 時～ 13 時 50 分</p>	<p>国際会議場 出席者数 52 人(委任状提出による代理出席を含む) (山形・山澤会頭 川崎・佐藤会頭)</p>	<p>(1) 「独占禁止法研究会報告書」に対する見解について (2) 平成 16 年度税制改正大綱について (3) 改正消費税法に基づく「総額表示方式の実施に当たっての独占禁止法及び関係法令に関する Q & A」について (4) 地域金融再生支援策の強化について ※昼食懇談会 演題：「新年の株式・為替・債券相場の展望」 ゲストスピーカー：三菱証券(株)リサーチ本部エクイティリサーチ部長 チーフストラテジスト 北野 一 氏</p>
<p>第 527 回 16. 1. 15 12 時～ 13 時 50 分</p>	<p>国際会議場 出席者数 53 人(委任状提出による代理出席を含む) (函館・高野会頭 宮崎・岩切会頭)</p>	<p>(1) デフレ克服と行財政・社会保障・税制の改革の方向(案)について (2) 「短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大に反対する」(案)について (3) 日米地位協定に関する運用の改善について (4) EC 実践能力検定試験の創設(案)について (5) 国際経済小委員会中間報告について (6) 新しい電子証明書発行サービスについて ※昼食懇談会 演題：「2004 年の日本経済の見通し」 ゲストスピーカー：早稲田大学大学院 公共経営研究科教授 植草 一秀 氏</p>
<p>第 528 回 2. 19 12 時～ 13 時 50 分</p>	<p>国際会議場 出席者数 54 人(委任状提出による代理出席を含む) (宇都宮・築会頭 高知・入交会頭)</p>	<p>(1) 商工会議所法改正案の概要ならびに今後の中小企業の支援体制のあり方等に関する研究会の設置(案)について (2) 第 99 回日本商工会議所表彰〔特別功労者表彰、役員・議員表彰、職員表彰、商工会議所表彰(組織強化等)〕(案)について (3) 足利銀行の特別危機管理開始に関する要望(案)について (4) 訪中東欧・ロシア経済ミッションについて (5) 河村文部科学大臣と日本商工会議所幹部との懇談会について (6) 愛・地球博について ※昼食懇談会 演題：「ナノテクノロジーについて」 ゲストスピーカー：江戸川大学社会学部 教授 餌取 章男 氏</p>
<p>第 529 回 3. 18 11 時～12 時</p>	<p>帝国ホテル孔雀の間 出席者数 55 人(委任状提出による代理出席を含む) (福島・坪井会頭 鹿児島・大西会頭)</p>	<p>(1) 第 99 回通常会員総会への提案事項について ①平成 16 年度事業活動計画(案) ②平成 16 年度会費徴収方法(案)ならびに収支予算(案) ③日本商工会議所定款の一部変更(案) (2) 地域における「ニュー・ツーリズム」展開に関する提言(観光小委員会報告書案)について (3) 第 25 期理事の選任について (4) 「選ばれ続ける経済団体へー商工会議所のブランド戦略ー」について (5) 独占禁止法改正の動向について</p>

(4) 監事会

- 日 時 平成 15 年 9 月 16 日（火） 10 時 45 分～11 時 50 分
- 場 所 日商会議室 A
- 出席者 5 名
- 内 容 平成 14 年度事業報告・同収支決算について、事務局から事業報告書（案）および収支決算書（案）に基づいて説明があった後、出席監事 3 名により監査が行われた。

(5) 委員会

期 日	委 員 会 名	出席者数	議 題・講 師 等
4. 16	第 10 回産業経済・第 17 回中小企業合同小委員会	159 名	(1) 創業希望者の傾向と事業承継支援事業について ①アントレ編集長 高城 幸司 氏 ②紀州有田商工会議所 事務局長 川嶋 周藏 氏 (2) 産業再生法の改正と産業再生機構について 経済産業省産業技術環境局 産業再生課長 石黒 憲彦 氏 (3) 企業等OB人材マッチング全国協議会事業の実施について (4) その他
4. 16	第 3 回国際経済・第 12 回地域活性化合同委員会	162 名	(1) 地域産業空洞化克服のための海外との交流事業について ① J E T R O の輸出促進支援、海外投資支援について 日本貿易振興会 企画部 業務課長兼輸出促進支援室長 木村 誠 氏 ② J E T R O における対日投資及び地域活性化事業について 日本貿易振興会 投資交流部 次長 土屋 敬三 氏 ③企業の海外戦略支援について 福井商工会議所 専務理事 野村 有三 氏 ④LL事業を活用した地域産業の国際交流について 尼崎商工会議所 専務理事 大石 治男 氏 (2)その他
4. 17	第 3 回教育委員会	67 名	(1) 「中央教育審議会最終答申について」 文部科学省生涯学習政策局政策課長 布村 幸彦 氏 (2) その他
6. 18	第 18 回中小企業・第 13 回地域活性化合同委員会	179 名	(1) 中小企業白書について 中小企業庁 事業環境部 調査室長 安田 武彦 氏 (2) 日本製造業復活の戦略について 日本政策投資銀行 産業・技術部長 井上 毅 氏 (3)その他
6. 18	第 11 回運営・第 2 回広報特別合同委員会	168 名	(1) 「商工会議所のブランド戦略」について ①「商工会議所のブランド戦略」のとりまとめの方向について ②ブランド・「価値」・マネジメントについて 株式会社電通 プロジェクト・プロデュース局 シニアプロデューサー 澤 茂樹 氏 (2) 東商企業行動規範等について 東京商工会議所 理事・事務局長 広瀬 一郎 氏 (3) 健康増進法施行への対応について (4)その他
6. 18	第 19 回中小企業委員会	175 名	(1) 平成 16 年度中小企業関係施策に関する要望（案）について (2) その他
6. 19	第 2 回労働・第 5 回環境・エネルギー合同委員会	124 名	(1) 雇用保険制度の改正について 厚生労働省 職業安定局 雇用保険課長 生田 正之氏 (2) 平成 15 年夏期に向けた電力需給対策について 経済産業省 大臣官房審議官 長谷川 栄一氏 (3) その他
6. 19	第 6 回環境・エネルギー委員会	124 名	(1) 緊急アピールー東京電力の原発運転の早期再開に向けて(案)について (2) その他
7. 16	第 5 回国際経済・第 3 回労働合同委員会	170 名	(1) わが国の通商政策における農業問題について 東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授 本間 正義 氏 (2) 人材育成策の新たな展開について 経済産業省 経済産業政策局 参事官 池森 啓雄 氏

			(3) ジェトロの独立行政法人化について 経済産業省 通商政策局 通商政策課長 小川 恒弘 氏 (4) その他
7. 16	第 6 回国際経済委員会	170 名	(1) 国際経済小委員会の設置 (案) について (2) その他
7. 16	第 11 回産業経済・第 12 回運営合同委員会	151 名	(1) 商法・有限会社法等抜本改正の検討状況について 中小企業庁 財務課 課長補佐 成田 達治 氏 (2) 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003 (骨太の方針2003) について 内閣府 企画官 (経済財政運営総括) 間宮 淑夫 氏 (3) その他
7. 16	第 13 回運営委員会	151 名	(1) 「電子メール活用能力検定試験」の創設 (案) について (2) 「計算能力検定試験」の創設 (案) について (3) その他
7. 17	第 5 回観光委員会	104 名	(1) 観光振興策の抜本的拡充に関する要望 (案) について (2) ビジット・ジャパン・キャンペーンについて ビジット・ジャパン・キャンペーン実施本部事務局 管理部長 岡田 豊一 氏 (3) その他
9. 16	第 7 回国際経済・第 4 回国民生活・第 11 回税制合同委員会	145 名	(1) 平成 16 年・年金制度改革の動向について 厚生労働省年金局年金課長 木倉 敬之 氏 (2) アジア地域における経済連携を巡る動きについて 経済産業省通商政策局アジア大洋州課長 杉田 定大 氏 (3) その他
9. 16	第 14 回地域活性化委員会	145 名	(1) デザインの戦略的活用について ① 経済産業省 製造産業局 デザイン政策チーム長 清水 誠 氏 ② 日本デザイン事業協同組合 理事長 平野 哲行 氏 (2) その他
9. 16	第 14 回運営委員会	145 名	(1) 平成14年度事業報告 (案) および平成14年度収支決算 (案) について (2) 合併手続の創設等商工会議所法見直しの方向性について (3) 日商ビジネス英語検定試験の創設 (案) について (4) その他
9. 16	第 12 回税制委員会	145 名	(1) 平成 16 年度税制改正に関する要望 (案) について (2) その他
9. 17	第 20 回中小企業委員会	166 名	(1) 平成 16 年度中小企業対策予算概算要求について 中小企業庁 長官官房政策調整課長 半田 力 氏 (2) 平成 16 年度小規模事業対策予算概算要求について 中小企業庁 経営支援部小規模事業参事官 小鞠 昭彦 氏 (3) 平成 16 年度中小企業・小規模事業対策の強化に関する要望 (案) について (4) その他
9. 17	第 4 回労働委員会	150 名	(1) 少子高齢化、経済グローバル化時代における外国人労働者の受け入れのあり方 (案) について (2) その他
10. 15	第 12 回産業経済・第 21 回中小企業合同委員会	174 名	(1) 企業等 O B 人材活用に関する調査結果について 企業等 O B 人材マッチング調査委員長 慶応義塾大学 S F C 研究所 キャリア・リソース・ラボラトリー 事務局長 古畑 仁一 氏 (2) 中小企業金融について 金融庁総務企画局参事官 (不良債権問題・総合調整担当) 木下 信行 氏 (3) その他

10. 15	第6回観光・第15回地域活性化合同委員会	162名	(1) 今後の中小商業活性化政策について 中小企業庁 経営支援部 商業課長 横田 俊之 氏 (2) 今後の観光振興対策について 国土交通省総合政策局観光部企画課長 前田 隆平 氏 (3) 半田市のTMOについて 半田商工会議所 専務理事 坂 精 氏 (4) その他
10. 16	第5回労働委員会	100名	(1) 「若年自立・挑戦プラン」の推進について 経済産業省 経済産業政策局 参事官 池森 啓雄 氏 (2) 労働基準法改正関連事項と今後の課題について 厚生労働省 労働基準局 総務課 企画官 土屋 喜久氏 (3) その他
11. 19	第5回国民生活委員会	143名	(1) 中小企業のための企業年金に関する要望について（追認） (2) 「抜本改革なき厚生年金保険料率の引上げに反対する」について（追認） (3) その他
11. 19	第8回国際経済委員会	124名	(1) 日タイ、日フィリピン、日マレーシア経済連携協定の早期締結を求める（案）について (2) その他
11. 19	第16回地域活性化・第8回情報化合同委員会	147名	(1) 「JAPANブランド育成支援事業」の概要について 中小企業庁 経営支援部 経営支援課 課長補佐 田中 邦典 氏 (2) 外資系企業の地方への立地事例について フォルクスワーゲングループジャパン株式会社 人事総務部 部長代理 菊地 啓一 氏 (3) 電子認証に関するブリッジ認証局との相互接続について (4) その他
11. 19	第22回中小企業委員会	116名	(1) 企業OB人材データベースについて (2) 事例発表①（企業等OB人材マッチング地域協議会事業への取り組みについて） 長野商工会議所 専務理事 塚田 國之 氏 (3) 事例発表②（企業等OB人材マッチングモデル事業への取り組みについて） 上尾商工会議所 専務理事 赤坂 稔 氏 (4) その他
11. 19	第16回地域活性化・第8回情報化合同委員会	147名	(1) 「JAPANブランド育成支援事業」の概要について 中小企業庁 経営支援部 経営支援課 課長補佐 田中 邦典 氏 (2) 外資系企業の地方への立地事例について フォルクスワーゲングループジャパン株式会社 人事総務部 部長代理 菊地 啓一 氏 (3) 電子認証に関するブリッジ認証局との相互接続について (4) その他
11. 19	第15回運営委員会	142名	(1) 平成16年度各種検定試験の施行日（案）等について (2) 「キータッチ2000テスト」のネット試験化に伴う受験料（案）について (3) 各種検定試験の制度改正（案）について (4) その他
12. 17	第14回産業経済・第23回中小企業・第13回税制合同委員会	170名	(1) 金融のシステム化について 経済産業省経済産業局産業資金課 課長 北川 慎介 氏 (2) 改正消費税法に基づく『総額表示方式』の実施に当たっての独占禁止法及び関係法令に関するQ&Aについて 公正取引委員会事務総局 取引部企業取引課長 高橋 省三 氏 (3) 個人情報保護法制について 内閣府国民生活局個人情報保護推進室 室長 長谷川 博章 氏 (3) その他

12. 17	第 7 回観光・第 16 回運営合同委員会	170 名	(1) 観光振興が地域経済を活性化させる —インバウンドツーリズムの現状と課題— (社) 日本旅行業協会 理事・事務局長 石山 醇 氏 (2) 観光ホスピタリティの改善の方向について —東京シティガイド検定の狙い— 立教大学観光学部 教授 岡本 伸之 氏 (3) 日本商工会議所平成16年度事業計画について (4) マルチメディア情報通信端末による商工会議所向けビジネスモデルの提案について (5) その他
12. 18	第 9 回国際経済・第 24 回中小企業合同委員会	120 名	(1) 新規開業の実態について 国民生活金融公庫総合研究所 調査役 深沼 光 氏 (2) F T A をめぐる状況について 農林水産省 大臣官房 参事官 内藤 邦男 氏 (3) その他
16. 1. 14	第 15 回産業経済・第 10 回国際経済・第 25 回中小企業・第 14 回税制合同委員会	155 名	(1) 外国公務員贈賄の効果的な防止のための施策のあり方について 経済産業省 経済産業政策局 産業組織課 知的財産政策室長 小宮 義則 氏 (2) 平成 16 年度税制改正について 中小企業庁 事業環境部 財務課長 田中 繁広 氏 (3) 平成 16 年度中小企業対策予算について 中小企業庁 長官官房政策調整課長 半田 力 氏 (4) その他
1. 14	第 11 回国際経済委員会	164 名	(1) 日米地位協定に関する運用の改善について (2) 自由貿易協定 (F T A)、経済連携協定 (E P A) 等に関する基本的な考え方 (国際経済小委員会中間報告) について (3) その他
1. 14	第 17 回地域活性化委員会	174 名	(1) 国土交通省の中心市街地活性化対策について 国土交通省 都市・地域整備局 まちづくり推進課 企画専門官 本多 直巳 氏 (2) 地域再生推進のための基本方針について 内閣官房 地域再生推進室 企画官 山川 健志 氏 (3) その他
1. 15	第 9 回情報化委員会	137 名	(1) 新しい電子証明書発行サービスについて (2) その他
1. 15	第 17 回運営委員会	名	(1) 中小企業におけるネットワーク社会への対応と人材育成について 日本商工会議所 I T 活用能力開発部会委員 桑山 義明 氏 (2) E C 実践能力検定試験の創設 (案) について (3) その他
2. 18	第 26 回中小企業委員会	159 名	(1) 「インターネット活用による商青連の活動展開・ビジネス交流」～B t o B 「ご縁満開ビジネスサイト」、グループウェア「エンジェルタッチ」～ 全国商工会議所青年部連合会 (商青連) 会長 (小田原商工会議所青年部) 鈴木 悌介 氏 副会長・平成 16 年度会長 (高石商工会議所青年部) 小園 浩幸 氏 副会長 (松阪商工会議所青年部) 竹川 博子 氏 専務理事 (柏商工会議所青年部) 関 学 氏 (2) その他

2. 18	第 6 回労働・第 18 回運営合同委員会	159 名	<p>(1) 今後の高齢者雇用対策について 厚生労働省 職業安定局 高齢・障害者雇用対策部 企画課長 深田 修 氏</p> <p>(2) 育児・介護休業法の改正について 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 職業家庭両立課長 宮野 甚一 氏</p> <p>(3) 商工会議所における届出制による無料職業紹介事業について 厚生労働省 職業安定局 民間需給調整課長 宮川 晃 氏</p> <p>(4) 商工会議所の無料職業紹介事業への取組み事例について 立川商工会議所 専務理事 小松 清廣 氏</p> <p>(5) その他</p>
2. 18	第 19 回運営委員会	159 名	<p>(1) 商工会議所法の改正案について 経済産業省 経済産業政策局 経済産業政策課 商工会議所専門職 土本 達也 氏</p> <p>(2) 今後の中小企業の支援体制のあり方等に関する研究会の設置（案）について</p> <p>(3) 日商マスター認定制度規則の改定（案）について</p> <p>(4) その他</p>
2. 19	第 18 回地域活性化委員会	163 名	<p>(1) 政策課題対応型都市計画運用指針及び景観法について 国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課 土地利用調整官 安藤 尚一 氏</p> <p>(2) 敦賀市まちづくり条例（案）の作成について 敦賀商工会議所 専務理事 中村 秀男 氏</p> <p>(3) 足利銀行の特別危機管理開始に関する要望（案）について</p> <p>(4) その他</p>
3. 17	第 16 回産業経済・第 27 回中小企業合同委員会	178 名	<p>(1) 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改訂について 金融庁 検査局 審議官 中江 公人 氏</p> <p>(2) CRD（中小企業信用リスク情報データベース）の概要と経営自己診断システムについて CRD運営協議会 代表理事 引馬 滋 氏</p> <p>(3) 意見交換</p> <p>(4) その他</p>
3. 17	第 8 回観光委員会	178 名	<p>(1) 地域における「ニュー・ツーリズム」展開に関する提言（観光小委員会報告書案）について 日本商工会議所観光小委員会 委員長 須田 寛 氏</p> <p>(2) 意見交換</p> <p>(3) その他</p>
3. 17	第 20 回運営委員会	178 名	<p>(1) 平成 16 年度事業活動計画（案）、会費徴収方法（案）および収支予算（案）について</p> <p>(2) 日本商工会議所定款の一部変更（案）について</p> <p>(3) 「商工会議所の組織・財政の状況」調査結果について</p> <p>(4) その他</p>

(6) 特別委員会

特別委員会名	期 日	出席者数	議 題 等
第 4 回信用基金管理特別委員会	6. 18	12 名	(1) 平成 14 年度保証事業等事業報告書（案）及び同信用基金特別会計収支計算書（案）について (2) その他
第 2 回広報特別委員会 (第 11 回運営委員会と合同)	6. 18	168 名	(1) 「商工会議所のブランド戦略」の取りまとめの方向について (2) 『ブランド・「価値」・マネジメント』について 株式会社電通 シニアプロデューサー 澤 茂樹 氏 (3) その他
第 4 回行財政改革特別委員会	9. 17	119 名	(1) パブリックビジネスの影響に関する研究報告について 経済産業省商務情報政策局 サービス政策課長 石井 裕之 氏 (2) その他
第 5 回行財政改革特別委員会	10. 15	133 名	(1) 行財政改革に関する考え方（案）について 行財政改革小委員会委員長（仙台商工会議所副会頭） 勝又 義信 氏 (2) その他
第 3 回広報特別委員会	16. 3. 17	180 名	(1) 「商工会議所のブランド戦略」報告書(案)について (2) その他
第 5 回信用基金管理特別委員会	3. 17	21 名	(1) 平成 16 年度保証事業等事業計画（案）について (2) 平成 16 年度信用基金特別会計収支予算（案）及び資金計画（案）について (3) その他

(7) 小委員会等

委員会名	期 日	出席者数	講 師・議 題 等
第5回運営小委員会	4.17	23名	(1) 商工会議所の合併円滑化について (2) 特定商工業者制度のあり方について (3) 日商の議員定数について (4) その他
第1回行財政改革小委員会	4.17	9名	(1) 講演：「財政改革の課題と方向性について」 東京大学経済学部教授 井堀 利宏 氏 (2) その他
第4回労働小委員会	4.18	17名	(1) 「雇用保険三事業の見直しをめぐって」 法政大学 社会学部教授 諏訪 康雄 氏 (2) 「人材育成政策の新たな展開について」 経済産業省 経済産業政策局 参事官 池森 啓雄 氏 (3) その他
第5回教育問題小委員会	4.22	8名	(1) 講演：「中央教育審議会最終答申について」 文部科学省生涯学習政策局政策課長 布村 幸彦 氏 (2) その他
第5回経済法規小委員会	4.25	8名	(1) 「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」について 中小企業庁 財務課長 高橋 泰三 氏 (2) 「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」に対する意見について (3) その他
第7回税制小委員会	5.1	12名	(1) 「地方財政の諸問題－地方税を中心に」 慶応義塾大学 経済学部客員教授 土居 史朗 氏 (2) 「国民負担のあり方に関するアンケート調査」の実施について (3) その他
第7回中小企業政策・第5回金融問題合同小委員会	5.16	20名	(1) 「リレーションシップバンキングのあり方」について 金融庁総務企画局 信用課長 河野 正道 氏 監督局 銀行第二課長 岳野 万里夫 氏 監督局総務課共同組織 金融室長 上野 善晴 氏 (2) 「個人保証（第三者保証）」について 中小企業庁事業環境部 企画課長 舟木 隆 氏 (3) その他
第2回行財政改革小委員会	5.21	9名	(1) ご説明 ①「行政改革の課題と方向性について」 日本総合研究所主任研究員 高坂 晶子 氏 ②「財政改革の方向について」 慶應義塾大学 客員助教授 土居 丈朗 氏 (2) 協議・意見交換 (3) その他 ○行財政改革に関する論点（案） ○行財政改革に関するアンケート（案）
第6回社会保障問題小委員会	5.29	7名	(1) 講演：「企業年金の現状と課題について」 厚生労働省企業年金国民年金基金課 課長補佐 矢崎 剛 氏 (2) 協議：公的年金制度改革について ①公的年金等に関する試算 ②公的年金改革についての基本的スタンス (3) その他
日商社会保障小委員会・東商社会保障委員会及び日商税制小委員会	5.29	11名	(1) 「企業年金の現状と課題について」 厚生労働省 企業年金国民年金基金課 課長 矢崎 剛 氏 (2) 公的年金制度改革について ①公的年金等に関する試算

			②公的年金改革についての基本的スタンス
第1回観光小委員会	6.5	19名	(1)小委員会の委員長・委員長代理の選任について (2)「我が国の観光の現状と課題」 国土交通省総合政策局観光部企画課 課長 前田 隆平 氏 (3)観光小委員会で検討すべきテーマについて (4)平成16年度観光振興策に関する要望について (5)今後の観光小委員会スケジュールについて (6)その他
第6回ワーキンググループ	6.6	13名	(1)「商工会議所のブランド戦略」の取りまとめの方向について (2) その他
第3回行財政改革小委員会	6.18	11名	(1)協議 行財政改革の方向性（中間整理）について (2) その他
第6回運営小委員会	6.19	23名	(1) 特定商工業者の見直しについて (2) 商工会議所法の改正について (3) その他
第9回税制小委員会	7.1	10名	(1) 少子高齢社会に対応した税制のあり方に関する論点について (2) その他
第5回労働小委員会	7.3	14名	(1) 「わが国における外国人雇用対策の現状と課題について」 厚生労働省 職業安定局外国人雇用対策課 課長補佐 瀧原 章夫 氏 (2) 雇用保険制度の見直しについて
第1回地域活性化小委員会	7.7	21名	(1)小委員会の委員長の選任について (2)各地の状況報告及び地域活性化小委員会で検討すべきテーマについて (3)地域活性化問題に関する日商の活動状況について (4)今後の地域活性化小委員会スケジュールについて
第2回観光小委員会	7.11	19名	(1)「観光振興策の抜本的拡充に関する要望」（案）について (2)「観光小委員会の検討のための調査」の調査項目（案）について (3)今後の観光小委員会スケジュール（案）について (4)その他
第8回中小企業政策小委員会	7.15	11名	(1) “企業価値”向上のための中小企業会計基準 ①「中小企業の会計と情報開示について」 中小企業庁事業環境部財務課 課長補佐 成田 達治 氏 ②「中小会社会計基準について」 日本税理士会連合会専務理事・東京税理士会副会長 坂田 純一 氏 (2) “若手経営者群”（＝青年部組織）の機能アップと地域活性化 ①青年部設置商工会議所と未設置商工会議所との比較 ②青年部の地域活性化事業 (3) その他
第7回社会保障問題小委員会	7.22	6名	(1) 講演：「今後の社会保障改革の方向性に関する意見」について 厚生労働省参事官 青柳 親房 氏 (2) 報告：日本商工会議所「緊急アピール」について (3) 協議：「公的年金改革の提言」（素案）について (4) その他
第7回ワーキンググループ	7.24	11名	(1)「商工会議所のブランド戦略」の取りまとめの方向について (2) その他
第6回経済法規小委員会	7.24	12名	(1) 「商法・有限会社法改正の動向」について 中小企業庁 財務課長 高橋 泰三 氏 (2) 「外国公務員贈賄防止のための取組の方向性」について 経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室 課長補佐 奈須野 太 氏

			(3) その他
第6回教育問題小委員会	8.25	8名	(1) 講演：企業とスポーツに学んだ「民間人校長の学校経営」 東京都立高島高等学校 校長 内田 睦夫 氏 (2) その他
第7回運営小委員会	8.27	24名	(1) 特定商工業者の見直しについて (2) その他
第3回商工会議所情報通信技術(IT)小委員会	8.20	17名	(1) 商工会議所電子認証事業について (2) その他
第10回税制小委員会	9.5	12名	(1) 「平成16年度税制改正に関する要望(案)」について (2) 少子高齢化に対応した税制のあり方について (3) その他
第6回労働小委員会	9.9	14名	(1) 「雇用保険制度見直しの方向性(案)」について (2) 「少子高齢化、経済グローバル化時代における外国人労働者の受け入れのあり方(案)」について (3) その他
第8回社会保障問題小委員会	9.10	7名	(1) 講演：「平成16年度 年金制度改革の動向」について 厚生労働省年金局年金課企画官 東 修司 氏 (2) 協議： ①「公的年金改革の提言」(案)について ②「中小企業のための企業年金改革の提言」(骨子案)について ③「社会保障改革に関する考え方について(とりまとめ)たたき台」について (3) その他
第4回行財政改革小委員会	9.17	9名	(1) 「行財政改革に関する考え方」について (2) その他
第2回地域活性化小委員会	10.2	17名	(1) 「政策課題対応型都市計画運用指針(案)」について 国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課 土地利用調整官 安藤 尚一 氏 (2) 「TMOのあり方に関する懇談会」報告書について 中小企業庁 経営支援部 商業課 課長 横田 俊之 氏 (3) 「平成15年度街づくり推進に関する総合調査」の実施について (4) 今後の地域活性化小委員会の検討テーマ・スケジュールについて (5) その他
第3回観光小委員会	10.7	19名	(1) ヒアリング ①「京都市の観光振興策について」 京都市産業観光局 観光部長 森井 保光 氏 ②「京のおもてなしについて」 京都商工会議所観光対策特別委員会 委員長 堀野 欣哉 氏 (2) 討議 ①「各地における観光振興への取り組み状況等に係る実態調査」中間集計(案)、及び、観光振興における商工会議所の役割について ②今後の観光小委員会検討スケジュール(案)について (3) その他
第8回運営小委員会	10.16	18名	(1) 日本商工会議所の会費徴収基準の見直しの方向性について (2) その他
第1回国際経済小委員会	10.16	15名	(2) 日本の通商政策の枠組みについて 日本貿易振興機構 理事 飯塚 和憲 氏 (2) 日比および日馬経済連携の進捗状況について (3) 今後の小委員会の運営について (4) 自由討議 (5) その他

第9回社会保障問題小委員会	10.27	3名	(1) 講演「企業年金・退職金の現状と課題について」 株式会社大和総研 年金事業開発部 次長 柏崎 重人 氏 (2) 協議「中小企業のための企業年金制度に関する要望について」 (3) その他
第3回環境小委員会	11.5	22名	(1) 中央環境審議会地球温暖化対策税制専門委員会「温暖化対策税制の具体的な制度の案」について 環境省 大臣官房審議官 小林 光 氏 (2) 「温暖化対策税制の具体的な制度の案」に対する意見(案)について (3) その他
第7回経済法規小委員会	11.11	13名	(1) 「会社法制の現代化に関する要綱試案」について 中小企業庁 財務課長 田中 繁広 氏 (2) 「会社法制の現代化に関する要綱試案に対する意見」について (3) その他
第9回運営小委員会	11.20	20名	(1) 商工会議所法の見直しに関する経済産業省の提案について (2) 日本商工会議所の会費徴収基準の見直しの方向性について
第2回国際経済小委員会	11.20	16名	(1) わが国の通商政策における農業問題について 東京農業大学 教授 白石 正彦 氏 (2) 自由討議 (3) その他
第7回教育問題小委員会	11.25	8名	(1) 視察：「イマージョン教育について」 ・ジャパンスタディ(小等学校)の授業参観 ・バイリンガルコース(中・高等学校)の授業参観 (2) 加藤理事長を囲んでの意見交換
第7回労働小委員会	12.3	15名	(1) 「今後の高齢者雇用対策の方向性について」 厚生労働省 職業安定局高齢・障害者雇用対策部 企画課長 深田 修 氏 (2) 「育児・介護休業法の改正について」 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 職業家庭両立課長 宮野 甚一 氏 (3) 意見交換
第10回社会保障問題小委員会	12.10	3名	(1) 講演Ⅰ：「介護保険の現状と展望について」 厚生労働省老健局 総務課長 山崎 史郎 氏 (2) 講演Ⅱ：「介護保険制度の見直し」について 上智大学文学部 教授 栃本 一三郎 氏 (3) その他 「年金改革の動向」について
第3回国際経済小委員会	12.18	16名	(1) E P A / F T A が中小企業に与える影響について 経済産業省 通商政策局 地域協力課 課長補佐 松山 泰浩 氏 (2) 日本の通商政策等に関する基本的な考え方(国際経済小委員会中間報告)(案)についての討議 (3) その他
第8回ワーキンググループ	12.19	9名	(1) 「商工会議所のブランド戦略」報告書案について (2) その他
第6回金融問題・第9回中小企業政策小委員会	16.1.15	22名	(1) 「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」の改訂(案)について 金融庁検査局総務課 検査指導官 上條 崇 氏 (2) 『『金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕』の改訂(案)に対する意見(案)』について (3) 特定融資枠契約法の見直し問題について (4) その他
第4回観光小委員会	1.22	15名	(1) ヒアリング 「札幌市の観光振興策について」 —集客交流・シティPRキャンペーン事業— 札幌市 経済局 観光コンベンション部

			<p>コンベンション推進課長 武井 文夫 氏</p> <p>(2) 討議</p> <p>①「地域における『ニュー・ツーリズム』展開に関する提言」(案) について</p> <p>②「各地における観光振興への取り組み状況等に係る実態調査」集計結果について</p> <p>③今後の観光小委員会検討スケジュール(案) について</p> <p>(3) その他</p>
第3回地域活性化小委員会	2.12	17名	<p>(1)「大店立地法の運用状況と指針の見直しについて」 経済産業省 商務情報政策局 流通産業課 課長 河津 司 氏</p> <p>(2)大店立地法指針の見直し問題に関する自由討議</p> <p>(3)街づくり条例制定問題に関する事例発表 敦賀商工会議所 専務理事 中村 秀男 氏</p> <p>(4)小委員会の今後のスケジュールについて</p> <p>(5) その他</p>
第8回労働小委員会	2.12	12名	<p>(1)「今後の高齢者雇用対策について」 厚生労働省 職業安定局高齢・障害者雇用対策部 企画課長 深田 修 氏</p> <p>(2)「育児・介護休業法の改正について」 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 職業家庭両立課長 宮野 甚一 氏</p> <p>(3)「ジョブ・ディスクリプションについて」 有限会社 アルティスタ 代表取締役 玄間 千映子 氏</p> <p>(4) その他</p>
第10回運営小委員会	2.19	22名	<p>(1)日商会費基準改定ワーキンググループ(仮称)の設置について</p> <p>(2)地域産業振興と行政・商工会議所連携の今後のあり方について</p> <p>○世田谷区産業振興基本条例と各地の状況について</p> <p>○企業の地域貢献評価システム(仮称)について</p> <p>(3) その他</p>
第9回ワーキンググループ	2.20	8名	<p>(1)「商工会議所のブランド戦略」報告書案について</p> <p>(2)「富山市価値創造プロジェクト」について 富山商工会議所 企画総務部長 宮崎 公順 氏</p> <p>(3) その他</p>
第11回社会保障問題小委員会	3.2	6名	<p>(1)講演Ⅰ:「介護サービス事業の現状と課題」について 厚生労働省老健局振興課 シルバーサービス専門官 山本 亨 氏</p> <p>(2)講演Ⅱ:「介護ビジネスの現状と介護保険の見直し」について ニチイ学館 ヘルスケア事業本部 参与 小島 啓克 氏</p> <p>(3) その他</p>
第1回今後の中小企業の支援体制のあり方等に関する研究会	3.8	11名	<p>(1)研究会設置の趣旨等について</p> <p>(2)委員紹介</p> <p>(3)商工会議所および商工会の現状等について</p> <p>(4)今後の研究会の運営等について</p> <p>(5) その他</p>
第10回中小企業政策小委員会	3.10	11名	<p>(1)「新しい時代の中小企業支援の手法・機能」</p> <p>①講演「歴史的な産業構造変化に直面する中小企業三位一体改革の時代背景～」 慶応義塾大学経済学部客員助教授 土居 丈朗 氏</p> <p>②各地商工会議所を巡る補助金見直しの動き</p> <p>③各地商工会議所における新たな中小企業支援の事例 ＜東京商工会議所＞技術評価制度 ＜尼崎商工会議所＞新技術・新製品事業化支援のための融資制度 ＜兵庫県商工会議所連合会＞エンジェルファンド</p>

			<p><各地商工会議所・日本商工会議所>電子納税申告指導 (電子認証)</p> <p>(2) 意見交換「中小企業に対する相談支援事業の今後」</p> <p>(3) 16年度小委員会テーマ</p> <p>(4) その他</p>
第11回税制小委員会	3.25	7名	<p>(1) 「税制改正を巡る今後の課題と展望」 経済産業省 経済産業政策局 企業行動課長 豊永 厚志 氏</p> <p>(2) 今後の税制改正に関する自由討議</p> <p>(3) その他</p>

(8) 政策委員会

期 日	委 員 会 名	出席者数	議 題・講 師 等
5. 8	第 1 回政策委員会	18 名	講演「わが国の行政改革の課題及び方向性」 都市経営総合研究所 所長 坂田 期雄 氏
6. 24	第 2 回政策委員会	18 名	講演「国と地方の税財政改革」について 構想日本 代表 加藤 秀樹 氏
7. 30	第 3 回政策委員会	20 名	講演「社会保障制度改革の課題と方向性」について 日本総合研究所 経済・社会政策研究センター 所長 湯元 健治 氏
9. 29	第 4 回政策委員会	14 名	各小委員会報告 ①行財政改革に関する考え方（案）について 日商行財政改革小委員会委員長 勝又 義信 氏 （仙台商工会議所副会頭） ②社会保障改革に関する考え方について 日商社会保障問題小委員会委員長 渡邊 順彦 氏 （東商社会保障委員会委員長） ③税制改革の方向性について 日商税制小委員会委員長 井上 裕之 氏 （東商副会頭、日商特別顧問） ④雇用保険制度見直しの方向性について 日商労働小委員会委員長 中山 正邦 氏 （浜松商工会議所会頭） 協議「少子高齢社会に対応した行財政・税・社会保障改革」について
10. 29	第 5 回政策委員会	16 名	説明「活力ある日本の創造に向けて（案）」〈たたき台〉について
12. 4	第 6 回政策委員会	21 名	説明「政策委員会提言（案）について」
16. 1. 13	第 7 回政策委員会	23 名	説明「政策委員会提言（案）について」
3. 10	第 1 回政策委員会	13 名	講演「地域の安全と安心を確保するために」～最近の地域犯罪の 動向と抑止力としての地域コミュニティの取組み～ 財団法人 全国防犯協会連合会 専務理事 松原 洋 氏

(9) 日本商工会議所会頭・副会頭会議

回数	期日	出席者数	議 題
337	4.17	13名	「少子化問題とその対策」について、ほか
338	6.19	13名	平成16年度中小企業関係施策に関する要望(案)について、ほか
339	7.17	15名	夏季政策懇談会緊急アピールについて、ほか
340	9.17	14名	平成16年度税制改正に関する要望(案)について、ほか
341	10.16	11名	行財政改革に関する考え方(案)について、ほか
342	11.20	12名	「会社法制の現代化に関する要綱試案」に対する意見(案)について、ほか
343	12.18	14名	「独占禁止法研究会報告書」に対する見解について、ほか
344	16.1.15	13名	デフレ克服と行財政・社会保障・税制の改革の方向(案)について、ほか
345	2.19	11名	足利銀行の特別危機管理開始に関する要望(案)について、ほか
346	3.17	11名	日本商工会議所定款の一部変更(案)について、ほか

(10) その他の会議

①公明党幹部と日本商工会議所幹部との懇談会

第1回

○期 日 7月17日 ○場 所 東商スカイルーム ○出席者 25名

○懇談事項 「デフレ対策」「行財政改革」「社会保障制度改革」「税制改革」等

第2回

○期 日 11月26日 ○場 所 参議院会館 ○出席者 11名

○懇談事項 「税制改正」「厚生年金保険料の引き上げ反対」「年金制度改革」「中小企業のための企業年金」など

②経済産業大臣と中小企業団体との懇談会

○期 日 10月2日 ○場 所 キャピトル東急ホテル ○出席者 37名

○懇談事項 「デフレからの早期脱却」「包括的な事業承継税制の確立」「中小企業対策予算の抜本的拡充」等

③連合との懇談会

○期 日 16年3月18日 ○場 所 帝国ホテル ○出席者 28名

○懇談事項 「社会保障政策」「雇用労働政策」「地域経済・中小企業政策」

④当面の景気回復に関する研究会

第1回

○期 日 5月8日 ○場 所 帝国ホテル 出席者 8名

○懇談事項 「景気対策と公共投資」「景気対策と住宅建設」

第2回

○期 日 6月24日 ○場 所 帝国ホテル 出席者 8名

○懇談事項 「景気対策についての考え方」

⑤パブリックビジネスに係る経済産業省商務情報政策局との懇談会

○期 日 9月17日 ○場 所 日本商工会議所会議室B

○懇談事項 「パブリックビジネスの普及促進について」

⑥年金保険料引上げ運動反対協議会緊急集会

○期 日 12月9日 ○場 所 パレスホテル ○出席者 約200名

○決議事項 「年金保険料引上げ反対協議会設立の提案」「抜本改革なき厚生年金保険料の引上げに反対する」

⑦河村文部科学大臣と日本商工会議所幹部との懇談会

○期 日 16年2月9日 ○場 所 東商スカイルーム ○出席者 18名

○懇談事項 「産学官連携の重要性について」「実業高校での実業教育・実習の充実、就職指導という観点からみた高卒生の採用問題」「産業界からの教育支援について」

⑧中小都市等商工会議所会頭と日本商工会議所正副会頭との懇談会

○期 日 6月19日 ○場 所 東京會館11階「シルバールーム」 ○出席者 20名

○懇談事項 「地域経済の再生策を考える」など

⑨規模別商工会議所専務理事・事務局長懇談会

○期 日 8月27日 ○場 所 アクトシティ浜松 (浜松市)

○内 容

全体会議 (日商からの報告)

<出席者>323名

規模別懇談会

第1部「地域の関係機関 (教育機関・NPOなど) との連携と競合等」

第2部「組織・財政・運営問題」

- ・ ABグループ<出席者>109名
- ・ C グループ<出席者>90名
- ・ D グループ<出席者>130名
- ・ E グループ<出席者>103名

⑩第57回全国商工会議所専務理事・事務局長会議

○期 日 8月28日 ○場 所 グランドホテル浜松 (浜松市) ○出席者 414名

○内 容

・「商工会議所をめぐる当面の諸問題について」

日本商工会議所 専務理事 植 松 敏

・規模別商工会議所専務理事・事務局長懇談会報告

ABグループ 松本商工会議所 専務理事 松 下 倫 省 氏

C グループ 高岡商工会議所 専務理事 山 達 是 人 氏

D グループ 諏訪商工会議所 専務理事 堀 内 義 彦 氏

E グループ 黒部商工会議所 専務理事 辻 武 氏

・講演

「いつも考えていること」 スズキ株式会社 代表取締役会長 鈴木 修 氏

⑪代表専務理事会議

第519回・4月16日、第520回・6月18日、第521回・7月16日、第522回・9月16日

第523回・10月15日、第524回・11月19日、第525回・12月17日、第526回・1月14日

第527回・2月18日、第528回・3月16日

⑫各部別会議

総 務 部

開催期日	会 議 名
16.1.6	経済3団体共催 2004年新年祝賀パーティー (於: 帝国ホテル)

国 際 部

開催期日	会 議 名
6.25	13大都市商工会議所貿易証明担当者会議 (東京)
7.2	第1回貿易関係証明運営委員会 (東京)
7.14~15	13大都市商工会議所国際担当部長会議 (福岡)
10.21	第2回貿易関係証明運営委員会 (東京)

12. 1	第1回F T A特恵原産地証明に関する研究会（東京）
16. 1. 27	第2回F T A特恵原産地証明に関する研究会（東京）
3. 5	13大都市商工会議所国際担当部長会議（東京）
3. 23	第3回F T A特恵原産地証明に関する研究会（東京）

産業政策部

開催期日	会 議 名
4. 30	産業懇談会
5. 29	産業懇談会
6. 28	産業懇談会
7. 29	産業懇談会
8. 30	産業懇談会
9. 30	産業懇談会
10. 29	産業懇談会
11. 29	産業懇談会
12. 27	産業懇談会
16. 1. 29	産業懇談会
2. 28	産業懇談会
3. 31	産業懇談会

流通・地域振興部

開催期日	会 議 名
6. 2	第1回地域産業空洞化克服のための関係機関協議会（ものづくり支援協議会）
8. 1	街づくり条例入門セミナー（主催：まちづくり条例研究センター）
16. 1. 19	第2回地域産業空洞化克服のための関係機関協議会（ものづくり支援協議会）
1. 28	大店立地法運用連絡会議
1. 29～30	街づくり条例実践セミナー（主催：まちづくり条例研究センター）

中小企業振興部

開催期日	会 議 名
12. 11	第1回創業事例調査研究委員会
16. 1. 31	平成15年度企業等OB人材マッチング事業説明会
16. 3. 14	第2回創業事例調査研究委員会

事業部

開催期日	会 議 名
4. 11	第5回IT活用能力開発部会
6. 6	第6回IT活用能力開発部会
9. 5	第7回IT活用能力開発部会
11. 11	全専各総連・(財)専教振・(社)全経協会と日商との懇談会

11. 14	簿記検定試験制度の見直し等に関する懇談会（大阪）
11. 20	簿記検定試験制度の見直し等に関する懇談会（東京）
12. 10	(財)全国商業高等学校協会との連絡会
12. 12	第8回 IT 活用能力開発部会
16. 2. 10	全専各総連・(財)専教振・(社)全経協会と日商との懇談会
3. 24	第9回 IT 活用能力開発部会

情報化推進部

開催期日	会 議 名
11. 21	ビジネス認証サービス管理運営委員会・IT研究会

新規プロジェクト担当

開催期日	会 議 名
5. 23	商工会議所年金教育センター第5回理事会
11. 25	商工会議所年金フォーラム 2003
16. 2. 19	年金教育啓発活動ブロック別懇談会（広島）・・・中小企業庁「企業年金制度研究会」 全国開催との併催（以下同じ）
2. 20	年金教育啓発活動ブロック別懇談会（松山）
2. 25	年金教育啓発活動ブロック別懇談会（名古屋）
2. 26	年金教育啓発活動ブロック別懇談会（大阪）
2. 27	年金教育啓発活動ブロック別懇談会（福岡）
3. 3	年金教育啓発活動ブロック別懇談会（仙台）
3. 5	年金教育啓発活動ブロック別懇談会（札幌）

各種検定関係会議等

検定名	会 議 名	開 催 期 日
珠 算	珠算能力検定試験作問委員会	4/23, 5/1, 5/7, 5/8, 5/14, 5/15, 5/16, 5/18, 5/25, 6/10, 6/25, 6/26, 6/29, 7/9, 7/16, 9/4 9/29, 10/27, 11/14, 12/23, 12/25, 1/5, 1/8, 2/25, 3/1, 3/18, 3/22, 3/31
簿 記	簿記検定部会	8/22, 8/29, 9/5, 9/19, 9/22, 9/25, 9/26, 2/27 3/5, 3/12, 3/19, 3/22, 3/26
	第104回簿記検定試験1級審査会	7/15
	第105回簿記検定試験1級審査会	12/16
	第385回簿記検定専門参与および委員打合せ	12/16

販 売 士	第2回販売士検定参与会議	4/28
	流通問題に関する研究会	5/2, 5/30, 6/20, 9/12, 10/3
	1級～3級の科目体系の見直しに関する打合わせ	9/9
	試験問題検討ワーキング・グループリーダー会議	6/16, 9/9, 12/10, 12/18
	3級ハンドブックの執筆等に関する打合わせ	2/20
	2級ハンドブックの執筆に関する打合わせ	3/25
	中央検定試験委員会（1級合否判定会議）	3/22
日 本 語 文 書 処 理 技 能	日本語文書処理技能検定試験検定部会	5/26, 6/23, 7/14, 7/15, 7/18, 10/2, 11/10, 12/8, 12/22, 3/29
	日本語文書処理技能検定試験検定部会ワーキング	4/23, 5/13, 5/16, 5/19, 6/6, 6/9, 6/10, 7/4, 7/23, 7/31, 8/1, 8/4, 8/7, 10/20, 10/21, 10/30, 10/31, 11/1, 11/20, 11/26, 11/28, 1/15, 1/20, 1/21, 1/22, 1/27, 1/30, 2/25, 2/20, 3/18,
	日本語文書処理技能検定試験検定部会 1級審査会	11/10
キ ー ボ ー ド 操 作 技 能	キーボード操作技能認定部会	6/12, 2/5
	ワーキング	6/4
ビ ジ ネ ス コ ン ピ ユ ー テ ィ ン グ	ビジネスコンピューティング検定部会	6/13, 7/18, 8/5, 10/17, 11/27, 12/19, 1/23, 2/20
	ビジネスコンピューティング 1級、2級審査会	3/26
日 商 マ ス タ ー	日商マスター認定・研修部会	6/24, 7/9, 7/22, 8/11, 9/8, 12/9, 1/13, 1/27, 2/17
	マスタークラブ代表者会議	1/31～2/1
ル 電 子 メ ー ル 活 用 能 力	電子メール活用能力検定試験研究ワーキング	9/19、10/3

日 商 英 語 ビ ジ ネ ス	ビジネス英語研究ワーキング	4/2、5/13、6/6、7/11、8/7、11/7
践 能 力 E C 実	ECマスター（仮称）検定試験制度ワーキング	9/26、10/24、11/28、2/10、3/12

8. 事業

(1) 各種事業活動

1. 国際会議等

① 太平洋経済委員会（P B E C）

1) 第7回太平洋民間協力研修・東京商工会議所訪問プログラム

7月14日 参加国：8カ国（チリ、コロンビア、インドネシア、マレーシア、ペルー、タイ、バヌアツ、ベトナム）より14名

2) 日本委員会平成15年度年次総会

8月19日（25名） 議題①講演「アジア太平洋地域における安全保障」

拓殖大学国際開発学部教授 森本敏氏

②第36回ソウル国際総会収支報告について

③太平洋経済委員会日本委員会の活動について

④日本委員会平成14年度収支決算（案）ならびに平成15年度収支予算（案）について

⑤役員・委員等の異動について

⑥その他

3) 第36回ソウル国際総会

8月22日～26日 基調テーマ「不確実性への対応：企業リーダーの課題と機会」

(500名)

①全体会議Ⅰ 政治展望：イラク戦争後の世界秩序

②全体会議Ⅱ 経済展望：景気回復かデフレか

③同時並行会議Ⅰ コーポレート・ガバナンス

ロシア：未来に向けた東方政策

サクセスストーリー：国際市場で勝利するには
—イノベーション

④同時並行会議Ⅱ サクセスストーリー：国際市場で勝利するには
—持続的発展と利益確保のためのベストプラクティス

サクセスストーリー：国際市場で勝利するには
—人的資源のマネジメント

サクセスストーリー：好メディアイメージの確立

⑤全体会議Ⅲ 不確実性の時代におけるリーダーシップへの挑戦

⑥全体会議Ⅳ グローバル経済における中国の台頭

⑦全体会議Ⅴ マーケットトレンド：激動の時代における価値の創造

⑧同時並行会議Ⅲ 中東和平の展望

環境

ラテンアメリカ：経済危機を越えて

⑨全体会議Ⅵ 北朝鮮：朝鮮半島の将来展望

日本側：38名

参加国：16カ国・地域（カナダ、中国、コロンビア、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、フィリピン、ペルーロシア、台湾、タイ、米国）

4) 第36回PBECSoul国際総会報告会

9月26日（15名）

5) PBECS Bangkok 運営委員会

10月17日～18日

（40名）

①戦略委員会

②財務委員会

③運営委員会

④役員会

日本側参加者：4名

参加国：16カ国・地域（カナダ、中国、コロンビア、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、フィリピン、ペルー、ロシア、台湾、タイ、米国）

開催地：バンコク（タイ）

6) PBECS Japan 委員会平成15年度拡大幹事会

12月11日（15名）

7) PBECS Japan 委員会環境ワーキンググループ会合

11月26日（11名）

② アジア商工会議所連合会（CACCI）

1) 第67回理事会

2003年12月8日～9日

議題①事務総長報告（活動報告）

②収支決算報告

③会員の異動及び中小企業等の入会基準

④中小企業関連事業計画

⑤中小企業金融に関する東京都等の説明

⑥プロダクト・サービス・カウンスル

⑦次期役員及び副会長の担当

⑧今後の理事会・総会日程及び場所

第68回理事会 2004年5月17日～18日プノンペン（カンボジア）、第20回総会 2004年秋ニューデリー（インド）

日本側：8名（日本からは溝口道郎日商特別顧問含む）

参加国・地域：20カ国・地域（オーストラリア、ブルネイ、
バングラデシュ、カンボジア、香港、インド、
インドネシア、日本、韓国、マレーシア、モンゴル、
ネパール、ニュージーランド、パプアニューギニア、
フィリピン、ロシア、シンガポール、スリランカ、台湾、ベトナム
（欠席：パキスタン、タイ）

開催地：クアラルンプール（マレーシア）

2) C A C C I 企画委員会
2004年1月19日

議題①投資環境のための理想的な環境の創造について

- ②貿易開発のための新たな戦略
- ③2004年度の主な活動プログラムについて（会長表敬訪問など）
- ④C A C C I 副会長の任務について
- ⑤会員増強運動について
- ⑥サービスカウンシルの発展について
- ⑦C A C C I 事務局と他の諸国際機関の関係について
- ⑧2004年度C A C C I A w a r d s について
- ⑨その他

参加国：7カ国（インド、インドネシア、日本、韓国、ロシア、台湾、カンボジア）

開催地：プノンペン（カンボジア）

3) 商工会議所マネジメント研修

11月11日～12月13日
（10名）

目的：アジア・西太平洋地域の開発途上国から商工会議所等経済団体の中堅幹部を日本に招聘し、経済団体運営についての研修を実施。

J I C A からの委託事業

プログラム：＜講義等＞

- ①J I C A ブリーフィング
- ②商工会議所の運営・役割について
- ③日本の諸施策（経済政策、中小企業施策等）について
- ④各国商工会議所の現状とあり方について
- ⑤カントリーレポート発表

場所：J I C A 東京国際研修センター、日商・東商

＜視察＞

視察先：東商大田支部、豊島区巣鴨地藏通り商店街、国際機関日本アセアンセンター、各商工会議所（北九州、松山、豊田）等

参加国：8カ国（フィリピン、インド、マレーシア、ウズベキス

タン、ラオス、キリバス、サモア、スリランカ)

③ 日印経済委員会

1) 新田勇常設委員会委員長の訪印ミッション

2月 8日～14日 訪問地：デリー、バンガロール、チェンナイ

F I C C I、日本貿易振興機構ニューデリーセンター、在インド日本大使館、インド工業連盟、デリー日本商工会、インド・ジャパン・センター、カルナタカ商工会議所連合、現地進出企業等を訪問。

2) インフラ・ワーキング・グループ (WG)

8月27日 (19名) 高話「対インド円借年次供与について」

経済産業省 資金協力課係長 平原 哲 智 氏

1月29日 (15名) 議題「日印経済委員会インフラWG活動の経緯と総括」

日印経済委員会 インフラWG担当 友 田 富 也 氏

3) ミッション受入れ等の対応および懇談会・セミナー

インドからの各種ミッションや要人の訪問を受け、懇談会、レセプション等を開催。

5月26日 (18名) マイケル・F・カーター・世銀インド局長との懇談会

8月 5日 (33名) 「I n d i a C h e m 2004」インド政府誘致ミッションとの昼食懇談会

9月16日 (27名) アフターブ・セット・駐日インド大使との歓送午餐会

11月 5日 (5名) 藤崎一郎・外務審議官と常設委員会幹部の昼食懇談会

11月28日 (7名) インド・N A S S C O M ミッションの松村洋常設委員長および新田勇常設副委員長表敬

12月 5日 (11名) 藤崎一郎・外務審議官の訪印結果報告会 (山田南西アジア課長報告)

12月17日 (5名) 榎泰邦・駐インド日本国大使と常設委員会幹部との昼食懇談会

3月 9日 (7名) インド・ケララ州ミッションの新田常設委員長表敬

3月12日 (34名) マニラル・トリパティ・駐日インド大使との昼食懇談会

3月22日 (9名) 榎泰邦・駐インド日本国大使と大橋信夫会長および新田勇常設委員長との面談

3月23日 (7名) A・ベライアン・印日経済委員会会長と新田常設委員長との面談

4) 実施イベント

6月25日 インドIT投資セミナー (インド工業連盟および日本貿易振興会との共催)

10月26日 ①第11回ナマステ・インディア

開催地：築地本願寺 (東京都中央区)

インドの文化等紹介を目的に、インド政府観光局・(財) アジアクラブ・(財) 日印協会・N P O日印国交樹立50周年記念事業を盛り上げる会と共催。インドの楽器演奏、舞踊 (カラリパヤット、ミゾラム民族舞踊団公演、バラタ・ナティヤム)、テラコッタの製作実演、シタール演奏、サリー・ファッションショー、講演会、レストラン出店、抽選会およびグッズ販売など。

②準備のための実行委員会を6月23日、8月8日、9月29日、10月10日の計4回開催。

5) その他

①イベント後援

第14回インド家庭用品展（インド貿易振興局主催）

第3回インドハンディクラフト&ギフト展（インド貿易振興局主催）

第24回インド衣料品展（インド貿易振興局主催）

（財）日印協会創立100周年記念講演会（在日インド大使館、（財）日印協会主催）

（財）日印協会創立100周年記念インドITセミナー（在日インド大使館、（財）日印協会主催）

国際シンポジウム「インド：台頭するグローバル・パワー〈新時代の日印協力戦略〉」（外務省主催）

②アンケート調査の実施

4月25日 「インドの外国投資機関に関するアンケート」

インド政府の外国投資誘致上の問題に対処するFIIA及びDEA Japan Divisionの両政府機関に対する在印日本企業の認識、活用状況、問題点、要望等について把握することを目的として、在印日本商工会メンバー企業121社を対象に調査し、結果を取りまとめた。

③幹部交代に伴う新田勇常設委員長による関係機関ご挨拶

1月30日 桑原哲・経済産業省通商政策局官房審議官

2月2日 マニラル・トリパティ・駐日インド大使

藤崎一郎・外務審議官

児玉和夫・外務省アジア大洋州局審議官

④ 日本・スリランカ経済委員会

1) セミナー

6月11日（170名） スリランカビジネスセミナー

2) 懇談会

10月28日（12名） 須田明夫・駐スリランカ日本国大使との懇談会

3月24日（11名） 須田明夫・駐スリランカ日本国大使との懇談会

3) イベント後援

12月16日 スリランカ・ビジネス・フォーラム講演会（（財）アジアクラブ主催）
「日本・スリランカ経済関係の発展について」

⑤ 日本・パキスタン経済委員会

1) 懇談会

5月20日（12名） カムラン・ニアズ・駐日パキスタン大使との懇談会

12月1日（8名） タリク・I・プリ・パキスタンEPB（輸出振興局）副会長との懇談会

3月29日（42名） 渋谷實・駐パキスタン日本国大使との懇談会

⑥ 日本・バングラデシュ経済委員会

1) 第13回日本・バングラデシュ商業・経済協力合同委員会 最終打合せ会

2月18日（8名） 議題 来賓ブリーフィング

外務省 アジア大洋州局

南西アジア課地域調整官 中野勝一氏

経済産業省 通商政策局

アジア大洋州課企画官 鈴木裕道氏

2) 第13回日本・ Bangladesh 商業・経済協力合同委員会

2月24日 (71名) 議題① Bangladesh のマクロ経済情勢、政策、投資機会および貿易
関係の可能性のレビュー 両国の経済情勢

② 投資および貿易における障害と解決策

日本側：26名

バ側：47名

開催地：東京

3) Bangladesh ・ビジネスセミナー

2月24日 (約100名) ① 議題 Bangladesh の投資・貿易機会について

「Bangladesh の投資環境」

「Bangladesh 産品の対日輸出の可能性について」

「Bangladesh における日系企業の投資事例」

② その他 Bangladesh ・企業経営者とのビジネス交流会

4) 懇談会

4月23日

堀口松城・駐 Bangladesh 日本国大使との昼食懇談会

講演 「Bangladesh 経済の現況について」

日本貿易振興会 投資交流部海外投資課 新居大介氏

5月16日

小林次郎・駐 Bangladesh 日本国大使との懇談会

5) イベント後援

7月30日

Bangladesh ・ビジネス・フォーラム講演会 ((財) アジアカラブ主催)

「日本・Bangladesh 経済関係の発展について」

6) その他

7月30日 (23名)

トップマネジメントセミナー (Bangladesh ・ネパール) 参加者の
受け入れプログラム

(海外技術者研修協会への協力として)

プレゼンテーション

ムゲンシステム(株) 社長 伊藤 彰氏

日本緑茶センター(株) 社長 北島 勇氏

10月24日

クリスティン・ウォック・世界銀行 Bangladesh 担当局長との意見交換

⑦ 日比経済委員会

1) 日比経済連携タスクフォース

4月17日 (26名) 第9回タスクフォース会合

6月13日 (29名) 第10回タスクフォース会合

7月1日 (21名) 第11回タスクフォース会合

7月4日

関係省庁 (外務省、経済産業省、財務省、農林水産省、厚生労働省、
比政府) に「日比経済連携に関する提言ー第5回政府作業部会に向け

- て」を提出
- 7月 8日・9日 第5回政府作業部会への参加（海老名座長、北川委員、事務局）
開催地：マニラ（フィリピン）
- 9月26日・27日 第1回日比経済連携合同調整チームへの参加（海老名座長、北川委員、事務局）
開催地：マニラ（フィリピン）
- 11月13日・14日 第2回日比経済連携合同調整チームへの参加（海老名座長、北川委員、事務局）
開催地：マニラ（フィリピン）
- 3月 2日（ 91名） 日比・日馬・日タイ・EPA推進合同タスクフォース会合

⑧ 大メコン圏ビジネス研究会

1) 平成15年度総会ならびに第1回勉強会

- 7月23日（ 30名） 平成15年度総会
議題①平成14年度事業報告（案）および収支決算書（案）について
②平成15年度事業計画（案）および収支予算書（案）について
第1回勉強会

議題①講演「タイにおけるビジネス環境について」

タイ王国大使館 参事官 シントン・ラーピセートパン 氏

②講演「大メコン地域におけるビジネス環境について」

アジア開発銀行 メコン局次長 坂井 和 氏

2) 第2回勉強会

- 9月26日（ 27名） 議題①講演「最近のミャンマー経済情勢およびミャンマーのビジネス環境について」

アジア経済研究所 研究事業開発課長 工藤 年博 氏

②講演「最近のラオス経済情勢およびラオスのビジネス環境について」

東京大学東洋文化研究所 教授 原 洋之介 氏

③日本ミャンマー商工会議所ビジネス協議会第6回合同会議について

3) 第3回勉強会

- 11月18日（ 21名） 議題①講演「最近のベトナム総点検」

ベトナム経済研究所 所長 窪田 光純 氏

②講演「中国・雲南省のビジネス環境について～エネルギー分野を中心に」

(財)日中経済協会 事業開発部主査 高見 澤学 氏

③日本ミャンマー商工会議所ビジネス協議会第6回合同会議について

4) 日本・ミャンマー商工会議所ビジネス協議会第6回合同会議最終打合せ会兼第4回勉強会

1月23日（28名） 議題①最近のミャンマー情勢等に関するブリーフィング

外務省 アジア大洋州局

南東アジア第一課長 山野内 勘二 氏

経済産業省 通商政策局

アジア大洋州課長 杉田 定大 氏

②日本ミャンマー商工会議所ビジネス協議会第6回合同会議について

③講演「最近のカンボジア経済情勢およびビジネス環境について」

アジア経済研究所 地域研究センター

東南アジアⅡ研究グループ長 天川 直子 氏

5) 第5回勉強会

3月19日（18名） 議題①日本ミャンマー商工会議所ビジネス協議会第6回合同会議の概要報告について

②最近のタイ経済情勢およびタイのビジネス環境について

(株)日本総合研究所 主任研究員 大泉 啓一郎 氏

③ベトナムにおけるビジネス上の留意点

大木建設(株) 海外事業部長 阿部 俊行 氏

6) 日本ミャンマー商工会議所ビジネス協議会第6回合同会議

2月5日（約65名） 議題①最近の両国経済情勢

②両国のビジネス環境について

③各論

④「大メコン河流域地域協力プログラム」の進捗状況について

⑤「経済協力戦略会議」首脳会議について

日本側：約30名

ミャンマー側：約35名

開催地：東京

7) 商談会の開催

5月26日（37名） ベトナム企業との商談会

8) その他

毎月、新聞資料サービスや月刊誌「ミャンマーフォーカス」等を送付。

⑨日本マレーシア経済協議会

1) 平成15年度総会兼日マ経済協議会第24回合同会議日本代表団結団式

7月4日（27名） 高話①マレーシア情勢と日マ関係 —政治・外交面を中心に—

外務省 アジア大洋州局 審議官 渥美 千尋 氏

②マレーシア情勢と日マ関係 —経済面を中心に—

経済産業省 通商政策局 審議官 鷲見 良彦 氏

議題①日マ経済協議会第24回合同会議について

②平成14年度収支決算（案）、平成15年度収支予算（案）について

③規約の改正（案）について

④委員の異動について

⑤日・マレーシア経済連携タスクフォースの設置（案）について

開催地：東京

2) 日マ経済協議会第24回合同会議

7月10日（250名） 議題①製造業における競争力の強化

②中小企業の能力向上のための経営革新および技術移転

③バイオ技術の研究開発および商業化に関する協力の機会と
方向

日本側：50名

マ側：200名

開催地：東京

3) ビジネス・シンポジウム

7月10日（500名）

開会挨拶

日マ経済協議会 会長 森下洋一氏

日本貿易振興会 理事長 渡辺修氏

基調講演

マレーシア副首相 アブドラ・バダウィ氏

パネルディスカッション

コーディネーター：

マレーシア国際戦略研究所 会長 ノルディン・ソピー氏

パネリスト： マレーシア副首相 アブドラ・バダウィ氏

日本貿易振興会 理事長 渡辺修氏

慶應義塾大学 教授 榊原英資氏

開催地：東京

4) 日・マレーシア経済連携タスクフォース

7月23日

日マレーシア経済連携に関するアンケート調査の実施

9月12日（31名）

第1回タスクフォース会合

9月29日・30日

日マ経済連携・第1回共同研究会への参加（大杉座長、長井副座長、事務局）

開催地：クアラルンプール（マレーシア）

10月31日（35名）

第2回タスクフォース会合

11月20日・21日

日マ経済連携・第2回共同研究会への参加（長井副座長、事務局）

開催地：クアラルンプール（マレーシア）

11月28日

関係省庁（外務省、経済産業省、財務省、農林水産省）の各大臣に「日マレーシア経済連携協定に関する提言」を提出

3月2日（91名）

日比・日マ・日タイ・EPA推進合同タスクフォース会合

⑩日本・エジプト経済委員会

1) 表敬

12月2日 フリード・エル・ノザイ・エジプト外務省WTO部門長の溝口道郎特別顧問表敬

12月26日 シェリーフ・エル・ホーリ・エジプト外務省日本・朝鮮半島部長の下島事務総長表

敬

3月25日 シャムラ・タニー・ファミ・エジプト投資・フリーゾーン庁本部長の山田事務総長
表敬

⑪日豪経済委員会

1) 幹事会

4月17日 (22名) 議題①高話「経済関係強化策に関わる豪州政府との協議進行状況について」

外務省 アジア大洋州局 大洋州課長 尾池厚之氏
経済産業省 通商政策局 企画官 (南西アジア・大洋州担当)
佐藤真輔氏

②第12回日豪/豪日経済委員会運営委員会について

③第41回日豪経済合同委員会会議 日程・議題等について

開催地：東京

3月31日 (19名) 議題①講話「『人の移動』に関わる日本の現状と課題について」

外務省 経済局 開発途上地域課長 尾池厚之氏

②第14回日豪/豪日経済委員会運営委員会について

③第42回日豪経済合同委員会会議について

開催地：東京

2) 日豪/豪日経済委員会運営委員会

5月22日 (27名) 議題①第41回日豪経済合同委員会会議の日程・議題

②第11回運営委員会からの継続協議事項

③両国経済関係強化策－政府間協議進行状況と民間の対応

④温暖化問題

⑤エネルギー資源問題

⑥日豪両国の通商戦略

日本側：14名

豪州側：13名

開催地：東京 (豪州・メルボルンとのテレビ会議による)

3) ヒュー・モーガン豪日経済委員会会長との昼食懇談会

6月17日 (12名) 日本側：9名

豪州側：3名

開催地：東京

4) ジョン・ハワード豪州首相との昼食懇談会

7月17日 (21名) 日本側：14名

豪州側：7名

開催地：東京

5) 拡大幹事会

9月 2日 (24名) 議題①高話

外務省 アジア大洋州局 大洋州課長 能化正樹氏
経済産業省 通商政策局

アジア大洋州課 企画官 鈴木裕道氏

②第41回日豪経済合同委員会会議について

③第13回日豪/豪日経済委員会運営委員会会議について

開催地：東京

6) 平成 15 年度総会兼第 41 回日豪経済合同委員会会議日本代表団結団式

9 月 30 日 (61 名) 議題①高話 経済産業省 通商政策局長 林 洋和氏
外務省 アジア大洋州局審議官 兒玉和夫氏

②第 41 回日豪経済合同委員会会議について

③日豪経済委員会委員の異動及び活動報告

④平成 14 年度日豪経済委員会収支決算 (案) 並びに平成 15 年
度日豪経済委員会収支予算 (案) について

開催地：東京

7) 日豪／豪日経済委員会運営委員会

10 月 5 日 (21 名) 議題①第 41 回日豪／豪日経済合同委員会会議の日程・議題

②第 42 回日豪経済合同委員会会議の日程

③第 14 回日豪／豪日経済委員会運営委員会の日程

④日豪貿易経済枠組み文書 一進行状況のレビュー

⑤食料・農業問題－WTOカンクン会議を終えて

⑥日豪間直接投資の現状と見通し

⑦コーポレートガバナンス

日本側：11 名

豪州側：10 名

開催地：京都

8) 第 41 回日豪経済合同委員会会議

10 月 5 日～7 日

(206 名)

議題①第 1 回全体会議「両国経済関係強化策」

②基調講演「混迷する世界情勢と今後の日豪の役割」

③第 2 回全体会議「アジアの経済構造の変化と日豪の対応」

(パネルディスカッション)

④第 3 回全体会議「資源分野の動向と課題 (環境問題を含む)」

⑤第 4 回全体会議「双方向の観光産業」

⑥第 5 回全体会議「挑戦と将来の繁栄」

－逆境における繁栄のための戦略…日本の経験

－変化する世界の食料貿易構造—新しい日豪のビジネス・チャン
ンス

－新技術へのチャレンジ：バイオ産業、ナノテク等

日本側参加者：122 名

豪州側参加者：84 名

開催地：京都

⑫ 日本ニュージーランド経済委員会

1) 拡大幹事会

6 月 11 日 (14 名) 議題①委員長・副委員長の交代について

②第 30 回日本ニュージーランド経済人会議について

- 10月 1日 (12名) 議題 日本ニュージーランド経済人会議について
於：東京商工会議所
- 2) 平成15年度総会兼第30回日本ニュージーランド経済人会議日本代表団結団式
10月21日 (25名) 議題①来賓ブリーフィング (経済産業省、外務省)
②第30回経済人会議について
③日本ニュージーランド経済委員会委員の異動について
④平成14年度収支決算ならびに平成15年度収支予算について
於：東京商工会議所
- 3) 第30回日本ニュージーランド経済人会議
10月29日～30日 議題①アジア太平洋経済の構造変化と新ビジネス分野へのチャレンジ
(77名) と機会
②新技術と産学連携
③ヘルスケア、福祉、高齢化社会におけるビジネス市場
④環境
⑤Eビジネス
⑥ツーリズム
⑦人物交流と教育
⑧台頭する中国市場の発展と両国経済への影響
日本側参加者：54名
NZ側参加者：23名
開催地：神戸市 (於：神戸ポートピアホテル)

⑬ 日西経済委員会

1) 表敬・懇談

- 10月20日 ハウメ・アルミラル・バルセロナ商工会議所外国貿易サービス担当の山田事務総長表敬
- 11月19日 ベアドリズ・ロリガドス・サバデル商工会議所国際貿易振興担当との懇談

⑭ 日亜経済委員会

1) アルゼンチン訪問

- 11月 3日～ 4日 亜国商業会議所訪問、タイアナ外務次官表敬、デビド公共事業大臣表敬、在亜日本商工会議所との会合、ラバーニャ経済大臣表敬ほか
日本側：13名
開催地：ブエノスアイレス (アルゼンチン)

2) 平成15年度総会兼アルゼンチン訪問日本代表団結団式

- 10月27日 (39名) ①高話「最近の中南米情勢および日本との関係」
外務省 中南米局 局長 島内 憲 氏
経済産業省 通商政策局 通商交渉官 山本 俊一 氏
②アルゼンチン・ウルグアイ訪問について
③総会

3) 日亜FTA研究会

- 7月11日（20名） ①報告「中南米FTA研究会概要（JETRO）」
日本貿易振興会 海外調査部中南米チーム
チームリーダー代理 豊田哲也氏
- ②説明「アンケート調査実施」
- ③討議「今後の取り進め方」
- 9月17日（20名） ①説明「日亜貿易構造」
経済産業省 通商政策局中南米室 仁科孝氏
- ②報告「日亜（日メルコスール）自由貿易協定に対するご意見・ご要望」調査結果
- ③説明「業界からのコメント」（電気メーカー、商社等）
- ④報告「中南米セミナー開催結果」、「11月のアルゼンチン、（ウルグアイ、チリ）訪問等」
- 10月22日（16名） 討議「検討報告書骨子事務局案」並びに「今後の取り進め及び発信案」の検討
- 12月19日（19名） 日亜FTAに係る懇談概要（亜国での会合を踏まえて）
- 4) 基本戦略研究会
- 5月26日（27名） ①高話「最近のアルゼンチンを取り巻く政治・経済環境」
アルゼンチン共和国大使館 公使 フェルナンド・ラス氏
- ②報告「基本戦略研究会関連事項」
- ③説明「基本戦略プラン策定」
- ④報告「アルゼンチン訪問について」
- 12月19日（19名） 日亜基本戦略研究会に係る懇談概要（亜国での会合を踏まえて）
- 5) 懇談会
- 11月28日（22名） ラファエル・ビエルサ亜国外務・国際通商・宗務大臣との昼食懇談会
開催地：東京會館「プルニエ」
- 6) セミナー（日智経済委員会と共催）
- 8月20日（83名） 「大西洋ビジネス・トライアングルの形成を見据えた我が国のFTA戦略」
日本貿易振興会中南米FTA研究会 副委員長
上智大学外国語学部 教授 堀坂浩太郎氏
開催地：東商ビル「特別会議室AB」
- 3月4日（130名） 「アルゼンチン食肉セミナー」
㈱国際経済研究所 理事長 荒船清彦氏
アルゼンチン共和国農政務次官 クラウディオ・サブサイ氏
アルゼンチン農畜産品衛生事業団（SENASA）
農畜産品全国調査局長 エドゥワルド・コーエン・アラスイ氏
鶏肉加工業協会 理事 ロベルト・ドメネク氏
アルゼンチン輸出製品協会 ルイス・ピニェロ・パチェコ氏
クイックフード社 ミゲル・ゴレリック氏
開催地：東商ビル「特別会議室S」

7) 表敬・懇談

- 6月12日（ 6名） ワルテル・ワヤル 亜国サルタ州副知事の日商・東商（日亜）訪問
- 2月23日（ 4名） 永井慎也 駐亜日本大使と佐々木日亜会長との懇談
- 3月 1日（ 7名） デ・ラ・ソタ 亜国コルドバ州知事の日商・東商（日亜）訪問
- 3月10日（ 12名） 亜国経済政策担当実務者グループの日商・東商（日亜）訪問

⑮ 日智経済委員会

1) 平成15年度総会兼第22回日智経済委員会代表団結団式

10月27日（ 39名） ①高話「最近の中南米情勢および日本との関係」

外務省 中南米局 局長 島内 憲 氏

経済産業省通商政策局 通商交渉官 山本 俊一 氏

②第22回日智経済委員会について

③総会

2) 第22回日智経済委員会

11月 6日（155名） 議題①日本、チリ及びラテン・アメリカ経済の現状と見通し
～ 7日

②排出権取引の現状と展望

③IT、企業競争力の鍵

④業種別懇談会A「農林水産品及び水産加工品」

⑤業種別懇談会B「鉄鉱石・鉄鋼、非鉄金属、非金属」

⑥米国、EU、韓国、EFTAとの自由貿易協定（FTA）のインパクト

日本側：85名

チリ側：70名

開催地：サンチャゴ（チリ）

3) FTA検討会

5月23日（ 27名） ①高話「二国間経済協議の取り進め方について」

外務省中南米局中南米第一課 課長 福 嶌 教 輝 氏

②高話「チリと他国・地域とのFTAに関する進展状況」

チリ共和国大使館 経済顧問 水 野 浩 二 氏

9月25日（ 24名） ①議題「アンケート結果の報告（集計結果、チリを巡る最近の動き）」

②討議「論点整理、経済委員会での取り上げ方、共同声明に盛り込むべき内容」

③報告事項（第22回日智経済委員会等）

10月21日（ 21名） ①討議「報告書及び共同声明の検討」

4) セミナー（日智経済委員会と共催）

8月20日（ 83名） 講演「大西洋ビジネス・トライアングルの形成を見据えた我が国のFTA戦略」

日本貿易振興会中南米FTA研究会 副委員長

上智大学外国語学部 教授 堀 坂 浩 太 郎 氏

開催地：東商ビル「特別会議室A B」

5) 表敬・懇談

2月20日（4名） 小川元駐チリ日本大使と佐々木日智委員長との懇談

⑩ 日韓・韓日商工会議所首脳会議

1) 日韓・韓日商工会議所首脳会議

10月24日（21名） 議題①両国経済の現状

- ・日本経済の現状について
- ・韓国経済の現況と課題について

②日韓F T Aを含む両国の経済連携協定に関する動向について

- ・日韓F T A推進の現況と当面の課題
- ・日韓F T Aを含む両国の経済連携協定に関する動向について

③東アジアにおけるビジネス交流の現況と今後の展開について

④その他

- ・両国の商工会議所を巡る課題について
- ・その他自由討論

日本側：11名

韓国側：10名

開催地：東京

2) 日韓・韓日商工会議所運営問題ワーキンググループ会議

5月29日（27名） 議題①両国商工会議所の現状と課題

②商工会議所の組織運営問題

- ・自治体との協力及び補助金の確保戦略
- ・検定事業の施行現況

日本側参加者：14名

韓国側参加者：13名

開催地：仙台

3) 韓国商工会議所との連携

①韓国商工会議所職員海外研修団との懇談会

- ・目的：2003年度から施行される会員制度の変化（強制加入から条件付き任意加入への移行）に備えた諸外国の先進商工会議所の会員会費制度及び業務内容に関する研修。
- ・団員：全国商工会議所の職員33名
- ・期間：2003年8月21日～22日
- ・訪問先：大阪商工会議所、京都商工会議所

②大韓商工会議所の海外商工会議所模範運営事例研修

- ・目的：2003年度から施行される会員制度の変化に備え、会員サービスの強化という観点から、商

工会議所及び支部（名称は商工会）の設置増加を進めていることを受けて商工会議所運営を模範的に実施している先進国の成功事例を習得するため。

・期 間：2003年9月24日～30日

・訪問者：大韓商工会議所地域協力チーム、韓国生産性本部コンサルタント5名

・訪問先：東京商工会議所本部及び新宿支部、京都商工会議所本部及び洛南支部、浦和・大宮・与野商工会議所合併協議会事務局、全国商工会連合会、久喜市商工会

⑰ APECビジネス諮問委員会（ABAC）

1) 東京会議

5月13日～16日（委員31名、委員代理7名、ほか）

行動計画監視委員会

貿易投資自由化作業部会

貿易ビジネス円滑化作業部会

金融安定化作業部会

能力構築作業部会

経済5団体主催歓迎夕食会

日本政府・ABAC日本共催シンポジウム

開催地：東京

2) バリ会議

7月30日～8月2日（委員43名、委員代理9名、ほか）

行動計画監視委員会

貿易投資自由化作業部会

貿易ビジネス円滑化作業部会

金融安定化作業部会

能力構築作業部会

開催地：バリ（インドネシア）

3) バンコク会議

10月17日～21日（委員58名、委員代理3名、ほか）

APEC首脳とABACとの対話

2004年の活動方針

開催地：バンコク（タイ）

4) マイアミ会議

3月3日～6日（委員32名、委員代理8名、ほか）

行動計画監視委員会

貿易投資自由化円滑化作業部会

金融サービス作業部会

能力構築作業部会

開催地：マイアミ（米国）

5) 小泉首相との懇談

10月15日（10名）

1月 7日 (8名)

6) 川口外務大臣との懇談

10月15日 (9名)

6) 高市経済産業副大臣との懇談会

5月29日 (8名)

7) APEC SOMとの懇談会

4月 9日 (25名)

5月 7日 (23名)

5月23日 (16名)

10月 3日 (25名)

1月 7日 (16名)

6) APEC貿易投資委員会 (CTI) 委員長との懇談会

1月15日 (10名)

8) ABAC報告会

6月11日 (39名) 開催地：東京

12月 4日 (77名) 開催地：東京

12月18日 (28名) 開催地：大阪

9) ABAC支援協議会総会

7月15日 (46名)

10) ABAC案件懇談会

10月 8日 (32名)

1月22日 (27名)

11) 小川元駐チリ大使との懇談

2月27日 (9名)

新規

⑩ 全国商工会議所中国ビジネス研究会

1) 発足記念講演会

3月 8日 (200名)

記念講演①「勃興する東アジアと中国経済」

独立行政法人経済産業研究所 上席研究員 津 上 俊 哉 氏

記念講演②「中国でのビジネス成功・失敗事例」

信金中央金庫総合研究所 アジア業務相談室長 篠 崎 幸 弘 氏

2) 中国における模倣品対策等相談事業

中国ですでにビジネスを行っている、また、これから中国とのビジネスを計画している会員企業に対して、現地での模倣品問題など知的財産権の侵害によるトラブルや対策等に関する相談事業を開始。

3) その他

随時、本研究会会員企業宛にメールマガジンを配信。

⑱ その他国際関係会議

- 4月10日(170名) オーストリア・ビジネス・セミナー(東京)
- 5月13日(160名) フランス・バイオテクノロジー・セミナー(東京)
- 5月19日(120名) スイスビジネスセミナー(東京)
- 6月 3日(40名) オーストリア投資セミナー(東京)
- 6月 5日(13名) タクシン・タイ王国首相との懇談会および日本商工会議所とタイ商業
会議所との覚書の調印式(東京)
- 6月19日(70名) モンゴル経済・中小企業セミナー(東京)
- 9月 5日(170名) 呉邦国・中国全国人民代表大会常務委員長歓迎昼食会(東京)
- 12月10日～11日 日本・ASEAN投資・ビジネスアライアンス・セミナー(東京)
(400名)
- 2月10日(40名) FEALAC若手ビジネスマンの日商・東商訪問(東京)
- 3月 8日(200名) 全国商工会議所中国ビジネス研究会発足記念講演会(東京)
- 3月24日(100名) 南アフリカ・ビジネスセミナー&展示会(東京)
- 3月25日(42名) アジア・大洋州地域大使との懇談会(東京)

2. レセプション・懇談会等

日 時	内 容
4月 3日	オルナンド・エルナンデス・ギジェン・駐日キューバ大使の山口会頭表敬
4月10日	クリストフ・ライトウル・オーストリア連邦経済会議所会頭の山口会頭表敬
5月 2日	バルフォール・アジュベエワ・駐日ガーナ大使の下島参与表敬
5月12日	辜濂松・台日経済貿易発展基金会董事長の山口会頭表敬
5月13日	ベルナルド・ドゥ・モンフェラン・駐日フランス大使の山口会頭表敬
5月19日	ダヴィット・ズィーツ・スイス連邦対外経済庁長官の植松専務理事表敬
5月23日	ティラム・ウスマン・トロ・駐日ギニア共和国大使の下島参与表敬
5月28日	アレクサンドル・N・カルミーチェク・ロシア連邦商工会議所日本事務所長の下島参与表敬
6月 9日	カムラン・ニアズ・駐日パキスタン大使の山口会頭表敬
6月11日	ニルマリ・サマラトウンガ・スリランカ商工会議所副会頭の植松専務理事表敬
6月17日	チミドドルジ・ガンゾリグ・モンゴル国産業貿易大臣の植松専務理事表敬
7月29日	仁坂吉伸・駐ブルネイ日本大使との山口会頭表敬
8月21日	蕭萬長・亜東関係協会科技交流委員会主任委員の山口会頭表敬
8月27日	カハタン・アル・シュフィ・駐日シリア大使の山口会頭表敬
8月29日	万季飛・中国国際貿易促進委員会委員長の山口会頭表敬
9月 1日	ピエール・グラメーニヤ・ルクセンブルグ商業会議所専務理事の植松専務理事表敬
9月 3日	謝長廷・台湾高雄市長の植松専務理事表敬
9月 5日	サミール・ナウリ・ヨルダン大使の山田国際部長との懇談
9月10日	モディ・C A C C I会長の山口会頭表敬
9月16日	モジタバ・ホスロタージ・イラン貿易促進商業副大臣の植松専務理事表敬
9月26日	モハマド・レザ・ベヘザディアン・テヘラン商工会議所会頭の下島参与表敬
10月 8日	デンベレル・モンゴル商工会議所会長の山口会頭表敬
10月23日	張龍之・中華全国商工業連合会副主席の山口会頭表敬
10月29日	須田明夫・駐スリランカ大使の山口会頭表敬
11月 4日	鄭世松・台日商務協議会会長の植松専務理事表敬
11月14日	夏目高男・駐バーレーン大使の植松専務理事表敬
11月26日	高橋文明・駐カンボジア日本大使の植松専務理事表敬
11月28日	ラファエル・ビエルサ・亜国外務大臣の山口会頭表敬
12月19日	リヤド・アリ・アフマド・アル・アンサーリ・駐日カタール大使の植松専務理事表敬
1月16日	高垣佑・前A B A C日本委員（東商常任顧問）の山口会頭表敬
1月20日	サミュエル・キダー在日米国商務担当公使の植松専務理事表敬
2月 3日	ピョートル・ラティシェフ・ロシア・ウラル連邦管区大統領全権代表の室伏特別顧問表敬
2月 5日	デビー・ハワード在日米国商工会議所新会頭の山口会頭表敬
2月 9日	ヒシャム・バドル・駐日エジプト大使の山口会頭表敬
2月18日	ステファン・セルビー・香港知的財産権局長の植松専務理事表敬
2月23日	マタンダ・ワブエレ・ケニア輸出促進委員会会長の下島参与表敬
2月25日	イスラム・ムランベ・タンザニア大蔵大臣の山田国際部長との会談
3月 4日	ジュゼッペ・シルヴェーリ・イタリア移民総局長の植松専務理事表敬

3月 8日	神崎泰雄・ABAC日本委員の山口会頭表敬
3月19日	ホセイン・ファラージ・イラン商業省商業・貿易局長の植松専務理事表敬
3月22日	中国内陸地区(青海省)投資促進訪日団の篠原常務理事表敬
3月26日	アドルフ・モゼル・オーストリア連邦経済会議所副会頭の植松専務理事表敬

3. 貿易振興事業

海外との商取引の拡大に資するため、日本の関係企業・業界の紹介等を行うとともに、海外の企業の情報を提供した。

- ① 海外からの取引商談を促進するため、海外の企業向けにインターネットの日商ホームページ（英文）の中に日本の関係企業の情報を掲載した。
- ② 手紙・ファクス・電子メール・電話を通じて、あるいは直接来所して取引の斡旋を依頼する海外の企業に対し、日本の関係企業・業界等の紹介を行った。
- ③ 海外からの取引紹介希望者に対して、インターネットの日商ホームページ（英文）上に直接書き込みができるサービスを紹介し、貿易取引の促進に努めた。
- ④ 海外より受信した手紙・ファクス・電子メールは2,994通で国別内訳は次の通り。

・国別内訳

パキスタン	272通
インド	235通
バングラデシュ	180通
中国	176通
アメリカ合衆国	151通
トルコ	116通
ナイジェリア	100通
韓国	82通
アラブ首長国連邦	80通
その他	1,602通

また、輸出入取引に係る商品別・地域別の内訳（延べ数）はそれぞれ次の通り。

・海外商取引照会の商品別・地域別内訳（3,321件）

—日本からの輸入希望—

地域別 商品別	アジア	北米	中南米	欧州	アフリカ	中近東	大洋州	国籍不明	合計
電機	26	5	1	21	90	7	0	2	152
輸送用機器	49	3	4	21	45	32	7	6	167
光学・精密機器	27	0	1	20	96	17	1	0	162
一般機器	64	0	3	14	47	29	3	2	162
鉄鋼	64	1	2	8	30	11	1	1	118
化学製品	48	4	5	14	45	8	1	1	126
繊維	31	5	0	20	70	5	0	0	131
皮革	8	0	0	5	41	2	0	0	56
木材	9	1	0	5	24	1	0	2	42
プラスチック	28	0	1	8	32	4	1	2	76

セメント	11	1	2	5	45	4	0	2	70
食料品	23	3	2	11	41	5	1	1	87
宝飾品	15	8	1	10	60	5	0	3	102
その他	61	12	9	46	188	17	4	4	341
合計	464	43	31	208	854	147	19	26	1792

—日本への輸出希望—

地域別 商品別	アジア	北米	中南米	欧州	アフリカ	中近東	大洋州	国籍不明	合計
電機	41	3	0	10	6	3	0	0	63
輸送用機器	25	0	3	6	2	1	1	0	38
光学・精密機器	81	6	0	8	5	0	2	1	103
一般機器	50	0	1	21	3	3	1	2	81
鉄鋼	59	3	0	12	18	4	1	0	97
化学製品	65	3	3	20	14	9	2	0	116
繊維	158	5	4	18	8	10	0	2	205
皮革	38	2	2	4	6	1	1	0	54
木材	22	2	0	9	9	0	1	2	45
プラスチック	35	0	1	11	1	2	1	1	52
セメント	24	2	2	12	5	5	2	0	52
食料品	109	4	24	28	27	7	8	3	210
宝飾	58	6	6	16	12	2	2	3	105
その他	164	12	17	62	34	8	6	5	308
合計	929	48	63	237	150	55	28	19	1529

⑤ 取引紛争・仲裁

受信したクレームの件数は29件で、内容としては契約不履行、手数料不払いが多く、その他内容相違もあった。クレームについては、(社)日本商事仲裁協会の協力を得て、解決を図った。

4. 在外日本（人）商工会議所等との連携

海外で事業活動を行っている日本企業は国別に日本（人）商工会議所等を組織し、日系企業相互の連携を図るとともに、現地政府・経済界との交流を推進し、当該国との相互理解に努めている。

当所は、これらの在外日本（人）商工会議所等の事業活動を積極的に支援している。74カ所の在外日本（人）商工会議所等と資料の送付等を通じ常時情報交換を行うとともに、その内 18カ所の商工会議所等については、当所の特別会員として相互の連携を深めている。ジャカルタ・ジャパン・クラブ、フィリピン日本人商工会議所、中国日本商会、シドニー日本商工会議所には、現地からの要請により当所職員を事務局長として出向させている。

また、8月25日・26日の2日間、インドネシア・バリにおいてアセアン・オセアニア日本（人）商工会議所の事務局長会議を開催し、各国の日本人商工会議所等の運営基盤の強化および会員サービスの充実を図るため、活動の現状と問題点について意見交換を行った。

さらに、各地商工会議所はじめ関係団体の経済ミッション派遣が活発化している中、当所ではこれら各地商工会議所等の要請に応じて、在外日本（人）商工会議所等および現地商工会議所等に対し、次表のとおり便宜供与の依頼を行った。

平成 15 年度便宜供与リスト

依頼元	期日	依頼先	内容
魚津商工会議所	5月19日	大韓商工会議所	表敬訪問
福岡県立修猷館高等学校	7月21日	イタリア日本人商工会議所	表敬訪問
会津若松商工会議所	9月17日	イタリア日本人商工会議所	表敬訪問
茨木商工会議所	10月14日	韓国富士ゼロックス（株）	経済視察
習志野商工会議所	10月14日	マドリッド水曜会	経済視察
東京国際労働事情研究会	2月12日	マレーシア日本人商工会議所	経済視察 企業視察

5. 中小企業国際化対策事業

①海外事業

中小企業庁の支援を受け、昭和 58 年度より海外駐在員事務所において、海外進出後の中小企業に対し、現地社会への融和・定着を図るための個別相談やコミュニティ活動等を実施してきたが、日系中小企業が現地で活動するうえで隘路事項となっている法制、税制、為替管理等の改善を図り、中小企業の円滑な現地化を支援する必要性から、12 年度より事業内容を組み替え、当所ソウル事務所、インドネシア、シンガポール、タイ、中国、フィリピン、マレーシア、香港の各日本人商工会議所等において、アジア地域へ進出している日本企業、これから海外進出を検討している日本企業への情報提供など、以下の事業を行った。

ア. 中小企業経営インフラ整備事業

海外日本人商工会議所等に「中小企業委員会」を設置。進出日系企業からの意見聴取、各地における実態調査を行い、日系企業の経営活動上の隘路事項について、当該国政府および政府関係機関等に対する要望を取りまとめた。

各地の事業の実施状況

国・地域名	中小企業委員会等	実態調査
韓国	28回	1回
中国	19回	5回
インドネシア	12回	0回
フィリピン	24回	6回
マレーシア	16回	1回
シンガポール	36回	1回
タイ	14回	0回
香港	11回	1回
合計	160回	15回

イ. 中小企業専門指導事業

進出後の中小企業が直面する業種別問題、専門的問題および広域的な問題について、現地コンサルタントと連携して指導を行った。特にインターネットおよび電子メールによるオンラインの指導体制を整備し、指導を通じて得られた意見・要望事項について、中小企業委員会と連携して対応した。

各地における専門指導実施状況

国・地域名	主な相談内容	件数
韓国	韓国における取引先企業の照会 韓国投資に関する相談 退職金、勤務時間等の労働面について ATA カルネなど海外取引について	57
中国	日系企業の SARS 対応について 天津および中国全土の日系進出企業について	113

	運転資金の貸付制度について 関税率の確認方法について 増値税の還付率見直しの動向について 偽造品の処理方法(摘発)について [知財個別相談会] 4回 / 12社	
インドネシア	新労働法および労働法に関する相談 労働省の調停について 産業紛争解決法について ライセンス返却後の輸入税について 清算会社の親会社が債権放棄した場合の税金について	200
フィリピン	VATの未還付金について 輸入規制品について 水産企業、携帯電話、青色LEDの販路について 中古パソコン市場の現状、IT事情について	127
マレーシア	運転資金の調達 新工場の立地について VOIP事業に必要なライセンスについて 労働ビザの就労範囲	30
シンガポール	労務・雇用問題について シンガポールにおける規制について シンガポールにおける通関関係について 貿易管理令について シンガポールにおける会社法の改正の動きについて	54
タイ	タイにおける就労規則について タイでの取引先業の紹介について 鉄・ステンレスの輸入動向(関税率動向)について タイにおける火力発電の融資について	15
香港	香港での会社設立について 広東省での委託加工の状況について 華南進出のための工業団地に関する情報について 香港・中国の税制について	39
合計		635

②国内事業

8月にタイ(チェンマイ)で開催された APEC 中小企業会議に参加し、わが国中小企業が直面する諸問題について情報・意見交換等を行った。

6. 情報化推進事業

①ビジネス認証サービス（電子証明書発行事業）の充実

ア. ビジネス認証サービスタイプ1のサービス拡充

15年3月12日に特定認証業務の認定を取得し開始したビジネス認証サービスにつき、10月29日にブリッジ認証局との相互接続を完了し、国土交通省等の中央省庁の電子入札案件へ、ビジネス認証サービスタイプ1電子証明書を使用して参加することが可能となった。

サービス開始当初から発行していた電子入札コアシステム対応電子証明書（タイプ1-A）の普及促進に努めるとともに、16年1月19日に変更認定を受け、2月2日から一般行政手続用電子証明書（タイプ1-E）および行政書士用電子証明書（タイプ1-G）の発行サービスを開始した。既存のタイプ1-Aが電子証明書と秘密鍵をICカードに格納する方式であるのに対して、新たに発行を開始したタイプ1-Eとタイプ1-Gは電子証明書と秘密鍵が格納されているファイルをダウンロードする方式となっており、ICカード方式と比較して安価に提供できるようになっている。

16年2月2日より、電子証明書に商工会議所会員価格を導入し、会員企業にとってより利用しやすい環境の整備を行った。

1) 認証内容

新たに発行を開始したタイプ1-Eとタイプ1-Gの電子証明書には、それぞれ次のとおりの内容が記載される。

<タイプ1-E>

- ・利用者の住民票の写し記載の氏名
- ・公的認証書類に記載の事業所等の名称又は屋号
- ・公的認証書類に記載の事業所等の所在地
- ・CID（個々の事業所を管理するユニークな番号）
- ・UID（個々の電子証明書の発行を管理するユニークな番号）

<タイプ1-G>

- ・利用者の住民票の写し記載の氏名又は戸籍謄本（抄本）記載の旧姓名若しくは外国人登録原票記載事項証明書記載の通称名
- ・利用者の行政書士という職名及び登録番号
- ・日本行政書士会連合会の行政書士名簿に記載されている行政書士の事業所の所在地
- ・CID（個々の事業所を管理するユニークな番号）
- ・UID（個々の電子証明書の発行を管理するユニークな番号）

（16年8月1日以降、日本行政書士会連合会の行政書士名簿に記載されている行政書士の事業所等の名称又は屋号も記載される予定となっている）

2) 利用料金

ビジネス認証サービスタイプ1に関する料金は、次のとおり。

タイプ	有効期間	価格	会員価格
1-E	2年30日	14,700円	12,600円
1-A	1年30日	15,750円	14,700円

	2年30日	29,400円	26,250円
1-G	2年30日	14,700円	12,600円

注1. 送料・消費税込みの価格

2. ICカード方式のタイプ1-Aには、ICカードリーダーライター（認証セットCD-ROMとセットで会員・非会員とも送料・消費税込み12,600円）が必要となる。ICカードリーダーライターはUSB接続方式とシリアル（RS-232C）接続方式の2種類。

※数量割引制度として、16年3月末までにタイプ1-Aの有効期間2年30日の電子証明書を一度に10枚以上申請いただいた場合、通常価格1枚29,400円を1枚24,150円の特別価格にて提供した。

イ. ビジネス認証サービス管理運営委員会の開催

運用規程第14条で設置が定められており、運用規程等に改定・変更がある場合には、本委員会の検討・承認を経て実施されることとなっている。また、他の認証局との相互接続の開始決定を行う機関としても位置づけられている。

1) 委員構成

12 商工会議所（郡山、富山、松本、佐倉、東京、浜松、名古屋、岡崎、福井、大阪、福岡、北九州）12名

2) 開催日

第1回 11月21日

3) 検討結果

ブリッジ認証局との相互接続の経緯について説明があり、了承されるとともに、タイプ1-Eとタイプ1-Gの2種類の電子証明書の追加、会員価格の設定が承認された。

ウ. 商工会議所電子認証事業担当者研修会の開催

ビジネス認証サービスの取次所となることを希望する商工会議所の職員を対象に「商工会議所電子認証事業担当者研修会」をキャリアックで開催した。本事業に関する各地商工会議所の役割として、登録局への電子証明書申請書類の取次ぎ、会員企業等への広報、電子証明書の仕組みや申込方法の問い合わせへの対応等の業務があるが、これらの業務は特定認証業務の一部委託となるため、取次所としての業務を行うためには、本事業に関する一定の知識を習得するため本研修会への担当者の出席が必須となっている。

1) 内容

- ・公開鍵暗号方式を利用したPKIの基礎知識

講師：富士通株式会社システムサポート本部セキュリティ統括部セキュリティシステム部
プロジェクト課長 鈴木真二氏

富士通株式会社システムサポート本部セキュリティ統括部セキュリティシステム部
見富志朗氏

- ・電子証明書をめぐる諸問題
- ・特定認証業務と認定要件

講師：富士通株式会社ネットワークサービス本部主席部長（EC/認証担当） 町田陽氏

- ・運用規程と事務取扱要領

- ・電子証明書取得手続きと実務
- ・ビジネス認証セット CD-ROM の構成とインストール

講師：富士通株式会社コンシューマトランザクション事業本部システム事業部ニュービジネス開発部 中島美樹氏

富士通株式会社公共営業本部第一統括営業部公企業営業部営業主任 千葉茂樹氏

- ・委託業務の内容と委託契約書

2) 開催年月日、場所、参加者数

開催年月日	開催場所	参加者数
平成 15. 5. 12～14	キャリアック	114 名
6. 23～25	キャリアック	86 名
平成 16. 3. 24～26	キャリアック	32 名

エ. 商工会議所電子認証事業担当者研修会（取次業務申請済み商工会議所向け）の開催

既にビジネス認証サービスの取次業務を行っている商工会議所の職員を対象に「商工会議所電子認証事業担当者研修会（取次業務申請済み商工会議所向け）」を東京、大阪、福岡で開催した。取次所は、年に1回、本事業に関する最新の動きなど一定の知識を習得するため本研修会に担当者を出席させることが必須となっている。

1) 内容

- ・電子証明書を取り巻く状況について
- ・運用規程と事務取扱要領の改訂について
- ・ビジネス認証サービスの運用の変更点について
- ・ビジネス認証セット CD-ROM のインストールと FAQ

講師：富士通株式会社公共営業本部第一統括営業部公企業営業部営業主任 岩橋清隆氏

富士通株式会社公共営業本部第一統括営業部公企業営業部営業主任 千葉茂樹氏

富士通株式会社コンシューマトランザクション事業本部システム事業部ニュービジネス開発部 中島美樹氏

2) 開催年月日、場所、参加者数

開催年月日	開催場所	参加者数
平成 16. 1. 15	福岡	34 名
1. 26	大阪	85 名
1. 30	東京	136 名

オ. 「入札コアシステム動作体験パソコン研修会」インストラクター研修会の開催

国土交通省が（財）日本建設情報総合センター（JACIC）と（財）港湾空港建設技術サービスセンター（SCOPE）の両団体に開発と普及を委託したシステムである電子入札コアシステムは、国土交通省をはじめ、他の政府機関、多くの都道府県、地方自治体などが採用を決めている。事業者が入札をするにあたっては、このシステムに習熟していることが必要となる。商工会議所が主催して事業者向けに入札コアシステム動作体験パソコン研修会を開催する際のインストラクターの養成に努めた。

1) 内容

「入札コアシステム動作体験パソコン研修会」のインストラクター養成

講師：富士通オフィス機器株式会社

2) 開催年月日、場所、参加者数

開催年月日	開催場所	参加者数
平成 15. 10. 27	大阪	11 名
10. 28	福岡	11 名
10. 30	東京	6 名
10. 31	東京	14 名

カ. 電子認証セミナー開催への支援

商工会議所等による電子認証に関するセミナー開催にあたり、当所では旅費と謝金を負担して講師の派遣等の支援を行った。商工会議所、県の商工会議所連合会、県の行政書士会等で計 93 回のセミナーが開催され、講師の派遣等の支援を行った。

② 商工会議所情報基盤の整備

・商工会議所情報ネットワークの充実と活用推進

商工会議所間における情報基盤の強化を目的に開設した「商工会議所イントラネット」について、掲載情報をさらに充実させ、情報の共有と活用推進に努めた。

また、13 年 9 月より商工会議所イントラネット上に掲載を開始した「Web 職員名簿」について、各地商工会議所に更新の案内を出すなど、引き続き掲載情報の充実を図るとともに利便性の向上に努めた（16 年 3 月現在 45 商工会議所の名簿を掲載）。

③ オンラインマーク制度の運用

オンラインマーク制度は、消費者保護および健全な E C（電子商取引）市場の発展と事業者の育成に資することを目的に 12 年 5 月から実施されている。本制度では、事業者の実在が確認され、なおかつ特定商取引に関する法律（旧訪問販売法）を遵守している通信販売事業者のホームページに認証マークが発行される。15 年度末時点での地域センター（各地商工会議所）は全国 384 ヶ所、マーク発行数は 368 件となっている。

ア. オンラインマーク制度の概要

1) 対象となる通信販売事業者

日本国内に在住し、かつ、1 年程度の事業実績を有し、インターネット・ホームページを通じて消費者等に対して最終消費財を販売する事業者。ただし、公序良俗に反する事業者またはこれに類する事業者は対象としない。

2) 認証内容

消費者に対して認証すべき内容を「①実在の認証」と「②特定商取引に関する法律（特定商取引法）等が定める広告表示義務項目の表示並びに申込画面の設定方法が適正であること及び不適切な誇大広告表現がないこと」の 2 点とし、認証事業者はホームページに O S T 認証マーク（オンラインマーク）を貼付する。

3) 実在認証

新規申請の場合は全ての事業者を実訪確認（実訪調査では実在確認と実態把握を行うが、本制度では実在のみを認証）している。

4) ホームページ審査による表示内容の認証

a. 販売（特定商取引に関する法律）の表示義務9項目が適正に表示されていること

名称（個人事業者の場合は屋号又は氏名）	住所（本社、事務所）	連絡先（電話番号）
商品等の価格	送料等の付帯費用	料金の支払い時期及び方法
商品等の引渡し時期	商品特約制度の有無	代表者又は業務責任者の氏名

b. 申込画面の設定方法が適切であること

- ・顧客がパソコンの操作を行う際に、最終的な申込みとなることを容易に認識できるように表示していること
- ・顧客が申込みの内容を容易に確認及び訂正できるようにしていること

c. 業法による誇大広告表現がないこと

5) 審査の種類と方法

- a. 新規審査 ホームページ審査、書類審査、実態調査
- b. 定期審査 3カ月ごとのホームページ審査
- c. 更新審査 1年ごとの更新手続き、ホームページ審査
- d. 変更審査 ホームページ審査、実態調査

6) 料 金

区 分	小規模事業者	中小企業	大企業
新規申請料	10,000 円		
実態調査費	地域センターが定める		
マーク使用料（年間）	15,000 円	30,000 円	60,000 円

7) 運用体制

当所は「総合センター」として、制度運用の総合調整、認証システムの開発・運用管理、不正使用者対策、消費者相談、運用状況の把握分析等の業務を行う。各地商工会議所は「地域センター」として、申請受付、審査、実態調査、適正化指導、認証情報の登録、マークの発行、マーク使用契約の締結、料金の徴収、更新手続き等の業務を行う。また、14年度より希望する地域センターについて、総合センターによるホームページ審査の代行業務を開始しており、地域センターの負担を軽減すべく努めた。15年度は5商工会議所について代行審査を行った。

④ I T研究会（旧：ネットワーク化研究会）の開催

T O A S の開発・普及、C I N の推進等をはじめ、商工会議所全体の情報化の方針・戦略を実務的に検討するために設置された研究会で、15年度は電子認証事業について研究・検討を行った。

ア. 委員構成

12 商工会議所（郡山、富山、松本、佐倉、東京、浜松、名古屋、岡崎、福井、大阪、福岡、北九州）
12 名

イ. 開催日

第1回 11月21日

ウ. 検討結果

14年度からスタートした電子認証事業について、新しいタイプの証明書の発行や、会員価格の導入などについて検討するとともに、事業者へのPRの方策について協議し、事業運営の改善や電子証明書さらなる普及を図った。

⑤ TOAS（商工会議所トータルOAシステム）活用推進事業

ア. TOASに関する運用管理について

TOASの開発、改良、マニュアルの作成等にかかる経費は、12年度から「TOAS運用管理費」としてユーザー商工会議所で分担することとし、15年度においては、202商工会議所に負担していただいた。Web版リリース後1年が経過し、dbMagic等のプロダクトサポート終了等により、Windows版サポートは15年6月末で終了とした。

イ. プログラムの改善

14年度に開催した「TOAS改善ワーキング会議」の検討結果により、カルテ管理、金融相談支援システムの改善版をリリースした。

また、日々ユーザー商工会議所からの要望に対しては、プログラムの改善により対応した。

ウ. ユーザー商工会議所、TOASパートナーへの情報提供

TOASユーザー商工会議所、TOASパートナーに対して、Webサイト(<http://www.jcci.or.jp/toas/>)、メーリングリスト(toas@cin.or.jp)を通じて、適宜情報提供を行った。「TOASパートナーシップ制度」に登録されている事業者は、全国で79社登録(16年3月現在)となっている。

エ. TOAS Q&A専用受付メールの対応

TOASユーザー商工会議所やTOASパートナーから寄せられるシステム操作やエラー対処などに関する問い合わせについて、当所では、TOAS Q&A専用の受付メール(toasqa@cin.or.jp)において受付・回答し、充実したサポートに努めた。

オ. TOAS研修会の開催

1) TOAS/Web版インストール・データ活用研修会の開催

Windows版を導入している商工会議所およびそのサポートを行っているTOASパートナーを対象に、TOAS/Web版をよりスムーズに導入できるように、Web版から新たに導入されたソフトウェアのインストールや各種設定についての研修会を都内で開催した。

開催日：平成15年6月26日～27日 参加者数：16名

2) TOAS操作研修会の開催支援

都道府県商工会議所連合会等が主催するTOAS研修会に対して、当所から専属インストラクター講師の派遣や研修用環境の提供など全面的な支援を行った(山形県、富山県、新潟県、愛知県、広島県、島根県、宮崎県で実施)。

3) TOAS体験セミナーの開催支援

都道府県商工会議所連合会等が主催するTOAS導入に関する説明会に対して、当所から講師の派遣を行い、各地商工会議所がTOASを円滑に導入できるよう支援した(青森県、山形県、千葉県、滋賀県、大阪府、兵庫県で実施)。

⑥ 「e-business時代の中小企業のための事業戦略セミナー」「中小企業のためのITセミナー<50万円で実現できる『顧客収益拡大の7つのポイント(CRM)』>」の開催

顧客や販売チャネルとの新しい関係の開拓・維持に関して、顧客の生涯価値や取引継続率、取引頻度等と収益構造との関係を戦略的に再構築する必要から、顧客志向型の経営手法とそのIT利用技術の啓蒙普及のために設立された民間団体「CRM協議会」の協力を得て、15年2月～5月は「e-business

時代の中小企業のための事業戦略セミナー」、16年2月～5月は「中小企業のためのITセミナー<50万円を実現できる『顧客収益拡大の7つのポイント(CRM)』>」を全国13カ所において開催した。

ア. e-business時代の中小企業のための事業戦略セミナー

開催日	開催商工会議所
15年3月7日	金沢商工会議所
4月23日	原町商工会議所
5月15日	小千谷商工会議所
5月22日	阿波池田商工会議所
5月28日	会津若松商工会議所
5月28日	徳島商工会議所
5月29日	長崎商工会議所

イ. 中小企業のためのITセミナー

開催日	開催商工会議所
16年2月19日	小千谷商工会議所
3月16日	伊勢崎商工会議所
3月16日	龍野商工会議所
3月17日	鎌倉商工会議所
3月23日	十日町商工会議所
3月26日	橋本商工会議所

⑦ IT実践塾の開催

各地商工会議所が会員企業等を対象とするIT活用支援のフォローアップ事業の一つとして、中小企業におけるIT導入に関するポイントとその活用方法について、最新の事例を交えながらわかりやすく解説するため、マイクロソフト(株)に設置した事務局を主体に、習得度に応じてステージを3つにわけ、全国のべ46商工会議所において開催した。

商工会議所名	開催日	ステージ	商工会議所名	開催日	ステージ
米沢商工会議所	5月20日	1	鹿児島商工会議所	10月7日	1
今治商工会議所	5月28日	1	加古川商工会議所	10月7日	1
大阪商工会議所	6月6日	1	鹿屋商工会議所	10月9日	1
江南商工会議所	6月11日	1	行橋商工会議所	10月14日	1
江南商工会議所	6月11日	2	大館商工会議所	10月15日	1
米沢商工会議所	6月13日	1	恵庭商工会議所	10月17日	1
江南商工会議所	6月24日	2	甘木商工会議所	10月17日	1
岩見沢商工会議所	6月20日	1	佐伯商工会議所	10月20日	1
江南商工会議所	6月25日	2	常滑商工会議所	10月20日	1
名古屋商工会議所	7月14日	1	小山商工会議所	10月22日	1
名古屋商工会議所	7月14日	2	米子商工会議所	10月23日	2
西春日井商工会議所	7月24日	1	米子商工会議所	10月24日	3
古河商工会議所	8月19日	1	鳥栖商工会議所	10月28日	1
松山商工会議所	8月20日	1	常滑商工会議所	10月28日	2
佐賀商工会議所	9月4日	1	久留米商工会議所	11月6日	1
豊田商工会議所	9月5日	2	甘木商工会議所	11月18日	1
豊田商工会議所	9月5日	2	室蘭商工会議所	11月19日	1
久慈商工会議所	9月8日	1	境港商工会議所	12月2日	1
恵庭商工会議所	9月12日	1	境港商工会議所	12月3日	2

宇佐商工会議所	9月22日	1	境港商工会議所	12月5日	3
清水商工会議所	10月2日	1	南陽市商工会議所	2月4日	1
中間商工会議所	10月2日	1	佐世保商工会議所	2月13日	1
米子商工会議所	10月6日	1	北九州商工会議所	3月5日	1

7. 情報通信技術活用研修事業

① 中小企業のEC入門研修会

当所と全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会は、中小企業におけるIT活用に対する経営者の意識向上を図るとともに、15年の電子政府構築時に電子商取引（EC）等が可能となるような体制を整えるため、12年度補正予算による「情報通信技術活用研修事業」（中小企業のEC入門研修会）を12、13、14年度に引き続き実施した。

中小企業のEC入門研修会は、インターネットの操作、メールの受発信、ホームページの作成等実践的な活用方法を交え、中小企業が「電子商取引（EC）」や「e-ビジネス」等に取り組みやすくなるような内容となっており、274商工会議所で6,015回開催、40,742人が受講した。

② EC講師リストとメーリングリストの運用

ア. EC講師リスト

各地パソコン教室においてEC入門研修会の講師を円滑に手配できるよう、対応可能な単元と地域を予め明記したEC講師に関する情報を専用のホームページ（<http://www.jcci.or.jp/it/>）において提供した（掲載希望者のみ）。16年3月現在で460名のEC講師を掲載。

イ. EC講師メーリングリスト

「中小企業のEC（電子商取引）入門研修会」を実施するにあたり、ECインストラクターがより質の高い講習を実現できるよう、実際の教育指導を通じて生じた疑問点や問題点とその解決方法などについて情報交換や交流が図れるEC講師メーリングリストを提供した。16年3月現在で675名のECインストラクター等が参加。

8. 中小企業景況調査事業

本調査事業は、中小企業庁・中小企業総合事業団が、昭和55年から四半期毎に行っている全国の景況調査の一環として協力実施しているもので、調査には152商工会議所、8,000企業が参加している。

15年度においても、調査実施商工会議所の経営指導員が景況感等の聞き取り調査を行い、その結果を報告書に取りまとめ、調査対象企業、各地商工会議所などに配布した。

9. CCI-LOBO調査事業

元年4月より、地域の景況動向を迅速・的確に把握し、政策提言や企業経営に役立たせるために、全国の商工会議所間に構築された「商工会議所早期景況観測システム(CCI-LOBO(Chamber of Commerce and Industry-Quick Survey System of Local Business Outlook))」を活用して景況調査を行っている。

毎月、原則として20日～25日に調査参加商工会議所を通して業種組合等に対し経営状況等のマインドについてヒアリングを実施し、翌月初めまでにその結果をとりまとめ、関係各方面に公表するとともに、政策提言活動の裏付け資料として活用した。

15年度(16年3月現在)の参加状況は次の通り。

対象商工会議所 402カ所

対象業種組合等

建設業	382	製造業	629	卸売業	230
小売業	734	サービス業	595	合計	2,570組合等

10. PL保険制度

「中小企業PL保険制度」、「全国商工会議所PL団体保険制度」の一層の加入・普及の促進を図るため、ホームページや「会議所ニュース」等を通じて、PL保険制度ならびにPL事故例等について情報提供を行った。

15年度(15年7月～16年3月)の加入状況は、長引く景気の低迷により企業の経営状況が一層悪化していることや、マスコミを騒がす大きなPL事故が発生していないことなどが影響し、前年度をやや下回る結果となった。

一方、海外でのPL事故をカバーする「全国商工会議所中小企業海外PL保険制度」については、各地商工会議所が積極的に加入促進を展開した結果、加入件数、保険料ともに前年度をやや上回った。

保険制度名	加入件数		保険料	
	平成14年	平成15年	平成14年	平成15年
中小企業PL保険制度	44,406件	43,017件	2,741,519,076円	2,615,202,116円
全国商工会議所PL団体保険制度	125件	108件	49,786,255円	41,518,250円
全国商工会議所中小企業海外PL保険制度	49件	54件	32,549,570円	35,269,330円

1 1. 解雇をめぐる紛争の未然防止及び早期解決に向けた取組の促進事業

解雇ルールの明確化をはじめとする改正労働基準法の内容について、中小企業事業主等に対する周知・啓発を行い、解雇をめぐる紛争の未然防止や早期解決を図るため、厚生労働省の委託を受け、各地商工会議所の協力の下、改正労働基準法に関する周知・広報および相談事業を実施した。事業の主な内容は次のとおり。

①改正労働基準法に関する説明会の実施

中小企業事業主等を対象に、改正労働基準法の内容について周知を図るため、主要都市 27 カ所で説明会を開催した。

②パンフレットの配布等による周知・広報活動

改正労働基準法に関するパンフレットを作成し、各地商工会議所を通じて中小企業事業主等に配布した。

③解雇ルールの周知・相談受付のための相談員の配置

主要都市の商工会議所 28 カ所に相談員を合計 37 人配置し、中小企業主等からの解雇ルール等に関する質問・相談に応じるほか、パンフレット配布などにより積極的に改正労働基準法の周知活動を行った。

(相談件数の実績は合計 4,904 件)

1 2. 電源立地推進広報事業

昭和 54 年度から資源エネルギー庁の委託を受け、円滑な立地推進のための電源立地推進広報（P A）事業を展開しており、15 年度は次の事業を実施した。

① 電源立地商工会議所連絡調整協議会

電源立地商工会議所連絡調整協議会を平成 15 年 9 月 9 日（火）～10 日（水）に、青森県むつ市で開催した。

会合の 1 日目は、むつ市企画部企画課課長補佐花山俊春氏より「むつ市の概要と原子力発電施設等の立地を契機とした地域振興の取り組みについて」説明を受けた。引き続き、青森県商工労働部むつ小川原振興課総務・地域振興グループリーダー副参事櫻庭洋一氏より「青森県における原子力施設等の立地を契機とした地域振興の取り組みについて」説明を受けた。

その後の「行政（市）との連携強化」をテーマに行った意見交換の場では、出席委員から「地域振興を効率的に進めるためには、市と会議所幹部とのトップ会談の開催など、日頃からの意思疎通が大切」等の意見があった。

2 日目は、電源 3 法交付金を活用した施設として、「釜臥山展望台」と「むつ科学技術館」を視察した。

なお、電源立地商工会議所連絡調整協議会のメンバーは、青森、むつ、能代、新潟、柏崎、金沢、珠洲、那珂湊、敦賀、舞鶴、御坊、松江、柳井、阿南、川内の 15 商工会議所。

② 電源立地推進地域情報発信支援事業

当所ホームページに、「電源立地商工会議所連絡調整協議会」のメンバー商工会議所の管内地域等の地域情報（名所旧跡・特産品・年中行事等）や、電源立地情報（立地発電所の概要等）、統計情報（人口・所帯数、商業販売額等）を掲載した「電源立地をすすめる街の顔」のコーナーを設け、情報発信を行っている。特に、15 年度においては、観光客の誘致に資する画像データを追加することによ

り、地域の特色が一層鮮明になるように工夫した。

13. 職域児童育成事業

(財)こども未来財団による助成を活用し、16 商工会議所において職域または地域の幼児および小学校低学年児を中心とする集団遊び、体力づくり、レクリエーション等の事業を支援した。なお、助成総額は750万円（内訳：@50万・14カ所、@25万円・2カ所）。

平成15年度職域児童育成事業実施会議所リスト

会議所名	事業内容	参加者数(人)		
能代	① のしろこども七夕 ② こども冬まつり	幼 750		
		小 900		
		中 50		
		老 100		
		その他 150		
		1,950		
米沢	① プロのサッカー選手(指導員)によるサッカー教室 ② リサイクル推進活動	幼 0		
		小 82		
		中 180		
		老 0		
		その他 21		
		262		
加茂	① チビッコみこしパレード ② 灯ろう流し～子どもの夢をのせて流れる～ ③ うきうき桃釣り大会 ④ ふれあいコンサート ⑤ 加茂ふるさと桐カルタ大会 ⑥ 縁日大会 ⑦ カヌーペインティング ⑧ 加茂川水族館 ⑨ 水鉄砲をつくって遊ぼう!	幼 1,470		
		小 1,190		
		中 100		
		老 750		
		その他 580		
		4,090		
		新湊	① ちびっこ大声コンテスト ② 会員家族親睦会芋掘りとバーベキュー ③ 家族交流クリスマス会	幼 10
				小 86
				中 27
				老 0
その他 124				
247				
松本	① 第24回ます釣りつかみどり大会 ② 親子自然体験会	幼 22		
		小 170		
		中 50		
		老 31		
		その他 121		
		394		
所沢	① 第24回「ちびっ子フェスティバル」相撲大会 ② ちびっ子フワフワ(タイガー)及びチビッコランド	幼 400		
		小 1,000		
		中 0		
		老 0		
		その他 0		
		1,400		

大野	① 夏のカントリースクール ② 自然観察会 ③ 秋の自然を楽しむ会	幼 10 小 133 中 0 老 1 <u>その他</u> 17 161
近江八幡	① えのぐを使って遊ぼう ② セタのつどい ③ ふれあいパソコン教室 ④ カプラで遊ぼう	幼 5 小 107 中 0 老 0 <u>その他</u> 2 114
洲本	① 三熊山市民健康へのつどい ② 体験航海 ③ ビッグツリー製作	幼 1300 小 291 中 300 老 300 <u>その他</u> 1,285 3,476
加西	① 親子ふれあい天文教室 ② 第17回子供相撲大会 ③ X'mas is Your Dream	幼 112 小 432 中 102 老 50 <u>その他</u> 50 746
尾道	① おどりパレード ② 球技大会 ③ 運動会 ④ 美術鑑賞会・ゲーム講習会	幼 520 小 1,650 中 50 老 0 <u>その他</u> 650 2,870
福山	① 福山ばら祭2003協賛事業「サイコロコロコロゲーム」 ② ゆうゆう福山博物館まるごと体験学習	幼 403 小 461 中 0 老 11 <u>その他</u> 29 904
徳島	① 徳島ひょうたん島川祭り「Tシャツアート展」 ② 小学生(環境・ゴミ問題)作文・絵画コンクール入賞者表彰式	幼 21 小 497 中 6 老 3 <u>その他</u> 142 670
阿波池田	① 第17回OURいけだへそっ湖まつり アメゴつかみ取り大会 ② 阿波池田CCIチェアマンカップ (少年サッカー大会)	幼 95 小 545 中 54 老 36 <u>その他</u> 323 1,053

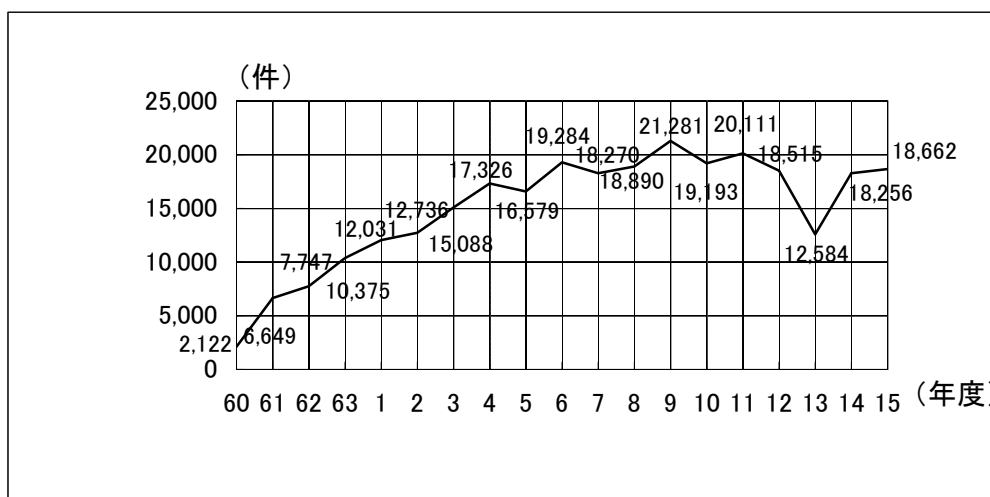
善通寺	① 真夏のプール大会 ② 昔なつかし親子縁日	幼	580
		小	2,400
		中	600
		老	1,200
		その他	800
			5,580
直方	① 子どもお茶会 ② チェロ・コンサートと音楽お話し会	幼	68
		小	50
		中	0
		老	22
		その他	29
			159

14. JANメーカーコードの登録受付業務

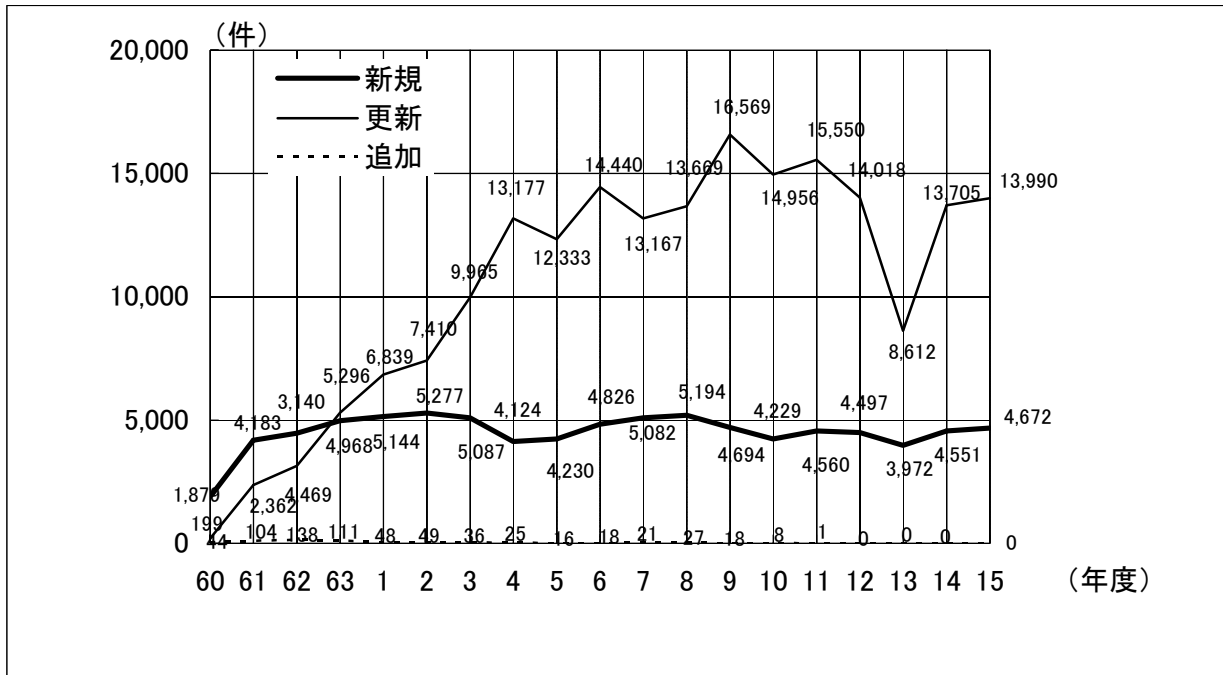
昭和60年8月から(財)流通システム開発センターの委託を受けて開始したJANメーカーコード登録受付業務については、POS(販売時点情報管理)機器を導入する小売店が増加してきたことに伴い、登録受付実施商工会議所は当初の218商工会議所から15年度末には523商工会議所へと拡大している。各地商工会議所で受け付けた登録申請書は、当所を経由して(財)流通システム開発センターへ送付され、付番・管理される。

本年度の商工会議所の登録受付件数は合計18,662件で、受付開始以来の累計は、285,699件に達している。

新規登録	更新登録	合計
4,672	13,990	18,662



受付件数の内訳



15. 倒産防止特別相談事業

15年度の企業倒産件数（負債総額1千万円以上）は15,466件（前年度18,587件）、負債総額は10兆2,678億円（同13兆2,630億円）で、件数ベースで見ると対前年度比で3,121件、16.7%減少した。また、上場企業（店頭上場を含む）倒産は、過去3番目となる18件が発生した。

業種別では、建設業の倒産が全倒産の3割近くを占めているが、それぞれの業種での倒産減少が目立ち、原因別での不況型倒産も減少傾向にあるが、依然として全体の4分の3以上を占めている。

このような中、全国商工会議所232カ所の相談室における受付件数は2,274件。業種別では製造業（516件）、建設業（513件）、小売業（492件）の順に多く、経営不振に陥った原因の内訳をみると、不況型倒産にみられる「受注・販売不振」が902件、構成比39.8%と最も高い割合となっている。次いで「関連企業の倒産」が多く404件、同17.8%であった。

倒産防止特別相談事業は事業の推進ならびに各相談室の円滑な運営を図るため、全国3カ所でブロック別商工調停士研究会ならびに担当者講習会を開催した。また、全国の商工調停士の情報交換を目的とした全国商工調停士会を東京で開催し、席上「倒産防止特別相談事業功労者等表彰式」が行われ、4名（商工会議所関係）の商工調停士および1カ所（商工会議所関係）の相談室が中小企業庁長官表彰を受賞した。

相談事業関連データベース事業は、四半期ごとの相談状況報告および事例案件をデータベース化し、各地相談室の利用に供するとともに、管理ソフト操作説明会を1月に開催した。

さらに、広報用ポスター・パンフレットを作成、配布して当事業の普及を促した。また、各相談室が実施する講習会の資料用に「自己チェックリスト」「ミニガイド」を作成、配布した。

① 事業実績

	件 数	構 成 比
受 付 件 数 (内 訳)	2,274 件	—
受注・販売不振	902 件	39.7%
関連企業の倒産	404 件	17.8%
既往のしわよせ	132 件	5.8%
高利・融手の利用	94 件	4.1%
支払条件の悪化	111 件	4.9%
経営計画の失敗	127 件	5.6%
放 漫 経 営	81 件	3.6%
そ の 他	418 件	18.4%
処理最終件数 (内 訳)	2,216 件	—
倒 産 回 避	1,636 件	73.8%
調 停 不 能	352 件	15.9%
整 理	222 件	10.0%

② 講習会の開催

ア. 「倒産防止特別相談室」設置商工会議所担当者講習会

開催年月日	開催地	対象ブロック	出席者数
6月13日	西宮	中部・近畿	52名
7月4日	柏	北海道・東北・関東	88名
7月11日	宮崎	中国・四国・九州・沖縄	69名
計	3カ所		209名

イ. 倒産防止特別相談事業関連データベースシステム（Web版）操作説明会

開催年月日	開催地	出席者数
1月30日	東京	180名

③ 商工調停士研究会の開催（全国商工会連合会との共催）

開催年月日	開催地	対象ブロック	出席者数
6月12日	西宮	中部・近畿	141名
7月3日	柏	北海道・東北・関東	247名
7月10日	宮崎	中国・四国・九州・沖縄	171名
計	3カ所		559名

④ 全国商工調停士会の開催（全国商工会連合会との共催）

開催年月日	開催地	出席者数
11月7日	キャピトル東急ホテル（東京）	334名

⑤ 倒産防止特別相談事業に係る広報・普及活動（全国商工会連合会と共同作成）

種類	作成部数
ポスター	2,854枚
パンフレット	60,280部
自己チェックリスト	40,755枚

16. 消費税円滑化対策事業

改正消費税法の実施により影響を受ける事業者等を支援するための中小企業庁の委託により次のとおり事業を行った。

・改正のポイントと影響を受ける事業者

免税点の引き下げ（3千万⇒1千万）	新たに課税対象となる事業者が136万事業者（国税庁平成12年度データから推計）
簡易課税制度の適用上限の引き下げ（2億円⇒5千万円）	新たに本則課税が義務づけられる事業者が約56万事業者（国税庁平成12年度データから推計）
総額表示方式	直接的には対消費者取引を行う事業者だが、間接的には、ほぼ全事業者に影響が及ぶ。

※消費税導入時、免税点以上の小規模事業者数は111万。

・事業概要／実施状況

<各地商工会議所の実施事業>

（1）事業者向け講習会（説明会）の実施

各地商工会議所の積極的な開催により計7,733回実施（1会議所平均：約15回）。受講者数295,018人。

（2）税務相談（個別相談）の実施

各地商工会議所の積極的な開催により計5,484回実施（1会議所平均：約10回）。相談者数37,658人。

（3）経営指導員等研修会の実施

47都道府県毎に、経営指導員等に対して消費税の制度改正に関する研修を117回実施。延べ受講者5,224人。

<日本商工会議所の実施事業>

（4）事業者向けテキスト「これでスッキリ改正消費税」の作成（164万部）

※当初160万部作成、追加送付希望があり4万部を増刷。

（5）消費税総額表示の説明冊子「これでスッキリ消費税総額表示」の作成（130万部）

※総額表示のポイント、関連情報に加えて、総額表示を消費者に告知するためのステッカー、ミニポスターを挟み込み。

（6）Web消費税ガイド（<http://www.taxinfo.jp>）の開設

ホームページを通じて情報提供を行うため、消費税の基本、改正のポイント、バーチャルタウン、バーチャルミニ講習会等のコンテンツを提供。随時、QA形式の情報等の新規情報を追加している。9月30日開設以来、順調にアクセス数が伸びており1・2月は約60万ページビュー、3月は約100万ページビュー（参考：国税庁ホームページのページビュー

1500万～2000万)。

※本事業により、消費税改正内容を列記したポスター、チラシ、ステッカーを全国商工会連合会が作成・配布した。

17. 企業等OB人材活用推進事業

商品開発、マーケティング、研究開発、新事業開発など、経営戦略の見直しや新事業の展開を図るために人材を必要としている中小企業やベンチャー企業と、退職後も自らの知識・経験などのノウハウを活かしたいという意欲を持った企業OBとのマッチングを支援する事業を、中小企業庁の委託により15年度新規に実施した。

企業等OB人材の活用を推進するため、「企業等OB人材マッチング全国協議会」を設置し、企業等OB人材活用ニーズ調査等、各種調査を実施した。

また、企業等OB人材の中小企業等への支援活動に対する国民の理解、社会的評価の向上、潜在的な活動人材の意識喚起のために「推進フォーラム」の開催、ホームページの開設(<http://www.objinzai.jp/>)、パンフレットやポスターの作成・配布等の普及啓発活動を実施するとともに、企業等OB人材活用マニュアルを作成・配布し、企業等OB人材と中小企業等ニーズの効果的マッチングを支援するための全国的な活動を展開した。

各都道府県レベルにおいては、地域の企業等OB人材の活用のための草の根的事業を展開するため、幹事商工会議所を母体とした「企業等OB人材マッチング地域協議会」を21ヶ所設置し、企業等OB人材の発掘・登録、マッチング、既存組織の把握と連携支援等を行った。

さらに、企業等OB人材による中小企業支援活動を実施している組織、及び同様の支援活動を行うために新たに設立される組織10ヶ所を対象に、委託事業として中小企業支援の先駆的・モデル的な活動を実施し、その成果の普及により事業推進を図った。

15年度のOB人材の登録数は1,306名、マッチング実績は照会件数673件、成立件数291件となっている(平成16年3月末現在)。

① 諸会議の開催(開催地はすべて東京)

ア. 企業等OB人材活用推進委員会

開催期日	出席者数
5月13日	23名
9月8日	23名
12月4日	22名
計	68名

イ. 企業等OB人材マッチング調査委員会

開催期日	出席者数
5月12日	11名

9月4日	13名
計	24名

ウ. 説明会

説明会名	開催期日	出席者数
平成15年度企業等OB人材活用推進事業に関する担当者説明会	7月18日	53名
企業等OB人材データベース入力等に関する担当者説明会	9月9日	36名
企業等OB人材データベースの運用等に関する説明会	10月29日	37名
企業等OB人材マッチングモデル事業中間報告会	10月29日	19名
企業等OB人材マッチング地域協議会担当者説明会	12月3日	41名
「平成16年度企業等OB人材活用推進事業」地域協議会・マッチングモデル事業説明会	平成16年 2月10日	68名
計		254名

エ. 企業等OB人材マッチングモデル事業委託先選定委員会

開催期日	出席者数
平成16年1月27日	9名

オ. 企業OB人材活用フォーラム

開催期日	出席者数
10月28日	約600名

② 作成物

- ア. 企業等OB人材に関する調査報告書
- イ. 企業等OB人材活用マニュアル
- ウ. 企業等OB人材活用マニュアル要約版
- エ. 「がんばる中小企業を応援します」(事業広報パンフレット)

18. 創業人材育成事業

当所では平成11年度から中小企業庁の補助事業（当初は委託事業）として「創業塾」を実施している。「創業塾」は各地商工会議所と日本商工会議所が主催し、創業を希望する方を対象に開催する講座で、事業開始の心構え、ビジネスプラン（事業計画）作成研修、融資制度や創業事例の紹介など、実際の創業に役立つ内容を提供している。

平成15年度は、全国で126商工会議所が延べ144回の「創業塾」を実施し、合計5,174名の参加者を集めた（平成11年度から平成15年度までの累計では延べ513回、合計22,994名が参加）。受講者を対象にしたアンケート結果によれば、回答者の約3割が創業を実現している。また、15年度は新たにホームページを開設し、創業塾受講者による創業事例をとりまとめた「創業事例集」を掲載するなど、事業の広報を拡充した。

平成15年度創業人材育成事業（創業塾）実績

都道府県	会議所名	開催日	参加者	全講座出席者	備考
北海道	札幌	10月4日、8日、9日、11日、14日、16日、18日	50	14	
	旭川	10月11日、12日、18日、19日、25日	14	7	
	釧路	7月5日、6日、19日、20日、26日	40	19	
	網走	11月8日、9日、15日、16日、22日	28	11	
青森	青森	8月23日、24日、30日、31日、9月6日、9月27日	13	3	
岩手	盛岡	8月23日、24日、30日、31日、9月6日	30	22	
	釜石	16年1月10日、14日、17日、21日、24日、25日	18	4	
宮城	仙台	10月7日、8日、9日、10日、11日、14日、15日、16日、17日	34	10	
秋田	秋田	12月20日、21日、16年1月10日、17日、18日	39	20	
	能代	6月21日、22日、28日、29日、7月5日	14	12	
山形	山形	8月30日、9月6日、13日、20日、27日	41	21	
福島	福島	10月26日、11月1日、2日、9日、15日	32	16	
	郡山	9月20日、27日、10月4日、11日、18日	47	37	
	原町	9月7日、11日、17日、19日、24日、26日、28日、10月1日、3日、5日	27	7	女性塾
新潟	新潟	8月30日、9月6日、13日、20日、10月4日	39	18	
		11月1日、15日、29日、12月6日、7日	25	10	
	長岡	9月10日、17日、20日、24日、27日、30日、10月4日	46	15	
	加茂 三条・燕	10月28日、29日、31日、11月4日、5日、10日、12日、14日、18日、19日	32	17	
富山	富山	7月7日、9日、11日、14日、16日、18日、23日、	64	29	

	富山	25日、28日、30日			
	高岡	16年1月15日、16日、17日、18日、20日、21日、22日、25日	56	22	
石川	金沢	10月27日、28日、29日、30日、31日	44	19	
	加賀	7月12日、8月5日、22日、9月2日、5日、19日、24日、10月7日、21日、11月7日、12月3日	51	9	
長野	諏訪	9月21日、23日、28日、10月4日、5日	34	20	
		16年2月14日、15日、21日、22日、28日	21	18	
	佐久	8月24日、30日、31日、9月6日、7日	37	20	
茨城	土浦	10月18日、25日、11月8日、15日、22日	31	11	
	石岡	9月6日、13日、20日、27日、10月4日	32	17	
	勝田	10月4日、11日、18日、25日、11月1日	17	9	
栃木	栃木	10月8日、10日、15日、17日、22日、24日、29日、31日、11月5日、7日	30	21	
	宇都宮	9月28日、10月5日、12日、19日、26日	24	8	
	足利	10月21日、23日、28日、30日、11月4日、6日、11日、13日、18日、20日	43	19	
	鹿沼	9月2日、4日、9日、12日、16日、19日、25日、30日、10月2日、7日	26	12	
	小山	10月4日、18日、11月1日、15日、29日	34	12	
	日光地区	9月3日、4日、8日、9日、12日、17日、18日、24日、26日、29日	22	9	
	佐野	9月9日、11日、16日、18日、22日、25日、30日、10月2日、10日、14日	58	11	
群馬	高崎	10月6日、7日、8日、9日、10日、14日、15日、16日、17日、20日	34	14	
埼玉	川越	9月6日、7日、13日、20日、28日	41	20	
	川口	9月27日、10月4日、11日、18日、25日	36	18	
	浦和	8月23日、24日、30日、31日、9月6日	62	33	
	上尾	9月20日、28日、10月4日、11日、18日	47	15	
	狭山	10月5日、12日、19日、25日、11月2日	32	17	
	草加	7月5日、6日、13日、20日、27日	56	34	
千葉	千葉	11月8日、15日、22日、29日、12月6日	39	21	
	市原	7月6日、13日、21日、27日、8月3日	28	17	
	市原	16年1月24日、31日、2月7日、14日、21日	18	10	女性塾
	習志野	9月27日、10月4日、11日、18日、25日	58	31	
		16年1月17日、18日、31日、2月1日、14日	45	32	女性塾

東京	東京	7月5日、12日、19日、26日、8月2日	51	35	
		9月6日、13日、20日、27日、10月4日	47	29	
		16年1月24日、31日、2月7日、14日、21日	62	41	女性塾
	武蔵野	9月21日、28日、10月5日、12日、13日	55	30	
	町田	8月23日、30日、9月6日、14日、20日	49	35	
神奈川	平塚	9月20日、27日、10月4日、11日、18日	40	24	
	相模原	9月6日、20日、27日、10月4日、11日	48	21	
	海老名	10月18日、11月1日、8日、22日、12月6日	49	28	
山梨	甲府	10月4日、5日、11日、18日、25日	35	15	
		16年2月1日、7日、8日、11日、15日	47	21	
静岡	静岡	7月26日、8月2日、9日、16日、23日	44	28	
	浜松	9月18日、22日、25日、29日、10月2日、6日、9日、16日、20日、23日	40	29	
	沼津	10月18日、19日、25日、26日、11月1日	25	18	
	三島	11月8日、9日、15日、16日、22日	29	26	
		16年1月25日、31日、2月1日、7日、8日、14日	30	19	女性塾
島田	9月13日、14日、20日、27日、10月5日	25	12		
岐阜	岐阜	16年1月10日、17日、18日、2月14日、15日	33	9	
	各務原	11月22日、29日、12月6日、13日、20日	29	19	
	可児	10月11日、12日、18日、19日、26日	29	15	
愛知	名古屋	7月20日、27日、8月3日、9日、10日	40	33	
		11月9日、16日、23日、30日、12月7日	46	30	女性塾
	豊橋	10月4日、11日、18日、25日、26日	21	9	
	一宮	11月1日、8日、15日、22日、29日	35	15	
	豊川	9月6日、13日、20日、27日、10月4日	29	10	
	刈谷	5月31日、6月7日、21日、28日、7月5日	20	8	
		11月8日、15日、22日、24日、12月6日	9	6	女性塾
	豊田	11月1日、8日、15日、22日、29日	44	18	
春日井	16年1月17日、24日、31日、2月14日、21日、28日	43	23		
三重	四日市	7月12日、13日、19日、20日、26日	31	17	
	津	11月24日、29日、30日、12月6日、7日	28	13	
	伊勢・鳥羽	6月14日、15日、21日、22日、28日	37	18	
		11月22日、23日、24日、29日、30日	28	18	女性塾
	鈴鹿	11月1日、8日、22日、29日、30日	51	22	
桑名	9月6日、7日、13日、14日、21日	24	19		
福井	福井	7月26日、27日、8月6日、9日、10日	51	18	
滋賀	守山	9月27日、10月4日、5日、11日、18日	26	9	

京都	京都	10月25日、11月1日、8日、15日、22日	58	38	
	福知山	9月8日、10日、12日、17日、19日、21日、22日、 24日、26日	40	12	
	宇治	10月4日、11日、18日、25日、11月1日	38	18	
大阪	大阪	6月21日、24日、28日、7月1日、3日、5日、8日、 12日	33	17	女性塾
		11月1日、4日、6日、8日、11日、15日、22日	36	18	
	堺	11月1日、8日、15日、24日、12月6日	38	13	
	岸和田	11月29日、12月2日、6日、9日、13日、14日	29	15	
	茨木	7月5日、12日、19日、20日、26日	42	31	
	吹田	8月30日、9月6日、13日、14日、20日	41	24	
	豊中	6月7日、8日、14日、21日、28日	39	32	女性塾
		9月27日、10月4日、11日、18日、25日	41	31	
		16年2月7日、8日、14日、21日、28日	26	23	
	泉佐野	7月26日、29日、8月1日、3日、5日、9日、10日	48	29	
兵庫	尼崎	9月20日、10月4日、11日、18日、11月1日、8日	40	20	
	明石	10月14日、18日、21日、25日、28日、11月1日、 4日、8日	37	13	
	西宮	8月2日、9日、16日、23日、30日、9月6日	19	12	
		9月13日、20日、27日、10月4日、11日	38	20	女性塾
	伊丹	7月5日、19日、26日、27日、8月2日	42	23	
		10月25日、11月1日、15日、22日、29日	36	11	
	洲本	8月30日、9月6日、13日、20日、27日、10月4日、 18日、11月1日、23日、12月20日	39	4	女性塾
高砂	8月30日、9月6日、13日、20日日、27日、10月4日	23	11		
奈良	橿原・大和 高田	16年2月1日、7日、8日、14日、15日	38	20	
和歌山	御坊	9月7日、13日、14日、20日、21日	10	9	
鳥取	鳥取	8月23日、24日、31日、9月6日、13日	28	13	
島根	益田	9月28日、10月5日、12日、19日、26日	26	14	
岡山	倉敷	9月20日、21日、28日、10月4日、5日	16	6	
	玉野	9月4日、7日、9日、11日、16日、18日、21日、 24日、25日	13	6	
	備前	11月8日、9日、15日、16日、29日、30日	19	12	
広島	広島	9月27日、28日、10月4日、11日、12日	42	17	
	福山	9月6日、13日、20日、27日、10月4日、11日	41	21	
	府中	11月8日、15日、24日、30日、12月7日	14	11	

山口	山口	8月24日、30日、31日、9月6日、7日	17	17	
	防府	9月21日、28日、10月5日、12日、18日、26日	15	7	
徳島	徳島	10月18日、21日、23日、25日、28日、30日、 11月1日	18	8	
	阿南	10月2日、3日、9日、10日、14日、20日、21日、 27日、28日、30日	25	8	
		16年2月3日、6日、10日、12日、13日、18日、19日、 23日、24日、26日	40	9	女性塾
香川	善通寺	7月21日、26日、27日、8月3日、10日、24日、30日、 31日	41	3	女性塾
		10月19日、26日、11月2日、9日、23日、29日	43	4	
愛媛	松山	7月11日、12日、18日、19日、25日、26日	60	34	
	新居浜	8月22日、23日、29日、30日、9月5日、6日	46	30	
高知	高知	10月11日、18日、25日、11月1日、8日、15日	30	9	
福岡	福岡	10月25日、11月1日、8日、15日、22日	38	20	
	北九州	10月4日、5日、12日、18日、19日	31	16	
	大牟田	11月30日、12月6日、7日、13日、14日	21	18	
佐賀	佐賀	7月23日、24日、25日、28日、29日、30日、31日、 8月1日、4日、5日	40	33	
		10月20日、21日、24日、27日、28日、29日、30日、 11月4日、5日、7日	39	34	
長崎	長崎	9月1日、3日、5日、8日、10日、12日、17日、19日、 22日、24日	41	15	
	佐世保	10月4日、5日、11日、12日、18日	34	19	
熊本	熊本	8月23日、24日、30日、31日、9月6日	50	28	
	八代	7月5日、6日、12日、13日、19日	49	32	
	山鹿	10月18日、19日、21日、29日、11月8日、9日	21	3	
大分	別府	7月5日、6日、12日、13日、19日	34	29	女性塾
	大分	9月20日、27日、28日、10月4日、5日	38	20	
宮崎	宮崎	8月19日、21日、26日、28日、9月2日、4日、9日、 11日、16日	28	10	女性塾
	延岡	7月18日、20日、27日、8月3日、10日、11日	27	9	
鹿児島	鹿児島	10月7日、9日、11日、14日、16日、18日、20日、21 日	66	55	
	加世田	8月2日、3日、9日、10日、23日、24日	38	28	
沖縄	那覇	9月29日、30日、10月1日、2日、6日、7日、8日、 9日、14日、16日	50	13	

	那覇	10月18日、25日、11月1日、8日、15日	70	48	女性塾
	浦添	11月2日、9日、16日、23日、30日	36	25	
	日商 (商青連)	8月1日、2日、3日	39	29	若手後 継者向 け創業 塾
	合計		5,174	2,688	

19. Chambersカード事業・慶弔サービス事業

Chambers カード事業については、全国 154 万の会員ネットワークを生かし、全国 5300 店舗における割引等の優待サービスを展開。個人カード、および企業を対象とした、社用経費の削減効果を持つ事業所カードと個人・法人両部門を幅広くカバーできるカードとして広く認知されている。未実施商工会議所には、カード導入を要請するとともに、利用促進を図るための「会議所ニュース」等での広告やパンフレット、インターネット掲載など、広報媒体により一層の普及に努めた。なお、16 年 3 月末現在で、Chambers カード事業実施の覚書を締結した商工会議所数は 151、カードの発行実績は口座数で 45,048、枚数で 672,06 枚となっている。

また、7 年 10 月から実施の慶弔サービス制度の 16 年 3 月末現在の加入者は、141 事業所（210 人）となっている。

20. 休業補償プラン

9 年 12 月に商工会議所の会員事業所向けサービス事業の 1 つとして創設した「全国商工会議所の休業補償プラン」は、商工会議所ならではのスケールメリットを活かした割安な所得補償保険という特徴を活かし、中小企業における従業員の福利厚生支援策の一つとして、広く全国の会員事業所に定着している。

15 年度も引き続き、商工会議所における導入促進ならびに会員事業所における一層の普及奨励を図り、各地商工会議所での加入促進活動を支援した。16 年 3 月末現在、347 商工会議所で実施され、加入件数（人数）は 26,112 名となっている。

21. 広報事業

① 広報紙（誌）等

(1) 「会議所ニュース」（新聞型）

創刊 昭和28年4月（平成16年3月通算2159号）

サイズ ブランケット判（一般紙と同じ）

ページ 平均7ページ

発行頻度 旬刊（1・11・21日発行）平成15年度発行回数31回（うちカラー版3回）

主な読者・配布先 全国の商工会議所、関係団体、中央官庁、地方自治体など

(2) 「石垣」（雑誌型）

創刊 昭和55年6月

サイズ A4判

ページ 74ページ

発行頻度 月刊（毎月10日発行）

主な読者・配布先 全国の商工会議所役員・議員、中央官庁など

(3) 「所報サービス」（各地会議所が発行する会報の紙（誌）面づくりに協力するため、記事を提供）

提供記事本数：毎月7本 利用商工会議所数：396 商工会議所（平成16年3月現在）

② 記者会見

ア. 会頭・副会頭定例会見

	開催日	内 容	出席者数
一 木 会	4月3日	平成15年度予算・補正予算、産業再生機構、新型肺炎SARS、イラク戦争、小泉政権、年度末株価・時価会計、政治献金、福井日銀総裁、中小企業の資金繰り	21名
	5月15日	時価会計、政府の証券市場活性化策、政治献金、SARS問題、為替問題、生保の予定利率引下げ問題	16名
	6月12日	地方税財制改革、片山知事の東芝製品不買発言、株価、日銀による資産担保証券買入れ、少子化問題、政治献金者の公開基準引き上げ・企業献金、FTA問題	17名
	9月4日	景気認識、長期金利の上昇、為替相場、自民党総裁選挙と景気対策、人民元切り上げ問題、規制緩和	19名
	10月2日	中川経済産業大臣との懇談、円高、メキシコとの自由貿易協定（FTA）、マニフェスト（政権公約）、日本経団連の優先政策事項、消費税	15名
	11月6日	65歳までの雇用義務化、総選挙、中曽根氏の議員引退、北朝鮮の「JAP」発言、景気	17名
	1月8日	為替相場、米国牛のBSE問題、景気、総理の靖国参拝	16名
	2月5日	雇用延長問題、春闘、青色LED特許をめぐる対価請求訴訟、日本経団連の政党政策評価	17名
	3月11日	対メキシコFTA、独禁法改正問題、東京証券取引所のトップ人事、長嶋茂雄氏の入院、GDP成長率、連合との懇談会	11名

	開催日	内 容	出席者数
会 頭 会 見	4月17日	株価対策・時価会計、小泉政権、電力問題、イラク復興問題、SARS問題	20名
	6月19日	原発運転再開問題、消費税問題、国と地方の税財政改革（三位一体改革）、政治献金、債券相場の下落、規制改革	21名
	7月9日	景気・予算編成方針、マニフェスト、衆院解散・総選挙、自民党総裁選	17名
	9月17日	景気、社会保障制度・消費税、政局動向、人民元の切り上げ	17名

10月16日	公的年金改革、メキシコとのFTA、総選挙・マニフェスト、イラク復興支援	18名
11月20日	年金改革問題、自公連立、株価、自衛隊のイラク派遣、税制改革	18名
12月18日	与党税制改正大綱・年金問題、イラク問題、足利銀行の一時国有化、道州制・商工会議所の合併	18名
1月15日	春闘、BSE問題・鳥インフルエンザ、雇用延長問題、郵政事業民営化、防衛庁幕僚長による定例会見の中止、読売新聞社の監査役就任	18名
2月19日	足利銀行、新生銀行の株式上場、10-12月期のGDP成長率、景気対策、郵政民営化問題	17名
3月17日	週刊文春の販売差し止め、春闘、消費税の総額表示、福井日銀総裁への評価、日本振興銀行、独禁法	14名

イ. その他記者会見

開催日	内 容	出席者数
7月16日	日商夏季政策懇談会記者会見 〔株価下落、地域経済の状況、消費税、緊急アピールの否決、竹中大臣の問責決議〕	18名
11月14日	沖縄視察における記者会見 〔観光振興、失業率、景気見通し、商店街の活性化、日米地位協定〕	4名
1月6日	経済3団体長記者会見 〔景気見通し、今年のキーワード、二大政党制とマニフェスト、消費税問題、為替水準、外国人労働者受け入れ問題、FTA問題と農業問題、社会保障改革〕	70名
2月6日	宇都宮・足利視察における記者会見 〔足利銀行関係、ペイオフの全面解禁、足利のまちの印象〕	25名

③ 会頭コメントの発表

発表日	内 容
4月8日	日銀の金融政策決定会合に対するコメント
10日	バグダッド陥落に対するコメント
5月16日	1－3月期GDPに対するコメント
17日	りそなホールディングスへの公的資金の再注入に対するコメント
23日	個人情報保護法案の成立に対するコメント
6月17日	政府税制調査会の「中期答申」に対するコメント
26日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針（骨太の方針2003）最終案に対するコメント
7月8日	株価10,000円台回復に対するコメント
8月12日	4－6月期GDP速報に対するコメント
18日	株価10,000円台回復に対するコメント
28日	産業再生機構による再生支援案件の決定に対するコメント
9月20日	自民党総裁選挙結果に対するコメント
22日	内閣改造（第2次小泉改造内閣発足）に対するコメント
10月10日	衆議院の解散に対するコメント
16日	メキシコとのFTA交渉に対するコメント
28日	衆議院議員選挙の公示に対するコメント
29日	円高の進行（107円台）に対するコメント
11月10日	衆議院議員選挙結果に対するコメント
13日	日本道路公団総裁に近藤剛氏が内定したことに対するコメント
14日	7－9月期GDP速報に対するコメント
12月9日	イラクへの自衛隊派遣基本計画の閣議決定に対するコメント
12日	12月の日銀短観に対するコメント
17日	平成16年度与党税制改正大綱に対するコメント
17日	厚生年金保険料率の決着に対するコメント
20日	平成16年度予算財務省原案に対するコメント
1月9日	陸上自衛隊イラク先遣隊への派遣命令に対するコメント
30日	青色LED特許をめぐる対価請求訴訟の判決に対するコメント
2月4日	年金改革に関する与党合意に対するコメント
18日	10－12月期GDPに対するコメント
20日	山中貞則衆議院議員のご逝去に対するコメント
24日	味の素への発明対価支払いに関する東京地裁判決に対するコメント

④ 会頭インタビュー・取材

月 日	媒体名	内 容
4月 21日	時事通信	景気動向について
30日	財界	経済動向について
5月 9日	日本経済新聞	中小企業金融問題
21日	西日本新聞	商工会議所が地域で果たす役割とは
7月 7日	読売新聞	景気動向について
22日	東京新聞	景気動向について
22日	日本経済新聞	景気動向について
22日	共同通信	景気動向について
22日	NHK	景気動向について
25日	ビジネスフォーラム	景気動向について
8月 19日	NHK	景気動向について
19日	日本工業新聞	勇気ある経営大賞について
27日	NHK	景気動向について
28日	読売新聞	自民党新総裁に望む経済政策
9月 4日	日経ビジネス	商工会議所の政策課題とその実現について
20日	NHK	新総裁に望む（経済運営、組閣）
22日	日本工業新聞	組閣について
24日	財界	経済動向について
26日	日刊工業新聞	政府への要望や提言
10月 7日	日本経済新聞	景気動向について
11月 10日	日本経済新聞	総選挙結果を踏まえて望む経済政策等について
10日	NHK	総選挙の結果について
11日	産業新潮	今後の経済政策に望むこと
19日	毎日新聞	総選挙結果を受けて
21日	月刊財界人	日本の経済政策について
26日	日本工業新聞	景気動向について
12月 12日	日本経済新聞	景気動向について
24日	日本工業新聞	経済3団体長座談会
1月 16日	読売新聞	景気の現状と課題、中小企業対策等について
3月 5日	日本経済新聞	景気動向について
23日	時事通信	景気動向について
23日	日本経済新聞	景気動向について

⑤ 記者発表

発表日	形態	種別	内 容
4月 1日	資料配布	事業	第2回女性起業家大賞の実施について
2日	資料配布	調査結果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
7日	資料配布	取材依頼	オーストリア・ビジネス・セミナーの開催について
14日	資料配布	提言・要望	緊急株価対策として講ずべき税制措置について
5月 2日	資料配布	調査結果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
9日	資料配布	その他	財務会計基準機構の企業会計基準委員会における山口会頭の発言について
13日	レクチャー	提言・要望	若年者を中心とする雇用促進・人材育成に関する共同提言について
22日	資料配布	取材依頼	「エコメッセージ展2003 東京展」の開催について
30日	資料配布	提言・要望	時価会計問題に関する陳情について（長期保有有価証券等の会計

			基準に関する要望)
6月2日	資料配布	調査結果	商工会議所L O B O (早期景気観測) 調査結果
3日	資料配布	取材依頼	タクシン・タイ王国首相との懇談会ならびに日本商工会議所とタイ商業会議所との覚書の調印式について
5日	資料配布	国際活動	タクシン・タイ王国首相との懇談会ならびに日本商工会議所とタイ商業会議所との覚書締結について
9日	資料配布	国際活動	スリランカビジネスセミナーの開催について
12日	資料配布	提言・要望	政策委員会提言：『少子化問題とその対策について～「出産・子育てに優しい経済社会」の実現に向けた戦略～』
17日	資料配布	取材依頼	平成15年度日本商工会議所夏季政策懇談会の開催について
18日	資料配布	国際活動	日豪・豪日経済委員会「共同声明」について
19日	資料配布	提言・要望	平成16年度中小企業関係施策に関する要望について
19日	資料配布	提言・要望	緊急アピール「東京電力の原発運転の早期再開に向けて」について
30日	資料配布	調査結果	商工会議所L O B O (早期景気観測) 調査結果
7月1日	資料配布	事業	販売士制度発足30周年を記念しエッセイを募集
4日	資料配布	提言・要望	日比経済委員会「日比経済連携に関する提言－第5回政府作業部会に向けて－」について
11日	資料配布	取材依頼	平成15年度日本商工会議所夏季政策懇談会の開催について
11日	資料配布	取材依頼	オーストラリア・ハワード首相との昼食懇談会の開催について
11日	資料配布	取材依頼	オーストラリア名誉勲章授与式の開催について
16日	資料配布	提言・要望	日本商工会議所夏季政策懇談会緊急アピールについて
16日	資料配布	国際活動	日豪経済委員会/豪日経済委員会「共同コメント」について
17日	資料配布	提言・要望	観光振興策の抜本的拡充に関する要望について
17日	資料配布	事業	「電子メール活用能力検定試験」および「計算能力検定試験」の創設について
31日	資料配布	調査結果	全国商工会議所会頭アンケート調査の結果について
31日	資料配布	事業	Y E G ビジネスプランコンテストを実施
8月1日	資料配布	調査結果	商工会議所L O B O (早期景気観測) 調査結果
9月1日	資料配布	取材依頼	「日本・米国中西部会第35回日米合同会議」開催のご案内
1日	資料配布	取材依頼	全国商工会議所青年部連合会「ビジネスフォーラムの開催について」
2日	資料配布	調査結果	商工会議所L O B O (早期景気観測) 調査結果
9日	資料配布	取材依頼	商工会議所のネット検定試験等に関する発表会について
10日	資料配布	取材依頼	第98回通常会員総会の開催について
17日	資料配布	提言・要望	「平成16年度税制改正に関する要望」について
17日	資料配布	提言・要望	「平成16年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望」について
17日	資料配布	提言・要望	「少子高齢化、経済グローバル化時代における外国人労働者の受け入れのあり方」について
17日	資料配布	事業	「日商ビジネス英語検定試験」の創設について
17日	レクチャー	その他	第98回通常会員総会について
25日	資料配布	事業	「第2回女性起業家大賞」受賞者決定について
30日	資料配布	調査結果	商工会議所L O B O (早期景気観測) 調査結果
30日	資料配布	国際活動	第41回日豪経済合同委員会会議の開催について
10月6日	資料配布	国際活動	「ナマステ・インドア2003」開催についての記者会見のお知らせ
7日	資料配布	調査結果	公的年金改革に関する緊急アンケート調査結果について

7日	資料配布	取材依頼	「企業等OB人材活用フォーラム」の開催について
10日	資料配布	その他	「商工会議所女性会キャッチフレーズおよびロゴマーク」の決定について
16日	資料配布	提言・要望	「公的年金改革に関する提言」について ～経済活力の維持、世代間格差の是正を主眼とした制度の抜本改革を～
16日	資料配布	提言・要望	提言「行財政改革に関する考え方」について
20日	資料配布	事業	「商工会議所年金フォーラム2003」の開催について
31日	資料配布	調査結果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
31日	資料配布	取材依頼	第38回全国観光土産品公正取引協議会東京大会の開催について
31日	資料配布	取材依頼	全国商工会議所青年部連合会第23回全国大会米子大会の開催について
31日	資料配布	提言・要望	「消費税における総額表示方式導入に伴う転嫁・表示に関する独占禁止法等の取扱いの明確化に関する要望」について
11月13日	資料配布	提言・要望	「中小企業のための企業年金に関する要望について」～中小企業が利用しやすい制度改革と企業年金対応への政策支援を～
17日	資料配布	取材依頼	「商工会議所年金フォーラム2003」の開催について
20日	資料配布	提言・要望	新内閣に望む
12月2日	資料配布	調査結果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
5日	資料配布	提言・要望	「独占禁止法研究会報告書」に対する見解
5日	資料配布	事業	平成15年度（第44回）全国推奨観光土産品審査会入賞品の決定（速報）について
25日	資料配布	その他	平成16年「山口会頭年頭所感」について
25日	資料配布	調査結果	「全国商工会議所会頭アンケート結果」について
26日	資料配布	調査結果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
1月5日	資料配布	事業	YEGビジネスプランコンテストの審査開始について
6日	資料配布	事業	YEG大賞の実施について
9日	資料配布	取材依頼	「企業年金制度研究会」全国開催について～日本型401K・適年移行の中小企業ヒアリング事例情報提供～
13日	資料配布	取材依頼	財務省と日本商工会議所との意見交換会について
15日	レクチャー	提言・要望	政策委員会提言：「デフレ克服と行財政・社会保障・税制の改革の方向」について～活力ある日本の創造に向けて～
15日	資料配布	提言・要望	「短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大に反対する」【中小企業4団体共同決議】
15日	資料配布	提言・要望	日米地位協定の運用の改善に関する要望について
15日	資料配布	事業	「EC実践能力検定試験」の創設について
28日	資料配布	取材依頼	山口日商会頭による宇都宮・足利地域視察について
29日	資料配布	取材依頼	文部科学省と日本商工会議所との懇談会について
29日	資料配布	国際活動	日本・ミャンマー商工会議所ビジネス協議会第6回合同会議の開催について
30日	資料配布	事業	電子政府に広く対応する電子証明書を発行
2月2日	資料配布	調査結果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
13日	資料配布	事業	「YEGビジネスプランコンテスト」ならびに「第3回YEG大賞」受賞者の決定について
19日	資料配布	提言・要望	「足利銀行の特別危機管理開始に関する要望」について
19日	資料配布	調査結果	広域観光や産業観光など新しい切り口の取り組みが増加＝「各地における観光振興への取り組み状況等に係る実態調査」結果＝
27日	資料配布	取材依頼	全国商工会議所中国ビジネス研究会 発足記念講演会「勃興する東アジアと中国経済」の開催について
3月2日	資料配布	調査結果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
3日	資料配布	調査結果	「平成15年度街づくりの推進に関する総合調査」の集計結果に

			ついて=街づくりの進捗度、TMOの有無で大きな差=
11日	資料配布	取材依頼	日本商工会議所・連合 首脳懇談会について
11日	資料配布	取材依頼	第99回通常会員総会の開催について
17日	レクチャー	その他	第99回通常会員総会について
17日	レクチャー	提言・要望	「地域における『ニュー・ツーリズム』展開に関する提言」について
19日	資料配布	その他	理事の選任について
26日	資料配布	事業	「これでスッキリ消費税総額表示」について
31日	資料配布	その他	東京商工会議所常務理事の退任および日商・東商の人事発令について

2.2. 1級販売士資格更新講習会

販売士検定試験は、5年ごとの資格の更新制度を採用している。資格を更新するためには、「資格更新講習会」または「資格更新通信教育講座」を受講する必要がある。このうち、1級の「資格更新講習会」は、当所主催で開催しており、15年度の開催地、受講者数等は下表のとおり（2級・3級は各地商工会議所で開催）。

開催地	開催日	会場	受講者数
東京A	平成15年10月24日（金）	東京MIビル	134名
大阪A	平成15年11月14日（金）	大阪商工会議所	149名
東京B	平成15年11月25日（火）	東京MIビル	120名
福岡	平成16年1月16日（金）	福岡商工会議所	60名
大阪B	平成16年1月23日（金）	大阪商工会議所	51名
東京C	平成16年1月27日（火）	東京MIビル	92名
合計			606名

※15年度の1級資格更新対象者数は912名で、このうち、66.4%にあたる606名が講習会を受講した。

2.3. DCプランナー資格更新通信教育講座

DCプランナー認定試験（1級、2級）は、2年ごとの資格の更新制度を採用している。資格を更新するためには、「資格更新通信教育講座」等を受講する必要がある。13年9月に施行した第1回2級試験の合格者のうち、「2級DCプランナー」としての資格登録している者（2,415名）の資格の有効期間が16年3月末日で満了となることから、これらの登録者を対象とした「資格更新通信教育講座」を商工会議所年金教育センターおよび社団法人金融財政事情研究会の協力のもと、初めて開講した。

15年度の受講者数等は下表のとおり（1級は平成16年度から開催）

【2級】

開催月	受講者数
平成15年 9月（第1次募集）	504名
平成15年12月（第2次募集）	751名
合計	1,255名

※9月と12月は同じ内容で、受講対象者の都合により、開催月を選択できる。

24. 青年部関係事業

① 全国商工会議所青年部連合会の組織

会 長 鈴木悌介 (小田原商工会議所青年部)
会員数 401 青年部(平成 16 年 3 月 31 日現在)
特別会員数 53 連合会 (同上)

② 第 39 回会員総会

○期 日 11 月 7 日 ○場 所 米子コンベンションセンター (米子市)
○出席者 269 青年部 (うち委任状出席 197 青年部)
○議 事

審議事項

- (1) 平成 16 年度役員を選任について

報告事項

- (1) 平成 14 年度事業報告について
- (2) 平成 14 年度収支決算について
- (3) 第 24 回 (平成 16 年度) 全国大会の開催期日について
- (4) 第 25 回 (平成 17 年度) 全国大会の開催地について
- (5) 第 22 回 (平成 16 年度) 全国会長研修会の開催地・開催期日について
- (6) 平成 16 年度ブロック大会の主管青年部・開催期日について
- (7) ブロック連合会の特別会員加入について
- (8) 平成 15 年度ブロック代表理事会議・各委員会の活動状況について

③ 第 40 回会員総会

○期 日 平成 16 年 2 月 14 日 ○場 所 福井商工会議所 (福井市)
○出席者 311 青年部 (うち委任状出席 145 青年部)
○議 事

審議事項

- (1) 平成 16 年度事業計画 (案) について
- (2) 平成 16 年度収支予算 (案) について

報告事項

- (1) 平成 15 年度ブロック代表理事会議・各委員会の活動報告について

④ 第 23 回全国大会

○期 日 11 月 6 日～8 日 ○場 所 米子コンベンションセンター 他
○参加者 350 青年部、3,018 名
○主なプログラム 記念講演
〈講師 ジャーナリスト 筑紫哲也氏、鳥取県知事 片山義博氏〉
式典

YEG ビジネス交流プラザ
YEG 全国まちおこし物産展

⑤ ブロック大会

ア. 近畿ブロック大会 (加古川)

- 期 日 8月29日～30日 ○場 所 加古川プラザホテル
○参加者 1,046名
○主なプログラム 記念講演 (講師 ㈱アントレプレナーセンター 福島 正伸氏)
式典、分科会

イ. 四国ブロック大会 (鳴門)

- 期 日 9月11日 ○場 所 大塚国際美術館
○参加者 633名
○主なプログラム 記念講演
(講師 ㈱メイクアップディメンションズ代表 江川悦子氏)
式典、分科会

ウ. 関東ブロック大会 (館林)

- 期 日 9月13日～14日 ○場 所 館林市文化会館
○参加者 1,057名
○主なプログラム 記念講演 (講師 元内閣総理大臣 衆議院議員 中曽根 康弘氏)
式典

エ. 北陸信越ブロック大会 (松任)

- 期 日 9月18日～19日 ○場 所 松任市民会館
○参加者 646名
○主なプログラム 記念講演 (㈱U F J 総合研究所主席研究員 森永卓郎氏)
式典、物産展

オ. 北海道ブロック大会 (北見)

- 期 日 9月20日～21日 ○場 所 北見芸術文化ホール
○参加者 407名
○主なプログラム 記念講演 (講師 スキーヤー 荻原 健司氏)
式典、物産展

カ. 東北ブロック大会 (気仙沼)

- 期 日 9月26日～27日 ○場 所 サンマリン気仙沼ホテル観洋
○参加者 808名
○主なプログラム 記念講演 (講師 料理の鉄人 陳 建一氏)
式典、分科会

キ. 中国ブロック大会 (下関)

- 期 日 10月3日～4日 ○場 所 海峡メッセ下関
○参加者 1,002名
○主なプログラム 記念講演 (講師 福岡ダイエーホークス代表取締役 高塚 猛氏)
式典、分科会

ク. 九州ブロック大会（高鍋）

- 期 日 10月11日～12日 ○場 所 高鍋町中央公民館
○参加者 939名
○主なプログラム 記念講演（講師 商青連 会長 鈴木 悌介氏）
式典、分科会

ケ. 東海ブロック大会（松阪）

- 期 日 10月16日～17日 ○場 所 松阪コミュニティ文化センター
○参加者 1,371名
○主なプログラム 記念講演（講師 ㈱イトーヨーカ堂 鈴木 敏文氏）
式典、分科会、ビジネス交流プラザ

⑥ 第21回全国会長研修会

- 期 日 平成16年2月13日～14日 ○場 所 福井商工会議所等（福井市）
○参加者 301 青年部 1,153名

⑦ 役員会

回	開催日	場所	出席者数	回	開催日	場所	出席者数
144	4.18	箱根湯本ホテル	59名	148	11.7	米子コンベンションセンター	63名
145	5.21	ホテルサンルート米子	60名	149	12.3	東京商工会議所ビル	62名
146	7.23	東京商工会議所ビル	58名	150	16.2.13	福井ワシントンホテル	59名
147	10.22	東京商工会議所ビル	59名				

⑧ 平成15年度新規加入青年部（加入順）

- 会員（5青年部）
長岡、茅野、仙台、函館、珠洲

○特別会員（9会員）

東北ブロック、北陸信越ブロック、関東ブロック、東海ブロック、近畿ブロック、
中国ブロック、四国ブロック、九州ブロック、北海道ブロック

⑨平成15年度ブロック代表理事会・各委員会の活動状況

I. ブロック代表理事会

1. 第23回全国大会（米子）、第21回全国会長研修会（福井）支援、協力
2. 各地ブロック大会支援、協力
3. 単会、県連、ブロックと商青連との関係－現状と今後－
4. 各地ブロック間における情報交換及び連携と協力
5. 未設置、未加入青年部の設置、加入促進

II. 各委員会

総務委員会

1. 会員総会、役員会の開催
2. YEG 大賞の企画・運営、79 件応募、第 21 回全国会長研修会（福井）にて表彰
3. テスト版 Web 会員総会の開催
4. 委員長会議の開催
5. インターネットサービス利用規程の制定

企画委員会

1. 第 23 回全国大会（米子）への助言・指導
2. 第 21 回全国会長研修会（福井）への助言・指導
3. 第 25 回全国大会（豊田）と第 22 回全国会長研修会（岡山） 主管立候補の受理と審査
4. 各ブロック大会記念式典への助言・協力
5. 全国大会連絡会議、全国会長研修会連絡会議、ブロック大会連絡会議の開催
6. ブロック大会合同会議の開催
7. 第 24 回全国大会（帯広）と第 22 回全国会長研修会（岡山）の助言・指導
8. 各種大会手引書の補足資料の作成
9. 商青連特区プロジェクトの検討

研修委員会

1. 「若手後継者向け創業塾（ビジネスプラン作成研修会）」（ヤングリーダー研修）
8 月 1 日～3 日（カリアック）、参加者数 45 名
2. ビジネスプランコンテスト 72 件応募、第 21 回全国会長研修会（福井）にて表彰
3. 翔生塾 11 月 17 日～22 日（米国サンノゼ・サンフランシスコ）、参加者数 30 名
4. 翔生塾コミュニティビジネス勉強会 11 月 17 日（東京）、参加者数約 50 名
5. 全国 YEG ビジネスフォーラム（第 1 部 アントレプレナーズセミナー）9 月 5 日、
参加者数 135 名

広報委員会

1. 商青連ホームページリニューアル
2. メールマガジンの創設・発行
3. Web 版翔生の発行
4. 日商発行の「石垣」「会議所ニュース」による青年部活動の紹介
5. プレスリリースの発行

コミュニティビジネス委員会

1. コミュニティビジネスについての研修・先進事例研究
2. 各地 YEG のコミュニティビジネス事業発掘
3. 商青連全国コミュニティビジネス協議会立ち上げ

ビジネスネットワーク委員会

1. ご縁満開YEGビジネスサイト (B to B) の創設、運営
2. 各地ブロック大会におけるオフラインビジネス交流会の開催
3. 全国YEGビジネス交流会 (ビジネスフォーラム第2部) 9月5日、
参加者数 104 名
4. 第二回全国 YEG ビジネス交流会 1月24日、参加者数 30 名

25. 女性会関係事業（全国商工会議所女性会連合会）

ア. 組 織

会 長 小泉清子（東京商工会議所女性会名誉会長）

会員数 400 商工会議所女性会（平成16年3月末日現在）

平成15年度新入会員 有田商工会議所女性会

イ. 会 議

(ア) 総 会

第35回総会

期 日：平成15年10月9日（金）

場 所：青森市文化会館（青森県青森市）

参加者：2,763名

○主な次第：(1) 内閣総理大臣メッセージ(代読)

(2) 決議・報告事項

- ・平成16年以降の総会のあり方および開催地について
- ・省エネルギー問題への取組みについて（案）
- ・商工会議所女性会キャッチフレーズおよびロゴマークについて
- ・第2回女性起業家大賞について

(3) 第2回女性起業家大賞表彰式

(4) 平成18年度総会(全国大会)について

○記念講演 講師 ニューヨーク商工会議所 前会頭 キャサリン・ワイルド女史
演題「新しい世紀の女性の役割と日本女性リーダーへの提言」

(イ) 常任理事会等

常任理事会（3回）

6月25日（於 カリアック）、10月9日（於 青森）、3月9日（於 東京）

(ウ) 理事会（3回）

6月26日（於 カリアック）、10月9日（於 青森）、3月9日（於 東京）

(エ) 会長会議

期 日：平成15年10月9日（木）

場 所：青森市文化会館1階「大ホール」（青森県青森市）

参加者：465名

○記念講演会

「いつまでも住んでいたい いつか住んでみたい うれしいまちづくり」

講 師：青森県青森市 市長 佐々木 誠造 氏

(オ) 監事会

期 日：平成15年6月20日（金）出席者：3名

期 日：平成15年6月25日（水）出席者：3名

(カ) 委員会

①総務委員会

第1回 期 日：平成15年6月25日（水）出席者：14名

第2回 期日：平成16年3月9日（火） 出席者：19名

②環境・福祉委員会

第1回 期日：平成15年6月25日（水） 出席者：11名

第2回 期日：平成16年3月9日（火） 出席者：18名

③広報・情報委員会

第1回 期日：平成15年6月25日（水） 出席者：10名

第2回 期日：平成15年7月22日（火） 出席者：6名

第3回 期日：平成16年3月9日（火） 出席者：11名

④企画・調査委員会

第1回 期日：平成15年6月25日（水） 出席者：12名

第2回 期日：平成16年3月9日（火） 出席者：20名

(キ) その他会議

①女性会担当者意見交換会

期日：平成15年6月25日（水） 出席者：18名

②「第2回女性起業家大賞」事前審査会

期日：平成15年9月11日（木） 出席者：4名

③「第2回女性起業家大賞」本審査会

期日：平成15年9月22日（月） 出席者：9名

④「商工会議所女性会キャッチフレーズ、ロゴマーク審査会」

期日：平成15年9月29日（月） 出席者：5名

⑤内閣府男女共同参画局と全商女性連との意見交換会

期日：平成15年12月24日（水） 出席者：10名

ウ. 今後の総会（全国大会）の開催方法について

総会のあり方を検討した結果、参加対象を正副会長等としたものを「総会」（800名程度）、全会員としたものを「全国大会」（3,000名程度）として毎年いずれかの形で開催する（3年に1回は全国大会を開催する）ことに決定した。

平成16年～平成18年までの開催地は下記の通り。

開催年	形式	開催地女性会	参加対象
平成16年	総会	東京商工会議所女性会	正副会長等
平成17年	総会	名古屋商工会議所女性会	正副会長等
平成18年	全国大会	三重県商工会議所女性会連合会	全会員

エ. 省エネルギー問題への取り組みについて

平成15年度の関東地方を中心に、原子力発電停止の影響などから電力不足・停電が極めて深刻な問題として憂慮された。省エネルギー問題は非常に重大な課題であることから、各地女性会が省エネルギーに関して何ができるのか、どのような取り組みをすべきなのかといったことに主眼を置いて「省エネルギー問題への取り組みについて」を取りまとめ、青森大会（10月10日開催）において全国の女性会で申し合わせた。

オ. 商工会議所女性会パンフレット作成について

既存の女性会会員の参画意識を高め、より一層女性会活動の活発化を推進するとともに、会員加入の促進、特に若い世代の会員増強を推進することを目的として「商工会議所女性会」PRパンフレットを作成した。(実績 73 ヲ所、4,170 冊配布)

カ. 商工会議所女性会キャッチフレーズおよびロゴマークの作成について

対外的な周知と会員同士の結束力・連帯感を高めるため、商工会議所女性会の「キャッチフレーズ」(最優秀賞 1 点・佳作 4 点)、「ロゴマーク」(1 点)を公募により決定した。

キ. 女性起業家を支援

昨年に引き続き「女性起業家大賞」を実施した。今年度で第 2 回となる。

「女性起業家大賞」受賞者

最優秀賞 小宮山 眞佐子 (株式会社ウォーブンハーツ 代表取締役)

<スタートアップ部門(創業 5 年未満)>

優秀賞 堀木 エリ子 (株式会社堀木エリ子&アソシエイツ 代表取締役)

奨励賞 池田 治子 (株式会社エコトラック 代表取締役)

渡辺 千佳子 (有限会社マダム・ボー 代表取締役)

特別賞 森 和子 (有限会社オルネット 代表取締役)

花田 雅江 (株式会社岡三食品 代表取締役)

<グロース部門(創業 5 年以上 10 年未満)>

優秀賞 丸田 好美 (有限会社サーティースリー 代表取締役)

奨励賞 中居 成子 (株式会社 ハート・アンド・キャリア 代表取締役)

特別賞 森田 弘美 (有限会社グループフィリア 代表取締役社長)

ク. 環境保全の推進

「環境・ゴミ問題」をテーマとして、各地で実施する小学生作文・絵画コンクールに対し、表彰状を贈呈した。(贈呈女性会数 15 ヲ所)

<作文部門>

日商会頭賞 3 点、全商女性連会長賞 7 点、全商女性連会長・単会女性会会長連名賞 19 点

<絵画部門>

日商会頭賞 8 点、全商女性連会長賞 8 点、全商女性連会長・単会女性会会長連名賞 31 点

ケ. 各地女性会研修受入れ

会津若松商工会議所女性会が視察研修の一環として日本商工会議所を訪問し、「日本商工会議所の平成 15 年度重点事業および女性会事業との連携について」の話を聞いた。

コ. 調査活動の実施

隔年で実施している商工会議所女性会等の現状調査および女性会会員の経営者を対象とした「女性経営者の経営環境に関する調査」を実施した。

26. 「キダム」商工会議所会員優待サービス事業

フジテレビが主催するエンターテインメント「キダム」の日本公演チケットを、商工会議所の会員を対象に、特別優待価格（定価の2割引）で提供する福利厚生サービス事業を開始した。本事業に参加を希望したのは、95 商工会議所で、15 年度は 151 商工会議所が実施した。この事業におけるチケットの売り上げの一部（定価の5%）は、「愛・地球博（愛知万博）パートナーシップ事業」の一環として、2005 年に開催される同博覧会に役立ててもらおうべく寄付を行うことにしている。

公演期間	開催地	参加商工会議所数	チケット	
			売上枚数	売上高
15. 2. 7～5. 5 (全 123 公演)	東京	52	675 枚	5, 312, 000 円
15. 5. 21～7. 6 (全 67 公演)	名古屋	25	461 枚	3, 853, 600 円
15. 7. 19～10. 5 (全 112 公演)	大阪	23	766 枚	6, 185, 600 円
15. 10. 22～12. 7 (全 68 公演)	福岡	27	2, 013 枚	15, 368, 000 円
15. 12. 24～16. 4. 4 (全 146 公演)	東京	24	808 枚	6, 685, 600 円
合 計	—	151	4, 723 枚	37, 404, 800 円

(2) 意見活動

- 第1号(4月14日) 緊急株価対策として講ずべき税制措置について
- 第2号(4月17日) 日墨FTAに係る原産地証明の発給機関に関する意見
- 第3号(4月30日) 「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」に対する意見
- 第4号(5月13日) 若年者を中心とする雇用促進・人材育成に関する共同提言
- 第5号(5月21日) 日タイ経済連携協定の早期交渉開始を求める
- 第6号(5月30日) 長期保有有価証券等の会計基準に関する要望
- 第7号(6月12日) 少子化問題とその対策について
～「出産・子育てに優しい経済社会」の実現に向けた戦略～
- 第8号(6月19日) 平成16年度中小企業関係施策に関する要望
- 第9号(7月16日) 緊急アピール
- 第10号(7月17日) 観光振興策の抜本的拡充に関する要望
- 第11号(8月5日) 日墨経済連携協定の早期締結を求める
- 第12号(9月3日) 固定資産の減損会計に関する要望
- 第13号(9月17日) 平成16年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望
- 第14号(9月17日) 少子高齢化、経済グローバル化時代における外国人労働者の受け入れのあり方について
- 第15号(9月17日) 平成16年度税制改正に関する要望
- 第16号(10月16日) 公的年金改革に関する提言
- 第17号(10月16日) 行財政改革に関する考え方について
- 第18号(10月31日) 「消費税における総額表示方式導入に伴う転嫁・表示に関する独占禁止法等の取扱いの明確化」に関する要望
- 第19号(11月13日) 中小企業のための企業年金に関する要望
- 第20号(11月18日) 抜本改革なき厚生年金保険料率の引上げに反対する
- 第21号(11月20日) 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕改訂案に対する意見
- 第22号(11月20日) 新内閣に望む
- 第23号(11月20日) 「会社法制の現代化に関する要綱試案」に対する意見
- 第24号(11月21日) 日タイ、日フィリピン、日マレーシア経済連携協定の早期交渉開始を求める
- 第25号(11月27日) 「温暖化対策税制の具体的な制度の案～国民による検討・議論のための提案」に対する意見
- 第26号(12月1日) 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕改訂案に対する意見
- 第27号(1月12日) デフレ克服と行財政・社会保障・税制の改革の方向
～活力ある日本の創造に向けて～
- 第28号(1月15日) 短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大に反対する
- 第29号(1月21日) 日米地位協定の改善に関する要望
- 第30号(1月26日) 外国公務員贈賄防止に関する報告書(案)に対する意見
- 第31号(2月19日) 足利銀行の特別危機管理開始に関する要望
- 第32号(3月18日) 地域における「ニュー・ツーリズム」展開に関する提言―観光振興を街づくり運動として進める―

1. 緊急株価対策として講ずべき税制措置について

平成 15 年 4 月 14 日
(社) 日本経済団体連合会
日本商工会議所
(社) 経済同友会

わが国経済が依然として厳しい状況にある中で、株価の低迷が続いている。これを放置すれば、金融システムの安定を損なうとともに、企業の設備投資・個人消費に悪影響を及ぼし、わが国経済に取り返しのつかない打撃を与えることとなりかねない。

証券税制については、平成 15 年度改正において一定の整理・合理化が図られたが、現下の市場状況に鑑み、この際、下記の通り、一段と踏み込んだ対策を早急に講ずるべきである。

記

- (1) 上場株式等（2003 年度取得分）に係る相続税評価を 1 / 2 に軽減
- (2) 上場株式等（2003 年度取得分）に係る相続税評価を 1 / 2 に軽減
- (3) 上場株式等（2003 年度取得分）に係る譲渡損失について給与・事業所得を含む他所得との通算を可能とすること

以 上

<提出先>

政府、各省庁、政党等

<実現状況>

なし

2. 日墨F T Aに係る原産地証明の発給機関に関する意見

平成 15 年 4 月 17 日
日本商工会議所

現在、日本・メキシコ間で、経済連携強化のための協定の締結に向けて、政府間交渉が進められている。本交渉の中で、特惠分野の原産地証明書の発給機関について検討されているが、一部の企業・団体等が日本政府による直接発給を求めていると仄聞している。

わが国では、商工会議所法第 9 条に基づき、商工会議所がこれまで長年にわたり原産地証明書の発給を行ってきており、日本の輸出者等に広く利用されているとともに、諸外国の当局および輸入者等の間で、国際的な認知も定着している。

このような実績等に鑑みて、わが国にとって二国間の自由貿易協定の第一号となった日本・シンガポール経済連携協定においては、両国政府より、特惠分野の原産地証明書の日本側の発給機関として、商工会議所が正式に位置付けられている。

日本商工会議所としては、日本・メキシコ間の協定においても、商工会議所が特惠分野の原産地証明書の日本側の発給機関であるべきと考えており、日本政府関係者におかれては、下記の点を十分考慮のうえ、今後の政府間交渉にあたられるよう、強く要望する。

なお、特惠分野の原産地証明業務を担うに当たっては、商工会議所としても、証明業務にかかわる制度改善および人材の資質向上に一層努めることはもとより、電子化の推進にも取り組んでいく所存である。

記

1. 商工会議所は、法律に規定された業務として原産地証明書を発給している唯一の機関であり、長年発給規程の整備や担当職員の育成など発給体制を整え、適切に本業務を遂行してきた。発給実績は年間約 45 万件（平成 13 年度）を数え、貿易関係業者に広く利用されている。これらの実績に鑑み、日墨 F T A においてもこの体制を維持されるべきである。

2. 日墨政府間交渉の結果、特惠分野の原産地証明書の発給にあたり、ルール改正や管理強化が求められた場合には、商工会議所は従来にも増して適切な対応を図る用意がある。

3. わが国では政府機関による原産地証明の発給は行われていないが、仮にも政府機関が新たに原産地証明書の発給を担い、長年の実績を有する商工会議所の原産地証明事業を否定するようなことがあれば、それは「官から民へ」という小泉内閣の行政改革路線にまったく逆行するものである。

また、本来、原産地証明書の発給に係るコストは、受益者負担の原則のもとで行われるべきである。万が一にも、政府機関が国民の税金を使って無料または低廉な価格で証明書の発給を計画しているとすれば、一般の納税者の納得は到底得られないものとする。

以 上

<提出先>

政府、各省庁、在日墨大使館等

<実現状況>

日墨 F T A 協定に基づき、商工会議所が、原産地証明の日本側の発給機関として、認可を受ける方向で検討が進められている。

3. 「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」に対する意見

平成 15 年 4 月 30 日
日本商工会議所
経済法規小委員会

わが国の経済環境は、急激な国際化、IT化等に伴い大きく変化しており、個々の企業においても構造改革、意識改革が迫られている。企業活動のインフラともいべきものである商法における、ここ数年の改正の動きは、こうした流れに対応したものと評価できる。

今般、法制審議会会社法部会（株券の不発行等関係）が、「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」を取りまとめられたことは、商法現代化の流れの中で、新たな時代に相応しい改正を打ち出したものとして、その努力を多としたい。

自由な企業活動こそが経済活性化に資するものであり、その活動を阻害する法的規制は極力排除すべきであることについては、商法も例外ではなく、法的義務は最小限とし、極力、個々の会社の判断に委ねるべきである。株券不発行制度及び電子公告制度は、企業活動における自由な選択肢を広げるとともに、コストの軽減とIT化の促進に寄与するものであり、これを歓迎するところであるが、併せて、わが国経済の大宗を占める中小企業のダイナミズムを引き出し、特に、ほとんどの中小企業が該当する非公開会社について、経営実態に即した法改正が図られるよう、強く望むものである。

なお、中間試案の個別項目に関する具体的意見は下記のとおりである。

記

I. 株券不発行制度について（第1編）

1. 株券等の不発行の定め（第1、1、(1)）

すべての会社について、株券を原則不発行とされたい。株券を実際に発行していない非公開会社については、手続きなく株券不発行会社へ移行し、株券を発行している非公開会社については、改正法の施行日において、株券を発行する旨の定款の変更の決議をしたものとみなす、乙案注2に賛成である。

2. 株券の回収の要否等（第1、1、(2)）

会社が株券不発行会社となる場合、II案により株券回収を原則行わないこととされたい。

なお、II案bにおいて、非公開会社の小会社は公告を要しないとしているが、非公開会社である中会社と株式の譲渡制限の定めを置く大会社についても、株主が少数で株式の流通性が低いことから、公告を要しないものとされたい。

3. 株式等の譲渡方法及び名義書換（第1、2）

株券不発行会社の株式等の譲渡方法及び名義書換については、本案のとおり、民法の原則どおり当事者間の意思表示のみで株式を譲渡できることとし（振替制度利用会社を除く）、株主名簿の名義書換を会社および第三者への対抗要件とすることに賛成である。

また、それを証明する手段についても、本案のとおり、株主が会社に対して、株主名簿に記載された事項を証明する書面の交付を請求できるとすることに賛成である。

4. 株主名簿閉鎖期間の廃止（第1、3、(1)）

すべての会社（株券不発行会社に限らず）について、本案のとおり、株主名簿の閉鎖期間を廃止し、株主または質権者として権利を行使すべき者を確定する方法については基準日の制度を用いることに賛成である。

5. 略式質

振替制度利用会社の株式の略式質については、特に、中小企業が金融機関からの融資を受ける際に広く利用されており、新振替制度への移行にあたっては、略式質の匿名性を確保し、企業の資金調達への悪影響がないよう制度構築を行われたい。

II. 電子公告制度について（第2編）

1. 株式会社についての電子公告制度の導入（第1）

株式会社の公告の方法について、本案のとおり、現行の官報または日刊新聞紙のいずれかに加え、電子公告も認めることに賛成である。

電子公告制度の構築にあたっては、電子公告制度利用会社に過度の負担がかからない制度を構築されたいが、その際、制度の安全性確保も併せて重要であることから、本案のとおり、第三者である証明機関に公告内容の掲載をチェックさせる方式に賛成である。

ただし、公告内容が公告ホームページに掲載されなかった時間が、合計 24 時間に満たない場合は当該会社は救済されるとしているが、事故または犯罪等によってサーバー等に重大な障害が発生した際、復旧に要する時間が 24 時間以上となる可能性は否定できないことから、不掲載時間の限度については、なお慎重に検討されたい。

2. 証明機関（第1、6（注））

具体的にいかなる者を証明機関とするかについては、本案では示されていないが、一般的に考えて、官公庁等が証明機関として調査・証明を行う場合と、それを民間に委ねる場合とがあり得る。しかし、昨今の、国民世論を受けた官から民への規制緩和の動きに鑑み、証明機関については全面的に民間に委ねることとし、広く参入の門戸を開放すべきである。証明機関は、電子公告の信頼性を付与する上で極めて重要な役割を担うものであることから、その公正中立性が法的に担保されるべきことに配慮することは当然であるが、くれぐれも、それを理由に民間事業者の参入を妨げるべきでなく、また、参入を認める際に過度の規制を行うべきではない。ましてや、官公庁等による証明業務の独占や、制度利用者への過度の負担を課すような制度であってはならない。

3. 貸借対照表等の公開の方法の見直し（第2）

電子公告を公告とする会社が貸借対照表等を公開する場合には、証明機関に対する証明の申請を要しないものとし、電子公告を公告の方法としない会社（官報・日刊新聞紙を公告の方法とする会社）についても、貸借対照表等の公開を、電磁的公示の方法によって行うことができるものとされたい。

なお、官報・日刊新聞紙での公告では要旨の公告が認められているように、電磁的公示においても貸借対照表等の全文を公示しなくとも、要旨の公示を行えば十分である。

そもそも、現行法、および本案においても、中小企業については大半が非公開会社であり、株主や債権者が少数であるにもかかわらず、多数の株主や債権者が存在する大企業もしくは公開企業と同一の規定で貸借対照表等の公開が義務付けられているが、その必要性はないと思われるので、大会社を除く非公開会社に対する貸借対照表等の公開義務は廃止すべきである。

4. 株式会社の各種債権者保護手続における個別催告の省略等（第3）

I 案に賛成である。

また、個別催告を選択した会社については、公告を要しないものとすべきである。

5. 有限会社の各種債権者保護手続における個別催告の省略等（第4）

株式会社と同じ取扱いをするものとすべきである。

6. 合名会社・合資会社の合併の際の債権者保護手続における個別催告の省略等（第5）

B 案に賛成である。

また、個別催告を選択した会社については、公告を要しないものとすべきである。

以上

<提出先>

法務省

<実現状況>

第159回通常国会において、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」が成立した。その中で、当所の意見は以下のとおり実現した。

I. 株券不発行制度について

1. 株券不発行の定め

会社は株券を発行しない旨の定款変更をした場合に、株券を発行しなくてもよいものとされ、さらに株式譲渡制限会社については、定款変更をしない場合も、株主の請求がない限り株券を発行しなくてもよいものとされた。

2. 株券の回収の要否等

会社が株券不発行会社となる場合、株券の回収は行わなくてよいものとされた。

3. 株式等の譲渡方法及び名義書換

株券不発行会社の株式等の譲渡方法及び名義書換については、当事者間の意思表示のみで株式を譲渡でき、株主名簿の名義書換を会社及び第三者への対抗要件とすることとされた。

4. 株主名簿閉鎖期間の廃止

株主名簿閉鎖の制度を廃止し、基準日制度に一本化するものとされた。

5. 略式質

略式質権者（株主名簿に記載のない質権者）は、当該会社の株券が無効となる日までの間、会社に株券を呈示したうえで、自己の指名及び住所を株主名簿に記載し、登録質権者になることを請求することができるものとされた。

II. 電子公告について

1. 株式会社についての電子公告制度の導入

株式会社の公告は、官報・日刊新聞紙に掲げる方法のほか、インターネットを利用する方法により行うこともできるものとされた。電子公告を行う株式会社は、当該公告の内容が公告の期間中、公告のホームページに掲載されているかどうかについて、調査期間の調査を受けなければならないとされた。期間中に公告の中断（公告ホームページに公告の内容が掲げられない、または不正確な内容が掲げられること）があった場合においても、①会社に故意若しくは重過失がない、②中断があった時間の合計が、公告を掲げるべき時間の10分の1以下である、③会社が公告の中断があったことを知った後速やかに、その旨、中断があった期間及び中断の内容を当該公告に付して公告した、という3つの要件を満たした場合、適法な公告が行われたものとみなすこととされた。

2. 証明機関

調査機関は法務大臣の登録を受けるとし、登録の要件その他調査機関がその業務を適確かつ円滑に遂行するようにするための所要の規定を整備するものとされた。

3. 貸借対照表等の公開の方法の見直し

電子公告を公告の方法とする株式会社が貸借対照表等の公告をする場合には、調査機関の調査を受けることを要しないものとされた。

4. 有限会社の各種債権者保護手続における個別催告の省略等

株式会社に準じた取扱いをするものとされた。

4. 若年者を中心とする雇用促進・人材育成に関する共同提言

平成 15 年 5 月 13 日
日本商工会議所
(社)日本経済団体連合会

はじめに

完全失業率は平成 14 年度平均で過去最悪の 5.4%を記録し、平成 15 年 3 月の完全失業者は 384 万人と過去最多となっており、雇用情勢は依然厳しい状況にある。中でも、25 歳未満の若年者の失業が著しく増大していることと、200 万人とも言われるフリーターの多くの者が定職に就くことを希望しながら、やむなくフリーターとなっているということに、目を向ける必要がある。

若年者が長期にわたって失業状態にとどまることや、漫然とフリーター生活を送ることは、適切なキャリアの形成の妨げとなり、若年者自身のその後の職業人生に大きな影響を与えることとなる。また、適切なキャリアの形成がなされない若年者が増加することは、将来的には我が国経済社会を担うべき人材の不足や失業者の増加をもたらし、経済の成長性の低下、社会保障制度の破綻や社会不安を招きかねないなど、我が国の将来にとって極めて重大な問題である。

したがって、今後の雇用政策においては、これまでの短期的な失業対策では十分にカバーしきれない若年者をも念頭に、適切なキャリア形成、将来に向けた人材育成にも十分目を配る必要がある。人材育成は、学校教育や職業訓練と密接に関連しており、雇用面からの対策だけでなく、教育機関・企業・行政が一体となった、新たな取り組みが必要であり、そのための戦略的なトータルプランを策定すべきである。その際、①国からの押し付けではなく地域が主体となる、②民に任せるものは民に任せ競争原理を導入する、という 2 つの視点が重要であり、産業界も以下の具体的施策の積極的推進に協力する。

官民協力して取り組むべき具体的施策

I 地域における新たなパートナーシップの形成

地域の特性に応じたきめ細かい職業紹介、カウンセリング、職業訓練等の雇用関連事業を、一体的かつ効率的に推進するための新たな枠組み（キャリアセンター）を設ける。キャリアセンターは、地域の産業界、人材ビジネス会社、NPO、学校、地方公共団体、国などのパートナーシップにより、公共職業安定所等、既に社会に定着し同様の業務を行っている機関と、相互に業務を補完しあいながら、地域主体で設立・運営されることが望まれる。

キャリアセンターでは、雇用情報の充実や、インターンシップ等の職業意識の啓発支援のコーディネートを行う他、従来さまざまな機関でばらばらに行われていた、①企業や求人に関する情報提供、②就職先の斡旋、③職業観・仕事観の形成、志向の明確化などのためのカウンセリング、④訓練プログラムの紹介等のサービスをワンストップで実施する。中でも、カウンセリングは、サービスの中核として重要である。これらのサービスは、効率性やスピード、ホスピタリティの観点から、民間事業者へ委託する。委託する業務の一部は成功報酬制とし、受託する事業者間の健全な競争を促進する。

II 充実すべき施策

1. インターンシップ、トライアル雇用等の推進

産・学・官の円滑な連携による生徒・学生を対象としたインターンシップを積極的に推進する。そのため、インターンシップを推進する行政（経済産業省、厚生労働省、文部科学省）の支援体制の一本化を図る。また、雇用のミスマッチを解消するために、トライアル雇用や民間の職業紹介会社、人材派遣会社による紹介予定派遣制度を積極的に活用する。

2. 官民の協力による雇用情報提供

官民の協力により、公共職業安定所、民間の人材ビジネス会社、地域の経済団体が有する雇用情報の総合的な活用を図る。公共職業安定所においては、業務の効率性を向上させるとともに、特に職業紹介・相談機能を十分に発揮するため、民間人材の活用、職業紹介・職業相談における官民の協力体制を整備する。その推進にあたっては、地域の主体性の尊重、民間による競争の促進の観点から、地方公共団体への一定の事業の移管や、公設民営方式やPFI方式等の多様な方法も検討する。

3. 企業のニーズに応じた効果的な職業訓練の実施

意欲のある個人が職業能力を高めるための投資を効率的に行えるようにするために、商工会議所における検定事業等、総合人材育成事業の内容もとり入れながら、職業別のキャリアマップを作成し、これに基づく標準的な人材育成プログラムを策定する。

公共職業訓練施設での職業訓練カリキュラムを見直すとともに、民間事業者（人材ビジネス会社、専門・専修学校等）の活用によって、効果的な職業訓練を行い、その際、就職成功報酬等の誘引を付与する。そこでの教育・指導には、企業での豊富な職業経験を有する職業人も活用する。

なお、現行の職業訓練カリキュラムについては、雇用に結びついたかどうかの効果測定を行い、より実効性の高いコースへの絞り込みを行う。特に、直接雇用に結びつくよう、関係者が連絡をとり、地元の企業ニーズを反映したカリキュラムに再編し、機動的な研修実施に努める。また、カリキュラムにおいては、座学のほかに、実技・実務訓練を加える。

4. 学校でのキャリア教育の充実

学校教育においては、基礎学力の確立を図ることがまずもって求められる。加えて、小学校段階からキャリア教育を充実させ、就業意欲の涵養、就業能力の開発を継続的・体系的に推進する。企業は、小中高校生を対象にした総合的な学習への支援として、職場見学・実習プログラムや企業人による授業の実施に積極的に協力するとともに、その内容について学校側と連携の上充実を図る。また、教員の企業体験プログラムを拡大実施する。一方、高校は、民間のキャリアアドバイザーを活用し、適切な就職指導を行う。就職のあり方についても、生徒に複数企業への応募や事前の会社見学・訪問を認める等、学校の進路指導に対する意識改革が求められる。

5. 創業・起業の活性化のための高度職業教育の充実

中小・ベンチャー企業が多数誕生し、成長することは、経済成長の原動力であり、同時に雇用の受け皿としても期待できる。税制や資金調達、人材確保の面での創業・起業を支援する一方、経営や事業再生、ベンチャーなど、わが国の競争力強化、経済活性化の核となる高度専門人材の育成のため、スキル標準の策定やカリキュラム・教材開発などに取り組む。併せて、専門職大学院の設置促進等を通じた高等教育機関の充実を図るとともに、専門学校を設置基準に係る規制改革の推進、コーポレートユニバーシティの立ち上げの促進等、設置主体の多様化を含め、高度職業教育を行う機関の環境整備を進める。

III 既存の助成金・予算、規制の見直し

これまでの政策の事前事後両面で政策評価を行い、施策の効果を高める必要がある。例えば雇用保険三事業における助成金の中には、活用されていないものも多く、現場ニーズと乖離しているのではないかと懸念がある。政策評価の結果、政策効果の乏しいものは廃止すべきである。もちろん、雇用保険全体の見直しのみならず、一般会計による雇用対策関係予算・教育関係予算についても、人材育成の観点から総合的に見直しを行い新たな枠組みの財源とする。

また、経済・産業の構造変化の中で新事業・新産業分野への労働移動を円滑なものとするためには、働く者の意識変化や労働・雇用現場の実態を踏まえ、労働者派遣、有期労働契約、裁量労働に係る規制改革を積極的に進める。

産業界の取り組み

産業界は、官民協力して推進すべき上記の各施策に関して積極的に協力する他、従来から取り組んできた活動をさらに強化、推進する（商工会議所、経営者協会における具体的取り組みについては別紙参照）。

1. 地域におけるキャリアセンターへの協力

各地経済団体は、地域におけるキャリアセンターの設立に積極的に協力するとともに、企業の求人ニーズの提供、就職先の斡旋、カウンセリング、職業訓練等、同センターの事業の運営に積極的に参画する。

2. インターンシップ、トライアル雇用等の積極的受け入れ

各地経済団体は、インターンシップやトライアル雇用、紹介予定派遣について、受け入れ企業の拡大や、制度の周知等、制度の活用促進に取り組む。また、公的職業訓練機関からの委託訓練の受け入れを促進する。

3. 求人情報をはじめとする情報提供の強化

企業は、求人情報を積極的に提供する。また、ミスマッチを防ぎ、定着率の向上を図る観点から、求人の人材要件を明確化する。

各地経済団体は、企業の潜在的な求人ニーズの掘り起こし等を行うとともに、インターネットによる就職情報提供、企業ガイドブックの作成、合同説明会・就職ガイダンスの開催等の就職情報提供事業を強化する。

また、必要な知識・技能、仕事の具体的な内容等を含む説明会と就職面接会をセットで実施する。その際、地域の特性を踏まえ、対象者別、業種別、職種別に特化した就職説明・面接会を実施する。その他、職業意識啓発のためのセミナー開催や職業の内容、労働条件などの職業に関する情報提供を行う。

4. 産業界による人材育成・職業訓練の実施・協力

企業の人材投資の積極化に向けた取り組みを促進するとともに、各地経済団体における人材育成事業を一層推進する。

職業別のキャリアマップの作成、これに基づく標準的な人材育成プログラムの策定に関し、これまでの商工会議所における検定事業等、総合人材育成事業で培われたノウハウを活用する。

職業訓練機関へ積極的に企業人を講師として派遣し、より実践的な職業訓練が提供されるよう協力する。

経営や事業再生、ベンチャーなど、競争力強化、経済活性化の核となる高度専門人材育成のため、産業界は、スキル標準の策定やカリキュラム・教材開発に積極的に参画する等、高度職業教育のための環境整備に取り組む。

5. 学校でのキャリア教育への協力

各地経済団体は、小学校段階からキャリア教育を充実させ、健全な職業観の醸成や職業意識の向上に資するため、企業における生徒・教師の社会体験の受け入れ、学校への社会人講師やボランティアの登録ならびに派遣の斡旋機能（ナレッジフォーラム機能）への取り組みを強化する。また、キッズマート事業、ビジネスコンテストなど、起業家精神を醸成する事業や中小企業の役割、意義についての理解を促進するための取り組みを推進する。

各地経済団体は、学校運営を改善するために、学校評議員制へ積極的に参画し、民間人校長の推薦など人材面での学校活性化を支援する。

6. 創業・起業の活性化支援

ベンチャー企業経営者と日本経団連会員企業経営者との情報交流、人的交流を行う「起業フォーラム」の活動を通じて、起業家精神の涵養と企業間連携の推進を図り、新産業・新事業の創出を促進する。また、各地経済団体による、創業・起業についての講習会、相談対応、事例紹介、資金・人材マッチング等の支援事業を強化する。

おわりに

本来、労働需要が高まり、企業の採用が増加し、就労を通じて実践的な能力訓練・人材育成が進むことが最も望ましいことである。労働需要の改善には景況の改善が何よりも重要であり、政府は、一刻も早く景気を回復軌道にのせるため万全の対策を講じることが望まれる。加えて、新規雇用創出のための環境整備・支援策も必要である。

一方、企業の経営者は自らの責任によってリスクに挑戦し、経営の効率化を図り、現有の雇用を維持しながら、1人でも多くの人材を採用できるよう業績の向上に努めることが求められる。

以上

<提出先>

経済産業省

<実現状況>

・政府は、教育・雇用・産業政策の連携を強化するとともに、官民一体となって総合的な人材対策を強化し、若者の能力向上と就業促進を図るため、15年6月に関係4大臣が「若年自立・挑戦プラン」を策定し、その中に産業界からの共同提言の内容が具体的な施策として盛り込まれた。

・平成16年度予算において、同プランを実施するための予算として関係府省全体で494億円（前年度274億円）が確保され、今後、施策の具体化が図られる。

・同プランの中核的施策である、地域の特性に応じたきめ細かい雇用関連サービスを若年者が1カ所でまとめて受けられる若年者のためのワンストップサービスセンター（通称ジョブカフェ）の設置については、16年7月末までに43都道府県で開設されることとなった。経済産業省は、ワンストップサービスセンターを設置した都道府県のうち、民間を積極的に活用する事業を提案した地域15カ所をモデル地域として選定し、カウンセリ

ングから研修等まできめ細やかなサービスを一貫して提供する事業を委託する。

5. 日タイ経済連携協定の早期交渉開始を求める

平成 15 年 5 月 21 日
(社)日本経済団体連合会
日本商工会議所
(社)経済同友会

われわれ経済界は、昨年 1 月に小泉首相が提唱した日・ASEAN 包括的経済連携構想が、東アジアのバランスある発展に寄与し、わが国経済の安定と繁栄の確保に不可欠であるとの観点から、その実現を支持する。

同構想の実現にあたっては、まず、日本企業にとって特にプライオリティの高いタイとの間の経済連携協定締結を急ぎ、その成果を他の ASEAN 諸国との経済連携強化に活かしていくべきである。

具体的には、まずは 6 月に予定されている日タイ首脳会談において交渉入りが合意されることを強く期待する。

以 上

<提出先>

政府、各省庁

<実現状況>

6 月の交渉入りは実現せず。(12 月の日タイ首脳会議で交渉入り合意)

6. 長期保有有価証券等の会計基準に関する要望

平成 15 年 5 月 30 日
日本商工会議所
東京商工会議所
会頭 山口信夫

わが国経済はデフレの長期化による不良債権の増加や金融機関の資産劣化を通じて企業への貸し渋りや金融不安を増幅しており、デフレスパイラルへの道を辿っております。このような状況下において長期保有有価証券の時価会計や固定資産の減損会計を適用することは、デフレを不必要に加速させるとともに金融システムの一層の不安定化等を招き、企業経営に計り知れない悪影響を及ぼす懸念があります。

本来株式市場で形成される株価は、その時々々の経済情勢や政策、投機的要因等が重なって日々変動する不安定な性格を有しており、事業を継続的に営む企業の財務内容を示す指標としては必ずしも適当とは言えません。

特に長期間保有することを目的とする長期保有有価証券の時価評価することは、インフレやデフレ進行期には著しくバイアスがかかる事態を招き、かえって市場関係者等を惑わす恐れが大きく不適切であると考えます。

ディスクロージャーを徹底し市場関係者等に正確な情報を提供する観点からは財務諸表そのものではなく、その脚注において企業の長期保有有価証券の時価評価価値を表示することで足りると考えられます。

したがって、日本・東京商工会議所では以下の点を要望いたします。

本趣旨の実現につき、ご高配賜りたく何卒よろしくお願ひ申し上げます。

なお、詳細につきましては別紙見解をご高覧いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 長期保有有価証券の時価評価については早期に撤回すべきである。強制評価減は凍結すべきである。

2. 固定資産の減損会計については、対象となる資産、導入時期等についてさらに慎重に議論すべきである。

以 上

<提出先>

政府、政党、財務会計基準機構等

<実現状況>

実現せず。

7. 少子化問題とその対策について ～「出産・子育てに優しい経済社会」の実現に向けた戦略～

平成 15 年 6 月 12 日
日本商工会議所
東京商工会議所

1. 少子化対策の重要性

少子化は、高齢化の着実な進行も併せ考えると、今世紀にわたり我が国の経済・社会に国力低下や安全保障上の問題等で、未曾有のインパクトを与えることが確実である。したがって、少子化対策は我が国の最重要課題であるといえる。しかしながら、少子化はすでに1970年代前半にはじまり、その後90年代に入ってから政府も様々な対策を講じてきたが、出生率の低下はその後も加速し、2001年には1.33を記録している。これは我が国の少子化対策が個別分野での対応にとどまり、抜本的な対応が行われてこなかったことが大きな要因である。この反省に立ち、少子化対策を国の重要戦略と位置付けて、これに本腰で取り組むことが必要である。

我が国がこれまでの人口増加を前提とした経済・社会システムのまま、急激な人口減少社会へ突入することの混乱を避けるためには、少子化対策として二つの課題に対応していく必要がある。一つは人口の急激な減少に歯止めをかけ、出生率を高めていくという課題であり、もう一つは経済・社会システムを人口減少社会に適応するものへと変えていくという課題である。

第一の課題については、若い世代に「結婚し、子供を持ちたい」という欲求が広く存在するにもかかわらず、現実には「未婚化、晩婚化」が進んでいる実態には目を向けるべきである。すなわち、少子化対策として、家族を持ちたいという願望を阻害している経済的・社会的要因を解決し、家族や子育てを大切にしたいという価値観を実現できる「出産・子育てに優しい経済社会」を政策目標とするべきである。

第二の課題については、少子化対策として、21世紀半ばには確実に到来する人口減少社会への備えをいまから講ずることが併せて必要である。それは、「出産・子育てに優しい経済社会」を実現したとしても、我が国の経済社会が成熟化するなかで、再び出生率が人口を増減なく維持できる2.0以上に回復することは極めて困難であると予想されるからである。このため、人口・労働力の増加を前提とした現在の経済・社会システムを早急に見直し、労働政策、社会保障制度、教育政策等について多面的な見地からの構造改革に着手することが必要である。例えば、人口減少社会では、労働人口の減少による総GDPの縮小が予想される。これに対しては、外国人労働や女性・高齢者労働力の一層の活用などが検討されるべきである。一方で、人口の減少や地域への分散により、都市部において混雑の緩和、職住接近等、全般において、ゆとりがある生活環境となる面もあるので、その価値を生かすことも考慮する必要がある。我が国の経済全体のパイを拡大するというこれまでの前提を離れて、国民一人ひとりの豊かさを維持・拡大する視点がより重視されるべきである。

2. 少子化の要因について

少子化の背景としては、次のような多様な要因が指摘できる。

- ① 未婚化・晩婚化（30～39歳女性の未婚率は1975年13.0%⇒1995年29.7%、パラサイト・シングル現象など）
- ② 夫婦の出生力の低下（結婚しても子どもを作らない、欲しくても子どもができないなど）
- ③ 男女雇用機会均等法による女性の就業率上昇・男女賃金格差の縮小（20～24歳女性の労働力率は2001年75.1%、女性の経済的自立で結婚する必要性が低下、妻の出産退職が生活水準の低下につながるなど）
- ④ 出産による退職後、再就職する場合の不利益（35～44歳女性の労働力率は2001年66.4%）
- ⑤ 厳しい経済環境（長時間労働、有給休暇を取る余裕がない：1人当たり平均8.8日で6年連続減少、不安定な雇用情勢など）
- ⑥ 日本的雇用環境（有給休暇を取る事について職場の理解が得られない、同僚に迷惑をかける、昇進に影響する、収入が減少し家計に影響するなど）
- ⑦ 育児休業の活用が不十分（1999年度の育児休業取得率：女性56.4%、男性0.55%）
- ⑧ 出産・育児の経済的・精神的・体力的負担感（育児不安、児童虐待など）
- ⑨ 保育サービスの不足（保育所、学童保育など）
- ⑩ 育児・教育費の負担大（子供1人で大学卒までに2,000万円必要）
- ⑪ 生活環境の悪化（狭い住居、小児科医の減少、学校の減少など）

- ⑫ 家族の価値観の希薄化と高齢者による幼児教育の減少（核家族化の進展など）
- ⑬ 子どもの健康、情操、教育問題、住環境、就職など将来に対する不安
- ⑭ 仕事優先の価値観・人生設計
- ⑮ 自分の時間を優先する価値観（結婚や出産・育児で自由な生活を犠牲にできない）
- ⑯ 「少なく産んで立派に育てる」という傾向の強まり

3. 現在の少子化対策の問題点

日本社会全体が出産、育児に理解を示し、協力するシステムを構築し、それを着実に実行することにより、急激な少子化傾向を食い止めることが必要である。厚生労働省の「少子化対策プラスワン」はその方向に向けて具体的な施策を示したものとして評価される。但し、以下の問題点を指摘したい。

- (1) 国民の理解を求めるためのPRが不十分である。
- (2) 育児休業取得率の目標設定など、企業への期待は中小零細企業に負担が大きい。
- (3) 総花的であり、プライオリティを付けて重要なものから着実に実行するべきである。
- (4) 対策が厚生労働省の権限内に限定されており、政府一体の総合的取り組みが必要である。
- (5) 目標となる社会ビジョンを提示するべきであり、そのビジョンと政策との整合性の検証が必要である。
- (6) 財政的な裏付けがはっきりしていない。
- (7) 具体的施策の策定には若い世代を参加させ、彼らの意見を基に策定されるべきである。

さらに、将来の人口減少社会への備えとして、現在の人口・労働力の増加を前提とした経済・社会システムを抜本的に見直すことが必要である。それを基に、50年先を見通した我が国の長期的ビジョンを国民に提示するとともに、政府内に「少子化対策担当大臣」を置き、長期アクションプランに基づき、構造改革を着実に実行して行くことが必要である。

しかも、この少子化対策は、行政、地方自治体、企業が一体となって、社会全体で知恵を出し合い、役割を分担し積極的に実行することが大切である。すなわち、行政は50年後の我が国の経済・社会ビジョンを掲げ、地方自治体、企業はそれぞれの立場から、地域コミュニティとの連携を持って、その実現に取り組まなければならない。中でも、行政や地域が強力なリーダーシップを発揮することが求められる。

4. 少子化対策の具体的提言

<短期的対策>

(1) 「子育てと仕事の両立」への支援

男女を問わず、自己実現や経済的理由などのため、働くことが子供を産み、育てることの障害とならないように対策を講じるべきである。そのためには、就労形態の多様化や就労時間のフレックス化など、日本の雇用における意識改革が重要である。保育サービスの面では、画一的なやり方ではなく、親の事情や考え方にあわせて柔軟に選択できるシステムを整えるべきである。広く民間企業や地域社会、NPOなどの力を活用することも重要である。

① 保育所の整備・充実

待機児童ゼロの早期実現と、低コストで利用でき、しかも働く女性のニーズにあわせて延長保育などのきめ細かな保育サービスを提供する保育所の整備・充実が、特に都市部や都市部への通勤者が多い郊外市町村で必要である。その際、利用者のニーズに合わせた認可基準の緩和は必要であるが、保育の質を維持することも肝要である。具体的な方法としては、認可保育所で対応するほか、幼稚園の預かり保育の充実、現在東京都などで行っている認証保育所の制度を全国に広げる方法、企業内保育所の設置を税制上の優遇策によって支援する方法などが考えられる。また、競争原理を導入して、サービスの充実や利用料金引き下げを促進すべきである。さらに、ベビーシッターの利用に、国または自治体がパウチャー・システムなどによって、回数を制限の上で費用の一部を負担する制度なども併せて検討されるべきである。

② 幼稚園・保育所の制度一元化の推進

少子化の進展に伴って幼稚園に通う幼児数は減少している一方で、保育所については年々入所希望者が増加し、待機児童の問題が生じている。働く母親の増加に伴い、利用者のニーズに対応したサービスを提供するとともに、待機児童ゼロ作戦を実行するため、幼稚園における預かり保育の充実を図ることが求められている。また、保育所においても、幼稚園におけるのと同様の幼児教育の実施を求めるニーズも存在しており、障害となる規制を緩和し、制度の一元化によって幼稚園と保育所の一体的運営を推進すべきである。

③ 託児所や保育所などの第三者評価機関の設置

子供の保育に関わる専門職の質や保育環境を均一な水準に保つための仕組みが必要である。このため、託児所や保育所などの施設を定期的にモニタリングし、チェック項目に基づいて評価する中立的な立場の評価機関が設置されるべきである。例えば、民間からの出資をもとにしたNPO形態で、「子育て支

援オンブズマン（仮称）」を設置することを提案したい。NPOによる運営により、会計などの情報開示の透明性や、中立的立場が確保され、信頼できる評価機関として積極的な取り組みが期待できる。

④学童保育の充実

就学前の保育のみならず、小学生が授業終了後の時間を過ごす学童保育についても、設置数を増やすとともに、延長保育を拡充するための措置を講ずるべきである。

⑤保育士の資質の向上

これからの保育士には、子どもを安全に預かることに加え、子どもに将来の学習の土台となる力をつけることや、親が子育てに自信を持てるようにすることなど、様々な専門的な技能が求められる。保育士の再教育プログラムを充実させるなど、保育士の資質の向上を目指すべきである。

⑥親が働いている子どもの病気への対応の充実

子育てと仕事を両立させる上で、大きな問題となるのが子供の病気である。そのための施設として病児保育所があるが、設置されていない市町村も多く、その充実が望まれる。病児保育室での保育のほか、登録制のヘルパーが子供の看病をするような柔軟なシステムの整備も望まれる。また、子供が病気になった場合、両親のどちらかが休むことができる看護休暇を充実させるために、看護休暇のための公的給付制度の検討も期待される。

⑦病院の小児科削減への歯止め

病院の経営効率化から、小児科を削減・統合する動きが進行しており、子育ての不安感を高めている。行政は重大な関心と責任を持って、この病院の小児科削減に対して、小児医療に対する診療報酬単価の引き上げ等何らかの歯止めを講じるべきである。例えば、計画的かつ効率的な小児科の運営を行政が指導することも必要である。また、病気にかかる率が高い小学校就学までの医療費の無料化も検討されるべきである。予防医学の観点から、病院の小児科の医師が各保育所などへの訪問医療することも検討されるべきである。

⑧育児休業制度の見直し

現在（1999年度）0.55%の男性の育児休業取得率を、「少子化対策プラスワン」の目標数値10%へさらに上昇させるには、企業の相当の協力が必要である。その際、従業員が育児休業を取得する企業に対する助成金の支給などが検討されるべきである。特に、中小企業に対する支援策（人員確保、コスト対策など）が必要である。また、休業中の所得補償のあり方、育児休業中も生涯研究が必要な専門職ではインターネットなどを使った研修ができるシステム作り、復帰後の仕事量に対するワークシェアリング制度導入なども検討されるべきである。

⑨子育てのための時間確保の推進

子育て期間中の時間外業務の縮減、育児短時間勤務制度、育児休業を時間単位で取得する仕組み（有給休暇の時間単位の取得など規制緩和や育児休業を利用した短時間勤務など）、子どもの夏休み等に関わせた長期休暇の制度化などが必要である。

⑩女性労働力の活用

出産を機に能力のある女性が退職し、キャリア中断を理由に同等の条件での職場復帰を困難にするような雇用慣行を一日も早く是正する必要がある。育児のための退職者への再就職支援、出産後のスムーズな職場復帰の支援、中途採用市場の整備、非労働力化した女性に対する職業教育への支援などが必要である。

⑪結婚の環境作り

我が国では出産の98%は婚姻内という実態を鑑みて、まずは結婚生活を楽しめるような環境を作り、未婚化・晩婚化に歯止めをかけることも期待される。そのためには、長時間労働や有給休暇が取得できないような働き方を改め、個人生活を楽しめる時間を作る施策が検討されるべきである。その一つの方策として、明るい自由時間を増やすサマータイム制度の導入なども、仕事優先の人々の価値観を変えるという意味で検討が期待される。

(2) 「子供を持つことの経済負担」の軽減

国が子供の育成に責任を持つという観点から、子どもにかかる費用について、出産から奨学金制度までの一貫した体系的な支援策が検討されるべきである。さらに、教育費を引き下げることも重要である。特に、大学在学中の子供を持つ親の負担が大きいのでこれを軽減すべきである。

①児童手当の充実や扶養控除の見直し

児童手当制度は、子供の数によって誰もが等しく享受できるように改めるべきである。給付額（第1子、第2子は月額5千円、第3子以降は月額1万円）を増やすとともに、親の所得による支給制限を撤廃した制度に改めるべきである。また、扶養控除についても、子供1人につき38万円とするのではなく、第2子、第3子と子供の数に応じて1人当たりの控除額が増額される仕組みを導入すべきである。

②高等教育への奨学金制度の充実

奨学金制度の充実に加えて、新たな貸付制度の導入、企業の育英基金とその他の税制面（税控除等）での支援等が必要である。そうした環境整備により、親の学費負担が軽減されると同時に、子どもが自ら学費を負担することで、学習意欲が高まるという効果も期待できよう。

③年金制度における子育ての評価

子供を育てた人は、老後保障にそれなりの優遇があって然るべきである。子育てのために仕事をしていない期間を一定の収入があったものとして年金加入期間に算入する、子どもの数に応じて年金給付額に差をつけるなど、年金制度において子育てを評価することについて検討すべきである。

(3) 子育て不安の解消

核家族化の中で薄れつつある祖父母の協力の代わりになる高齢者とのつながり、子育てをしている親同士とのつながり、良きアドバイザーとしての子育てを経験した人とのつながりなど、地域において、気軽にいつでもコミュニケーションがとれる仕組み作りによって、親の子育て不安を解消していくことが必要である。

①「集いの場」の形成促進

家族や隣人とのコミュニティによる子育てが失われつつあり、様々な人との関わりを通じた人格形成や社会性の醸成などが行われなくなっている現状を鑑み、これに代わる町会のような小さな「集いの場」の形成が促進されるべきである。特に、子供を持つことへの不安を解消するのは、地域の先輩達のアドバイスが有効である。保育士など有資格者とともに、高齢者のボランティアの協力などで、小さなコミュニティ作りの促進が望まれる。その際、きっかけづくりとしてはインターネットの活用も効果的であろう。

②複数世代の同居家族促進

二世帯、三世帯が近くに住むことで、家族の支えあいの機能を復活させる方向も検討すべきである。多世代同居型の住まいづくりに、住宅ローン優遇などの公的インセンティブ供与による促進策が検討されるべきである。

③NPOによる子育て支援促進

子を持つ親が子をこれから持とうとする夫婦に対して子育てについてアドバイスをしたり、定年退職者が地域社会の子育て世代の支援を行ったりできるような制度作りが検討されるべきである。このような子育て経験者からなるNPOの柔軟性のあるサービスや情報の提供活動に対して、政府による支援策が検討されるべきである。

(4) 「地方での特別な問題点」とその解決策

各自治体が「産みやすく、育てやすい環境」を創意工夫により構築することは、自治体の魅力、競争力に繋がるべきである。また、各自治体の魅力を引き出すための取り組みを支援する仕組み作りも必要である。さらに、地方での就業、子育ての環境を整備して地方への移住を誘導するべきである。

①女性の地域定住化の促進

地方では若い女性が都市に移り、地元に残る男性の結婚難という状況も生じている。地方における女性起業の支援、新たな地場産業の創出、豊かで魅力ある地域作り、安心して安全に暮らせ地域作りなど、女性の地域定住化の促進が必要である。

②農業の近代化

地方の魅力を高め、若い世代が住みつけようにするためには、農地の定期借地権化や農業への株式会社への受け入れなども効果があると思われる。

<中・長期的対策>

(1) 「子供を産み、育てる」価値観の育成

まず、「出産・子育てに優しい経済社会」の実現が、わが国の重要な課題であるという認識を広めることが必要である。社会的な経済優先の考え方を含め、変えていく必要があり、長期的に取り組むことが必要である。その際、結婚や出産は個人の自由に当然のことながら委ねられるべきであり、国や社会の干渉を極力排除する配慮が必要である。

①結婚や子育ての楽しさを伝える

若い人達に見られる自分達の生活や時間を子育てに優先させる考え方や家族の価値観は、家庭や学校での教育や大人の生き方が反映されたものでもある。学校教育や地域での活動、職場などの様々な場面で、子育てを通じて親が成長する様子や、子どもの面白さ、育児の楽しさの伝達する機会を作っていくことが推進されるべきである。学生の地域活動への参加促進や、乳幼児に接する機会を学校生活に組み込むなど、異年齢間の交流を推進するべきである。

②結婚や子育ての社会的意義を認識する

将来の親となる世代が出産・子育ての社会的意義について認識し、責任感や誇りを持って子育てや教

育ができるようにすることも重要である。そのためには、出産前後の親のための学習会などのほか、地域や職場などの人が、子育て中の人を評価し応援する姿勢も重要である。

(2) 少子化を含めた日本社会の長期ビジョンの策定

少子化社会のプラス面、マイナス面を充分吟味した、50年先の豊かで活力ある日本社会の将来設計としての「長期ビジョン」を政府が国民に示す必要がある。すなわち、一概に少子化イコール望まざることと限定せず、過去の歴史的な視点からも考察し、人口減少と少子高齢化時代の到来により、我が国が遭遇する新しい社会構造のグランドデザインやビジョンを長期的な視点に立って描くことが重要な課題となろう。そのビジョンを踏まえて、少子化を前提としても活力を失わない社会・経済の仕組みや政策を講じることが重要である。

(3) 多様な労働力の活用

将来の労働力不足に対応するための制度改革や雇用慣行の見直し、さらに外国人労働者受け入れのための制度やインフラ作りなどを視野に入れた労働力の安定確保が検討されるべきである。

①女性の労働力化

女性の就業率が子育て期（25～39歳）に大きく落ち込む、M字型パターンの解消がまず目指されるべきである。この年齢層の就労希望率は高水準であるにもかかわらず、育児との両立が困難なために就業を諦めているのが実態である。前述した保育所の充実や短時間勤務制度など、子育てのために仕事を辞めなくてもすむ環境づくりが最優先されるべきである。さらに、子育てを終えた女性を労働力として生かすことも必要である。これは、この層の殆どが一旦キャリアを中断したという理由でもとの職場に復帰できず、生産性の低いパート労働に甘んじているのが実態である。このような再就職の障害を取り除くことが必要である。このためには、政府が提案する、性別に関わりなく、能力と仕事内容に応じた報酬体系を基本とした、効率的で多様な男女共同参画型の働き方を実現することが必要である。企業においても、旧来の雇用慣行や仕組みで不合理となった部分を精査し、例えば、パートタイマーの処遇改善、短時間正社員制度の導入などにより、働き方を変えていく必要がある。

②高齢者の労働力化

高齢者の労働力化のためには、「高齢者」の定義を弾力化し、年齢中立的な社会制度を再構築することが検討されるべきである。すなわち、現在の高齢者の定義は65歳以上という年齢による定義になっているが、これを「高齢者は労働市場からの引退者」と再定義することである。こうして、健康で労働意欲があれば、その能力に応じて何歳でも働き続けることができる環境を作りだし、これに対応して退職金や年金の支給開始年齢を上げていくように、雇用・社会制度を再構築することが検討されるべきである。

③外国人労働力の選別的受け入れ増大の検討

女性、高齢者の労働力強化策と平行して、外国人労働力の選別的な受け入れ増大策が検討されるべきである。「選別的」とするのは、未熟練の外国人労働者の急激で野放図な増加は、国内治安などの問題の他に、我が国の産業構造に3Kを残存させることが懸念されるなど、さまざまな問題を生じると予想されるからである。従って、諸外国の例を参考にして、混乱が生じない様に対応すべきである。外国人労働力の活用を考える時は、高度なスキルを有する者などに極力限定することが必要である。ただし、これから需要の増大が予想される看護・介護、メイド、建設工事などの分野では、二国間協定に基づき、受け入れ業種・職種や人数の上限など一定の条件を課すと共に、滞在期間中の管理の徹底などを条件に、受け入れを検討すべきである。

(4) 社会保障給付費の高齢者と子どもの比率の見直し

我が国の社会保障制度においては、年金や医療など高齢者関係への給付が多い一方で、子どもに関する給付は、欧米先進国と比較しても遅れている。社会保障給付費の中で、高齢者人口の増加に伴って高齢者関係給付の伸びが近年顕著であり、子どもへの給付が一層抑えられてしまうと、少子化が一層加速することも懸念される。従って、年金・医療制度改革において高齢者に対する給付額を削減するとともに、子供を持つ家族、特に若い世代に対する支援を増額し、社会保障給付の子育て支援比率（1999年度の給付費に占める高齢者対策予算は67%に対して児童・家庭関係は3%）を10%（スウェーデン並み）まで増加し、高齢者対策から少子化対策にウェイトをシフトする措置が講じられるべきである。

(5) 職住接近の環境整備

通勤時間の短縮など、子育てと仕事の両立の観点から都市再開発や都市活性化策を通して、職住接近のまちづくりが積極的に推進されるべきである。都市再開発に当たっては、子育てする上で住みやすいかどうか、環境面での配慮を十分に行い、ファミリー向けの良質な住宅供給を促す施策も必要である。

5. 商工会議所の役割について

商工会議所の立場は地域に根差した集まりであること、そして、その会員企業は中小企業が多いこと。さ

らに、経済団体として行政への政策提言能力も有していることにある。このような会議所の「結節点」としての特徴を鑑み、少子化に対する商工会議所がとるべき施策は次の点であり、「できることから始める」ことが肝要である。

- ① 少子化対策の重要性を訴えるキャンペーンの展開
- ② 国・地域の取り組みへの支援と必要な対策の提言
- ③ 職住接近のまちづくり
- ④ 会員企業の問題提起への解決策策定と提案
- ⑤ 情報提供（パンフレット制作配布、シンポジウム開催、ホームページの運営等）
- ⑥ 企業経営者の啓発・意識改革の推進
- ⑦ 中小企業の少子化対策ハンドブック（中小企業の工夫事例や公的助成の活用法など）の作成
- ⑧ 育児休業期間の代替要員人材バンクの整備・紹介事業
- ⑨ 育児休業制度利用に伴う中小企業の負担軽減策の策定
- ⑩ 育児支援設備の運営事業を推進
- ⑪ 育児休業の取得や長時間労働の解消などについての啓発活動
- ⑫ 男女共同参画支援施策としての各種講座（お父さんのための家事講座シリーズ、家庭にやさしい企業育成講座など）の開催
- ⑬ 会員中小企業に少子化対策の基本方針を提示する

以 上

<提出先>

政府、各省庁、政党等

<実現状況>

「少子化対策を国の重要戦略と位置付け、本腰を入れて取り組むべき」と少子化の重要性を示したところ、平成 15 年 7 月 9 日に「次世代育成支援対策推進法」（企業に次世代育成支援の行動計画の策定を義務付け、平成 17 年度から 10 年間の時限立法）、同月 23 日に「少子化社会対策基本法」（少子化対策に対する国・地方公共団体、事業主、国民の責務を明示、平成 15 年 9 月 1 日施行）、11 月 9 日に「改定育児・介護休業法」（仕事と家庭の両立支援の促進、平成 15 年 11 月 16 日施行）が成立。

「4. 少子化対策の具体的提言」における上記 3 法に盛り込まれた内容は以下のとおり。

「短期的対策」の「子育てと仕事の両立支援」については、「⑥親が働いている子どもの病気への対応の充実」、「⑧育児休業制度の見直し」、「⑨子育てのための時間確保の推進」が「改定育児・休業法」に盛り込まれた。

「地方での特別な問題点」については、「都道府県・市町村の責務」（次世代育成の具体的な目標と目標達成のための措置を盛り込む）が「次世代育成支援対策推進法」に、「国・地方公共団体の責務」（少子化対策を策定・実行する責務を有する）が「少子化社会対策基本法」で盛り込まれた。

「幼稚園・保育所制度の一元化」については、総合規制改革会議で規制改革の最重要項目の 1 つであるが、「次世代育成支援対策推進法」における地方公共団体の行動計画においても、幼保一元化の動きの進展が期待される。

「中・長期的対策」の『『子どもを産み、育てる』価値観の育成』「少子化を含めた日本社会の長期ビジョンの策定」、「多様な労働力の活用」の基本的な方向性については、3 法に盛り込まれた。

「商工会議所の役割」について、少子化対策の重要性等の普及・啓発事業を行なったところ、東京商工会議所（少子高齢化対策特別委員会）は「中小企業における少子化ハンドブック（人口減社会に中小企業はどう立ち向かうべきか）」を作成。平成 16 年度に、同ハンドブックを基にシンポジウムなどを開催する予定であり、「①少子化対策の重要性を訴えるキャンペーンの実施」「④会員企業の問題提起への解決策策定と提案」「⑤情

報提供」 「⑥企業経営者の啓発・意識改革の推進」などの取り組みが各地にて実施されている。

8. 平成16年度中小企業関係施策に関する要望

日本商工会議所
平成15年6月19日

わが国経済は、深刻なデフレスパイラルに陥っており、まさに、未曾有の危機的状況にある。昨今の著しい株価低迷をはじめとする資産デフレは、企業経営に深刻な打撃を与え、一方で、金融再生のための不良債権処理の加速化が、倒産や失業者の増加を招く懸念を一層強め、雇用情勢にいたっては既に過去最悪の5%台の水準を推移している。また、国内の高コスト構造や、中国をはじめアジア諸国の経済発展等を要因として国内製造拠点の海外移転による空洞化が進み、わが国経済は国際競争力の大幅な低下という問題に直面している。加えて、予想をはるかに超える新型肺炎SARS問題の世界的な広がりが、わが国企業経営にも大きな影響を与えつつある。

このため、政府は、財政、税制、金融の政策手段を総動員し、景気を自立的回復軌道に乗せるための施策を迅速に実行することが強く求められている。その際、金融システムの安定化対策、効果的で経済効果の高い情報通信インフラや空港・幹線道路や防災対策の整備など都市再生関連などに重点を置いた公共投資による需要喚起はもとより、株式市場の活性化のため、本年5月、当所が日本経団連、経済同友会と共に要望した相続税評価軽減等の対策を早急に講ずるべきである。また、地域経済活性化のための規制緩和・撤廃に引き続き力を注ぐとともに、中心市街地の活性化等の街づくり、地域産業の振興に一層努めることが必要である。このため、既存施策の拡充、構造改革特区の活用、さらには、地域振興のための対日投資受け入れ促進や今後の成長分野である観光振興を図ることが重要である。

わが国経済の安定化に向けたデフレ克服のためには、日本の企業数の99%以上、雇用の約70%を占める中小企業の活性化と自助努力支援のための関連施策の拡充強化が欠かせない。このため、日本商工会議所としては、16年度中小企業関係施策に関して、下記事項の実現を強く要望する。

記

- I. 創業促進と経営・技術革新など中小企業の成長支援
- II. 中小企業の再生と金融セーフティネットの整備・充実
- III. 中小企業の活力増進のための税制改革
- IV. 街づくりの推進および地域産業の振興
- V. グローバル経済下の中小企業の海外展開支援
- VI. 中小企業の雇用確保支援等

I. 創業促進と経営・技術革新など中小企業の成長支援

1. 創業・経営革新支援

(1) 創業・経営革新(第二創業)への支援策の拡充強化

地域における創業への取り組みや、経営革新に挑戦する地域中小企業を積極的に支援していくため、従来の創業塾の拡充はもとより、「第二創業」の実現に向けた果敢な挑戦を支援していくため、新事業展開や新分野進出を図ろうとする地域中小企業や若手後継者等による第二創業への挑戦を強力に支援していくための「第二創業塾」(仮称)事業を創設されたい。

(2) 創業直後の事業者への支援

創業直後の事業者は、経営上の困難を乗り越える知識やノウハウが乏しいため、事業開始直後は退出の危険性が高いことが明らかになっていることから、創業直後の事業者が一定の経験を積むまでの期間(創業後5年程度まで)の支援策として、当該事業者が行う他の事業者との交流・情報交換や事業計画策定などのフォローアップ事業を創設されたい。

(3) 経営革新支援法の金融・税制面での優遇措置の拡大

中小企業の生産性の向上や経営合理化さらには新事業への展開など経営革新の視野拡大のため、経営革新支援法における金融・税制面での各種優遇措置を拡大するとともに、中小企業の経営革新支援に向けたアドバイザー派遣など指導体制の充実強化を図られたい。

(4) 新規創業支援のための税制措置の拡充

わが国経済の活力を将来にわたって維持・強化していくための新規創業支援のための税制措置を拡充されたい。(詳細は、後掲)

2. 中小企業の成長支援とモノづくり力強化

(1) 産学官連携による技術開発の支援促進

産学官連携による技術開発を支援促進するため、商工会議所や中小企業支援センターにおける大学・TLOと中小企業を結びつけるためのコーディネート事業への補助等支援策を創設するとともに、TLOや商工会議所の産学連携コーディネーターの人材養成を支援されたい。また、中小企業と大学、研究機関による研究開発により新事業を創出する中小企業地域新生コンソーシアム(共同研究体)研究開発事業を拡充されたい。

(2) SBIR(中小企業技術革新制度)の支出目標額の一層の増額

中小企業の技術開発を支援するSBIR(中小企業技術革新制度)について、より多くの中小企業者の利用が可能となるように支出目標額(特定補助金等)の一層の増額を図られたい。また、各制度の周知期間・募集期間を十分に確保するなど「統一運用方針」の徹底を図り中小企業者の応募の利便性向上を図るとともに、同制度を通じて開発された製品情報の提供を充実するなど事業化の支援を図られたい。

(3) 企業等OB人材活用推進事業の拡充について

大企業の事業再編や製造拠点の海外移転などにより親企業・系列関係といった中小企業を取り巻くビジネス環境が大きく変化している。これに伴い、中小企業は、従来親企業等から受けていた経営戦略や技術開発などの課題に自前で対応する必要に迫られている。こうした中小企業の取り組みを支援するため、豊富な知識と経験を有する企業等OBの外部人材を、中小企業の課題解決にマッチングさせるための環境整備が急がれることから、平成15年度にスタートした「企業等OB人材活用推進事業」について、全国的なネットワーク構築に向けた事業の拡充を図られたい。特に、地域協議会事業については、中小企業からの相談を受けてニーズに合ったOB人材とのマッチングが円滑に進むよう、側面的な支援を行うためのマッチング支援コーディネーター(仮称)の設置など支援策の充実を図られたい。

(4) 中小企業のIT化支援策の総合的推進

①電子署名・認証システムに関する周知・啓発の推進

「e-Japan 戦略」に基づき、本年度から総務省、国土交通省をはじめ、都道府県等の入札が電子化されるなど、電子政府・電子自治体、即ち行政手続きの電子化が本格化しようとしている。これらの各種行政手続きを中小企業者がインターネット上で行うためには、電子署名・認証システムの理解や認識が必要不可欠であるため、政府におかれては、中小企業に対する周知・啓発なども含めて e-Japan 戦略を総合的に推進されたい。

②電子商取引の円滑な導入・普及の推進

IT(情報通信技術)革命の進展が、企業活動に大きな変革をもたらしている中で、中小企業が積極的にITを活用した事業展開・経営革新が図れるよう、企業のIT化を推進する知識・スキルをもつ人材の育成を図るとともに、指導者の育成やカリキュラムの策定等、中小企業IT化施策を推進されたい。

(5) M&Aの普及啓蒙

事業再生、事業分野再構築のための企業再編策として、あるいは中小企業の事業承継対策として、M&A(Merger and Acquisition 買収・合併)は有効な手法と考えられることから、その普及啓蒙に努められたい。

(6) 下請取引の適正化指導の強化

今般改正された下請中小企業振興法および下請代金支払遅延等防止法について、改正内容の周知徹底を図るとともに、元請けと下請けの間の不正な取引を排除するべく、より適正な運用を図られたい。

(7) ADR(裁判外紛争処理)制度の普及浸透

近年、企業間競争の激化や取引形態の多様化等とともに、商事取引に関するトラブルが増加してきている。あっせん・調停・仲裁に代表されるADR制度は、裁判よりも一般的に迅速、簡便、低廉であり、すでに諸外国において広く活用されている。事案の性格や当事者の事情に応じた多様な紛争解決を図ることができるADR制度は、今後のわが国の企業、特に中小企業にとって、有効な紛争解決方法となることが期待される。

このため、利用者の費用負担の軽減、ADRにより確定した債務の損金算入等の税制優遇措置、調査活動支援、人材育成支援、普及活動などの諸施策を講じることにより、ADR制度の普及浸透を図られたい。

(8) 中小企業の特許取得に係る負担軽減措置の創設・拡充

中小・ベンチャー企業の国内・海外特許の取得を促進するため、外国への特許出願および国内特許出願・取得に係る費用負担軽減のための措置を創設、拡充されたい。

3. 小規模事業者の健全な発展支援

地域小規模事業者の健全な発展を支援していくために、経営改善普及事業をはじめとする小規模企業対策予算を安定的に確保するとともに、次の措置を講じられたい。

(1) 補助対象職員人件費及び経営改善普及事業費の確保

経営指導員等補助対象職員の人件費並びに経営改善普及事業費を確保するため、都道府県からの助成措置が完全実施されるよう、引き続き万全な地方財政措置を図られたい。

(2) 商工会議所の合併に伴う小規模事業者への支援体制確保への配慮

合併特例法による市町村合併推進に伴って、各地で商工会議所同士の合併も行われつつある。合併によって管轄地区が拡大された商工会議所においては、当然のこととして管内小規模事業者への経営改善普及事業を効果的に実施していくための新しい体制づくりに万全を期していくが、特に小都市商工会議所については、各般の支援措置に配慮されたい。

(3) 新市場の開拓や新技術開発等の先進的事業への支援

各地域の経済環境や政策的な必要性を反映し、国内外新市場の開拓や新技術の開発等を通じて地域産業の生き残りをかけた取り組みに地域事業者が挑戦する事業を支援するため、提案公募型の「地域産業サバイバル事業」（仮称）を創設されたい。

(4) 「まちの起業家等資金調達マッチングモデル事業」の拡充

“まちの起業家”的な創業や経営革新に取り組もうとする小規模事業者を支援するため、少人数私募債等に着眼した資金調達のきっかけとなる場を提供する本事業については、中小企業を取り巻く金融環境が一層厳しさを増している中で、その必要性が益々高まっていることから、事業の拡充を図られたい。

(5) 若手後継者の育成支援

経営革新に積極的に取り組む若手後継者等を機動的に支援していくため、「若手後継者等育成事業」について、各地商工会議所の青年部や女性会が単独で行う事業を対象とされたい。併せて、日本商工会議所が全国規模で実施する若手後継者等育成事業について拡充されたい。

II. 中小企業の再生と金融セーフティネットの整備・充実

1. 中小企業の再生の促進

(1) 中小企業再生支援協議会の機能強化

中小企業再生支援協議会が十分な相談・支援体制を確保できるよう、常駐専門家の増員や研修等に必要な予算を十分確保されたい。

(2) 再生支援企業への資金供給の充実

中小企業再生支援協議会の実効性をあげるためには再生に必要な資金の確保が不可欠であることから、再生支援を決定した中小企業を対象とした特別融資制度の検討、信用保証協会による保証制度の拡充などにより、支援措置の一層の強化を図られたい。

(3) 再生支援協議会の支援対象に対する金融検査マニュアル上の配慮

中小企業再生支援協議会で作成した経営改善計画に基づき、金融機関が協力して再生支援に取り組む中小企業について、「金融検査マニュアル」上の取り扱いとして特に次の事項に十分な配慮をされたい。

①協議会において作成した計画については「合理的な経営改善計画」として、要注意先と判断して差し支えない旨、金融検査マニュアルに追記するなどにより、徹底を図られたい。

②協議会において作成した計画に基づき金融機関が融資や返済猶予を行った場合には、「貸出条件緩和債権」に該当し要管理先に分類されてしまうことで事業者の資金調達に支障をきたすことのないよう、金融検査マニュアル等において特段の配慮が必要である。

(4) 債権放棄を促進する環境の実現

中小企業再生支援協議会が作成する経営改善計画に沿って再生支援を行う中小企業の過剰債務の削減のため、金融機関が債権の一部放棄を行う場合には、税制上の措置として「無税償却」を認めることを明確化されたい。

(5) 産業再生機構による中小企業再生の促進

産業再生機構が対象とする案件は地域や規模を問わないとしていることから、機構の事業実施にあたっては中小企業の案件も相当割合で取り扱われるように十分配慮されたい。

(6) 中小企業再生支援協議会と産業再生機構等との連携について

中小企業再生支援協議会が取り扱う案件について、産業再生機構の債権買取機能を活用するなど、再生支援協議会と産業再生機構、整理回収機構との連携を一層強化されたい。

(7) 再生ファンドの設立促進

地域の中小企業を対象とした再生ファンドが各地に組成されるように、中小企業総合事業団の「再生支援出資事業」の積極的な活用等による再生ファンドの設立および出資を促進されたい。

(8) 個人保証のあり方の見直し

多くの中小企業経営者は、金融機関から融資を受ける際に個人保証を行っているため、倒産時に基本的な生活権すら侵されるケースも見受けられることから、自由財産の範囲について、大幅に拡大するとともに、起業の促進という観点からも個人保証のあり方の検討、見直しを行われたい。

また、融資にあたり第三者保証を求められることが見受けられるが、第三者保証についても、一定の歯止めを設けるなど、制度のあり方について検討されたい。

2. セーフティネットなど金融対策の充実

(1) 金融セーフティネットの充実

現下の厳しい経済環境の下、挑戦する意欲と能力ある中小企業までが経営破綻に追い込まれるような事態を回避するため、中小企業のセーフティネット対策に万全を図られたい。

特に、セーフティネット貸付・保証の一層の充実を図るとともに、信用保証協会・政府系金融機関は既往の債権について、期限の延長や返済条件の緩和などに応じることにより事業の継続が見込まれる場合には、個々の事業者の実情に十分配慮し、なお一層弾力的な対応をされたい。

(2) 中小企業信用保険制度の拡充・強化

中小企業金融において信用保証制度の果たす役割は益々重要であることから、中小企業への金融の円滑化に資するため、中小企業総合事業団の保険準備基金の強化に努めるとともに、信用保証協会の経営基盤強化に十分な基金補助金を確保されたい。

(3) 政府系中小企業金融機関の機能強化

政府系金融機関の改革について政府は、経済財政諮問会議の結論を踏まえ、経済情勢を見極めつつさらに検討を進めることとしているが、厳しい経営を強いられている中小企業にとって、円滑な資金調達のためには政府系中小企業金融機関によるセーフティネット機能が必要不可欠である。商工組合中央金庫・中小企業金融公庫・国民生活金融公庫等政府系中小企業金融機関の貸付規模・組織・機能はむしろ強化するべきである。

(4) 金融検査マニュアルの見直し

金融検査マニュアル「別冊・中小企業編」では、「中小企業については経営実態を踏まえて判断する」とこととしているが、金融機関は自己査定にあたり、むしろ中小企業の財務的側面を重視した慎重なマニュアル運用を行っていることが「貸し渋り」「貸し剥がし」の一因となっていると考えられる。

中小企業はもともと大企業に比して自己資本が少なく資金調達は銀行融資に依存していること、会計の精度が大企業よりも低いこと等の財務的特徴に配慮し、中小企業向け債権の分類（特に債務者区分）にあたっては、「利益や資本の状況」よりも「経営の実態（営業の活力、技術力、経営者の資質・資産、将来見通し等）」を重視したものとすよう、金融検査マニュアルの見直しを行い、中小企業向けの査定基準と大企業の基準とを明確に区別されたい。

(5) 中小企業の資金調達手法の多様化

中小企業、ベンチャー企業の資金調達の円滑化・多様化を図るため、不動産担保に依存しない融資を確立するための手法として動産担保融資制度（＝在庫、機械等を担保とする制度）、プロジェクトファイナンス、中小企業の信用リスクの測定、財務制限条項を活用した融資等、新しい金融手法の検討、普及に努められたい。

(6) 小企業等経営改善資金（マル経）の充実

小企業等経営改善資金（マル経）融資について、利用者の利便性向上のため以下の措置を講じられたい。

①平成16年3月31日で期限切れとなる貸付限度枠の別枠措置（450万円）を本枠（限度額1000万円）に統合。

②返済期間の特例措置（運転資金5年、設備資金7年）の恒久化。

③国民生活金融公庫が行う生活衛生関係営業者に対する設備資金について、事業者の利便性向上のため、小企業等経営改善資金（マル経）の融資対象に追加。

(7) 倒産防止共済制度の共済金貸付限度額の引き上げ等

厳しい経営環境が続く中で、各地商工会議所の倒産防止特別相談（経営安定相談）事業を有効に機能させ

るため、中小企業総合事業団の実施する倒産防止共済制度の掛金限度額及び共済金貸付限度額を引き上げるとともに、貸付額に応じた掛金権利消滅の割合（現行は貸付額の10%）を引き下げられたい。

（8）中小企業会計基準の普及浸透

中小企業向け直接金融市場が徐々に拡大するのに伴い、中小企業にとっても投資家に対する経営情報の提供や情報開示などの環境整備が円滑な資金調達のためには重要課題となっていることから、日本税理士会連合会が先ごろ取りまとめた中小会社会計基準について、中小企業への普及浸透を図られたい。

Ⅲ. 中小企業の活力増進のための税制改革

1. 抜本的な事業承継税制の確立

事業承継に関わる税制措置については、近年、累次の改正により改善の方向にあり、特に、平成15年度改正では、相続税の累進構造の緩和、自社株に対する軽減措置の拡充等が講じられたが、引き続き、中小企業が事業継続の基盤を損なうことなく継続・発展できるよう、制度の見直しが必要である。このため、中小企業の業用資産の承継については本来、非課税とするべきであるが、当面、少なくともヨーロッパの例に見られるように、例えば5年程度の事業の継続を前提に、課税対象額の5割を控除するといった制度を創設し、抜本的な事業承継税制の確立を図るべきである。

2. 中小法人税制等の拡充

（1）法人税率の引き下げ及び適用所得金額の引き上げ

中小企業の体質強化と活力増進を図るため、法人税の中小企業軽減税率について、税率を引き下げるとともに、昭和56年以来据え置かれている適用所得金額（現行800万円）を引き上げるべきである。

（2）留保金課税制度の廃止

同族会社の留保金課税は、中小企業にとって経営基盤の強化と新規事業展開等、企業活力の再生を図るために必要な内部留保の拡充を阻害するものとなっている。平成15年度改正において、平成17年度までの時限措置として、資本金1億円以下で自己資本比率50%以下の中小企業については課税停止とする措置が講じられたが、法人税率と所得税最高税率との格差が大幅に縮小されている今日、もはや留保金課税の存在意義は失われており、同制度については直ちに全面的に廃止すべきである。

（3）欠損金繰越期間の延長及び繰戻還付の適用

欠損金の税制上の取扱いについて、課税上の期間損益の通算は、企業が中長期的な視点に立った経営を行ううえで極めて重要なことから、欧米諸国に比べて短い欠損金繰越期間を10年程度まで延長するとともに、一部を除き不適用になっている繰戻還付を認めるべきである。

（4）設備投資促進のための税制措置の維持・拡大

中小企業の活力強化の観点から、中小企業投資促進税制について維持・拡大を図るとともに、減価償却資産の法定耐用年数の短縮等、減価償却制度の見直しを行うべきである。

（5）ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡充

わが国経済の活力を将来にわたって維持・強化していくためには、ベンチャー・新規創業企業の存在が極めて重要であることから、次に掲げる措置を講じるべきである。

① 現行エンジェル税制について、ベンチャー企業への投資ロスと他の所得との損益通算を認めるとともに、繰越控除（現行3年）を5年へ延長する等の措置。

② 投資誘発効果を高めるため、イギリス、フランスなどの制度と同様、ベンチャー企業に対する投資額の20%の税額控除。

③創業後5年間に生じた欠損金の無期限の繰越控除制度を創設。

（6）交際費の損金算入規制の撤廃

法人が支出する交際費について、企業会計原則に則り、全額損金算入を認めるべきである。

（7）M&A等の推進のための株式譲渡課税の軽減

M&Aによる企業組織再編や円滑な事業承継を図るため、株式を譲渡した場合における譲渡益課税の軽減措置を講じるべきである。

3. 法人事業税への外形標準課税の撤廃

外形標準課税はさまざまな問題を抱える税制であり、諸外国においても同様の税制は廃止の方向にあることから産業界はその導入反対を主張してきたが、平成16年度からの導入が決定された。しかしながらわが国だけが導入を図ることは、産業の国際競争力の低下を招くため、そもそも反対であり撤廃すべきである。ましてや、将来、外形標準課税の対象範囲が、資本金1億円以下の企業にまで拡大されることは、絶対にあ

ってはならない。

4. 年金税制の拡充

公的年金制度改革に伴い、企業年金の果たす役割が重要度を増すなか、中小企業が有為な人材を確保し、従業員の福利厚生を図る観点から、企業年金制度を中小企業にとってより利用しやすいものとするため、特別法人税の撤廃、確定拠出年金制度における拠出限度額の引き上げ、マッチング拠出を認めることをはじめとする税制上の優遇措置等を実施すべきである。

厚生年金基金については、厚生年金本体との財政の中立性を確保する方向で免除保険料率の上下限の撤廃、完全個別化等を図られたい。また、財政状況の厳しい中小企業の総合型基金における積立金不足の基金については、代行部分の積立金の移管が円滑に行えるように返納要件を緩和するなどの経過措置を図られたい。

IV. 街づくりの推進および地域産業の振興

1. 中心市街地活性化対策の拡充

(1) 「中心市街地活性化モデル地域」(仮称)の創設およびTMO支援策の拡充

全国公募により個性的な中心市街地・TMO(タウンマネージメント機関)を選定(例えば、「中心市街地活性化チャレンジ10」、「TMOチャレンジ10」等)し、8府省庁施策の集中的な実施によって成功モデルを創出されたい。

また、大型空き店舗対策を拡充するとともに、TMO等が大型空き店舗等を活用して、姉妹関係等のある海外都市にちなんだ飲食街、物産館、連絡事務所等を誘致するための規制緩和、および支援制度の創設を図られたい。

さらに、TMOの強化のため、豊富な知識と経験を有する企業OBなど、常駐タウンマネージャーとしての資質と高い専門能力を備えた人材の確保を図られたい。併せて、公共施設の管理運営や清掃事業など、「官から民へ」の路線に沿った地方行政サービスのTMOへの業務委託を促進されたい。

(2) 少子高齢化社会や環境問題に対応したコミュニティビジネス等の振興

TMO等が行う宅配サービス、コミュニティバス(観光スポット循環を含む)をはじめとした高齢者や環境問題に対応した「コミュニティビジネス」や、託児所設置、地域通貨導入等への取り組みに対する支援を強化されたい。特に、コミュニティビジネスに取り組むNPO法人等を政府系金融機関の貸付対象に追加するとともに、コミュニティビジネスを企画・創造・展開するための補助制度の創設を図られたい。

(3) 魅力ある個店・商店街づくりのための支援策の拡充

「商人塾」、「商店経営者の修行応援事業」など、店舗経営の実務能力の向上を図るための個店支援策を拡充されたい。また、商店街の機能強化を図るため、高い専門能力を備えた常駐の商店街マネージャーの確保を図られたい。さらに、老朽化したアーケードなど、商店街共同施設の解体・撤去費用に対する補助制度の創設を図られたい。併せて、災害に強い街づくりのための電線類の地中化、ユニバーサルデザインに対応した段差のない道路や店舗等の施設整備、および商店街等が行う集客イベント等のための公道活用の推進を図られたい。

加えて、「街路灯」、「防犯カメラ」、「私設交番」等の設置、および「自警団」の運営など、商店街等が行う中心市街地における防犯、防災対策への支援を強化されたい。

(4) 街づくりのための産学官連携の促進

商店街等が行う、学生、生徒、児童と連携した中心市街地活性化事業、若年未就労者を対象とするインターンシップ事業、および空き店舗を活用したチャレンジショップ事業の推進を図られたい。また、街づくりに関する公的資格の創設、および大学の関係学部の新・増設などによる人材育成を促進されたい。

(5) 都市型観光の振興、外国人旅行者受け入れ(イバウンド)のための環境整備

高速道路料金など観光客の移動コストの低減に努めるとともに、地方自治体等が行う「交通案内板」の外国語表記、質の高い公衆トイレの設置、「インフォメーションセンター」の設置などのインフラ整備への支援を行われたい。

また、外国語表記のパンフレットの作成、ボランティア通訳・ガイドの確保・養成などソフト事業の支援も行われたい。

(6) 各種補助事業の運用改善等

地域における円滑な事業遂行に資するため、各種補助事業について、地元負担者の多様化、交付決定の早期化、複数年化等、柔軟な制度運用を図るとともに、関係行政機関の窓口の一本化、各担当部局の連携強化など、行政手続の一層の簡素化・効率化を図られたい。

2. 地域事情に沿った大店立地法の運用確保と街づくり条例の制定支援

郊外開発の抑制、中心市街地活性化のための街づくり3法の整合性確保に関する国としての方針を一層明確化するとともに、大型店出店に関する都道府県による広域調整の仕組みの創設を図られたい。また、地方自治体による計画的な土地利用を目的とした街づくり条例の制定を支援されたい。

3. 地域産業振興策の抜本的拡充

(1) 地場産品・伝統的工芸品の需要拡大と輸出促進に対する支援措置の拡充

「和文化」の復活等に対応して需要創出を図る産地組合等に対する支援を拡充されたい。また、地場産品の輸出拡大のため、海外見本市等への出展支援など、日本貿易振興会（JETRO）の支援機能の強化を図られたい。

(2) 産地ブランド確立のための支援体制の構築等

産地ブランドの確立に資する人材育成や商品開発力の強化、また、各地の「地場産業振興センター」、「デザインセンター」等のネットワーク化の推進を図られたい。合わせて、デザイン戦略の重要性について普及・啓発に努められたい。

また、共同受注、共同販売への取り組みなど、需要拡大に向けた産地等の事業者の自助努力を支援されたい。

(3) 対日投資促進に対する支援措置の拡充等

対日投資を促進し、地方への外国企業立地を図るため、規制緩和、投資インセンティブの創設などの環境整備を図られたい。このため、対日投資ビジネスサポートセンターなど、JETROの対日投資支援機能（国際交流事業を含む）の強化を図られたい。

(4) 地域資源を活用した産業観光の振興

商工会議所等による「工場」、「企業博物館」、「伝統的工芸品」等を観光資源とした産業観光や広域観光への取り組みを支援されたい。また、産業観光の観点に立った新しい特産品起こし、産地ブランドの確立、直販店の設置・運営などへの取り組みを支援されたい。

V. グローバル経済下の中小企業の海外展開支援

1. 東アジア地域等へ進出する中小企業への支援措置の強化

東アジア地域等への進出を図ろうとする中小企業に対して、現地の投資・経営環境に関する情報提供、在外日本人商工会議所など関係機関の専門家等による相談指導、低利の融資制度など、各種支援措置をさらに強化するとともに、それらの措置が有効に活用されるよう一層の周知に努められたい。

2. 中小企業の輸出振興のための支援措置の強化

輸出取引を図ろうとする中小企業に対して、現地市場等に関する情報提供、JETROなど関係機関の専門家等による相談指導、海外見本市への出展助成など、各種支援措置をさらに強化するとともに、それらの措置が有効に活用されるよう一層の周知に努められたい。

3. 自由貿易協定（FTA）の締結促進

国家戦略として諸外国との自由貿易協定（FTA）を推進されたい。協定の内容としては、国内産業にも十分配慮しつつ、関税や非関税措置だけでなく、投資、サービス、貿易円滑化をはじめ、中小企業分野での協力を含めた包括的な協定とし、中小企業にも恩恵のあるものとされたい。

VI. 中小企業の雇用確保支援等

1. 地域における新たなパートナーシップの形成

若年層の高失業率ならびにフリーターの増大は、適切なキャリアの形成を妨げ、ひいては日本の経済活力を低下させかねないなど、重大な問題を内包している。このため、若年者の適切なキャリア形成、将来に向けた人材育成に資するため、地域の特性に応じたきめ細かい職業紹介、カウンセリング、職業訓練等の雇用関連事業を、一体的かつ効率的に推進するための新たな枠組み（ワンストップサービスセンター）を整備されたい。ワンストップサービスセンターは、地域の産業界、人材ビジネス会社、NPO、学校、地方公共団体、国などのパートナーシップにより、公共職業安定所等、既に社会に定着し同様の業務を行っている機関と、相互に業務を補完しあいながら、地域主体で設立・運営されることが望まれる。

なお、職業紹介事業や職業訓練については、商工会議所をはじめとする民間機関を最大限に活用し、民間のノウハウや人材を活かした事業が展開できるよう、環境整備を図るとともに、雇用面での適切なセーフテ

イネットを拡充されたい。

2. 職業能力開発の促進

個人が職業能力を高めるための投資を効率的に行えるようにするため、商工会議所における検定事業等、総合人材育成事業の内容も取り入れながら、職業別のキャリアマップを作成し、これに基づく標準的な人材育成プログラムを策定されたい。

また、中小・ベンチャー企業の創業・起業や新規分野進出による雇用創出を促すため、税制や資金調達、人材確保の面での支援制度を拡充されたい。加えて、経営や事業再生、ベンチャーなど、わが国の競争力強化、経済活性化の核となる高度専門人材の育成のため、スキル標準の策定やカリキュラム・教材開発などに取り組まれたい。あわせて、専門職大学院の設置促進等を通じた高等教育機関の充実を図るとともに、専門学校設置基準にかかる規制改革の推進等、高度職業教育を行う機関の環境整備を進められたい。

3. 職場体験講習、トライアル雇用、紹介予定派遣などの制度拡充

産業構造の変化、就労ニーズの多様化が進む中、円滑な労働移動を可能とするため、必要な規制改革や労働法制の見直しを進めるとともに、ミスマッチ解消や、早期再就職の促進に有効な職場体験講習、トライアル雇用、紹介予定派遣などの仕組みについて、中小企業による活用を促進するため、実施期間の延長や対象の拡大など制度を拡充するとともに、手続きの簡素化を図られたい。

4. 雇用保険三事業の抜本的見直し

厳しい雇用情勢のもと、雇用保険制度は雇用のセーフティネットとして引き続き重要であるが、産業構造の変化や、就業形態の多様化、少子高齢社会の下でも安定的に運営できるよう、制度の再構築が必要である。特に、事業主が保険料を全額負担する雇用保険三事業については、徹底的にその政策評価を行い、抜本的な見直しを行うとともに、助成金の申請・支給手続きの簡素化など、手続き面の改善を図られたい。

なお、今後必要となる雇用対策の追加的コストの手当てについては、雇用保険料率の安易な引き上げによるべきではない。

5. 外国人労働者の受け入れの大幅拡大および外国人研修・技能実習制度の運用緩和・拡充

国際競争の激化に伴い、優秀な外国人を受け入れることは重要な戦略となっており、また、少子高齢化社会の中で、わが国の経済・産業を活性化させ、持続的な成長を維持していくためにも、外国人労働者の受け入れをさらに推進することが不可欠である。このため、いわば「鎖国」状態にある高度人材外国人労働者の受け入れについては、これまでの発想を大転換し、受け入れを大幅に拡大されたい。

外国人ブルーワーカーの受け入れについては、外国人研修・技能実習制度に関して、受け入れ人数枠の拡大や技能実習移行対象業種の拡大、研修中の夜間を含むシフト勤務の許可、受け入れ手続きの簡素化・迅速化等、近隣諸国や国内企業のニーズに沿った運用緩和・拡充を図られたい。さらには、外国人労働者数の増加は社会不安を起す恐れがあるとの議論もあるが、まずは構造改革特区制度を利用して、台湾方式による受け入れ制度の導入を真剣に検討されたい。

6. 産業別最低賃金の廃止および地域別最低賃金の据え置きもしくは引き下げ

産業別最低賃金については、地域別最低賃金が定着をみた中で、屋上屋を重ねることになっているので、廃止されたい。また、地域別最低賃金については、最近の深刻な経済情勢やデフレ状況にあわせ、据え置きもしくは引き下げられたい。

以 上

<提出先>

政府、各省庁、政党等

<実現状況>

I. 創業促進と経営・技術革新など中小企業の成長支援

1. 創業・経営革新支援

(1) 創業・経営革新（第二創業）への支援策の拡充強化

平成 16 年度政府予算案において、「創業塾」の前年度同規模（予算上の積算では、商工会議所・商工会合わせて 282 箇所）を確保するとともに、新たに、新事業展開等を目指す経営者や若手後継者等を対象に、経営戦略、組織マネジメント等の知識・ノウハウの体得を支援する「第二創業コース」を設定。（予算上の積算では、商工会議所・商工会合わせて 100 箇所）

15 年度予算 8.2 億円→16 年度予算案 13.0 億円

(2) 創業直後の事業者への支援

実現せず

(3) 経営革新支援法の金融・税制面での優遇措置の拡大

欠損金の繰戻し還付の不適用制度について、中小企業経営革新支援法の承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う中小企業者の欠損金額に係る適用除外措置の適用期限を 2 年延長することとなった。

(4) 新規創業支援のための税制措置の拡充

「15. 平成 16 年度税制に関する要望」参照

2. 中小企業の成長支援とモノづくり力強化

(1) 産学官連携による技術開発の支援促進

- ・(商工会議所への補助) 実現せず。
- ・地域新生コンソーシアム研究開発事業の平成 16 年度予算概算要求額 14,258 億円 (15 年度 10,108 億円)

(2) SBIR（中小企業技術革新制度）の支出目標額の一層の増額

- ・平成 16 年度の SBIR 支出目標額は約 300 億円。

(3) 企業等 OB 人材活用推進事業の拡充について

- ・平成 16 年度政府予算案において、地域協議会（21 箇所→32 箇所）及びモデル事業（10 箇所→17 箇所）の実施対象の拡充が盛り込まれた。合せて、地域協議会事業については、中小企業からの相談を受けてニーズに合った OB 人材とのマッチングが円滑に進むよう、側面的な支援を行うためのマッチングコーディネーターの設置が盛り込まれた。

(4) 中小企業の IT 化支援策の総合的推進

① 電子署名・認証システムに関する周知・啓発の推進

- ・電子政府・電子自治体の推進として総務省において平成 16 年度 177.7 億円 (15 年度 129.7 億円) の予算案の拡充が行われ、電子署名・認証に関しても所要の予算措置が行われた。また、経済産業省では、e-Japan II において提示された中小企業金融、医療等の分野における IT の導入を促進し、国民生活の利便性・安全性、産業競争力を向上させるため 48.4 億円が新規に予算化された。

② 電子商取引の円滑な導入・普及の推進

- ・経営戦略と情報技術の双方に通じた IT コーディネータの活用等、中小企業における IT を活用した経営革新への支援を通じて中小企業の戦略的情報化を支援するため、平成 16 年度において 11.8 億円 (15 年度 7 億円) の予算案の拡充が行われている。

(5) M&A の普及啓蒙

- ・実現せず。

(6) 下請取引の適正化指導の強化

- ・引き続き中小企業庁及び公正取引委員会において周知に努めている。
- ・『「消費税における総額表示方式導入に伴う転嫁・表示に関する独占禁止法等の取り扱いの明確化」に関する要望』を政府に提出し、公正取引委員会より「改正消費税法に基づく「総額表示方式」の実施に当たっての独占禁止法及び関係法令に関するQ&A」が発表された。

(7) ADR（裁判外紛争処理）制度の普及浸透

- ・平成16年2月、経済産業省の委託事業として、商工会議所の相談業務におけるADRニーズ調査および同企業対象調査が実施された。また、平成16年度は、ADRの実務担当者用教材の作成や、セミナーの開催等、人材育成支援に係る委託事業が実施されることとなっている。

(8) 中小企業の特許取得に係る負担軽減措置の創設・拡充

- ・平成16年4月1日より、中小・ベンチャー企業に対する既存の国内特許料金減免制度（審査請求料半額化、特許料猶予や半額化など）の適用要件が拡充される。具体的には、①設立年限要件を5年以内から10年以内へ拡充、②中小企業創造活動促進法の認定事業、新事業創出促進法に基づく中小企業技術革新制度（SBIR）の補助金等交付事業、中小企業経営革新支援法の承認計画に係る研究開発事業、の三事業に関連した出願を行う中小企業を制度適用対象に追加、③減免対象の中小企業と他者との共同出願の場合にも、それぞれの持分に応じて料金減免、の3点が改正となる。

3. 小規模事業者の健全な発展支援

(1) 補助対象職員人件費及び経営改善普及事業費の確保

- ・商工会議所・商工会向け補助金の平成16年度政府予算案では、前年度対比で24億円、16.2%削減の見通しであるが、全国団体（日商・全国連）経由による各地商工会議所への補助・委託事業が増額され、創業人材育成事業13億円、JAPANブランド育成支援事業9.3億円、消費税円滑化対策事業27億円、まちの起業家等資金調達マッチングモデル事業0.8億円、後継者人材マッチング促進事業1.2億円が計上されている。

(2) 商工会議所の合併に伴う小規模事業者への支援体制確保への配慮

- ・商工会議所法改正（現在国会審議中）に伴い、商工会議所同士の合併環境が整備されるとともに、小規模事業経営支援事業費補助金の「商工会等広域連携等地域振興対策事業費」において、合併に伴う改修費及び増改築費、備品費、移転費用、広報費、コンピュータシステム改修費等に要する経費の補助が盛り込まれる予定。

(3) 新市場の開拓や新技術開発等の先進的事業への支援

- ・平成16年度政府予算案において、商工会議所・商工会が地域の企業等をコーディネートし、地域の特性等活かした製品等の魅力・価値をさらに高め、全国さらには海外のマーケットにおいても通用する高い評価を確立するために行うプロジェクトについて総合的に支援する「JAPANブランド育成支援事業」を新たに創設する。

（提案公募により、商工会・商工会議所合わせて30箇所を実施予定）

16年度新規・9.3億円

(4) 「まちの起業家等資金調達マッチングモデル事業」の拡充

- ・平成16年度政府予算案において、モデル事業の実施箇所を15年度予算の10箇所から19箇所に拡充し、旧来型の間接金融に頼らない、地域をあげてサポートするユニークな資金調達モデルの発掘を図る。

15年度予算0.1億円→16年度予算案0.8億円

(5) 若手後継者の育成支援

- ・補助要綱等の改定により、「実施方針」に、従来の連携事業だけではなく、各地商工会議所の青年部や女性会

が単独で行う事業も対象となることが盛り込まれる見込み。

II. 中小企業の再生と金融セーフティネットの整備・充実

1. 中小企業の再生の促進

(1) 中小企業再生支援協議会の機能強化

- ・平成 16 年度予算において、専門スタッフの充実などのため、1 ヶ所当たり予算を増額要求。
16 年度 1 ヶ所当たり 5434 万円（15 年度 3810 万円）

(2) 再生支援企業への資金供給の充実

- ・中小企業金融公庫の企業再建資金において、中小企業再生支援協議会、RCC、産業再生機構の再生支援により経営再建に取り組む中小企業を貸付対象とし、貸付限度額の 2 億 5 千万円から 4 億 8 千万円に増額し、国民生活金融公庫においても同様の制度を創設。

(3) 再生支援協議会の支援対象に対する金融検査マニュアル上の配慮

- ・平成 16 年 2 月 26 日に発表された金融検査マニュアル別冊中小企業金融編の改正において、「整理回収機構ならびに中小企業再生支援協議会が策定した事業再建計画についても、産業再生機構が買い取り決定した債権に係る債務者についての事業再生計画と、原則として同様に取扱う」と明記され、貸出条件緩和債権に該当せず、要管理先としなくてもよい取扱となることが明記された。

(4) 債権放棄を促進する環境の実現

- ・協議会において再建計画の策定を支援するにあたって、債権放棄を伴う再建計画を立てた場合の税務上の取扱いについて、中小企業庁は、モデルケースを示して債権放棄に関する税務上の取扱いを国税庁に照会し、債権者が債権放棄を行った場合に、これが、税制上、寄付金に該当せず損金に算入できること、債務者が債権放棄を受けて債務免除益が立った場合に、それと見合うまで過去の欠損金額を本年度の損金に算入することが認められることを確認した。

（平成 15 年 7 月）

(5) 産業再生機構による中小企業再生の促進

- ・実現せず。

(6) 中小企業再生支援協議会と産業再生機構等との連携について

- ・実現せず。

(7) 再生ファンドの設立促進

- ・地域金融機関等とともに中小企業総合事業団が出資を行い、中小企業再生支援協議会と連携した地域中小企業再生ファンドの第 1 号が 16 年 1 月に大分で設立した。この度、新たに、静岡においては、(株)静岡銀行をはじめとする地域金融機関（14 金融機関）が出資し、茨城においては、(株)常陽銀行をはじめとする地域金融機関（6 金融機関）及び茨城県が出資する「地域中小企業再生ファンド」に対し、中小企業総合事業団が出資することが内定した。

(8) 個人保証のあり方の見直し

- ・平成 15 年 7 月に、第 156 回通常国会で「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律」が成立し、同改正案では、民事執行法における差押禁止財産のうち金銭の範囲について、従来の「標準的な世帯の 1 月間の必要生計費を勘案して政令で定める額」を「標準的な世帯の 2 月間の必要生計費を勘案して政令で定める額」とし、さらに、政令で定める額についても、従来の 21 万円から 33 万円に引き上げられ、

平成16年4月1日に施行される。

・法制審議会が、平成15年9月に「破産法等の見直しに関する要綱」をとりまとめ、これを受け、平成16年2月に第159回通常国会に新「破産法案」が提出され、現在審議中。同法案では、破産法における自由財産のうち金銭の範囲について、従来の「標準的な世帯の1月間の必要生計費を勘案して政令で定める額」を「標準的な世帯の3月間の必要生計費を勘案して政令で定める額」に引き上げられることになっている。

2. セーフティネットなど金融対策の充実

(1) 金融セーフティネットの充実

・中小企業庁は引き続き必要な対策を講じている。

(2) 中小企業信用保険制度の拡充・強化

・中小企業庁は引き続き必要な措置を講じている。

(3) 政府系中小企業金融機関の機能強化

・平成16年度の財政投融资要求額（貸付規模）は、中小公庫19,000億円、国民生活金融公庫31,500億円、商工中金18,500億円（3機関とも15年度計画と同額）。

(4) 金融検査マニュアルの見直し

・平成16年2月、中小・零細企業に配慮した改訂がなされた。主なポイントは①金融機関が日頃、企業訪問や経営指導等を通じて、企業と密度の高いコミュニケーションをとり、財務諸表ではわからない経営実態を適切に把握していれば、検査において企業の成長性や経営者の資質等に関する金融機関の評価を尊重する、②資本金性格を持つ債務（擬似エクイティ）を、経営再建計画の一環として、資本金の劣後ローンに転換している場合、資産査定において、それを資本とみなすことができる。③赤字や債務超過といった計数面だけでなく、経営実態を重視するほか、借り手の返済履歴や経営姿勢にも着目するなどきめ細かい運用を行う、の3点。

(5) 中小企業の資金調達手法の多様化

・法制審議会動産・債権担保法制部会において、動産・債権譲渡の公示制度創設を検討中。

(6) 小企業等経営改善資金（マル経）の充実

・実現せず。

(7) 倒産防止共済制度の共済金貸付限度額の引き上げ等

・実現せず。

(8) 中小企業会計基準の普及浸透

・中小企業庁では引き続き普及に努めている。

・一部金融機関において、「中小企業の会計基準」を用いた企業への融資制度の取扱を開始している。

Ⅲ. 中小企業の活力増進のための税制改革

1. 抜本的な事業承継税制の確立

「15. 平成16年度税制改正に関する要望」参照

2. 中小法人税制等の拡充

(1) 法人税率の引き下げ及び適用所得金額の引き上げ

・実現せず

- (2) 留保金課税制度の廃止
- (3) 欠損金繰越期間の延長及び繰戻還付の適用
- (4) 設備投資促進のための税制措置の維持・拡大
- (5) ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡充
- (6) 交際費の損金算入規制の撤廃

・実現せず

- (7) M&A等の推進のための株式譲渡課税の軽減

3. 法人事業税への外形標準課税の撤廃

・実現せず

4. 年金税制の拡充

- ・日本商工会議所「平成16年度税制改正に関する要望」の実現状況（商工会議所イントラネット内、平成15年12月19日掲載）をご覧ください。
- ・年金制度改革案（国民年金法案の一部を改正する法律案）が平成16年2月10日の閣議決定後、国会に提出（現在審議中）

<同法案には、以下の項目が組み込まれた>

- ・「確定拠出年金」については、拠出限度額の引上げを行う。ポータビリティの確保として、厚生年金基金や適格退職年金等からの移行を可能とし、それに伴う原資の移換限度額を撤廃する。（平成16年10月を目途に実施予定）。

少額資産の中途引出し要件を緩和する（平成17年10月を目途に実施予定）。

<拠出限度額の引上げ>

- ①企業型（他の企業年金がある場合：3.6万円/月→4.6万円、ない場合：1.8万円/月→2.3万円）
- ②個人型（企業年金がない場合：1.5万円/月→1.8万円、自営業者等（6.8万円/月→6.8万円<変更なし>）

※「特別法人税の撤廃」、「マッチング拠出の認可」については、実現せず。

（但し、特別法人税は15年度税制改正で17年度まで凍結期間2年間延長）

- ・「厚生年金基金」については、免除保険料率の見直しを行う（現行の上下限：2.4%～3.0%を2.4%～5.0%に拡大する、厚労省は新免税保険料率の範囲内で殆どの基金が網羅され、完全個別化に近い状況となると説明、平成17年4月を目途に実施）。また、解散要件も緩和する（最低責任準備金の5年間の分割納付を認める。3年間の特例措置として、基金創設時からの免税保険料と給付費の差額を厚生年金本体の運用利回りで算出し、現在保有していると見込まれる積立金額を特例額（納付額）として認める。年齢構成の高い基金、歴史の古い基金は従来の計算による最低責任準備金より納付金が低下する見込み）

（平成17年4月を目途に実施）

IV. 街づくりの推進および地域産業の振興

1. 中心市街地活性化対策の拡充

(1) 「中心市街地活性化モデル地域」(仮称)の創設およびTMO支援策の拡充

・全国公募による個性的な中心市街地・TMOの選定、および8府省庁施策の集中的な実施による成功モデルの創出は実現せず。

・中小企業庁は平成15年9月、「TMOのあり方に関する懇談会」報告書に基づき、TMO活動の課題・現状を踏まえ、支援策を拡充。

・中小企業庁は16年度、「大型空き店舗活用支援事業」を拡充し、支援する大型店周辺の商店街区域等に整備される附属施設(駐車場等)整備事業、空き店舗を利用したチャレンジショップ事業等まで対象を広げ、3.5億円を予算案化(15年度2.5億円、最長3年間)。

・大型空き店舗等を活用した海外連絡事務所誘致のための規制緩和および支援制度創設は実現せず。

・中小企業庁は16年度、TMO機関等が行う中心市街地活性化への取り組みを支援するため専門家を派遣する「タウンマネージャー派遣事業」として前年同額の1.9億円、幅広い分野にわたるTMO事業に対応するため専門的知識を有した人材を長期間活用できるよう支援する「タウンマネジメント事業」として0.4億円(新規)を予算案化。

・「公の施設の管理に関する地方自治法」が改正され、平成15年9月から公の施設の指定管理者として民間事業者も参入可能となった。

・政府の「地域再生本部」が平成16年2月に決定した「地域再生推進のためのプログラム」に基づき、国土交通省は、河川、道路、公共住宅、都市公園等の管理など、地方公共団体の行政サービスの積極的な民間開放を決定した。

(2) 少子高齢化社会や環境問題に対応したコミュニティビジネス等の振興

・中小企業庁は16年度、空き店舗で保育施設・高齢者施設等設置・運営を最長3年間支援する「コミュニティ施設活用事業」を含む「中小商業活性化総合補助事業(ソフト事業)」として5.0億円を予算案化(15年度3.0億円)。

・経済産業省は16年度、NPO・市民等が連携して地域の環境問題の解決を目指す「環境コミュニティ・ビジネスモデル事業」として0.9億円(新規)を予算案化。

・政府の「地域再生本部」が平成16年2月に決定した「地域再生推進のためのプログラム」に基づき、総務省は16年度、地域再生計画認定地域に限定して地域通貨モデルシステムを開発し、平成17年度以降、地方公共団体に無償配布する。

・政府の「地域再生本部」が平成16年2月に決定した「地域再生推進のためのプログラム」に基づき、経済産業省は16年度、TMOの主体としてNPO法人を追加するための政令改正を行う。

・コミュニティビジネスに取り組むNPO法人等を政府系金融機関の貸付対象とすることは実現せず。

(3) 魅力ある個店・商店街づくりのための支援策の拡充

・中小企業庁は16年度、商工会議所などが実施する商人塾事業、繁盛店主等から直に技を修得する修理事業などを支援する「中小商業活性化創業等支援事業」として1.3億円(新規)を予算案化。

・中小企業庁は16年度、「商店街事務局強化アドバイザー派遣事業」として前年同額の0.2億円、「シニアアドバイザー派遣事業」として前年同額の0.3億円を予算案化。

・中小企業庁は、平成15年11月、消費者にとって魅力あるまちづくりを進めるための実践行動マニュアルを

作成。

- ・アーケードなど商店街共同施設の解体・撤去費用に対する補助制度は実現せず。
- ・中小企業庁は16年度、電線地中化事業、街路灯・防犯カメラ設置事業などを含む「商店街等における商業基盤施設等の整備事業」として42億円を予算案化（15年度46億円）。
- ・国土交通省は、電線類地中化など景観を配慮した街づくりを推進するため、今通常国会に景観法案を提出。16年度「景観形成事業推進費」として200億円（新規）を予算案化。
- ・私設交番の設置および自警団の運営への支援については実現せず。
- ・警察庁、および国土交通省は、イベント等の実施に伴う公道の使用許可の円滑な実現に向け15年度中に通達を発出。

（4）街づくりのための産学官連携の促進

- ・中小企業庁は、商業塾事業、修行事業、学生・NPO・地域住民等と連携した店舗運営見直し事業等を総合的に支援する「中小商業活性化創業等支援事業」として1.3億円を予算案化（新規／再掲）。
- ・中小企業庁は16年度、空き店舗を活用したチャレンジショップ事業などを含む「中小商業活性化総合補助事業（ソフト事業）」として5.0億円を予算案化（15年度3.0億円／再掲）。
- ・街づくりに関する公的資格の創設、大学の関係学部の新・増設は実現せず。

（5）都市型観光の振興、外国人旅行者受け入れ（インバウンド）のための環境整備

- ・観光立国関係閣僚会議は平成15年7月に「観光立国行動計画」を策定。国土交通省は16年度、この「行動計画」に沿って観光振興予算を60.3億円に拡充（15年度51.2億円）。
 - ・国土交通省は16年度、自動翻訳機能を備えたモバイル機器への観光情報配信システム等の調査研究費として1,600万円を予算案化。
 - ・国土交通省は平成15年12月、日本を訪れる外国人旅行者にインターネットで宿泊施設情報を提供する宿泊予約サイトを開設。
 - ・国土交通省は16年度、外国人旅行者の一人歩きを容易にするため、観光案内所において多言語での対応が可能となるような人材育成を行うことにより、訪日外国人旅行者向けの観光案内所の充実、増大を図る。また、外国人旅行者にもやさしい観光交流空間づくりの推進に向けて、案内標識の効果的・効率的な整備手法について検討する「訪日外国人旅行環境整備事業」として5,200万円を予算案化。
 - ・国土交通省は、平成15年度に引き続き、地方自治体による「外国人旅行者ウエルカム都市」づくりを促進し、外国人を迎える環境を整備。
 - ・国土交通省は16年度、車両や路線図のカラーリング化や行先表示に外国語標記を加えるなどの実証実験を行い、外国人が利用しやすいバス交通の実現を図る「観光推奨バス実証実験事業」として1億円を予算案化。
 - ・総務省は16年度、自治体が行う①宣伝・広告活動、②受入体制の整備、③外国人向け観光の企画、④イベントの誘致・開催、⑤人材育成、などの外国人観光客受入促進事業を地方交付税で財源手当する（地方財政計画観光立国推進対策約250億円）。
- #### （6）各種補助事業の運用改善等
- ・国土交通省は16年度、地域の創意工夫を活かしつつ「全国都市再生」という国の重要問題に取り組むため、これまでの「まちづくり総合支援事業（15年度730億円）」にかえて、市町村に自主性や裁量性を持たせた新たな助成措置として「まちづくり交付金」1,330億円を予算案化。
 - ・「大型空き店舗活用支援事業（最長3年間支援）」などを除き、補助事業の複数年化は難しい。

2. 地域事情に沿った大店立地法の運用確保と街づくり条例の制定支援

- ・国土交通省は、地方公共団体が都市計画マスタープランを策定する際の一助となる「都市計画運用指針」を課題別に作成し、随時公表（平成16年3月19日現在で6テーマ公表済み）。
- ・農林水産省は、農地転用に関し、市町村が事前協議を求める条例を制定している場合には、協議がまとまるまで転用許可を出さないこと等を内容とする「農地法施行規則および農業振興地域の整備に関する法律施行規則」の一部改正を実施（平成15年8月20日施行）。

3. 地域産業振興策の抜本的拡充

（1）地場産品・伝統的工芸品の需要拡大と輸出促進に対する支援措置の拡充

- ・経済産業省は16年度、産地組合等が実施する産業の振興・活性化事業への支援を行う「伝統的工芸品産業支援補助金」を前年同額で予算案化（2億円：交付スキームを産地事業者への直接補助制度に変更）。
- ・経済産業省は16年度、伝統的工芸品の需要開拓や後継者の育成・確保を図る「伝統的工芸品産業振興協補助金」を前年度並で予算案化（8億2,500万円）。
- ・経済産業省は16年度、地場産品等の開発や高付加価値化、販路開拓や人材育成などを支援する「地場産業等活力強化事業」を前年度並で予算案化（12億1,600万円：交付スキームを中小企業等への直接補助制度に変更）。
- ・経済産業省は16年度、「地域産業集積活性化法」に基づき、地域産業の自立的発展基盤の強化を図る「地域産業集積中小企業活性化事業」を前年度並で予算案化（7億300万円：交付スキームを中小企業等への直接補助制度に変更）。
- ・日本貿易振興機構（JETRO）は16年度、海外市場販路拡大等による産地振興を図るため、海外市場調査、現地企業等とのマッチング・専門家の雇用及び海外展示会等を支援する「中小企業海外展開支援等事業」を大幅に拡充し、9億1,200万円を予算案化（15年度3億8,900万円）。

（2）産地ブランド確立のための支援体制の構築等

- ・経済産業省は15年度より、デザインに関する実践的な人材の育成に取り組むほか、（財）日本産業デザイン振興会における、Gマーク事業の拡充や産業界とデザイン業界のオピニオンリーダーを結集した「デザイン&ビジネスフォーラム」の設立等を通じ、国民意識の高揚や普及啓発活動を推進。
- ・経済産業省は16年度、地域の特性等を活かした国内・海外市場で通用するブランド力の育成・強化を図る「JAPANブランド育成支援事業」として9億3,000万円（新規）を予算案化。
- ・厚生労働省は16年度、地場・伝統産業における技能者の後継者不足を解消するため「地場・伝統産業後継者育成事業」として2,000万円（新規）を予算案化。

（3）対日投資促進に対する支援措置の拡充等

- ・日本貿易振興機構（JETRO）は16年度、誘致戦略の立案や海外誘致活動の支援等を行う「対内直接投資誘致総合支援事業」を前年度並で予算案化（10億6,000万円）。
- ・経済産業省は16年度、地域における外国企業の誘致活動を支援し、対内直接投資の拡大を図る「対内直接投資推進事業」を拡充し、9億7,000万円を予算案化（15年度6億円）。

（4）地域資源を活用した産業観光の振興

- ・経済産業省は16年度、伝統的工芸品を観光資源とする産業観光を念頭においた「伝統的工芸ふるさと体験・交流事業」として1億2,000万円を予算案化。（15年度「未来の伝統工芸士発掘事業」）
- ・経済産業省は16年度、産業観光の振興と地域活性化の検討を行う「観光商品モデル事業」として1億1,400万円を予算案化。また、平成15年11月に「地域産業支援施設の今後のあり方に関する研究会」を設置し、「産業観光支援施設」について検討中。

V. グローバル経済下の中小企業の海外展開支援

1. 東アジア地域等へ進出する中小企業への支援措置の強化

・引き続き JETRO 等による海外進出支援措置が講じられるとともに、新たに「JAPAN ブランド育成支援事業」（詳細は前述ご参照）による総合的な支援措置が講じられることとなった。

また、在外日本人商工会議所における専門家等の相談指導については、引き続き中小企業国際化対策事業費補助金の中で予算措置されることとなった。

2. 中小企業の輸出振興のための支援措置の強化

・引き続き JETRO 等による輸出促進支援措置が講じられるとともに、新たに「JAPAN ブランド育成支援事業」（詳細は前述ご参照）による総合的な支援措置が講じられることとなった。

3. 自由貿易協定（F T A）の締結促進

・メキシコとの経済連携協定締結について正式に合意（3月12日）がなされた他、韓国、マレーシア、フィリピン、タイとの間で政府間交渉が開始された。

VI. 中小企業の雇用確保支援等

1. 地域における新たなパートナーシップの形成

・若年者対策については、平成15年6月に関係4省庁（文部科学省、厚生労働省、経済産業省、内閣府）が策定した「若者自立・挑戦プラン」の具体化に向け、平成16年度予算案に以下の関連予算が盛り込まれている。

・地域において若年者が雇用関連サービスを1カ所でまとめて受けられるワンストップサービスセンター（通称：ジョブカフェ）を設置（合計80億円）

① 若年者のためのワンストップサービスセンターに対し、企業説明会等の事業を委託するとともに、都道府県の要請に応じワンストップサービスセンターにハローワークを併設するなど、地域との連携・協力による効果的な就職支援対策を推進する。（27億円）

②モデル地域（10カ所程度）において、民間を積極的に活用して、地域産業界の人材ニーズを詳細に掘り起こすとともに、カウンセリングからインターンシップ、研修等まで一貫したサービスを提供する（53億円）。

2. 職業能力開発の促進

・社会基盤としての「職業能力評価制度」を整備し、労働者のキャリア形成や労働市場の機能強化を図るため、技能系から事務系にわたる幅広い職種を対象とした職業能力評価基準の策定を進める。（6.6億円）

・若年者を対象とした新たな人材育成システムとして、企業におけるOJTと教育機関における座学を組み合わせる「日本版デュアルシステム」を導入する。（75億円）

・日本経済を牽引する高度人材の育成を図るため、高度人材に対する企業のニーズを把握し、IT、技術経営（MOT）、事業再生等の分野において、能力評価基準の策定、カリキュラム・教材の開発、実証研修等の環境整備を図る（32億円）。

・法科大学院をはじめとする専門職大学院における特色ある教育内容・方法の開発・充実（15億円）、大学、大

学院、専修学校等においてキャリアアップを目指す社会人の受入れ体制の整備のための産学官連携による先導的プログラムの開発や講座の提供（3億円）を実施する。

3. 職場体験講習、トライアル雇用、紹介予定派遣などの制度拡充

- ・平成16年3月1日に改正職業安定法が施行され、商工会議所は届出により会員向けの無料職業紹介事業を実施できることとなった。（従来は許可申請が必要）
- ・労働基準法の改正（有期労働契約の上限期間の延長、裁量労働制の手続き簡素化等）や労働者派遣法の改正（派遣期間の延長、製造業務への派遣解禁等）など、産業構造の変化、就業ニーズの多様化に対応した労働市場の規制改革が行われた。
- ・学卒未就職者等の若年失業者に実践的な能力を取得させ、常用雇用へ移行するため、短期間のトライアル雇用を実施して、若年者の雇用を推進する。（86億円）

4. 雇用保険三事業の抜本的見直し

- ・平成16年3月に経済財政諮問会議が公表した「経済活性化のための改革工程表」の中で、次のとおり助成金の見直し方針が示された。
- ・雇用保険三事業の助成金については、実績を踏まえつつ、真に雇用対策として有効であると認められるものを実施するべく、雇用維持支援から労働移動支援への重点化を行い、平成16年度予算においては助成金の35本から29本に整理統合される予定。

5. 外国人労働者の受け入れの大幅拡大および外国人研修・技能実習制度の運用緩和・拡充

- ・政府は平成15年度年次経済財政報告において、我が国の経済社会の活性化・国際化を図る観点から、専門的・技術的分野の外国人・移民労働者を受け入れていくことは重要であると明記。ただし、現在の我が国社会の外国人をめぐる状況を考えれば、ただちに現状の水準を大きく上回る数の外国人・移民労働者を継続的に受け入れていくことには多くの課題があり、国内労働市場や社会的コスト等の点で我が国経済社会に多大な影響を及ぼすとともに、送り出し国や外国人・移民労働者本人にとっての影響も極めて大きいと考えられることから、慎重な検討が必要であるとした。
- ・15年11月、政府は構造改革特区計画の第3次認定で、「外国人研修生受け入れ特区」（今治市、新居浜市、西条市など愛媛県東伊予地区）を認定。特区内では外国人研修生の受け入れ人数に係る規制が緩和され、人数枠の拡大が可能となる。
- ・政府は2003年度版通商白書において、専門的・技術的分野の外国人労働者受け入れは、経済の高度化・活性化に資するとして、その積極的活用を提言。より高度な人材獲得のため、資格の相互認証や社会保障協定の締結等により、労働力移動の制度的阻害要因を取り除く必要があるとした。少子・高齢化に伴う労働力不足への対応策として単純労働者受け入れの検討にも言及したが、国内労働市場に対する影響や新たな社会的費用の発生等が予想されることから、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応することが不可欠であるとした。
- ・政府は16年11月に閣議決定した「構造改革と経済財政の中期展望」において、「東アジア諸国等との自由貿易協定を含む経済連携等を推進し、モノ、人、資金等の流通・移動を促進する」旨を明記。労働市場開放を推進する方針を確認した。

6. 産業別最低賃金の廃止および地域別最低賃金の据え置きもしくは引き下げ

- ・産業別最低賃金については、そのあり方について平成16年度中に検討するよう閣議決定された。また、地域別最低賃金については、中央最低賃金審議会において、引上げ額の目安を「0円」とする答申を行った。

9. 緊急アピール

平成 15 年 7 月 16 日
日本商工会議所

1. 今後 3 年間に集中して思い切った (30 兆円) 追加財政出動によりデフレ早期克服を (財政中立のための 5 兆円に加え、デフレ対策のため 5 兆円、3 年間で合計 30 兆円)

わが国経済は、株価がほぼ 10 ヶ月ぶりに一時 1 万円台を回復するなど一部に明るい兆しが出てきたものの、実体経済には変化がなく、相変わらずデフレの渦中にあり、特に地域経済の担い手である中小企業は疲弊の極みにある。わが国経済の再生のためには、金融システムの安定化とともに雇用の確保を図り、地域経済を活性化させることこそが重要であるが、現在、企業や家計はバランス・シート調整を進め、借金の返済に努めており、金融の目詰まり現象と消費・投資マインドの低下から、デフレ脱却のための需要創出を民間だけに期待することはできない状況にある。

このため、消費者・企業家心理に好転の兆しが出てきた今こそ、政府が思いきった対策を講じ、それを呼び水として民需喚起を図れば、より大きな効果が期待できる。政府はこれまで、国税収入の減少と長期債務の累増から緊縮財政方針を継続してきたが、結果的にデフレを加速化し、税収も減少を招いている。今、政府がなすべきは、近視眼的な財政再建にとらわれずに、財政、金融、税制のあらゆる手段を総動員して総需要の拡大につとめ、大胆なデフレ克服策を打ち出すことである。

したがって、今年から 3 年間でデフレ脱却のための「集中調整期間」として位置づけ、「日本経済再生プラン」を策定し、景気に対する財政の中立を回復するための 5 兆円に加え、さらに早期デフレ克服策として毎年 5 兆円の公共投資や政策減税を盛り込んだ追加の財政出動を、今後 3 年間、集中的に継続して行うべきである。

その際、公共投資については、従来のばらまき型の配分を排除して、地方の個性ある活性化や都市再生ならびに少子高齢社会への対応など必要性が増大している社会資本や、国際競争力の強化、経済の効率化に資するインフラなどに戦略的に重点配分し、集中的かつスピードをあげて行うべきである。また、民間資金とノウハウによる P F I 手法も積極的に採用すべきである。

政策減税については、土地・住宅税制、証券税制、設備投資促進税制や研究開発税制の拡充など、公共投資による需要喚起と相まって国民の消費や企業の投資に対する意欲を引き出し、民需に火をつける措置を講じるべきである。特に、1,400 兆円近い個人金融資産を有効に活用する観点から、今もっとも景気波及効果が期待できる住宅減税等の拡充が重要である。

なお、デフレ克服の過程において、厳しい環境下にある中小企業に対する金融について支障をきたすことがないように、十分な配慮が必要である。

もとより、われわれ経済人も経営革新や新技術の開発に取り組み、自助自立の精神のもと、日本経済の再生に向けて最大限の努力をしていく決意である。

2. 大胆な行財政改革、社会保障制度改革、税制改革を一体として断行を

現在、政府において、活力ある経済社会実現に向けて、行財政改革、社会保障制度改革ならびに税制改革についての議論が進められているが、財政再建最優先の姿勢が前面に出すぎており、デフレをより加速させるものとなっている。

しかも、長期的に財政のプライマリーバランスの改善を阻むものは、一般歳出の 4 割を占め、かつ年々増加傾向を示している社会保障関係費であり、少子高齢社会に対応した抜本的な改革が不可欠である。

また、消費税の増税を前提とした議論が先走っているが、まずは、国・地方における行財政改革とともに社会保障制度の抜本的改革の実施が大前提である。そのため、国民が十分納得できる大胆かつ定量的な改革の行程表を示し、その着実な実施を通じて経済社会の活力を取り戻し、持続的な経済成長を確実なものとするべきである。はじめに消費税の増税ありきの考え方は、到底認められない。

日本商工会議所としては、まず以下の改革を一体として断行すべきと考える。

(1) 行財政改革

市町村合併と地方分権の推進、国・地方の公務員の定数ならびに給与の削減、国および地方議員の定数削減ならびに歳費の引き下げ、補助金・地方交付税の縮小・廃止を通じた事務・事業の見直し、官から民への流れを強力に加速化するための規制緩和の徹底などにより、国・地方を通じた一般歳出102兆円（国債費・公債費を除く）の大幅な削減を目指す。その際、当面は、行財政改革の徹底により歳出における非効率な部分や無駄を排し、削減した経費を真に必要な社会資本の構築や民需喚起のための減税財源に充当する。地方が必要とする税財源は、地方行革の徹底を条件に国から移譲し、結果として国と地方の税率比率が逆転するようにする。なお、地域間の財政格差の調整のため、現行の地方交付税に変わり、地方の個性ある活性化が図られる新たな調整の枠組みを作る。

(2) 社会保障制度改革

国民の安心を確保しつつ、中長期にわたって持続可能な社会保障制度を構築する。特に、年金制度については、今後の厳しい年金財政と世代間の不公平是正の観点から、老後の生活を維持するために必要な水準に配慮しつつ、既受給者も含め年金給付を思い切って削減するとともに、公的年金等控除を圧縮する。高額所得者等については、公費負担で賄われている給付を所得等に応じて削減する。医療制度については、新たに70歳以上の独立した高齢者医療制度を創設。また、定額払い制度の導入など医療費の適正化・医療提供体制の見直し、予防医療の強化などを図り、国民医療費の伸び率を国民所得の伸び率の範囲まで抑制する。

(3) 税制改革

税制改革については、消費税の増税についての意見があるが、今は、景気回復とデフレ克服が最重要課題であることから、消費を冷やし、国民の不安を増幅させて、景気にマイナスの影響をおよぼすような議論は慎むべきである。今なすべきは、土地・住宅税制や証券税制の拡充、法人課税の縮減、事業承継税制の見直し、新規創業支援のための税制措置の拡充等により、潜在的な消費や投資を顕在化させ、経済活力を創出し、結果として税率の増加が図られる拡大均衡型の税制改革を実現することである。

また、国と地方の役割分担の明確化に伴い、基幹税である所得税と消費税の一定割合を地方税に切り替える。地方の課税自主権は尊重すべきであるが、独自課税は、住民の受益と負担の選択のもとに地域住民全体を対象に行うべきであり、法人への安易な課税による税率確保は認められない。

以上

【別 添】

○追加財政出動の具体的内容（公共投資・政策減税）

1. 公共投資

(1) 従来の社会資本投資の一律の事業や地域配分にこだわらず、地方の活性化、都市再生、国際競争力の強化に資する質の高い必要な社会資本の整備を優先し、かつスピードを持って推進。特に緊急性を要するものについては、PFI手法を積極的に活用。

(2) 具体例

- ・結節することによって経済効果の高まる地方主要幹線道路網や首都圏環状道路の早期完成
- ・発着処理能力の限界により内外航空運輸体系上のボトルネックとなっている空港の早期拡張整備
- ・国際競争力強化のための観点からプライオリティーの高い国内主要港湾の整備
- ・空きビルや歴史的建造物など既設老朽化施設の有効活用
- ・電線の地下埋設、公共施設の耐震構造の強化や都市機能のリスク分散体制の構築など防災対策上緊急を要するインフラの整備
- ・インバウンド・ツーリズムの拡大のための受入インフラ（「交通案内板」の外国語表記、「インフォメーションセンター」の設置など）の整備
- ・自然護岸などの環境回復型インフラ整備
- ・情報通信インフラ整備
- ・保育所の整備や公共施設のバリアフリー化の早期推進などの少子高齢化対策事業
- ・バイオなど新規需要の創出・産業競争力の強化に向けた科学技術振興事業
- ・構造改革特区などに関連した地方の活性化に結びつく事業など

2. 政策減税等

<住宅税制>

(1) 本年12月末に期限切れとなる住宅ローン減税の延長と2戸目住宅等への適用拡大

- (2) 持家・新耐震以前の住宅の建替え
(補助金1戸200万円×40万戸、8000億円)
- (3) 賃貸住宅への投資減税
(投資額の5%の税額控除、14万4千戸、827億円)
- (4) リフォームへの税額控除
(投資額の5%の税額控除、19万戸、469億円)
- (5) 住宅ローン利子所得控除の導入(現行の住宅ローン減税との選択制)

<証券税制>

2003年度中に取得した上場株式等について、以下の措置を講じる。

- (1) 相続税評価を1/2に軽減
- (2) 所得税・住民税の譲渡益・配当の非課税
- (3) 譲渡損失について給与・事業所得を含む他所得との通算を可能とすること

<提出先>

政府、各省庁、政党等 等

<実現状況>

本提言の方向性は、平成16年1月19日の「構造改革と経済財政の中期展望2003年度改定」及び「平成16年度の経済見通しと経済財政運営の基本態度」、「平成16年度予算」に盛り込まれた。

(1) 行財政改革

公務員等の定数削減については、「中期展望2003改定」に国家公務員の定員合理化に大胆に取り組み、総人件費を極力抑制、地方の国に殉じた抑制を期待する旨が明記。

規制緩和については、「中期展望2003改定」に官から民への規制改革を強力に推進する。行政サービスの民間開放に当たり障害となる制度や規制を改革する旨が明記。

市町村合併については、合併特例法期限(平成17年3月末)に向けて市町村合併の動きが全国的に進んでいるが、「第28次地方制度調査会」において、「道州制」も検討項目となった。

三位一体改革については、「基本方針2003」にて、三位一体改革の望ましい姿として、①地方の一般財源の割合の引上げ、②地方税の充実、交付税への依存の引下げ、③効率的で小さな政府の実現が掲げられ、具体的改革としては、平成16年度予算から3年間で4兆円の補助金削減、地方交付税の総額抑制、地方への税源移譲が明示された。同方針を踏まえ、「平成16年度予算」では1兆円の国庫負担補助金改革、1兆円の地方交付税総額抑制、6,558億円の税源移譲(所得譲与税の創設など)が盛り込まれた。

(2) 社会保障制度改革

平成16年年金改革法案において、保険料水準固定方式の導入、給付水準の引下げ(マクロ経済スライド)、税制改革において公的年金等控除の縮小の方向性などが盛り込まれた。但し、世代間不公平の是正等年金不安・不信の払拭には程遠い内容である。

医療及び介護保険制度改革については、政府の社会保障審議会の各部会にて、本提言の方向性についても議論されている。

(3) 税制改革

住宅税制について、平成16年度居住分に関しては、現行制度を維持する。また、平成17年から平成20年にかけて段階的に縮小する。

証券税制について、「わが国金融・証券市場を活力があり、透明性、公平性、効率性の高い市場とし、個人の株式投資を促進するため、金融商品間の中立性、公平性、効率性の高い市場とし、個人の株式投

資を促進するため、金融商品間の中立性、課税の簡素化の観点から金融資産性所得の一体化に向けた取組を進めていく。」(与党平成16年度税制改正大綱)との認識が示されている。

10. 観光振興策の抜本的拡充に関する要望

平成15年7月17日
日本商工会議所

深刻なデフレ経済が長期化する中、地域においては、中心市街地の空洞化と中小製造業の空洞化の「2つの空洞化」が進行し、停滞感が強まっている。こうした状況を打破し、地域の活性化や景気回復を図るツールとして、観光の振興に期待が集まっている。観光は、地域や日本の歴史・文化の再認識、国際的な相互理解の促進、家族の絆の再生や自己啓発、等の効用があるが、内需振興効果、雇用・生産などの経済波及効果も大きく、「21世紀の基幹産業」の一つとも称される。

しかし、わが国の観光の現状を見ると、国内旅行では、国民1人当たり宿泊数や旅行回数が減少傾向にあって、既成の観光地の衰退等が大きな問題となっており、一方で、日本人海外旅行者数に比べ外国人旅行者数が極端に少なく国際旅行収支が大幅な赤字を計上するなど「観光後進国」のレベルにあって、これらの克服が強く望まれている。

近年、政府が観光立国を国家戦略の一つとし、地域個性を活かした「一地域一観光」を実現するための対策に取り組んでいることは歓迎すべきことである。しかし、観光立国を実現するためには、これまでの常識や慣例にとらわれず、観光振興予算の大幅な増額、規制の緩和、地域への支援、政策実行のスピードアップなど、振興策の抜本的な拡充を行い、国家戦略にふさわしい大胆な対応が必要である。

このため、当所は、下記対策の実現を要望するが、対策によっては、16年度予算を待たずに、15年度補正予算として、思い切った予算付けを行う等、強力に推進すべきである。また、高速道路や新幹線、空港などの高速交通ネットワークの整備は、観光振興の基盤ともなるものであり、公共投資が見直される中にも着実に実施すべきである。

なお、当所としては、今後とも検討を続け、中長期的な観点から、地域や商工会議所の果たすべき役割等も踏まえた提言を平成15年度末までに取りまとめる予定である。

記

1. 観光行政の抜本的拡充のための体制整備

観光行政を担当する国務大臣の設置等

タテ割りの弊害を廃し、政府としての観光行政を総合的・一元的・迅速かつキメ細かく推進する必要がある。このため、観光行政を担当する国務大臣を置くとともに、観光省(少なくとも観光庁)を設置されたい。

観光産業の振興ビジョンの策定

先般、政府は「観光立国懇談会報告書」を取りまとめ、近日中にアクション・プログラムを策定することになっているが、そのスピーディーな実行が強く望まれる。そうしたアクション・プログラムを実行する一方で、官・民、中央・地方が整合性をもって産業としての観光振興が図られるよう、観光産業の振興ビジョンを策定されたい。

16年度観光振興予算の拡充等

(1) 観光振興予算の大幅増額

わが国の観光振興予算額は、例えば、公的観光宣伝機関の予算は韓国・香港等と比べて1/3程度である等低水準に止まっており、組織要員も極めて少ない現状にある。観光立国を実現するためには、観光振興予算を大幅に拡充するとともに、観光行政を担当する人的体制も大幅に増強されたい。

(2) 外国人旅行者の増加策の促進

①「ビジット・ジャパン・キャンペーン」を大幅に拡充し、首相をはじめとするトップセールス、ホームページ等の各種メディアの活用、在外公館・国際観光振興会・地方自治体・民間企業の支店網の活用などにより、海外への日本の文化・産業等の魅力を徹底的にPRされたい。また、日本への旅行商品の開発も支援されたい。

②地方自治体等が行うミッション派遣、国内外における観光メッセの開催や出展等に関する支援策を講じられたい。

③外国人旅行者が一人で行動できるよう、全国統一性と地域性のバランスをとった交通案内標識設置や、全国主要駅に国際観光案内所、両替所の増設を促進されたい。

(ア) 空港の24時間化や使用料の低減化、ビザの免除や発給要件の緩和・手続きの簡素化、C I Q (通関・入国審査・検疫)の改善を図られたい。特に、地方国際空港におけるC I Q要員の増加を図られたい。

(イ) インターネット・携帯電話等による地域観光情報の発信(和文・英文)の促進等、IT活用の環境整備を図られたい。

(3) 地域における観光交流空間づくりへの支援

地域における観光交流空間づくりをハード・ソフト両面から総合的、重点的、積極的に支援するため、現行の「観光交流空間づくりモデル事業」を抜本的に改め、モデル事業ではなく、意欲とアイデアがあればどの地域でも実施できるようにされたい。

(4) 新しい切り口による観光振興の取り組みへの支援

商工会議所や自治体等が取り組む、歴史的な産業文化財などを観光資源とする「産業観光」、歴史的なストーリー性を持つ広域観光としての「街道観光」、都市の個性を観光資源とする「都市観光」など、新しい切り口による観光振興を支援されたい。

(5) 国際コンベンション誘致への支援

国際コンベンションに関する情報提供、各地のコンベンション施設の設置に対する支援、コンベンションビューローなど誘致促進機関に対する支援など、地方自治体等が取り組むコンベンション誘致事業の振興を支援されたい。

(6) 景観整備及びユニバーサルデザイン施設整備の促進

地方自治体等が行う景観の整備、また、高齢者・障害者・外国人など誰にでもやさしいユニバーサルデザインによる宿泊施設等の整備に対する支援を拡充されたい。なお、宿泊施設における弱者等のための料理提供に必要な栄養士の雇用に対する支援を行われたい。

(7) 観光振興に関する人材確保・育成の推進

ボランティアガイド育成のための語学研修、「観光カリスマ塾」の設置、専門家派遣など、観光振興のための人材確保・育成を一層図られたい。なお、観光産業に従事する外国人労働者受け入れの拡大についても積極的に検討されたい。

2. 観光振興のための環境整備等

国民の観光機会を拡大するため、学校・企業等における休日3連休(ハッピーマンデー)の拡充やの短縮による秋休みの創設など、休暇の分散化を検討されたい。

地方自治体等が行う、都市住民と農山漁村住民との交流事業に対する支援策の拡充を図られたい。

地方自治体等が行う、観光巡回バスの運行を支援されたい。また、観光バスの高速道路料金の割引など優遇措置を創設されたい。

観光に資する魅力的な「複合エンターテイメント施設」の整備に関する検討を支援されたい。

各地の「世界遺産」の登録運動を支援するとともに、観光関係データの整備充実、観光土産品の開発を図る地方自治体等を支援されたい。また、地域において観光振興を推進する経済団体等に対し、財政・運営両面からの支援を強化されたい。

3. 観光振興のための税制・金融措置

政府登録ホテル・旅館業用の建物に対する固定資産税の軽減措置の全国完全実施を促進するとともに、それに係る地方自治体への財源補填措置を創設されたい。また、その他の観光振興に資する施設についても、一定の水準を備えたものは固定資産税の軽減を検討されたい。

観光客誘致のためのイベントに係る寄附に関する損金算入の優遇措置を講じられたい。

家族の触れ合いを増やし、教育的見地からも有意義と考えられる体験型家族旅行の促進のため、所得控除制度を創設されたい。また、外国人旅行者の費用低減のため、消費税免除の拡大を図られたい。

観光事業者等による景観整備や宿泊施設等の整備に係る無担保融資制度を創設されたい。

以 上

<提出先>

政府・各省庁・政党等

<実現状況>

1. 観光行政の抜本的拡充のための体制整備

(1) 観光行政を担当する国務大臣の設置等

15年9月発足の第2次小泉内閣で、石原国土交通大臣が観光立国担当大臣に任命された。また、政府は、16年5月に観光立国関係閣僚会議の下に「観光立国戦略推進会議」を設置。国土交通省は、16年7月に大臣官房に総合観光政策審議官（局長級）、参事官（課長級、観光担当）を設置予定。

(2) 観光産業の振興ビジョンの策定

政府は、15年7月に「観光立国行動計画」を策定。16年度も同計画を推進。

2. 平成16年度観光振興予算の拡充等

(1) 観光振興予算の大幅増額

16年度、国土交通省の観光関係予算は60億3千万円（内訳：訪日外国人旅行促進関連35億円、その他観光関連25億3千万円）に拡充（15年度予算：51億3千万円）。

(2) 外国人旅行者の増加策の促進

○国土交通省は16年度、ビジット・ジャパン・キャンペーン関係予算を拡充（15年度20億円→16年度32億円）。また、現行の韓国・台湾・米国・中国・香港に英・独・仏を加えて、8つの国・地域を重点市場とした。

○政府は15年5月、関係各府省庁に対日直接投資総合案内窓口（Invest Japan）を設置し、JETRO対日投資・ビジネスサポートセンターを窓口として投資手続情報等を一元的に提供。

○地域再生本部が16年2月にとりまとめた「地域再生推進プログラム」に韓国人に対する短期旅行ビザを免除することが盛り込まれた。

○国土交通省は15年12月、日本を訪れる外国人旅行者にインターネットで宿泊施設情報を提供する宿泊予約サイトを開設。

○厚生労働省は、15年度下半期、外国人に日本の衣食住の伝統を体感してもらう旅館業と地場産業の連携事業「トラディショナル・ジャパン」運動を支援。

○外務省は、在外公館等において、観光誘致に資する広報グッズ等の頒布、観光誘致番組の作成・放映、観光関連の講演会・シンポジウムの開催等を行う「海外広報経費」を拡充（15年度1千万円→16年度3千万円）。

○外務省は、各国との交流年等の機会に文化交流事業を在外公館等を通じて行い、日本の魅力を海外へ情報発信を実施する「国際文化事業費」を拡充（15年度2億8千万円→16年度3億1千万円）。

○外務省は、16年3月より韓国人修学旅行生の査証を免除。また、4月には、中国およびASEAN諸国との青少年交流を促進することを目的として、中国人修学旅行生およびASEAN諸国の大学生の短期滞在査証取得に必要な手数料（約3千円）を免除。

○法務省は、職員が常駐していない地方空港へ成田・関西空港支局の職員を派遣して、出入国審査をよ

り迅速にする支援措置を創設（16年度3千万円）。

○法務省は、事前旅客情報システム（APIS）の導入による入国審査の迅速化に向けた支援を推進（16年度1億1千万円）。

○文部科学省は、日本文化に深い知見を持つ芸術家等を「文化交流使」として位置づけ、日本文化の海外への発信を推進（16年度1億1千万円）。

（3）地域における観光交流空間づくりへの支援

○政府の構造改革特区推進本部は、第1次～第4次認定において都市農村交流関連特区（38件）、国際交流・観光関連特区（4件）等を認定。

○国土交通省は、観光交流空間づくりモデル事業や、多様な主体による地域の魅力向上のための活動を推進する観光プラスワン大作戦等を通じて、NPO等による観光交流促進の社会実験や計画策定手法等を検討する（15年度9千万円→16年度1億1千万円）。

○国土交通省は15年度、港湾・海岸施設を活用した地域活性化の拠点となるフェリーターミナルや人工海浜などを登録する「みなとオアシス（海の『道の駅』）」制度を新設。

（4）新しい切り口による観光振興の取り組みへの支援

○国土交通省は、海岸の観光利用促進を図るため、海岸観光利用促進計画の策定等の事業に対する支援措置を創設（16年度1千万円）。

○環境省は、環境教育にも役立つエコツーリズムを普及・定着させる「国立公園等エコツーリズム推進モデル事業」を推進（16年度1億1千万円）。

○環境省は、美しい自然公園による観光立国実現に向けてグリーンワーカーによる自然公園等の保全管理の充実を図る「国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業」を拡充（15年度1億5千万円→16年度3億円）。

○農林水産省は、都道府県においてグリーンツーリズムの新たなスタイルの普及・推進、グリーンツーリズムビジネスの起業家や体験指導員の育成・確保を図る「新グリーンツーリズム総合推進対策」を推進（16年度8億4千万円）。

○総務省は、自治体が地域文化財・歴史的遺産等の地域資源を活用し、主体的かつ総合的に取り組む事業について、地方交付税で財源手当（16年度地方財政計画：約1千億円の内数）。

（5）国際コンベンション誘致への支援

○未実現

（6）景観整備及びユニバーサルデザイン施設整備の促進

○国土交通省は、景観に関する総合的な法律の整備に併せて、都市及び地域の活性化と観光立国の推進に資する良好な景観形成のための「景観形成事業推進費」を予算化（16年度200億円）。

○国土交通省は16年度、公共交通事業者等における旅客施設・車両等のバリアフリー化の推進や、高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物のバリアフリー化を引き続き推進。

○国土交通省は、15年7月に「美しい国づくり政策大綱」を策定し、無電柱化推進計画の策定、景観ポータルサイトの開設、シーニックバイウェイ（美しい沿道景観づくり）北海道の検討、景観に配慮した道路防護柵の設置ガイドラインの策定などを推進。

○文部科学省は、我が国の歴史ある身近な自然遺産として馴染み深い棚田や山里の文化的景観について、その保存・活用を図る事業について支援措置を創設（16年度2千万円）。

（7）観光振興に関する人材確保・育成の推進

○国土交通省は16年度、観光を活かした個性・魅力ある地域づくりを推進するため、各地域の取組みの段階に応じて、観桜カリスマ塾の開催による人材育成、観光まちづくりに関する診断・助言・指導等を行う観光総合コンサルティング事業を行う。

○国土交通省は16年度、自然体験活動等のプログラム整備や自然体験活動を行う指導者を育成する。

○総務省は16年度、自治体による観光ボランティアの育成を引き続き支援する（16年度地方財政計画：わがまちづくり支援事業約680億円の内数）。

○環境省は16年度、自然解説業務を行う者を対象とした研修を引き続き実施（16年度自然環境学習指導者育成事業500万円）。

3. 観光振興のための環境整備等

（1）国民の観光機会の拡大

○国土交通省は15年度、家族関係の安定と各地域の生活活動を学習・体験する機会を通じて多様な価値へ児童・生徒の視野を拡大させることを目的に、「長期家族旅行国民推進会議」を設置。

○文部科学省は、平成14年度より開始した学校における休暇の分散化（2学期制による秋休みの導入など）等を促進。

（2）都市住民と農山漁村住民との交流事業に対する支援策の拡充

○農林水産省は、農山漁村資源を活用した観光交流の活発化など都市と農村の交流を支援（16年度361億円）。

○農林水産省は、外国人旅行者がわが国の農山漁村へ誘致するためのモデル的な取組みを支援することにより、「一地域一観光」の国民運動を促進し、都市と農山漁村の共生・対流の一層の促進を図る「観光立村推進事業」を予算化（16年度3千万円）

○総務省は、自治体による都市住民との交流の場の整備等を地方交付税で財源手当（16年度地方財政計画：約680億円の内数）。

（3）観光巡回バスの運行の支援

○国土交通省は、15年度より実施しているバスのICカードの導入など、観光都市におけるバスの利用促進を推進。

（4）「複合エンターテイメント施設」の整備に関する検討の支援

○文部科学省・国土交通省は、エンターテイメント産業について引き続き調査・検討。

（5）各地の「世界遺産」の登録運動への支援等

○政府は15年度、「旅行・観光消費動向調査」を承認統計に指定（16年度3千万円）。

○政府の地域再生本部は、15年12月に決定した「地域再生推進のための基本方針」において、「観光など地域特性を活かした地域産業の創出」を全面的に支援することとした。

○環境省は、「世界自然遺産候補地等検討調査費」を予算化（16年度2千万円）。

4. 観光振興のための税制・金融措置

（1）政府登録ホテル・旅館業用の建物に対する固定資産税の軽減措置の全国完全実施の促進等

○16年度税制改正において、商業地等に係る固定資産税について、地方公共団体の条例で負担水準を60%から70%の範囲内（現行は上限70%）に減額することができる措置が講じられた。

（2）観光客誘致のためのイベントに係る寄付に関する損金参入の優遇措置

○未実現

（3）体験型家族旅行の促進のための所得控除制度の創設等

○所得控除制度の創設は実現しなかったが、文化庁は、15年度に創設した「伝統文化こども教室事業」を拡充（15年度10億円→16年度13億円）。

（4）景観整備や宿泊施設等の整備に係る無担保融資制度の創設

○未実現

11. 日墨経済連携協定の早期締結を求める

平成15年8月5日
日本商工会議所
(社)日本経済団体連合会
(社)経済同友会
(社)日本貿易会

経済界は、日墨両国間のビジネスの活性化、互いの国が持つポテンシャルに相応しい経済関係の構築のため、日墨経済連携協定の早期締結を求める。

日本の企業は、メキシコにおいて、関税等の面において、FTA締結国である欧米の企業に対して、競争上不利な立場にたたされ、実害を被っている（日墨共同研究会報告書では年間4,000億円と推計）。さらに、政府調達においても、FTA未締結国の企業が、入札対象から除外されるなど、ビジネスチャンスを失う厳しい状況にある。この解決のため、日墨経済連携協定が不可欠である。

本協定は、センシティブ分野の難しい交渉を含むという意味で、わが国にとって、初めての協定である。また、今後のアジア諸国との協定交渉の試金石でもある。

10月に予定されているフォックス大統領の訪日において、両国政府間で協定に関する合意ができるよう、政府間交渉が進むことを切望する。

以上

<提出先>

政府、各省庁

<実現状況>

10月のフォックス大統領来日時には合意が得られず。（2004年3月に締結基本合意。）

12. 固定資産の減損会計に関する要望

平成15年9月3日
日本商工会議所
東京商工会議所
会頭 山口信夫

去る8月1日、企業会計基準委員会より「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針(案)」が公表され、減損会計の適用に向けた準備がさらに進められております。当所といたしましては、本年5月にとりまとめた「長期保有有価証券の会計基準の変更に関する見解」でも主張しておりますように、減損会計をこのまま我が国に導入することについては、以下の諸点から強い疑念を有しており、仮にデフレが解消されないまま減損会計が予定どおり2006年3月期から導入されることにでもなれば、我が国の企業ひいては経済に極めて大きな打撃を与える恐れがあると懸念しております。

つきましては、ここに改めて減損会計の導入に関しては慎重かつ多面的な検討を行うよう要望いたします。

本趣旨の実現につき、ご高配賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 固定資産の評価方法としての減損会計の妥当性に疑問があること

ゴーイングコンサーンとして長期的に安定した事業活動を行おうとする企業において、固定資産には直接キャッシュフローを生み出すための重要な資産もある一方、研究開発、福利厚生など直接的にはキャッシュフローを生まないが事業の将来性や良好な労働環境を確保するために保有する資産もある。これらの中長期的に所有することにより、企業の多面的な事業活動が可能になることからすれば、固定資産を一律にしかも一時的な外部環境の変化など、短期的要因によって評価することには大きな疑問がある。

公表された減損会計の適用指針によれば、減損の兆候の認識は固定資産を比較的短期の視野から評価するものであり、長期にわたり直接または間接的に事業の用に供される固定資産の性質上、評価方法としての妥当性に疑問を抱かざるを得ない。

また、減損損失の認識においては、資産または資産グループが生み出すキャッシュフローを将来年度にわたって、合理的に見積もることが要求されているが、これらは不確実性を有する将来予測を前提とした試算方法であり、企業の資産の現在価値を正確に測定することは至難と言わざるを得ない。

また実務の上からみた場合、将来予測を伴うだけに資産鑑定にも似たこれらの作業を支障なく行うことが可能かどうかという点にも大きな不安がある。

2. 減損会計はデフレを加速すること

減損会計の導入は、土地等の不動産価格の下落を損失計上に直結させ、企業の損益に大きな影響を与える。このことは、特にデフレ傾向にある経済のもとでは、企業が固定資産を保有することのリスクを高め、資産の処分を促し、ひいては資産デフレの更なる加速に繋がる可能性が強い。

しかしながら、現段階においては減損会計が適用された場合に、企業の決算や不動産市場にいかなる影響を及ぼすか、ひいては日本経済にどれだけのインパクトを与えるかについてはほとんど検討、検証されていない。また、デフレ下においては、減損会計を採用した財務諸表が企業の業績を実態以上に悪く見せ、また、それが不況感をより煽る結果を招きかねない。

これは、企業経営の実態を正しく表示し、経営の健全化に資そうとする会計制度の本旨にももとのものであり、減損会計の導入は極めて危険である。

(追記)

企業会計基準委員会では会計基準の国際化という名の下、日本基準のドラスティックな見直しを進めており、長期保有有価証券等についても時価評価を導入した。しかしながら、長期保有有価証券の時価評価を導入しているのは米国のみであり、しかも米国では事業会社も銀行も基本的には他社有価証券を保有していない状況を見ると時価評価の弊害は事実上顕在化せず、日本とは異なっている。

一方、2005年から導入予定といわれる欧州では未だに導入の是非について議論が紛糾しているという現状をみれば、これが決して国際的に普遍的なものでないことは明らかである。減損会計の導入に関して同じような轍を踏むべきではない。

本来、企業ひいては日本経済の命運を左右しかねない重要な制度である会計基準の制定・変更にあたっては、会計制度に知悉した専門家がリードしている同委員会自らがその制定・変更が企業にどのような影響を与えるかを十分に考慮し、かつ国際的動向と国民経済への影響の双方のバランスを常に念頭において検討を行うべきである。

今回の「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針(案)」は、重要な案件であるにも拘わらず、パブリックコメントの募集期間が僅か1ヶ月であったため、指針(案)を十分に検討する時間がなかったことは、大きな問題である。各方面に重大な影響を与える指針(案)であるからには公開期間を最

低3ヶ月とすべきである。

以上

<提出先>

政府、政党、財務会計基準機構

<実現状況>

実現せず。

13. 平成16年度中小企業・小規模事業対策の
拡充強化に関する要望

日本商工会議所
平成15年9月17日

わが国経済の最優先課題は、深刻なデフレの早期克服にある。当面の不良債権処理、金融システムの安定化も、デフレ脱却なくして実現することは難しい。昨今の株価の持ち直しや米国経済への期待感から、一部業種で堅調な設備投資など明るい兆しがみられるものの、一方で、GDPデフレーターは、5年以上の長期に亘ってマイナスを続けるなど深刻なデフレ状況に変わりはない。また、失業率も5%台に高止まるなど雇用情勢は厳しく、消費者マインドも冷えたまま、先行きの不透明感は解消されておらず、わが国経済が本格回復に向かうための力強さはまだまだ感じられない。また、モノづくり立国を標榜しているわが国製造業の現状をみると、国内の高コスト構造、中国をはじめとするアジア諸国の発展等を要因とした国内製造拠点の海外移転による空洞化が続いており、地域中小企業は依然として苦境から抜け出せない厳しい経営環境におかれ続けている。

わが国経済に回復の兆しがみえてきた今こそ、デフレ克服のためにあらゆる施策を総動員した総合的対策の実行が肝要であり、特に、わが国の生産活動や雇用維持などに大きな貢献をし、地域経済の活力の源泉ともなっている全国470万中小企業・小規模企業を力強く支援していくための諸施策の拡充強化が欠かせない。

このため、日本商工会議所は、平成16年度中小企業・小規模事業対策に関して、十分な予算確保と重点施策への集中的な予算投入が行われるよう、下記事項の実現を強く要望する。

記

- I. 挑戦する中小企業への技術革新・成長の支援等
- II. 中小企業再生と金融セーフティネットの整備・充実
- III. 小規模事業者の健全な発展支援
- IV. 地域の空洞化克服のための街づくり推進および地域産業振興
- V. グローバル経済下の中小企業の海外展開支援
- VI. 中小企業の雇用関連事業の推進

I. 挑戦する中小企業への技術革新・成長の支援等

1. 中小企業の技術革新支援

(1) 産学官連携による研究開発に係る補助金等の充実

大学・企業で得られた研究成果を着実に実用化、産業化し、新産業・雇用創出に結びつけるため、研究開発型ベンチャーに対する補助・支援策を充実するとともに、産学官共同研究に対する補助金を

充実されたい。また、産業クラスターを更に発展させるため、地域における新産業・新技術創出に向けた産学官の共同研究を支援する「地域新生コンソーシアム研究開発事業委託費」を拡充されたい。

(2) 産学官連携推進体制の整備充実

産学官連携による共同研究、大学から民間への技術移転を推進するため、大学の知的財産本部ならびにTLOの活動に必要な費用や体制に対する十分な支援を図られたい。また、商工会議所や中小企業支援センターが大学・TLOと中小企業を結びつけるためのコーディネート事業を行う場合の補助等支援策を創設するとともに、TLOや商工会議所等の産学連携コーディネーターの人材養成を支援されたい。

(3) SBIR（中小企業技術革新制度）の支出目標額の一層の増額

中小企業の技術開発を支援するSBIR（中小企業技術革新制度）について、より多くの中小企業者の利用が可能となるように支出目標額（特定補助金等）の一層の増額を図られたい。また、各制度の周知期間・募集期間を十分に確保するなど「統一運用方針」の徹底を図り中小企業者の応募の利便性向上を図るとともに、同制度を通じて開発された製品情報の提供を充実するなど事業化の一層の支援を図られたい。

(4) 中小企業による戦略的基盤技術開発および創造的技術開発の支援

我が国製造業の国際競争力を強化するため、基盤的・戦略的分野（金型・ロボット部品分野）の技術開発プロジェクトを推進する「戦略的基盤技術力強化事業」、並びに中小企業による創造的な技術開発による全国レベルの新事業・新分野への進出を支援する「創造技術研究開発事業」を、より一層充実されたい。

(5) 中小企業の特許取得に係る負担軽減措置の拡充等

中小・ベンチャー企業の国内・海外特許の取得を促進するため、外国への特許出願に係る費用負担軽減のための措置の拡充、中小企業等に対する料金減免制度の広報強化等を行うとともに、迅速な特許審査体制の確立を図られたい。

2. 経営革新などによる中小企業の成長支援

(1) 中小企業・ベンチャー企業の事業化支援

実用化開発、技術評価、知的財産取得等に対する資金面での助成とともに、ビジネスプランの具体化・実用化に向けたコンサルティング等を一体的に実施することにより、事業性・新規性の高い技術シーズ、ビジネス・アイデアを持つ中小・ベンチャー企業等の事業化を技術面と経営面から強力に支援する「中小企業・ベンチャー挑戦支援事業」を創設されたい。

(2) 中小企業の経営革新支援策の拡充

経営革新に積極的に取り組む中小企業を支援するため、当該企業の掘り起こしを行い、企業ニーズに応じたアドバイスを行うことにより、経営革新支援法の承認に至るよう、経営革新計画の作成支援等を総合的に実施されたい。

(3) 企業等OB人材活用推進事業の拡充

中小企業の経営戦略や技術開発などへの取り組みを支援するため、豊富な知識と経験を有する企業等のOB人材と中小企業とのマッチングのための環境づくりを行う「企業等OB人材活用推進事業」について、全国的なネットワーク構築に向けて一層の拡充を図られたい。特に、地域協議会事業については、中小企業からの相談を受けてニーズに合ったOB人材とのマッチングが円滑に進むよう、側面的な支援を行うためのマッチング支援コーディネーター（仮称）の設置など支援策の充実を図られたい。

(4) 中小企業のIT化への支援

中小企業や中小企業が中心となって設立するコンソーシアム(企業連合体)が行うIT活用による経営革新、更には新しいビジネスモデル構築に向けての事前調査研究や開発・導入のための「IT活用型経営革新モデル事業」について、一層の拡充・強化を図られたい。

3. 中小企業の事業環境の整備

(1) ADR（裁判外紛争処理）制度の普及浸透

近年、企業間競争の激化や取引形態の多様化等とともに、商事取引に関するトラブルが増加してきている。あっせん・調停・仲裁に代表されるADR制度は、裁判よりも一般的に迅速、簡便、低廉であり、すでに諸外国において広く活用されており、今後のわが国の企業、特に中小企業にとって、有効な紛争解決方法となることが期待される。

このため、まず、調停および仲裁業務に対応できる人材の養成、ADRに関する相談業務に対応で

きる人材の養成、ADR業務のさらなる普及を目的とした調停人・仲裁人・相談員向けセミナー・フォーラムの開催等、ADRに係る人材育成支援のための予算措置を講じられたい。併せて、利用者の費用負担の軽減、ADRにより確定した債務の損金算入等の税制優遇措置、調査活動支援、普及活動などの諸施策を講じることにより、ADR制度の普及浸透を図られたい。

(2) 電子債権市場等中小企業金融のインフラ整備

IT活用による中小企業金融のインフラ整備のため、既に構築されている信用リスクデータベース(CRD)を、信用リスク評価のための基礎インフラとして強化・活用し、適正な金利の設定や債権の電子的取引が実現できるよう、「電子債権市場」構築を進められたい。その際、情報漏えい・改ざん等のトラブル防止のために、電子取引に参加する中小企業が安心して活用できる公開鍵暗号方式(PKI)を用いた電子認証システムの導入を検討されたい。

II. 中小企業再生と金融セーフティネットの整備・充実

1. 中小企業再生の促進

(1) 中小企業再生支援協議会の機能強化

中小企業再生支援協議会が十分な相談・支援体制を確保できるよう、常駐専門家の増員や研修等に必要の予算を十分確保されたい。また、中小企業の再生を一層加速するため、中小企業再生支援協議会の窓口相談、再建計画策定支援業務の強化、策定した再建計画実施のフォローの充実を行い、協議会の機能を一層強化されたい。

(2) 再生支援企業への資金供給の充実

中小企業再生支援協議会の実効性をあげるためには再生に必要な資金の確保が不可欠であることから、再生支援を決定した中小企業を対象とした特別融資制度の創設、信用保証協会による保証制度の拡充などにより、支援措置の一層の強化を図られたい。

(3) 再生支援協議会の支援対象に対する金融検査マニュアル上の配慮

中小企業再生支援協議会で作成した経営改善計画に基づき、金融機関が協力して再生支援に取り組む中小企業について、「金融検査マニュアル」上の取り扱いとして特に次の事項に十分な配慮をされたい。

①協議会において作成した計画については「合理的な経営改善計画」として、要注意先と判断して差し支えない旨、金融検査マニュアルに追記するなどにより、徹底を図られたい。

②協議会において作成した計画に基づき金融機関が融資や返済猶予を行った場合には、「貸出条件緩和債権」に該当し要管理先に分類されてしまうことで事業者の資金調達に支障をきたすことのないよう、金融検査マニュアル等において特段の配慮をされたい。

(4) 再生ファンドの設立促進

地域の中小企業を対象とした再生ファンドが各地に組成されるように、中小企業総合事業団の積極的な活用等、政府による再生ファンドの設立および出資を促進されたい。

(5) 個人保証のあり方の見直し

多くの中小企業経営者は、金融機関から融資を受ける際に個人保証を行っているため、倒産時に基本的な生活権すら侵されるケースも見受けられることから、自由財産の範囲について、大幅に拡大するとともに、起業の促進という観点からも個人保証のあり方の検討、見直しを行われたい。

また、融資にあたり第三者保証を求められることが見受けられるが、第三者保証についても、一定の歯止めを設けるなど、制度のあり方について検討されたい。

2. セーフティネットなど金融対策の充実

(1) 金融セーフティネットの充実

現下の厳しい経済環境の下、挑戦する意欲と能力ある中小企業までが経営破綻に追い込まれるような事態を回避するため、中小企業の金融セーフティネット対策に万全を図られたい。

(2) 中小企業信用保険制度の拡充・強化

中小企業金融において信用保証制度の果たす役割は益々重要であることから、中小企業への金融の円滑化に資するため、中小企業総合事業団の保険準備基金の強化に努めるとともに、信用保証協会の経営基盤強化に十分な基金補助金を確保されたい。

(3) 政府系中小企業金融機関の機能強化

厳しい経営を強いられている中小企業にとって、円滑な資金調達のためには政府系中小企業金融機関によるセーフティネット機能が必要不可欠である。商工組合中央金庫・中小企業金融公庫・国民生

活金融公庫等政府系中小企業金融機関の貸付規模・組織・機能をより一層強化されたい。

(4) 中小企業の資金調達手法の多様化

中小企業、ベンチャー企業の資金調達の円滑化・多様化を図るとともに、不動産担保に依存しない金融の実現を図るため、①債権・資産の流動化の促進、②電子債権市場の創設、③事業会社やファイナンス会社等の資金供給主体の多様化、④投資事業有限責任組合（投資ファンド）の投資対象の拡大、⑤流動化や集団投資（コミュニティクレジット）スキームへの信託の活用、⑥動産や債権（将来債権等）担保融資等の検討・整備に取り組まされたい。

(5) 無保証人融資制度の創設・創業向け融資制度の充実

中小企業による新事業への挑戦を支援するため、経営者本人の個人保証を免除する融資制度を創設されたい。また、創業を強力に推し進めるため、無担保・無保証で利用できる国民生活金融公庫の新創業融資制度を、貸付限度額を上げるなど一層充実されたい。

(6) 小企業等経営改善資金（マル経）の充実

小企業等経営改善資金（マル経）融資について、利用者の利便性向上のため以下の措置を講じられたい。

①平成16年3月31日で期限切れとなる貸付限度枠の別枠措置（450万円）を本枠（限度額1000万円）に統合。

②返済期間の特例措置（運転資金5年、設備資金7年）の恒久化。

③国民生活金融公庫が行う生活衛生関係営業者に対する設備資金について、事業者の利便性向上のため、マル経の融資対象に追加。

(7) 金融検査マニュアルの見直し

中小企業はもともと大企業に比して自己資本が少なく資金調達を銀行融資に依存していること、会計の精度が大企業よりも低いこと等の財務的特徴に配慮し、中小企業向け債権の分類（特に債務者区分）にあたっては、「利益や資本の状況」よりも「経営の実態（営業の活力、技術力、経営者の資質・資産、将来見通し等）」を重視したものとするよう、金融検査マニュアルの見直しを行い、中小企業向けの査定基準と大企業の基準とを明確に区別されたい。

(8) 倒産防止共済制度の共済金貸付限度額の引き上げ等

厳しい経営環境が続く中で、各地商工会議所の倒産防止特別相談（経営安定相談）事業を有効に機能させるため、中小企業総合事業団の実施する倒産防止共済制度の掛金限度額および共済金貸付限度額を引き上げるとともに、貸付額に応じた掛金権利消滅の割合（現行は貸付額の10%）を引き下げられたい。

(9) 中小企業会計基準の普及浸透

中小企業向け直接金融市場が徐々に拡大するに伴い、中小企業にとっても投資家に対する経営情報の提供や情報開示などの環境整備が円滑な資金調達のためには重要課題となっていることから、先般、日本税理士会連合会が取りまとめた中小会社会計基準について、中小企業への普及浸透を図られたい。

Ⅲ. 小規模事業者の健全な発展支援

1. 小規模事業対策予算の安定的確保と「第二創業塾」、「JAPANブランド育成支援事業」の創設等

地域小規模事業者の健全な発展を支援していくためには、経営改善普及事業をはじめとする小規模事業対策予算の安定的な確保が必要である。このため、平成16年度予算概算要求に盛り込まれた小規模事業経営支援事業費補助金等の全額確保を図られたい。特に、新事業展開等を目指す既に事業を営んでいる者や若手後継者等を対象に経営戦略、組織マネジメント等の知識・ノウハウの体得を支援する「第二創業塾」や、海外を含む広域マーケットにも通ずる各企業・地域に対する高い評価を確立するための「JAPANブランド育成支援事業」の創設を通じて、やる気と能力のある中小企業・小規模事業者を強力に支援されたい。加えて、経営指導員等補助対象職員の人件費を安定的・継続的に確保していくために、引き続き万全な地方財政措置を講ずるとともに、各都道府県においては経営改善普及事業に係る人件費のみならず事業費についても助成措置の完全実施を図られたい。

2. 小都市商工会議所の合併に伴う相談支援体制確保への配慮

合併特例法による市町村合併推進に伴って、各地で商工会議所同士の合併も行われつつある。合併によって管轄地区が拡大された商工会議所においては、当然のこととして管内小規模事業者への経営

改善普及事業を効果的に実施していくための新しい体制づくりに万全を期していくが、小都市商工会議所については、財政も厳しい状況にあることから、各般の支援措置に配慮されたい。

(詳細は別紙「平成16年度小規模事業対策に関する主要個別要望事項」を参照)

IV. 地域の空洞化克服のための街づくり推進および地域産業振興

1. 中心市街地および商店街活性化対策の一層の推進

(1) 「中小商業活性化創業等支援事業」の創設等

魅力ある新規店舗の創出や既存店舗の経営革新等を図るため、商人塾事業、修行(体験実習)事業、店舗運営見直し事業等を総合的に支援する「中小商業活性化創業等支援事業」を創設されたい。

(2) 「中心市街地活性化タウンマネージャー派遣事業」等の強化

TMO(タウンマネジメント機関)が行う中心市街地活性化への取り組みを支援するため、「中心市街地活性化タウンマネージャー派遣事業」を強化するとともに、専門的知識を有する外部人材の活用を支援されたい。また、街づくりの中核となる人材の発掘に努められたい。

(3) 「中心市街地等中小商業活性化施設整備事業」の拡充

商店街振興組合等がコミュニティホール、アーケード等の商業基盤施設等の整備やリニューアルする際の支援を拡充されたい。

(4) 「商店街等活性化事業」の拡充

商工会議所等が行う空き店舗を活用したチャレンジショップ事業、ICカード事業、コミュニティ施設の運営等のソフト事業に対する支援を拡充されたい。

(5) 「大型空き店舗活用支援事業」の拡充

魅力ある商業施設を実現するため、TMO等が中心市街地の大型空き店舗を活用したテナントミックス事業、近接する商店街における駐車場整備事業等を行う際の支援を拡充されたい。

(6) 「街づくり総合支援事業」の運用改善等

中心市街地の再生を早期に達成するため、「街づくり総合支援事業」(国土交通省)に地域の目標達成に必要なものへ自由かつ複数年度にわたって充当できる「まちづくり助成金制度」を創設するとともに、「観光拠点整備事業」を支援メニューに追加されたい。

2. 地域産業活性化対策等の推進

(1) 地域産業活性化支援策の推進およびデザイン力の強化

地場産業等の活性化のため、都道府県や産地組合等が実施する「地域産業集積中小企業活性化事業」、「地場産業等活力強化事業」を推進されたい。

また、伝統的工芸品産業の振興のため、伝統的工芸品の製造業者等が実施する産地プロデューサー事業や学生・社会人等を対象とする伝統的ふるさと体験・交流事業等を推進されたい。

さらに、産地ブランドの確立やブランドイメージ向上に資するデザイン力強化への取り組みを支援するとともに、デザイン戦略の重要性について普及啓発を図られたい。

(2) 「一地域一観光づくり推進事業」の推進等

観光を活かした個性・魅力ある地域づくりのため、各地域の取り組みの段階に応じた事業展開を図るための「一地域一観光づくり推進事業」、および訪日外国人旅行者の増加のための「ビジット・ジャパン・キャンペーン」を推進されたい。

また、「新グリーン・ツーリズム総合推進対策」の拡充や「観光立村推進事業」の創設を図られたい。

(3) 対日投資促進に対する支援強化

新しい技術や経営ノウハウの導入、雇用の維持・確保などに資する対日投資を促進し、地方への外国企業立地を図るため、JETROの対日投資支援機能(国際交流事業を含む)を強化されたい。

(4) 「産消交流事業」の拡充等

電源立地地域の振興を図るため、「電源地域振興モデル事業」を拡充するとともに、電気の生産地と消費地の相互理解を深めるため、シンポジウムの開催や消費地域住民の現地見学の支援など「産消交流事業」を推進されたい。

V. グローバル経済下の中小企業の海外展開支援

1. 東アジア地域等へ進出する中小企業への支援措置の強化

東アジア地域等への進出を図ろうとする中小企業に対して、現地の投資・経営環境に関する情報提供、在外日本人商工会議所など関係機関の専門家等による相談指導、低利の融資制度など、各種支援措置をさらに強化されたい。

2. 中小企業の輸出振興のための支援措置の強化

輸出取引を図ろうとする中小企業に対して、現地市場等に関する情報提供、JETROなど関係機関の専門家等による相談指導、海外見本市への出展助成など、各種支援措置をさらに強化されたい。

3. 自由貿易協定（FTA）締結に伴う原産地証明書の発給体制の整備促進

諸外国とのFTAを締結する際に、商工会議所がFTA特恵に係る原産地証明書の発給機関となる場合は、商工会議所としてそれに対応した新たな審査・発給システムを整備する必要があり、電子化（EDI化）を含めシステム構築に関する支援措置を講じられたい。

VI. 中小企業の雇用関連事業の推進

1. 地域における若年者ワンストップサービスセンターの設置

政府は、教育・雇用・産業政策の連携を強化するとともに、官民一体となって総合的な人材対策を強化し、若者の能力向上と就業促進を図るため、15年6月に関係4大臣が「若年自立・挑戦プラン」を策定し、その中に産業界からの共同提言の内容が具体的な施策として盛り込まれた。

平成16年度予算において、同プランを実施するための予算として関係府省全体で494億円（前年度274億円）が確保され、今後、施策の具体化が図られる。

同プランの中核的施策である、地域の特性に応じたきめ細かい雇用関連サービスを若年者が1カ所でまとめて受けられる若年者のためのワンストップサービスセンター（通称ジョブカフェ）の設置については、16年7月末までに43都道府県で開設されることとなった。経済産業省は、ワンストップサービスセンターを設置した都道府県のうち、民間を積極的に活用する事業を提案した地域15カ所をモデル地域として選定し、カウンセリングから研修等まできめ細やかなサービスを一貫して提供する事業を委託する。

2. 職業能力開発の促進

個人が職業能力を高めるための投資を効率的に行えるようにするため、商工会議所における検定事業等、総合人材育成事業の内容も取り入れながら、職業別のキャリアマップを作成し、これに基づく標準的な人材育成プログラムを策定するための予算措置を講じられたい。

また、中小・ベンチャー企業の創業・起業や新規分野進出による雇用創出を促すため、税制や資金調達、人材確保の面での支援制度を拡充されたい。加えて、経営や事業再生、ベンチャーなど、わが国の競争力強化、経済活性化の核となる高度専門人材の育成のため、スキル標準の策定やカリキュラム・教材開発などに取り組まれたい。

あわせて、専門職大学院の設置促進等を通じた高等教育機関の充実を図るとともに、専門学校の設定基準にかかる規制改革の推進等、高度職業教育を行う機関の環境整備を進められたい。

3. 職場体験講習、トライアル雇用、紹介予定派遣などの制度拡充

産業構造の変化、就労ニーズの多様化が進む中、円滑な労働移動を可能とするため、必要な規制改革や労働法制の見直しを進めるとともに、ミスマッチ解消や、早期再就職の促進に有効な職場体験講習、トライアル雇用、紹介予定派遣などの仕組みについて、中小企業による活用を促進するため、実施期間の延長や対象の拡大など制度を拡充するとともに、手続きの簡素化を図られたい。

4. 雇用保険三事業の抜本的見直し

厳しい雇用情勢のもと、雇用保険制度は雇用のセーフティネットとして重要な役割を果たしているが、今後は、産業構造の変化や、就業形態の多様化、少子高齢化等の環境変化の中でも、持続的かつ安定的に運営できるよう、給付と負担のあり方を抜本的に見直し、制度を再構築することが必要である。特に、事業主が保険料を全額負担する雇用保険三事業については、徹底した政策評価による抜本見直しを行うとともに、助成金の申請・支給手続きの簡素化など、手続き面の改善を図られたい。

また、雇用保険制度の見直しについては、年金・医療などの社会保障負担増大に伴う企業の国際競争力の低下も懸念されるため、税制や他の社会保障制度全体の改革を進める中で一体的に検討すべき

である。なお、今後必要となる雇用対策の追加的コストの手当てについては、雇用保険料率の安易な引き上げによるべきではない。

5. 産業別最低賃金の廃止および地域別最低賃金の引き下げ

産業別最低賃金については、地域別最低賃金が定着をみた中で、屋上屋を重ねることになっているので、廃止されたい。また、地域別最低賃金については、最近の厳しい経済情勢やデフレ状況に鑑み、引き下げられたい。

6. 中小企業における企業年金制度の普及促進

公的年金給付の削減等に伴い、老後の国民生活の安定・充実を図るための企業年金制度の役割が今後ますます高まってくることから、商工会議所等では、企業年金制度の啓発・普及に積極的に努めているが、確定拠出年金、確定給付企業年金など各制度間の移行や自由な給付設計の面等で制度的な手当てが充分になされていない等のことから中小企業への普及がなかなか進まない状況にある。このため、国としても企業年金制度普及のために必要な予算措置を講ずるなど環境整備を図るとともに、特別法人税の撤廃、拠出限度額の早期引き上げ、労使のマッチング拠出の認可、中途引き出しの認可、適格退職年金の移行先として「特定退職金共済制度」も対象に加えるなどの税制を含めた制度の見直しに取り組まれたい。

また、地域の地場産業などの中小企業が主体となって設立・加入している総合型厚生年金基金については、近年の資金運用環境の悪化等により財政状態が著しく悪化していることから、その継続を望む基金については免除保険料率の完全個別化等の財政中立化を図るとともに、代行部分の返上や基金解散時における最低責任準備金の計算や納付の方法について特段の措置を図られたい。

以 上

<別紙>

平成16年度小規模事業対策に関する主要個別要望事項

地域小規模事業者の健全な発展を支援していくために、経営改善普及事業をはじめとする小規模事業対策予算の安定的な確保が必要である。このため、平成16年度概算要求に盛り込まれた小規模事業経営支援事業費補助金等の全額確保を図られたい。特に実現を要望する小規模事業対策に関する主要な個別事項は、以下の通りである。

加えて、経営指導員等補助対象職員の人件費を安定的・継続的に確保していくために、引き続き万全な地方財政措置を講ずるとともに、各都道府県においては経営改善普及事業に係る人件費のみならず事業費についても助成措置の完全実施を図られたい。

1. 地域経済の活性化・広域的事業の実施

(1) JAPANブランド育成支援事業

929,997千円

地域の特性を活かした製品や観光地としての魅力・価値を高め、全国さらには海外市場でも高い評価を確立すべく、地域の企業等をコーディネートしつつ行う、市場調査、専門家招聘、事業概念づく

り、新商品開発・評価、デザイン開発・評価、展示会参加、販路開拓活動等の取組を行うプロジェクトを総合的に支援されたい。

(2) 後継者人材マッチング促進事業

116,536千円

中小企業の事業再構築支援の一環として、後継者を求める事業者と後継者となることに関心を有する者に係る情報が、地域を越えて、全国的に流通するバーチャルな出会いのきっかけとなる場の提供と併せて、後継者探しに対してニーズが高い地域等、全国で40程度のモデル地域を選定し、後継者となることに関心のある者を現地に招へいして行う、後継者人材マッチング交流会の開催を支援されたい。

(3) 若手後継者等育成事業（青年部・女性部活動推進費等）

988,883千円

若手後継者等に対する経営ノウハウ等実地研修、起業家育成支援、事業承継支援、資質向上のための研修会等高度な事業活動を支援されたい。

(4) 商工会等広域連携等地域振興対策事業

19,261千円

商工会等の合併環境整備の一環として、合併に伴う改修及び増改築費、人員の異動による備品費、移転費用、合併に関する情報発信費等に要する経費を補助されたい。

(5) 商工会等振興調査事業およびむらおこし事業等地域活性化事業等

397,500千円

小規模事業者支援促進法に基づく基盤施設事業等の実施を図るための計画および商工会等の合併や広域連携体制の整備を含む地域の振興ビジョン等の策定、創業・経営革新等への取組に向けた具体的課題解決を図るための講習会・研修会等による人材育成及び特産品等開発・普及等を支援されたい。

(6) 広域・専門指導体制の整備

466,741千円

広域的あるいは専門的な問題等に対する指導体制を強化、確立するため、「嘱託専門指導員」の設置を支援するとともに、「税務」および「経理」に関する小規模事業者への継続的な指導を行うための記帳指導員の設置等、指導体制の整備等を支援されたい。

(7) 地域振興活性化事業

49,000千円

(1) 先進性、独創性に富み、かつ、地域活性化に大きく貢献する提案公募型事業について、ニーズを踏まえ、次のような事業を支援されたい。

地域の小規模事業者等が共通に抱える技術的課題を克服するための調査研究、技術の適用に関するフィージビリティ調査等を実施し、その研究成果を地域内小規模事業者等に公開する事業。

(2) 地域の産業や技能の集積の維持・発展に資する技術開発事業、小規模事業者支援促進法に基づく基盤施設事業等の実施を図るための計画および商工会等の合併や広域連携体制の整備を含む地域の振興ビジョン等の策定、創業・経営革新等への取組に向けた具体的課題解決を図るための講習会・研修会等による人材育成及び特産品等開発・普及等を支援されたい。

- (3) 過疎化、高齢化等の課題を抱える地域を対象とし、地域経済の活性化を図るためにイベント、交流会等を開催する事業。
- (4) 商工会等の若手後継者等育成事業。

2. 創業・経営革新支援策の充実

(1) 創業人材育成事業

1,300,660千円

創業に向けて具体的なアクションを起こそうとする者を対象に、経営戦略（ビジネスプラン）を完成させ、創業に必要な実践能力を10日間（30時間）程度で習得させる短期集中研修（創業塾）の実施を支援されたい。また、経営戦略、組織マネジメント等の知識・ノウハウの体得を支援する「第二創業コース」を創設し、新事業展開等を目指す既に事業を営んでいる者や若手後継者等を支援されたい。

(2) まちの起業家等資金調達マッチングモデル事業

86,104千円

旧来型の間接金融に頼らない（担保不要、保証協会不要）、地域をあげてサポートしているユニークな資金調達モデルをより多く掘り起こすとともに、より多くの事業者が旧来型の間接金融に頼らない資金調達を実行していけるよう、知見の提供を積極的に行っていくためのユニークな資金調達手法の実施マニュアルや事例集の作成・普及を支援されたい。

3. 指導環境の整備

(1) 商工会等指導環境推進費（事務局長等設置費）

5,778,500千円

平成16年度においても、指導環境の一層の整備、向上を図るため、事務局長等設置費を確保されたい。

(2) 指導施設建設

110,252千円

地区内の小規模事業者に対する経営改善普及事業の拠点となる事務室、相談室、記帳指導室、資料室及び講習会等研修室を有する施設の建設又は取得を支援されたい。なお、総合指導施設については、活力の停滞している地域の中心市街地の活性化を促進するため、中心市街地活性化策の一環として位置づけられた施設（総合指導施設）に対し支援されたい。

(3) 記帳機械化等推進事業

60,253千円

小規模事業者が記帳の合理化・省力化を図るとともに自らの経営指標を把握し、経営改善の基礎を確立するため、記帳機械化による記帳継続指導において、必要な電子計算機及び端末機等機器の購入等を支援されたい。

4. 経営支援体制の充実

(1) 経営指導員等の資質向上対策事業

148,915千円

経営指導員対象研修会の開催を支援するとともに、中小企業診断士養成コースをはじめ中小企業大学校で開催される研修に経営指導員が円滑に参加できるような環境を整備されたい。

(2) 経営・技術強化支援事業（エキスパート・バンク）

185,436千円

小規模事業者等の要請に応じ、専門的知識・技術について深い見識を有する者（エキスパート）を選定し、当該専門家を小規模事業者の経営の現場に直接派遣することによる、専門的指導の実施を支援されたい。

また、専門家の複数回派遣を可能とし、継続的に専門家を活用した指導を実施することで、小規模事業者が抱える問題についての根本的な解決を図られたい。

(3) 支援体制強化情報ネットワーク整備推進事業

48,011千円

小規模事業者に対する、金融、税務、経営、労働、創業等幅広い分野にわたる相談事例や経営支援マニュアル、人材情報等をインターネット上においてデータベース化することにより、個々の経営指導員が保有する知識やノウハウのほか、経営指導員等が小規模事業者に対する経営支援を行う上で必要な情報等の共有化を図るとともに、各種データベースを利用した最新の市場情報の収集など、情報ネットワークを活用した経営支援体制（ワンストップサービス）の充実強化を支援されたい。

5. 倒産防止相談体制の整備

(4) 倒産防止特別相談事業

216,094千円

倒産の危機に直面した中小企業者からの相談に応じる体制を整備し、経営的に見込みのあるものについては関係機関等の協力を得て再建の方策を講じ、見込みのないものについては円滑な整理を図ることにより、中小企業の倒産に伴う社会的混乱を未然に防止されたい。

以 上

<提出先>

政府、各省庁、政党等

<実現状況>

平成16年度中小企業・小規模事業者対策の拡充強化に関する要望

I. 挑戦する中小企業への技術革新・成長の支援等

1. 中小企業の技術革新支援

(1) 産学官連携による研究開発に係る補助金等の充実

「平成16年度中小企業関係施策に関する要望（平成15年6月）」参照

(2) 産学官連携推進体制の整備充実

（商工会議所への支援）実現せず。

（TLOへの支援）平成16年度政府予算として、TLOへの支援の拡充についてスーパーTLO（バイオやナノなど特定分野における技術移転に特に優れたTLO）への重点支援が追加され、15年度予算（6億円）の1.5倍の9億円が計上された。また、大学発ベンチャー経営支援事業についても15年度予算（1.5

億円)の約1.3倍の2億円が計上された。さらに技術経営(MOT)人材育成プログラム導入促進事業では15年度予算(2億円)の4.5倍の9億円が計上されたほか、新規事業として環境経営人材育成事業1億円・バイオ人材育成事業5億円が新たに追加された。

(3) SBIR(中小企業技術革新制度)の支出目標額の一層の増額

「平成16年度中小企業関係施策に関する要望(平成15年6月)」参照

(4) 中小企業による戦略的基盤技術開発および創造的技術開発の支援

平成16年度政府予算として、戦略的基盤技術力強化事業は15年度予算31.9億円のほぼ横ばいの31.7億円が計上された。また、新規産業創造技術開発補助事業は15年度予算55.7億円の約1.1倍の61.3億円が計上された。

(5) 中小企業の特許取得に係る負担軽減措置の拡充等

「平成16年度中小企業関係施策に関する要望(平成15年6月)」参照

2. 経営革新などによる中小企業の成長支援

(1) 中小企業・ベンチャー企業の事業化支援

事業性・新規性の高い技術シーズ、ビジネスアイデアをもつ中小・ベンチャー企業等の事業化を資金面・技術面および経営面から強力に支援すべく、16年度新規事業として中小企業・ベンチャー挑戦支援事業33.9億円が計上された。

(2) 中小企業の経営革新支援策の拡充

「平成16年度中小企業関係施策に関する要望(平成15年6月)」参照

(3) 企業等OB人材活用推進事業の拡充

「平成16年度中小企業関係施策に関する要望(平成15年6月)」参照

(4) 中小企業のIT化への支援

「IT活用型経営革新モデル事業」の平成16年度予算案で11.8億円(平成15年度7億円)に拡充された。

3. 中小企業の事業環境の整備

(1) ADR(裁判外紛争処理)制度の普及浸透

「平成16年度中小企業関係施策に関する要望(平成15年6月)」参照

(2) 電子債権市場等中小企業金融のインフラ整備

「電子債権市場に関するモデル事業検討会」の実施を通じて、情報蓄積データベースの開発および実証事業の実施を行い、電子債券市場構築に向けたインフラ整備等に対する整理・検討を行った。

II. 中小企業再生と金融セーフティネットの整備・充実

1. 中小企業再生の促進

(1) 中小企業再生支援協議会の機能強化

「平成16年度中小企業関係施策に関する要望(平成15年6月)」参照

(2) 再生支援企業への資金供給の充実

「平成16年度中小企業関係施策に関する要望(平成15年6月)」参照

- (3) 再生支援協議会の支援対象に対する金融検査マニュアル上の配慮
「平成16年度中小企業関係施策に関する要望（平成15年6月）」参照
- (4) 再生ファンドの設立促進
「平成16年度中小企業関係施策に関する要望（平成15年6月）」参照
- (5) 個人保証のあり方の見直し
「平成16年度中小企業関係施策に関する要望（平成15年6月）」参照

2. セーフティネットなど金融対策の充実

- (1) 金融セーフティネットの充実
「平成16年度中小企業関係施策に関する要望（平成15年6月）」参照
- (2) 中小企業信用保険制度の拡充・強化
「平成16年度中小企業関係施策に関する要望（平成15年6月）」参照
- (3) 政府系中小企業金融機関の機能強化
「平成16年度中小企業関係施策に関する要望（平成15年6月）」参照
- (4) 中小企業の資金調達手法の多様化
「平成16年度中小企業関係施策に関する要望（平成15年6月）」参照
- (5) 無保証人融資制度の創設・創業向け融資制度の充実
中小企業による新事業への挑戦を支援するため、商工組合中央金庫・中小企業金融公庫において経営者本人の個人保証を免除する融資制度が創設された。また、無担保・無保証で利用できる国民生活金融公庫の新創業融資制度は、平成16年4月1日から融資限度額を550万円から750万円に引き上げられた。
- (6) 小企業等経営改善資金（マル経）の充実
「平成16年度中小企業関係施策に関する要望（平成15年6月）」参照
- (7) 金融検査マニュアルの見直し
「平成16年度中小企業関係施策に関する要望（平成15年6月）」参照
- (8) 倒産防止共済制度の共済金貸付限度額の引き上げ等
「平成16年度中小企業関係施策に関する要望（平成15年6月）」参照
- (9) 中小企業会計基準の普及浸透
「平成16年度中小企業関係施策に関する要望（平成15年6月）」参照

Ⅲ. 小規模事業者の健全な発展支援

- 1. 小規模事業対策予算の安定的確保と「第二創業塾」、「JAPANブランド育成支援事業」の創設等
「平成16年度中小企業関係施策に関する要望（平成15年6月）」参照
- 2. 小都市商工会議所の合併に伴う相談支援体制確保への配慮
「平成16年度中小企業関係施策に関する要望（平成15年6月）」参照

Ⅳ. 地域の空洞化克服のための街づくり推進および地域産業振興

1. 中心市街地および商店街活性化対策の一層の推進

(1) 「中小商業活性化創業等支援事業」の創設等

「平成 16 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 15 年 6 月）IV. 1. (3)」参照

(2) 「中心市街地活性化タウンマネージャー派遣事業」等の強化

幅広い分野への知識が要求される TMO 運営を支援するため、従来の中小企業総合事業団のタウンマネージャー派遣に加え、コンサルタント会社等の専門人材を長期間受入れるなど「中心市街地活性化タウンマネージャー派遣事業」を拡充（15 年度 1 億 9 千万円→16 年度 2 億 3 千万円）。

「平成 16 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 15 年 6 月）IV. 1. (1)」参照

(3) 「中心市街地等中小商業活性化施設整備事業」の拡充

商店街振興組合等が行うコミュニティホール、アーケード、カラー舗装等の商業基盤施設等を整備する事業を支援する「中心市街地等中小商業活性化施設整備費補助金」を拡充（15 年度 27 億 5 千万円→16 年度 28 億 5 千万円）。

「平成 16 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 15 年 6 月）IV. 1. (3)」参照

(4) 「商店街等活性化事業」の拡充

商工会議所等が商店街等の活性化に向けたチャレンジショップ事業、IT 化に対応したカード事業、空き店舗を活用したコミュニティ施設事業などのソフト事業を支援する「商店街等活性化事業」を拡充（15 年度 3 億円→16 年度 5 億円）。

「平成 16 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 15 年 6 月）IV. 1. (4)」参照

(5) 「大型空き店舗活用支援事業」の拡充

「平成 16 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 15 年 6 月）IV. 1. (1)」参照

(6) 「街づくり総合支援事業」の運用改善等

「平成 16 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 15 年 6 月）IV. 2」参照

2. 地域産業活性化対策等の推進

(1) 地域産業活性化支援策の推進およびデザイン力の強化

「平成 16 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 15 年 6 月）IV. 3. (1)」参照

(2) 「一地域一観光づくり推進事業」の推進等

「平成 16 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 15 年 6 月）IV. 1. (5) 3. (4)」参照

(3) 対日投資促進に対する支援強化

「平成 16 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 15 年 6 月）」参照

(4) 「産消交流事業」の拡充等

経済産業省資源エネルギー庁は 15 年度、産消交流事業の一環として、新たに「女性によるエネルギー市民交流会」（福島県双葉郡）、「でんきのふるさと福島県双葉地方 産業と観光のつどい」（東京都）、「小学生によるスポーツ交流会」（福島県双葉郡）、「小学生によるスポーツ交流会」（新潟県柏崎市刈羽村）、「女性によるエネルギー市民交流会」（東京都・神奈川県）の 5 事業を実施。

V. グローバル経済下の中小企業の海外展開支援

1. 東アジア地域等へ進出する中小企業への支援措置の強化

「平成 16 年度中小企業関係施策に関する要望（平成 15 年 6 月）」参照

2. 中小企業の輸出振興のための支援措置の強化

「平成16年度中小企業関係施策に関する要望（平成15年6月）」参照

3. 自由貿易協定（FTA）締結に伴う原産地証明書の発給体制の整備促進

「平成16年度中小企業関係施策に関する要望（平成15年6月）」参照

VI. 中小企業の雇用関連事業の推進

1. 地域における若年者ワンストップサービスセンターの設置

「平成16年度中小企業関係施策に関する要望（平成15年6月）VI. 1.」参照

2. 職業能力開発の促進

「平成16年度中小企業関係施策に関する要望（平成15年6月）」参照

3. 職場体験講習、トライアル雇用、紹介予定派遣などの制度拡充

「平成16年度中小企業関係施策に関する要望（平成15年6月）」参照

4. 雇用保険三事業の抜本的見直し

「平成16年度中小企業関係施策に関する要望（平成15年6月）」参照

5. 産業別最低賃金の廃止および地域別最低賃金の引き下げ

「平成16年度中小企業関係施策に関する要望（平成15年6月）」参照

6. 中小企業における企業年金制度の普及促進

「平成16年度中小企業関係施策に関する要望（平成15年6月）」参照

14. 少子高齢化、経済グローバル化時代における 外国人労働者の受け入れのあり方について

平成15年9月17日
日本商工会議所

経済のグローバル化が進み、国境を越えた人の移動が活発化する中で、国際的な競争はかつてなく激しくなっている。大競争時代の到来に伴い、経営・研究・技術分野における高度な技術・知識を有する人材の獲得競争が世界的規模で激化しており、高度人材外国人労働者の受け入れ促進は、もはや一私企業の隆盛に係わる問題ではなく、イノベーション（技術革新）を通じた一国の産業・経済の活性化、持続的成長のための重要戦略として認識されている。

また、わが国においては、世界に例のないスピードで少子高齢化が進んでおり、2006年には人口のピークを迎えるという見通しもある。雇用情勢が極めて深刻な現在ですら、職種や地域によっては必要な人材を確保できない分野があるが、今後の急激な労働人口の減少により、「ものづくり」や看護・介護など、わが国の経済社会や国民生活にとって不可欠な産業分野においても労働力不足が継続し、支障をきたすことが大いに懸念される。高齢者や女性の社会進出促進策と平行して、いわゆる単純労働に携わる外国人労働者の受け入れ促進策が真剣に検討されるべきゆえんである。

わが国の現状をみると、専門的・技術的分野の外国人労働者については、その受け入れに積極的であり、受け入れ人数に制限を設けていないにもかかわらず、約10万人と低水準にとどまっており、高度人材外国人労働者の確保に関して欧米諸国に大きく遅れをとっている。他方、単純労働者の受け入れについて政府は、国内の労働市場に係わる問題をはじめとして日本の経済社会・国民生活に多大な影響を及ぼすことを危惧して、ブラジルなどに移住した人やその子孫らを除いては厳しく規制している。

そこで、当所は、少子高齢化、経済グローバル化時代において、わが国の産業・経済の活性化ならび

に持続的成長に資するとともに、経済社会や国民生活に欠かせない重要な産業分野における労働力不足解消に向けた外国人労働者受け入れのあり方について、下記のとおり提言する。

記

1. 外国人労働者の受け入れのあり方

(1) 高度人材外国人労働者の受け入れ

国際競争の激化に伴い、IT 技術者などの専門的・技術的労働者に対するニーズが世界的に高まったため、欧米諸国では、高度な技術・知識を有する人材の受け入れ促進のための制度改正を行うなど、積極的な受け入れ政策を展開している。

日本では、現在、就労目的の在留資格として 14 種類の専門的・技術的分野を設けて、外国人労働者を受け入れている。政府は、専門的・技術的分野の外国人労働者については、経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、その受け入れに積極的であり、受け入れ人数に数量制限を設けていないにもかかわらず、当該分野における受け入れ人数は約 10 万人（2001 年現在。「興行」「技能」を除く）にとどまっており、高度人材外国人労働者の確保に関して欧米諸国に大きく遅れをとっている。

この大競争時代を勝ち抜くためには、わが国における人材育成対策をさらに充実するとともに、高度人材外国人労働者の受け入れについては、これまでの発想を大転換し、受け入れを大幅に拡大すべきであり、中小企業といえども、優秀な外国人労働者を活用して製品やサービスの高付加価値化を図ることが必要である。そのため、高度な技術・知識を有する外国人労働者の受け入れ促進に向け、資格の相互認証の積極的拡大、在留資格認定要件の緩和、社会保障協定の締結促進、医療保険制度の見直し、留学生に対する支援の拡充、労働・住環境の整備等を推進すべきである。

①資格の相互認証の積極的拡大

資格の相互認証については、近年、わが国は数カ国と IT 技術者資格の相互認証を行い、それに伴う在留資格要件を緩和した。2001 年には、インド人 IT 技術者の受け入れ促進と、日印間のソフトウェアビジネス交流の活性化を図るため、両国の IT 技術者試験の相互認証とそれに伴う入国規制の緩和を行った結果、インド人 IT 技術者の受け入れが促進された。

一方で、「法律・会計業務」などの専門的分野については、2 国間・多国間の相互認証は進んでいない。欧米諸国では、IT 分野をはじめ、法律、会計、エンジニアなど、自国の競争力強化につながる分野について資格の相互認証を積極的に進め、優秀な外国人労働者の獲得を図っている。わが国においても、自国の競争力強化につながるような専門的・技術的資格について、各国との相互認証を積極的に拡大すべきである。

②在留資格認定要件の緩和

在留資格の一つである「企業内転勤」については、外国にある系列企業等からの転勤・出向は認められているものの、その必要要件として、他の在留資格である「技術」または「人文知識・国際業務」等と同様の基準を満たさなければならず、教育訓練や能力開発を目的とした転勤等は認められていない。優秀な人材の国際的労働移動をさらに活発化させるため、こうした要件を緩和するとともに、在留期間を延長するなど、専門的・技術的外国人労働者に係る入国・在留制度についてはできる限り合理化・簡素化すべきである。

③社会保障協定の締結促進

公的年金制度については、大部分の国で「当該国で就労している者」を対象者としている。そのため、例えば、日本で就労している外国人は、日本の公的年金制度に加入して保険料を負担するとともに、母国における受給権を確保するために、母国の年金保険料も払い続けなければならない。さらに、赴任期間が短期間である場合には、赴任国における年金の受給権は発生しない場合が多く、赴任国の保険料はいわば掛け捨ての状態になっている。

この問題を解決するため、欧米諸国は社会保障協定を締結し、短期滞在者については、赴任国における年金制度の加入義務を免除し、保険料の二重払い問題等を解消している。米国は、すでに 19 カ国と社会保障協定を締結しているが、日本はドイツ（2000 年締結）とイギリス（2001 年締結）の 2 カ国にすぎない。先ごろ、日米政府間で、二重負担の回避（短期滞在者）と加入期間の通算（長期滞在者）を内容とする協定について最終合意に達したが、国際的な人材移動を活発化させるためにも、わが国は、早急にその他の国とも協定を締結すべきである。

④医療保険制度の見直し

現行の社会保険制度では、永住を前提としていない外国人に対しても健康保険と年金・介護保険のセット加入を義務付けており、外国人の医療保険加入を妨げる要因の一つになっている。このため、セット加入義務の緩和や、年金・介護保険部分の納付額を帰国時に返納する制度の創設等を検討すべきである。また、国民健康保険制度は、運営における自治体間格差や保険料の滞納など様々な課題があるため、将来的には、外国人向けの医療保険制度の創設について検討すべきである。

⑤留学生に対する支援の拡充等

留学生を通じた人材獲得・育成は、わが国の社会慣習や文化・言語に対して親近感を抱いている人材を得るという観点から極めて望ましい方法である。わが国への留学生をさらに増加させるため、就学中および卒業後の就職時やインターン等に関する制度的な障壁を可能な限り低くするとともに、奨学金等の充実や低廉な留学生宿舎の確保等、生活環境面での支援等を拡充されたい。

さらに、地方勤務をためらう日本人の代わりに、優秀な外国人留学生OBを開発要員として採用し、技術開発力を高めている先進的な中小企業もすでにあるが、中小企業で活躍することを希望する留学生をデータベース化し、地方の中小企業と結びつける就職支援事業を創設されたい。その際は、民間のノウハウや人材を活かした事業が展開できるよう、商工会議所をはじめとする民間機関を最大限に活用すべきである。

(2)外国人単純労働者の受け入れ

わが国政府は、いわゆる単純労働に携わる外国人労働者の受け入れについては、国内の労働市場に係わる問題をはじめとして、日本の経済社会・国民生活に多大な影響を及ぼすこと等を危惧して、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応することが不可欠であるとの方針を明らかにしている。

しかしながら、世界でも例がない少子高齢化の急速な進展に伴い、将来労働力が減少することは確実であり、「ものづくり」や看護・介護など、わが国の経済社会や国民生活にとって不可欠な産業分野においても労働力不足が継続し、支障をきたすことが大いに懸念される。そのため、若者の勤労観・職業観の醸成政策の拡充や、高齢者や女性が活躍できる環境づくりと平行して、単純労働者の受け入れ促進策について真剣に検討すべきである。

①「外国人研修・技能実習制度」の拡充

わが国の単純労働者の受け入れについては、ブラジルなどの日系2世、3世等を除けば「外国人研修・技能実習制度」によるものに限定される。同制度では、研修生は最長3年（研修1年、技能実習2年）の滞在が認められている（平成14年度の新規受け入れ数は約4万人）が、受け入れ人数枠や技能実習移行対象職種が限定されていること、研修期間中の夜間を含むシフト勤務は実施できない等の問題がある。

このため、在留期間の延長、受け入れ人数枠や技能実習移行対象職種の拡大、研修中の夜間を含むシフト勤務の許可、研修生の再入国制度の創設、受け入れ手続きの簡素・迅速化等、近隣諸国や国内企業のニーズに沿った運用緩和・拡充を図り、使いやすい制度に改善すべきである。

なお、制度の厳正な運用を確保するため、不適正な受け入れを排除し、受け入れ団体・受け入れ企業の適正化を図ることが必要である。

②新たな制度的枠組みの創設

わが国には不法就労者が約30万人もいるという現実があるが、こうした状況を放置せず、諸外国の例も参考にして、混乱が生じないよう一定の管理の下に外国人単純労働者を受け入れる新たな制度的枠組みを創設されたい。

例えば、わが国と同様に「ものづくり」を中心に経済発展を遂げてきた台湾においては、雇用に影響がないこと、移民にさせないこと、治安を乱さないこと、産業高度化の妨げにはならないことを基本的な条件に、二国間協定に基づき、重大公共工事、重大投資製造業、看護・介護などの分野で約30万人の単純労働者を受け入れている。

単純労働に携わる外国人労働者の急激な増大は、社会不安を引き起こす、あるいは、わが国産業構造の高度化を阻害するなどの議論もあるが、わが国においても、台湾方式による単純労働者受け入れ制度を導入することを真剣に検討されたい。その際、今後、労働需要の拡大が予想される製造、建設、林業、観光、看護・介護、メイドなどの分野については、二国間協定に基づき、受け入れ業種・職種や人数の上限など一定の条件を課すとともに、滞在期間中の管理の徹底などを条件に、受け入れを検討すべきである。

仮に、すぐさま全国一律の制度として導入することが著しく困難であるならば、当面、構造改革特区制度を利用して、台湾方式による受け入れ制度を導入すべきである。

なお、日本とASEAN各国では、経済連携協定の締結に向けた政府間協議が進められており、わ

が国に対しては、ビザ発給要件の緩和など人の移動の円滑化に対する要望が強く寄せられている。例えば、フィリピンからは、看護師・介護士等の日本での就労について要請があるが、わが国が今後急速な少子高齢化の道を歩む現実を見据え、日本語でのコミュニケーション能力や看護水準を含めた適切な能力の確保を前提として、その受け入れに道を開くべきと考える。

(3) 外国人労働者の受け入れに係わる諸課題への取り組み

わが国の諸制度は、移民を含めて、外国人労働者およびその家族が長期間在留し、生活することを念頭にいたものとはなっておらず、外国人の受け入れを推進するためには、生活・教育面における受け入れ体制の整備をはじめ、社会保障制度のあり方にいたるまで、経済社会や国民生活に係わる様々な課題について、今後、国民各層を交えて議論し、そのコスト負担のあり方も含めてコンセンサスを形成していかなければならない。

例えば、生活面においては、賃貸住宅への入居や宗教活動への理解の促進、子女教育に関しては、インターナショナル・スクールの整備や公立学校の受け入れ体制の整備などの課題がある。社会保障制度については、社会保障協定の締結を促進するとともに、健康保険と年金・介護保険のセット加入義務の緩和や、年金・介護保険部分の納付額を帰国時に返納する制度の創設、外国人向けの医療保険制度の創設等について検討すべきである。

さらに、経済社会の活性化を維持するため、永住を前提とした移民を受け入れ、一定規模の人口を確保するという選択肢も考えられるが、その是非については、まずは、上述した高度人材外国人労働者や単純労働者の受け入れについて、新たな制度的枠組みの創設や改善を行い、その実績や効果等を十分見極めたうえで、さらに国民生活への影響や社会的コストの負担問題等も含めた幅広い観点から議論することが必要である。

2. 商工会議所の役割

地域に根差した総合経済団体である商工会議所は、会員の多くを中小企業が占めており、これまで「外国人研修・技能実習制度」においても受け入れ団体となるなど、深刻な労働力不足に悩む中小企業に対する支援を行ってきている。

また、日系人などの外国人労働者が多数居住している浜松市、豊田市などの14都市では外国人集積都市会議を設立し、商工会議所など産業界の協力の下、外国人労働者との共生を目指して様々な課題の解決に取り組んでいる。

少子高齢化、経済グローバル化時代においては、これまで以上に外国人労働者の受け入れに対するニーズが増大することは明白であり、地域中小企業の商工会議所に対する期待はますます高まるであろう。就労、教育、年金、医療など、外国人労働者の受け入れに係わる諸課題は多岐にわたっており、行政が直接係わるべきものもあるが、行政と企業との間の調整機能や、外国人労働者と企業との仲介機能など、商工会議所が担うべき役割は大きなものがある。商工会議所においては、今後とも地域の実情を十分踏まえて外国人労働者受け入れ問題に取り組むことが求められている。

以 上

<提出先>

政府、各省庁、政党等

<実現状況>

・政府は平成15年度年次経済財政報告において、我が国の経済社会の活性化・国際化を図る観点から、専門的・技術的分野の外国人・移民労働者を受け入れていくことは重要であると明記。ただし、現在の我が国社会の外国人をめぐる状況を考えれば、ただちに現状の水準を大きく上回る数の外国人・移民労働者を継続的に受け入れていくことには多くの課題があり、国内労働市場や社会的コスト等の点で我が国経済社会に多大な影響を及ぼすとともに、送り出し国や外国人・移民労働者本人にとっての影響も極めて大きいと考えられることから、慎重な検討が必要であるとした。

・15年11月、政府は構造改革特区計画の第3次認定で、「外国人研修生受け入れ特区」（今治市、新居

浜市、西条市など愛媛県東伊予地区)を認定。特区内では外国人研修生の受け入れ人数に係る規制が緩和され、人数枠の拡大が可能となった。

・政府は平成15年度版通商白書において、専門的・技術的分野の外国人労働者受入れは、経済の高度化・活性化に資するとして、その積極的活用を提言。より高度な人材獲得のため、資格の相互認証や社会保障協定の締結等により、労働力移動の制度的阻害要因を取り除く必要があるとした。少子・高齢化に伴う労働力不足への対応策として単純労働者受入れの検討にも言及したが、国内労働市場に対する影響や新たな社会的費用の発生等が予想されることから、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応することが不可欠であるとした。

・政府は16年11月に閣議決定した「構造改革と経済財政の中期展望」において、「東アジア諸国等との自由貿易協定を含む経済連携等を推進し、モノ、人、資金等の流通・移動を促進する」旨を明記。労働市場開放を推進する方針を確認した。

・政府は16年6月に閣議決定した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」において、「看護、介護等の分野における外国人労働者の受入れに関して総合的な観点から検討する」旨を明記。

15. 平成16年度税制改正に関する要望

平成15年9月17日

日本商工会議所

わが国経済は、株価が1万円台を回復するなど一部に明るい兆しが見られるものの、依然としてデフレ克服への道筋は明らかになっておらず、このまま本格的な景気回復へ向かうには力強さに欠けている。特に、わが国企業の大宗を占める中小企業は、長引く不況で経営努力の限界を超える状況に追い込まれ、非常な苦境に立たされている。

中小企業は、わが国企業数の99%以上を占め、70%の雇用を支えており、わが国経済の屋台骨を支える存在である。その中小企業の活力がなくなれば、地域経済は落ち込み、国際競争力の維持強化も困難となり、わが国の再生を図ることなど到底おぼつかない。

このため日本商工会議所では、かねてから、景気の回復を図り、中小企業の活力を強化することがわが国経済社会の安定を図るためには必要不可欠であり、そのため、何よりもデフレからの早期脱却を最優先に経済運営を行うべきであると主張してきた。しかし、これまで政府は財政再建を優先した経済運営を行ってきたため、結果的にデフレを加速させ、税収も減少の一途をたどってきた。景気が回復軌道に乗れば、税収も回復して結果的には財政再建への近道ともなることから、まずはデフレからの早期脱却を図り、景気回復を確実なものとする必要がある。

そのため、景気に好転の兆しが見えてきた今こそデフレ克服の絶好の機会であることから、政府は、財政、金融、税制のあらゆる手段を総合的に組み合わせ、民需拡大の呼び水となる総需要の拡大につと

めるべきである。

一方わが国は、諸外国に例を見ないスピードで少子高齢化が進んでいるが、今後もわが国が活力を維持していくためには、経済社会システム全体の抜本的な変革を行い、少子高齢化がもたらす影響を最小限に抑制しなければならない。そのためには、行財政改革、社会保障制度改革、税制改革を一体として断行していくことが必要となるが、政府においては、それぞれの改革が整合ないままに議論され、また社会保障制度や税制においては、現行制度の維持や財政再建を最優先とした負担増の議論ばかりが先行している。特に、増大が予想されている社会保障給付のための財源として消費税の税率引き上げについての意見が見られるが、今求められているのは、国民が十分納得できるだけの行財政改革や社会保障制度改革を着実に実施し、それによって経済社会の活力を取り戻し、持続的な経済成長を確実なものとするることである。こうした改革を行うことなしに、はじめに消費税の増税ありきとする考え方は、到底認めることはできない。

以上のような観点を踏まえ、日本商工会議所では、平成 16 年度税制改正にあたり、下記事項の実現を強く要望する。特にデフレからの早期脱却はわが国の喫緊の課題であることから、I の「デフレ克服のための緊急措置の実施について」は、平成 16 年度を待たずに一刻も早く実施されたい。

記

重点要望項目

I デフレ克服のための緊急措置の実施について（前倒し実施分）

デフレ克服のためには、国民の消費や企業の投資に対する意欲を引き出すいわば民需喚起の呼び水となる税制改正が必要である。このため、以下の税制措置を緊急に講じるべきである。

1. 住宅税制の拡充

1,400兆円近い個人金融資産を有効に活用する観点から、景気波及効果の大きい住宅建設の促進を図るため、次に掲げる措置を講じるべきである。

- (1) 現行の住宅ローン減税の適用期限を延長するとともに、2戸目住宅への適用、対象となるリフォーム工事要件の見直し、所得要件の撤廃等の拡充を図ること。
- (2) 住宅ローンの支払利子を所得から控除する「住宅ローン利子所得控除制度」を創設すること。
- (3) 優良賃貸住宅建設や住宅リフォームの場合の税額控除制度など住宅投資促進に係る税制を整備すること。

2. 証券税制の拡充

個人の金融資産が貯蓄から投資へ移行することは、証券市場の活性化に寄与するとともに、企業をめぐる金融環境の多様化に対応して間接金融から直接金融への流れを加速させることにつながることから、個人の株式投資促進のため、証券税制をさらに整備することが望まれる。

そのため、個人の小口の中長期的な証券投資を促進するために、イギリスの制度にならい、年間一定限度額までの株式投資等についての配当および譲渡益を非課税とする「日本版 P E P（個人株式投資プラン）制度」を創設すべきである。

また、株価は一時期よりも上昇しているものの、証券市場の構造改革はいまだ不十分であることから、今後再び株価低迷が起きるようであれば、上場株式等に対する相続税評価の軽減など、個人投資家を証券市場に呼び込む措置の実現も検討されたい。

3. 土地税制の拡充

土地税制については、平成 15 年度税制改正において一定の進展が見られたものの、依然としてバブル期までの地価上昇を背景に、投資抑制を目的とする税制措置が残っている。資産デフレを解消するとともに土地の有効利用を通じて都市再生を促す観点から、以下の税制措置を講じて不動産の流動化を進める必要がある。

- (1) 登録免許税について手数料程度へ引き下げること。
- (2) 不動産取得税、事業所税を廃止すること。
- (3) 法人の土地譲渡益重課制度の恒久的廃止を図ること。
- (4) 個人の土地の長期譲渡所得課税の税率の軽減を図ること。
- (5) 事業用資産の買換え特例の繰延割合を 100%へ引き上げるとともに、土地流動化促進等のための買換え特例の適用期限を延長すること。

4. 投資促進、研究開発税制の拡充整備

企業の前向きな投資を促すために設備投資を促進する税制を拡充整備するとともに、新たな雇用や産業創出の原動力である企業の研究開発を支援するため、研究開発税制の充実を図るべきである。

- (1) 中小企業の生産性や国際競争力の向上を図る観点から、中小企業投資促進税制の適用期限を延長するとともに、特別償却率および税額控除率を引き上げること。
- (2) 投資した資金を早期に回収できるようにするため、法定残存価額および償却可能限度額の引き下げ、法定耐用年数の短縮など減価償却制度の見直しを図ること。
- (3) 試験研究税制については、平成 15 年度税制改正において大幅に拡充されたが、研究兼務者の人件費が試験研究費として認定されないなど実際の企業の研究開発活動に対応しきれていない面があることから、企業にとって使いやすい制度となるよう見直すこと。あわせて、特許権の取得費用に係る税額控除制度を創設すること。

5. ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡充

わが国経済の活力を将来にわたって維持・強化していくためには、ベンチャー・新規創業企業の存在が極めて重要であることから、次に掲げる措置を講じ、ベンチャー・新規創業企業育成の支援を図るべきである。

- (1) 現行のエンジェル税制について、ベンチャー企業への投資ロスと他の所得との損益通算を認めるとともに、繰越控除期間（現行 3 年）を 5 年へ延長する等、制度の充実を図ること。また、平成 15 年度税制改正で講じられた株式譲渡益の範囲で所得税の特例控除を行う制度について、住民税においても導入すること。
- (2) 投資誘発効果を高めるため、イギリス、フランスなどの制度と同様、ベンチャー企業に対する投資額の 20%を税額控除する制度を創設すること。
- (3) 創業後 5 年間に生じた欠損金の無期限の繰越控除制度を創設すること。

II 平成 16 年度税制改正にあたっての重点要望項目について

1. 新たな事業承継税制の確立

平成 14 年度税制改正において取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の計算の特例が創設され、平成 15 年度税制改正においてはその拡充がなされたことは、かねてから商工会議所が主張してきた包括的な事業承継税制の確立へつながるものとして評価するところである。

しかしながら、そもそも事業用資産は、企業が継続的に活動していくための基本的な基盤であり、そこに、一般的な相続財産と同様の担税力を見出して課税することは適当ではない。このため、本来、事業用資産については非課税とするべきであるが、当面、少なくとも欧州諸国の例に見られるように、例えば5年程度の事業の継続を前提に課税対象額の5割を控除するといった制度を創設するなど、抜本的な事業承継税制の確立を図るべきである。

また、相続によらない事業承継の円滑化を図るため、非上場株式を譲渡した場合の譲渡益課税率の10%への軽減、みなし配当課税の見直し等を行うべきである（詳細は別紙「平成16年度事業承継円滑化のための税制措置に関する要望」を参照）。

2. 中小企業の活力増進のための税制措置

わが国経済の安定化のためには、わが国企業の大宗を占める中小企業の体質強化と活力増進を図ることが不可欠であることから、以下の措置を講じるべきである。

(1) 欠損金の繰越期間の延長および繰戻還付の適用

欠損金の税制上の取扱いについて、課税上の期間損益の通算は企業が中長期的な視点に立った経営を行ううえで極めて重要なことから、欧米諸国に比べて短い欠損金繰越期間を10年間に延長するとともに、一部を除き不適用になっている繰戻還付を認めるべきである。

(2) 留保金課税制度の廃止

同族会社の留保金課税は、中小企業にとって経営基盤の強化、新規事業展開など企業活力の増進を図るために必要な内部留保の拡充を阻害するものとなっている。平成15年度税制改正において、平成17年度までの時限措置として資本金1億円以下で自己資本比率50%以下の中小企業については課税停止とする措置が講じられたが、法人税率と所得税最高税率との格差が大幅に縮小されている今日、もはや留保金課税の存在意義は失われており、同制度については直ちに全面的に廃止すべきである。

(3) 法人税の中小企業軽減税率の引き下げおよび適用所得金額の引き上げ

法人税の中小企業軽減税率について、税率を引き下げるとともに、昭和56年以来据え置かれている適用所得金額（現行800万円）を引き上げるべきである。

3. 法人税率の引き下げ等

法人税率について政府税制調査会では、6月にとりまとめた中期答申において、先進国とのバランスを踏まえて今後検討すべき課題であるとしているが、わが国の法人所得課税の実効税率は欧米並びにアジア諸国と比べると依然高い状況にある。国際競争力の確保の観点から、法人課税については国際情勢を十分踏まえた見直しが行われるべきであり、また地域産業の空洞化対策の観点からも、実効税率を少なくとも欧州主要国並みの水準にすることが必要である。このため基本税率（現行30%）のさらなる引き下げを検討すべきである。

また、現下の厳しい経済環境に鑑みると、これ以上の課税ベースの拡大は企業の経営改革の進行を鈍らせ、経済構造改革にもマイナスに働くおそれがあるため容認できない。

4. 交際費課税の廃止

交際費課税については、平成15年度税制改正で損金算入枠の拡大が図られたところであるが、そもそも企業会計原則では、法人が支出する交際費は全額損金に算入可能となっていることから、交際費については全額損金算入を認めるべきである。

5. 固定資産税の負担軽減

企業負担の軽減と産業競争力の強化、地域経済の活力増進の観点から、固定資産税の評価方法の改

善や税率引き下げ等による抜本的な税負担の軽減措置を講じるべきである。

(1) 土地に係る固定資産税の引き下げ

商業地等における固定資産税負担は依然として高水準で推移し、地価水準との大幅な乖離が続いている。現に地価は、平成3年をピークに減少に転じているにもかかわらず、固定資産税の負担額は、近年減収に転じているとはいえ、ここ20年で約2.5倍程度にまで増加している。このため、かつては概ね0.4%程度を上限に推移していた商業地等における実効税率もバブル期以降は一貫して上昇基調にあり、現在では0.6%程度にまで達していることから、実質的な負担をバブル期以前の水準の上限であった0.4%程度に引き下げるべきである。

(2) 家屋に係る固定資産税の引き下げ

家屋の評価についても、現行の評価基準は非常に複雑なうえ、法人税法上の法定耐用年数に相当する経過年数が長く設定されている等の問題があり、見直しを図るべきである。

6. 法人事業税への外形標準課税の撤廃

外形標準課税はさまざまな問題を抱える税制であり、諸外国においても同様の税制は廃止の方向にあることから産業界はその導入反対を主張してきたが、平成16年度からの導入が決定された。しかしながらわが国だけが外形標準課税の導入を図ることは、産業の国際競争力の低下を招くため、そもそも反対であり撤廃すべきである。ましてや将来、外形標準課税の対象範囲が資本金1億円以下の企業にまで拡大されることは、絶対にあってはならない。

7. 金融・証券税制の見直し

平成15年度税制改正により講じられた証券税制は、金融課税の一元化への第一歩として評価するところである。引き続き、金融所得をはじめとする資産性所得を一括して勤労性所得とは切り離し、単一の比例税率で課税する二元的所得税の導入を見据え、配当を損益通算の対象に含めるなど金融課税の一元化をより加速させるべきである。

8. 社会保障制度改革の一環としての年金課税の見直しと企業年金に係る税制の拡充

(1) 公的年金制度の見直しと所得税の優遇措置の縮小

少子高齢化が急速に進展する中で、年金・医療・介護等の社会保障関係費が急増しており、このままでは税・社会保険料負担の上昇により、わが国経済社会の活力が大きく損なわれることになる。このため、国民の安心を確保しつつ中長期にわたって持続可能な社会保障制度の構築が必要である。

特に公的年金制度については、今後の厳しい年金財政と世代間の不公平是正の観点から、高齢者の生活安定に一定の配慮をしつつ、既受給者も含めた年金給付の削減が必要である。また、高齢者世代は現役世代に比べて税制上の優遇措置が講じられているが、高齢者の経済状態はさまざまであることから、一律の優遇をやめ、経済状態を勘案しつつ、能力に応じた適切な負担を求めていく必要がある。このため、現行の公的年金等控除、老年者控除について見直し、縮小すべきである。

(2) 企業年金の拡充のための税制上の措置

公的年金制度改革が求められる中であって、企業年金の果たす役割は今後ますます大きくなっていく。複数ある企業年金制度間での移行や自由な給付設計といった企業の実情に合った柔軟な制度再構築を可能とさせることは、今後、人材確保や従業員の福利厚生の実現を図る観点から極めて重要である。このため、以下の措置を講じ、税制面から企業年金の拡充へ向けた環境整備を図るべきである。

- ① 確定拠出年金（企業型・2号個人型を問わず）における拠出限度額を年額76.5万円または給与の13.3%のどちらか低い方へ引き上げること。

- ② 「拋出時・運用時非課税、給付時課税」の観点から、年金積立金の運用段階を対象とした特別法人税を廃止すること。
- ③ 確定拠出年金におけるマッチング拠出を認めること。
- ④ 退職給付制度間の移行について特定退職金共済制度を対象とすること。

9. 地球環境問題への対応

(1) 環境税の導入反対

地球温暖化対策をはじめとする環境対策については、環境と経済の両立が大前提であり、特に地球温暖化対策は、ステップ・バイ・ステップのアプローチのもとに進められることが決められていることから、税や課徴金は第1ステップの取り組みを評価・見直したうえで、なお目標が達成できない場合に検討されるべき対策のはずである。

しかし、環境省は、中央環境審議会の専門委員会において環境税について検討を行い、先ごろ「温暖化対策税制の具体的な制度の案」を公表した。同案について環境省では、地球温暖化対策推進大綱の評価の結果、「温暖化対策税」が必要と判断された場合に、すぐに具体的な仕組みの提案ができるよう検討してきたものとしているが、これは明らかにステップ・バイ・ステップのアプローチの考え方に反している。環境税導入の必要性や効果が実証されていないにもかかわらず、はじめに環境税ありきとするのは、地球温暖化対策を口実に増税し、新たな特定財源を作り出すことにほかならず、まったく論外である。

地球温暖化対策として今取り組むべきは、温室効果ガス排出量の増加が顕著な民生、運輸部門における削減を図るための国民的な取り組みを展開することであり、環境税導入の議論を行うことではない。しかも現下の経済情勢を鑑みれば、産業界に新たな税負担を課す環境税の導入は経済に致命的な打撃を与えることになる。わが国のみが国際競争力の低下を余儀なくされ、その結果、産業の空洞化を招くことになれば、環境と経済の両立を実現することは不可能となることから、環境税の導入には断固反対である。

(2) エネルギー需給構造改革投資促進税制の延長等

省エネルギーや新エネルギー導入促進による地球温暖化問題への対応を図る観点から、エネルギー需給構造改革投資促進税制の適用期限の延長等を図るべきである。

10. 国と地方のあり方と税制

(1) 国・地方の行財政改革の推進と国から地方への税源移譲

財政のプライマリーバランスの改善のためには、まずは歳出構造の抜本の見直しを含む行財政改革による徹底した歳出削減や、景気回復による自然増収を図ることが先決である。そのためにはまず町村合併と地方分権の推進、公務員および議員の定数削減と給与・歳費の引き下げ、補助金・地方交付税の縮小・廃止を通じた事務・事業の見直し、規制改革の徹底などにより、国と地方で102兆円にのぼる一般歳出の削減が必要である。

その際、国から地方への権限の移譲とともに税源の移譲が必要不可欠であることから、国と地方の役割分担を明確化したうえで、地方が必要とする税財源は、地方の行財政改革の徹底を条件に国から移譲すべきである。その場合、基幹税である所得税と消費税の一定割合を地方税に切り替え、結果として国と地方の税収比率が逆転するようにすべきである。

なお、地域間の財政格差の調整のため、現行の地方交付税に替わる地方の個性ある活性化が図られるための新たな調整の枠組みは必要である。

(2) 地方の課税自主権拡充のあり方

地方の課税自主権の拡充に関し、全国の地方自治体で地方独自課税の動きが広がっているが、まずは行財政改革を徹底して行い、国から地方への税源の移譲や税の統廃合等、国・地方を通じた税制の抜本的な改革を実施することが先決である。その上で必要があれば、住民の利益と負担の選択のもとに地域住民全体を対象とした独自課税を実施すべきであり、「取りやすいところから取る」といった法人への安易な課税による税収確保は認められない。

11. 納税者番号制度の導入

経済活動のボーダーレス化、金融資本取引の多様化、電子商取引の拡大や電子申告・納税制度の導入など情報化・電子化の進展、さらには将来の二元的所得税の導入へ向け、適正かつ公平な課税を実現するため、納税者番号制度の導入を検討すべきである。ただしその際は、導入コストの抑制を念頭に置くとともに、個人のプライバシーが漏れることが絶対にならないよう情報遺漏防止に万全を図り、目的を逸脱した使用には罰則を科すなどの措置を講じる必要がある。

12. 電子申告・納税制度の推進と源泉徴収制度の見直し等

簡便な納税申告制度の確立は、納税者側、徴税側の双方にメリットがあることから、平成16年2月から順次運用が開始される予定の電子申告・納税制度を積極的に推進すべきである。

また、現行の源泉徴収制度については、本来税務当局が行うべき徴税業務を企業が肩代わりしているものであり、給与所得者の納税意識と税への関心を希薄化させる一因にもなっていることから見直すべきである。その際、あわせて特定支出控除の拡充を行うなど納税申告を促進させるための環境整備を通じて、納税による社会への参画意識を高めていくことも重要である。

また、現行の源泉徴収制度については、本来税務当局が行うべき徴税業務を企業が肩代わりしているものであり、給与所得者の納税意識と税への関心を希薄化させる一因にもなっていることから見直すべきである。その際、あわせて特定支出控除の拡充を行うなど納税申告を促進させるための環境整備を通じて、納税による社会への参画意識を高めていくことも重要である。

13. 公益法人課税強化に反対

公益法人課税の見直しは、個々の公益法人の活動実態を十分に踏まえて実施する必要があり、商工会議所のような特に公益性の高い法人はその存在意義や役割がむしろ地方自治体や公共法人と同等であるといえるので、現行以上の課税強化は行うべきでない。

要望項目

I. 国 税

1. 所得税

(1) 住宅建設に関し、以下の税制措置を講じること。

- ①現行の住宅ローン減税の適用期限を延長するとともに、2戸目住宅への適用、対象となるリフォーム工事要件の見直し、所得要件の撤廃等制度の拡充を図る。
- ②住宅ローンの支払利子を所得から控除する「住宅ローン利子所得控除制度」を創設する。
- ③優良賃貸住宅の建設や住宅リフォームの場合の税額控除制度など住宅投資促進に係る税制を整備する。
- ④特定居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度の適用期限を延長する。
- ⑤中古住宅に係る税制上の特例措置の築後経過年数要件について緩和する。
- ⑥優良賃貸住宅等の割増償却の適用期限を延長する。

- ⑦特定の居住用財産の買換えおよび交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例措置の適用期限を延長する。
- ⑧省エネ・環境・防災・バリアフリー住宅等に対する税制措置を講じる
- (2) 年間一定限度額までの株式投資等についての配当および譲渡益を非課税とする「日本版PEP（個人株式投資プラン）制度」を創設するなど、個人投資家を証券市場に呼び込むために証券税制のより一層の拡充を図ること。
- (3) 個人の土地の長期譲渡所得課税の税率の軽減を図ること。
- (4) 事業用資産の買換え特例の繰延割合を100%へ引き上げるとともに、土地流動化促進等のための買換え特例の適用期限を延長すること。
- (5) 設備投資促進のため、中小企業投資促進税制の適用期限の延長と内容の拡充を図ること。
- (6) 減価償却資産の法定残存価額および償却可能限度額の引き下げ、法定耐用年数の短縮、償却方法の見直しなど減価償却制度の改善を図ること。
- (7) 研究開発促進のため、試験研究税制について研究兼務者の人件費を試験研究費として認定するなど制度の見直しを行うこと。あわせて、特許権の取得費用に係る税額控除制度を創設すること。
- (8) ベンチャー企業の育成・新規創業の促進のため、以下の税制措置を講じること。
- ①現行のエンジェル税制について、ベンチャー企業への投資ロスと他の所得との損益通算を認めるとともに、現行3年の繰越控除期間を5年に延長する等、制度の充実を図る。
- ②投資誘発効果を高めるため、イギリス、フランスなどの制度と同様、ベンチャー企業に対する投資額の20%の税額控除を認める。
- (9) 公開前3年超保有していた株式の譲渡益に係る譲渡所得の特例について、創業時から株式を所有していた場合は、株式公開前3年超の株式所有の要件を満たさなくてもよいこととすること。
- (10) 相続によらない事業承継の円滑化を図るため、以下の措置を講じること。
- ①非上場株式を譲渡した場合における譲渡益課税率の引き下げ等を図る。
- ②金庫株取得の際のみなし配当課税について、上場株式等の場合と同様に譲渡益課税とする。
- (11) 高齢者世代は現役世代に比べて税制上の優遇措置が講じられているが、高齢者の経済状態はさまざまであることから、一律の優遇をやめ、経済状態を勘案しつつ能力に応じた適切な負担を求めるため、現行の公的年金等控除、老年者控除について見直し、縮小すること。
- (12) 企業年金の拡充のため、以下の措置を講じること。
- ①確定拠出年金における拠出限度額を年額76.5万円または給与の13.3%のどちらか低い方へ引き上げる。
- ②確定拠出年金におけるマッチング拠出を認める。
- ③退職給付制度間の移行について特定退職金共済制度を対象とする。
- ④確定拠出年金における少額資産者の中途脱退の要件緩和、中途引き出しの認可など制度の見直しを図る。
- (13) 金融所得をはじめとする資産性所得を一括して勤労性所得とは切り離し、単一の比例税率で課税する二元的所得税の導入を検討すること。
- (14) 金融課税の一元化へ向け、配当を損益通算の対象に含めるとともに、株式投資信託の損失繰越を可能とすること。また、損益通算にあたっては、上場株式のみならず非上場株式もその対象に加えること。
- (15) 給与所得者が職業能力の開発・向上に資する自己啓発を行った場合の費用を特定支出控除の対象と

すること。

(16) エネルギー需給構造改革投資促進税制について適用期限の延長および内容の拡充を図ること。

(17) 青色申告特別控除制度について、青色事業者の勤労性所得を考慮した「事業主報酬制度」を創設すること。

(18) 企業の株式発行・譲渡による資本調達力を強化するため、個人段階における配当二重課税を是正すること。

(19) 少子化対策を充実させるため、子育て家庭に対する支援策として扶養控除の見直しを検討すること。

(20) 観光振興を図るため、家族の触れ合いを増やし、教育的見地からも有意義と考えられる体験型家族旅行に係る所得控除制度の創設を検討すること。

(21) 企業の事業再編に必要となる資金ニーズにこたえるため、投資事業有限責任組合制度における投資先の制限を撤廃すること。

(22) 一般公害防止用設備の特別償却の適用期限を延長すること。

(23) 「中心市街地活性化法」に規定する認定事業者等が取得した認定中小小売商業高度化事業計画に係る施設等の特別償却の適用期限を延長すること。

(24) 「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」に基づく特定集積地区内において輸入関連事業者が取得する一定の事業用建物等に対する特別償却の適用期限を延長すること。

(25) 非居住者および外国法人に対する民間国外債の利子等の非課税措置の適用期限を延長すること。

2. 法人税

(1) 住宅投資に関し、以下の措置を講じること。

① 優良賃貸住宅の建設や住宅リフォームの場合の税額控除制度など住宅投資促進に係る税制を整備すること。

② 優良賃貸住宅等の割増償却の適用期限を延長すること。

(2) 法人の土地譲渡益重課制度の恒久的廃止を図ること。

(3) 事業用資産の買換え特例の繰延割合を100%へ引き上げるとともに、土地流動化促進等のための買換え特例の適用期限を延長すること。

(4) 設備投資促進のため、中小企業投資促進税制の適用期限の延長と内容の拡充を図ること。

(5) 減価償却資産の法定残存価額および償却可能限度額の引き下げ、法定耐用年数の短縮、償却方法の見直しなど減価償却制度の改善を図ること。

(6) 研究開発促進のため、試験研究税制について、研究兼務者の人件費を試験研究費として認定するなど、制度の見直しを行うこと。あわせて、特許権の取得費用に係る税額控除制度を創設すること。

(7) ベンチャー企業の育成・新規創業の促進のため、創業後5年間に生じた欠損金の無期限の繰越控除制度を創設すること。

(8) 欧米諸国に比べて短い欠損金の繰越期間を10年に延長すること。延長ができない場合には、「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」で規定された特定対内投資事業者の欠損金の繰越期間の特例措置を延長すること。

(9) 租税特別措置法で一部を除き不適用とされている繰戻還付の適用を認めること。その適用ができない場合には、「中小企業経営革新支援法」に規定する承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う中小企業者および創業5年以内の中小企業者に対する欠損金の繰り戻しによる還付の不適用の適用除外措置の適用期限を延長すること。

- (10) 中小企業の内部留保を拡充し経営基盤の強化を図るため、中小同族会社の留保金課税制度を廃止すること。
- (11) 中小企業の体質強化と活力増進を図るため、中小企業軽減税率について税率を引き下げるとともに、適用所得金額（現行 800 万円）を引き上げること。
- (12) 中小企業の体質強化と活力増進を図るため、中小企業軽減税率について税率を引き下げるとともに、適用所得金額（現行 800 万円）を引き上げること。
- (13) 交際費について、企業会計原則では法人が支出する交際費は全額損金算入可能となっていることから、全額損金算入を認めること。
- (14) 企業年金の拡充のため、以下の措置を講じること。
 - ① 確定拠出年金における拠出限度額を年額 76.5 万円または給与の 13.3%のどちらか低い方へ引き上げる。
 - ② 年金積立金の運用段階を対象とした特別法人税を廃止する。
 - ③ 確定拠出年金におけるマッチング拠出を認める。
 - ④ 退職給付制度間の移行について特定退職金共済制度を対象とする。
 - ⑤ 確定拠出年金における少額資産者の中途脱退の要件緩和、中途引き出しの認可など制度の見直しを図る。
- (15) エネルギー需給構造改革投資促進税制について適用期限の延長および内容の拡充を図ること。
- (16) 法人における受取配当益金不算入割合を 100%に引き上げること。
- (17) 企業の組織再編を促進し、わが国企業の競争力強化を図るため、組織再編税制における適格要件の見直しを行うこと。
- (18) 観光客誘致のためのイベントに係る寄附に関する損金算入の優遇措置を講じること。
- (19) 連結付加税について、期限どおり確実に撤廃すること。
- (20) 事業再生を促進するため、債務免除等があった場合に繰越控除できる期限切れ欠損金の算出方式を見直すこと。
- (21) 企業の組織再編を促進し、わが国企業の競争力強化を図るため、組織再編税制における適格要件の見直しを行うこと。
- (22) 「産業活力再生特別措置法」に基づく親会社株式を用いた三角組織再編についての課税繰延べの特例措置を創設すること。
- (23) 障害者対応設備等の特別償却の適用期限を延長すること。
- (24) 一般公害防止用設備の特別償却の適用期限を延長すること。
- (25) 再商品化設備等の特別償却の適用期限を延長すること。
- (26) 「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」に基づく特定集積地区内において輸入関連事業者が取得する一定の事業用建物等に対する特別償却の適用期限を延長すること。
- (27) 海外投資等損失準備金制度の適用期限を延長すること。
- (28) 保険会社等の異常危険準備金制度の適用期限を延長すること。
- (29) 「中心市街地活性化法」に規定する認定特定事業者等が認定特定事業計画等に基づき取得した施設等の特別償却制度の適用期限を延長すること。
- (30) 非居住者および外国法人に対する民間国外債の利子等の非課税措置の適用期限を延長すること。
- (31) わが国企業の国際競争力向上のため、外国税額控除制度における間接税額控除の対象範囲の拡大や

タックスヘイブン税制について所要の見直しを行うなど、国際課税制度の整備を図ること。

3. 相続税

(1) 円滑な事業の継続・発展のため、以下の税制措置を講じること。

①円滑な事業の継続・発展を可能とするため、事業用資産に対する相続税については、欧州諸国の例に見られるように、5年程度の事業継続を前提に、課税対象額の5割を控除するといった、新たな事業承継税制を確立すること。

②取引相場のない株式について、類似業種比準方式において大会社、中会社、小会社ごとに定められている斟酌率を会社の規模を問わず0.5にあわせるなど、評価方法の改善を図ること。また、平成13年以降、企業組織再編成にかかる税制の見直しが行われてきたが、株式の評価において企業組織を再編成したことが不利にならないよう、評価方式を検討すること。

(2) 上場株式等に対する相続税評価の軽減など、個人投資家を証券市場に呼び込むための措置を検討すること。

(3) 政府税制調査会の中期答申において今後の検討課題として指摘されている相続税の課税ベースの拡大については、事業承継など相続税制全体の見直しの中で検討すべきである。

4. その他

(1) 登録免許税の負担を手数料水準にまで引き下げること。

(2) 印紙税について、非課税限度額を引き上げるとともに、税負担を軽減すること。

(3) 約束手形コマーシャルペーパーに係る印紙税の特例措置の適用期限を延長すること。

II. 地方税

1. 住民税

(1) 住宅特定居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度の適用期限を延長すること。

(2) 年間一定限度額までの株式投資等についての配当および譲渡益を非課税とする「日本版PEP（個人株式投資プラン）制度」を創設するなど、個人投資家を証券市場に呼び込むために証券税制のより一層の拡充を図ること。

(3) 個人の土地の長期譲渡所得課税の税率の軽減を図ること。

(4) 研究開発促進のため、試験研究税制について、研究兼務者の人件費を試験研究費として認定するなど、制度の見直しを行うこと。

(5) ベンチャー企業の育成・新規創業の促進のため、以下の税制措置を講じること。

①現行エンジェル税制について、ベンチャー企業への投資ロスと他の所得との損益通算を認めるとともに、繰越控除期間（現行3年）を5年へ延長する等、制度の充実を図る。

②平成15年度税制改正で講じられた株式譲渡益の範囲で所得税の特例控除を行う制度について、住民税においても導入する。

(6) 公開前3年超保有していた株式の譲渡益に係る譲渡所得の特例について、創業時から株式を所有していた場合は、株式公開前3年超の株式所有の要件を満たさなくてもよいこととすること。

(7) 相続によらない事業承継の円滑化を図るため、以下の措置を講じること。

①非上場株式を譲渡した場合における譲渡益課税率の引き下げ等を図る。

②金庫株取得の際のみなし配当課税について、上場株式等の場合と同様に譲渡益課税とする。

(8) 高齢者世代は現役世代に比べて税制上の優遇措置が講じられているが、高齢者の経済状態はさまざまであることから、一律の優遇をやめ、経済状態を勘案しつつ能力に応じた適切な負担を求めるため、

現行の公的年金等控除、老年者控除について見直し、縮小すること。

(9) 企業年金の拡充のため、以下の措置を講じること。

(10) 金融課税の一元化へ向け、配当を損益通算の対象に含めるとともに、株式投資信託の損失繰越を可能とすること。また、損益通算にあたっては、上場株式のみならず非上場株式もその対象に加えること。

(11) 給与所得者が職業能力の開発・向上に資する自己啓発を行った場合の費用を特定支出控除の対象とすること。

2. 事業税

(1) 法人事業税への外形標準課税を撤廃すること。

(2) 電気供給業およびガス供給業について、「その他の事業」と同一の扱いに改めること。

3. 固定資産税

(1) 商業地等における固定資産税負担は依然として高水準で推移し、地価水準との大幅な乖離が続いており、また、家屋についても、評価基準が複雑等の問題があることから、固定資産税の評価方法の改善や税率の引き下げ等による抜本的な税負担の軽減措置を講じること。

(2) 新築住宅等に対する固定資産税の減額措置に係る適用期限を延長すること。

(3) 優良賃貸住宅建設に対する固定資産税の特例措置に係る適用期限を延長すること。

(4) 観光振興を図るため、政府登録ホテル・旅館業用の建物に対する固定資産税の軽減措置の全国完全実施を促進するとともに、それに係る地方自治体への財源補填措置を創設すること。また、その他の観光振興に資する施設についても、一定の水準を備えたものは固定資産税の軽減を検討すること。

(5) 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の適用期限を延長すること。

(6) 廃棄物再生処理用設備に係る課税標準の特例措置の適用期限を延長すること。

(7) 電線類の地中化設備に係る課税標準の特例措置の適用期限を延長すること。

(8) 地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置の適用期限を延長すること。

4. 不動産取得税

(1) 不動産取得税を廃止すること。

(2) 不動産取得税を廃止できない場合には、住宅および住宅用土地の取得に係る特例措置について、適用期限を延長すること。

5. 事業所税

(1) 事業所税については、二重課税および都市間の課税の公平上の問題があるため、廃止すること。

(2) 事業所税を廃止できない場合には、以下の措置を講じること。

① 「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」に規定する特定施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置の適用期限を延長する。

② 「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」に規定する拠点地区における教養文化施設等に対する資産割に係る課税標準の特例措置の適用期限を延長する。

6. 特別土地保有税

平成15年度から新規課税が停止中の特別土地保有税について、過去からの徴収猶予分に係る納税義務の免除要件を緩和すること。また、徴収猶予の適用が終了する以下の法律に基づき取得した土地に係る非課税措置の適用期限を延長すること。

① 「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」に規定する特定集積地区において輸入

関連事業者が整備する一定の施設の用に供する土地に係る非課税措置。

- ②「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」に基づく業務拠点地区において産業業務施設の用に供する土地または拠点地区において教養文化施設等の用に供する土地等に係る非課税措置。

7. 自動車税

自動車税のグリーン化について、所要の見直しを行ったうえで適用期限を延長すること。

8. 自動車取得税

- (1) 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく一定の基準を満たす低燃費車に係る特例措置について、適用期限を延長すること。
- (2) 最新排出ガス規制適合車の取得に係る特例措置の適用対象に平成17年規制適合車を追加すること。
- (3) 自動車NO_x・PM法対策地域内に係る窒素酸化物および粒子状物質排出基準非適合車を代替した場合の特例措置の軽減対象に平成17年規制に適合している車を追加すること。

III. その他

1. 環境税の導入反対

環境省の中央環境審議会の専門委員会では、先ごろ「温暖化対策税制の具体的な制度の案」を公表したが、地球温暖化対策をはじめとする環境対策については、環境と経済の両立が大前提であり、特に地球温暖化対策は、ステップ・バイ・ステップのアプローチのもとに進められることが決められていることから、税や課徴金は第1ステップの取り組みを評価・見直したうえで、なお目標が達成できない場合に検討されるべき対策のはずである。

地球温暖化対策として今取り組むべきは、温室効果ガス排出量の増加が顕著な民生・運輸部門における削減を図るための国民的な取り組みを展開することであり、環境税導入の議論を行うことではない。しかも現下の経済情勢を鑑みれば、産業界に新たな税負担を課す環境税の導入は経済に致命的な打撃を与え、環境と経済の両立を実現することは不可能となることから、環境税の導入には断固反対である。

2. 国と地方のあり方と税制

- (1) 財政のプライマリーバランスの改善のためには、まずは歳出構造の抜本の見直しを含む行財政改革による徹底した歳出削減や、景気回復による自然増収を図ることが先決である。行財政改革に際しては、国から地方への権限の移譲とともに税源の移譲が必要不可欠であることから、国と地方の役割分担を明確化したうえで、地方が必要とする税財源は、地方の行財政改革の徹底を条件に、基幹税である所得税と消費税の一定割合を国から移譲すべきである。
- (2) 地方の課税自主権については、地方分権の観点から尊重すべきであるが、まずは納税者が納得できる行財政改革を徹底的に行い、そのうえで必要であれば、住民の利益と負担の選択のもとに地域住民全体を対象とした独自課税を実施すべきであり、「取りやすいところから取る」といった法人への安易な課税による税収確保は認められない。

3. 固定資産の減損会計への対応

現在、企業会計基準委員会において固定資産への減損会計適用に向けた準備が進められているが、当所では、デフレが解消されないまま減損会計が予定通り2006年3月期から導入されることになれば、わが国の企業や経済に極めて大きな打撃を与えるおそれが懸念されることから、その導入に関しては慎重かつ多面的な検討を行うよう要望しているところである。その根拠のひとつとして、現行の法人税法においては、原則として固定資産の減損会計の適用による減損損失の損金算入が認められていないという

問題がある。企業会計上で減損損失の計上が強制される一方で税負担は軽減されないとすると、税務会計と企業会計との二重計算による過度な実務負担の増加が懸念され、また、固定資産を売却して実現損失として損金算入するほうが税制上有利となるために、各企業は減損対象の固定資産の処分を急ぐことになる。買い手がほとんどいない現状でそのような状況になれば、わが国の不動産市場は機能しなくなるおそれがある。

4. 納税者番号制度の導入

経済活動のボーダーレス化、金融資本取引の多様化、電子商取引の拡大や電子申告・納税制度の導入など情報化・電子化の進展、さらには将来の二元的所得税の導入へ向け、適正かつ公平な課税を実現するため、納税者番号制度の導入を検討すべきである。ただしその際は、導入コストの抑制を念頭に置くとともに、個人のプライバシーが漏れることが絶対にないよう情報遺漏防止に万全を図り、目的を逸脱した使用には罰則を科すなどの措置を講じる必要がある。

5. 電子申告・納税制度の推進と源泉徴収制度の見直し等

簡便な納税申告制度の確立は、納税者側、徴税側の双方にメリットがあることから、平成16年2月から順次運用が開始される予定の電子申告・納税制度を積極的に推進すべきである。

また、現行の源泉徴収制度については、本来税務当局が行うべき徴税業務を企業が肩代わりしているものであり、給与所得者の納税意識と税への関心を希薄化させる一因にもなっていることから見直すべきである。その際、あわせて特定支出控除の拡充を行うなど納税申告を促進させるための環境整備を図るべきである。

なお、納税者の負担軽減と徴税等の効率化による行政コスト削減のため、現在国税と地方税、税と社会保険料に分かれている徴収体制についても、一元化を図るべきである。

6. 公益法人課税強化に反対

公益法人課税の見直しは、個々の公益法人の活動実態を十分に踏まえて実施する必要がある、商工会議所のような特に公益性の高い法人はその存在意義や役割がむしろ地方自治体や公共法人と同等であるといえるので、現行以上の課税強化は行うべきでない。

7. その他

(1)2005年日本国際博覧会（愛・地球博）の開催に伴う国有資産等所在市町村交付金の特例措置を創設すること。

(2)延滞税の税率を引き下げるとともに、予定納税時期の納税が遅れた場合の延滞税の課税を廃止すること。

以 上

<別 紙>

平成16年度事業承継円滑化のための税制措置に関する要望

わが国中小企業は、長引く景気の低迷により厳しい経営環境にさらされ、また経済のグローバル化の進展に伴い、国際競争の中で生き残りを図らなければならない苦しい立場におかれている。日本の企業数の99%以上を占め、雇用の70%を支える中小企業は、まさに日本経済のダイナミズムの源泉であり、

これら中小企業の発展なくしてわが国の再生はありえない。そのため、中小企業の活性化を図るための施策の充実は欠かせないが、とりわけ税制は、企業行動に直接的な影響を与えることから、企業活力を創出させ、わが国の国際競争力の強化に資する税制改革が早急に行われる必要がある。

企業は、継続事業体（ゴーイング・コンサーン）として長期にわたり事業活動を行うことが期待されている存在であるが、経営者は自然人であるが故に永遠には存在しえず、事業の継続的な発展の過程で経営に関して後継者への承継が発生することは避けられない。特に中小企業は、その特性として個人事業形態、あるいは法人であっても経営と資本が未分離の場合が多く、また同族的な色彩が強いことから、多くの場合、経営の承継は相続というかたちをとる。その際、経営を引き継ぐ者は、世代交代に伴う対外的信用力の低下や経営に携わった経験の差などから幾多の新たな困難に直面することになるが、それに加え事業用資産に対して相続税が課税されるため、税制面からも事業継続が困難となっている。

長引く不況により事業の継続的な展開が困難な中であって、中小企業は生き残りを図るために、従来の経営手法にとらわれず、リスクを負いながらも新分野への進出や新技術の開発に積極的に取り組むなど厳しい経営環境の変化に適応するための努力を重ねていかなければならない。ましてや、相続により事業を承継する者は、それらの経営努力に加えいわゆる「第二創業」として新規事業の展開を図っていくことが求められている。

こうした観点に立てば、現行の相続税の課税理念そのものを見直し、事業用資産については一般的な相続財産とは区分して、相続税の課税対象から除外すべきである。

一方、国際競争力の強化の観点からも、相続税制の見直しは喫緊の課題である。海外における相続税の課税状況を見ると、欧州諸国においては、近年、事業の継続性に着目したかたちで相続税制の見直しを行い、事業用資産に対する相続税の軽減措置を講じている。また、アメリカは2010年までに相続税を段階的に廃止する方向にあり、わが国と熾烈な競争を繰り広げているアジア諸国においては、そもそも一部の国を除いて相続税制自体が存在しない。これらに対し、わが国の中小企業は、事業承継にあたり非常に高い相続税を負担させられており、国際競争力の面で不利な状況に立たされている。こうした状況を早急に是正しなければ、厳しい経営環境の中で必死に頑張っている企業の活力を削ぎ、地域産業の空洞化は一層進み、わが国経済社会を安定化させることはますます困難となる。さらには、相続税の課税により企業そのものが存続できなくなる事態になれば、結果的に企業からの税収が落ち込み、わが国財政にも大きな影響を与えることになる。

以上のことから、世代交代が行われても円滑に事業の継続、発展を可能とする事業承継税制の構築を図るため、平成16年度税制改正にあたり、下記事項の実現を要望する。

記

1. 事業用資産に対する包括的な事業承継税制の確立

平成14年度税制改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の計算の特例が創設され、平成15年度税制改正においてはその内容が拡充されたことは、かねてから商工会議所が主張してきた包括的な事業承継税制の確立へつながるものとして評価するところである。

しかしながら、そもそも事業用資産は、企業が継続的に活動していくための基本的な基盤であり、そこに一般的な相続財産と同様の担税力を見出して課税することは適当ではない。事業の承継とは、継続的に活動している企業の経営そのものを引き継ぐことであり、事業用資産の相続は、一般的な財産の相

続とは本質的に意味合いが異なることから、相続税の課税対象とすべきではない。

このため、相続により承継される事業用資産については非課税とすべきである。その実現へ向け、平成 16 年度税制改正にあたっては、少なくとも欧州諸国の例に見られるように、5 年程度の事業継続を前提に課税対象額の 5 割を控除するといった制度を現行制度との選択制のもとで創設し、過大な相続税負担により事業体を毀損することなく円滑な事業の継続、発展を可能とする税制の構築を図るべきである。

2. 非上場株式に係る譲渡益課税の税率の軽減等

事業承継は、継続事業体として成長・発展を続ける企業の経営の継承であることから、中小企業の承継は必ずしも相続によるものばかりとは限らず、第三者が後継者として事業を引き継ぐこともありえる。この場合、事業の承継は、経営権の譲渡、すなわち株式の譲渡によることとなるが、その際、譲渡益が発生する。

株式譲渡益課税については、平成 15 年度税制改正において、上場株式等の税率が縮減されたが、非上場株式については見直しが行われていない。相続によらない中小企業の事業承継の円滑化を図るため、非上場株式の譲渡益課税の税率を 10% に軽減すべきである。

あわせて、相続人が相続税の納税資金確保のために会社へ自己株式を売却した場合、現行では、上場株式は譲渡益課税されるのに対し、非上場株式はみなし配当とされて総合課税されており、納税しようとする者に対して過重な税負担となっている。このため、非上場株式の会社への売却について、上場株式と同様に譲渡益課税とすべきである。

3. 取引相場のない株式の評価方法の改善

取引相場のない株式については、評価の不安定性の蓋然性の観点から、会社の規模に応じ斟酌率に格差を設けて評価を行っているが、会社の評価に伴う各種のリスクと会社の規模の間には相関性はない。このため、現行では大会社・中会社・小会社ごとに定められている斟酌率を小会社の 0.5 に合わせるなど、取引相場のない株式の評価のさらなる改善を図るべきである。

また、平成 13 年以降、企業組織再編成に係る税制の見直しが行われてきたが、株式の評価において企業組織を再編成したことが不利にならないよう、評価方式を検討されたい。

以 上

<提出先>

政府、各省庁、政党等

<実現状況>

重点要望項目

I. デフレ克服のための緊急措置の実施について（前倒し実施分）

1. 住宅税制の拡充

（1）住宅ローン減税の適用期限の延長

住宅ローン残高の 1% を 10 年間所得税額から控除できる従来の制度の適用期限が 1 年間延長された。

なお、同制度は平成 17 年以降、住宅借入金等の年末残高の限度額、適用年、控除率を縮小しながら平成 20 年まで継続されることになった。（重点要望項目 I. 1. (1)）

2. 証券税制の拡充

個人の株式投資促進のための証券税制の拡充については、「わが国金融・証券市場を活力があり、透明性、公平性、効率性の高い市場とし、個人の株式投資を促進するため、金融商品間の中立性、課税の簡素化の観点から金融資産性所得の一体化に向けた取組を進めていく。その際、国債の大量発行下における個人保有の拡大策について、金融を取り巻く状況等も踏まえつつ、引き続き検討する」（与党税制改正大綱）と明記された。（重点要望項目Ⅰ. 2.）

3. 土地税制の拡充

（1）法人の土地譲渡益重課制度の恒久的廃止等

法人の土地譲渡益重課課税制度について、その適用停止措置の期限を5年延長する。なお、一般の土地譲渡益に対する重課課税の適用除外措置（優良住宅地等のための譲渡等に係る適用除外）の適用期限も5年間延長し、平成20年12月31日までとする。（重点要望項目Ⅰ. 3.（3））

（2）土地長期譲渡所得課税の税率の軽減

所有期間5年超の土地の長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡した場合の税率軽減の特例措置（所得税：20%、住民税：6%）の税率を引き下げ（特別控除後の譲渡益：20%（所得税：15%、住民税：5%））、恒久化することとする。（重点要望項目Ⅰ. 3.（4））

（3）長期所有資産にかかる課税特例の延長

長期所有（10年以上）の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えにかかる課税の特例の適用期限を3年間延長し、平成18年12月31日までとする。（繰延割合は80%のまま）（重点要望項目Ⅰ. 3.（5））

4. 投資促進・研究開発税制の拡充整備

（1）中小企業投資促進税制の適用期限の延長、拡充

中小企業投資促進税制の適用期限を2年間延長し、平成18年3月31日までとする。また、対象となる器具備品のうち、電子計算機、デジタルファクシミリ等の特定の器具・備品等9種類の取得価格要件を100万円以上から120万円以上に、リース費用総額要件については140万円以上から160万円以上に引き上げる。（重点要望項目Ⅰ. 4.（1））

（2）試験研究費税額控除制度における試験研究費の適用範囲の明確化

試験研究費税額控除制度における試験研究費のうち、人件費については、「専ら」試験研究に従事していることが要件とされており、他の業務と兼務しながら研究開発を行っている場合は適用範囲外と理解できるため、中小企業の実態に即したものとすべく、税額控除制度の対象となりえる適用範囲が下記の通り明確化された。

①試験研究部門に属している者や研究者の肩書きを有する者等の試験研究を専属業務とする者

②研究プロジェクトの全期間中試験研究に従事する者

③次の各項目のすべてを満たす者

- ・その研究者が研究プロジェクトチームに参加し、全期間ではないが、担当業務が行われる期間、専属業務とする者
- ・担当業務が試験研究に欠かせないものであり、専門的知識が当該担当業務に不可欠であること
- ・従事期間がトータルとして相当期間（おおむね1ヵ月以上（実働20日程度））あること（担当業務がその特殊性から期間的に間隔を置きながら行われる場合はその期間をトータルする）
- ・担当業務への従事状況が明確に区分され、担当業務に係る人件費が適正に計算されていること

(重点要望項目Ⅰ. 4. (3))

Ⅱ. 平成16年度税制改正にあたっての重点要望項目について

1. 新たな事業承継税制の確立

(1) 特定事業用資産にかかる相続税課税価格の計算特例について

特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例について、対象となる特定同族会社株式等の価額の上限を10億円(現行3億円)に引き上げる。この措置により、例えば、従来までは株式の価額が10億円であっても、上限を3億円としている措置により、課税価額からの減額は3億円の10%である3,000万円が限度であったが、今回の改正により、10億円の10%である1億円まで減額が可能となった。(重点要望項目Ⅱ. 1.)

(2) 上場株式等以外の株式等を譲渡した場合における譲渡所得に対する税率の軽減について

上場株式等以外の株式等を譲渡した場合における株式等にかかる譲渡所得等の金額に対する税率を所得税15%、住民税5%(従前は所得税20%、住民税6%)に引き下げる。(重点要望項目Ⅱ. 1.)

(3) 相続財産にかかる非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例の創設

当該非上場株式の譲渡に対価として当該発行会社から交付を受けた金銭の額が、当該発行会社の資本等の金額のうち、その交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分についてみなし配当課税を行わず、株式等の譲渡所得等にかかる収入金額とみなして、株式等の譲渡所得等の課税の特例を適用する。(所得税15%、住民税5%)(重点要望項目Ⅱ. 1.)

なお、検討事項として、平成16年度与党税制改正大綱(平成15年12月17日)に、以下の通り記載された。

「事業の将来性、後継者の確保、相続人間における遺産分割、相続税への懸念など、日本経済を支えるべき中小企業者等の事業承継に関しては様々な課題が存在しており、これらの課題を解決することは経済活性化の観点からも重要である。このため、事業承継に係る税制面からの今後の対応については、15年度税制改正において措置した相続時精算課税制度の導入や税率の軽減簡素化の効果を見極めつつ、現行の相続制度やこれを前提とした相続税制全体のあり方、相続税評価の適正化、個人・法人の課税のバランスなどを含めて幅広く総合的に検討する。」

2. 中小企業の活力増進のための税制措置

(1) 欠損金の繰越期間の延長

青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間(現行5年)、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越期間(現行5年)および連結欠損金の繰越期間(現行5年)を7年に延長する。(重点要望項目Ⅱ. 2. (1))

3. 固定資産税の負担軽減

(1) 土地にかかる固定資産税の引き下げ

商業地等にかかる固定資産税について、負担水準の上限が法定された70%の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準が60%から70%の範囲内で条例に定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額できる措置を講じる。なお、都市計画税についても同様の措置を講じる。(重点要望項目Ⅱ. 5. (1))

4. 金融・証券税制の見直し

(1) 公募株式投資信託の受益証券を譲渡した場合における譲渡所得への課税特例の適用

公募株式投資信託の受益証券を譲渡した場合における譲渡所得等の金額について、上場株式等を

譲渡した場合の株式等にかかる譲渡所得等の課税の特例の優遇税率（所得税7%、住民税3%）を適用する。

(2) 特定口座の対象に公募株式投資信託を追加

公募株式投資信託を特定口座の対象に追加する。この措置により、公募株式投資信託の譲渡益と株式の譲渡損、公募株式投資信託同士の情と損益について、それぞれ通算することが可能となった。

（重点要望項目Ⅱ. 7.）

5. 社会保障制度改革の一環としての年金課税の見直しと企業年金にかかる税制の拡充

(1) 公的年金制度の見直しと所得税の優遇措置の縮小

①公的年金等の控除のうち、定額控除部分で65歳以上の者に上乗せされている措置（50万円）を廃止する。

②老年者控除（50万円）を廃止する。（重点要望項目Ⅱ. 8.（1））

(2) 企業年金の拡充のための税制上の措置

確定拠出年金の拠出限度額については、企業型年金で他の企業年金がない場合は4.6万円（現行3.6万円）、他の企業年金がある場合は2.3万円（現行1.8万円）に引き上げる。

また、個人型確定拠出年金については、拠出限度額を1.8万円（現行1.5万円）に引き上げる。

（重点要望項目Ⅱ. 8.（2）①）

6. 地球環境問題への対応

(1) 環境税の導入反対

「温暖化対策に関する税制については、他の経済的手法とともに、地球温暖化対策推進大綱の評価、見直しにも考慮しながら、国民経済産業全般に与える影響等を十分考慮し、国民的議論を踏まえて、総合的に検討する」（与党税制改正大綱）と明記された。（重点要望項目Ⅱ. 9.（1））

(2) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の適用期限延長

エネルギー需給構造改革推進投資促進税制について、対象設備を見直した上、その適用期限を2年間延長し、平成18年3月31日までとする。（重点要望項目Ⅱ. 9.（2））

7. 国と地方のあり方と税制

(1) 国・地方の行財政改革の推進と国から地方への税源移譲

①平成18年までに、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施することとし、それまでの暫定措置として、平成16年度において、所得税の一部を用途を限定しない一般財源として地方へ譲与する所得譲与税を創設する。

②所得譲与税による平成16年度の税源移譲等額は6,558億円とし、人口を基準として都道府県及び区町村へ譲与する。（重点要望項目Ⅱ. 10.（1））

(2) 地方の課税自主権拡充のあり方

平成16年度与党税制改正大綱において、地方公共団体の課税自主権拡大については、下記の通り定められた。

①地方公共団体が条例で定めることができる固定資産税の税率について、地方税法で規定されている税率の上限である制限税率（2.1%）を撤廃する。また、商業地等にかかる固定資産税について、負担水準の上限が法定された70%の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準が60%から70%の範囲内で条例に定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額できる措置を講じる。なお、都市計画税についても同様の措置を講じる。

②標準税率（地方公共団体が税率を定めるにあたり一応の目途とすべきとして、地方税法で定められている一定の税率）の定義を見直し、財政上の特別の必要があると認める場合に限り税率を変更できるとされている要件を緩和する。

③既存の法定外税の税率の引下げ、課税期間の短縮及び廃止について、総務大臣への協議・同意を不要とする。

④特定少数の納税者が税収の大半を納税することとなる法定外税を新設又は変更する場合において、条例制定前に議会で納税者の意見を聴取する手続きを設ける。

上記のように、納税者からみて増税につながる措置、逆に減税につながる措置を講じる際の要件の緩和、手続きの簡略化、そして納税者の意見を聴取する体制の整備が講じられることになった。

（重点要望項目Ⅱ．10．（2））

8. 納税者番号制度の導入

納税者番号制度については、「利用者の利便にも配慮した納税者番号制度の具体化に向けて検討を進める」（与党税制改正大綱）と明記された。（重点要望項目Ⅱ．11.）

9. 公益法人課税強化に反対

公益法人に対する課税については、「公益法人制度については、現在、政府において、平成17年度末までに法制上の措置等を講ずることを目指してその抜本的な見直しが検討されているところであり、新たな制度の骨格が明らかになった段階で、それに対応した税制上の措置について見直しを検討する」（与党税制改正大綱）と明記された。（重点要望項目Ⅱ．12.）

（重点要望項目Ⅱ．12.）

要望項目

I. 国税

1. 所得税

（1）住宅税制の拡充・延長

①住宅ローン減税の適用期限の延長

（要望項目（1）①）→（重点要望項目Ⅰ．1．（1）参照）

②特定居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度について、当該譲渡資産の取得に係る一定の住宅借入金の残高を有することとする要件を除外したうえ、その適用期限を3年延長し、平成18年12月31日までとする。

（要望項目（1）④）

③優良賃貸住宅等の割増償却について、対象となる賃貸住宅から都心共同住宅を除外するとともに、特定優良賃貸住宅の割増率を、耐用年数35年以上であるものについては100分の28（現行100分の40）に、耐用年数35年未満であるものについては100分の21（現行100分の30）に引き下げたうえ、その適用期限を2年延長し、平成17年12月31日までとする。

（要望項目（1）⑥）

④特定居住用財産の買換えおよび交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例措置について、適用期限を3年延長し、平成18年12月31日までとする。

（要望項目（1）⑦）

（2）個人の土地の長期譲渡所得課税の引き下げ

（要望項目（3））→（重点要望項目Ⅰ．3．（4）参照）

- (3) 事業用資産の買換え特例の適用期限の延長
(要望項目(4)) → (重点要望項目Ⅰ. 3.(5)参照)
- (4) 中小企業投資促進税制の適用期限の延長と内容の拡充
(要望項目(5)) → (重点要望項目Ⅰ. 4.(1)参照)
- (5) 事業承継円滑化のための税制措置
 - ①非上場株式の譲渡益課税率の引き下げ
(要望項目(10)①) → (重点要望項目Ⅱ. 1.参照)
 - ②金庫株取得の際のみなし配当課税の見直し
(要望項目(10)②) → (重点要望項目Ⅱ. 1.参照)
- (6) 公的年金等控除・老年者控除の見直し・縮小
(要望項目(11)) → (重点要望項目Ⅱ. 8.(1)参照)
- (7) 確定拠出年金の拠出限度額の引き下げ
(要望項目(12)①) → (重点要望項目Ⅱ. 8.(2)参照)
- (8) 株式投資信託の損失繰越
(要望項目(14)) → (重点要望項目Ⅱ. 7.参照)
- (9) エネルギー需給構造改革投資促進税制について適用期限の延長と内容の拡充
(要望項目(16)) → (重点要望項目Ⅱ. 9.(2)参照)
- (10) 青色申告特別控除制度について、控除額を65万円に(現行55万円)に引き上げる。なお、簡易な簿記の方法により記録している者に係る経過措置は廃止する。
(要望項目(17))
- (11) 投資事業有限責任組合制度における出資先の制限について、大企業や公開企業への出資のほか、金銭債権の取得や融資等を行うことも可能とする。
(要望項目(21))
- (12) 一般公害防止用設備の特別償却について、対象設備から産業廃棄物処理用設備のうち鋳物廃砂処理装置を除外したうえ、適用期限を1年または2年延長する。
(要望項目(22))
- (13) 認定中小小売商業高度化事業計画に係る施設等の特別償却について、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の認定特定事業者に係る措置を除外したうえ、適用期限を1年または2年延長する。
(要望項目(23))
- (14) 非居住者及び外国法人に対する民間国外債の利子及び発行差金の課税の特例について、その適用期限を2年間延長し、平成18年3月31日までとする。
(要望項目(25))

2. 法人税

- (1) 優良賃貸住宅等の割増償却について、対象となる賃貸住宅から都心共同住宅を除外するとともに、特定優良賃貸住宅の割増率を、耐用年数35年以上であるものにあつては100分の28(現行100分の40)に、耐用年数35年未満であるものにあつては100分の21(現行100分の30)に引き下げたうえ、その適用期限を2年延長し、平成17年12月31日までとする。
(要望項目(1)②)

- (2) 法人の土地譲渡益重課制度の適用除外措置の適用期限の延長
(要望項目(2)) → (重点要望項目Ⅰ. 3. (3))
- (3) 事業用資産の買換え特例の延長
(要望項目(3)) → (重点要望項目Ⅰ. 3. (5))
- (4) 中小企業投資促進税制の適用期限の延長・内容の拡充
(要望項目(4)) → (重点要望項目Ⅰ. 4. (1) 参照)
- (5) 試験研究税制の見直し
(要望項目(6)) → (重点要望項目Ⅰ. 4. (3) 参照)
- (6) 欠損金の繰越期間の延長
(要望項目(8)) → (重点要望項目Ⅱ. 2. (1) 参照)
- (7) 中小企業者の設立後5年間に生じた欠損金額及び中小企業経営革新支援法の承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う中小企業者の欠損金額に係る適用除外措置の適用期限を2年延長し、平成18年3月31日までとする。
(要望項目(9))
- (8) 企業年金の拡充
- ① 確定拠出年金における確定拠出金額の引き上げ
(要望項目(14) ①) → (重点要望項目Ⅱ. 8. (2) ①参照)
- ② 確定拠出年金について、以下の措置を講じる。
- ・ 50万円以下であれば、加入期間を問わず個人型に移換したうえで、中途引出を認める。
 - ・ 1.5万円以下であれば、個人型に移換せずに、中途引出を認める。
- (要望項目(14) ⑤)
- (9) エネルギー需給構造改革投資促進税制について適用期限の延長
(要望項目(15)) → (重点要望項目Ⅱ. 9. (2) 参照)
- (10) 連結付加税は期限どおり撤廃する。
(要望項目(19))
- (11) 期限切れ債務免除等があった場合に繰越控除できる期限切れ欠損金の算出に際して、資本積立金を控除しないものとする。
(要望項目(20))
- (12) 投資事業有限責任組合制度における出資先の制限について、大企業や公開企業への出資のほか、金銭債権の取得や融資等を行うことも可能とする。
(要望項目(21))
- (13) 公共交通機関に係る障害者対応設備等の特別償却について、タクシーに係る基準取得価額を取得価額の25%相当額から20%相当額に引き下げたうえ、その適用期限を2年延長し、平成18年3月31日までとする。
(要望項目(23))
- (14) 一般公害防止用設備の特別償却について、対象設備から産業廃棄物処理用設備のうち鋳物廃砂処理装置を除外したうえ、適用期限を1年または2年延長する。
(要望項目(24))
- (15) 再商品化設備等の特別償却制度について、特定家庭用機器廃棄物再生処理装置等を除外するとと

もに、食品循環資源再生利用設備につき基準取得価額要件（取得価額の100分の75相当額）を設けた上、その適用期限を2年延長し、平成18年3月31日までとする。

（要望項目（25））

(16) 海外投資等損失準備金制度について、資源開発事業法人が行うことができる資源開発事業等及び資源深鉱事業法人が行うことができる事業の範囲を見直したうえ、その適用期限を2年延長し、平成18年3月31日までとする。

（要望項目（27））

(17) 保険会社等の異常危険準備金制度について、対象となる共済に地震災害を保障する火災共済を加え、更に火災保険等および火災共済に係る積立率の特例の適用期限を2年延長する。

（要望項目（28））

(18) 非居住者及び外国法人に対する民間国外債の利子及び発行差金の課税の特例について、その適用期限を2年延長し、平成18年3月31日までとする。

（要望項目（30））

3. 相続税

新たな事業承継税制の確立

（要望項目（1）①）→（重点要望項目Ⅱ. 1. 参照）

4. その他

約束手形コマーシャルペーパーに係る印紙税の特例措置の適用期限を1年延長し、平成17年3月31日までとする。

（要望項目（3））

Ⅱ. 地方税

1. 住民税

(1) 特定居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度について、当該譲渡資産の取得に係る一定の住宅借入金の残高を有することとする要件を除外したうえ、その適用期限を3年延長し、平成18年12月31日までとする。

（要望項目（1））

(2) 個人の土地の長期譲渡所得課税の税率を26%から20%（所得税15%、住民税5%）に引き下げる。

（要望項目（3））

(3) 非上場株式の譲渡益課税率の引き下げ

（要望項目（7）①）→（重点要望項目Ⅱ. 1. 参照）

(4) 金庫株取得の際のみなし配当課税の見直し

（要望項目（7）②）→（重点要望項目Ⅱ. 1. 参照）

(5) 各種控除の見直し

（要望項目（8））→（重点要望項目Ⅱ. 8. (1) 参照）

(6) 確定拠出年金における拠出限度額の引き上げ

（要望項目（9）①）→（重点要望項目Ⅱ. 8. (2) ①参照）

(7) 確定拠出年金について、以下の措置を講じる。

・50万円以下であれば、加入期間を問わず個人型に移換したうえで、中途引出を認める。

- ・1.5万円以下であれば、個人型に移換せずに、中途引出を認める。

(要望項目(9)⑤)

3. 固定資産税

(1) 固定資産税の負担軽減

(要望項目(1)) → (重点要望項目Ⅱ. 5. (1) 参照)

- (2) 新築住宅に係る固定資産税の減額措置について、減額措置の適用を受けることができる新築住宅の床面積の下限要件が40平方メートル以上(現行35平方メートル以上)に引き上げるとともに、適用期限を2年延長し、平成18年3月31日までとする。

(要望項目(2))

- (3) 優良賃貸住宅等の割増償却について、対象となる賃貸住宅から都心共同住宅を除外するとともに、特定優良賃貸住宅の割増率を、耐用年数35年以上であるものについては100分の28(現行100分の40)に、耐用年数35年未満であるものについては100分の21(現行100分の30)に引き下げたうえ、その適用期限を2年延長し、平成18年3月31日までとする。

(要望項目(3))

- (4) 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置について、次のような見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長し、平成18年3月31日までとする。

- ・対象から鑄物廃砂再生処理施設及び一般粉じん処理施設を除外する。
- ・指定物質の排出抑制施設については課税標準を価格の3分の1(現行6分の1)とする。
- ・窒素酸化物の発生抑制のための燃焼改善設備については課税標準を価格の2分の1(現行3分の1)とする。
- ・湖沼水質保全特別措置法の指定施設に係る汚水処理施設については課税標準を価格の3分の2(現行3分の1)とする。

(要望項目(5))

- (5) 廃棄物再生処理用設備に係る課税標準の特例措置について、対象から廃プラスチック類油化装置、一般廃棄物たい肥化設備、一般廃棄物燃料化設備、廃木材破砕・再生処理装置のうち専ら木材・木製品製造業を営む者が設置するもの以外のもの、古紙他用途利用製品製造装置のうちパルプモールドを製造するもの及びガラスくず窯業原料利用装置のうちガラスびんを製造するものを除外し、廃木材破砕・再生処理装置、廃木材乾燥熱圧装置及び古紙他用途利用製品製造装置の課税標準を最初の3年間価格の4分の3(現行3分の2)としたうえ、対象に建設汚泥再生処理装置を追加するとともに、その適用期限を2年延長し、平成18年3月31日までとする。

(要望項目(6))

- (6) 電線類の地中化のための新規設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、上空にある電線類に代えて電線類を道路の地下に埋設するために新設したものに係る課税標準を最初の5年間価格の10分の9(現行8分の7)としたうえ、その適用期限を2年延長し、平成18年3月31日までとする。

(要望項目(7))

- (7) 電線類の地中化設備に係る課税標準の特例措置について、対象地域から東海地震対策に係る一定の地域を除外したうえ、その適用期限を2年延長し、平成18年3月31日までとする。

(要望項目(8))

4. 不動産取得税

住宅及び住宅用土地の取得に係る特例措置について、その適用期限を延長する。

(要望項目(2))

5. 事業所税

- (1) 「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」に規定する特定施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置について、対象から電気通信研究開発促進施設、電気通信高度化基盤施設、国際会議場施設及び衛星通信・高度情報化建築物を除外し、課税標準を3年間4分の1控除(現行5年間3分の1控除)とするとともに、その適用期限を2年延長する。

(要望項目(2)①)

- (2) 「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」に規定する拠点地区における教養文化施設等に対する資産割に係る課税標準の特例措置について、対象から図書館、バスケットボール場、バレーボール場、陸上競技場及びスキー場を除外し、課税標準を3分の1控除(現行2分の1控除)としたうえ、適用期間を基本計画承認の日から13年(現行11年)とするとともに、その変更同意の期限を2年延長する。

(要望項目(2)②)

6. 特別土地保有税

- (1) 「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」に規定する特定集積地区において輸入関連事業者が整備する一定の施設の用に供する土地に係る非課税措置を2年間延長し、平成18年3月31日までとする。

(要望項目①)

- (2) 「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」に基づく業務拠点地区において産業業務施設の用に供する土地または拠点地区において教養文化施設等の用に供する土地等に係る非課税措置を2年間延長し、平成18年3月31日までとする。

(要望項目②)

7. 自動車税

自動車税のグリーン化について、以下の措置を講じる。

(1) 環境負荷の小さい自動車

平成16年度及び平成17年度に新車新規登録された以下の自動車について、当該登録の翌年度に以下の特例措置を講ずる。

①平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で燃費基準値より5%以上燃費性能の良い自動車並びに電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車について、税率を概ね25%軽減する。

②平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で燃費基準を満たすものについて、税率を概ね25%軽減する。

③平成17年自動車排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能の良い自動車で燃費基準値より5%以上燃費性能の良い自動車について、税率を概ね25%軽減する。

(2) 環境負荷の大きい自動車

平成16年度及び平成17年度に下記の年限を越えている自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除く)について、その翌年度から以下の措置

を講じる。

①ディーゼル車で新車新規登録から 11 年を経過したものについて、税率を概ね 10%重課する。

②ガソリン車または LPG 車で新車新規登録から 13 年を経過したものについて、税率を概ね 10%重課する。

8. 自動車取得税

(1) 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく一定の基準を満たす低燃費車に係る特例措置について、以下の措置を講じ、その適用期限を 2 年延長する。

①燃費基準値より 5%以上燃費性能の良い自動車で、平成 17 年自動車排出ガス基準値より 75%以上排出ガス性能の良い自動車について、取得価額から 30 万円を控除する。

②燃費基準値より 5%以上燃費性能の良い自動車で、平成 17 年自動車排出ガス基準値より 50%以上排出ガス性能の良い自動車について、取得価額から 20 万円を控除する。

③燃費基準を満たす自動車で、平成 17 年自動車排出ガス基準値より 75%以上排出ガス性能の良い自動車について、取得価額から 20 万円を控除する。

(要望項目 (1))

(2) 最新排出ガス規制適合車の早期取得に係る自動車取得税の特例措置の適用対象に「平成 17 年自動車排出ガス規制に適合した自動車 (ディーゼル車に限る)」を追加し、バス・トラックについては 2.0%、乗用車については 1.0%軽減する。

(要望項目 (2))

(3) 自動車 NO_x・PM 法対策地域内において窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準非適合車を廃車し、最新規制適合車に代替した場合の特例措置の対象に平成 17 年自動車排出ガス規制に適合した自動車 (乗用車を除く) を追加する。さらに、平成 17 年自動車排出ガス規制に適合した自動車のうちディーゼル車 (乗用車を除く) については、自動車取得税の税率から、平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日までに取得した場合に限り、2.1%軽減する。

(要望項目 (3))

III. その他

1. 環境税の導入反対

(重点要望項目 II. 9. (1) 参照)

2. 国と地方のあり方と税制

(1) 国税から地方税への税源委譲

(重点要望項目 II. 10. (1) 参照)

(2) 地方の課税自主権の拡充

(重点要望項目 II. 10. (2) 参照)

3. 納税者番号制度の導入

(重点要望項目 II. 11. 参照)

4. その他

(1) 国有資産等所在市町村交付金の特例措置

2005 年日本国際博覧会 (愛・地球博) の開催に伴い、国又は地方公共団体が、(財) 日本国際博覧会協会に対して無償で貸し付ける固定資産で、会場内において博覧会の用に供するものについては、市町村交付金の交付対象から除外する特例措置を講じる。

<別紙>

平成 16 年度事業承継円滑化のための税制措置に関する要望

1. 事業用資産に対する包括的な事業承継税制の確立

(重点要望項目Ⅱ. 1. 参照)

2. 非上場株式に係る譲渡益課税の税率の軽減等

(重点要望項目Ⅱ. 1. 参照)

以 上

16. 公的年金改革に関する提言

平成 15 年 10 月 16 日

日本商工会議所

東京商工会議所

少子高齢化が急速に進展するなかで、年金・医療・介護等の社会保障関係費が急増を続けている。現行制度を前提とすれば、今後も国民の「税・社会保険料負担」の増加は不可避であり、若年層をはじめ国民に過大な負担を強いるとともに、国際市場で厳しい競争に晒される企業にとって大きな桎梏となり、わが国経済社会の活力を大きく損なうこととなる。そして、経済活力を失うこととなれば、社会保障を安定的に維持することはできない。わが国の将来にとって、社会保障制度全体に亘る恒久的抜本改革は是非とも必要なことである。しかし、国民負担の上昇を極力抑制することもまた重要な課題である。

特に公的年金（国民年金、厚生年金保険）制度は、世代間の「給付と負担」の不均衡の拡大や年金不信による国民年金の空洞化等の問題が深刻化している。したがって、制度設計の基本を「給付水準」だけに置くのではなく、「負担の限界」も十分に踏まえ、国民や企業に受け入れ可能な制度として再構築すべきである。

日本商工会議所・東京商工会議所は、昨年 9 月、「年金制度の抜本改革に関する意見」で、世代間格差を是正し、持続可能な制度を構築していくために、基礎年金部分の将来的な全額国庫負担への移行、既裁定者を含めた給付水準の削減、保険料水準の引き下げや年金積立金の計画的取り崩しによる国民負担の抑制等の提言を行った。その後の推移等を踏まえ、来年に迫った制度改革に向けて改めて下記のとおり提言し、関係先をはじめ国民各層の理解を広く求める。

基礎年金部分の将来的な全額国庫負担化に係る財源問題については、安定した財源が必要であることは十分理解するものである。しかしながら、デフレ不況下において、中小企業や地域産業が生き残りをかけて必死に経営に取り組んでいる中で、今、消費税の増税等景気に水を差す財源問題を論ずることはタイミングが悪すぎる。当面は、まず景気回復・デフレ克服に全力で取り組み、経済が安定成長軌道に乗った段階で、全額国庫負担化までの経過措置のあり方や税収の増加と行政経費の節約等を勘案しながら、必要な財源を税に求めることも検討すべきである。

政府においては、財源問題は引き続き検討することとして、将来に亘って持続可能な年金制度の抜本改革は先送りすることなく取り組まれない。

記

1. 年金抜本改革ビジョンの再構築

厚生労働省は昨年 12 月、「年金改革の骨格に関する方向性と論点」で「最終保険料率の固定化と給付水準の自動調整」を、厚生労働大臣は本年 9 月、試案で「一定水準以上の給付の維持」を含む見直し案をそれぞれ提示している。しかし、これによっても給付と負担をめぐる世代間の不公平感はほと

んど改善されない。現役世代と高齢者世代の格差は、現役世代の年金不信と年金空洞化（国民年金の未加入者 63.5 万人、未納者 326.7 万人、合計 390.2 万人、平成 13 年度）を増大させるばかりである。

また、厚生労働省が提示する「厚生年金の最終保険料率 20%」は、医療や介護等に要するトータルの社会保障負担を考え併せると過重な負担である。厚生年金が強制加入の制度であり、保険料が実質的に賃金課税に等しいことを考えれば、負担は極力抑制すべきである。年金保険料率については、基礎年金の改革等を通じて現行水準（13.58%）以下に止めるべきである。世代間不均衡や負担急増の問題を糊塗したまま、改革の名のもとに最終保険料率 20%を法定化し、新たな保険料の段階的引き上げに移行することは断じて認めることができない。

少子高齢化の急進展のなかで、成長経済とピラミッド型人口構成を前提とした「賦課方式」はすでに破綻しつつあり、国民のための安定的かつ信頼性の高い年金制度は維持できない。負担の限界を十分に踏まえつつ、給付水準や財源のあり方を含めて制度を根本的に見直す必要がある。政府はより広範な国民各層の参加による公正な議論を行い、国民が真に納得のいく明確なビジョンを再構築すべきである。

2. 給付水準と年金税制の見直し

(1) 保険料抑制のための給付水準の削減

年金制度の信頼回復や経済活力維持の観点から保険料の抑制は不可欠な課題であり、そのためには年金の給付水準を削減することが強く求められる。現在、モデル年金の水準である約 24 万円は、平均的な高齢者の消費支出をほぼカバーする高い水準に達している。高齢者の生活安定に一定の配慮をしつつ、給付水準の削減（総額で 15%程度）を行うべきである。

また、既裁定者については、ある程度の激変緩和措置を講ずるにしても、現役世代の負担との公平性確保の観点から、削減の例外とすべきではない。

公的年金制度を維持するため、今回の年金改革の主眼をまず「年金給付水準の削減」にあることを明確に打ち出し、これを確実に実行すべきである。併せて医療・介護等の他の社会保障との「重複給付」を解消し、負担者の納得性を高める必要がある。

(2) 現役世代との不均衡是正のための年金税制の見直し

将来に亘って過重な年金保険料の負担に苦しむ現役世代に対して、高齢者世代は「公的年金等控除」「老年者控除」などにより税制上も過度に優遇されている。高齢者の経済状態はさまざまであることから、これを一律に優遇するのではなく、能力に応じた負担を適切に求めていく必要がある。高所得者を中心に所得税の優遇措置について見直しを行い、縮小すべきである。

3. 基礎年金の改革

(1) 基礎年金と報酬比例部分の完全分離

政府の「国民年金の徴収強化策」では、年金制度自体への不信による「未加入・未納者の増加」には歯止めがかからない。国民年金空洞化の進行は基礎年金拠出金制度を通して、厚生年金保険の被保険者に過度の負担が齎せられることとなる（厚生年金保険からの基礎年金拠出金は 9 兆 3,000 億円、平成 13 年度）。基礎年金と報酬比例部分が渾然一体となった現在の分かりにくい制度では、到底厚生年金保険の被保険者からの理解は得られない。基礎年金と報酬比例部分の厚生年金は完全分離して、年金制度の透明性を高めるべきである。

(2) 基礎年金部分の全額国庫負担化

基礎年金は国民に対する国家の「シビル・ミニマム保障」と位置付けるべきで、その財源は現行の社会保険料でなく、基本的に全額を国庫負担によるべきである。将来の負担を抑制するため、現在 1/3 に止まる国庫負担の割合を可能な限り早い段階で 1/2 に引き上げ（必要財源 2.7 兆円）、その後も着実な引き上げにより将来的には「全額国庫負担」に移行する必要がある（国庫負担 1/3 から 1/2 への引き上げを合わせて必要財源は 10.9 兆円）。

国庫負担 1/2 への引き上げおよび全額国庫負担移行のための財源については、まずもって歳出構造の抜本的な見直しが大前提となることはいうまでもない。その上で経済状況等を十分に勘案しつつ、税に求めることも検討すべきである。税源のあり方、規模およびスケジュール等については、基礎年金が所得再分配であることや国民の税負担能力との関係を勘案しつつ、国民各層の広範な議論を

通して十分なコンセンサスを得るべきである。

もとより、基礎年金の給付についても、「シビル・ミニマム保障」の観点から、その水準の見直しに加え、一定以上の所得を有する受給者への年金額の一部または全部の給付制限など、資力に応じた給付の仕組みを併せて検討すべきである。

4. 年金積立金の計画的な取り崩し

平成14年度末において厚生年金保険・国民年金の積立金残高は150兆円近くに達しており、厚生年金保険では年間給付費に対して約5年分の積立金を保有している。しかし、本来、保険料の引き上げを緩和するためのものであり、高齢化率が安定化する段階（2050年～60年以降）で巨額の積立金を保有すべきではない。余裕のあった時に積み立てた積立金は、苦しくなったら取り崩すというのが国民の常識であり、少子高齢化が予想以上に進展するなかで、積立金の取り崩しは当然である。将来に向けて積立金を計画的に取り崩し、これを今後高水準の保険料を負担せざるを得ない若年世代の負担の軽減に充てるべきである。

5. 厚生年金保険の短時間労働者への安易な適用拡大は行うべきでない

現在、政府において短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大が検討されている。しかし、パートタイム労働者を多数抱える産業・企業においては、労使折半となっている年金保険料負担が大幅に増加することとなり、労働者自身も手取り収入が減少することから反対意見が強い。

産業構造転換のなかで製造業に替わって雇用拡大に貢献してきたのが中小企業を主体とする流通・サービス産業等である。保険料の負担増はこうした中小企業の経営を大きく圧迫し、多くが労務倒産の危殆に瀕する懸念があり、結果として雇用も失われることになる。

年金不信による「国民年金の空洞化」に歯止めがかからないなかで、支え手を増やすという観点から徴収コストに優れる厚生年金保険を安易に短時間労働者に適用拡大することには問題がある。働き方の多様化に対応した公的年金制度については、年金財源や税制のあり方を含めた総合的な検討が行われるべきである。

6. 中小企業を主体とする「総合型」厚生年金基金への政策支援

地域の地場産業などの中小企業が主体となって設立・加入している「総合型」厚生年金基金は、近年の資金運用環境の悪化等により財政状態が著しく悪化している。経済低迷と加入企業の経営悪化により十分な追加拠出も難しく、厚生年金の代行部分にあたる最低責任準備金を確保できていない「総合型」基金が609基金中217基金に上っている。地域経済の活力の維持という観点からも危機的な状況というべきである。

厚生年金基金について、免除保険料率の見直し（厚生年金本体の予定利率の変更および死亡率改善分を反映）により本体財政との中立化をはかるとともに、免除保険料率について基金ごとの完全個別化を実施し、基金財政の円滑運営を確保する必要がある。

また、産業の構造転換や地域経済の低迷で疲弊し、将来的にも基金の維持存続の見通しが立たない総合型基金が解散する場合には、最低責任準備金の納付について、一定の基準を設けてその不足額を長期分割納付できる柔軟な仕組みを用意すべきである。

7. 中小企業にとって利用しやすい企業年金制度

公的年金がスリム化するなかで、これを補完するものとして企業年金が果たすべき役割が大きくなる。特に中小企業が従業員の退職後の生活確保をはかるために利用しやすい制度を確立する必要がある。まず、年金資産にかかる特別法人税（平成17年3月まで凍結中）は直ちに廃止すべきである。

また、中小企業の企業年金の移行先として確定拠出年金に関心が高まっているが、拠出限度額の引き上げ、マッチング拠出や途中引き出しの制度化が強く望まれる。さらに平成24年の廃止が決まっている税制適格退職年金の移行先として「特定退職金共済制度」を新たに加えて企業の選択肢を拡大するなど、中小企業が保有している退職給付資産を新年金制度に円滑に移行できる環境整備が課題である。

<提出先>

政府、各省庁、政党等

<実現状況>

平成 16 年年金制度改革法案について

年金法案では、厚生年金及び国民年金の将来の保険料水準を固定した上で、その収入の範囲内で給付水準を自動適に調整する仕組みとし、保険料を段階的に引上げることとなっていたが、日商は現行水準の維持を強く主張した結果、厚生年金の最終保険料率 20%が 18.30%まで引下げられた。

※厚生年金保険料率は平成 16 年 10 月から毎年 0.354%ずつ引上げ、29 年度以降は 18.30%とする。

※国民年金保険料(月額)は平成 17 年 4 月から毎年 280 円ずつ引上げ、29 年度以降は 16,900 円とする。

日商では出来る限り早期に国庫負担割合を 1 / 2 に引上げる旨主張した結果、年金法案には、引上げは平成 16 年度から着手し平成 21 年度までに完了する。引き上げ過程では、16 年度に年金課税見直しによる増収分を充当し、次いで税制上の見直しも含め、財源確保に向けた施策を実施する旨明記された。

短時間労働者への厚生年金適用拡大について強く反対したところ、年金法案には適用拡大は先送りされ、5 年後の再検討課題となった。

17. 行財政改革に関する考え方について

平成 15 年 10 月 16 日

日本商工会議所

基本認識

バブル崩壊後、わが国経済は長期に亘り景気低迷を続け、将来に向けて明るい展望が開けないでいる。また一方、少子高齢化、グローバル化、IT化の進展などの社会経済構造が大きく変化する中で、これまでの日本の発展をリードしたシステムや手法の変革が求められているものの、改革が遅々として進んでいない。こうした中、国民の閉塞感はますます大きくなってきており、今こそこうした危機的状況を打破し、21 世紀において希望に満ち、活力溢れる日本を創っていく必要がある。そのためには、これまでの国中心、官主導の社会・経済の仕組みを大胆に変革していくべきであり、「国から地方へ」「官から民へ」という大きな流れを踏まえ、政府(行政)、企業、国民(市民)がそれぞれの役割分担を見直し、再構築していくことが重要である。

また、わが国の人口は 2006 年をピークに減少していくことが予想されているが、国と地方を通じ、690 兆円にも上る長期債務を抱え、特に、高齢人口の増加により財政需要は急増することが見込まれ、このままでは、現行の年金・医療・介護などの社会保障制度を維持していくことが困難になることは明らかである。このため、社会保障制度の改革を含む「効率的で小さな政府」を目指した行財政の抜本的改革

が必要である。

1. 国のかたちの改革

国・地方を通じた「効率的で小さな政府」を実現すべきである。そのためには、国がわが国の運営の主役であった「中央集権体制」から、地方が自立して自己責任の下でそれぞれの地域の実情に合った運営を行う、地方が主役となる「真の地方分権体制」への大きな転換が必要である。その際、地方の自立のあり方については、地方の意見を踏まえて、政治的、経済的、社会的に十分な検証が必要である。他方で、地域の自主性、独立採算制を重視する余り、国家・民族の連帯感・一体感を損なうことになっては、わが国にとって大きな問題である。

「真の地方分権体制」の確立のためには、まず、国と地方の役割分担を明確にし、「補完性の原則」に則り、国の役割は、どうしても地方でできないもの、あるいは特に国でなければできないものに限定すべきである。

(1) 基礎的自治体の再編と充実

地方分権を担うにふさわしい行財政基盤の強化、効率的な行政サービスの実現のためには、基礎的自治体の再編と充実が急務であるとともに、その改革が不可欠である。特に少子高齢社会の進展に伴う財政需要の増大、街づくりや地域活性化等の専門化、高度化する行政ニーズに対応していくためには、基礎的自治体の規模及び能力は一層充実・強化される必要がある。このため、合併特例法期限の平成 17 年 3 月末に向けて全国で活発化している市町村合併の動きは強力に推進されるべきである。合併特例法の失効後においても、合併を支援する法的枠組みが必要であり、財政面を含め何らかの促進措置を引き続き講じていくべきである。

基礎的自治体の規模としては、可能な限り「自立し得る自治体」として一層の仕事と責任が付与できる人口 30 万人以上のものを目指し、最終的には全国で 300 市程度に再編成されることが望ましい。合併の進行（合成区域の広域化）により、自治体と住民との距離が広がるなど住民自治の充実に逆行することを指摘する声もあるが、これは自治会活動の充実、NPO との連携や IT 技術の活用によって解消が可能である。なお、合併が困難な離島や山間へき地の小規模自治体については、戸籍や住民票の管理、証明業務など法令上義務付けられた業務の一部のみを処理、それ以外は都道府県（将来的には道州等広域行政体）が処理するといった特例的団体の制度が検討されるべきである。

(2) 道州制

現在、交通や情報などの手段が格段に進歩し、人々の活動領域も大幅に拡大しているが、都道府県は明治 21 年に 47 の原型が確立されて以来、約 120 年間ほとんど変更されていない。生活圈や経済圏が広域化しているにも拘わらず、行政サービスだけが旧態依然とした区切りのもとで提供されており、これが様々な障害（二重行政、二重投資など）を招いている。このため、市町村の合併が推進され、「自立し得る自治体」が整備された段階において、行政の効率化の観点から広域的な地方公共団体のあり方が検討されるべきである。

その方法としては、現在既に進められている都道府県間での広域的な連携を視野に入れた行政運営（関東における 8 都県市首脳会議や北東北共同事業等）を拡充し、また、関西でみられるように産業界・府

県等が共同で広域行政のあり方の検討を急ぎ、少しでも早く広域行政の実をあげるべきであるとともに、国の権限移譲と合わせて国の機関の地方支分部局を吸収して、条件が整った都道府県から順次合併や道州制に移行していくことが望まれる。目指すべき道州制の姿については、自然を共有することも1つの要素になると考えられるが、ブロックの圏域、道州が担うべき役割と権限、首長や議会のあり方や主要都市の取り扱いなどについて国民レベルはもとより、地域においても十分な議論とコンセンサスを得て進める必要がある。

(3) 地方議会の改革

自己決定、自己責任の「真の地方分権」時代においては、地域住民を代表する地方議会の役割は飛躍的に高まる。しかしながら、地方議会の現状については、①二元代表制に対する認識（ひいては地方政治と国政が異なる代表制度を採用していること）が必ずしも徹底していないことからくる首長に対する誤った与野党意識、②地域の実態を反映しない議会の代表機能不全、③審議機関にとどまっていることによる政策・立案能力の不足、④不透明な議会内の慣行と運営などの問題が存在する。その上、①地方分権に伴う権限拡大、②行政改革に伴う議員定数の削減、③議会の意見決定と住民意識の乖離など地方議会を取り巻く環境には大きな変化が生じている。

地方議会改革を考える基本的な方向としては、①望ましい議会のあり方について地域社会で理想像を共有する、②議会の自発性を引き出す仕組みを構築する、③地方議会ならではの果たせない役割を見出し、議会のアイデンティティを確立する、の3点が重要である。このためには、地方議員数の大幅な削減等により、スリムで精強な議会に脱皮していくことはもとより、地方議会を住民にとって身近な存在にする必要がある。また、選任方法にも工夫を凝らし、誰でも議員になれ、かつ政策立案能力の向上が図れるよう、例えば、企業において社員の議員就任期間中の特別休業制度の創設・普及等の検討が望ましい。いつでも住民が傍聴できるようにナイター議会や週末議会の開催も有効的である。

2. 三位一体の改革と地方債改革の促進

(国庫補助負担金、地方交付税交付金、税財源移譲、地方債の改革)

(1) 国庫補助負担金の廃止・縮減

国庫補助負担金については、国において「国庫補助金整理合理化方針」に基づき、平成18年度までに概ね4兆円程度を目途に廃止・縮減等を行うことが決定されているが、平成15年度の一般会計と特別会計予算の国庫補助負担金20兆円全てを見直しの対象にすべきである。また、見直しにあたっては、国と地方の役割分担を明確化し、重点的に廃止・縮減すべきものを洗い出すとともに、地方が主体となっていくべきものについては所要の税源移譲を行い、最終的には廃止すべきである。当面は、統合補助金化など歳出面での国の関与・コントロール（計画、規制、基準等）の廃止・縮減による地方の裁量拡大を通じて効率化や合理化が推進されるべきである。こうした積み重ねの中で各補助事業の節約可能額を割り出し、国から地方への必要税源移譲額を算定されたい。

(2) 地方交付税交付金の抜本的な見直し

地方交付税のシステムは、国が地方公共団体に対し財源保障を行い、画一的な仕事を義務付ける、いわばわが国の護送船団方式そのものであり、地方の自助努力を損なうものである。競争を通じた地方の

活性化を促進するためにも、当面はナショナル・ミニマムの引き下げ・見直しを通じた基準財政需要額の算定基盤の引き下げ、事業費補正・段階補正の縮減・廃止などにより削減を図り、長期的には税源移譲とともに廃止すべきである。

しかしながら、税源を地方に移譲し、課税自主権を拡大しても地方間の税収格差は拡大することは明らかである。このため、最終的には、財政力の弱い地方公共団体への配慮として、競争や自助努力を阻害しない範囲で、かつナショナル・ミニマムの水準を保障するためにも、現行の地方交付税とは性格の異なる地方間の財政調整の枠組みが必要である。その場合、地方公共団体間で直接財源を移譲する水平的財政調整制度も考えられるが、地方公共団体間（例えば、道州制においては道州間）のコンセンサスを得るには時間がかかることが予想され、当面は国による垂直的な財政調整が現実的である。但し、垂直的財源調整を行う際には、少なくとも現行の差額補填方式によらず、地方公共団体の歳出削減努力や地方税増収努力が報われる方法にすべきである。また、上記の地方間の財政調整の枠組みを設定するに際しては、その基準として、各自治体の歳入格差も重要であるが、その基準として各自治体の行政需要格差も充分配慮することが必要である（因みに、現在の地方交付税交付金や補助金について、都市部の自治体には行政需要が大きいにも拘わらず、国税還元率が低いという不満が多い）。

（３）税財源の移譲

現在の税収比率は、国が６割、地方が４割であるが、地方交付税や補助金の廃止など税財源の移譲、課税権の移譲と地方自治体の課税努力、小さな政府の実現などを通じた歳出削減などにより、国と地方の税収比率が結果的に逆転する程度に地方税収を充実させることが必要である。その際、国から地方への地域偏在性が少なく、税収規模と安定性が確保できる税源、すなわち消費税と個人所得税の一定割合を地方税に切り換えることによって調整されるべきである。

「道州制」導入時には、税の統廃合や国税から地方税への移管など税制の抜本改革が必要であるので、地方における財源確保において自主努力が報われる仕組みを用意するとともに、自己決定・自己責任に基づく財政運営と住民の受益と負担の明確化を推進していくためにも、地方の課税自主権を大幅に拡充（課税権の地方への移譲を促進）すべきである。但し、地方自治体が課税自主権を行使するに当たっては、住民の利益と負担の選択の下に地域住民全体を対象とした独自課税を実施すべきであり、「取りやすいくところから取る」といった法人への安易な課税による税収確保は認められない。

また、税財源移譲の際、地方分権の一環として、国から地方への権限移譲も徹底的に進めるべきである。特に、地方の中でも県から市町村へ、政令市から区への権限移譲を進めることで行政の効率化、スピード化を図るべきである。

（４）地方債の改革

地方債については、現在は地方債の償還財源が地方交付税で手当てされるなど地方債発行に歯止めをかけたり、地方債が市場で適切に評価されるというメカニズムがなく、地方自治体のモラルハザードを引き起こしていることから早急な改革が必要である。地方債が市場で適切に評価されるためには、地方債の市場公募化を進め、公募地方債の市場を整備するなど金融市場からの影響力を通じた財政規律の整備を図る必要がある。

また、地方債許可制度により地方債の自由な発行に歯止めがかかっているため、地方が自己責任の下で自由に発行条件の決定を行えるような環境整備（協議制への移行など）も行うべきである。これによ

り、地方債の発行を通じた財政健全化努力が償われる仕組みとなる一方、良い意味での地方公共団体間競争を促す契機ともなろう。

真の地方分権は、地方が自己責任を持って財政責任（債務償還）を果たすことで実現できるものであることから、地方税の財源確保のみならず、地方債の改革も含めた抜本的な改革、すなわち三位一体改革に地方債改革を加えた改革が必要である。

3. 行政組織・業務の減量・効率化などを通じた歳出削減

（１）一般歳出の削減

「国から地方」「官から民」の流れを促進し、行政組織及び業務の合理化や三位一体改革の推進などにより、中長期的に一般歳出の大幅な削減を目指すべきである。平成 15 年度一般会計予算ベースで国と地方における一般歳出総額（国債費・公債費など除く）は 102.5 兆円であるが、景気が持続的な成長過程に入った後に、社会保障給付費、公共事業、人件費等の削減を通じて、思い切った削減を実現すべきである。

但し、公共投資については一律の削減ではなく、従来のばらまき型の配分を排除し、地方の個性ある活性化や国際化、都市再生ならびに少子高齢社会への対応など必要性が増大している社会資本や国際競争力の強化、経済の効率化に資するインフラ等に戦略的に重点配分し、集中的かつスピードをあげて行うべきである。その際、民間資金とノウハウによる P F I ・ P P P 手法や住民参加型の公共投資も積極的に採用すべきである。

（２）公務員定数及び給与の見直し

公務員定数削減については、政府の平成 11 年度の「国の行政組織等減量、効率化等に関する大綱」では、国家公務員数を平成 12 年度以降の 10 年間で 25%純減が打ち出されている。具体的には、各省庁の定員の約 54 万人（郵政現業約 30 万人を除く）を独立行政法人化や新規増員の抑制等を通じて、平成 22 年度末時点では 25%純減するという計画であるが、独立行政法人化での削減（13 万人）を含めては殆ど減少とならない。従って、独立行政法人化での削減を除いて、相当の純減となるように努力すべきである。特に、規制改革の推進、地方分権の一層の推進による権限移譲や国庫補助金の見直し等による国の地方への関与の縮小・廃止を通じて、相当程度の削減が可能となると考える。

同時に、310 万人を超える地方公務員についても、人員削減努力を行うべきであるが、市町村合併の促進、事務・事業のアウトソーシング、N P O との協働などを通じた効率化を推進することによって、相当程度の削減が可能と思われる。

また、職員に生き活きと能率よく働いてもらう観点から、現在の給与・人事制度の問題（キャリア制度、年功賃金、給与と勤務に関する不透明な慣行、時代遅れとなった諸手当等や人事制度など）を見直し、民間企業のように成果・能力主義的な人事考課や給与の仕組みを採用していくべきである。さらに、研修機会の増大、専門性の高い人材の採用等地方公務員の能力・専門性向上のための仕組みづくり（小規模自治体においては研修参加職員の不在時のサポートを都道府県が行うなど）も重要である。

（３）民間委託などのアウトソーシングの推進

簡素で効率的な「小さな政府」の実現に向けて、国と地方を通じた組織及び業務を幅広く見直し、一

層の合理化を推進すべきである。その際、「民間でできることは民間に委ねる」の原則の下、事務・事業の民間委託などのアウトソーシングを推進すべきである。

現在、一般事務や施設運営などで民間委託率が上がっているが、定型的で着手しやすい部分に偏っている。これを是正するためには、自治体の中核的機能、果たすべき役割について、執行機関・地方議会・地域住民の協力の下、ゼロベースで検討を行うことが望ましい。また、管理法人の新設など外郭組織の肥大化に結びつくケースも生じているので、行政側は国民に対して民間委託などの判断基準を明示し、業務類型ごとのコスト比較や受注可能な事業や企業のデータベース構築などを通じ、執行の透明性を図るべきである。

また、新行政経営理念（NPM：New Public Management 民間経営手法を公的部門に導入すること）に基づいて、組織・事業の効率性や生産性の向上を図り、最小の税収で最大の効果をあげるためにも、民営化・民間委託を推進し、市場メカニズムを通じた競争原理が導入されるべきである。なお、NPM の実効性を担保するには、適切な評価体制の整備が必要であり、情報公開と適切な評価基準の設定が重要である。

官から民への民間委託等を促進するには、民間参入の障害となる各種規制の緩和も推進すべきである。特に、公的関与の強い市場や公共サービス分野（官製市場）においては徹底的な規制改革を断行し、公共サービスにおいて民間の関与が可能な分野である「パブリック・ビジネス」をできる限り民間に移し、小さな政府、行政のスリム化を図るべきである。その結果として、行政コストを大幅に引き下げることが可能となる。

（４）特殊法人・外郭団体の徹底的な見直し

日本道路公団、雇用能力開発機構等の 48 の特殊法人と 75 の認可法人（平成 15 年 10 月現在）は巨額の借金を抱え、いまなお税金、郵貯等から資金がつぎ込まれているが、その実態はなかなか見えないのが実情である。特殊法人は各省庁の強い統制下にあり、その運営には各省庁との癒着、天下り等の官僚的な傾向が強い。そして、採算を考慮しない非効率な事業により不良債権の発生や税金の無駄遣いが横行しており、民業を圧迫するものも見られる。加えて、特殊法人や外郭団体の中には本来民間が担うべき事業を行っているところも多い。このため、特殊法人や外郭団体の業務内容を徹底的に見直し、統合・廃止・民営化などを進めていく必要がある。

同時に、特殊法人改革には特別会計と一体の改革が必要である。特殊法人等を巡る公的資金の流れを明確にするため、特別会計の収支・財政状況については、外部監査と情報の開示を徹底し、国民にとって透明性・信頼性が高まるような改革を進めていくことが重要である。

以上

<提出先>

政府、各省庁、政党等

<実現状況>

本提言の方向性は、平成 16 年 1 月 19 日の「構造改革と経済財政の中期展望 2003 年度改定」及び「平成 16 年度の経済見通しと経済財政運営の基本態度」、平成 16 年度予算に盛り込まれた。

公務員等の定数削減については、「中期展望 2003 改定」に国家公務員の定員合理化に大胆に取り組む、総人件費を極力抑制、地方の国に殉じた抑制を期待する旨が明記。

規制緩和については、「中期展望 2003 改定」に官から民への規制改革を強力に推進する。行政サービスの民間開放に当たり障害となる制度や規制を改革する旨が明記。

市町村合併については、合併特例法期限（平成 17 年 3 月末）に向けて市町村合併の動きが全国的に進んでいるが、「第 28 次地方制度調査会」において、「道州制」も検討項目となった。

三位一体改革については、「基本方針 2003」にて、三位一体改革の望ましい姿として、①地方の一般財源の割合の引上げ、②地方税の充実、交付税への依存の引下げ、③効率的で小さな政府の実現が掲げられ、具体的改革としては、平成 16 年度予算から 3 年間で 4 兆円の補助金削減、地方交付税の総額抑制、地方への税源移譲が明示された。同方針を踏まえ、「平成 16 年度予算」では 1 兆円の国庫負担補助金改革、1 兆円の地方交付税総額抑制、6,558 億円の税源移譲（所得譲与税の創設など）が盛り込まれた。

18. 「消費税における総額表示方式導入に伴う転嫁・表示に関する独占禁止法等の取扱いの明確化」に関する要望

平成 15 年 10 月 31 日
日本商工会議所

長引くデフレにより地域・中小企業をめぐる経済環境が引き続き厳しい状況にある中で、平成 16 年 4 月 1 日から消費税における総額表示方式が導入されることになっている。これにより、消費者に対して商品やサービスを販売する課税事業者においては、価格ラベルの作成・貼り替えや新カタログの作成等新たな事務の発生が予想されるが、一部に、取引上優越した地位等にあることを利用し、取引先にこれらの事務を負担させることが懸念されている。

また、これまで外税方式を採用していた事業者の場合、総額表示方式の導入による表示価格の上昇が消費者に値上げの印象を与えかねないとして、表示価格を従来通りの金額に据え置くために、取引先に仕入れ価格の引き下げ等を強要することも懸念されている。

平成 9 年 4 月 1 日からの消費税率の引上げおよび地方消費税の導入に際しても、取引上の優越的な地位等を利用した同様の行為が懸念されたところであったが、公正取引委員会ではそうした行為の防止を図るとともに、消費税の適正かつ円滑な転嫁のため、「消費税率の引上げ及び地方消費税の導入に伴う転嫁・表示に関する独占禁止法及び関係法令の考え方」を公表した。

ついで、このたびの総額表示方式の導入に際しても、下記により、取引上優越した地位等を利用した行為が行われることのないよう、万全を期されたい。

記

1. 公正取引委員会は、価格ラベル作成等の事務負担や仕入れ価格の引下げ等の強要行為に関する独占禁止法等の取扱いについての考え方を早期に示すこと。
2. 政府は、事業者等に対して 1. の「考え方」の内容を広く周知し、消費税の総額表示方式の円滑な導入を図ること。

以 上

<提出先>

政府

<実現状況>

公正取引委員会は、12 月 3 日、「改正消費税に基づく『総額表示方式』の実施に当たっての独占禁止法及び関係法令に関する Q&A について」を公表した。そのなかで、納入業者に税込価格を記載した値札を付けて納品してもらった際に、値札の変更に伴う費用を全く負担しない、又はその費用を考慮することなく仕入価格を定めた場合や、値札の付け替え作業のための従業員の派遣を一方的に納入業者に要請した場合、更に、仕入価格の値下げを納入業者と十分協議することなく、一方的に行った場合などは、優越的地位の濫用として独占禁止法に違反するおそれがあるとした。

また、公正取引委員会は、この Q&A に照らし、独占禁止法等に違反する行為が行われていないかを把握するため、小売業者及び納入業者に対して調査を実施し、その結果を「消費税の総額表示方式の実施に伴う小売業者と納入業者の取引に関する調査の結果について」として公表した。その中で、今後の対応として、①問題点が指摘された大規模小売業者に対してはフォローアップを実施して改善内容について

て監視していくこと、②今後も納入業者から情報収集に努め、優越的地位の濫用については厳正に対処していくこと、③優越的地位の濫用行為が行われることのないよう、改めて関係各団体に要請すること、④大規模小売業者と納入業者の取引に関する実態調査を本年（平成 16 年）も実施し、一定期間経過後の納入取引の状況についても監視を行っていくこととした。

19. 中小企業のための企業年金に関する要望

平成 15 年 11 月 13 日
日本商工会議所
東京商工会議所

公的年金（国民年金・厚生年金保険）の抜本改革が急務となっているが、少子高齢化の影響や若年世代の保険料負担の抑制を考えると、将来的な「公的年金のスリム化＝給付水準の低下」は避けられない。このため公的年金を補完するものとして、企業が従業員の退職後の所得確保のために実施する企業年金の役割が今後ますます高まる。

企業年金については 2001 年に確定拠出年金法が、2002 年に確定給付企業年金法がそれぞれ施行されている。一方、年金運用は 2000 年～2002 年、3 年連続のマイナスとなり年金資産は大きく毀損した。逆に今年度は一転して回復傾向となるなど、制度・資産運用など企業年金をめぐる環境は大きく変化を遂げている。

大企業においてはすでに退職給付会計導入を契機に厚生年金基金の代行部分の返上や確定拠出年金の導入、給付の引き下げなど具体的な対応が先行している。しかし、中小企業の多くは年金資産の積立不足を抱え、廃止される「適格年金」から新制度への移行や、「総合型」厚生年金基金の問題等に有効な対応ができていない状況にある。

中小企業においても自社の退職給付制度の見直しと併せて、企業年金の再構築に向けた検討が鋭意進められている。しかし、現行企業年金制度では企業の実情に合った制度構築をするうえで、十分な年金資産の形成や自由な給付設計、複数の制度間の移行などについて必ずしも十分な手当てがなされておらず、対応に苦慮する例も少なくない。

わが国において企業の大宗を占め、大多数の雇用者を抱える中小企業の企業年金を充実させることは、国民の老後の生活の充実と安定につながることから、中小企業が利用しやすい制度改革と政策的支援が重要な課題である。

企業年金制度は従来「個人貯蓄」との区分等、主として「税制」面から議論されてきた。しかし、公的年金の後退が将来確実となるなかで、企業年金の普及・発展は緊要な国民的課題である。企業年金は国民の自助努力による老後のための資産形成という「年金」の問題として、制度拡充につき特段の措置が強く求められる。以上の観点から中小企業のための企業年金について下記のとおり政策要望を行うものである。

記

1. 特別法人税の撤廃

「特別法人税」は企業年金の積立資産残高に対して 1%（地方税を合わせると 1.173%）が課されることとなっている（平成 17 年 3 月末まで凍結中）。しかし、企業年金は国民が自らの努力と責任において老後の所得確保をはかる制度として、拠出時・運用時は非課税が原則であり、主要先進諸国にも特別法人税に類似の税はない。

また、資金運用で過去 3 年間に亘り大幅なマイナス運用を余儀なくされたことや、90 年代前半以前のような運用環境は将来に亘って期待できないこと等を踏まえると、今後も運用利益を大幅に引き下げ、企業年金の普及・発展に大きな支障を来たす。特別法人税は凍結の期限を待つことなく、直ちに

廃止すべきである。

2. 確定拠出年金の見直し

(1) 拠出限度額の引き上げ

確定拠出年金の「企業型」の拠出限度額は、年額 43.2 万円（月額 3.6 万円）、他の企業年金と併用の場合は年額 21.6 万円（月額 1.8 万円）とされている。しかし、この水準では退職後のための十分な資金積立を行えない懸念があり、実際の導入例でも限度額を超える分を貸金前払いとする不合理な事例もある。

確定拠出年金を他の企業年金と併用する例が多い大企業に比べ、中小企業では企業年金の管理運営コスト等の面から、確定拠出年金を他の企業年金と併用しないケースが多く想定される。また、従来の確定給付型の企業年金からの資産移管においても、低水準の拠出限度額が支障となっている例が多い。このため現行の確定拠出年金の拠出限度額の引き上げが緊要な課題である。

限度額の設定では従来の退職給付制度が給与を基準として行われてきたことを踏まえ、個別企業において相応しい柔軟な制度設計を行いつつ、十分な給付水準を確保することが重要である。このため、給与水準が相対的に高い退職年齢間近の給与水準をベースに最高拠出限度額を設定する必要がある。そのうえで具体的な拠出設計については企業の労使に委ねる方法を採用すべきである。

具体的な限度額については、確定拠出年金単独の場合で、加入者 1 人当たりの最高拠出限度額を少なくとも年額 76.5 万円または給与の 13.3% のどちらか低い方へ引き上げる必要がある（*日本商工会議所：試算）。また、他の企業年金との併用においては、上記限度額について一定程度の調整を行うことが考えられる。

(2) 従業員からのマッチング拠出を認めること

現行制度では「企業型」では企業からの拠出のみ、「個人型」では従業員からの拠出のみが認められ、「企業型」での従業員拠出、「個人型」での企業拠出という、いわゆるマッチング拠出が認められていない。しかし、中小企業等では企業から十分な拠出を期待できない場合があり、十分な年金資産の確保が難しいことも少なくない。

また、公的年金の役割低下のなかで、従業員自身の自助努力による退職後のための資産形成を支援するという確定拠出年金の趣旨を活かすものとはいえない。税制上「個人貯蓄」との区分ができない、との議論が先行しがちだが、「年金」資産の確保促進という観点から、特に「企業型」での従業員からの追加拠出を認める方向の具体的検討が急務である。

なお、マッチング拠出については、「個人型」を確定拠出年金の基礎的・普遍的な制度と位置付け、これに企業が各社の状況に応じて退職給付として上乘せ拠出する制度へと組み替えることも併せて検討すべきである。

(3) 60 歳未満の資金引き出しを認めること

現行の確定拠出年金制度では、高度障害や死亡の場合を除き、60 歳まで資金の中途引き出しが認められていない。したがって、再就職しない場合や、再就職先で確定拠出年金が実施されていない場合には、資産口座は追加拠出のないまま残高運用と手数料引き落としが繰り返されるだけで、長期に亘って放置されることとなる。

特に大企業に比べて労働移動が比較的多い中小企業においては、確定拠出年金の導入の検討に際して、資金の中途引出しができないことが従業員の理解を得られないなど大きな支障となっており、制度導入に踏み切れないケースも少なくない。

生活困窮時においても資金の引き出しができないことも含めて、個人資産の主体的な管理・運用という観点からきわめて不合理な仕組みであり、資金の中途引き出しが可能となる方向での見直しが不可欠である。

3. 中小企業の「適格年金」問題への対応の支援充実

(1) 「適格年金」の移管先として「特定退職金共済制度」を認めること

中小企業に広汎に利用されている税制適格退職年金は平成 24 年 3 月の制度廃止が決まっており、各企業はそれまでに新たな企業年金制度への移行を余儀なくされている。一方、確定給付企業年金法において「適格年金」の資産移管先として、確定給付企業年金、確定拠出年金、中小企業退職金共済（中退共）が認められている。

しかし、中退共には規模制限があり、規模超の中小企業等では年金制度選択において不都合が発生する可能性が大きい。資産移管の対象として中退共と類似の制度である「特定退職金共済制度」を含めることで、企業による年金制度の選択肢を増やすべきである。

(2) 中小企業の企業年金問題への総合的な政策支援の強化

多くの中小企業は廃止される「適格年金」の移行問題を抱えながらも、当面の厳しい経営環境のもとで、従業員の過去勤務債務分の積立不足を解消できないまま具体的な対応を先送りしている状況にある。しかし、対応の遅れは運用環境によっては積立不足がさらに増嵩し、将来の企業体力を致命的に損なうことにもなりかねない。

企業年金は財務・税務面のみでなく、退職給付制度や人事・労使関係など多岐で複合的な課題に亘っている。大企業に比べて対応が遅れている中小企業に対して、広く企業年金・退職給付問題について総合的かつ適切な経営支援を行う必要がある。商工会議所等の中小企業関係団体が中小企業向けに有効かつ適切な情報提供を行うとともに、個別の相談・指導などの経営支援事業に取り組むことが強く求められる。

このため、政策当局においても中小企業政策の一環として中小企業の企業年金問題への一層の理解と協力を強く望むものである。併せて、中小企業が適格年金から他の制度への移行を行う際の積立不足については、中小企業金融公庫等の公的金融機関からの特別融資の実施を検討すべきである。

4. 地域の中小企業主体の「総合型」厚生年金基金への支援

地域の地場産業など多数の中小企業が主体となって設立・加入している「総合型」厚生年金基金は、近年の運用環境の悪化等により巨額の積立不足を抱え、財政状態が著しく悪化している。経済低迷と加入企業の経営悪化などを背景に十分な追加拠出も難しく、厚生年金保険の代行部分に相当する最低責任準備金を確保できない（代行割れ）「総合型」基金が全国 609 基金中 217 に上っている。

こうした年金資産の毀損は現在、中小企業の経営を大きく圧迫する要因となっており、地域経済の担い手たる中小企業の活力を損なっている。このため「総合型」基金の財政運営の健全化や新たな制度への移行が円滑に行われるよう適正な措置が強く求められる。

まず、公的年金改正に関連して、厚生年金基金について免除保険料率の見直し（厚生年金保険本体の予定利率の変更および死亡率の改善分の反映）により、厚生年金保険本体との財政中立化をはかる必要がある。現在上・下限（1000 分の 24～30）が設定されている免除保険料率について、上・下限を撤廃し、基金ごとに完全個別化し、基金財政の円滑運営を確保することが不可欠である。

次に、産業構造の転換や地域経済の低迷で加入企業の経営基盤そのものが大きく毀損し、基金の維持存続の見通しも立たない「総合型」基金が多数存在する。地域経済を支える中小企業の経営安定や地域雇用の維持・確保の観点から、「総合型」基金問題の早期解決が喫緊の課題であり、政府による強力な政策支援と特段の取り扱いが望まれる。特に財政危機にある基金について適切な指導等を行うとともに、解散時に納付すべき最低責任準備金については、他の基金との衡平性にも留意しつつ、一定の基準を設け、国からの財政支援を検討すべきである。

以 上

<提出先>

政府、各省庁、政党等

<実現状況>

年金制度改革法案において、本提言の意見を反映して以下の点が盛り込まれた。

年金制度改革法案に、企業年金制度として、確定拠出年金制度の拠出限度額の引上げ、少額資産の中途引出しなどが明記。

※拠出限度額引上げ

(企業型)「他の企業年金なし」	月額	3.6万円	→	4.6万円	(1万円増加)
「他の企業年金あり」	月額	1.8万円	→	2.3万円	(0.5万円増加)

(個人型)「他の企業年金なし」 月額 1.5万円 → 1.8万円 (0.3万円増加)

自営業者等 月額 6.8万円 → 6.8万円 (変更なし)

中小企業主体の「総合型」厚生年金基金に対する支援として、①免除保険料率の上下限拡大(現行2.4%~3.0%を、2.4%~5.0%へ拡大)、②最低責任準備金の不足額の分割納付(5年以内)および納付額の特例措置などが明記。

特別法人税の廃止、確定拠出年金におけるマッチング拠出等については盛り込まれておらず、引き続き要望。

20. 抜本改革なき厚生年金保険料率の引上げに反対する

2003年11月18日

(社)日本経済団体連合会

会長 奥田 碩

日本商工会議所

会頭 山口 信夫

(社)経済同友会

代表幹事 北城恪太郎

(社)関西経済連合会

会長 秋山 喜久

今回の公的年金改革にあたっては、公的年金制度に対する国民の信頼を回復し、経済・雇用との関係も含め持続可能性を高めるという視点が不可欠である。そのため、厚生年金保険料の増加をできるかぎり抑制し、現役世代の過重な負担を回避すること、また年金給付を段階的に抑制することで、世代間の給付と負担の格差を是正すること、さらに世代内の公平の観点から基礎年金を税方式化する抜本改革を断行すべきである。

しかしながら、厚生労働省はこうした抜本改革を行わずに厚生年金保険料率の将来の引上げを法定しようとしており、これは保険料を負担する現在及び将来の勤労者、企業の活力を殺ぐことになる。

厚生年金は強制加入の制度であり、保険料が実質的に賃金課税に等しいことを考えれば、保険料率の引上げは雇用コストの上昇を通じて、大企業のみならず、とりわけ中小企業の収益を圧迫し、厳しい国際競争の中にあるわが国企業の競争力の低下を招くとともに、新規雇用にも著しく悪影響を及ぼすことが予想される。日本経団連、日商、関経連などの企業を対象にした緊急調査においても、厚生年金保険料の引上げに対して強い懸念を表明しており、万が一、引上げられる場合には労働条件や雇用の調整を検討する、あるいは事業所の海外移転などを検討するといった企業が多い。これらが現実化すれば年金財政ばかりでなく、日本経済全体に一層、深刻な影響を与えることになる。

加えて、年金制度改革のみ先行して決めるべきではなく、将来にわたり潜在的国民負担率を50%程度までに止めるよう、税・財政・社会保障全体の改革をパッケージとした案を国民に示し、結論を得るべきである。

産業界の総意として合意した下記の点について、国民、関係各位の理解を求める。

記

1. 年金給付抑制および基礎年金の税方式化などの抜本改革の展望がないまま、保険料率の引上げを法定することに、絶対反対する。
2. 当面の改革として、基礎年金の国庫負担割合を2分の1にするための道筋を明確にするべきである。
3. 税・財政・社会保障の一体的改革案を国民に示し、結論を得るべきである。

以 上

<提出先>

政府、各省庁、政党等

<実現状況>

年金保険料の引上げに強く反対したところ、厚生年金の最終保険料率 20%が 18.30%まで引下げられた。但し、日商は現行水準維持を主張しており、引き続き要望。

2 1. 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕改訂案に対する意見

平成 15 年 11 月 20 日

日本商工会議所

金融検査マニュアルは、金融庁の検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書として位置づけられているが、他方で、金融機関が自己査定を行う際の債務者区分や引当の基準を示すものとして、借り手の資金調達にも大きな影響を及ぼすものである。

そうした意味からは、改訂案の検討段階において竹中金融担当大臣から、借り手の立場から見た実態認識を反映させるよう指示がなされるとともに、改訂案において、中小・零細企業等の特性にも留意する必要がある旨が明記されるなど、今般の改訂が借り手の立場をも踏まえて行われようとしていることは評価できる。

しかしながら、中小企業はもともと自己資本が少なく資金調達を金融機関に依存していることや、会計の精度が比較的低いこと等、大企業とは異なる特性を有している。また、景気の影響を受けやすいことから、現下の経済状況において財務内容の改善を図ることも一朝一夕には困難である。こうした点を踏まえれば、中小企業向けの査定基準と大企業向けの基準を明確に区別したうえで、中小企業向けの基準においては、経営改善計画等の計画期間や進捗状況等に基づく判断などについて、地域経済の状況や業種特性等も勘案しつつ、より一層の弾力的な運用を図るべきである。

改訂案の内容に関する個別具体的な意見については下記のとおりであるが、もとより、いかにすばらしいマニュアルを策定しても、金融機関がその趣旨を十分理解し、実際の融資業務等に反映させなければ、中小企業等を取り巻く金融環境の改善を図ることはできず、地域経済の発展にもつながらない。金融機関が、地域経済の成長の主たる担い手であることを十分自覚し、目利き機能を高めること等により、企業を育て、地域経済の発展を図る気概と使命感を持って業務を遂行されるよう期待する。また、金融庁においても、中小企業向け金融の円滑化に支障をきたすことのないよう、金融検査マニュアルの趣旨および内容について、金融検査官に対する指導を徹底するとともに、中小・零細企業等に対して広く周知を図っていただきたい。

なお、もちろん、金融システムの安定化を図ることの重要性は認識しているものの、不良債権処理の加速ばかりを先行させ、結果的に金融機関の貸し渋りや貸し剥しを助長することのないよう、政府としても引き続き万全の対策を準備していただきたい。

記

1. 代表者等との一体性

中小・零細企業においては、代表者等との一体性が極めて強いことから、代表者等からの借入金等について、例えば、企業の業績が悪化した際には代表者等が返済要求をしないことを明らかにしている場合には、企業が代表者等に借入金等の返済を行っていたとしても、当該借入金等を自己資本相当額に加味することを認めるなど、より柔軟な対応を図るべきである。

2. 企業の技術力、販売力、経営者の資質や成長性

技術力等の判断については、定量的な基準の策定が困難であるために定性的な基準にならざるをえず、その条件を細かく規定することはできない。このため、常日頃企業と接している金融機関の目利き機能を活用すべきであり、改訂案において、技術力等の評価にあたって金融機関の評価を尊重することとしたことは妥当である。ただし、その際の要件である「金融機関の企業訪問、経営指導等の実施状況や企業・事業再生実績等」が良好である場合とはいかなる状況をさすのか、明確にすべきである。なお、金融機関自身が企業を見る目・能力を高める努力をすべきであることは言うまでもないが、金融庁におかれても、金融機関の目利き機能を高めるための支援策等について検討すべきである。

3. 経営改善計画

経営改善計画に関して、進捗状況のみをもって機械的・画一的に判断すべきでないとされている点は妥当である。しかしながら、わが国経済はいまだデフレからの脱却への確固たる道筋が明らかになっておらず、地域経済は疲弊し、中小企業等は厳しい経営環境にさらされている。このため、8割とされている経営改善計画の進捗状況の判断について、景気情勢を十分考慮のうえ、より弾力的な運用を図るべきである。

4. 貸出条件緩和債権

これまで明確にならなかった貸出条件緩和債権の取扱いが新たに盛り込まれ、特に貸出条件緩和債権の卒業基準に関し、中小企業再生支援協議会が策定支援した事業再生計画についての取扱いが明記されたことは評価できる。しかしながら、企業・事業再生の手法は個別具体的なケースによって異なることから、進捗状況の判断は画一的でなく、実態にあわせて弾力的に行うべきである。

5. 企業・事業再生の取組みと要管理先に対する引当

企業・事業再生中の要管理先に対する引当について、一定の要件のもと、他の債務者と区別してグルーピングし、引当率に格差を設けることができることは評価できる。しかしながら、要管理先の債務者区分内で企業が破綻すると、同区分内の債権に対する引当率が一律に上昇することになり、金融機関の貸し渋り等を深刻化させることにもなりかねない。このため、要管理先・要注意先については、より弾力性のある引当率の算定を認めるべきである。

6. 資本的劣後ローンの取扱い

改訂案に資本的劣後ローンの取扱いが明記されたことは、中小企業の過剰債務問題の解決へ向けDDSへの取組みを促すものとして評価できる。しかしながら、中小・零細企業にとって、DESやDDSといった金融手法を採用することは必ずしも一般的とは言えないことから、こうした手法によらずとも、実態として擬似エクイティと判断できる部分については自己資本とみなすことができるようにすべきである。

7. 中小企業再生支援協議会、産業再生機構、整理回収機構の連携強化等について

地域経済の活性化を図るためには、中小企業金融の円滑化を図ることが重要であり、そのためには、金融システムの安定化を図るとともに、地域企業の再生を進めていくことが必要である。このため、再生の可能性のある企業の支援にあたっては、中小企業再生支援協議会、産業再生機構、整理回収機構の連携強化、再生ファンドの早期設立支援とその活用等積極的な支援策を講じること。

【要望先】金融担当大臣、経済産業大臣、産業再生担当大臣、金融庁長官、中小企業庁長官

8. 「地域再生推進のためのプログラム」による積極的な支援について

足利銀行の破綻により地域経済に大きな影響が生じる栃木県地域においては、地域の実情を踏まえた各種施策を集中的に実施する必要があるため、現在、地域再生本部において検討中の「地域再生推進のためのプログラム」において、栃木県地域からの提案について積極的な対応を図ること。

【要望先】地域再生担当大臣

以 上

<提出先>

政府・各省庁・地方自治体・足利銀行等

<実現状況>

1. 同マニュアル別冊の趣旨および内容を金融検査官や中小・零細企業等に周知することに関しては、検査官には研修の実施、金融機関関係者や中小企業等に対しては、内容の浸透に努めていくとしている。
2. 代表者との一体性については、債務者企業の状況が悪化している場合において、返済を受ける意思がないことを明確にしていれば、資本としてみなすことは可能であるとされた。

22. 新内閣に望む

平成 15 年 11 月 20 日

日本商工会議所

わが国経済は一部に明るい兆しが見え始め、国民もそれを歓迎している。しかし、依然として内需中心の自律的な景気回復への道筋はついていない。一方、少子高齢化の急速な進展のなかで、年金制度をはじめとする社会保障制度の持続性に対し、国民は大きな不安を抱いている。新内閣におかれては、強力なリーダーシップを発揮して構造改革を継続するとともに、国民の多くが望んでいる経済再生に全力で取り組み、デフレの解消にまい進されることを切に期待する。特に、中小企業を中心に155万会員を擁する地域総合経済団体である商工会議所として、下記事項の実現を強く要望する。

記

1. デフレ克服を最優先とした経済運営の実施

わが国経済は、一部に明るい兆しが見え始めているが、地域経済や中小企業の足元の景況は依然として厳しく、失業率も高止まりの状況にある。景気に明るい兆しが見え始めた今こそ、デフレからの脱却を図る絶好の機会であり、政府・与党は、予算編成や税制改正において、景気浮揚に十分配慮した政策運営を行うべきである。

2. 受け入れ可能な信頼性の高い社会保障制度改革の断行

国民や企業に受け入れ可能な信頼性の高い社会保障制度の確立が急務となっている。改革の実現には、わが国経済社会の活力の維持が必要であり、社会保障制度の抜本改革の展望もないままに、公的年金保険料の引き上げ等を行うことは断固反対である。政府・与党は、社会保障制度のみならず税体系や財政構造全体をあわせた一体的改革案を国民に示し、社会保障給付水準の引き下げを含め、真に安定的で持続可能な制度の構築を図るべきである。

なお、社会保障制度改革には安定した財源が必要であることは理解するが、デフレ不況下において、消費税の増税等景気に水をさす財源問題を論ずるべきではない。まずはデフレ克服と徹底した国・地方の行財政改革に全力で取り組むべきであり、はじめに増税ありきの議論は認められない。

3. 中小企業対策の拡充強化

全企業数の99.7%、従業者数の70%を占め、地域経済の担い手、地域雇用の受け皿である中小企業は、わが国経済のダイナミズムの源泉であり、中小企業がその活力を十分に発揮することなくしてわが国経済の再生はありえない。現下の厳しい経営環境の中で、変革を図り、意欲的に事業活動に取り組む中小企業を支援するとともに、事業承継税制をはじめとする中小企業関係税制や中小企業対策予算の大幅な拡充等により、中小企業の経営基盤の強化を図ることが必要である。

以上

<提出先>

政府、各省庁、政党等

<実現状況>

1. デフレ克服を最優先とした経済運営の実施

政府は、82兆円からなる平成16年度予算を編成した。(税制に関しては、「平成16年度税制改革に関する要望」参照。)

2. 受け入れ可能な信頼性の高い社会保障制度改革の断行

「公的年金改革に関する提言」参照。

3. 中小企業対策の拡充強化

「平成16年度中小企業施策に関する要望」参照。

23. 「会社法制の現代化に関する要綱試案」に対する意見

平成15年11月20日

日本商工会議所

経済のグローバル化やIT化等の急速な進展により、わが国企業を取り巻く経営環境は激変した。このような状況変化に、企業が的確かつ迅速に対応していくためには、企業経営を行いやすい環境を整えることが極めて重要であり、それを支えるインフラである商法においても、抜本的な見直しが必要である。

現行の会社法制は、株式・合名・合資会社については商法、有限会社は有限会社法、監査については商法特例法において規定しており、複雑で分かりにくいものとなっているうえ、近年、短期間に数度の商法改正が行われたことにより多数の規定が改正されたため、会社法制全体を見直し、整合性を図る必要がある。

また、現行制度では、株式会社は大規模、公開会社であり、有限会社は小規模、非公開会社であるとの想定により会社形態の規律が行われているが、小規模かつ同族経営の企業が大多数を占める中小企業においても、株式会社であることが取引条件となっている等の理由から株式会社の形態を選択する場合も多く、画一的な規制は実態に合わないものとなっている。

こうした点を踏まえ、今般、法制審議会会社法部会（現代化関係）が「会社法制の現代化に関する要綱試案」を取りまとめ、会社に関して規定する商法第2編、有限会社法、商法特例法等の各規定について見直し、これらを「会社法」（仮称）として一つの法典に分かりやすく再編する方針を打ち出したことは、高く評価したい。

会社法を新たに一つの法典として再編するにあたっては、経済活性化に最も重要である企業の自由な経済活動を支援するため、過度の強行法規性を排除し、必要最低限の規制のもと、個々の会社はその時々々の状況、成長段階に応じて、定款自治により最も適した形態、運営方法を選択できることが可能な制度とするよう、強く望むものである。

なお、要綱試案の個別項目については、次のとおり、中小企業の立場から特に重要性の高い項目を中心に意見を具申する。

官民協力して取り組むべき具体的施策

I. 基本方針〔第1部〕

現行の会社法制は、商法本体に株式・合名・合資会社の規定が置かれ、有限会社は有限会社法、監査については商法特例法において規定しており、複雑な構成になっている。会社に関して規定する商法第2編、有限会社法、商法特例法等の各規定を「会社法」（仮称）として一つの法典に分かりやすく再編し、また、会社に係る諸制度間の規律の不均衡の是正や、社会経済情勢の変化に対応するための各種制度の見直し等、内容の実質的な改正を行うことの意義は大きく、基本方針に賛成である。

II. 総則関係〔第2部〕

1. 会社の商号〔1〕

(1) 商号の登記〔(1)〕

定款への記載および登記が義務付けられている「会社の目的」は、商法19条、商業登記法27条の規定により、同市町村内において同一営業のために他の者が同一、あるいは類似の商号を登記することはできないとされていることから、「営業の同一性」の判断基準とされている。そのため、登記実務上、「会社の目的」の記載に対しては厳格な審査が行われており、①審査に手間と時間がかかる、②新たな事業を展開するたびに追加の登記を必要とする、③新しい事業形態で用いられる用語が認められにくいなどの弊害が出ている。

こうした弊害を解消するため、「会社の目的」について、定款に記載できる内容を柔軟化し、包括的な記載を認めるということに賛成である。また、これに伴い「営業の同一性」が認められる範囲が広がることから、同市町村では同一商号が業態が異なっても認められなくなるといった問題に対処するため、商法19条および商業登記法27条による規制を廃止することに賛成する。

(2) 不正競争目的の商号使用〔(2)〕

不正競争目的の商号使用の差止め等に関する規定の取扱いについては、不正競争防止法および商法21条において不正目的の商号使用が規制されており、これらの規制で対応が可能であることから、商法20条を削除することに賛成である。

2. 支店の所在地における登記事項〔2〕

会社の支店の所在地において登記する事項は、商法10条、商法40条、有限会社法13条3項において、本店所在地において登記した事項と、支店のみで登記すべき事項が規定されているが、商業登記の電子化により、本店の所在地において登記した事項については支店所在地の管轄登記所から利用可能となるため、支店所在地における登記事項は、本店の登記情報にアクセスするための情報に限定し、①会社の商号、②本店の所在地、③当該支店の所在地の3項目に限ることは基本的に賛成である。ただし、不動産登記の申請に際し、代表者の資格を証する書面の添付を省略するため、代表者事項を支店登記事項とするよう要望する。

3. 使用人〔3〕

支配人の登記〔(1)〕

支配人の登記については、商法40条において支店のみで登記すべき事項とされているが、本店の登記情報を簡易に利用できるようになれば、本店の登記簿に登記すれば支店において登記する必要はなくなるため、本店の登記簿において、支配人とその支配人が代理権を有する本店または支店を登記するものとすることに賛成である。

Ⅲ. 合名会社・合資会社関係〔第3部〕

これまでの政策の事前事後両面で政策評価を行い、施策の効果を高める必要がある。例えば雇用保険三事業における助成金の中には、活用されていないものも多く、現場ニーズと乖離しているのではないかとの懸念がある。政策評価の結果、政策効果の乏しいものは廃止すべきである。もちろん、雇用保険全体の見直しのみならず、一般会計による雇用対策関係予算・教育関係予算についても、人材育成の観点から総合的に見直しを行い新たな枠組みの財源とする。

また、経済・産業の構造変化の中で新事業・新産業分野への労働移動を円滑なものとするためには、働く者の意識変化や労働・雇用現場の実態を踏まえ、労働者派遣、有期労働契約、裁量労働に係る規制改革を積極的に進める。

1. 合名会社・合資会社の会社類型の取扱い〔1〕

合名会社と合資会社の差異は、有限責任社員の存在の有無のみであり、異なる会社類型として規律する必要性は低いことから、一つの会社類型として規律することに賛成である。

また、商法 162 条では、合資会社のすべての有限責任社員が退社した場合、合名会社と実質同一になるにもかかわらず、解散となることは不合理であることから、すべての有限責任社員が退社した場合も解散事由とならないものとすることに賛成である。

2. 一人合名会社〔2〕

商法 94 条 4 号では、合名会社の社員が一人となることが解散事由とされているが、株式会社については潜在的社団の理論によって一人株式会社が容認されているにもかかわらず、合名会社において認められていないことは整合性に欠けることから、一人合名会社を認めることに賛成である。

3. 法人無限責任社員〔3〕

商法 55 条では、会社が他の会社の無限責任社員となることが禁止されているが、法人が発起人や組合員になることは容認されているにもかかわらず、合名・合資会社の無限責任社員になることが禁止されていることは整合性に欠けることから、合名・合資会社における法人無限責任社員を認めることに賛成である。

4. 株式会社への組織変更〔4〕

合名・合資会社から有限・株式会社への組織変更は、前者が人的会社であり、後者が物的会社であるという性質の違いから、認められていない。しかし、合名・合資会社から、事業の成長にともない有限責任社員のみで有限・株式会社への組織変更をしたいという要望や、合資会社において無限責任社員が死亡しても有限責任社員のみで事業を継続したいという要望が強い。しかし、現行法では、こうした場合、いったん解散するか、別途株式会社を設立して合併させるなどの方法をとる必要があり、無用な手間とコストがかかっている。したがって、合名会社・合資会社から株式会社への組織変更を認めることに賛成である。

5. 学校でのキャリア教育への協力

各地経済団体は、小学校段階からキャリア教育を充実させ、健全な職業観の醸成や職業意識の向上に資するため、企業における生徒・教師の社会体験の受け入れ、学校への社会人講師やボランティアの登録ならびに派遣の斡旋機能（ナレッジフォーラム機能）への取り組みを強化する。また、キッズマート事業、ビジネスコンテストなど、起業家精神を醸成する事業や中小企業の役割、意義についての理解を促進するための取り組みを推進する。

各地経済団体は、学校運営を改善するために、学校評議員制へ積極的に参画し、民間人校長の推薦など

人材面での学校活性化を支援する。

6. 創業・起業の活性化支援

ベンチャー企業経営者と日本経団連会員企業経営者との情報交流、人的交流を行う「起業フォーラム」の活動を通じて、起業家精神の涵養と企業間連携の推進を図り、新産業・新事業の創出を促進する。また、各地経済団体による、創業・起業についての講習会、相談対応、事例紹介、資金・人材マッチング等の支援事業を強化する。

IV. 株式会社・有限会社関係〔第4部〕

i. 総論〔第1〕

1. 株式会社と有限会社の規律の一体化〔1〕

会社に関して規定する商法第2編、有限会社法、商法特例法等の各規定について、これらを「会社法」（仮称）として一つの法典にまとめるに際し、有限会社と株式会社の2つの会社類型を残す実質的な意味が乏しいことから、株式会社に関する規律について、有限会社に関する規律との一体化を図り、両会社類型について、一つの会社類型とすることに賛成である。

ただし、その際、これまで有限会社として設立・運営してきた会社について、そのまま有限会社という字句を商号中に用いることができるようにすることや、登記手続等において新たな負担が生じないように、強く要望する。

2. 譲渡制限株式会社における有限会社型機関設計の選択的採用〔2〕

現行制度では、大規模、公開会社である株式会社と、小規模、非公開会社である有限会社との想定により、会社形態の規律が行われている。しかし、小規模かつ同族経営の企業が大多数を占める中小企業においても、株式会社であることが取引条件となっている等の理由から株式会社の形態を選択する場合も多く、画一的な規制は実態と合わないものとなっている。特に、所有と経営が実質的に一体となっている大多数の譲渡制限株式会社と有限会社との間には、実質的に差異を設ける必要性が無くなっている。

こうしたことから、多様な特色を持つ譲渡制限株式会社については、次の①から⑩に示される現行の有限会社の機関に関する規律を定款によって自由に選択できることを認めることに賛成である。

- ① 取締役会の設置の任意化、代表取締役の設置の任意化。〔①〕
- ② 取締役の員数は一人以上とする。〔②〕
- ③ 株主総会は、強行規定に反しない限り、いかなる事項についても決議することができるものとする。〔③〕
- ④ 監査役の設置の任意化。〔④〕
- ⑤ 取締役・監査役の任期規制の廃止。〔⑤〕
- ⑥ 取締役の資格について、定款をもって株主に限定できるものとする。〔⑥〕
- ⑦ 取締役の選任決議の定足数の任意化。〔⑦〕
- ⑧ 株主総会招集通知への会議の目的事項の記載または記録の任意化。〔⑧〕
- ⑨ 各株主に単独株主権として総会における議題提案権を認める。〔⑨〕
- ⑩ 株主総会の会日の一週間前までに招集通知を発すれば足りると、定款で定められるものとする。〔⑩〕

ii. 設立等関係〔第2〕

1. 最低資本金制度〔1〕

設立時における払込価額規制〔(1)〕

株式会社・有限会社の最低資本金額については、現行の有限会社と同額の 300 万円とすることに賛成である。ただし、新規創業は、わが国経済の新陳代謝を促し、活力増強に資することに鑑みれば、その促進のため、創業時から一定の期間については当該規制は適用しないなどの措置を講じるよう要望する。

2. 払込取扱機関〔2〕

商法 189 条、有限会社法 12 条 3 項に規定されている、設立の登記の受理に際しての払込取扱機関への金銭の払込みがあることの証明については、払込金保管証明の取得に時間を要することなどから、創業の際の障害の一つとなっている。その証明手段については、払込みが行われたことの証明で十分であるので、現行の払込金保管証明に限定せず、残高証明等によれば足りるものとすることに賛成である。

iii. 株式・持分関係〔第 3〕

1. 株式等の譲渡制限制度〔1〕

(1) 株主・社員間の譲渡に係る取扱い〔(1)〕

株主・社員間の株式・持分の譲渡に係る取扱いについて、有限会社と譲渡制限株式会社の規律を統一し、有限会社における社員間の持分の譲渡については、譲渡制限株式会社の株式と同様、原則として会社の承認を要するものとすることに賛成である。また、譲渡制限株式会社および有限会社においては、定款をもって、株主または社員間の譲渡につき承認を要しない旨を定めることができるものとすることに賛成である。

(2) 譲渡制限に係る定款記載事項〔(2)〕

株式・持分の譲渡制限制度に関して、定款自治によって柔軟な株式譲渡制限制度を認めるとともに、株式の分散や会社にとって好ましくない者が株主になることを防ぐ手段を確保する観点から、定款をもって次の①から④までを定めることができるものとすることに賛成である。

- ①特定の属性を有する者に対する譲渡については、承認権限を代表取締役等に委任し、または承認を要しないものとする。
- ②相続、合併等の譲渡以外の事由による株式・持分の移転についても、承認の対象とすること。
- ③譲渡を承認しない場合において、先買権者の指定の請求があったときの先買権者をあらかじめ指定しておくこと。
- ④株式会社において株主総会を承認機関とすること。

2. 市場取引等以外の方法による自己株式等の買受手続〔2〕

(1) 買受手続〔(1)〕

会社が自己株式の買受けを市場取引・公開買付け以外の方法で行うことについて、商法 210 条、有限会社法 24 条では、自己株式・持分を買受けるには、最初の決算期に関する定時総会の終結の時までに取得する株式の種類、数、取得価額の総額について定時総会で決議するものとされている。しかし、中小企業において、相続等により突発的に自己株式・持分を買受ける必要性が生じたとき、現行制度では対応できない場合があるため、株主総会の普通決議により、買受ける株式の種類、総数および総額並びに 1 年を超えない範囲内の買受け期間を決議し、取締役会（取締役会が設置されない会社にあつては、取締役）に対し授権することができるものとすることに賛成である。

ただし、上記において株主総会の決議による買受けに際し、買受請求できる株主を、決議を行う際に会社が定めた者と売主に追加すべき旨を請求した者に限定できるものとし、商法 210 条 2 項 2 号における、特定の者からの買受けを認める現行制度も実質的に維持するよう要望する。

(2) 特定の場合における手続の特例〔(2)〕

(1) のような制度が採られた場合においても、次の①から④の場合等には、特定の株主からのみ自己株式を買受けることができることを特例として認めることに賛成である。

①合併等の場合〔①〕

合併、会社分割、営業全部の譲受けの場合において、相手方の保有する自己株式を取得する場合には、これらの行為により取得する自己株式の種類および数を開示したうえで、(1) の手続きによらず、当該自己株式の取得をすることができることを明確化すること。

②譲渡制限株式会社における先買権者の指定〔②〕

先買権者の指定の請求に対し、会社自身を買受人と指定した場合においては、譲渡人を除いた株主による株主総会の特別決議によって、買受けを承認するという現行制度を維持するものとする。

③譲渡制限株式会社における相続または合併〔③〕

譲渡制限株主総会がその株式を相続または合併により取得した者から買受ける場合には、②と同様の手続きによるものとする。

④市場価格のある株式を市場価格で買受ける場合〔④〕

市場価格のある株式を市場価格で特定の者から買受ける場合には、(1) の手続きによらず、譲渡人を除いた株主による株主総会の特別決議によって、その買受けることを承認することにより、認めるものとする。

iv. 機関関係〔第4〕

1. 株主総会・社員総会〔1〕

(1) 招集地〔(2)〕

株主総会の開催場所について、商法 233 条では、定款に別段の定めがある場合を除き、本店の所在地またはそれに隣接する地に招集することを要するとされているが、本店所在地または隣接地外で利便性の高い場所を開催場所とできるようにするため、商法 233 条を削除することに賛成である。

(2) 特別決議の決議要件〔(7)〕

特別決議の決議要件については、有限会社と株式会社の規律を一体化し、有限会社の特別決議の決議要件についても、原則として、現行の株式会社の特別決議の決議要件と同様とし、定款の定めによって、その決議要件を引き上げることを認めることに賛成である。

2. 取締役の資格〔2〕

(1) 資格制限〔(1)〕

株式会社の取締役の資格について、定款をもっても株主に限ることはできないものとする規定は現行の有限会社には設けられていないが、同様に所有と経営が実質的に一体となっている大多数の譲渡制限株式会社についても、その必要性が低いことから、取締役会の設置の有無にかかわらず、譲渡制限株式会社には適用しないものとするに賛成である。

(2) 欠格事由〔(2)〕

中小企業においては、大多数の経営者が会社の債務に対して個人保証をしており、中小企業が倒産した場合、経営者が破産に追い込まれることが多い。企業の倒産が少なからず発生している経済環境の中で、破産した経営者に早期に再挑戦の機会を与えることは、経済の再活性化を図るために有意義であることから、「破産の宣告を受け復権していない者」を取締役の欠格事由から外すことに賛成である。

3. 取締役の任期〔3〕

大多数の譲渡制限株式会社については、現行の有限会社と同様、所有と経営が実質的に一致しており、

定期的に取締役の信任を株主に問う必要性が乏しいことから、委員会等設置会社以外の譲渡制限株式会社については、取締役会の設置のいかんにかかわらず、一律に取締役の法定の任期に係る規制を廃止し、任期を設ける場合には定款で自由に定めることを認めるよう要望する。

4. 取締役会の書面決議〔5〕

取締役会の決議については、大企業はもとより中小企業においても、外国を含む遠隔地に居住する取締役は少なからず存在し、会社経営の迅速な意思決定を可能とするために、定款をもって取締役会の決議の目的である事項につき、各取締役が同意をし、かつ、監査役設置会社においては、各監査役が特に意見を述べることがないときは、書面による決議をすることができるものとするに賛成である。

また、商法 260 条 4 項、商法特例法 21 条の 14 第 1 項に規定される、代表取締役、代表執行役等による取締役会への定期的な業務執行状況の報告に関する取締役会についても、単に業務状況についての報告のためにのみ、現に開催する実益は低く、書面決議を認めるよう要望する。

5. 取締役に係る登記〔6〕

(1) 社外取締役〔(2)〕

社外取締役である旨については、株主に対して示す方法として他の手段も考えられ、登記事項とする必要性は乏しいことから、登記事項から削除することに賛成である。

(2) 代表取締役等の住所〔(3)〕

会社の登記に際し、代表取締役等の住所の登記は、代表取締役等のプライバシー保護の観点から、廃止するよう要望する。

6. 代表訴訟〔8〕

株主代表訴訟について、商法 267 条 1 項では、株主代表訴訟の提起を、提訴時点の 6 カ月前から引き続き株式を有する者であれば、当該訴訟の対象となった行為が行われた時点で株主になっていなかった者にも認めているが、訴権が濫用されることを防ぐため、原告適格を当該訴訟の対象となった行為が行われた時点で株主となっていた者に限定することを要望する。

また、悪意に基づく代表訴訟の提起により被告に損害を生じさせるおそれがある場合には、原告株主に対する裁判所の担保提供命令制度が定められているが、担保提供命令制度は濫訴の防止策として有効な手段であることから、原告株主の不当な目的による訴訟のほか、取締役の責任について立証の見込みがない訴訟をも悪意に基づく訴訟として認め、株主代表訴訟における担保提供命令の要件とするよう要望する。

7. 監査役〔9〕

監査役の権限〔(1)〕

監査役の権限については、小会社および有限会社については、業務監査を行うにふさわしい者を得ることが大企業に比べて困難であることから、業務監査権限を一律に付与するのではなく、定款により任意に付与することができるよう要望する。

8. 会計監査人〔11〕

(1) 会計監査人の設置強制の範囲〔(1)〕

株式会社に係る設置強制の範囲〔①〕

株式会社について会計監査人の設置が強制される範囲については、いわゆる中会社（資本金 1 億円超 5 億円未満かつ負債総額 200 億円未満）、小会社（資本金 1 億円以下かつ負債総額 200 億円未満）については監査役を設置で十分であり、会計監査人の設置によって監査報酬支払い等のコスト負担が増大する

ことから、現行どおり商法特例法上の大会社（資本金5億円以上または最終の貸借対照表の負債の総額200億円以上）とするよう要望する。

（2）会計監査人の任意設置の範囲〔（2）〕

会計監査人の設置が強制されない会社は、現行の小会社（資本金1億円以下かつ負債総額200億円未満）の範囲の会社であっても、個々の中小企業がその時の状況、事業の成長の度合いに応じて機関設計できるようにするという観点から、会計監査人を任意に設置できるものとすることに賛成である。

（3）会計監査人が設置される場合の機関設計等〔（3）〕

会社に会計監査人が設置される場合の機関設計について、会計監査人の設置が強制される範囲の会社のうち譲渡制限株式会社、会計監査人を任意で設置することができる範囲の会社については、現行の委員会等設置会社または監査役会設置会社以外の機関設計を認めることに賛成である。

会計監査人は、公認会計士または監査法人に依頼すれば足りるのに対し、中小企業は大企業に比べて監査役になるにふさわしい者を得ることは難しく、監査役会の設置を義務付けることにより、会計監査人の設置をかえって困難にするおそれがあることから、取締役会・監査役・会計監査人という機関設計を認めるよう要望する。また、取締役会、あるいは監査役を設置しない譲渡制限株式会社については、取締役・監査役・会計監査人、および取締役・会計監査人という機関設計を認めるよう要望する。

v. 計算関係〔第5〕

開示・監査関係〔5〕

決算公告〔（3）〕

決算公告については、中小企業については大半が非公開会社であり、株主や債権者が少数であるにもかかわらず、多数の株主や債権者が存在する大企業、もしくは公開企業と同一の規定で貸借対照表等の公開が義務付けられており、その必要性は乏しいので、会計監査人の設置が義務付けられる大会社についてのみ義務付けるものとすることに賛成である。

以 上

<提出先>

法務省

<実現状況>

1. 貸出条件緩和債権に対する措置に関しては、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」（平成14年6月公表）の、3. 検証ポイントに関する運用例、事例13「貸し出し条件の変更に至った要因の検討について」で、「中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たっては、貸出条件の履行状況も大きな判断要素のひとつである。したがって、本事例の場合のように元本の約定返済額を減額しているなど貸出条件の変更を実施している債務者については、当該変更に至った要因を充分検討する必要がある。」とのマニュアル運用の事例解説が加えられた。
2. 回収リスクの小さい優良保証・担保付の条件緩和債権などについては、「金融検査マニュアル別〔中小企業融資編〕」の、3. 検証ポイントに関する運用例、事例16「信用保証協会保証付貸出金に対し、期限延長を行った場合の貸出条件緩和債権（元本返済猶予債権）の取扱いについて」で、「原則として、信用保証協会付貸出金については、貸出条件緩和債権（元本返済猶予債権）に該当しないものとして

判断して差し支えないものと考えられる。なお、このような取扱いは貸出金が優良保証や優良担保によりフル保全されている貸出金についても、原則として、適用されるものと考えられる」とのマニュアル運用の事例解説が加えられた。

24. 日タイ、日フィリピン、日マレーシア経済連携協定の 早期交渉開始を求める

平成 15 年 11 月 21 日
日本商工会議所
(社) 日本経済団体連合
(社) 経済同友会
(社) 日本貿易会

わが国産業の国際競争力を維持・強化し、わが国経済を活性化するため、貿易・投資の更なる自由化を推進することは極めて重要である。WTOを通じた多角的貿易・投資自由化交渉の先行きが不透明な中、その交渉の進展を図りつつも、わが国企業にとって戦略上重要な国・地域との経済連携協定を早期に締結する重要性は以前にも増して高まっている。

そうした情勢下、わが国とタイ、フィリピン、マレーシアとの間で経済連携協定に係る協議が進展するとともに、今年 10 月、ASEANとの経済連携強化を目指す「日・ASEAN包括的経済連携構想」の枠組みが合意されたことを歓迎する。

このような観点から、われわれ経済界は、12 月に予定されている日・ASEAN特別首脳会議において、これら 3 か国との経済連携協定に係る政府間交渉の開始につき合意が得られることを強く望むものである。

さらに、可能な限り速やかにこれら 3 か国との経済連携協定を締結し、発効させることで、これら 3 か国との経済関係が一層発展する契機となるとともに、その他の国・地域との経済連携協定締結に向けた推進力が形成されることを強く期待する。

以 上

<提出先>

政府

<実現状況>

12 月の日・ASEAN特別首脳会議において、3 カ国それぞれとの政府間交渉開始につき合意が得られた。

(タイ：2004 年 2 月交渉開始、フィリピン：2004 年 2 月交渉開始、マレーシア：2004 年 1 月交渉開始)

25. 「温暖化対策税制の具体的な制度の案～国民による検討・議論のための提案」 に対する意見

平成 15 年 11 月 27 日

日本商工会議所

わが国の地球温暖化対策については、地球温暖化対策推進大綱において、環境と経済の両立を目指して、まずは第 1 ステップ（2002 年～2004 年）の対策を講じ、「第 2 ステップ及び第 3 ステップの前に対策・施策の進捗状況・排出状況等を評価し、必要な追加的対策・施策を講じていく」ステップ・バイ・ステップのアプローチで総合的に諸対策を検討していくこととしており、まずは 2004 年に、これまでの対策を評価することが必要である。第 2 ステップ以降の対策については、その評価に基づいて検討されるべきであるにもかかわらず、中央環境審議会の専門委員会が環境税の検討を行ってきたことは、地球温暖化対策推進大綱に反するものであり、極めて遺憾である。

そもそも地球環境問題は、地球規模の生態系に影響を及ぼすおそれのあるとされる全人類共通の課題である。その解決のためには、気候変動メカニズムに関する科学的知見の蓄積と最新のデータに基づき、各国が納得できる目標による公平な枠組みを設定し、そのうえで、できるだけ多くの国々の参加により目標達成の実効性を高めていくことが必要である。

しかしながら、気候変動メカニズムについては、いまだ科学的な解明がなされておらず、温暖化に関する将来予測も不確定要素に基づいたものとなっている。しかも、先進国に法的拘束力のある義務を課した京都議定書は、世界の CO₂ 排出量の 1/4 を占める米国が参加していない。また近年、世界全体に占める排出量割合が増加しており、2020 年には全世界の CO₂ 排出量の約半分を占めることが予想される発展途上国についても義務付けがなされていない不公平なものとなっている。このため、ロシアをはじめ米国以外の先進諸国の中にも批准を見送る動きが見られるなど、地球温暖化をめぐる世界の状況は大きく変動しており、今や、京都議定書に基づく地球温暖化への取組みはほとんど実効性を持ち得ないどころか、京都議定書の発効自体が危うい状況となっている。さらに、批准した先進国の中でも、わが国の負担は EU 等に比べて著しく大きなものであり、京都議定書の批准は、わが国にとって非常に不利な条約によって国際的な削減義務を担い、国民全体に過大な負担を負わせるものとなっている。

一方、産業界としては、これまで長年にわたり省エネルギー努力や環境対策に関する技術開発等を進めてきた結果、世界最高レベルのエネルギー効率を実現している。また、化石燃料に対してはすでにさまざまな税が課されており、その税収の一部が地球温暖化対策としても活用されるなど、税制面における対応も講じられている。

こうした状況にもかかわらず、京都議定書の目標を達成するために「温暖化対策税」を課すことは、地球温暖化対策を口実に増税し、新たな財源を作り出すことにほかならない。しかも新たな税の導入は、わが国の国際競争力を低下させ、わが国経済社会の活力を大きく削いで日本経済に致命的な打撃を与えることになり、環境と経済の両立を実現することは不可能となる。

以上のことから、日本商工会議所としては、そもそも環境税の検討自体に断固反対であるが、今般、中央環境審議会の専門委員会が「温暖化対策税制の具体的な制度の案」を公表したことから、その内容について、以下のとおり意見する。

記

1. 地球温暖化対策を実効性あるものとするためには、世界各国の国際的な協調が必要であるが、米国は京都議定書を批准しておらず、またCO₂排出量の上位を占める中国やインドなどの発展途上国も削減義務が課されていない。わが国のCO₂の排出量は世界全体の5%を占めるに過ぎず、わが国のみが温暖化対策のために新たに税を導入しても、真の地球温暖化の解決にはつながらない。

わが国だけが環境税を導入した場合には、エネルギーコストの増大を招き、わが国産業の国際競争力を大きく損ない、経済と環境の両立を実現することが困難になるとともに、排出削減義務の課されていない国への事業移転を招き、地球全体としてみれば、かえって排出量を増大させ、地球温暖化を加速させることにもなりかねない。

2. 京都議定書では、2008年から2012年の第1約束期間に1990年比で6%減とする削減目標が設定されているが、これまでのわが国のCO₂排出量を部門別にみると、産業部門では一定の成果をあげているのに対し、民生・運輸部門では大幅に増加している。

温暖化対策については、産業界としても引き続きCO₂排出量の削減努力を行っていくが、民生・運輸部門の対策を講じなければ、わが国全体としてCO₂の削減は見込めない。民生・運輸部門におけるCO₂排出量の増大を抑制するため、国民各層に対して温暖化対策の必要性について十分な理解と協力を求め、国民的な取り組みを展開することが先決である。

3. 「温暖化対策税制案」では、税の導入に伴う価格インセンティブ効果によってCO₂排出量が2%削減され、また税収を補助金等に活用することにより8%の追加削減が行われ、合計でCO₂排出量が10%削減すると見込んでいる。

これまでわが国は徹底した省エネルギー努力をしてきた結果、GDPあたりCO₂排出量は先進国中でもっとも低く、また、一人あたりCO₂排出量も世界的に見て極めて低水準となっている。こうした状況のもとでは、省エネルギーは、産業界として引き続き努力を傾注していくものの、企業のみならず、国、自治体、市民といった各層がそれぞれに積極的な取り組みを行わないことには実現できないものではない。また、CO₂排出抑制のためには、新エネルギー対策や原子力・燃料転換等、省エネルギー以外の対策もこれまで以上に推進していかなければならない。

一方、長引く不況で地域経済をめぐる状況は依然として厳しく、仮に温暖化対策税が導入された場合、税を価格転嫁することも困難である。また、仮に転嫁できた場合にも、ガソリンの店頭小売価格が常に変動している中で、ガソリン1リットルあたり2円の課税が消費者にどの程度のインセンティブを与えるかといった点についても検証がされていない。

こうした経済社会の現状を踏まえ、課税による価格インセンティブ効果と1兆円近い税収の活用によってCO₂排出量を10%削減できるとしているのは、まさに机上の空論であり、「はじめに環境税ありき」とする本末転倒の議論である。

4. 「温暖化対策税制案」では、税収を温暖化対策に充当するとしているが、すでに、平成15年度税制改正において、それまでの石油税を石油石炭税に改組し、この税収の一部をエネルギー対策のみならず環境技術開発、新エネルギーの導入促進といった環境対策に活用することとしている。平成16年度は財源として約3,700億円が見込まれているにもかかわらず、温暖化対策のために新たに追加の財源を確保しなければならない必要性が示されていない。加えて揮発油税等既存のエネルギー関係税制と

の関係も明確となっておらず、こうした点が不明確なままに「温暖化対策税」を導入すべきとするのは、まったく論外である。

以上

<提出先>

環境省

<実現状況>

わが国の温暖化対策については、地球温暖化対策推進大綱に基づいて進められており、平成16年度は第1ステップの評価・見直しの時期にあたる。現在、政府の関係審議会において平成17年度からの第2ステップにおける新たな対策の導入について議論中。

26. 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕改訂案に対する意見

平成15年12月1日
日本商工会議所

はじめに

独占禁止法の大幅な強化改正が行われた1977年から約四半世紀が経過する間、我が国の経済・社会構造は劇的に変化しており、現行の法制度等の見直しを行うことは必要であるが、その際、競争政策の対象となる市場の実態を吟味し、それに相応しい制度づくりや運用を検討・実施しなければ政策効果を挙げることは不可能である。

ところで今日、日本経済は内外の市場環境の変化によって、未曾有の競争的な市場となっている。すなわち、国内にあってはバブル崩壊後の過剰供給・需要不足に伴う激しい競争が展開され、また、対外的にはグローバル化の進展に加えて中国はじめ有力な後発国の追い上げと円高によって厳しい競争圧力に晒されている。その結果、デフレ（物価の長期的下落）が深刻化し、また、ユニクロ・モデルに見られるように海外の低賃金労働力を活用した低価格商品が市場を席捲して価格引き下げ圧力を増大させ、価格競争をさらに激化させている。

以上のような「大競争・価格破壊時代」にあって、我が国の中小企業が産業の空洞化による地域経済の疲弊、デフレの長期化、金融システム不安という極めて厳しい苦難を背負いながら、生き残りを賭けて塗炭の苦しみに耐え事業を継続していることは周知のとおりである。

このような状況下において、報告書に盛り込まれた独禁法の強化案が、当面の最大課題である「デフレからの脱却」を果たし、また、後発国の追随を許さぬ高付加価値型産業構造への脱皮を遂げ「豊かで活力ある経済社会」を構築するために真に適切な政策であるのか、甚だ疑問を感じざるをえない。

グローバル化と後発国の追い上げに対応して、構造改革を進め日本経済を活性化するためには、新技術や独創性に裏打ちされた潜在（新分野）市場の顕在化や未成熟市場の育成が重要と考えられる。そのためには日本も含め、特にアジアにおいて権利意識の希薄な知的財産権の尊重と保護システムの強化が喫緊の課題といえる。日本経済活性化のためには真の知的財産立国として知的財産保護に裏打ちされたダイナミックな競争促進策こそ検討されるべきである。

にもかかわらず今回の独禁法研究会における検討は、「既存の措置体系の見直し」と「独占・寡占規制の見直し」の2点に限定されており、より重要な上記のような課題についての検討が欠けているとともに、デフレとディレギュレーションが進行する現況、我が国の中小企業にとって問題視されるべき「不当廉売」や「優越的地位の濫用」等の競争実態を直視した不公正な取引方法の実効ある抑止に関する検

討が行われなかったことは、片落ちの感を否めない。

今回の提言は個々の企業経営のみならず日本の経済構造改革の帰趨にも影響を及ぼす問題を多く含んでおり、マクロの経済運営、産業構造政策等との関係を十分に踏まえた総合的視野に立って深く慎重な検討がなされるべきである。したがって、パブリック・コメントの募集期間内（1ヵ月強）では、到底それらの詳細についてまで判断することは困難である。

商工会議所としては、取り敢えず以下のとおり問題点を指摘することとし、このたび、この提言を受けて発足した「独占禁止法改正問題懇談会」を中心に、法制化の是非を含め幅広い視点から十分な時間をとって検討を行い、さらに追加して意見を申し述べることにしたい。

独禁法は、自由経済の基本法であり、1977年改正時には3年余の期間を要し、経済界・法曹界・消費者団体など各界各層から意見が表明され、国民的議論がなされたところである。今般の法制化作業に際しても、十分な検討期間と再度幅広い意見聴取の機会が設けられるよう強く望むものである。

1. 課徴金引上げの問題点

商工会議所としては、課徴金の引き上げに反対する。上述した経済環境下、現行の課徴金の水準は、企業にとって十分に重い制裁であり、特に中小企業にとってはその存続すら危うくする可能性もある。

報告書は、「制裁を強化さえすれば違反はなくなる、もしくは、大幅に減少する」との前提のもとに、課徴金の大幅引き上げを求めているが、制裁を強化すれば独禁法違反がなくなるとの考えは、あまりに短絡的であり同意できない。

長期化したデフレ経済の下で企業体力を消耗した中小企業に対する影響について、十分な検討が加えられることなく、措置体系という制度問題に限定して見直しが行われた点は残念である。

また、違法行為の抑止のためには、官製談合の横行やその背景にある予算・会計制度の硬直性、政治の介入といった構造的な問題、公取委の権限・体制の整備も含めて、総合的な見地から効果的な対策を検討する必要がある。

2. 課徴金を「不当利得の剥奪」から「社会的損失の補償」へ変更する問題点

課徴金は、これまで一貫して違反カルテルによる「不当利得」の剥奪と説明されてきたが、報告書では「社会的損失の補償」という新たな概念が導入され、不当利得をはるかに超えた額の課徴金を課すことが提案されている。「社会的損失」とは経済学・法理論的にも不明確な概念でその正確な算出が困難であることは報告書も認めるところである。また、課徴金の性格について「制裁性は否定できないが、制裁（ペナルティ）ではない」という、曖昧な説明となっている。抑止力の強化のために制裁的意味合いを持って課徴金の引上げを行うのであれば、もはや「制裁＝ペナルティ」であり、刑事罰との間で憲法上の「二重処罰の禁止」に抵触する可能性を一層高めるのではないか。

現状でも、違反事業者には、刑事罰、課徴金、民事損害賠償請求という独禁法上の措置に加えて、指名停止や補助金の停止、違約金の徴収、さらには株主代表訴訟など、さまざまな不利益が科されていることも十分に考慮すべきである。

3. 課徴金加算制度・減免制度導入の問題点

(1) 加算制度

一定の要件の下に課徴金額の加算を行う制度の導入は、課徴金に「制裁」としての性格を認めない限り理論的に困難であると考えられ、前述のような課徴金の法的性格の問題について十分な整理が行われる必要がある。

(2) 減免制度（リーニエンシー制度）

法的性格が曖昧で厳格な非裁量原則をとっている現行課徴金制度のまま減免制度を導入することが困難であることは、加算制度の導入の問題と同様であるほか、課徴金を減免する際には、当然に刑事告発をも行わないとする制度を仮に導入することになれば、司法制度改革の中で、刑事司法全体の見直しの一環として取り上げられるべき問題であり、これら根本的問題を見過ごしたままで独禁法にだけ先行して導入を検討することは、刑事司法の体系全体に混乱を生じさせる可能性がある。

減免制度が抑止効果を発揮しているとの評価があるのは事実だが、米国においては刑事罰、EUにおいては行政制裁に一本化されており、法体系上の整合性を取った上で導入されたものである。国民的合意を得た司法取引という伝統的制度の上にたって採用されたものであり、その様な歴史や伝統のないわが国国民には極めて違和感があり、その導入にあたっては国民的議論の高まりの中で慎重に検討されるべきである。

4. 審査・審判手続きの見直しの問題点

(1) 犯則調査権限の導入

報告書は、悪質かつ重大な事案について、さらに刑事告発を積極化する必要があること、公正取引委員会の専属告発権は維持することを前提としつつ、犯則調査権限の導入等の刑事告発手続・罰則規定の見直しを提案しているが、犯則調査権限の導入にあたっては、手続き、要件を限定して、その是非について検討すべきものとする。

(2) 審判手続き等の見直し

報告書は、事前審判制度を事後審理制度に転換することを提案している。

現在の審判手続や審決は、「勧告書や審判開始決定書における記述が簡素・抽象的なことが多く、違反事実の特定がなされないままに審理が続けられ、被審人側が有効な防御方法を尽くせない」、「参考人尋問が終了した後、それまでに想定されていた争点とは異なる事実を前提に、審決が送達され、被審人の攻撃防御権を無視した手続運営が見られる」など、関係者にとって必ずしも納得がいくものとなっていない。審査・審判手続面の不備に手を付けることなく、課徴金の高額化、犯則調査権限の付与などを行うことは、不当な結果を招くおそれもあり慎重に検討すべきと考える。

5. 独占・寡占規制の見直しの問題点

報告書は、不可欠施設等を有する事業者の参入阻止行為への迅速、効果的対応として新たな規制を提案しているが、「不可欠施設」は、米国の反トラスト法の判例法理論に基づく定義であり、不可欠施設等を前提とした市場においても、不当な参入阻止行為は、現行の独禁法の私的独占禁止（第3条）、不公正な取引方法の禁止（第19条）規定により、十分に対処が可能である。

競争を部分的に導入するメリットがある分野にあっても、市場原理全般に委ねられない自然独占性や公益事業性、エネルギー・環境政策等の保護法益の存在する分野は、緩和が進んでも規制は必要である。規制の枠外で市場競争の余地があれば、その限りにおいて、独禁法を適用すべきものである。

規制緩和の進展を受け、いろいろな事業分野へ新規事業者が参入できるよう競争原理が機能することは最終ユーザーにとって大きなメリットがある。しかしながら、公益事業分野等については、国民・企業のライフラインの確保（例えば、「安定供給の要請」）や環境対策面での配慮等の重要な視点を忘れてはならない。

報告書にも記載されているとおり、個別の事業法で規定されている不可欠施設等の利用ルールが有効・適切に機能している場合には、個別の事業法が適用されるべきであり、独禁法の適用を受けるべきではない、すなわち「二重規制」となってはならない。規制緩和を推進しているこの時期に、各事業分野の特性等を十分に考慮に入れることのできない一般法の独禁法が事業特性を反映した特別法の事業法と重複して規制の強化となってはならない。

以上

<提出先>

公正取引委員会

<実現状況>

公正取引委員会は、第159回国会への独占禁止法改正法案の提出を見送ったが、改正案を修正のうえ、第160回国会へ法案を提出するための検討を行っている。

27. デフレ克服と行財政・社会保障・税制の改革の方向 ～活力ある日本の創造に向けて～

平成16年1月12日

【1. 現状と課題】

1. 新しい経済社会システムの構築

わが国経済は、バブル崩壊後十数年に亘って低迷を続けている。これは基本的には戦後の日本の目覚ましい発展を支えた経済社会システムが行き詰まり、あるいは制度疲労を起こし、新たな構造変化に対応できなくなっているからである。このため、経済のグローバル化と中国等の追い上げによる大競争時代の到来や少子高齢化が急速に進展するという環境変化に対応できる新しい経済社会システムの構築が求められている。

出生率1.32（2002年度実績）で今後も推移すると、少子化は確実に進展し、このままではわが国の経済社会の活力の低下は必至である。2007年から人口は減少をはじめ、2025年には、本格的な人口減少・高齢社会に突入する。それまでに、産業構造の再編や経済の制度・慣行の変革を進めることは勿論、わが国の経済社会のシステムを少子高齢化社会に適応でき、かつ、相応の豊かさや活力を維持できる仕組みに変えておく必要がある。すなわち、政治や行政の仕組みは「国から地方へ」「官から民へ」の流れを促進し、行財政改革の徹底により「小さな政府」と「真の地方分権」を実現し、社会保障制度も負担と給付のバランスが取れた持続可能な制度に再構築していかねばならない。また、税制についても、わが国企業の国際競争力の維持など経済活力の観点に立った税制改革が求められる。

2. デフレの長期化

しかしながら、現下の経済状況をみると、バブル崩壊による資産デフレを中心としたデフレの長期化によって、特に地方や中小企業は疲弊しさらに税収の減少から財政も悪化している。他方、高齢化の進展に伴い、年金・医療・介護等の社会保障給付費は着実に年々増加を続けており、既に破綻に直面している。

資産デフレは依然として歯止めがかからず、日銀による「量的緩和策」によるベース・マネーの大量供給も実体経済の回復にはつながらず、マネーサプライは低調である。デフレと不況の進行により、可処分所得は低下し、消費の回復は当面望めない状況にある。しかも財政部門も歳出削減による再建を急いでいるため、総需要不足に拍車をかけ、景気回復の足を引っ張っているのが現状である。

3. 外需主導型の景気回復の脆弱性

最近、株価の反転やリストラ効果による企業収益の改善等景気に明るさが出てきているが、それは主として米国等の好況に支えられされた外需主導による景気回復であり、非製造業部門や特に中小企業・地方経済は依然として停滞したままである。一方、牽引車の米国経済は双子の赤字の拡大といった矛盾を深めており、外需に依存した景気回復は、脆弱な基盤の上に立ったものである。既にドル安円高は進行しつつあり、先行きへの警鐘を鳴らしている。今の明るい兆しを景気全般に広げ、かつ持続的なものにするためには、内需拡大への切り換えを急ぐ必要があるが、上述のようにデフレ継続下では、内需に火がつくことを期待することは著しく困難である。従って、当面は金融政策のみに頼るのではなく、減税を含む財政政策が需要の創出、拡大に積極的な役割を果たすことが必要である。縮小均衡ではなく、拡大均衡の発想で財政運営を行なうことが、内需主導の景気回復路線の復帰のために必要不可欠であり、また、景気回復に伴う税収増を通じて長期的な財政負担の軽減にもつながり、プライマリーバランスの均衡化にも資することに思いを致すべき時である。構造改革を成功に導くためにも、「景気回復なくして構造改革なし」を肝に銘じ、何よりも優先してデフレ克服に取り組むことが将来の活力ある日本の再生に向けての王道である。

いずれにしても、わが国の経済社会構造はグローバル化・情報化で変革を余儀なくされ、さらに将来には、少子高齢化など大きな変革の波が押し寄せようとしている。こうした中で、社会保障制度の持続性への疑問、巨額な財政赤字の累積、地方経済の疲弊、伝統文化や倫理観、勤勉さなど日本人本来の美德の喪失、教育の荒廃、凶悪犯罪の増大など、21世紀の入り口にあるわが国が抱える問題は多様で大きい。特に、長期にわたりデフレ経済が続く中で、いわゆるフリーターや学卒無業者が増加している状況は、若年者自身の適切なキャリア形成の妨げとなるばかりでなく、将来的にはわが国経済社会を担うべき人材の不足や失業者の増加をもたらす、経済活力の低下や社会不安を招きかねないなど、日本の将来にとっても大きな問題である。従って、政治の強力なリーダーシップの下、現在の行き過ぎた個人主義を是正し、「権利主張型社会」から「責任分担型社会」への転換を図るなど、国民一人一人の潜在力を引き出す環境整備に、官民が協力して着実な取り組みを開始することが喫緊の課題である。

【2. 対策と改革の基本的考え方】

わが国が直面する課題への対策と改革の基本的考え方は、次の4点が極めて重要である。

1. 早期のデフレ克服と内需主導の安定成長路線へ

まず、早期に現下のデフレ経済から脱却し、内需主導の持続的景気回復を実現して、安定的な税収確保の環境を整備することが先決である。そして安定成長が確実となった時から、ある程度の時間をかけて着実に財政均衡を達成して行く実現可能な工程が示されなければならない。

1 国の経済活動の総合的物価指数であるGDPデフレーターは、1998年度以降マイナスが続いており、2002年度からは2%を超える下落幅となっている。このデフレをもたらしているのは、1997年頃から存在するデフレギャップ（マイナスのGDPギャップ）である。足元の潜在成長率を最近の諸調査による1%程度とみても、GDPギャップ（＝（現実のGDP－潜在GDP）／潜在GDP×100）は－3%程度と見られる。これを前提にすれば、2004年度から3年間の実質GDP成長率を2.5%以上に維持することができれば、このデフレギャップは次第に縮小し、2007年度には解消しデフレを克服することが期待される。

現在のデフレ経済は、民間や政府が構造改革を推進するなかで、供給面でのスリム化は進んでいるが、その結果として需要面での縮小が新たなデフレ圧力となっている。足元では、米国の経済回復等から外需が伸び、これがわが国経済に明るさを与えている。しかし、この外需依存の成長は円高の高進など持続性に難点があり、不安を抱えている。明るさが見えている時こそ、少ない財政支出で大きな効果が期待できることから、この機会を逸することなく景気回復を確実にするために、政府・日銀は思い切った財政出動と金融緩和により、わが国経済を持続性のある力強い内需主導型経済成長に乗せることが大切である。すなわち、少なくとも今後3年間は、近視眼的な単年度均衡の早期回復を目指すのではなく、デフレ脱却のための「集中再生期間」として、効率的で積極的な財政出動をまず、実行すべきである。急がば回れである。

2. 持続可能な社会保障制度の構築

国民生活の将来不安が払拭されなければならない。そのためには社会保障制度の持続性を確保する必要がある。人々は老後の生活に一番の不安を抱いている。間違いなく訪れる人口減少・高齢社会には、現状のままでは、社会保障制度が崩壊するのは必至である。まず、これを抜本的に見直し、国民の誰もが老後の生活に不安を抱かないための最低限の支援（シビル・ミニマム）を国が保障する仕組みにすることが必要である。

団塊世代（1947～49年生まれ）が退職（約500万人）を迎え始める2007年頃から、年金・医療・介護などの費用がすでに急増を続けている社会保障制度への圧力がさらに増大し始める。他方、国民年金保険料の未納者は38.2%（2002年度）に達しており、公的年金を含め社会保障制度の持続性への不安が高まっている。この将来不安解消には、給付水準の50%以上の確保を前提に、政府は社会保険料の18.35%上限まで段階的な引き上げを計画する一方で、将来の社会保障給付費の公費負担を消費税引き上げで賄うという議論が多方面でなされている。しかし、年金給付の削減など抜本的な改革の展望のないままに、社会保障制度の財源確保のために国民負担率の増大となるのであれば、持続性ある制度改革とは言い難い。将来を見すえた整合性のある制度改革をまず急ぐべきである。そして、改革の実施はデフレ克服後に進めるべきである。

3. 地方経済社会の再生

地方経済社会の衰退を止めなければならない。地方は工場の海外移転による空洞化や公共投資の削減で、このままでは壊滅状態になる。行政依存型の全国画一的な産業構造から脱却し、地方に特色ある技術や伝統・地域文化に根ざした地場産業の再生が喫緊の課題である。そのためには、産学連携の一層の推進により、地域の様々な資源の活用を図り、新技術・新産業を創出すると共に、道州制への順次移行や税源移譲を含めて地方の自立と個性ある発展を実現する「真の地方分権体制」への転換が必要である。

4. 貿易・投資の更なる自由化・円滑化の推進

貿易・投資の更なる自由化・円滑化を積極的に推進する必要がある。通商交渉においては、WTO交渉が難航する一方で、FTA（自由貿易協定）やEPA（経済連携協定）の拡大が世界的潮流となっている。日本がその潮流に乗り遅れると、通商分野等での競争力が低下し、深刻な影響が出かねない。また、EPA/FTAの枠外にいることのデメリットを回避するため、海外への生産シフトが加速され、産業空洞化がさらに深刻化するおそれがある。

日本としては、幅広い分野の経済連携を強化するEPAを推進すべきであり、その早期実現によって、日本企業のビジネスチャンスを拡大し、産業の競争力を強化して、日本経済の活性化を図る必要がある。特に、日本は戦略的な視点から、世界の成長センターである東アジア諸国を当面のターゲットとして、積極的に取り組むべきである。

【3. 対策と改革の方向】

このような景気対策と改革の基本的考え方により、本格的な少子高齢社会を迎える2025年頃までに「活力ある日本」を創造するためには、次のような方向で改革を進めるべきである。

1. デフレ克服のための景気対策

2004年度より2006年度までの3年間でデフレ脱却のための「集中再生期間」とし、地方の活性化、都市再生、国際競争力強化に資する経済効果の高い社会資本整備と、住宅税制、証券税制を中心に景気浮揚効果の高い政策減税を実施する。

(1) 公共投資の重要性を再認識する

公共投資の基本は、都市再生関連のインフラ整備やIT投資など、国全体の効率性や生産性向上につながる社会資本整備の必要性にある。従って特に、地方では地方都市再生、自立的発展のための社会資本整備や既存ストックの有効活用、構造改革特区など地方活性化に重点を置くといった木目細かな政策配慮が求められる。

さらに、公共投資は景気浮揚効果の点からみれば、直接需要を創出し、即効性や波及効果が最も期待できる政策手段である。公共投資の景気へのインパクトは、近年、乗数効果が縮小しているといわれるが、下表のとおり乗数効果は所得税減税と比べても効果的で即効性がある。

<景気対策の乗数効果(倍)>

	1年目	2年目	3年目
公共投資を実質GDPの1%分拡大	1.14	1.13	1.01
名目GDPの1%分を所得税減税	0.48	0.63	0.58

(出所) 内閣府

公共投資(政府の建設投資額)は、1990年度以降に数次の経済対策で取り上げられたことから、毎年増加し1995年度には35兆円に達した。しかし、1999年度以降は減少に転じ、2002年度には25兆円にまで減少している。現状では2003年度も、前年度比8%程度の減少となる見通しである。今後についても政府は、国については3%、地方は5%程度の縮減方針である。長期的には、公共事業依存型から民需依存型の経済構造に変えることが必要だが、現在のデフレ下での公共投資の削減は、逆にマイナスの乗数効果が働くため、景気回復の足を引っ張ることになる。今後3年間は、むしろ少子高齢社会を控え、供給余力のある時に整備しておくべき社会資本の充実に向けて、公共投資の前倒しによる実施がなされるべきである。

公共投資に対しては、財政危機等の元凶との批判があるが、1998年度以降は建設国債が減少する一方で、赤字国債が急増している。2002年度の国債発行額30兆円の内訳をみれば、2002年度(当初予算)では建設国債が7兆円弱に対し、赤字国債は23兆円超となっている。これは、社会保障給付費等の消費的経費の増大によるものである。

なお、公共投資を真に必要で効果的な投資が確保されるよう、既存の公共事業計画の見直し・中止、政策評価制度に基づく事業評価の徹底、地方交付税や補助金制度の見直しと税財源移譲の三位一体改革の推進などによって、実効性を担保すべきことは勿論である。

(2) 住宅投資を前倒しで推進する

成熟段階に達した日本経済の中で、住宅事情はなお質の面でも安全性の面でも不十分な状況にあるのが実情である。住宅投資は民需主導の経済成長の担い手として期待される。一方、住宅投資は、耐久消費財の購入等その波及効果を含めると、最終需要額は約2倍となるなど需要創出効果も高い。例えば、住宅産業界の雇用者は推定300万人であり、10万戸の増加で約24万人の雇用増になると試算される。

まず、新耐震(1980年)以前の住宅が全国で2,100万戸程度あり、防災対策上もその建て替えを促進していく必要がある。例えば10年間の時限立法によって、ここにあらゆる施策を総動員し、住宅の建て替えを促進すべきである。

さらに、都市における密集市街地の整備を促進する必要がある。これは、政府の都市再生本部が決定した「密集市街地の緊急整備(2001年12月4日)」によって、東京と大阪でそれぞれ6,000ha、全国で約26,000haについて今後10年間で最低限の安全性を確保することが謳われている。これを前倒しで強力に推進すべきである。

(3) 住宅税制を改革する

上記住宅投資の促進のためには、税制が重要な役割を果たす。従って、以下のような実効性の高い

税制改革を実施すべきである。

- ①現行の住宅ローン減税（500万円の最高減税額）の延長。
- ②住宅の住み替えなどを妨げる不動産取得税の廃止、登録免許税の手数料化、住宅に係る消費税の軽減。
- ③住宅ローン利子の所得控除制度を早期に導入。
- ④優良な賃貸住宅建設への加速度償却も含めた投資減税を実施。

とりわけ、住宅ローン利子の所得控除制度は、住宅投資額が大きいほど節税効果が大きくなることから、家計部門による資産価値の高い優れた住宅への投資拡大を促進し、現在のような経済全体の閉塞状況ではもっとも効果的な景気対策と考えられる。さらに、将来、金利が上昇する局面においても、金利負担の増加により住宅建設時の生活設計にひずみ等の悪影響を軽減できる。

2. 経済活力維持のために必要な構造改革

以上のデフレ克服策を優先実施する一方、中長期の構造改革を成功に導くために、市場面の構造改革と制度面の改革を並行して進める必要がある。

（1）市場の効率化のための抜本策

①生産性の向上

さらに、中長期的な対策として、人口減少下における経済成長を持続するためには、生産性の大幅な向上を図ることが不可欠である。このためには、教育による人的資本の質の向上はもとより、民間においては、技術革新や新商品・新事業の開発の推進、IT活用による生産性の向上に努め、政府においても、イノベーション促進のための予算・支援の重点配分を行うべきである。そして、生産性の高い産業分野の発掘・育成とそれへの労働人口の再配分、さらには、都市再生など生産性の高い社会資本投資・インフラ整備も必要である。こうして、国民1人当たりGDPを2025年まで持続的に増大させることが目指されるべきである。

②労働力確保

さらに、人口減少・高齢化の進展に伴う労働力減少への対応が必要である。現状のままでは、労働力人口（15歳以上人口）は2000年度6,689万人から2015年には6,572万人に、2025年には6,188万人にまで減少する見通しである。このため、高齢者の有効活用や女性の労働力率（2002年度は48.5%）の引き上げとともに、外国人労働者については、わが国の産業・経済の活性化・高度化に資する高度人材の受け入れを増大する対策を講じるとともに、経済社会や国民生活に欠かせない重要な分野における労働力不足解消に向けた単純労働者の受け入れ促進策についても前向きに検討する必要がある。その際、送り出し国との協定の締結による出入国管理の徹底のみならず、子女の教育・医療など外国人労働者の総合的な受け入れ体制を整備する必要がある。

③二国間・地域間EPAへの積極的な取り組み

貿易・投資の更なる自由化・円滑化を図るために、WTO交渉の進展・妥結に尽力する一方で、二国間・地域間EPAの締結を、戦略的に推進すべきである。特に、わが国にとって、地理的優位性を有し、貿易・投資面等経済関係の基盤が強固な、成長センターである東アジア諸国とのEPAは、さらなる市場拡大等をもたらし、日本経済の活性化にとって極めて重要である。この観点から、メキシコに加えて、韓国、タイ、フィリピン、マレーシアとのEPAの早期実現に努めるとともに、ASEAN地域を対象としたEPAを実現させ、さらに東アジア地域全体で一層の連携強化を図る必要がある。

ただし、EPAによって、一部の中小企業や農林水産業は、輸入品との競合で経営環境が厳しくなるおそれもある。そうした影響に配慮して、EPA実現に当たっては、輸入の急増に対処するための緊急輸入制限等のセーフティネット対策を準備しつつ、必要により、WTO上認められている原則10年以内の移行期間の活用や経過措置の設定等による対応が必要である。

加えて、EPA推進をきっかけとして、中小企業や農林水産業の構造改革を促進し競争力強化を図るため、中小企業対策の一層の拡充・強化はもとより、農業分野では、例えば、大規模農業経営者等への直接所得補償の導入を含めた政策的支援の重点化・集中化を図る等の政策展開を推進すべきである。

（2）制度の抜本改革

①行財政改革

a. 国のかたちを改革する

「国から地方へ」「官から民へ」の流れを促進することにより、これまでの「中央集権体制」から、地方が主役となる「真の地方分権体制」へと大きく転換することが必要である。「補完性の原則」に則り、国と地方の役割分担を明確にし、国は地方ではできないもの、例えば、外交・防衛・司法・通

貨などの国家基盤の運営維持や、通商・国の保全・教育・エネルギー政策など国家基本政策分野、社会保障などナショナル・ミニマムの設定とその財源確保、基幹的社会資本整備などの国家プロジェクトなどに限定すべきである。

地方分権を担うには、それにふさわしい行財政基盤の強化が必要である。このため、基礎自治体の規模と能力を、再編・統合により強化し、「自立し得る自治体」を整備することが前提となる。さらに、行政の効率化を図るため、合併特例法の期限である2005年以降、条件が整った都道府県から順次、合併や広域的な地方公共団体としての道州制に移行していくことが望まれる。

b. 税財源と地方債を改革する

国と地方の役割分担の改革と共に、それと表裏一体を成す中央集権的な財政構造を変えることが必要である。すなわち、身近な公共サービスに対しては、その受益者である地域住民が直接負担するシステムを確立しなければならない。さらに、地方の社会資本整備も、地方が本当に必要とするものを、地方独自の判断で行う仕組みにする必要がある。

このため、地方が主体となって行うべきものについては所要の税源移譲を行い、課税自主権を拡大する一方、現行の国庫補助負担金は最終的に廃止し、地方交付税も抜本的な見直しが必要である。

地方債は、地方が自己責任の下で自由に発行できるようにすべきである。このためには、現行の地方債許可制度は協議制へ移行するとともに、公募地方債の市場整備や公正な評価メカニズムの構築が図られる必要がある。

c. 大幅な歳出削減を実現し小さな政府へ

税の自然増収だけで財政赤字の解消など政府の抱える財政不安を払拭することは極めて困難であり、聖域を設けない歳出削減が必要である。このため、日本経済が名目で2%成長の安定成長軌道に乗った段階で、効率的で小さな政府への流れを加速することが必要である。例えば、社会保障給付もわが国経済のデフレ克服が明らかとなる時点で（積極的な景気対策を実施した場合は2007年度）は大幅な給付の抑制がなされるべきである。さらに財政の効率化を達成するためには、地方への税源移譲による真の地方分権化、官から民への業務移管を含む思い切った規制緩和、公務員数の大幅削減などを、政治の強力なリーダーシップで実行することが必要である。特に現在、特区に限って進められている規制緩和については、その効果や影響を吟味し、問題の無いものについては、全国展開を認めるようにすべきである。

具体的な歳出削減としては、公共投資は、一律の削減ではなく、ばらまき型の配分を排除し国際競争力の強化や経済の効率化に資するインフラ整備に戦略的に重点配分することが肝要である。

人件費は、公務員定数削減を、国家公務員については独立行政法人化での削減を除いて相当の純減となるように努力すべきである。地方公務員についても、市町村合併や、業務の民間委託、NPOとの協働を通じて、相当程度の削減が実現される必要がある。

独立行政法人、特殊法人や外郭団体についても、業務内容を徹底的に見直し、統合・廃止・民営化を進めていくことにより人員の削減を図っていく必要がある。同時に、特殊法人改革は特別会計の徹底した外部監査・情報開示と一体で行う必要がある。

②社会保障制度改革

a. 公的年金制度を再構築する

公的年金制度は、世代間の給付と負担の不均衡拡大や現役世代の年金不信により国民年金の空洞化などの問題が深刻化している。さらに、少子高齢化の進展から、「賦課方式」はすでに破綻しつつあり、安定的かつ信頼性の高い国民年金制度は維持できない。このため、制度設計の基本を「給付水準」だけに置くのではなく、「負担の限界」も十分に踏まえて、国民や企業に受け入れ可能なものに再構築すべきである。

厚生年金は強制加入の制度であり、保険料は実質的な賃金課税に等しいことから、経済活力維持のためにも年金保険料率は現行水準（13.58%）以下に止めるべきである。この保険料抑制のためには、給付水準の削減が必要であり、既裁定者についても、ある程度の激変緩和措置を講じつつ、現役世代の負担との公平性確保の観点から、削減の例外とすべきではない。また、約150兆円（2002年度末）の厚生年金保険・国民年金の積立金残高は、将来に向けて計画的に取り崩し、これを若年世代の負担軽減に充当すべきである。

基礎年金は、厚生年金とは完全に分離して、国民に対する国の「シビル・ミニマム」保障と位置付け、その財源は現行の社会保険料ではなく、全額国庫負担によるべきである。その給付方法や水準も、シビル・ミニマムの観点から、国民一人一人の資力に応じた仕組みとすべきである。

b. 国民医療費の伸びを抑制し、持続可能な医療制度に改革する

老人医療を中心に国民医療費が急増しており、既に医療保険財政は著しく悪化している。これを放

置すれば、本格的な高齢化やさらなる医療コストの増大から、保険料の引き上げは必至となり、国民負担や企業負担の際限ない上昇が懸念される。従って、出来高払いから包括払いへの移行を中心とする診療報酬体系や公的医療保険の守備範囲の見直しなどによる医療費の適正化、医療提供体制の見直し、保険者機能の強化、混合診療の解禁、株式会社による病院経営などの規制緩和の促進、国公立病院の民営化を含めた地域の医療機関相互の競争の促進、医療情報のIT化、予防医療の推進などにより、国民医療費の増大に歯止めをかけ、持続可能で質の高い医療サービスを国民に安定的に提供できる制度の確立が必要である。

特に、高齢者医療制度は、現役世代の保険原理を歪めている老人保健拠出制度の廃止に向けて、その道筋を明確に示すとともに、退職者医療制度もその存在意義を見直すことによって、公平な負担に基づく新たな高齢者医療制度の実現が必要である。

c. 介護保険財政の安定化と市場機能の活用

将来に亘る介護保険財政の安定化のためには、高齢者（特に後期高齢者）の増加と介護保険制度の普及・定着により急増が見込まれる介護保険費を出来る限り抑制する必要がある。そのためには、医療保険との適切な機能分担による介護保険の効率的な制度設計と運営、事務コストの削減などを図る必要がある。

一方、質の高い介護サービスが提供される環境整備として、介護報酬の見直し、ケアマネジメント機能の強化、介護人材の資質向上などを図るとともに、介護サービス分野への民間事業者の参入を更に促進し、市場機能を通して民間の創意工夫が活かせる供給体制を確立すべきである。

d. 雇用保険制度を再構築する

今後の雇用保険制度は、産業構造の変化や、就業形態の多様化、少子高齢化などの環境変化の中でも持続的かつ安定的に運営できるよう、給付と負担のあり方を抜本的に見直し、制度を再構築することが必要である。

しかし、雇用保険料の安易な引き上げは、企業の国際競争力を損ない、かえって雇用の維持・創出を阻害するものである。給付の内容・水準、給付対象者の範囲などを抜本的に見直すことや、民間活用を含めた抜本的な見直しによって、雇用保険三事業を整理統合・重点化することが必要である。

③税制改革

a. 経済活力の観点に立って税制を改革する

まず、デフレ克服のために、国民の消費や企業の投資に対する意欲を引き出す税制を整備することが必要である。

次に、経済を活性化させ、国際競争力を維持強化するため、地域経済を支える中小企業の体質強化と活力増進につながる税制改革が必要である。

b. 社会保障制度の抜本的改革に対応した税制へ

公的年金制度は、今後の厳しい年金財政と世代間の不公平是正の観点から、年金給付や税の優遇措置について思い切った見直しを行うことが必要である。さらに、これに合わせて、今後役割が増大すると予想される企業年金に対する税制の優遇措置が講じられるべきである。

なお、増大が予想される社会保障給付の追加財源として消費税率の引き上げの意見が見られるが、現在のような経済情勢が続く中での消費税率の引き上げには反対である。将来の国の形として、社会保障費全体の姿とそれを負担するための財源として、法人税、所得税等の増減税を含めての税体系全体を論じる中で消費税も検討対象とすることは避けて通れないが、まず持続的な経済成長を確実にし、財政構造などの改革が着実に実施されるべきである。

c. 適正かつ公平な課税と簡便・効率的な納税申告制度を実現する

納税者の負担軽減と徴税などの効率化による行政コスト削減のため、現在国税と地方税、税と社会保障料に分かれている徴収体制を一元化すべきである。さらに、電子申告・納税による納税申告制度の簡便化、スピード化を推進し、個人情報遺漏防止に万全を図った上で、納税者番号制度の導入も検討されるべきである。

【4. 対策と改革の具体的提言】

そしてこれらを実現するには、次の対策を柱とする景気対策、及び行財政・社会保障・税制改革の方向付けと着実な実行が必要である。

①2004年度から2006年度まで3年間をデフレ脱却のための「集中再生期間」として、実質成長率で2.5%以上の経済成長を達成できる追加財政出動を行う。2004年度の財政支出については少なくとも2002年度並とする必要がある。

②デフレ解消を確認する2007年度から政府支出（含む公共事業）の削減を進め、2025年度には2003年度の水準に比べて実質で2割減とする。

③税源移譲を2006年度からスタートし、その後漸次進めて、国と地方の税収比率を2002年度の6対4から、2025年度には4対6に逆転させる。

④市町村を人口30万人、300市程度に集約し、その後2025年度までに道州制へ順次移行。国庫補助負担金は2025年度までに全廃。地方交付税交付金は一部を地方間の財政調整の財源に移行、残りは2025年度までに廃止する。

⑤公的年金は、全給付を2007年度から総額で15%削減しその後は賃金上昇にスライド。基礎年金は2007年度までに国庫負担割合を1/3から1/2に引き上げ、2010年度から全額国庫負担とする。厚生年金は基礎年金と完全分離し、保険料は現行水準(13.58%)を2025年度まで据え置く。年金積立金は2050年度まで計画的に取り崩す。

⑥医療費は、2025年度まで一般医療費全体の伸び率を国民所得の伸び率に抑制する。

⑦高齢者の有効活用や女性の労働力率(2002年度は48.5%)の引き上げと共に、外国人労働者についても高度なスキルを有する者などを中心に選別的な受け入れを増大する対策を講じる。

1. デフレ克服のための景気対策(2004年度より3年間継続)

(1) 公共投資等(必要で緊急性の高い社会資本整備)

①従来の社会資本投資の一律の事業や地域配分にこだわらず、地方の活性化、都市再生、国際競争力の強化に資する質の高い必要な社会資本の整備を優先し、かつスピードを持って推進する。その際、民間の知恵や力を活用し、費用も低く良い物を作るとともに、公共側の収入(税、地代、家賃等)も選定基準とするなど民間側の参加意欲を高めるようなPFI手法を積極的に活用すべきである。

②具体例としては以下の項目

○結節することによって経済効果の高まる地方主要幹線道路網や首都圏環状道路の早期完成

○発着処理能力の限界により内外航空運輸体系上のボトルネックとなっている空港の早期拡張整備

○国際競争力強化のための観点からプライオリティーの高い国内主要港湾の整備

○電線の地下埋設、公共施設の耐震構造の強化や都市機能のリスク分散体制の構築など防災対策上緊急を要するインフラの整備

○インバウンド・ツーリズムの拡大のための受入インフラ(「交通案内板」の外国語表記、「インフォメーションセンター」の設置など)の整備

○自然護岸などの環境回復型インフラ整備

○情報通信インフラ整備

○保育所の整備や公共施設のバリアフリー化の早期推進などの少子高齢化対策事業

○バイオなど新規需要の創出・産業競争力の強化に向けた科学技術振興事業

○構造改革特区などに関連した地方の活性化に結びつく事業

(2) 政策減税等

①住宅税制

○現行の住宅ローン減税の延長と2戸目住宅等への適用拡大

○持家・新耐震以前の住宅の建替え(補助金1戸200万円×40万戸、8,000億円)

○賃貸住宅への投資減税(投資額の5%の税額控除14万4千戸、827億円)

○リフォームへの税額控除(投資額の5%の税額控除、19万戸、469億円)

○住宅ローン利子所得控除の導入(現行の住宅ローン減税との選択制)

②証券税制

2003年度中に取得した上場株式等について、以下の措置を講じる。

○相続税評価を1/2に軽減

○所得税・住民税の譲渡益・配当の非課税

○譲渡損失について給与・事業所得を含む他所得との通算を可能とする

2. 行財政改革

国主導、官主導によるこれまでのわが国経済社会運営の仕組みを大胆に見直し、「効率的で小さな政府」を目指すべきである。これについては、次の点を中心に、日本商工会議所・東京商工会議所の提言「行財政改革に関する考え方」(2003年10月16日)の実施を求める。

(1) 国のかたちの改革

①市町村合併の推進で、人口30万人・300市程度の基礎的自治体に再編する。

②基礎的自治体再編終了した段階で、都道府県の広域的な連携を拡充し、条件が整った都道府県から合併・道州制へ順次移行する。

③地方議会は議員数の大幅な削減、ナイター議会の採用等で住民に身近な存在にする。

(2) 三位一体の改革と地方債改革の促進

- ①国庫補助負担金は、国と地方の役割分担を明確化し、地方が担うべきものについては所要の税源移譲を行い、最終的に廃止する。
- ②地方交付税交付金は地方への税源移譲とともに廃止する。但し、その一部は国による地方間の財政調整の枠組みに移行する。
- ③消費税と個人所得税の一定割合を地方税に切り換え、国と地方の税収比率が逆転する程度に税財源を移譲する。
- ④地方の課税自主権は大幅に拡大するが、具体的な税目は、地域住民の利益と負担の選択のもとに、地域住民全体を対象としたものとするべきである。法人への安易な課税による税収確保は認められない。
- ⑤地方債の市場公募化、金融市場の影響力を通じて財政規律の整備を図る。

(3) 行政組織・業務の減量・効率化などを通じた歳出削減

- ①行政組織・業務の合理化等により一般歳出を大幅（20%）に削減する。
- ②公務員定数及び給与は大幅に削減する（独立法人化による削減は除く）。
- ③行政サービスは民間委託などのアウトソーシングを推進する。
- ④独立行政法人・特殊法人・外郭団体の業務内容を徹底的に見直し、統合・廃止・民営化を推進する。

3. 社会保障制度改革

抜本改革により経済の活力を維持し、国民の安心を確保した持続可能な社会保障制度を構築すべきである。特に、公的年金制度改革については、日本商工会議所・東京商工会議所の「公的年金改革に関する提言」（2003年10月16日）の実施を求める。

(1) 公的年金制度の再構築

- ①厚生年金保険料率は基礎年金の改革などを通じて、現行水準（13.58%）以下に止める。基礎年金と厚生年金報酬比例部分は完全分離する。
- ②既裁定者も含め総額で15%程度、年金給付水準を削減する。「公的年金等控除」「老年者控除」という高齢者の税制上の優遇措置は縮減する。
- ③基礎年金はシビル・ミニマム保障と位置付け、現行の国庫負担割合1/3を出来る限り早期に1/2に引上げ、将来的には全額国庫負担とする。
- ④年金積立金は、高齢化が安定する2050年度に向けて、給付額1年分を残して計画的に取り崩し、若年世代の負担（保険料）の軽減に充てる。

(2) 国民医療費の伸び抑制と持続可能な医療制度改革

- ①一般医療費を国民所得の伸びに抑える目標値を設定し、出来高払いから包括払いへの移行を中心とする診療報酬体系や公的医療保険の守備範囲の見直しなど医療費の適正化、医療提供体制の見直し、保険者機能の強化、混合診療の解禁、株式会社による病院経営などの規制緩和の促進、国公立病院の民営化を含めた地域の医療機関相互の競争の促進、医療情報のIT化を推進する。
- ②70歳以上の高齢者を対象とした独立の「高齢者医療保険制度」を創設する。
- ③医療安全対策の確保を前提に、株式会社による病院経営などの規制緩和や、地域の医療機関相互の競争を促進する。
- ④医療機関の機能に対する第三者による外部評価機能を強化し、医療機関の競争を促進する。

(3) 介護保険財政の安定化と市場機能の活用

- ①介護保険財政の安定化のため、まず、介護保険の効率的な制度設計と運営、事務コストの削減などに不断に取り組み、今後急増が見込まれる介護保険費を出来る限り抑制する。
- ②介護予防・リハビリテーション事業を強化し、これから介護認定の対象となる高齢者の健康維持を図り、要介護（支援）状態の出現率を出来る限り抑制する。既に要介護となった高齢者に対しても、要介護状態を悪化させない、更にはこれを改善させる取り組みを行う。
- ③介護保険利用者がニーズに合った介護サービスを自由に選択できるようサービスに関する情報を積極的に提供するとともに、NPO法人などによる第三者評価システムを整備する。また、要介護度を改善させた実績を評価する仕組みも整備する。
- ④事業者間の競争を通じてより良いサービスを提供するため、市場機能を有効に活用するとともに、劣悪なサービスを提供する問題のある事業者を市場から排除できるような効果的な査察の仕組みを整備する。
- ⑤施設介護と在宅介護の適正な機能分担を進めるため、施設介護におけるホテルコストは利用者負担とし、サービス利用に伴う負担の均衡を図る。
- ⑥特別養護老人ホームなど施設介護分野における規制緩和等を行い、介護サービス分野への民間事業者の参入を促進し、その創意工夫や競争により多様で魅力ある良質なサービスが安価で円滑に提供

される環境を整備する。

(4) 雇用保険

- ① 自発的失業者への給付をさらに限定し、失業前賃金による給付額設定方式や年齢・加入期間による給付格差なども見直す。雇用継続給付や教育訓練給付などの各種保険給付は、抜本的な合理化を図る。
- ② 事業主が保険料を全額負担する雇用保険三事業は、円滑な労働移動や能力開発支援に資する事業に重点化し、助成金支給や施設運営等は整理合理化すべきである。特に、ハローワークや公共職業訓練施設事業で実施している能力開発・職業訓練事業については、企業のニーズに応じたより効果的な事業を実施するため、商工会議所など民間機関を活用する。

4. 税制改革

(1) 経済活力の観点に立った税制改革

- ① デフレ克服のため、民需拡大の呼び水となる総需要拡大につながる次の税制措置を講じる。
 - 住宅ローン減税を延長・拡充し、さらに住宅ローンの支払利子を所得から控除する住宅ローン利子控除制度を創設する。
 - 個人の株式投資を促進させる証券税制のさらなる整備を図る。
 - 設備投資促進・研究開発税制を拡充整備する。
 - 登録免許税の引き下げ、不動産取得税・事業所税の廃止等、土地税制を軽減する。
 - エンジェル税制を拡充し、さらに、ベンチャー企業への投資税額控除制度を創設する。
- ② 中小企業の体質強化と活力増進につながる、次の税制改革を推進する。
 - 相続税の課税理念を見直し、事業用資産を非課税とする。当面は、5年程度の事業継続を前提に、課税対象額の5割を控除する包括的な事業承継税制を確立する。さらに、非上場株式に係る譲渡益課税等を軽減する。
 - 欠損金制度の見直し、留保金課税制度の廃止、法人税の中小企業軽減税率の引下げと適用金額の見直しなど中小企業関係税制を拡充する。
 - 法人税率の引下げ、外形標準課税など地方税制の見直しによる法人の税負担を軽減する。
 - 土地ならびに建物に係る固定資産税について、その評価方法の改善等により負担を軽減する。

(2) 社会保障制度の抜本的改革に対応した税制のあり方

- ① 今後の厳しい年金財政と世代間の不公平是正の観点から、公的年金等控除、老年者控除を見直し、縮小する。
- ② 企業年金制度の充実のため、確定拠出年金制度における拠出限度額の引き上げ、特別法人税の廃止等の税制上の優遇措置を講じる。
- ③ 増大が予想される社会保障給付のための財源として、はじめに消費税の増税ありきとの考え方は認められない。まずは徹底した行財政改革・社会保障制度改革を行うことが前提となる。そして、デフレ克服によって経済が安定成長軌道に乗った段階で、税収増や行財政改革の進捗等を勘案しつつ、必要な財源を税に求めることも検討すべきである。

(3) 適正かつ公平な課税と簡便・効率的な納税申告制度の実現

- ① 適正かつ公平な課税の実現のため、導入コストやプライバシー保護に十分配慮しつつ、納税者番号制度の導入を検討すべきである。
- ② 電子申告・納税制度の推進、源泉徴収制度の見直し、国税と地方税、税と社会保険料に分かれている徴収体制の一元化等、簡便・効率的な納税申告、徴収体制を構築すべきである。

以 上

<提出先>

政府、各省庁、政党等

<実現状況>

- 「2. 対策と改革の基本的考え方」として、「早期のデフレ克服と内需主導の安定成長路線へ」、「持続可能な社会保障制度の構築」「地方経済社会の再生」、「貿易・投資の更なる自由化・円滑化の推進」を明示しているが、本提言の基本的な方向性は、平成16年1月19日に閣議決定された「構造改革と経済財政の中期展望－2003年度改定」に盛り込まれた。

○「4. 対策と改革の具体的提言」における実現状況は以下のとおり。

制度	実現状況
1. デフレ克服のための景気対策	<p>「(2) 政策減税等」の「①住宅税制」について、平成16年居住分に関しては、現行制度を維持する。また、平成17年から平成20年にかけて段階的に縮小する(詳細については後述)。</p> <p>「(2) 政策減税等」の「②証券税制」について、「わが国金融・証券市場を活力があり、透明性、公平性、効率性の高い市場とし、個人の株式投資を促進するため、金融商品間の中立性、課税の簡素化の観点から金融資産性所得の一体化に向けた取組を進めていく。」(与党平成16年度税制改正大綱)との認識が示されている。</p>
3. 行財政改革	<p>「(1) 国のかたちを改革する」について、合併特例法期限(17年度末)に向けた市町村合併の推進に加え、道州制についても「第28次地方制度調査会」の検討項目となった(2年後に答申)。</p> <p>「(2) 三位一体の改革と地方債改革の促進」について、16年度から3年間で4兆円の補助金を削減、地方交付税の総額を抑制、地方に税源移譲するという基本方針の下、16年度予算案には、1兆円の国庫補助負担金と9,000億円の交付税を削減、「所得譲与税」という新税を創設、地方に4,249億円移譲することが盛り込まれた。</p> <p>「(3) 行政組織・業務の減量・効率化などを通じた歳出削減」について、「中期展望(2003年改定)にて「歳出抑制の目標」が明示され、平成16年度予算案には、一般会計歳出について前年度水準以下に抑制することが盛り込まれた。</p>
3. 社会保障改革	<p>「(1) 公的年金制度の再構築」について、平成16年2月に国会に提出された年金改正法案では、短時間労働者への厚生年金適用について、「導入が先送り(5年後に再検討)」が盛り込まれた。</p> <p>「(2) 国民医療費の伸びの抑制と持続可能な医療制度改革」、「(3) 介護保険財政の安定化と市場機能の活用」については、政府の社会保障審議会の各部会において基本的な方向性は盛り込まれ、議論されているが、必要に応じ、提言活動等を行う予定。</p> <p>「(4) 雇用保険」については、平成16年3月に経済財政諮問会議が公表した「経済活性化のための改革工程表」の中で、「雇用保険三事業の助成金については、実績をふまえて、真に雇用対策として有効であると認められるものを実施するべく、雇用維持支援から労働移動支援への重点化を行い、平成16年度予算においては助成金の和を35本から29本に整理統合する予定。」との見直し方針が示された。</p>
4. 税制改革	<p>「(1) 経済活力の観点に立った税制改革」について、住宅税制に関しては、平成16年居住分に限り、現行制度(控除期間10年間、住宅借入金等の年末残高5,000万円以下の部分、控除率1%、最高控除額500万円)を維持する。また、平成17年から平成20年にかけて段階的に縮小する(平成20年には、年末残高2,000万円、控除率は1~6年目まで1%、7~10年目までは0.5%とする)。この結果、平成20年居住分については、住宅借入金等の年末残高2,000万円以下の部分について、最高控除額160万円となる。)。</p> <p>証券税制に関しては、株式投資信託(公募型)に係る譲渡益課税制度について、上場株式と同様に、譲渡益課税率を現行の26%から10%に軽減するとともに、3年間にわたり、譲渡損失の繰越控除を認める等の措置を講じる。</p> <p>設備投資促進・研究開発税制に関しては、中小企業投資促進税制について、器具備品の取得価額要件を100万円以上から120万円以上に、リース費用総額要件を140万円以上から160万円以上に上げたうえ、その適用期限を2年間延長する。また、中小企業技術基盤強化税制における試験研究費の適用範囲の明確化を図る(限られた人的資源の中で、他の業務と兼務しながら研究開発に取り組みざるを得ない中小企業の実態を踏まえ、中小企業技術基盤強化税制に</p>

おける試験研究費のうち人件費の適用範囲を明確化する)。

土地税制に関しては、法人の土地譲渡益に対する追加課税制度について、適用停止措置の期限を5年間延長する。また、個人の土地等に係る譲渡所得に係る税率について、長期譲渡所得の税率については26%を20%に、短期譲渡所得の税率については52%を39%に軽減する。さらに、土地流動化促進等のための買い換え特例の適用期限を3年間延長する。

エンジェル税制に関しては、対象企業にグリーンシート銘柄の登録企業や投資ファンドを追加する。また、株式譲渡益の1/2圧縮特例について、未公開段階での売却分について認める(現行では、株式公開後3年以内に譲渡した場合にのみ認められている)。

事業承継税制に関しては、取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の計算の特例(自社株に係る相続税の課税価額の10%軽減措置)の対象となる特定同族会社株式等の価額上限を現行の3億円から10億円に引き上げる。また、非上場株式の譲渡益に係る税率を26%から20%に軽減する。さらに、金庫株の取得時において、みなし配当課税の対象から除外する(この結果、税率は総合課税による最高50%から譲渡益課税の20%に軽減)。

欠損金制度に関しては、欠損金の繰越期間について、現行の5年間を7年間に延長する(3年前以降の欠損金を対象とする)。また、欠損金の繰戻し還付の不適用制度について、創業5年以内の中小企業および中小企業経営革新支援法の承認事業者について欠損金の繰戻し還付を認める措置の適用期限を2年間延長する。

「(2) 社会保障制度の抜本的改革に対応した税制のあり方」について、公的年金等に係る控除に関しては、公的年金等控除のうち、年齢65歳以上の者に対して上乗せされている措置を廃止する。また、老年者控除を廃止する(現行50万円)。さらに、標準的な年金だけで暮らしている高齢者世帯には課税されないよう、老年者特別加算として年齢65歳以上の者の公的年金等控除の最低保障額を50万円加算し、120万円とする特例措置を講じる。

確定拠出年金制度に関しては、拠出限度額を引き上げる(企業型:他の企業年金がない場合は月額3.6万円→4.6万円、他の企業年金がある場合は月額1.8万円→2.3万円。個人型:企業年金がない場合は月額1.5万円→1.8万円)。また、特別法人税については、平成17年度末まで課税凍結を延長する。さらに、少額資産の場合の中途引出用件の緩和を図る(資産額50万円以下の場合に個人型への移行を前提に中途引出を認めるとともに、資産額1.5万円以下であれば、個人型に移行せずに中途引出を認める)。

「(3) 適正かつ公平な課税と簡便・効率的な納税申告制度の実現」について、「利用者の利便にも配慮した納税者番号制度の具体化に向けて検討を進める。」(与党平成16年度税制改正大綱)との認識が示されている。

28. 短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大に反対する

平成16年1月15日

日本商工会議所

会頭 山口 信夫

全国商工会連合会

会長 清家 孝

全国中小企業団体中央会

会長 石川 忠
全国商店街振興組合連合会
理事長 桑島 俊彦

現在、政府において短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大が検討されているが、短時間労働者への厚生年金保険の安易な適用拡大には断固反対する。

わが国企業は、長引く景気低迷で厳しい経営環境のもと必死に日々コスト削減努力を重ねており、ここに万一、短時間労働者への厚生年金保険の適用が拡大されれば、これに伴う保険料負担増は企業の活力を削ぎ、雇用コストの上昇を通じて企業収益を大きく圧迫し、厳しい国際競争の中にあるわが国企業の競争力低下を招くとともに、新規雇用にも著しく悪影響を及ぼすことが予想される。特に、パートの活用等によりぎりぎりの対応を強いられている中小企業にとっては死活問題である。また、新たに対象となる労働者の手取り収入の減少は消費の減退にも繋がり、景気回復に悪影響を与えかねない。

昨年、我々が中小企業を対象に実施した緊急調査では、大部分の中小企業が短時間労働者に厚生年金保険の適用が拡大された場合、労働時間・賃金調整など何らかの対応をとらざるを得ないと回答している。中小企業が必死に地域の雇用を支えている中で、短時間労働者への適用拡大による負担増を我慢しきれず、企業の時間調整や雇用者数の調整が進めば、短時間労働者の雇用機会自体が失われることも懸念される。

今回の公的年金制度改革は、国民の信頼の回復と経済・雇用との関係も含めた持続可能性が不可欠であるが、抜本改革もなく、年金不信による「国民年金の空洞化」に歯止めがかからない中で、単に支え手を増やすという観点から徴収コストに優れる厚生年金保険を安易に短時間労働者に適用を拡大することは大きな問題である。

政府は、次期通常国会に向けた年金改革法案の取りまとめを急いでいるが、年金制度改革のみを先行して決めるべきではなく、税・行財政・社会保障をパッケージとした総合的な検討を行い、具体的な改革案を国民に示し、国民各層の広範な議論を通じて十分なコンセンサスを得るべきである。

以 上

<提出先>

政府、各省庁、政党等

<実現状況>

全国の商工会議所を挙げて強い反対運動を行ったところ、平成16年2月に国会に提出された年金改革法案において、短時間労働者への厚生年金適用拡大について、「導入先送り（5年後に再検討）」となった。

29. 日米地位協定の運用の改善に関する要望について

平成16年1月21日

日本商工会議所
会頭 山口 信夫

日米地位協定については、近年、一定の運用改善が図られているものの、未だ米軍基地等に起因する事件・事故や環境汚染、軍人・軍属等による犯罪は国民の生活に多大な影響を及ぼしております。

特に、沖縄は、第二次世界大戦において戦禍に見舞われ、大変な犠牲を払い、また、終戦後も、米軍の統治下で非常に苦勞をされてきました。日本にある米軍基地の75パーセントが沖縄に集中しており、それに関連する様々な問題にも直面されております。

日米協定締結時とは社会情勢が大きく変化した今日、もはや協定の運用改善だけでは派生する諸問題の解決は図れないとして、今般、別添のとおり地元経済界として沖縄県商工会議所連合会から抜本的改善を求める要望を承りましたので、よろしくご高覧くださいようお願い申し上げます。

経済界の一角として、日本商工会議所においても日米地位協定の見直しが必要であると考えますが、本件はわが国の外交や安全保障に関わる重要な問題であると同時に、国際情勢を踏まえた二国間の交渉事項であることから、その見直しには時間がかかるものと存じます。したがって、当面の対応としては、特に下記事項についてさらなる運用改善を図られ、その実現方につき特段のご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 米軍人、軍属の刑事事件手続きに関し、米軍当局は日本当局から被疑者の起訴前の拘禁の移転要請がある場合には、日本の国内法に則りこれに応ずるよう最大限の考慮を払うこと。
2. 米軍側は、米軍の施設、区域にかかる環境保全について、日本または米国の法律に準拠した最大限の努力を行うこと。また、その努力義務が果たされない結果が生じた場合は、米軍側の責任において適切な原状回復措置が講ぜられるようにすること。

以 上

<提出先>

外務大臣、防衛庁長官、沖縄及び北方対策担当大臣

<実現状況>

なし

30. 外国公務員贈賄防止に関する報告書（案）に対する意見

平成16年1月26日

日本商工会議所

わが国企業の国際展開は急速に進んでおり、海外進出の増加や貿易の拡大などの多くの国際商取引の場が増加していることから、外国公務員贈賄を含む海外での規制についても強い関心を有している。

「国民の国外犯を処すること」をはじめとする報告書案の提言は、他のOECD諸国と同様の規制を導入するためのものであり、これに賛成する。

今後の国際経済社会の発展に伴い、これまで海外での商活動と関連のなかった中小企業にとっても、外国公務員と接触を図る機会が増えるものと予想されるが、こうした中小企業にとって、不正競争防止法を十分理解し、犯罪が生じることを未然に防止するためのコンプライアンス体制を構築するうえで、参考となる外国公務員贈賄防止指針案が公表されたことは、誠に時宜を得たものである。

また、本指針の内部統制に関する項目等については、中小企業への一定の配慮が見られることから、わが国企業の実態に応じた取り組みを促すものとして高く評価する。

当所としては、基本的に標記報告書案及び指針案の内容を支持するが、特に、下記に述べる事項につき実現を図られたい。

記

1. Facilitation Payments の明確化

途上国などの現場では、正当な行政行為を行ってもらうために、Facilitation Payments といわれる少額の金額の支払いを求められるケースも少なくない。このような支払いについては、外国公務員贈賄防止条約においても認められているものである。

提示された外国公務員贈賄防止指針案では、このような支払いは不正競争防止法の対象外ということがある程度明確化されており、この点で現場の社員が安心できると考えられる。この点を含め、日本の法律がどのような基準で適用されるか否かについて、引き続き、一層具体的な事例を用いて説明がなされるなどの情報提供を期待する。

2. 外国公務員贈賄防止指針の実効性の確保

今後は、海外進出の増加や貿易の拡大など、これまで海外での商活動と関連のなかった中小企業が外国公務員と接触する機会も増えることが予想されることから、本指針案に基づき、経済産業省として「外国公務員贈賄防止指針」を公表し、広く普及していただきたい。

また、中小企業の内部統制に係る組織体制の整備に対しては、人材育成支援等の措置を講じていただきたい。

なお、当所としても、諸外国で設立されている現地の商工会議所などとも連携を図りつつ、わが国企業が本指針案の趣旨を踏まえたうえで、円滑な経済活動を行えるよう協力させていただき所存である。

3. 途上国への外国公務員贈賄防止対策強化の要請

国際的ハーモナイゼーション推進の観点から、外国公務員贈賄防止対策については、OECD諸国だけでなく、中国をはじめとするアジア諸国にも導入されるよう、わが国の政府としても働きかけを行っていただきたい。

以上

<提出先>

経済産業省

<実現状況>

第159回通常国会において、「不正競争防止法の一部を改正する法律」が成立し、外国公務員等に対する不正の利益供与等について、新たに、日本国民が国外において行った場合についても処罰の対象とされた。これに伴い、経済産業省は平成16年5月に「外国公務員贈賄防止指針」を公表し、その内容について国内での周知活動を行うとともに、アジア諸国の現地日本人商工会議所等での説明会の開催等による周知活動を行っている。併せて、外国公務員贈賄防止対策について、OECD諸国だけでなく中国をはじめとするアジア諸国に対して、政府として導入を働きかけている。

3 1. 足利銀行の特別危機管理開始に関する要望

平成16年2月19日

日本商工会議所

会頭 山口 信夫

平成15年11月29日に、足利銀行に対する預金保険法に基づく特別危機管理開始決定が行われましたが、足利銀行は、栃木県を中心とした地域経済を支える中核的な金融機関として非常に重要な役割を有してきたことから、地域経済に与える影響が懸念されるところであります。

日本商工会議所では、今般、足利銀行の破綻に伴う影響など現地の状況を把握するため、栃木県を訪問いたしました。幸い、これまでのところ、関係各位のご努力により中小企業金融における大きな混乱は概ね回避されたと認識いたしましたが、一方で、地元企業においては、今後、年度末を迎え、資金繰りや信用収縮に対する不安感が増すとともに、足利銀行の資産査定により、債務者区分の変更等に対する懸念が高まりつつあります。地域中小企業をめぐる経営環境が依然として厳しい中で、地域経済への影響を最小限に抑え、経済を活性化させるためには、今後の破綻処理や中小企業金融の円滑化に関し、万全な措置を講じていくことが必要であります。

つきましては、今般の足利銀行の特別危機管理開始に伴い、下記事項について要望いたしますので、その内容の実現方につき特段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 足利銀行の資産査定における債務者区分の判定について

足利銀行の資産査定における融資先企業の債務者区分の判定にあたっては、赤字や債務超過といった財務諸表上の数値のみをもって判断するのではなく、代表者の資質や企業の成長性、技術力等を十分勘案して行うこと。

【要望先】金融担当大臣、金融庁長官

2. 融資先企業の債務者区分の判定について

自己査定における融資先企業の債務者区分の判定にあたっては、赤字や債務超過といった財務諸表上の数値のみをもって判断するのではなく、代表者の資質や企業の成長性、技術力等を十分勘案して行うこと。

特に、これまで貴行が地域経済に果たしてきた役割の大きさを踏まえ、引き続き、リレーションシップバンキングの観点から、企業を育て、地域経済の発展を図る気概と使命感を持って業務を遂行されたい。

【要望先】足利銀行

3. あしぎんフィナンシャルグループの株式保有者に対する配慮について

過去に足利銀行の第三者割当増資を引き受けた者について、このたびの足利銀行の特別危機管理開始決定に伴い保有株式が毀損したことにより、一時的に財務内容が悪化したことをもって、金融検査において債務者区分の変更等を行わないことを、金融検査官および金融機関等に対し周知徹底すること。

【要望先】金融担当大臣、金融庁長官

4. あしぎんフィナンシャルグループの株式保有者に対する配慮について

過去に足利銀行の第三者割当増資を引き受けた者について、このたびの足利銀行の特別危機管理開始決定に伴い保有株式が毀損したことにより、一時的に財務内容が悪化したことをもって、自己査定において債務者区分の変更等を行わないこと。

【要望先】足利銀行、全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信組

5. あしぎんフィナンシャルグループの株式保有者に対する配慮について

過去に足利銀行の第三者割当増資を引き受けた者について、このたびの足利銀行の特別危機管理開始決定に伴い保有株式が毀損したことにより、一時的に財務内容が悪化したことをもって、競争入札等において不利益な取り扱いを行わないこと。なお、県内市町村に対しても、この趣旨をよろしく伝達願いたい。

【要望先】国土交通大臣、栃木県知事、福島県知事、群馬県知事、茨城県知事、埼玉県知事

6. 受け皿金融機関の選定について

足利銀行においては、栃木県内における預金シェアや中小企業に対する貸出比率が非常に高く、まさに地域経済と一体不可分の関係にあったが、今後選定される「受け皿金融機関」に対しても、足利銀行と同様に、地域経済発展の中核的な役割が期待される場所である。このため、「受け皿金融機関」の選定にあたっては、地域金融機関が有する地域経済の発展の主たる担い手としての側面に十分配慮すること。

【要望先】金融担当大臣、金融庁長官、足利銀行

7. 中小企業再生支援協議会、産業再生機構、整理回収機構の連携強化等について

地域経済の活性化を図るためには、中小企業金融の円滑化を図ることが重要であり、そのためには、金融システムの安定化を図るとともに、地域企業の再生を進めていくことが必要である。このため、再生の可能性のある企業の支援にあたっては、中小企業再生支援協議会、産業再生機構、整理回収機構の連携強化、再生ファンドの早期設立支援とその活用等積極的な支援策を講じること。

【要望先】金融担当大臣、経済産業大臣、産業再生担当大臣、金融庁長官、中小企業庁長官

8. 「地域再生推進のためのプログラム」による積極的な支援について

足利銀行の破綻により地域経済に大きな影響が生じる栃木県地域においては、地域の実情を踏まえた各種施策を集中的に実施する必要があるため、現在、地域再生本部において検討中の「地域再生推進のためのプログラム」において、栃木県地域からの提案について積極的な対応を図ること。

【要望先】地域再生担当大臣

以 上

<提出先>

政府、自治体、足利銀行等

<実現状況>

1. あしぎんフィナンシャルグループの株式保有者に対する配慮について、金融庁は、「当該株式の毀損により財務状況が一時的に悪化しても、本業の業況等をきめ細かく検証すること」と金融機関に要請した。
2. 政府が2月に公表した「地域再生推進プログラム」において、「栃木県経済新生構想」の17項目のうち5項目が認定され、中小企業再生支援協議会、産業再生機構、整理回収機構の連携強化が実現した。栃木県庁には、3機関をメンバーとする企業再生支援機関連携推進協議会が設置された。

32. 地域における「ニュー・ツーリズム」展開に関する提言

—観光振興を街づくり運動として進める—

平成16年3月18日

日本商工会議所

第1 「街づくりの観点」に立って観光振興を推進する

1. 観光振興と街づくりを一体化する

○自らの地域の歴史や文化を大切にし、それらを他地域や海外に積極的に紹介し、継続的な交流によっ

て良質な出会い、文化的な共感をつくり出すことは、地域にとっても、国の将来にとっても極めて重要なことであり、その中で観光は大きな役割を果たすと考えられる。このため、観光振興は一産業のみの問題ではなく、地域全体、国全体に関わる問題と認識し、その振興に取り組むことが重要である。

○一方、現在、地域の空洞化対策として、各地で取り組みが進んでいる中心市街地活性化などの「街づくり」運動・事業の効果で最も期待されているのは、他との交流を活発化させる中で「他地域からの訪問客が増えること」であり、地域としての魅力・吸引力の向上である。このため、観光は街づくりを進めるための大きな推進力の一つと考えられる。

○従って、各地で進められているハード・ソフト両面からの街づくり事業等は、観光振興策と一体化して推進されることが効果的と考えられる。このため、政府・地方自治体は、街づくりと観光振興策が一体的・戦略的に展開できるよう既存の政策体制を再構築する必要がある。また、商工会議所やTMO（タウンマネージメント機関）などの地域の街づくり組織が観光振興のための積極的な役割を担うことが期待される。

2. 観光振興のために「地域力」を結集する

○観光振興のためには、地域のコンセンサスのもと、地域自らがリスクをもとって主体的に取り組むことが重要である。各地域は、その持てる自然や人的・物的資源の総体である「地域力」を最大限に活用するとともに、地域の魅力に磨きをかけて他地域との差別化を図り、情報発信力を高めることが必要と考えられる。

○また、地域間競争の激化、「ニュー・ツーリズム」の勃興などの状況変化に対応し、地域としての体制整備が重要である。このためには、観光振興のための行政・民間の連携、戦略の一貫性が確保されているか、スピーディー・効率的な事業執行が可能か、等の観点から検討される必要がある。また、誘客数、客単価など、共通の尺度として、可能な限り数値目標を掲げることが望ましい。

○行政としては、例えば、観光振興のための専任の副知事や助役を設置して、観光振興が主要政策であることを内外に明示することも検討すべきである。また、都道府県と市町村、行政と民間など、各々の分野で観光振興に関する組織がバラバラに活動している場合、無駄が生じる可能性が大きい。こうしたタテ割りの非効率を是正し、ヨコの連絡を密にするための「協議会」等の機能活動が不可欠と考えられる。これらによって、地域PR、観光商品開発、会議誘致、宿泊、土産品の製造・販売など、観光振興に関係する組織・機関等の連携を進め、広域観光や回遊性の向上を目的とした他地域とのネットワーク強化を図る必要がある。

3. 地域特性を活かした「オンリーワン」観光資源を発掘する

○街づくりにおいても観光振興においても、地域間競争は激化しているが、これに勝ち抜くため、「こだわり」や「その土地ならではの」等で表現される「オンリーワン」を目指した、新たな地域個性の発見、観光資源の発掘に不断に取り組む必要がある。その際には、例えば、大都市部に在住する地元出身者等を集めた「アドバイザー会議」などを開催して、定期的に意見を聴取することも重要と考えられる。

○また、温泉や名所旧跡、伝統芸能など従来型の観光資源の活用であっても、体験型観光との組み合わせなど、新しい切り口やテーマ性、ストーリー性が求められている。さらに、「産業観光」「街道観光」など広域的な地域連携を図ることによって、新たな観光資源を創り出すことも大切と考えられ、このため、観光振興のための「構造改革特区」等の活用も一層検討されるべきである。

○一方、地域の治安・安全や清潔さの確保、公共の場所・施設におけるユニバーサルデザインの採用等も観光客受け入れの基本的条件となる。また、伝統芸能や歴史・文化施設、自然景観などが観光資源の場合は保存努力も重要になる。

4. ホスピタリティ向上など受け入れ体制を改善する

○心のこもったおもてなし（ホスピタリティ）は、地域のファンとなるリピーターを生み、交流人口を増加させる原動力と考えられる。このため、地域として、ホスピタリティ向上のための研修・セミナーを積極的に開催し、人材確保・育成に全力をあげる必要がある。

○例えば、商工会議所等が地元の観光関係学校や語学学校等と連携し、観光関係事業者や一般住民を対象に、地域のホスピタリティ能力の向上、英語や近隣諸国の言語を含むコミュニケーション能力の向上を目的とした継続的な「もてなし塾」等の開講も積極的に検討される必要がある。また、ホスピタリティ能力の検定試験制度の創設を検討することも重要と考えられる。

○さらに、個人旅行者、長期滞在旅行者、訪日外国人旅行者の増加などに対応した受け入れ体制の整備、また、携帯電話などITを活用した旅行関連情報の提供や通訳サービスなど、旅行者ニーズや時代のニーズに合わせたきめ細かなサービスの提供に努めることもホスピタリティの向上の一環と考えられる。なお、ホスピタリティの向上のためには、「観光カリスマ」などの外部人材、NPO、訪日・滞在経験や留学経験のある外国人等の活用も図る必要がある。

○一方、宿泊・運輸など観光関連業界に対しては、既存の商品・サービスを見直し、宿泊施設等が連携した割安な連泊商品の開発、交通機関の広域的な連携による「地域内フリーパス」の開発、ペットと一緒に旅行ができる環境整備、ユニバーサルデザインによる施設・サービスの提供、などが期待される。さらに、地域内の観光関連施設の開閉館時間や休日等の統一化も可能な限り進められるべきである。

○また、土産品は、地域の伝統・文化の象徴であると同時に、観光客にとって旅の楽しみや思い出となる重要なアイテムである。このため、地域の素材を使用し、国内外の旅行者に受け入れられるような観光土産品の開発と観光土産品産業の振興にも積極的に取り組むべきである。

第2 「ニュー・ツーリズム」の振興に取り組む

1. ニュー・ツーリズムを促進する

○社会環境の変化、ニーズの変化等に対応した、産業観光、街道観光、都市観光、視察観光などの多様な「ニュー・ツーリズム」が勃興している。こうした状況を踏まえて、地域としてのオリジナリティ性、ストーリー性溢れる商品・サービスの開発が一層重要になっている。

○例えば、広域連携を活用したテーマ性のある観光としては、「街道観光」、「城郭観光」、「庭園観光」、「教会観光」など、多くの取り組み事例が出てきている。そうした際には、商工会議所のネットワークや「広域観光促進連絡協議会」(WAC)、地域ごとの「観光を考える百人委員会」の活用、また、愛知万博に併せて開催される予定の「国際産業観光フォーラム」における国際的な地域連携も模索すべきである。

○他方、修学旅行・生涯学習向け、また、中高年・女性向けのものとして、「体験・学習観光」の要素がますます重視される必要がある。即ち、「サイトシーイング (sight-seeing)」から「サイトドゥーイング (sight-doing)」への発展が求められている。なお、修学旅行については、行政を含めた一層積極

的な誘致運動の展開が重要である。

2. 新しい観光商品・サービスを開発する

(産業観光)

○全国的に取り組みが増えている「産業観光」は、街づくりと地場産業、あるいは先端産業と産業遺産との連携・融合の役割も担っている。今後は、インバウンド、体験・学習観光、広域観光等との組み合わせによって、さらに付加価値を高めることが必要になってくると考えられる。

(街道観光)

○自然景観や歴史的な観光を活かした「みち」の観光としての「街道観光」には既に多くの事例があり、行政区域を越えた広域連携事業として期待される。今後もストーリー性を持った街道観光のルート開発が一層望まれ、商工会議所同士の連携も重要になってくる。

(都市型観光)

○大都市等におけるテーマパークやショッピング施設などは、観光振興のための有力なツールとなっている。これらのアドバンテージをさらに活かすためには、当該施設の周辺地域と一体となったイベントの企画・開催、テーマパーク等とは趣の異なる地方の観光を組み合わせる配慮などが必要と考えられる。

○また、各地で関心が高まっている「カジノ」を含む「複合的なエンターテインメント施設」については、国民的かつ地域における十分な議論を踏まえたうえで、都市の有望な振興策の一つとして考えられるよう、先例を持つ各国の状況を参考に、こうした施設のあり方についてさらに一步踏み込んだ検討を行う必要がある。

(街づくり視察観光)

○特色ある街づくり・商店街・TMO等の視察を商工会議所等が組織的に受け入れる「視察観光」は、都市型のテーマ観光の一つとして有望と考えられる。これらは「コミュニティ・ビジネス」に発展する可能性を秘めており、地域としての積極的な情報発信、視察の受け入れマニュアルの作成等が重要と考えられる。

(その他)

○その他、コンベンション誘致、エコツーリズム、グリーンツーリズム、アグリツーリズム、フラワーツーリズム、温泉等を活用した健康増進のための観光など、地域事情に応じた多様な観光振興について検討されるべきである。また、各種スポーツイベントの開催のほか、映画・テレビドラマのロケ誘致、ロケ地を観光地としてPRすることも効果的と考えられる。さらに、「癒し」などをテーマとする観光では、人工的な観光資源が何も無いことが有力な観光資源となることにも注目する必要がある。

3. 地域においてインバウンドを推進する

(地域におけるインバウンド振興策)

○地域に外国人旅行者を受け入れるインバウンド振興は、地域における観光振興のみならず、「真の」国際化を促進する役割が期待される。このため、インバウンド観光に対する国民全体の意識改革、地域独自の国際的なイベントの開催、地方自治体のトップセールスによるPR、国際会議等の誘致等が重要になっている。

○政府としては、主要言語による世界に向けた日本紹介サイトの作成・運営、日本紹介のTV・ラジオ番組の拡充、ビザ問題の改善、地方空港におけるCIQの改善、等に一層積極的に取り組む必要がある。

る。また、「世界遺産」の登録促進も重要である。なお、「ビジット・ジャパン・キャンペーン実施本部」等に外国の旅行関係業者を擁して、アドバイスと協力を求めること、日本人海外旅行者が現地で日本のPRに努めることも大切と考えられる。

○さらに、かねてから問題視されているわが国の高コスト構造の是正をさらに進め、国内航空運賃の引き下げを図ることなどが重要であるが、一方で、事実を示しながら「日本の物価は何でも高い」といった誤解を解消するPR努力も必要である。

○また、広域観光、産業観光などと組み合わせた、海外からの修学旅行や企業の報奨旅行も今後の有望市場とされている。さらに、ビジネス客の増加のため、貿易商談会の開催や海外企業の立地誘致も積極化する必要がある。

○加えて、大型外国客船の寄航誘致、新航路開拓による海洋周遊観光など、「海洋国日本」ならではの取り組み、「温泉・健康・長寿」に関するもの、「クールジャパン」と呼ばれるもののほか、海、山、川、雪、四季、伝統芸能、祭り、回転寿司、アニメーション、化粧品、電化製品、100円ショップ、ドラッグストア、路面電車等々、身近にある事象がインバウンドのための資源となり得ることに留意し、資源化のための知恵出しに努める必要がある。

○他方、外国人観光客の誘致のためには、姉妹提携している都市・商工会議所との関係を活用するほか、JETRO（日本貿易振興機構）等の支援機関の活用なども考えられる。なお、相手国・都市に対し一方的に訪日だけを呼びかけるのではなく、双方向の交流拡大を訴えることが重要である。

（インバウンド振興のための環境整備）

○インバウンド振興のための環境整備としては、

- ・ブロック内の交通機関で共通に使えるフリーパスの開発
 - ・各国の旅行者ニーズに合わせたキメ細かい観光メニューの提示
 - ・観光インフォメーションセンターの増設、苦情受け付けセンターの創設
 - ・地方空港と市内を結ぶバス等の車内における各国語案内
 - ・両替所の増設
 - ・キャッシングATMの増設
 - ・国際公衆電話の増設
 - ・外国人が安心して泊まれる安い宿泊施設の提供（宿泊と食事の分離等）
 - ・通訳ボランティアの確保
 - ・免税品店の増設
 - ・オフィシャル・トランスポーターション・マップ（統一路線図）の整備
 - ・公的機関の窓口や観光案内所における英会話のできる要員の配置
- 等々が必要と考えられる。

第3 「観光立国」にふさわしい観光政策の実現を求める

○国に対しては、国家戦略とされる「観光立国」の名にふさわしい、量的にも、質的にも国際レベルの観光政策（組織・予算・税制・支援制度等）が期待され、かつ、政策のスピーディーな実行が求められる。また、観光振興に関連するインフラ整備と国民の意識改革・普及啓発に一層努めることが重要である。

○特に、観光行政の一元化、専門の省庁や大臣の設置、また、「観光交流空間整備事業」の拡充等、関係予算の大幅な増額を行い、観光振興の姿勢を目に見える形で内外に示すことが大切である。また、広域観光に対応した2次交通アクセスの整備にも優先課題の一つとして取り組む必要がある。

○さらに、宿泊施設等の固定資産税の大幅な減免措置など、観光関連投資を促進するための税制の検討、地域事情に応じて弾力的に使えるような補助金の運用改善、規制緩和の推進、また、秋休み制度の検討、カジノ解禁に関する検討を開始すべきである。なお、地方自治体ごとに異なる観光に関する統計システムを早急に統一すべきである。

○一方、国立大学等における観光学部の設置や通訳ガイド検定合格者の大幅な増加、ボランティアガイド、通訳、学芸員、コーディネーター、コンサルタント等の一層の養成など、観光関連産業分野への人材供給について、政府の一層積極的な取り組みが求められる。

第4 商工会議所は主体的に観光振興に取り組む

(各地商工会議所)

○観光振興は街づくり、地域ブランドづくりの一環であり、国内外にネットワークを有し、地域総合経済団体である商工会議所として、イニシアティブをとるべき分野と考えられる。また、観光振興に関する地域全体のコンセンサスを得るため、連絡協議会を主宰する等、コーディネーターの役割を果たす必要がある。

○地域の観光振興策を検討するため、商工会議所として、「観光委員会」等の組織や事務局担当セクションを設置し、観光振興策に関する積極的な提言活動を行う必要がある。

○また、観光振興事業は継続性が重要であり、このため、商工会議所（あるいはTMO）は、これまで行政が担ってきた観光振興事業を行政からの委託事業として受託し、可能な限り、ビジネスとして行えるよう努力する必要がある。

○特に、研修会、セミナー等の開催により、地域全体のおもてなし（ホスピタリティ）の能力向上に努める必要がある。また、インバウンド振興のため、観光交流ミッションの派遣・受け入れ、インターネットなどITを活用した地域観光情報の発信などにより、積極的な誘客活動を行うべきである。

○さらに、伝統芸能の維持保存、イベント、祭りの開催など、従来からの観光振興事業に加え、「ニュー・ツーリズム」に対応する観光資源の発掘などに一層積極的に取り組むべきである。また、商工会議所会館や商店街空き店舗等を活用した内外旅行者のための総合案内所・苦情受け付け所の設置、TMOや観光ボランティアとの連携、等も積極的に検討される必要がある。

○さらに、インバウンド振興のための「ビジット・ジャパン・キャンペーン地方連携共同事業」等に積極的に参画すべきである。また、JETROのLL事業等を活用して諸外国との地域間交流を促進したり、ホームステイの斡旋、会員企業の独身寮・保養所を宿泊施設として提供することなども検討すべきである。

(日本商工会議所)

○日本商工会議所としては、継続的に観光振興策を検討し、提言・要望活動を行うとともに、観光振興に取り組む各地商工会議所を支援するため、商工会議所役員等を対象にした観光振興をテーマにしたシンポジウム・セミナー・研修会等の開催、特に人材育成に関する事業を実施すべきである。また、視察観光を振興するため、商工会議所の各種事業における視察を活発化させる必要がある。

○各地における観光振興への取り組みを全国的な運動として推進するため、先進的な取り組み等の事例、各種事業における視察先等を収集し、ホームページ等を活用して一層積極的に情報提供すべきである。

○さらに、インバウンド振興のため、「ビジット・ジャパン・キャンペーン」の推進に協力する一方、アジアなどの各国商工会議所と国内商工会議所との橋渡しを行い、人的交流の拡大を促進すべきである。また、国際会議等の地方開催、海外ミッションの地方都市訪問を促進するとともに、ビジネス客増加のため、海外企業の立地誘致を支援する必要がある。

第5 観光振興を街づくり運動として進める

○観光は、地域・民族の文化・歴史に根ざしたものであること、人と地域の交流であること、関連分野の広がりや文化的・経済的な波及効果が圧倒的に大きいこと等から、観光産業という狭い範囲に止まらず、国全体、地域全体としてその振興に取り組むべき問題である。このため、観光に対する国民の意識改革を図り、インフラ整備を進め、「観光立国」の実現に努めることが重要である。

○また、観光は地域の資源を活かしたものであること、その振興が地域の活性化につながるものであることから、街づくりの一環として進められるべきものと考えられる。このため、地域はその持てる能力を最大限活用し、主体的に、自らリスクを負って「一地域一観光」に取り組むべきで、国内はもとより海外の地域との競争に立ち向かい、また、連携・協力を模索する戦略的思考と行動が必要である。

○特に、商工会議所は地域総合経済団体として、また、街づくり機関としての使命感をもって、内外のネットワークを活用し、地域における観光振興のイニシアティブをとるべきで、継続的な街づくり運動として観光振興に一層貢献すべきである。

以 上

<提出先>

政府・関係省庁・政党等

<実現状況>

「平成16年度中小企業関係施策に関する要望（15年6月）」参照

「観光振興策の抜本的拡充に関する要望（15年7月）」参照

(3) 刊行物等

- 実践 日本語文書ゼミナール（４月）
- 平成 15 年度版小企業等経営改善資金推薦事務要領（５月）
- JANメーカコード受付業務について（事務局用）（６月）
- 電子メール活用能力検定試験学習ガイド（８月）
- 日商ビジネス英語検定 3 級公式テキスト（９月）
- 倒産防止のために（中小企業へのミニガイド）（10月）
- EC実践能力検定試験 3 級公式テキスト（２月）
- ビジネスコンピューティング検定試験 2・3 級「知識科目」学習ガイド（２月）
- ビジネスコンピューティング検定試験 3 級「実技科目」学習ガイド（２月）
- ビジネス認証サービスポスター、パンフレット（２月、３月）
- 地域における「ニュー・ツーリズム」展開に関する提言（観光小委員会報告書）（３月）
- 選ばれ続ける経済団体へー商工会議所のブランド戦略ー（３月）
- メールマガジン「街づくりニュース」第 31 号～第 42 号
- 会議所ニュース（旬刊）第 2129 号～第 2159 号
- 石垣（月刊）第 275 号～第 286 号
- 所報サービス（月刊）2003/4-2004/3
- メールマガジン「Q u a l i」第 28 号～第 39 号
- DCプランナーメールマガジン（第 9 号～第 32 号）

<資料サービス>

資 料 名	送 付 月 日
国家公務員倫理審査会「国家公務員の倫理保持のためのルール」パンフレット	15. 11. 7
人権教育啓発推進センター 人権啓発担当者向けガイドブック	//
人権教育啓発推進センター 企業経営者向けガイドブック	//
人権教育啓発推進センター 「人権」についてのガイドブック	//
第 12 回地域振興セミナー「“食”を活かした街づくり」参加申込書	//
地域における「ニュー・ツーリズム」展開に関する提言	16. 3. 31
選ばれ続ける経済団体へー商工会議所のブランド戦略ー	//
全国商工会議所青年部連合会 第 23 回全国大会米子大会報告書	//
ーなぜ人が街から消えていくのかー消費者にとって魅力あるまちづくり（実践行動マニュアル）	//
全国を元気にする県境地域シンポジウム「21 世紀における県境地域の新たな地域づくり」	//
荷主と物流業者 真のパートナーシップを築くために	//

(4) 技術・技能の普及

① 検 定

ア. 珠 算

<珠算能力検定試験>

珠算能力検定試験（文部科学省後援）は、6月22日（第168回）、10月26日（第169回）、16年2月8日（第170回）の3回施行した。その結果、受験者数は、1級24,540名、2級38,375名、3級53,923名の合計116,838名で、前年度と比較して17,442名の減少（前年度比13.0%減）となった。合格者数は、1級6,490名、2級12,739名、3級25,730名の合計44,959名であった。

○第168回珠算能力検定試験

（6月22日（日）、463商工会議所で施行）

級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率（%）
1級	8,103	7,880	2,104	26.7
2級	12,648	12,106	4,212	34.8
3級	18,731	17,879	9,021	50.4
合計	39,482	37,865	15,337	—

○第169回珠算能力検定試験

（10月26日（日）、448商工会議所で施行）

級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率（%）
1級	7,578	7,374	2,124	28.8
2級	11,937	11,525	3,981	34.5
3級	17,279	16,690	8,340	50.0
合計	36,794	35,589	14,445	—

○第170回珠算能力検定試験

（2月8日（日）、454商工会議所で施行）

級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率（%）
1級	8,859	8,121	2,262	27.9
2級	13,790	12,560	4,546	36.2
3級	17,913	16,253	8,369	51.5
合計	40,562	36,934	15,177	—

○珠算能力検定試験1級満点合格者

各回ごとの満点合格者数は、以下のとおり。

- 1) 第168回 25名
- 2) 第169回 23名
- 3) 第170回 20名

<視覚障害者珠算検定試験>

当所ならびに全国盲学校長会主催による第38回視覚障害者珠算検定試験は、11月8日、全国49盲学校で施行した。受験者数は246名で、前年度と比較して15名の増加（前年度比6.5%増）となった。合格者数は105名であった。

○第 38 回視覚障害者珠算検定試験（11 月 8 日（金）、49 盲学校で施行）

クラス	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率（％）
Aクラス	15	10	2	20.0
Bクラス	33	33	9	27.3
Cクラス	45	37	13	35.1
Dクラス	53	47	23	48.9
Eクラス	49	42	25	59.5
Fクラス	51	44	33	75.0
合 計	246	213	105	—

イ．簿記検定試験

簿記検定試験は、6月8日（第104回）、11月16日（第105回）、16年2月22日（第106回）の3回施行した。その結果、受験者数は、1級39,525名、2級200,024名、3級305,224名、4級5,863名の合計550,636名で、前年度と比較して13,993名の増加（前年度比2.6%増）となった。合格者数は、1級3,610名、2級47,492名、3級98,089名、4級2,321名の合計151,512名であった。

○第 104 回簿記検定試験

（6月8日（日）、504 商工会議所で施行）

級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率（％）
1級	17,737	14,801	1,659	11.2
2級	62,492	48,785	10,972	22.5
3級	102,865	84,309	25,299	30.0
4級	2,462	2061	941	45.7
合計	185,556	149,956	38,871	—

○第 105 回簿記検定試験

（11月16日（日）、503 商工会議所で施行）

級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率（％）
1級	21,788	17,937	1,951	10.9
2級	74,100	58,852	17,569	29.9
3級	111,952	90,469	37,025	40.9
4級	2,004	1,633	822	50.3
合計	209,844	168,891	57,367	—

○第 106 回簿記検定試験

（2月22日（日）、499 商工会議所で施行）

級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率（％）
2級	63,432	49,051	18,951	38.6
3級	90,407	72,277	35,765	49.5
4級	1,397	1,067	558	52.3
合計	155,236	122,395	55,274	—

ウ. 販売士検定試験

販売士検定試験(全国商工会連合会との共催、経済産業省・中小企業庁後援)は、1級が16年2月18日(第31回)、2級は10月1日(第31回)、3級は7月9日(第52回)と16年2月18日(第53回)に施行した。

その結果、受験者数は、1級1,696名、2級15,161名、3級42,297名の合計59,154名で、前年度と比較して1,634名の増加(前年度比2.8%増)となった。合格者数は、1級140名、2級7,835名、3級23,739名の合計31,714名であった。

昭和48年度に第1回検定試験(3級のみ施行)を施行してから、これまでに1,319,362名が受験し、639,825名が合格している。15年3月末日現在の販売士資格登録者数は、1級4,386名、2級59,909名、3級177,913名の合計242,208名となった。

○平成15年度結果

級	施行会議所数	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率(%)
1級	142(第31回)	1,696 (7)	1,375 (6)	140 (0)	10.2 (0.0)
2級	270(第31回)	15,161 (153)	13,624 (144)	7,835 (82)	57.5 (56.9)
3級	306(第52回)	20,721 (750)	19,480 (725)	11,954 (320)	61.4 (44.1)
3級	311(第53回)	21,576 (681)	19,935 (656)	11,785 (361)	59.1 (55.0)
合計	—	59,154 (1,591)	54,414 (1,531)	31,714 (763)	—

※()は、商工会の受験者数等(内数で表示)。

エ. 日本語文書処理技能検定試験

日本語文書処理技能検定試験(経済産業省後援)は、1級が10月5日(第19回)、2級が5月17日(第31回)と10月4、5日(第32回)に施行した。3級は、9年7月から随時施行している。

その結果、受験者数は、1級819名、2級17,976名、3級49,181名の合計67,976名で、前年度と比較して37,737名の減少(前年度比35.7%減)となった。合格者数は、1級96名、2級3,768名、3級30,144名の合計34,008名であった。

○平成15年度結果

級	施行会議所数	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率(%)
1級	203(第19回)	819	790	96	12.2
2級	348(第31回)	9,055	8,377	2,725	32.5
2級	344(第32回)	8,921	8,364	1,043	12.5
3級	259(4月~6月)随時	5,877	5,554	3,343	60.2
3級	323(7月~9月)随時	15,667	14,992	9,801	65.4

3級	356 (10月～12月) 随時	18,873	17,840	11,786	66.1
3級	228 (1月～3月) 随時	8,764	8,268	5,214	63.1
合計	—	67,976	64,185	34,008	—

オ. キーボード操作技能認定試験

(1) キータッチ 2000 テスト

キータッチ 2000 テストは、合格・不合格を判定するものではなく、試験時間の 10 分間に入力できた文字数でタッチタイピング技能を証明するもの。試験時間の 10 分間以内に 2,000 字全ての入力を終えた受験者には、「ゴールドホルダー」の称号を付与している。

15 年度の受験者数は、7,088 名で、前年度と比較して 3,015 名の減少 (前年度比 29.8%減) となった。

施行月	受験者数	ゴールドホルダー	施行月	受験者数	ゴールドホルダー
4月	57	5	11月	541	41
5月	220	16	12月	735	56
6月	1,014	70	1月	324	40
7月	1,866	85	2月	290	22
8月	449	34	3月	519	65
9月	606	55			
10月	467	62	合計	7,088	551

(2) ビジネスキーボード認定試験

ビジネスキーボード認定試験は、基本的なタイピング技能を認定する「キータッチ 2000 テスト」の中・上級試験にあたり、ビジネス実務で要求される速くて正確なキーボードの操作技能を証明する試験で、14 年 10 月に創設した。15 年度の受験者数は 3,272 名であった。ビジネスキーボード認定試験は、キータッチ 2000 テストと同様に随時施行であり、16 年 3 月末日の試験会場数は 252 校である。また、16 年度からは、本認定試験による評価取得により、日本語文書処理技能検定試験およびビジネスコンピューティング検定試験の入力科目が免除対象となる制度を導入した。

カ. ビジネスコンピューティング検定試験

ビジネスコンピューティング検定試験は、1 級が 16 年 2 月 15 日 (第 6 回)、2 級が 9 月 14 日 (第 11 回) と 16 年 2 月 15 日 (第 12 回) に施行した。3 級は、10 年度から随時施行している。

その結果、受験者数は、1 級 78 名、2 級 9,448 名、3 級 28,731 名の合計 38,257 名で、前年度と比較して 10,186 名の減少 (前年度比 21.0%減) となった。合格者数は、1 級 10 名、2 級 2,886 名、3 級 18,266 名の合計 21,162 名であった。

○平成 15 年度結果

級	施行会議所数	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率 (%)
1 級	52 (第 6 回)	78	63	10	15.9

2級	269 (第11回)	5,003	4,551	1,781	39.1
2級	269 (第12回)	4,445	3,936	1,105	28.1
3級	167 (4月～6月) 随時	3,639	3,445	2,061	59.8
3級	278 (7月～9月) 随時	10,463	9,838	6,467	65.7
3級	180 (10月～12月) 随時	5,125	4,858	3,302	68.0
3級	267 (1月～3月) 随時	9,504	8,991	6,436	71.6
合計	—	38,257	35,682	21,162	—

キ. DCプランナー認定試験

DCプランナー認定試験（社団法人 金融財政事情研究会との共催）は、9月21日（第4回1級、第5回2級）と16年3月14日（第5回1級、第6回2級）に施行した。

その結果、受験者数は、1級2,900名、2級10,585名の合計13,485名で、前年度と比較して1級は194名の減少（前年度比6.3%減）、2級は3,236名の減少（前年度比23.4%減）となった。合格者数は、1級が632名、2級は3,517名の合計4,149名であった。

○平成15年度結果

級	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率 (%)
1級 (第4回)	1,449	1,083	246	22.7
1級 (第5回)	1,451	1,047	386	36.9
2級 (第5回)	5,347	4,055	1,803	44.5
2級 (第6回)	5,238	3,958	1,714	43.3
合計	13,485	10,143	4,149	—

合格者のうち、希望者はDCプランナーとしての資格（1級、2級とも）を登録（資格の有効期間は2年間）できる。1級の登録者は「1級DCプランナー」、2級の登録者は「2級DCプランナー」の称号を付与しており、16年3月末日現在の「1級DCプランナー」は880名、「2級DCプランナー」は6,398名である。

ク. 計算能力検定試験

計算能力検定試験は、次代を担う子供たちの基礎能力の育成のみならず、社会人として必要な職業能力の1つとしての計算能力や計数感覚を向上させることを目的に、7月に創設した。程度は、1級～10級までの13段階（準級含む）あり、11月29日（第1回5級～8級）と16年2月28日（第2回5級～8級）の年2回施行した（1級～4級は16年度から、9級～10級は17年度以降に施行予定。また、16年度の1級～8級の施行回数は、年3回（5月、11月、2月）に増やした）。

その結果、受験者数は、5級が110名、6級が99名、7級が115名、8級が179名の合計503名で、合格者数は5級が39名、6級が19名、7級が53名、8級が96名の合計207名であった。

○平成15年度結果

級	施行会場数	受験者数	実受験者数	合格者数	合格率 (%)
5級 (第1回)	24 (3)	45	43	23	53.5
5級 (第2回)	33 (2)	65	60	16	26.7

6級（第1回）	24（3）	36	35	12	34.3
6級（第2回）	33（2）	63	63	7	11.1
7級（第1回）	24（3）	59	56	27	48.2
7級（第2回）	33（2）	56	52	26	50.0
8級（第1回）	24（3）	88	85	39	45.9
8級（第2回）	33（2）	91	90	57	63.3
合計	—	503	484	207	—

（注）施行会場数欄の（ ）内の数字は、商工会議所以外の認定会場数を表す（内数）。

ケ．電子メール活用能力検定試験

昨今のITの普及、特に電子メールの普及は著しいものがあり、もはや電話やファクシミリとならび、企業活動においては不可欠なコミュニケーションツールとなっている。一方で、企業現場においては、メールの送受信に関するマナー、ルールの欠如や誤操作によるトラブル、あるいはウィルス感染、さらには文書内容が不明瞭、不適切であることによるトラブルも少なくない。電子メールを有効に活用し、円滑なコミュニケーションを図るには、その仕組み、特性、利用方法、セキュリティ等についての基本的な知識や、守るべきルール、マナーを習得する必要がある、加えて、送り手の意思を正確に伝える簡潔で明瞭なメール文書を作成する日本語力も要求される。これら電子メールの利用に際し、必要とされる知識や能力の習得・育成を図り、その適切かつ有効な利用を推進することを目的に、「電子メール活用能力検定試験」を7月に創設し、商工会議所検定としては初めて、試験の実施から採点までを、全てインターネットを介しダウンロードした自動実行プログラムにより行う、ネット試験で、10月から実施した。15年度の受験者数は143名、合格者数は103名であった。

【出題内容】

1. 電子メールの概要と特徴
2. 電子メールの送受信
3. 電子メールの文書技術
4. 電子メールの仕組み
5. セキュリティ
6. 社会的なルールの遵守
7. 電子メールの活用

コ．日商ビジネス英語検定試験

IT（情報技術）の進展が著しく、大企業のみならず、中堅・中小企業においても、英文による電子メール等によって海外企業や外資系企業等との取引が一般化してきており、社員の英語力を判定するための手段の1つとして、英語の検定試験に対する企業のニーズは高まってきている。IT時代に対応した、国際ビジネスコミュニケーション手段として英語を活用できる人材を育成するために、「日商ビジネス英語検定試験」を9月に創設した。この英語検定の特徴としては、14年度でとりやめた2つの英語検定試験（商業英語、英語ビジネス文書作成技能）の長所を活かして、ライティング（英語の文書で相手にいかに用件を伝えることができるか）を重視した試験であり、企業現場で日常的に使

用する英語のビジネス文書（計画書や企画書、報告書、契約書、提案書、履歴書、電子メールによる文書など）の作成及び海外取引に関する知識も問う内容となっている。レベルは1級～3級で、15年度は、学習教材の公式テキストを発行した3級のPRに努め、16年度には2級以上の試験も開始するなど、本格的な施行となる。前述の電子メール活用能力検定試験と同様に、試験の施行から採点、合否判定までをインターネットを介して行う「ネット試験」として施行する。

級	程度・能力	出題内容
1級	豊富な海外取引の実務経験があり、英語による十分なビジネスコミュニケーション能力を有する。	市況レポートに基づく状況分析等、契約書の作成、プレゼンテーションやネゴシエーションの方法など。
2級	入社前あるいは入社後1～2年以内に身につけるべき英語によるビジネスコミュニケーション能力を有する。	海外企業や外資系企業との取引で実際に使用されている英文電子メール、英文レター、企画書や報告書の作成、国際マーケティングなど。公式テキストの記載内容を中心に出题。
3級	入社前に身につけるべき英語によるビジネスコミュニケーション能力を有する。	入門知識や常識などを含めた英語でのビジネス文書や海外取引の基礎など、最低限覚えておいた方やよい内容。公式テキストの記載内容を中心に出题。

サ. EC実践能力検定試験

政府のe-Japan計画などにより、わが国においても、あらゆる分野で情報ネットワークの利用が基盤となる、本格的な情報ネットワーク社会到来している。ネットワーク社会においては、企業はその大小にかかわらず、インターネットを通じて、外部（顧客、取引先等）と時間、距離に関係なく常時繋がっている状況におかれることになる。このネット社会への対応は、中小企業においては、パソコンに詳しい経営者や従業員が個人で対応しており、大企業においても、システム、広報、法律など案件ごとに個別に各担当者（部門）が対応しているのが実状だが、今後は、企業（組織）としてネットワーク社会に対応する必要があり、企業内のIT化を推進するとともに、ベンダー等のITサービス提供事業者等との連絡・交渉窓口となり、企業とネットワーク社会を結びつける人材が必要とされる。

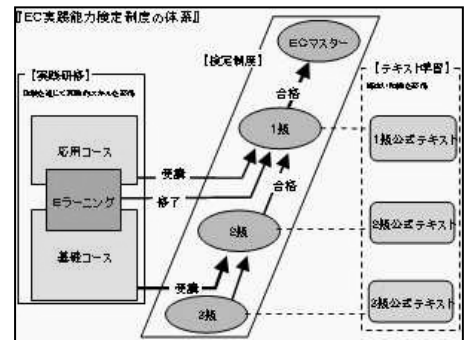
EC実践能力検定試験は、ネットワーク社会における企業活動で必要不可欠とされる、電子認証や電子決済に関する知識・スキルをもち、自社の情報システムおよびデジタルデータを維持・管理するとともに、ネット上での広報を担当し、さらにはセキュリティ、関連法律等々の知識についても対応できる人材の育成を目的として、16年1月に創設し、16年度からネット試験で3級を施行した。併せて本試験で問う知識、スキルを修得するための認定した講師と指定教材による集合研修や個人で体験学習を継続できるようEラーニングも提供する。

級	程度・能力	出題内容
ECマスター	企業をネットワーク社会に対応させていく、企画立案能力、指導力、実行力	・ネットワーク運用のポリシーの作成・運用

	を有し、企業における I T ・ ネットワーク戦略の中核的役割を担う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報ネットワークセキュリティポリシーの作成・運用 ・ 社内教育計画の立案と実施
1 級	専門的な知識を踏まえ、企業実務で個別事案にあてはめて対応できる、実践的なスキルを有し、企業における I T ・ ネットワーク事業のリーダー的役割を担う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネットワーク運用 ・ 電子メール運用 ・ ホームページ運用 ・ セキュリティ対策 ・ 社内教育
2 級	情報技術、ネット関連法規、情報セキュリティ対策など、企業実務で必要とされる専門的な分野に関する知識、スキルを有し、企業における I T ・ ネットワーク活用を先導する役割を担う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネット社会と企業経営 ・ ネット関連法規 ・ 情報技術と情報セキュリティ
3 級	電子コミュニケーションや電子商取引など、企業実務に必要とされる基本的な知識を有し、企業における I T ・ ネットワーク活用を実践する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子コミュニケーション ・ 電子商取引

【研修内容】

応用コース	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットとネットワーク運用 ・ 情報資産とセキュリティ対策
基礎コース	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネット社会と電子認証 ・ 情報技術
E ラーニング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子認証と電子署名 ・ ネット取引に必要な要素 ・ 電子商取引のビジネスプロトコルと決済 ・ 電子商取引 (BtoC、BtoB、BtoG) の実践等



② 各種検定試験最優秀者の表彰

15 年度に施行した各種検定試験の 1 級合格者のうち、各回の最優秀者を表彰した (敬称略)。

下表の () 内は、受験した商工会議所名

第 104 回簿記	岡 島 伸 宏 (武蔵野)
第 105 回簿記	藪 田 謙 一 郎 (大阪)
第 31 回販売士	杉 本 登 貴 男 (東京)
第 19 回日本語文書処理技能	谷 水 貴 子 (姫路)

③ 日商マスター認定制度

4年度からスタートした日商マスター認定制度は、パソコンなどのOA機器の操作を教えるだけでなく、ビジネス文書や正しい日本語、複雑なデータ処理までを教えることができる指導者である。

15年度における日商マスターを対象とした研修会の実施状況等は、次のとおり。

1. 日商マスター数（16年3月末日現在）：492名 ＊名誉マスター数：2名
2. 指導研修会修了者（マスター候補者）（16年3月末日現在）：87名
3. 指定教育機関（16年3月末日現在）：276機関
4. 指導研修会
前期 15年7月30日～8月1日（於：東京（ネット教育センター）・14名受講）
後期 16年3月10日～12日（於：東京（ネット教育センター）・8名受講）
5. 認定研修会
前期 15年8月6日～8日（於：東京（ネット教育センター）・17名受講（8名合格））
後期 16年3月3日～5日（於：東京（ネット教育センター）・9名受講（5名合格））
6. 資格更新研修会
16年3月6日（於：横浜・4名受講）
7. その他
 - 第6回日商マスター研究学会（当所後援）
6月28日～29日（於：小樽（小樽グランドホテル）・79名参加）
 - 日商マスターブラッシュアップ研修会（前期指導研修会と併催）
7月30日（於：東京（ネット教育センター）・10名参加）
 - 日商マスターブラッシュアップ研修会（前期認定研修会と併催）
8月6日（於：東京（ネット教育センター）・14名参加）
 - マスタークラブ代表者会議
16年1月31日～2月1日（於：浜松（カリアック）・16クラブ24名参加）
 - 日商マスターブラッシュアップ研修会（後期認定研修会と併催）
16年3月3日（於：東京（ネット教育センター）・14名参加）
 - 日商マスターブラッシュアップ研修会（後期指導研修会と併催）
16年3月10日（於：東京（ネット教育センター）・8名参加）

④ 検定試験直接施行制度

検定試験を施行していない商工会議所の地区内において、学校や企業からの要望があれば、当所が直接検定試験を施行することにより、受験者の受験機会を確保し、検定試験のより円滑な運営を行う仕組みを8年度から実施している。対象となる検定試験の種目および級は、日本語文書処理技能3級、ビジネスコンピューティング3級、キータッチ2000テストである。

- 直接施行の会場数・受験者数（16年3月末日現在）

検 定 試 験 名	会 場 数	受 験 者 数
キータッチ 2000 テスト	24	651
日本語文書処理技能 3 級	26	746
ビジネスコンピューティング 3 級	30	502
合 計	80	1899

(5) 経営改善普及事業

① 小企業等経営改善資金融資（マル経）制度

15年度における貸付限度額は、14年度と同様に、本枠550万円に加えて、別枠450万円（経済環境変化経営改善貸付：変経。期限：16年3月31日）だったが、関係方面への働きかけの結果、17年3月31日まで延長された。また、返済期間の延長措置（運転資金4年→5年、設備資金6年→7年）についても同様に17年3月31日まで延長された。

15年度の商工会議所における推薦実績は40,523件（前年度比96.1%）、1,502億6,436万円（同95.5%）となった（表1）。

これによって、商工会を含めた融資実績は、72,316件（同97.8%）、2,511億5,651万円（同97.3%）となり、貸付規模5,500億円に対する消化率は45.7%となった（表2）。

この結果、昭和48年10月の制度発足以来の商工会を含めた融資累計は、442万9,245件、10兆2,982億4,700万円となった。

一方、事故率（金額ベース）については、3年度を底に上昇傾向にあり、13年2月の中小企業庁通達「小企業等経営改善資金融資制度の貸付事故の防止等について」に基づき事故防止対策に取り組んだ。

表1 推薦実績

件数 (件)	金額 (百万円)
40,523 (96.1)	150264.4 (95.5)

() 内は前年度比 (%)

表2 融資実績 (含商工会)

融資規模 (億円) ①	融 資		消化率 (%) ③/①	平均融資額 (万円) ③/②
	件数 ②	金額 (百万円) ③		
5,500	72,316	251,157	45.7	347.3

図1 金額ベースの構成比 (含商工会)

(1) 用途別構成比

(単位：%)

運 転 資 金	設 備 資 金
77.2	22.8

(2) 新再別構成比

新 規 貸 付	再 貸 付
29.1	70.9

(3) 業種別構成比

小 売 業	建 設 業	製 造 業	サービスマ業	卸 売 業	その他
28.9	25.7	16.6	14.3	8.8	5.7

(4) 商工会議所・商工会別構成比

商 工 会 議 所	商 工 会
56.9	43.1

②小規模事業対策関連会議関係

長引くデフレ不況の中、自社を取り巻く経営環境の変化への対応を迫られる小規模事業者への支援をはじめ、新たな経営革新への取り組み、創業による新たなチャレンジへの支援等、商工会議所は、より多様なニーズへのきめ細かい対応を求められ、経営改善普及事業をはじめとする小規模事業対策の一層の拡充・強化を図るとともに、経営指導員等の資質向上を図ることが求められている。このため当所では、各地商工会議所等主催による諸会議、研修会等に参加し、支援・連絡を行うとともに、各ブロックの商工会議所連合会と共催でブロック別の中小企業相談所長会議を開催した。また、当所主催により特定商工会議所中小企業相談所直面問題会議、政令指定都市および都道府県庁所在地商工会議所中小企業相談所長会議等を開催した。さらに、国の補助事業である創業人材育成事業（創業塾）、国・県の補助事業である地域密着型創業・経営革新支援事業について、実施商工会議所の取り組みを支援するために、創業・経営革新支援担当者研修会を実施した。

<小規模企業対策関連会議>

開催期日	会 議 名	場 所
9. 30～10. 1	特定商工会議所中小企業相談所直面問題会議	浜 松
10. 6～7	北海道ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	旭 川
10. 8	四国ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	高 知
10. 21～22	東北ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	郡 山
10. 27	関東ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	東 京
11. 5	北陸信越ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	富 山
11. 12	東海ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	岐 阜
11. 13～14	九州ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	熊 本
11. 17～18	中国ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	広 島
11. 28	近畿ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	大 阪
16. 2. 9	政令指定都市及び都道府県庁所在地商工会議所中小企業相談所長会議	東 京

<各地商工会議所主催研修会・諸会議での指導・連絡>

開催期日	会 議 名	場 所
7. 17	15 大都市商工会議所中小企業相談所運営相談課長会議	川 崎
9. 11	14 大都市商工会議所中小企業相談所金融担当課長会議	川 崎
10. 6	福井県下 7 商工会議所中小企業相談所長会議	小 浜
11. 18	府中商工会議所職員研修会	府 中
11. 27	15 大都市商工会議所中小企業相談所長会議	京 都
16. 2. 26	14 大都市商工会議所中小企業相談所金融担当課長会議	東 京
16. 3. 5	甲府商工会議所職員研修会	甲 府
16. 3. 26	神奈川県下商工会議所中小企業相談所金融担当課長会議	横 浜

(6) 研修会等

期 日	研修会等の名称	参加者数	開催場所	主 な 内 容
5.7～9	平成 15 年度商工会議所会報づくり研修会初級者向けコース	55 名	キャリアック	○会報づくりの実務〔編集の基本、会報づくりの基礎知識、企画の立て方、記事の書き方・見出しの付け方・レイアウトの仕方・写真の撮り方・トリミングの仕方など〕（講師：新聞教育研究所所長・大内文一氏、日本エディタースクール講師・西村良平氏）
5.12～14	商工会議所電子認証事業担当者研修会	114 名	キャリアック	○公開鍵暗号方式を利用したPKIの基礎知識（講師：富士通㈱システムサポート本部セキュリティ統括部セキュリティシステム部・見富志朗氏） ○電子証明書をめぐる諸問題 ○特定認証業務と認定要件（講師：富士通㈱ネットワークサービス本部主席部長（EC/認証担当）・町田陽氏） ○運用規程と事務取扱要領 ○電子証明書取得手続きと実務 ○ビジネス認証セットCD-ROMの構成とインストール（講師：富士通㈱コンシューマトランザクション事業本部システム事業部ニュービジネス開発部・中島美樹氏） ○委託業務の内容と委託契約書
5.22	検定試験の厳正施行・管理規則に関する研修会	71 名	大阪	○商工会議所検定試験の厳正施行について ○新検定試験について
5.23	I T 指導者ブラッシュアップ研修会	38 名	大阪	○日本語科目の指導方法について ○電子商取引（E C）の基礎とその指導方法について
5.23	販売士データベースシステム等に関する説明会	31 名	大阪	○販売士データベースシステムの運用等について
6.2	検定試験の厳正施行・管理規則に関する研修会	89 名	東京	○商工会議所検定試験の厳正施行について ○新検定試験について
6.3	I T 指導者ブラッシュアップ研修会	48 名	東京	○日本語科目の指導方法について ○電子商取引（E C）の基礎とその指導方法について
6.3	販売士データベースシステム等に関する説明会	39 名	東京	○販売士データベースシステムの運用等について
6.4～6	平成 15 年度商工会議所街づくり担当職員研修会	39 名	キャリアック	○「中心市街地問題の本質と活性化戦略」（講師：日本政策投資銀行 地域企画部 参事役・藻谷浩介氏） ○「豊後高田“昭和の町”－その過去・現在・未来」（講師：豊後高田商工会議所 総務課 主事・金谷俊樹氏） ○「街づくりプランの作成」（講師：㈱アーバンソフト 代表取締役・小宮和一氏） ○「磐田市の中心市街地活性化について」（講師：磐田駅北 37 街区市街地再開発組合理事長、(有)あおしまや代表取締役・青島公悦氏） ○現地視察（磐田市）

6.12	平成 15 年度 J A N メーカーコード登録 受付業務担当者説明会	91 名	東京	<ul style="list-style-type: none"> ○流通情報化の最新動向 (講師：(財)流通システム開発センター流通コードセンター普及推進部長・齋藤静一氏) ○J A Nメーカーコード登録受付事務処理のチェックポイント (講師：(財)流通システム開発センター流通コードセンター普及推進部係長・門脇美智江氏、小川勝氏) ○J A Nメーカーコード登録受付業務の手順等の説明
6.23～25	商工会議所電子認証 事業担当者研修会	86 名	カリアック	<ul style="list-style-type: none"> ○公開鍵暗号方式を利用した PKI の基礎知識(講師：富士通(株)システムサポート本部セキュリティ統括部セキュリティシステム部・見富志朗氏) ○電子証明書をめぐる諸問題 ○特定認証業務と認定要件 ○運用規程と事務取扱要領 ○電子証明書取得手続きと実務 ○ビジネス認証セット CD-ROM の構成とインストール (講師：富士通(株)コンシューマトランザクション事業本部システム事業部ニュービジネス開発部・中島美樹氏) ○委託業務の内容と委託契約書
6.26～27	TOAS/Web 版イン ストール・データ活用 研修会	16 名	F J B エー ジェ ント株式会社研 修室	<ul style="list-style-type: none"> ○(講師：松本商工会議所 上原勇氏)
7.3～4	第 10 回地域振興セ ミナー「コミュニ ティ・ビジネスは活 性化の主役になれる か？」	27 名	伊勢崎	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ・ビジネスと地域振興について (講師：(株)日本総合研究所 主任研究員・矢ヶ崎紀子氏) ○「NPO 法人環境ネット 21」の活動について (講師：NPO 法人環境ネット 21 専務理事・石原一夫氏) ○事例発表①：人が輝く日替わりシェフのコミュニティレストラン「こらぼ屋」 (講師：NPO コミレスネット 代表・海山裕之氏) ○事例発表②：福山市中心市街地活性化とコミュニティ・ビジネス (講師：福山商工会議所 産業政策部産業課担当課長・小林典子氏) ○質疑応答・意見交換 ○伊勢崎市の地域概要 (講師：伊勢崎商工会議所 専務理事・田辺省吾氏) ○伊勢崎市のコミュニティ・ビジネスについて (講師：NPO 法人環境ネット 21 理事長・六本木信幸氏、専務理事・石原一夫氏、NPO 法人アイマップネットワーク 理事長・小久保剛利氏) ○現地コミュニティ・ビジネス関連施設視察

7.8～9	創業・経営革新支援 担当者研修会	37名	キャリアック	<ul style="list-style-type: none"> ○創業・経営革新のポイント～コア・コンピタンスを基軸とした実践的戦略構築技法～（講師：多摩大学教授・北矢行男氏） ○創業支援事例発表（事例発表者：草加商工会議所中小企業相談所経営指導員・山崎修氏、久留米商工会議所中小企業相談所指導課長・玉置敬一氏） ○戦略策定グループワーキング ○経営革新支援事例発表（事例発表者：岡崎商工会議所経営支援センター経営指導員・八田信正氏） ○創業・経営革新支援へのアドバイス～地域の特性を活かした支援のヒント～（講師：多摩大学教授・北矢行男氏） ○創業事例研究（講師：浜松総務部(有)代表取締役・木村玲美氏） ○経営革新事例研究・企業訪問（講師：㈱ケーケー代表取締役・加藤芳幸氏）
8.20～22	平成15年度商工会議所検定試験担当職員研修会	74名	キャリアック	<ul style="list-style-type: none"> ○管理規則に基づく検定試験の厳正施行と施行上のポイントについて ○トラブルを未然に防ぐ受験者対応について ○検定担当職員のためのITの基礎知識について ○新規検定試験の概要およびネット検定試験の施行方法について ○検定試験運用システムの操作方法等について ○分科会討議・発表
8.22	第2回知産創育ネットワーク研究会	13名	燕	<ul style="list-style-type: none"> ○協議「地域における知産創育の可能性について」 ○事例発表：燕商工会議所「磨き屋シンジケート」 ○視察：磨き屋シンジケート参加企業（大原研磨工場） ○意見交換会
9.10～12	平成15年度第1回商工会議所貿易証明業務担当者研修会	43名	キャリアック	<ul style="list-style-type: none"> ○貿易取引・貿易書類（講師：国際商業会議所日本委員会シニアアドバイザー・小林達明氏） ○商工会議所の証明業務と登録制度・原産地証明書、サイン証明、インボイス証明、その他証明の発給業務（講師：東京商工会議所国際部課長・赤木剛氏）

9.10～12	平成 15 年度商工会議所ものづくり支援担当職員研修会	68 名	東京	<ul style="list-style-type: none"> ○地域産業空洞化問題克服のために求められる商工会議所の役割 ○平成14年度ものづくり白書およびものづくり振興施策の概要 (講師：経済産業省製造産業局 政策企画官・吉田泰彦氏) ○日本製造業復活の戦略および支援施策－事業再構築・地域中核企業破綻に際する支援、ベンチャー企業出・融資など－ (講師：日本政策投資銀行産業・技術部 課長・森谷和生氏) ○国際協力銀行の支援施策－中堅・中小企業支援室による海外取引相談・海外情報の提供、海外投資金融、輸出金融など－ (講師：国際協力銀行中堅・中小企業支援室 参事役・洲濱隆氏) ○商工組合中央金庫の支援施策－新規事業支援、事業活性化支援、海外投資支援など－ (講師：商工組合中央金庫組織金融部 次長・三室一也氏) ○(財)日本立地センターの支援施策－企業立地・誘致支援、立地情報提供、新事業創出支援など－ (講師：(財)日本立地センター地域振興部 次長・高野泰匡氏) ○地域経済活性化のためのジェトロ支援事業－対日投資促進、LL事業、輸出促進－ (講師：日本貿易振興会对日投資ビジネスサポートセンター 主査・石川一郎氏、同企画部輸出促進支援室 課長代理・斉藤浩史氏) ○日本貿易振興会のLL事業活用事例 (講師：下関商工会議所指導部相談課兼指導課 課長・佐藤倫弘氏) ○中小製造業における空洞化対応事例と支援施策－貸付制度など－ (講師：中小企業金融公庫経営情報部 次長・楠田行夫氏) ○岡崎におけるものづくり活性化事業報告 (講師：岡崎商工会議所経営支援センター 神谷俊充氏) ○産業支援の取り組み (講師：米沢商工会議所産業創造支援室 高野浩宣氏) ○中小企業総合事業団の支援施策－課題対応技術革新促進事業、戦略的基盤技術力強化事業、新事業開拓助成金交付事業など－ (講師：中小企業総合事業団情報技術部 情報指導課長・笠原啓二氏、同創造的中小企業支援部 資金助成課長・塩田康彦氏) ○大田区のものづくり振興 (講師：(財)大田区産業振興協会 専務理事・事務局長・山田伸顯氏)
9.24～26	平成 15 年度商工会議所政策・調査担当職員研修会	35 名	カリアック	<ul style="list-style-type: none"> ○講義及び演習「地域活性化ビジョンのまとめ方 - 『知産創育』地域を目指し、地域価値倍増を」 (講師：日本能率協会コンサルティング最高顧問シニアコンサルタント、北陸先端科学技術大学院大学教授・近藤修司 氏) ○講義「知産創育ネットワークの上手な活用につ

				<p>いて」(講師：燕商工会議所 産業振興課企業振興第2係長 高野 雅哉 氏)</p> <p>○講義「政策・調査担当職員に求められるリサーチ能力」(講師：日本銀行 調査統計局調査役企業調査グループ長 神山一成 氏)</p> <p>○演習「データの分析ならびにレポート作成の実務演習」(講師：日本銀行 調査統計局調査役企業調査グループ長 神山一成 氏)</p>
9.25	マスコミ向け商工会議所のネット検定試験等に関する発表会	33名	東京	<p>○ネット検定試験システムに関する説明およびデモンストレーション</p> <p>○ネット検定試験モデル会場見学</p>
9.29	計算能力検定試験に関する説明会	53名	東京	<p>○講演「今、どのような学力が求められているか」</p> <p>○計算能力検定試験の施行方法等について</p>
9.29	新規検定試験に関する説明会	158名	東京	<p>○電子メール活用の実際について</p> <p>○電子メール活用能力検定試験について</p> <p>○ビジネス英語の必要性について</p> <p>○日商ビジネス英語検定試験について</p>
9.29	計算能力検定試験に関する説明会	53名	東京	<p>○講演「今、どのような学力が求められているか」</p> <p>○計算能力検定試験の施行方法等について</p>
9.29	新規検定試験に関する説明会	158名	東京	<p>○電子メール活用の実際について</p> <p>○電子メール活用能力検定試験について</p> <p>○ビジネス英語の必要性について</p> <p>○日商ビジネス英語検定試験について</p>
10.8～10	平成15年度商工会議所経理担当職員研修会	98名	キャリアック	<p>○「商工会議所をめぐる諸問題」 (講師：日本商工会議所総務部課長 奈良秀二)</p> <p>○「商工会議所職員に期待すること」 (講師：足利商工会議所専務理事 中島彙雄氏)</p> <p>○TOAS Web版経理システム等の概要説明 (講師：松本商工会議所情報事業部長 伊藤淑郎氏)</p> <p>○商工会議所の会計実務</p> <p>①「収支決算及び固定資産の会計処理」</p> <p>②「固定負債及び積立金の会計処理」</p> <p>③「収益事業の概要及び税務計算」</p> <p>④「消費税(税制改正)の概要と会計処理について」</p> <p>⑤「商工会議所会計における課題と問題点」 (講師：公認会計士・税理士 長澤栄一郎氏)</p> <p>○情報交換会(分科会)</p>
10.10	計算能力検定試験に関する説明会	40名	大阪	<p>○講演「今、どのような学力が求められているか」</p> <p>○計算能力検定試験の施行方法等について</p>
10.11	新規検定試験に関する説明会	109名	大阪	<p>○電子メール活用の実際について</p> <p>○電子メール活用能力検定試験について</p> <p>○ビジネス英語の必要性について</p> <p>○日商ビジネス英語検定試験について</p>

10.16～17	第11回地域振興セミナー「ものづくり復活に挑む！地域で取り組む空洞化克服策」	44名	諏訪・岡谷	<ul style="list-style-type: none"> ○「諏訪地域製造業の現状と活性化に向けた取り組みについて」 (講師：諏訪商工会議所 会頭・山崎壯一氏、専務理事・堀内義彦氏) ○「日本製造業復活の戦略について」 (講師：日本政策投資銀行 産業・技術部課長・森谷和生氏、調査役・竹森祐樹氏) ○「諏訪圏工業メッセ2003」会場内視察 ○諏訪市・微細ばね製造業視察 (講師：(株)マイクロ発條 社長・小島信勇氏) ○「長野県精密工業試験場及び長野県岡谷創業支援センターの概要について」 (講師：長野県精密工業試験場 場長・島田享久氏) ○長野県精密工業試験場及び長野県岡谷創業支援センター視察 ○「岡谷市製造業の現状と活性化に向けた取り組みについて」 (講師：テクノプラザおかや 館長・島田勇氏)
10.20～24	平成15年度(財)日本容器包装リサイクル協会からの委託業務に関する研修会	317名	キャリアック	<ul style="list-style-type: none"> ○容器包装リサイクル法の概要と仕組みについて (講師：(財)日本容器包装リサイクル協会) ○各地商工会議所における事務手続きについて (講師：(財)日本容器包装リサイクル協会) ○パソコンの入力に関する研修 (講師：(財)日本容器包装リサイクル協会) ○環境税の検討状況について (日本商工会議所 産業政策部)
10.22～23	平成15年度全国商工会議所業務・検定担当者会議	89名	東京	<ul style="list-style-type: none"> ○今後の検定事業について ○平成16年度各種検定試験に関するアンケート調査結果について ○講演「個人情報保護法の概要と検定事業への影響について」 ○検定試験別意見交換会
10.27	「入札コアシステム動作体験パソコン研修会」インストラクター研修会	11名	大阪	<ul style="list-style-type: none"> ○「入札コアシステム動作体験パソコン研修会」のインストラクター養成(講師：富士通オフィス機器株)
10.28	「入札コアシステム動作体験パソコン研修会」インストラクター研修会	11名	福岡	<ul style="list-style-type: none"> ○「入札コアシステム動作体験パソコン研修会」のインストラクター養成(講師：富士通オフィス機器株)
10.29	新規検定試験(電子メール・ビジネス英語)の指導法等に関する説明会	29名	東京	<ul style="list-style-type: none"> ○電子メール活用能力検定試験について ○電子メール活用能力検定試験を活用した授業例について ○日商ビジネス英語検定試験について ○日商ビジネス英語検定試験を活用した授業例について ○ネット試験デモ体験
10.29～31	平成15年度全国商工会議所総務担当管理職研修会	55名	キャリアック	<ul style="list-style-type: none"> ○報告「商工会議所をめぐる最近の課題」(日本商工会議所 総務部長 宅吉 俊明) ○講演「職員の活かし方と育て方」(天理大学教授 井戸 和男氏) ○演習「商工会議所の組織活性化と職員の育成に向けて-人事考課制度と管理職のあり方-」(コーディネーター：天理大学教授 井戸 和男氏) (1) グループ討議 (2) グループ別発表 (3) コーディネーター総括 ○解説「就業規則等諸規程のあり方について」

				<p>(1) 基礎知識とクリアすべき今日的課題</p> <p>(2) ケーススタディ (社会保険労務士 市川昌一氏)</p> <p>○講演「商工会議所の活性化について」 —浜松商工会議所全役職員の意識改革— 〈運営から経営へ〉 (浜松商工会議所専務理事 藤野 隆史氏)</p> <p>事例発表「合併への取り組みについて」 (鈴鹿商工会議所理事 (兼) 事務局長 堀口 幸一氏)</p> <p>○分科会</p> <p>○分科会報告・意見交換</p>
10.30	「入札コアシステム動作体験パソコン研修会」インストラクター研修会	6名	東京	○「入札コアシステム動作体験パソコン研修会」のインストラクター養成 (講師: 富士通オフィス機器㈱)
10.31	「入札コアシステム動作体験パソコン研修会」インストラクター研修会	14名	東京	○「入札コアシステム動作体験パソコン研修会」のインストラクター養成 (講師: 富士通オフィス機器㈱)
11.12	大手教育機関向け新規検定試験 (電子メール・ビジネス英語) ならびに日商パソコン検定の制度改正等に関する懇談会	12名	東京	○商工会議所のネット試験について ○電子メール活用能力検定試験について ○日商ビジネス英語検定試験について ○ECマスター検定試験 (仮称) について ○日商パソコン検定の制度改正 (平成16年度) について
11.21	新規検定試験 (電子メール・ビジネス英語) の指導法等に関する説明会	19名	京都	○電子メール活用能力検定試験について ○電子メール活用能力検定試験を活用した授業例について ○日商ビジネス英語検定試験について ○日商ビジネス英語検定試験を活用した授業例について ○ネット試験デモ体験
11.27～28	第12回地域振興セミナー「食」を活かした街づくり	25名	仙台・山形	○「食」を活かした街づくり (講師: (有) 地域環境デザイン研究所 所長・宮原博通氏) ○事例発表①: 宇都宮の「食」を活かした街づくり 商工会議所の取り組み (講師: 宇都宮商工会議所 理事・事務局長 小林久夫氏) ○事例発表②: 気仙沼の「スローフード都市宣言」 (講師: スローフード気仙沼 理事長・菅原昭彦氏) ○質疑応答・意見交換 ○事例発表③: 山形の「日本一の芋煮会フェスティバル」 (講師: 山形商工会議所 青年部/第15回日本一の芋煮会フェスティバル 実行委員長・小野和行氏) ○視察先説明: 大型空き店舗施設の活用と「飲食チャレンジショップ」 (講師: 山形商工会議所 地域振興課 課長・森晃氏、創業支援シーズネット 代表・鈴木哲也氏) ○大型空き店舗活用施設「NANA・BEANS」視察
11.29	新規検定試験に関する説明会	17名	岡山	○商工会議所のネット試験について ○電子メール活用能力検定試験について

				<ul style="list-style-type: none"> ○日商ビジネス英語検定試験について ○E Cマスター検定試験（仮称）について
15. 1. 15	商工会議所電子認証事業担当者研修会（取次業務申請済み商工会議所向け）	34名	福岡	<ul style="list-style-type: none"> ○電子署名を取り巻く状況について ○ビジネス認証サービスの運用の変更点について ○運用規程と事務取扱要領の改訂について ○ビジネス認証セットCD-ROMのインストールとFAQ（講師：富士通(株)公共営業本部第一統括営業部公企業営業部営業主任・岩橋清隆氏）
1. 26	商工会議所電子認証事業担当者研修会（取次業務申請済み商工会議所向け）	85名	大阪	<ul style="list-style-type: none"> ○電子署名を取り巻く状況について ○運用規程と事務取扱要領の改訂について ○ビジネス認証サービスの運用の変更点について ○ビジネス認証セットCD-ROMのインストールとFAQ（講師：富士通(株)公共営業本部第一統括営業部公企業営業部営業主任・千葉茂樹氏）
1. 30	商工会議所電子認証事業担当者研修会（取次業務申請済み商工会議所向け）	136名	東京	<ul style="list-style-type: none"> ○電子署名を取り巻く状況について ○運用規程と事務取扱要領の改訂について ○ビジネス認証サービスの運用の変更点について ○ビジネス認証セットCD-ROM（新版）のインストールとFAQ（講師：富士通(株)ユビキタシステム事業本部RFIDシステム部課長・中島美樹氏）
2. 4	大手教育機関向けE C実践能力検定試験に関する説明会	12名	東京	<ul style="list-style-type: none"> ○試験の趣旨・内容・出題範囲について ○試験制度の概要および運営について ○実践研修について
2. 4～6	平成15年度第2回商工会議所貿易証明業務担当者研修会	30名	キャリアック	<ul style="list-style-type: none"> ○貿易取引・貿易書類（講師：国際商業会議所日本委員会シニアアドバイザー・小林達明氏） ○商工会議所の証明業務と登録制度・原産地証明書、サイン証明、インボイス証明、その他証明の発給業務・FTAと原産地証明（講師：東京商工会議所証明センター所長・岩政靖氏）
2. 6	平成15年度マル経総合研修会	238名	東京	<ul style="list-style-type: none"> ○来賓挨拶（講師：中小企業庁経営支援部経営支援課小規模支援二係長・市原英昌氏） ○マル経の現状と課題（講師：国民生活金融公庫業務第一部経営改善貸付課長・中野有博氏） ○事例発表（事例発表者：東京商工会議所中小企業相談センター金融担当課長・梅本佳宏氏） ○小規模企業の実態把握のポイント（講師：城所総合会計事務所公認会計士・城所弘明氏）
2. 13	新規検定試験に関する説明会	30名	長崎	<ul style="list-style-type: none"> ○新規検定の施行について ○商工会議所のネット試験について
2. 25	E C実践能力検定試験制度等に関する説明会	140名	東京	<ul style="list-style-type: none"> ○基調講演『ネットワーク社会で求められる企業人材』 ○試験制度の概要および運営について ○試験内容・出題範囲について ○実践研修について ○講師認定研修のご案内
3. 5	E C実践能力検定試験制度等に関する説明会	86名	名古屋	<ul style="list-style-type: none"> ○ネット試験について ○試験制度の概要および運営について ○試験内容・出題範囲について ○実践研修について ○講師認定研修のご案内
3. 11	E C実践能力検定試験制度等に関する説明会	109名	大阪	<ul style="list-style-type: none"> ○基調講演『ネットワーク社会で求められる企業人材』 ○試験制度の概要および運営について ○試験内容・出題範囲について ○実践研修について

				○講師認定研修のご案内
3.24～26	商工会議所電子認証事業担当者研修会(新規取次業務申請商工会議向け)	32名	キャリアック	○公開鍵暗号方式を利用したPKIの基礎知識 ○電子証明書をめぐる諸問題 ○特定認証業務と認定要件 ○運用規程と事務取扱要領 ○電子証明書取得手続きと実務 ○ビジネス認証セットCD-ROMの構成とインストール(講師:富士通(株)公共営業本部第一統括営業部公企業営業部営業主任・千葉茂樹氏) ○委託業務の内容と委託契約書
3.25	E C実践能力検定試験3級指導者向け研修会	35名	岡山	○電子商取引および電子コミュニケーションの基礎知識について

(7) 後援・協賛事業

開催期日	名 称	主催者名	部
4.1～16.3.5	第43回防錆技術学校	(社)日本防錆技術協会	事
4.22～5.1	2003年砂漠緑化植樹祭	2003年緑化砂漠植樹祭委員会	国
16.4.23	「第4回 建設環境倫理セミナー」	特定非営利活動法人 建設環境情報 センター	産
4.29～5.11	第100回九州・山口陶磁展	有田商工会議所	流
4月～8月	第16回日経ニューオフィス賞	日本経済新聞社、(社)ニューオフィス推進協議会	総
14.4～17.3	北東アジア交流海道2000キロプロジェクト	北東アジア交流海道2000キロ実行委員会	流
5.3～5	第45回全日本こけしコンクール	宮城県、白石市、白石市観光協会	流
5.5～11	児童福祉週間	厚生労働省、(社)福)全国社会福祉協議会、(財)こども未来財団	企
5.8～10	2003日本ホビーショー	(社)日本ホビー協会	事
5.9～15	第3回ニューヨーク最新流通業態視察会	日本小売業協会	流
5.14	消費者問題国民会議2003神奈川大会	内閣府国民生活局	産
5.17～6.6	第37回SDA賞	(社)日本サインデザイン協会	事
5.20～21	ロジスティクスITフォーラム2003	(社)日本ロジスティクスシステム協会	流
5.20～11.17	第9回日本計画行政学会会計賞	日本計画行政学会	総
5.21～23	駅・まちづくりフェア2003	(社)日本経営協会	流
5.25～28(東京)	「2004NEW環境展」	日報イベント(株)	産
9.1～4(大阪)			
5.30	公開講演会「国家としての産業人材育成」	(社)日本工学アカデミー	企
6.5～7	HAMAMATSUモノづくり技術展2003 (「第33回ハイテク浜松2003」)	浜松商工会議所	流
6.5～7	第4回福祉・介護機器フェアはままつ	浜松商工会議所	流
6.6	総合経営革新フェア@2003	総合経営革新フェア実行委員会	中
6.6～8	BOWLEX JAPAN 2003 in SHIZUOKA	(社)日本ボウリング場協会	総
6.6～10	第3回APEC中小企業技術交流会&エキシビション	第3回APEC中小企業技術交流会&エキシビション 日本事務局	国
6.7～8	第2回産学官連携推進会議	内閣府、日本経済団体連合会、日本学術会議	中
6.14、21、28	第11回社会に開かれた大学・大学院展	社会に開かれた大学・大学院展実行委員会	事
6.16～21	第21回台湾大型貿易・投資・施術商談訪日団及び商談会	台日商務協議会	国
6.17	平成15年度全国発明表彰	(社)発明協会	事
6.18～20	2003自動車部品生産システム展	日刊工業新聞社	広
6.22～28	中国商業連合会交流会と北京・上海・大連・成都最新流通視察会	日本小売業協会	流
6.22、8.3、8.10、11.9、1.11、1.18	2003年度国連公用語・英語検定試験	(財)日本国際連合協会	事
6.24	財務会計基準機構・講演会	財務会計基準機構	産
6.28～29	第6回日商マスター研究学会	第6回日商マスター研究学会実行委員会	事
6.30～7.4	「NetWorld+Interop 2003 Tokyo」	NetWorld+Interop 2003 Tokyo 実行委員会	情
7.1	第56回広告電通賞	広告電通賞審議会	広
7.1、2、4	日韓投資交流説明会	韓国産業団地公団	国
7.1～31	蓄熱月間	(財)ヒートポンプ・蓄熱センター	産
7.5	第53回湘南ひらつか七夕まつり 竹飾りコンクール	湘南ひらつか七夕まつり	流
7.7	市町村合併をともに考える全国シンポジウム2003	政府市町村合併支援本部、総務省、全国地方新聞社連合会	企
7.8～9	JUASフォーラム「ITガバナンス2003」	(社)日本情報システム・ユーザ協会	情
7.12	働く若者のつどい	(社)日本勤労青少年団体協議会	産
7.12～13	第37回経営士全国研究会議	(社)厚生年金会館	中
7.13	第32回全国氷彫刻展夏季大会	特定非営利活動法人 日本氷彫刻会	中

7. 20、8. 7～8. 8	第 23 回全国高等学校 I T ・簿記選手権大会	(学) 東京 I T 会計法律学園	事 産
7. 22、29	財務会計基準機構・活動報告会	財務会計基準機構	
7. 24	事業再生実務家協会トップセミナー	事業再生実務家協会	中 総
7. 27	第 19 回わんぱく相撲全国大会	わんぱく相撲全国大会実行委員会	
7. 28	第二回 ASB オープン・カンファレンス	財務会計基準機構	産 広
7. 29	第 33 回機械工業デザイン賞	日刊工業新聞社	
7. 29	セミナー「電子入札と電子証明書の知識」	東京商工会議所	情 流
7. 29～30	平成 1 5 年度沖縄県企業誘致セミナー	沖縄県	
7. 31～8. 1	電子政府戦略会議	日本経済新聞社	情 事
7. 29～7. 30	第 48 回全国和裁技術コンクール	(社) 日本和裁士協会	
7. 29～8. 1	第 26 回販売士養成講習会等講師養成研修会	(社) 日本販売士協会	事 総
8. 1～8. 8	第 16 回 JAPAN TENT－世界留学生交流・いしかわ 2003	JAPAN TENT 開催委員会	
8. 1～16. 6. 30	「2003 SAVE THE EARTH ～ 未来に残そう！ 美しい海、空、森 ～ キャンペーン」	地球環境平和財団	産 国
8. 4	マレーシアにおけるビジネス機会セミナー	マレーシア工業開発庁東京事務所	
8. 22	国際会計基準シンポジウム	財務会計基準機構	産 事
8. 24～8. 30	学生のためのビジネスコンテスト KING2003	学生シンクタンク WAAV	
8. 29～30	ITC Conference 2003	IT コーディネータ協会	情 総
8 月～11 月	2003 年フレッシュマン産業論文コンクール	日刊工業新聞社	
9. 1～11. 30	「屋外広告の日」	(社) 全日本屋外広告業団体連合会	産 情
9. 4	佐賀商工会議所 IT セミナー「IT 活用と電子入札」	佐賀商工会議所	
9. 9	輸出商品商談会	インドネシア共和国大使館輸出振興庁	国 流
9. 10～12	ジャパン・ジュエリー・フェア 2003	日本ジュエリー協会	
9. 10～12	中小企業ビジネス・メッセ 2003 (大阪)	(財) 中小企業異業種交流財団	中 中
9. 10～12	中小企業テクノフェア 2003 (大阪)	中小企業テクノフェア 2003 実行委員会	
9. 10～12	2003 中小企業ビジネスフェア inKANSAI	経済産業省中小企業庁及び近畿経済産業局	中 流
9. 11	小売業戦略セミナー	日本小売業協会	
9. 12	かばん技術創作コンクール 2003	(社) 日本鞆協会	事 事
9. 13～14	2003 発明くふう展覧会	2003 発明くふう展覧会事務局	
9. 16	香港ビジネスセミナー	香港貿易發展局	国 事
9. 20	沖縄商工会議所創立 50 周年記念第 5 回沖縄県パソコン競技大会	沖縄商工会議所	
9. 21～22	第 12 回全国ボランティアフェスティバルいしかわ	第 12 回全国ボランティアフェスティバル推進協議会	企 事
9. 22	03 印刷文化典	(社) 日本印刷産業連合会	
9. 23～28	第 46 回全国硬筆作品展覧会	日本書写教育研究会	事 国
9. 24～26	第 44 回海外日系人大会	(財) 海外日系人協会	
9. 24. ～10. 1	平成 15 年度「環境衛生週間」	環境省	産 事
9. 30～10. 25	NDCコレクション 2003～2004 発表、チャレンジデザイナー 2003	(社) 日本デザイナークラブ	
10. 1	福祉用具の日	「福祉用具の日」創設連絡会	企 産
10. 1	「第 22 回 工場緑化推進全国大会」	(財) 日本緑化センター	
10. 1	第 24 回「緑の都市賞」	(財) 都市緑化基金	産 情
10. 2	JISA コンベンション 2003	(社) 情報サービス産業協会	
10. 2～10. 3	ハウスウエアショー 2003	日本生活用品フェア協議会	事 流
10. 7～8	ロジスティクス全国会議 2003	(社) 日本ロジスティクスシステム協会	
10. 7～11	「CEATEC JAPAN 2003」	(社) 電子情報技術産業協会	産 流
10. 10	平成 15 年度全国地場産業販路拡大支援事業(第 4 回全国地場産フェア)	全国中小企業団体中央会	
10. 10	事業再生実務家協会 第 2 回事業再生シンポジウム	事業再生実務家協会	中 事
10. 14～15	平成 15 年度標準化と品質管理全国大会	(財) 日本規格協会	

10.15~17	2003 特許・情報フェア	(社)日本発明協会、(財)日本特許情報機構、日本工業新聞社、産業経済新聞社	広
10.16	第2回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」	(社)全国産業廃棄物連合会	産
10.16~18	諏訪圏工業メッセ2003	諏訪圏工業メッセ2003実行委員会	流
10.18	第8回ジェトロビジネス日本語能力テスト	日本貿易振興会	国
10.20~21	グローバル・ベンチャー・フォーラム(GVS)03	グローバル・ビジネス振興協議会	国
10.21	未来戦略セミナー	日本小売業協会	流
10.21	未来戦略セミナー	日本小売業協会	事
10.21~22	国際デザインビジネス交流会議2003	(財)国際デザイン交流協会	事
10.21~25	2003日本国際包装機械展	(社)日本包装機械工業会	事
10.23	韓国投資環境説明会・商談会	大韓貿易投資振興公社 韓国貿易センター(東京)	国
10.23	湖南省投資環境説明会及び投資商談会	中国湖南省人民政府	国
10.23~28	工芸都市高岡2003年クラフトコンペ	工芸都市高岡2003年クラフトコンペ実行委員会	流
10.23~31	特区・規制改革もみじキャラバン	内閣官房構造改革特区推進室、内閣府総合規制改革会議事務局	流
10.24	シンポジウム・急成長する中国の民営企業	(財)日中友好会館	国
10.26、12.13~14	平成15年度ジェトロ認定貿易アドバイザー試験	日本貿易振興会	事
10.27	土地月間講演会「低・未利用地の有効活用促進方策を考える」	(財)都市みらい推進機構	流
10.28	2003中国中山市埼玉投資セミナー	中国中山市人民政府	国
10.29	第45回日本民芸公募展	(財)日本工芸館、(社)日本民芸協団	流
10.29~31	暮らしの包装商品展2003	(社)日本包装技術協会	事
10.29~31	中小企業ビジネス・メッセ2003(東京)	(財)中小企業異業種交流財団	中
10.29~31	中小企業テクノフェア2003(東京)	中小企業テクノフェア2003実行委員会	中
10.30	2003日本パッケージングコンテスト	(社)日本包装技術協会	事
10.30	平成15年度「グッドデザイン賞」事業	(財)日本産業デザイン振興会	事
10.31	2003全日本洋装技能コンクール	(社)全日本洋裁技能協会、(社)日本洋装協会	事
11.1~2	第2回ドリーム夜さ来い祭り	第2回ドリーム夜さ来い祭り実行委員会	流
11.1~2	第3回少子化対応推進全国フォーラム in たかはま	少子化への対応を推進する国民会議	企
11.1~30	第44回品質月間	(財)日本規格協会	事
11.4~9	第22回台湾貿易・投資・技術商談訪日団	台日商務協議会	国
11.5~6	「第11回 地球環境経済人サミット」	日本経済新聞社	産
11.7~9	江戸開府400年記念「史上最大商店街まつり」	東京都商店街振興組合連合会	流
11.11	「第14回就職フォーラム」	全国私立大学就職指導研究会	産
11.11	日本産業広告賞	日刊工業新聞社	産
11.11~12	平成15年度全国職業能力開発促進大会及び全国職業能力開発推進者経験交流ブラザ	中央職業能力開発協会	事
11.11~13	SUPPLY CHAIN WORLD JAPAN	日本工業新聞社	流
11.12~18	第19回米国最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会	流
11.14	ASEAN新メンバー国向け投資の拡大	国際協力銀行	国
11.14	小売業戦略セミナー	日本小売業協会	流
11.15	第9回訪問看護・在宅ケア研究交流集会	(財)日本訪問看護振興財団、(社)日本看護協会	企
11.17	鳥栖商工会議所ITセミナー「電子入札と電子証明」	鳥栖商工会議所	情
11.17	ATFアジア国際ファッションデザイナーズコンテスト2003	(社)トータルファッション協会	流
11.18~20	ジャパン・テキスタイル・コンテスト(JTC)	JTC開催委員会	国
11.19~20	2003中小企業ビジネスフェア in NAGOYA	経済産業省中小企業庁及び中部経済産業局	中
11.20	スピンオフ・ベンチャー推進フォーラム	経済産業省	中
11.20~21	第41回全国包装技術研究大会	(社)日本包装技術協会	事
11.21	第42回電話応対コンクール全国大会	(財)日本電信電話ユーザ協会	総
11.26	日米最新流通セミナー	日本小売業協会	流

9. 対処すべき課題

(1) 過年度の事業実施状況

13年度は全国商工会議所の総力を結集した日本新生のための政策提言活動、多様で活力ある中小企業の創業・発展支援、総合的な街づくりの推進と地域振興、IT革命に対応した情報活動基盤の拡充強化、構造改革の推進と活力ある経済社会実現に向けての環境整備、国際経済交流の推進と中小企業の国際化支援、各種検定試験のIT化の推進と受験者数の拡大、全国商工会議所の交流促進と活動支援を重点項目として活動した。14年度は全国商工会議所の総力を結集した迅速・的確な政策提言活動の展開、多様で活力ある中小企業の成長・発展、セーフティネットの整備・拡充、地域産業空洞化問題への対応と総合的な街づくりの推進、経済のグローバル化に対応した国際交流の促進と中小企業等の国際化支援、IT時代に相応しい商工会議所の情報武装化の充実、全国商工会議所の組織・財政基盤強化と交流、合併・連携の支援を重点項目として活動した。

(2) 対処すべき課題

わが国経済は、ようやく景気の好転を示す経済指標が相次いで出るようになり、明るい兆しが出てきている。だが依然として、地域・中小企業をとりまく環境は極めて厳しく、まだまだ警戒感を緩めるわけにはいかない状況である。一方、わが国は現在、経済構造改革、税制・財政構造改革、金融システム改革、地方分権、社会保障・医療制度改革、少子高齢社会への対応、教育改革、街づくりの推進、環境・エネルギー問題など経済活動や社会生活などあらゆる分野において大きな変革を迫られている。日本経済を再生し、再び持続的な成長軌道に乗せるためには、構造改革は避けて通れない課題である。しかしながら、構造改革のみを優先すれば、デフレの深刻化により景気はさらに落ち込み、わが国産業の活力源として懸命に経営努力を続ける存続可能な中小企業まで倒産・廃業の危機に追い込み、わが国経済のダイナミズムを喪失しかねない。

地域性、総合性、公共性、国際性を兼ね備えた総合経済団体である日本商工会議所は、こうした課題に対し積極果敢に取り組み、地域経済社会、ひいてはわが国経済社会のさらなる発展のために日本再生のリーダーとして、課された使命を果たしていく所存である。

一方で、商工会議所は、商工会議所法に基づき、大企業・中小企業、会員・非会員の別を問わず、全ての商工業者のために活動することが求められており、日本商工会議所は、特定の者の利益を目的としない公平・公正な事業運営に努めていく必要がある。

こうした状況のもと、16年度においては、日本商工会議所会頭と全国商工会議所会頭等役員との緊密な意見交換を行い、「『健康な日本』の創造」に向けて、「日本経済の再生と活力増進に向けた政策提言活動とその実現」、「セーフティネットの整備・拡充と元気な中小企業の育成、創業・第二創業への挑戦支援」、「地域再生のための街づくり、ものづくり、観光振興の推進」、「諸外国との新たな経済連携の推進と中小企業の国際ビジネス支援」、「新しい時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化、事業の展開」、の5点を重点課題として、全国の商工会議所と一体となって取り組むとともに、次の事業活動を強力に推進している。

●平成16年度事業活動項目

1. 全国商工会議所の総力を結集した迅速・的確な政策提言とその実現
2. 中小企業の再生、セーフティネットの整備・拡充、成長・発展支援
3. 地域産業空洞化克服のためのものづくり振興と総合的な街づくりの推進
4. 東アジア諸国などとの経済連携の構築と中小企業の国際ビジネスへの支援強化
5. 全国商工会議所の組織・財政・運営基盤強化とIT時代に対応した商工会議所事業の展開

1. (財)全国商工会議所共済会

会 長 植松 敏 (当所専務理事) 専務理事 篠原 徹 (当所常務理事)
事 務 局 東京都千代田区内神田 1-17-9 T C Uビル6階 T E L (03)3518-0181
職 員 数 2名 基本財産 700万円 (当所出捐額 50万円)

(1) 退職年金共済制度 (昭和 38 年 9 月実施)

① 本共済制度については、昨年 1 月から見直しの検討が開始され、今年度も引き続き、理事会・年金委員会・評議員会の合同会議形式での検討が行われた。その結果、年度内に結論が取りまとめられ、平成 16 年 4 月 1 日から給付があらかじめ定めた指標利率 (10 年国債 5 年平均利回り) に連動するキャッシュバランス型の新たな仕組みが導入されることとなり、予定利率 (これまで給付利率も同水準) が 3.5% から 1.5% に、指標利率 (給付利率に相当) が 1.2% (上限) に改定されることとなった。掛金率については、現行の 68 千分率が維持された。

また、制度加入商工会議所等を対象とした「本制度の見直しに関する説明会」の全体説明会を東京で 3 回、地区説明会を仙台、東京、大阪、福岡で各 1 回開催した。

② 年金資産の運用については、平成 11 年 2 月より三菱信託銀行に投資顧問会社 (5 社) を加え 6 社に委託してバランス型且つ低リスク運用で行っているが、今年度は一部に景気回復の兆しが見え始め株式相場が上昇するなどした結果、予定利率を大きく上回る実績となった。

③ 本制度の新規加入者は 126 名、退職者は 281 名で、本年度末現在の加入商工会議所等は 209 カ所 3,967 名となった。

また、本年度末基金現在高 (時価総額) は、204 億 86 百万円となった (平成 10 年度より時価評価)。

④ 年金基金からの退職一時金給付は、15 年度給付ベースで 300 名 (うち、年金受給資格者で一時金とした者 100 名) に対して 15 億 35 百万円であった。

一方、年金給付は 586 名 (退職年金 559 名・遺族年金 27 名) に対して 8 億 4 百万円であった。

(2) 保健・福利厚生に関する事業

① 労働災害保障特約付団体定期保険 (昭和 48 年 4 月実施) の加入商工会議所は 268 カ所・5,070 名、死亡保険金給付金額は 11 件 2,000 万円で、掛金額の 27.5% が利益配当された。

② 災害保障特約付団体定期保険 (昭和 42 年 8 月実施) の加入商工会議所は 424 カ所・6,888 名、入院・死亡保険金給付金額は 35 件 15,697 万円で、掛金額の 14.5% (本人・配偶者加入) が利益配当された。

③ 総合傷害補償制度 (昭和 55 年 1 月実施) には傷害保険と所得補償保険があり、傷害保険の加入商工会議所は 110 カ所・1,063 名、支払保険金は 48 件・205 万円であった。また、所得補償保険の加入商工会議所は 31 カ所・51 名、支払保険金は 1 件・4 万円で、無事故払戻保険料は 24 万円であった。

④ 成人病特約付医療保険 (無配当保険) (平成 4 年 8 月実施) には保険期間によって 80 歳型 (定期医療保険) と終身Ⅱ型 (終身医療保険) があり、80 歳型の加入商工会議所は 217 カ所・709 名、支払保険金は 46 件・719 万円であった。また、終身Ⅱ型の加入商工会議所は 47 カ所・87 名、支払保険金は 55 件・805 万円であった。

⑤ 休業補償プラン (奥様安心プラン) (平成 11 年 9 月実施) の加入商工会議所は 13 カ所・52 名で、給付申請はなかった。

⑥ 福利厚生施設 (宿泊施設) については、「ホテル豊友クラブ六本木・巣鴨・大塚」の他、「マロウドイン赤坂」、「弥生会館」と法人会員契約し、各地商工会議所役職員 728 名の利用に供した。

(3) その他

本共済会のホームページにより情報公開を行うとともに、教養の向上に関する事業の一環として経済・景気情報等の提供を行った。(HP アドレス <http://www.cin.or.jp/kyosaitop/>)

(4) 債権・債務状況

当所と本共済会との間に記載すべき債権・債務関係はない。

2. 日本珠算連盟

会 長 植松 敏（当所専務理事）
事 務 局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCUビル 6階
T E L (03)3518-0188（代） F A X (03)3518-0189
事務局員数 5名

(1) 組 織

連盟会員 273 団体、その会員は 5,165 名、特別会員 8 団体、正会員 40 団体、賛助会員 23 社
役員は、会長 1 名、副会長 6 名、専務理事 1 名、常任理事 8 名、理事 36 名、監事 3 名
職員 4 名

(2) 事業概況

① 検定試験（受験者数）

- 珠算能力検定試験（1級-3級 1,370カ所 110,388名）＜日商からの事務委託＞
- 珠算能力検定試験（4級-6級 1,599カ所 46,116名）＜日商からの事務委託＞
- 珠算能力検定試験（7級-10級 1,257カ所 27,533名）
- 暗算検定試験（1級-6級 1,248カ所 56,052名）
- 暗算検定試験（7級-10級 471カ所 3,752名）
- 段位認定試験（準初段-十段 769カ所 12,472名）
- 読上算検定試験（1級-6級 33カ所 1,381名）
- 読上暗算検定試験（1級-6級 34カ所 1,376名）

② 競技大会等

- あんざんソロピカ杯 2003 参加選手 338名（7/20 於：東京都品川区「きゅりあん」）
- 2003年全国あんざんコンクール 122団体 15,251名
- 2003年全国そろばんコンクール 153団体 20,752名
- 各地珠算競技大会の支援 後援 165カ所、賞状 562枚、メダル 739個

③ 珠算指導者講習会

- ＜基礎＞ 6カ所 385名 <低学年＞ 3カ所 160名 <応用＞ 7カ所 406名
- ＜幼児＞ 2カ所 110名 <暗算＞ 4カ所 161名 <読上＞ 1カ所 5名
- 計 23カ所 1,227名

④ 研修会等

- 暗算セミナー 参加者 61名（7/13 於：名古屋市 「名古屋市民会館」）
- 珠算指導者講習会 参加者 48名（10/12～13 於：宮城県石巻市「石巻商工会議所」）
- 珠算研究発表会 参加者 40名（9/7 於：新潟市 「朱鷺メッセ」）
- 見学研修会 参加者 78名（3/28～29 於：大阪府東大阪市「興珠会シナプスクラブ」）

⑤ 刊 行 物 日本珠算（年6回発行） 第576号～第581号

⑥ P R チ ラ シ（第25号）36万枚

⑦ 優良生徒表彰 146団体、賞状 4,604枚、メダル 1,968個

3. 国際珠算協会日本国内委員会

会 長 植松 敏（当所専務理事）

事務局 東京都千代田区丸ノ内3-2-2 日本商工会議所事業部内

国際珠算協会は、1961年（昭和36年）11月に設立され、日本、韓国、台湾の3カ国の商工会議所、珠算関係団体で構成されており、各国にはそれぞれ「国内委員会」が設置されている。

日本国内委員会においては、珠算振興の一環として、3カ国持ち回りによる隔年での「国際珠算競技大会」の開催、日本商工会議所会頭および国際珠算協会日本国内委員会会長名による「珠算技能国際認定証」を交付している。

(1) 国際珠算競技大会の開催

国際珠算競技大会は、1961年（昭和36年）から日本、韓国、台湾の3カ国持ち回りで開催（1964年（昭和39年）までは毎年、以降隔年で開催）していたが、第23回大会（2001年（平成13年）8月に神戸市で開催）以降、当面の間、開催を見送ることとし、新たな形式での大会の開催について検討を続けることとなった。

これは、各国の珠算界を取り巻く環境が厳しくなっており、特に韓国では2001年から珠算検定を廃止したことや本大会に出場できる選手がいないことから、従来の名称や実施方法のままであれば参加することは不可能であると表明しているため。

(2) 珠算技能国際認定証の交付

珠算能力検定試験の1級～3級の合格者のうち、希望者に対し、日本商工会議所会頭及び国際珠算協会日本国内委員会会長名による英文の「珠算技能国際認定証」を交付している。15年度は、1級～3級までの合計で1,148名に交付した。

4. (社)日本販売士協会

会 長 藤森 眞

事務局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCUビル6階 TEL (03)3518-0191

(1) 会員の状況

正会員 34 団体、特別会員 118 団体、賛助会員（登録講師） 721 名

(2) 事業の概要

1. 販売士制度の普及振興

一般向けの他、小売店、受験希望者、資格取得者向けに次のようなPR事業を実施した。

①販売士リーフレット「販売のプロフェッショナルが販売士」の作成・配布（3万5千部）

②“販売士のいる店” 標示登録制度の推進

③通信教育講座の実施

・2級更新 1,500名 ・3級更新 2,645名 ・2級養成 259名 ・3級養成 252名

④販売士養成講習会及び販売士資格更新講習会の開催に対する助成（計29カ所）

⑤地域販売士交流会への支援

2. 各地販売士協会の設立及び活動強化のための支援

①協会設立についての指導・協力

当協会登録講師(1級販売士)6名が中心となって「神奈川販売士協会」の設立総会が平成16年5月15日に横浜市内で開催された。

②流通・接客セミナーの開催支援

流通業の新しい動向や販売促進のための接客のあり方等をテーマにした「流通・接客セミナー」を開催した。(計12回)

③各地協会事業への後援

3. 講習会等講師の養成と視察研修事業

①講師養成研修会の開催

「第26回販売士養成講習会等講師養成研修会」を15年7月29日(火)から4日間、東京・三田のNNビルにおいて開催し、全国各地から1級販売士をはじめとする62名が参加した。

②登録講師研修会の開催

本協会登録講師(賛助会員)の資質の向上と相互交流を図るため、16年3月27日(土)、東京・港区虎ノ門パストラルで50名の登録講師の参加のもと、「第25回登録講師研修会」を開催した。

③第13回最新商業施設視察会

当協会と日本小売業協会との共催により、8月22日(金)に「東京都心視察会」を実施した。コーディネーターは、ストアーズレポート編集局長風間晃氏。参加者は38名。

4. 販売士制度発足30周年記念事業

①買う立場・売る立場からのエッセイ・コンクールの実施

②エッセイ集の発刊

③30周年記念会報特集号の発刊

(3) 情報公開について

国が推進するインターネットによる公益法人のディスクロージャーに対応して、本協会独自のホームページにおいて、情報公開を行った。

5. 全国観光土産品連盟

会 長 細田 安兵衛（東京ブランドみやげ品協会会長）
副 会 長 篠原 徹（当所常務理事） 他 10 名
事 務 局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCUビル 6 階 TEL (03)3518-0193~4
職 員 数 2 名

(1) 第 44 回全国推奨観光土産品審査会の実施

日本商工会議所と共催で 12 月 5 日、東商ビル国際会議場で開催。全国各地から応募の観光土産品の中から公正表示、郷土色、食品衛生、品質、デザイン等の審査基準に基づいて審査し、全国推奨観光土産品を選定した。この中から特に優れたものに大臣賞、日商会頭賞などの各賞を授与した。出品点数は 47 都道府県の 474 社より 1,055 点（菓子 359 点、食品 566 点、民芸品 130 点）。入賞品の表彰式は 16 年 1 月 29 日、東商スカイルームで開催した。

<大臣賞入賞作品>

菓子の部<厚生労働大臣賞>樹の露、食品の部<農林水産大臣賞>活いか沖漬、民芸の部<国土交通大臣賞>高級メープル鳴子、工芸の部<経済産業大臣賞>カレットキャンドルホルダー「美ら海じんべえ」。他に日商会頭、全観連会長、全国連会長、日観協会長、全振連理事長、日専連理事長、日本商店連盟会長、全日本小売商団体連盟理事長の各賞と日商会頭並びに全観連会長努力賞が各部門ごとに授与された。

(2) 展示会等の開催・斡旋

4 月 18 日～20 日に旅フェア実行委員会（(社)日本観光協会）主催の「旅フェア 2003」が神奈川県・パシフィコ横浜で開催され、上記第 43 回審査会入賞品を展示 PRすると同時に会員含む 26 社が出展、販売を行った。また、11 月 2・3 日の両日、文化放送主催の「ラジオフェスティバル 2003」が明治神宮外苑・軟式野球場で開催され、会員含む 9 社が出展販売した。

(3) 経営戦略セミナーの開催

全国観光土産品公正取引協議会共催により 3 月 3 日に富山県富山市・富山県民会館で観光土産品等事業者セミナーを開催、参加者 73 名。講演テーマは次の通り。①「土産ビジネスの成功ポイントを探る」（ジャイロ流通研究所代表取締役・大木ヒロシ氏）②「JAS法について」（富山県食料政策課食品安全係主事・小野勉氏）③「食品衛生法について」（富山県食品生活衛生課食品乳肉係副主幹・島田正雄氏）④「景品表示法及び観光土産品公正競争規約について」（富山県生活文化課消費生活係主事・柏宗人氏）

(4) 第 14 回全国観光土産品連盟会長表彰

滋賀県高島郡 総本家 喜多品老舗 代表取締役 北村 眞一 氏

(5) 広 報

「観光土産品ニュース」第 38、39 号を刊行。全国推奨シールの作成・頒布。第 44 回全国推奨観光土産品名簿を作成・配布するとともにホームページ、会議所ニュース等で全国推奨品を紹介した。

6. 全国観光土産品公正取引協議会

会 長 細田 安兵衛（東京ブランドみやげ品公正取引協議会会長）

副 会 長 藤井秋田県協議会会長 他 12 名

事 務 局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCUビル6階 TEL (03)3518-0193～4

(1) 公正競争規約の遵守励行と周知徹底

地方・地区協議会の認定審査会、試買検査会等の実施を奨励し、規約の遵守励行を呼びかけると同時に違反商品については改善するよう指導した。また、消費者センターや一般消費者から寄せられた苦情を処理するとともに規約の解釈等についての質問に対応した。

(2) 審査会等合格商品への認定証交付

地方・地区協議会では認定審査会、試買検査会を実施し、公正競争規約に基づき必要表示事項、過大包装、特定事項の表示基準などについて審査している。本協議会では、これらの審査会、検査会で合格した商品に認定証を交付しているが、15年度認定数は24協議会2,536点であった。

(3) 第38回全国大会（東京大会）の開催

本協議会主催・東京協議会の主管で11月6日～7日の2日間、千代田区・東京商工会議所ビル「国際会議場」で開催。参加者149名。「これからの協議会のあり方」をテーマにパネルディスカッションが行われ、①組織強化について、②認定マークの普及について、③認定審査会・試買検査会などについて意見交換が行われた。また、随筆家・元NHKアナウンサー・山川静夫氏による「放送よもやまばな」と題する講演を聴取した。

(4) 第29回事務担当者研修会の開催

山形県協議会の主管により6月26日～27日の2日間、山形市「山形グランドホテル」で開催。参加者14名。独立行政法人農林水産消費技術センター仙台センター表示指導課農産係・坂井亨氏から「知っておきたい 食品の表示」また、地域史研究者・片桐繁雄氏から「出羽の大名・最上義光」を聴講した。2日目は「文翔館」、「観光さくらんぼ園」、「紅花資料館」等を視察した。

(5) 経営戦略セミナーの開催

全国観光土産品連盟共催により3月3日に観光土産品等事業者セミナーを開催、参加者73名。講演テーマは次の通り。①「土産ビジネスの成功ポイントを探る」（ジャイロ流通研究所代表取締役・大木ヒロシ氏）②「JAS法について」（富山県食料政策課食品安全係主事・小野勉氏）③「食品衛生法について」（富山県食品生活衛生課食品乳肉係副主幹・島田正雄氏）④「景品表示法及び観光土産品公正競争規約について」（富山県生活文化課消費生活係主事・柏宗人氏）

(6) 表 彰

全国協議会表彰規程に基づく15年度の表彰。

会員の部 21名 <特別功労者 9名> <永年勤続者 12名>

(7) 広 報

「会報」第55号、第56号を発行するとともに、ホームページにて協議会事業、観光土産品公正競争規約の内容などを紹介した。

7. (財) 日本産業協会

会 長 歌田 勝弘 (味の素(株)特別顧問)
事務局 東京都港区虎ノ門 2-5-21 寿ビル 5階 TEL (03)3501-7731
職員数 18名 (非常勤嘱託を含む) 基本財産 5億3千万円

大正10年3月に財団法人として設立され、戦後は活動を停止していたが、昭和55年7月に「消費生活アドバイザー試験」の実施機関として再発足した。

1. 「消費生活アドバイザー制度」は、消費者と企業のいわばパイプ役として、消費者の意向を企業経営に反映させるとともに、消費者に適切なアドバイスができる人材を「消費生活アドバイザー」として認定し、産業界の消費者志向体制の整備に役立てようとするものである。本資格試験は、経済産業大臣の事業認定を受け、日本商工会議所ならびに札幌・東京・名古屋・大阪・福岡の各商工会議所の後援を得て実施している。平成15年度の試験の概況は次のとおりである。

① 受験申請者は、3,416名(前年比11.1%増)で、577名が合格(合格率18.9%)した。申請者の内訳は男性1,357名(前年比13.9%増)、女性2,059名(同9.3%増)となった。

② 合格者577名の内訳は男性209名、女性368名で女性の比率は前年の62.0%から63.8%へと上昇した。年齢別構成では30歳未満94名、30歳代221名、40歳代185名、50歳代以上が77名となっており、合格者の平均年齢は39.8歳で前年と同様であった。職業別構成では、有職者が419名で72.6%を占め、無職者は151名で26.2%となっている。また、業種別では製造業(32.2%)、金融・保険業(16.5%)、サービス業(14.6%)、流通業(11.2%)等となっている。

③ 合格者の内、申請のあった565名に対しては平成16年4月1日付けで消費生活アドバイザーの称号を付与し、これにより本制度実施以来の認定者数は9,867名となった。

2. 消費者啓発の一環として実施している通信講座の受講者は6,832名で、うち修了者は4,259名であった。

3. 消費者志向優良企業の経済産業大臣表彰については、被表彰企業および功労者の推薦母体である当協会内に選定委員会を設置し、調査表提出のあった企業、推薦書提出のあった個人・グループを対象に厳正な審査を行い経済産業大臣に推薦した。(約1,350企業・団体に案内) その結果、優良企業として「(株)資生堂」、「P&Gファアー・イースト・インク」、「(株)ふくや」の3社が、また、企業活動功労者として1グループ(川越胃腸病院「医療サービス対応事務局」)がそれぞれ経済産業大臣表彰を受賞した。

4. 経済産業省主催の「第22回消費者担当役員懇談会」を協賛事業として実施した。

5. 企業等において消費者対応部門に従事する消費生活アドバイザー等を対象に、電子商取引に関する法律知識やインターネットに係る技術知識・スキル、問題解決に必要な実務能力等の向上を目的にITEC研修会を開催(東京・2回)した。

6. 消費生活アドバイザーの社会的評価をさらに高めるため、人材データベースを構築し、人材活用についての情報提供等を行った。

7. 産業界の消費者志向を促進するため、「特定商取引法」に基づき企業、消費者双方からの問い合わせ、相談(約1,400件)に対して指導、助言を行った。

8. 経済産業大臣より「平成15年度特定商取引適正化事業」の委託を受け、特定商取引法の規定に基づく主務大臣に対する申出制度の活用を図り、訪問販売取引等の適正化に資することを目的として、本制度に係る指導・助言、啓発活動を展開するとともに、近年の情報化の急速な進展に伴い多発する電子商取引に係るトラブルに対処するため①電子商取引モニタリング事業②起業環境整備調査等事業を実施した。

9. 消費生活アドバイザー制度普及のため、広報誌「あどばいざあ」(季刊)の刊行、ポスター・パンフレットの作成・配布のほかテレビ、新聞、雑誌等を活用して全国的にPRを展開した。また、ホームページを拡充し、消費生活アドバイザー制度、当協会の事業活動等を広く紹介した。

8. (財)日本産業デザイン振興会

会 長 山口 信夫 (当所会頭)

事務局 東京都港区浜松町 2-4-1 世界貿易センタービル別館 4階 TEL (03) 3435-5633

職員数 10名 基金財産 9億9,000万円 (内基本財産 4,000万円)

(1) Gマーク事業

15年度のグッドデザイン賞事業には2,400件を越える応募があり、厳密な審査により569社、1,097県がグッドデザイン賞を受賞した。また、グッドデザイン大賞等各賞(34件)、ロングライフデザイン賞(31件)が選ばれた。一般に公開したデザインフェア「グッドデザイン・プレゼンテーション」の開催(来場者約17,000人)をはじめ、グッドデザインイヤブックス、GD新書の刊行、歴代の全受賞データ(約28,000件)のインターネットによる公開等を実施した。さらに、アジア地域(ブルネイ・カンボジア・インドネシア・マレーシア・フィリピン・タイ・ベトナム)に対して製品デザインの重要性およびGマークの啓蒙普及等のため専門家の派遣を行い「アセアン・デザインセレクション」を44件選出した。

(2) 情報事業

①産業デザイン館の常設展示および「デンマークデザイン展」の開催、②デザイン誌「Design News」の刊行(年4回)、③国内外のデザイン関係図書、文献等の情報収集と提供、④「Design News」で連載してきた「作家の仕事場」をテーマとする展示会の開催およびワークショップ等を実施した。

(3) 地域デザイン振興事業

国内各地域におけるデザイン振興施策の情報交換を行うため「全国デザインセンター会議」を開催した。

(4) 国際デザイン交流事業

①ICSID(国際インダストリアルデザイン団体協議会)等海外デザイン関係機関との情報交流、②海外広報誌「DESIGN JAPAN」の発行、③デザインセミナー「最新!EUデザインのパーспекティブ」を開催した

(5) 「デザイン月間」推進事業

10月をデザイン月間とし、全国の地方自治体、経済団体、デザイン団体等で実施する事業を「デザインの月間」記念事業として登録し、支援した。

(6) デザイン&ビジネスフォーラム事業

経済産業省「戦略的デザイン活用研究会」の「デザインはブランド確立への近道」と題する40の提言をうけ、平成15年10月に産業界、デザイン界、教育界、その他各界のオピニオンリーダーによる「デザイン&ビジネスフォーラム」が結成され、山口会長が代表に就くとともに、当振興会が事務局となり今後3年間デザインの創造・活用推進、人材育成等を実施することとなった。

9. (社)日本商事仲裁協会

会 長 山口 信夫 (当所会頭)

事 務 局 東京都千代田区有楽町 1-9-1 大正生命日比谷ビル 4 階

T E L (03) 3287-3051

職 員 数 19 名

(1) 商事紛争に関する仲裁・調停・斡旋

① 仲裁：

- 1) 15 年度に申立てのあった仲裁事件は 13 件であった。これに前年度よりの継続事件 22 件を合わせ合計 35 件の仲裁事件を取り扱った。そのうち 15 件については仲裁判断が出され、2 件は和解が成立して取り下げられた。
- 2) わが国仲裁法が U N C I T R A L モデル法に大きく依拠した新法に改正され、平成 15 年 8 月 1 日に交付されたことを受け、本協会の商事仲裁規則を改正し、新法の施行に伴せて、翌 16 年 3 月 1 日より施行した。
- 3) 本協会の仲裁人名簿登載者につきその見直しと拡充を行い、日本人 90 名、外国人 48 名から成る仲裁人名簿を作成した。

② 調停：15 年度に申立てのあった国内調停事件は 19 件で、そのうち 5 件については調停成立、1 件が不成立、9 件は不応諾であった。

③ 斡旋：15 年度に申立てのあったあつ旋事件は 7 件であった。

(2) 商事紛争に関する相談事業

① 一般相談：相談・問い合わせのうち、国際商事紛争に関するものは 623 件であり、国内商事紛争に関するものは 130 件であった。

② 法律相談：渉外弁護士による無料法律相談は東京、大阪および名古屋の各事務所で開催し、その相談件数は合計 97 件であった。一方、日本貿易振興機構との共催により、貿易実務相談および中国専門法律相談を東京事務所において開催し、その相談件数は、それぞれ 101 件および 38 件であった。

(3) 調査研究および普及・広報活動

9 月 16 日にベトナム国際仲裁センターと、ADR (裁判によらない紛争解決) 推進のために両機関が相互に協力することを約した協力協定を終結した。これにより、本協会が外国の ADR 機関と終結した協力協定は累計 43 となった。

① 調査研究：

- 1) 仲裁法規集の第 33 回追録を刊行した。
- 2) 標準契約条項例「秘密保持契約・共同開発契約」を作成した。

② 普及活動：

- 1) 月刊機関誌「J C A ジャーナル」の発行やホームページによる情報発信を通じ、広報普及活動を実施した。
- 2) 経済産業省、中小企業庁および日本商工会議所の委託を受け、中小企業への ADR の普及活を図ることを目的に下記の事業を行った。
 - ・わが国における調停人養成システム構築の基礎資料とすべく、米国・英国の有力 ADR 機関や専門化が実施している調停人養成の教材・資料およびカリキュラム等の情報を収集し、報告書にまとめた。
 - ・日本商工会議所のほか、札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡の全国 8 拠点商工会議所の ADR 担当者を交え、3 月 4 日に ADR 推進連絡会議を開催し、調停の担い手に対する啓発・教育方法等につき意見交換を行った。また、国内商事調停の普及と利用促進にあたっては、

実際のトラブル事例を調査し、その需要を正確に把握する必要があるとの認識のもと、全国 524 の商工会議所中 108 ヶ所を対象として、相談事例と管内企業が具体的に経験したトラブル調査を行い、報告書にまとめた。

・ ADR 普及パンフレット 2 種を全国の商工会議所等関係機関に配布し備置を依頼した。

- 3) 東京、名古屋、大阪、神戸の各都市で、仲裁、取引契約、紛争予防、輸出入の実務、外為・貿易決済等をテーマに計 19 回のセミナー、講習会を開催し、ADR の普及活動を行うとともに国際契約等に関する各種情報提供を行った。

(4) A T A カルネ事業

日本商工会議所の委託を受けて発給している A T A / S C C カルネ（免税扱一時輸入通関手帳）の発給件数は、577 件で前年度比 3.5% の減少となった。なお、日本発給の A T A カルネ通用国・地域は 53 のままで変動はなかった。

10. (財)日本ファッション協会

理事長 馬場 彰
副理事長 平井 克彦、池田 守男、岡田 邦彦、畑崎 重雄、植松 敏(当所専務理事)
理事 27名 監事 2名 評議員 58名 顧問 5名 参与 12名
相談役 石川 六郎、岡田 卓也、稲葉 興作、山口 信夫
事務局 東京都江東区有明3-1 T F Tビル東館9階 TEL (03)5530-5641
職員数 4名 設立 平成2年4月4日(通商産業大臣認可)
基本財産 18億1,600万円(平成16年3月31日現在) 出捐企業・団体数 147 賛助会員 27

(1) 協会の役割

本協会は、ファッションが多くの人々の共感を得て広がり、生活文化へと発展する源であるとの認識に基づき、ファッションの向上を図ることを目的として、平成2年4月に設立された。ファッションの向上を図るため具体的な事業として、東アジア地域との相互理解・交流とファッションビジネスの促進支援、心の豊かさを育む都市の再生プロジェクトの推進、新たな生活文化の創造に貢献する活動に対する顕彰、アジア・オリジナル・カラーの研究など豊かな生活文化の創造を目指した事業を実施している。

(2) 事業概要

- ① 東アジア地域におけるより豊かな生活文化の創造を推進するとともに、広く国際社会にアジアのファッションを普及させることを念頭に置き、日本・中国・韓国3カ国の各ファッション協会共同による「アジアファッション連合会」を設立し、その発足を12月10日に東京で開催した。
- ② 個性豊かな都市、日本人の心の豊かさを育む都市の創生を目指した新・ファッションタウン構想「生活文化創造都市」創生プロジェクトを推進するため委員会を設置し、同都市のコンセプトや政策メカニズムなどに関する研究を行った。また、ファッションタウン推進都市、MONO まちづくり推進都市等の行政や団体などの関係者を対象に、シンポジウム「生活文化創造都市・東京会議」を、全国から150名の参加を得て11月14日に開催した。
- ③ 新たな生活文化の創造に寄与する、優れた諸活動の功績を顕彰することを目的に制定した「日本生活文化大賞」については、(社)東京ファッション協会が実施している「東京クリエイション大賞」と合同の顕彰制度として実施した。表彰対象として、全国からの応募や関係者の推薦等により99件(うち海外10件)の案件の中から、合同顕彰制度委員会の選考を経て、日本生活文化大賞2件、東京クリエイション大賞2件の計4件を決定(今回は両賞ともの大賞該当案件なし)し、3月18日に東京で表彰式と記念パーティーを開催した。
- ④ 日本の最新のファッション情報(衣・食・住・遊など生活文化全般)を日本・中国・韓国はじめアジア、さらに世界各国にアピールするため、まず、日本の主要なファッションストリートにおける生活者の定点観測フォト「Style-arena. Jp(スタイル・アリーナ)」を、アジアファッション連合会の設立を機に12月9日からウェブサイト上に公開し、平成16年3月末には150万ページビュー/月を達成した。また、ファッションや生活文化に関わる広報・PR活動の必要性が重要であることから、ホームページのコンテンツおよび情報システムのリニューアルを行った。
- ⑤ 日本・中国・韓国3カ国による北東アジアの気候・風土・文化を背景にしたアジアカラーの研究と発信、カラー情報の交換、人的交流の推進を図るため、関係団体・企業による「アジア・ファッションカラー研究会」の可能性・展望の検討を実施するとともに、活動内容の提案および今後の進め方などについて、中国、韓国の色彩関係者への働きかけを行った。
- ⑥ 「ファッション推進連絡協議会」を大阪で開催し、各地域の事業活動等の報告、地元講師による地域の問題点やその対応についての講演等を行うなど、各地ファッション協会等との相互理解と連携の強化を図った。

11. (株)キャリアック (商工会議所福利研修センター)

代表取締役 篠原 徹 (当所常務理事)

所在地 静岡県浜松市村楠町 4597 TEL (053) 484-4155

(1) 会社設立の目的

全国の商工会議所の役職員や会員事業所の経営者・従業員等の研修やリフレッシュのための施設である(株)キャリアック(商工会議所福利研修センター)の運営・管理を行うため、日本商工会議所が各地商工会議所の協力のもとに設立。

(2) 会社の概要

①設立登記日 平成4年6月10日

②本店所在地 静岡県浜松市

③資本金 5000万円

④役員 取締役9名 監査役1名(16年3月31日現在)

代表取締役:篠原 徹(当所常務理事) 専務取締役:中島 芳昭(当所理事・事務局長)

常務取締役:藤井 史朗

取締役:桜木 敬 取締役:大野 隆夫 取締役:工藤 尚武

取締役:清水 孝男 取締役:藤野 隆史 取締役:安永 裕相

監査役:佐々木 修

⑤従業員数 17名

(3) 事業概要

①稼働状況

15年度の利用者は、実績ベースで宿泊利用が28,734人、日帰り利用が3,263人で、合計31,997人となった。宿泊利用者は、昨年度に比べ6,808人増、稼働率では8.8ポイント増の37.3%となった。

②営業活動・各種イベント等の実施

営業・PR活動としては、日本商工会議所、各地商工会議所、アクサ生命保険(株)の協力のもとに、企業、業界団体、教育機関等への訪問、ダイレクトメールやEメールによるPR・営業活動を精力的に展開した。さらに、利用促進を図るため、独自の企画を実施するとともに、各種団体・機関の行うセミナー・イベント等を積極的に誘致した。その結果、各大学主催による研究会、高等学校の受験合宿、青少年サッカー合宿などが開催された。さらに、商工会議所関係では、日本商工会議所が主催する商工会議所役職員を対象とした各種研修会のほか、2004年4月8日から10月11日まで開催の「浜名湖花博」への会場視察会などが開催された。そのほか、福利利用の顧客に対しては、年末年始・ゴールデンウィーク期間中、特別のイベントを実施した。

③債権・債務状況

当所とキャリアックの間に記載すべき債権・債務関係はない。

12. (財)日本容器包装リサイクル協会

理事長 山口 信夫 (当所会頭) 副理事長 林 周二 専務理事 新宮 昭
理事 46名 評議員 51名
事務局 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政互助会琴平ビル 3階 TEL (03)5532-8597
職員数 39名 基本財産 1億2,028万5千円

1. 平成 15 年度において、本協会は特定事業者等から再商品化の委託を受け、全国 1,971 (前年度 1,863) の保管施設を対象に入札選考作業を行い、特定分別基準適合物 (無色のガラスびん、茶色のガラスびん、その他の色のガラスびん、PET ボトル、プラスチックおよび紙製容器包装) ごとに再商品化事業者を選定・委託し、再商品化を実施した。その結果、15 年度の引取実績は前年度比でそれぞれ、ガラスびん全体で 100.4%、PET ボトルで 113.0%、紙製容器包装で 124.2%、プラスチック容器包装で 141.7% であった。また、再商品化製品の利用状況においても同様な伸びが見られた。
2. 再商品化事業の円滑実施に向け、業務システムの改善を行うとともに、現行業務システムの更新に向けて、次期業務システムの開発に着手した。
3. 平成 16 年度の容器包装再生処理事業の実施を希望する事業者に対し、登録受付期間内に、登録申請に係る説明会を開催した。
4. 本協会が委託するガラスびん、PET ボトル、紙およびプラスチック製容器包装の再生処理事業を対象に、技術専門機関に委託し、施設ガイドライン等に基づき処理施設に対する現地調査を実施した。
5. 平成 16 年度の再商品化の実施に向けて、本協会登録の再商品化事業者 (ガラスびん 120 社、PET ボトル 60 社、紙 91 社、プラスチック 88 社) を対象に、東京で入札説明会を開催した。
6. 商工会議所、商工会に再商品化委託契約に関する業務の一部を委託し、16 年度における特定事業者との再商品化委託契約の申込・受付業務を実施した。また、申込受付・契約関連手続き業務の円滑な遂行に資するため、商工会議所・商工会担当者向け「再商品化業務委託マニュアル CD-ROM」を作成・配布した。
7. シンポジウム、講演会、座談会等への講師派遣ならびに各種マスコミ (新聞、雑誌) 等を通じ、法の概要および本協会の役割と業務内容の普及・啓発に努めた。
8. 経済産業省が作成したパンフレット「容器包装リサイクル法」や、本協会が作成した容器包装リサイクル法に関するパンフレット「なぜ? なに? リサイクル」などを、事業者、自治体、消費者等に配布し、容器包装リサイクルの普及啓発に努めた。
9. 会報「再商品化ニュース (No. 21~No. 24)」を季刊で発行し、賛助会員、特定事業者、都道府県・市町村担当部署等に対し本協会事業の進捗状況、容リ法の解説等につき情報提供を行った。また、ホームページ (<http://www.jcpra.or.jp/>) を積極的に活用することにより、効率的かつ適時な情報発信と普及啓発に努めた。
10. 主務 5 省との連絡を緊密にするとともに、内外のリサイクル関係諸機関との交流・協力の推進に努めた。
11. 賛助会員 26 社。賛助会費を会報「再商品化ニュース」発行費用に充当した。

13. 商工会議所年金教育センター

理事長 植松 敏（当所専務理事）
理事 9名 監事 2名 顧問 2名
事務局 東京都千代田区神田美土代町7 東英美土代ビル2階
職員数 3名 設立 平成13年9月12日
（ホームページ <http://www.cci-nenkin.jp>）

(1) 設立の目的

本センターは、商工会議所の会員企業を中心とする中小企業や個人事業主等が安心して企業年金や退職金制度等を導入できる社会環境を整えるため、各地商工会議所等の中小企業団体が行う年金・退職金制度、ライフ・プランニング、金融商品、投資等に関する各種教育、啓発普及活動を側面から支援することを目的とする。

(2) 事業概要

①教育研修事業

- 平成15年4月に第5回登録講師養成研修会を実施した。この結果、登録講師数は298名となり、全国の商工会議所等に年金・退職金セミナーの講師・相談員を紹介できる体制が更に拡充された。
- 各地商工会議所の経営指導員の義務研修に対して、講師紹介・教材提供等で支援した（延べ15回、講師15名）。
- 各地商工会議所の会員向け年金・退職金セミナーに対して、講師紹介・教材提供等で支援した（延べ23回、講師24名）。
- 平成15年11月25日に「商工会議所年金フォーラム2003」を開催した（参加者853名）。
- DCプランナー教育用通信講座（基礎編、2級受験用）を新規開講した。

②出版事業

- パンフレット「確定拠出年金の知識」を2,212部頒布した。
- 小冊子「企業年金の制度と知識」を1,953部頒布した。
- 講師養成用教材「新年金実務講座」第1巻・第2巻を合計713部頒布した。
- 「商工会議所年金フォーラム2003ブックレット」を発刊した。

③IT事業

- （社）証券広報センターと協力して、投資教育ネット・プログラム「投解道」の普及促進に努めた。
- 金融機関等から本センターホームページのバナー広告の提供を受け、情報の多様化を図った。

④DCプランナー支援事業（日本商工会議所受託事業）

- DCプランナー向けのメールマガジンを月2回に増刊して配信した。
- DCプランナー向けの会報「DC PLANNER」を年2回発行した。

⑤調査・研究事業

- 年金制度改正要望について、確定拠出年金の拠出限度額の引上げ等を日本商工会議所に提言した。
- 厚生労働省の確定拠出年金連絡会議等に参画し、意見具申を行った。
- 中小企業庁の委託調査について、全国16会場の講師紹介、マスコミPR、参加者募集等で協力した。

⑥その他

- 国との緊密な連携及び各種マスコミの活用を通じて、本センターの活動を各方面に広く周知した。